

法務年鑑

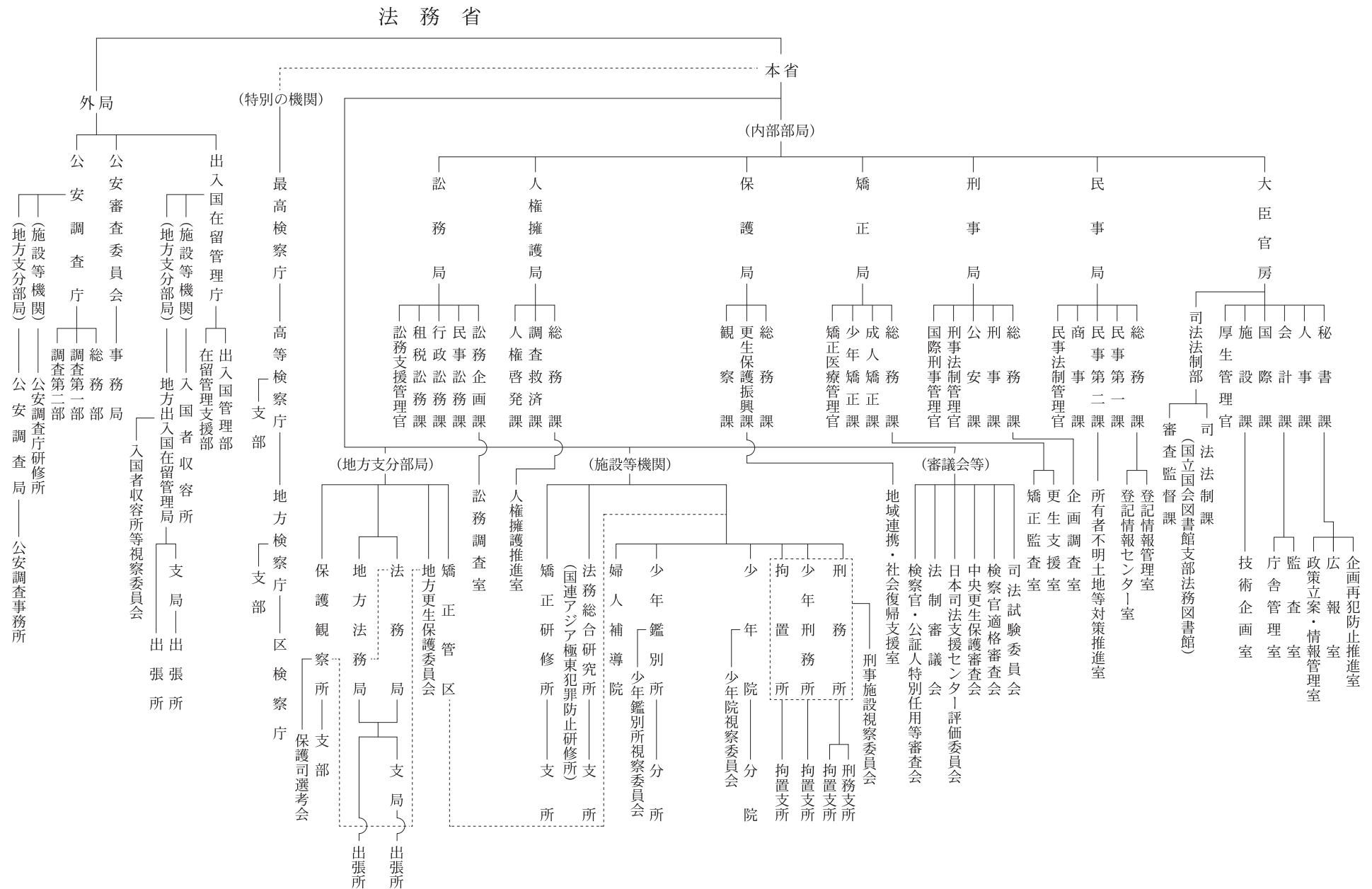
令和元年

法 務 省

法 務 省 機 構 図

(令和元年12月31日現在)

〔備考 平成31年1月1日現在の機構図は、巻末見返しを参照〕



法 務 年 鑑

令 和 元 年

法 務 省

は し が き

- 1 この年鑑は、令和元年（平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間）における、法務省（内部部局・審議会等・施設等機関・地方支分部局・特別の機関・外局）の業務運営状況を概観したものである。
- 2 この年鑑は、各部局、施設等機関及び外局が取りまとめた内容を司法法制部において編集したものであって、第1部「総説」では、法務省全体としての重点施策、組織、定員及び予算について概説し、第2部「業務の概況」では、各部門別に重要施策、その他の業務の概況を説明し、「付録」として、予算・決算、公布法務省主管法律一覧、その他の関係資料を掲載した。
- 3 編さんに当たり、関係各部門の御協力に対して、深く謝意を表する次第である。

令和2年11月

法務省大臣官房司法法制部

凡 例

統計数字の末尾で四捨五入したものは、その計が合計欄の数字と一致しない場合がある。

目 次

法務省機構図（令和元年12月31日）	巻頭見返し
--------------------------	-------

第1部 総 説

第1 重点施策	3
第2 組 織	18
1 組織の変動	18
2 組織の概況	19
第3 定 員	31
第4 予 算	32

第2部 業務の概況

本 省

第1 内 部 部 局	35
I 大 臣 官 房	35
秘 書 課	35
〈業務の実施状況〉	
1 行政改革関係	35
2 国の機関等の移転	37
3 個人情報保護関係	38
4 情報公開関係	40
5 国会関係	40
6 省庁横断的な重要施策関係	43
7 式典	46
8 公文書の接受等	46
〔広 報 室〕 1 広報関係事務	47
2 報道関係事務	51
3 各種行事の実施状況	51
4 行政相談	52
5 防災・国民保護業務	52
〔政策立案・情報管理室〕 1 行政情報化推進関係	53
2 情報システム関係	53

	3 情報セキュリティ対策の強化	54
	4 政策評価関係	55
	5 証拠に基づく政策立案の推進	56
	6 男女共同参画関係	56
	7 青少年育成関係	57
人 事 課		58
	1 定員関係	58
	2 叙位・叙勲・褒章及び表彰取扱件数	59
	3 懲戒処分件数	60
	4 職員の兼業	60
	5 人事記録関係	60
会 計 課		61
	1 令和2年度予算編成	61
	2 令和2年度法務省予算の概要	61
	3 令和元年度決算の概要	64
	4 適切な予算執行等の確保	67
国 際 課		69
	〈重要施策の概要〉	
	1 国連犯罪防止刑事司法会議 (通称「CONGRES」)	69
	2 国際仲裁	69
	〈業務の実施状況〉	
	1 国際人権関係	70
	2 国際犯罪関係	70
	3 国際知財司法シンポジウム	70
	4 法制度整備支援の推進に向けた取組	71
	5 二国間等協力・連携関係	71
	6 来省外国政府・国際機関職員等の受入れ	71
	7 大臣等の海外出張	71
施 設 課		72
	1 重要施策の概要	72
	2 年間業務の概要	73
	3 平成30年度法務省所管国有財産の概況	75
厚 生 管 理 官		77
	〈業務の実施状況〉	
	1 職員の福利厚生等関係	77
	2 財形貯蓄・財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄	

	関係	77
	3 災害補償関係	77
	4 共済組合関係	77
司 法 法 制 部		79
	〈重要施策の概要〉	
	1 司法制度等に関する企画及び立案	79
	2 日本司法支援センターを中核とした総合法律 支援制度の推進	79
司 法 法 制 課	1 司法制度等に関する企画及び立案等	80
	2 法令及び法務に関する資料の整備及び編さん 並びに法令の外国語訳の推進	87
	3 法制審議会に関する事項	90
	4 国立国会図書館支部法務図書館に関する 事項	90
	5 法務に関する統計事務	90
	6 法務に関する統計資料の編さん及び刊行	90
	7 総合法律支援の実施及び体制の整備に関する 事務	91
審 査 監 督 課	1 外国法事務弁護士に関する事務等	92
	2 債権管理回収業の監督に関する事務	96
	3 認証ADR制度に関する事務	99
参 事 官		101
〔法務図書館〕	1 沿革	101
	2 図書資料の収集	102
	3 管理業務	103
	4 図書館・法務史料展示室業務のアウトソー シング	103
	5 図書情報検索システム	103
	6 調査検索業務	104
	7 国立国会図書館中央館との連絡業務	104
	8 法務史料展示室・メッセージギャラリーの 管理・運営	105
Ⅱ 民 事 局		107
	〈重要施策の概要〉	
	1 法務局における自筆証書遺言に係る遺言書 の保管制度	107
	2 地図整備の推進	107

	3	戸籍事務へのマイナンバー制度導入	108
	4	無戸籍者の解消に向けた取組	108
	5	法人設立手続のオンライン・ワンストップ化	108
	6	登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）の 包括的民間委託の実施	109
	7	司法書士法及び土地家屋調査士法の 一部改正	109
		〈会同〉	
		中央会同	109
		〈法令立案関係〉	110
		〈大臣表彰〉	
	1	優良戸籍従事職員の表彰	113
	2	司法書士の表彰	113
	3	土地家屋調査士の表彰	113
総 務 課		登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）の 包括的民間委託の実施	114
民 事 第 一 課	1	電子情報処理組織による戸籍事務の処理	114
	2	後見登記に関する事項	114
	3	国籍事務に関する事項	114
民 事 第 二 課	1	不動産登記に関する事項	115
	2	司法書士及び土地家屋調査士に関する事項	116
商 事 課	1	商業・法人登記に関する事項	120
	2	商事に関する事項	120
	3	債権譲渡登記関係	121
	4	動産譲渡登記関係	121
	5	供託事務関係	121
	6	非訟事件等に関する事項	121
民事法制管理官・参事官			121
	1	民法・商法関係	121
	2	民事手続法関係	123
Ⅲ 刑 事 局			124
		〈重要施策の概要〉	
		立法作業の促進	
		刑事訴訟法等の整備	124
		〈主な会同〉	125
		〈主な審議法案〉	126
総 務 課	1	組織関係	129

	2	検務事務関係	129
	3	検察庁に関する国家賠償請求事件関係	129
	4	検察審査会関係	129
刑 事 課			130
	1	一般刑事事件	131
	2	環境関係事件	131
	3	公務員関係事件	131
	4	選挙関係事件	131
	5	財政経済関係事件	131
	6	交通関係事件	132
	7	少年事件	132
公 安 課	1	公安事件	133
	2	労働事件	133
	3	外事関係事件	133
	4	風紀関係事件	134
	5	麻薬・覚醒剤関係事件	135
	6	暴力関係事件	136
刑事法制管理官		刑事訴訟法等の整備	137
国際刑事管理官		国際犯罪関係	137
Ⅳ 矯 正 局			138
		〈重要施策の概要〉	
	1	再犯防止施策の推進	138
	2	保安警備体制の充実・強化等	138
	3	矯正医療の充実強化	139
	4	採用広報活動の充実	139
	5	女子刑事施設の運営改善と女性職員の活躍 推進	140
	6	組織運営体制の改善	141
	7	P F I手法を活用した刑務所の整備・運営	141
	8	公共サービス改革法を活用した刑事施設の 運営業務の民間委託の実施	142
	9	札幌刑務支所女子依存症回復支援センター	142
		〈会同・協議会〉	142
総 務 課	1	職員定員	145
	2	施設整備	145
	3	刑務共済組合の業務	145
	4	矯正施設の監査	146

	5 不服申立件数	148
成人矯正課	1 刑事施設（刑務所・少年刑務所・拘留所） における保安及び処遇	148
	2 刑事施設の収容人員	150
	3 処遇調査・集団編成	150
	4 刑事施設における教育活動	151
	5 刑務作業の運営状況	153
	6 職業訓練の実施状況	154
	7 就労支援	155
	8 国際受刑者移送制度	155
少年矯正課	1 少年施設（少年院・少年鑑別所）における 保安及び収容状況	156
	2 少年鑑別所における鑑別、観護処遇及び地域 援助充実施策	156
	3 少年院における矯正教育及び社会復帰支援 充実施策	158
	4 少年院及び少年鑑別所と保護観察所との連携 強化	159
矯正医療管理官	1 保健医療	159
	2 給養	160
参事官	〈矯正に関する法令案の検討及び作成〉 省令案の作成及び改正	161
V 保護局		163
	〈重要施策の概要〉	
	1 保護観察の充実強化	163
	2 生活環境の調整の充実強化	163
	3 自立更生促進センター及び就業支援センター の運営	163
	4 薬物事犯者に対する処遇の充実強化	164
	5 就労支援の推進	164
	6 住居確保支援の推進	164
	7 高齢者・障害のある者等への支援の充実	165
	8 地方公共団体と連携した再犯防止の推進	165
	9 犯罪予防活動の推進について	165
	10 保護司の安定的確保について	165
	〈会同〉	166
総務課	1 地方更生保護委員会及び保護観察所の管理	167

	2	法令の改正等	167
	3	保護司・更生保護法人役員等の表彰	167
	4	常時恩赦	168
	5	恩赦出願期間短縮	168
	6	即位の礼に当たり行われた恩赦	168
	7	医療観察	169
	8	犯罪被害者等施策	171
	9	更生保護制度についての調査研究	171
更生保護振興課	1	更生保護制度施行70周年記念全国大会	172
	2	地方別保護司代表者協議会	172
	3	第56回“日本更生保護女性の集い”	172
	4	令和元年度更生保護女性会員中央研修	172
	5	第60回BBS会員中央研修会	172
	6	更生保護女性会・BBS会新会員研修	172
	7	“社会を明るくする運動”	173
	8	保護区数及び保護司定数	176
	9	更生保護事業を営む者	177
	10	刑務所出所者等に対する就労支援施策	179
観 察 課	1	仮釈放・仮退院	180
	2	保護観察	182
	3	審査請求事件の処理	185
Ⅵ 人 権 擁 護 局			186
		〈重要施策の概要〉	
	1	人権啓発活動の推進	186
	2	人権救済活動の充実	186
総 務 課	1	人権擁護委員及びその組織	187
	2	人権擁護委員の活動状況	187
	3	人権擁護委員の表彰	189
	4	人権擁護委員に対する研修	189
	5	「人権擁護功労賞」表彰	189
調 査 救 済 課	1	人権侵犯事件の新規救済手続開始状況	189
	2	人権侵犯事件の処理状況	191
	3	人権相談	191
	4	人権相談等の広報	192
人 権 啓 発 課	1	第71回人権週間	196
	2	北朝鮮人権侵害問題啓発週間	196
	3	全国中学生人権作文コンテスト	196

	4 人権教室	196
	5 人権の花運動	197
	6 人権に関する国家公務員等研修会及び人権 啓発指導者養成研修会	197
	7 人権啓発資料法務大臣表彰	197
	8 啓発・広報活動	197
Ⅶ 訟 務 局		201
	〈重要施策の概要〉	
	1 訟務事務処理体制の充実強化	201
	2 予防司法機能の充実強化	201
	〈会同等〉	202
訟 務 企 画 課	1 国の利害に関係のある訴訟についての法務大 臣の権限等に関する法律第7条第1項の公法人 を定める政令(昭和37年政令第393号)の改正 ..	202
	2 訟務事務担当職員の養成	202
	3 訟務の概況の編集・発行	202
	4 訟務月報の編集・発行	202
民 事 訟 務 課	1 新たに提起された事件	202
	2 判決・決定等があった事件	204
行 政 訟 務 課	1 新たに提起された事件	241
	2 判決・決定等があった事件	242
租 税 訟 務 課	1 新たに提起された事件	268
	2 判決・決定等があった事件	268
訟務支援管理官		273
参 事 官	重要事件の処理及び指導	273
第2 審 議 会 等		274
I 司法試験委員会		274
	司法試験	274
	司法試験予備試験	274
Ⅱ 検察官適格審査会		275
Ⅲ 中央更生保護審査会		275
Ⅳ 日本司法支援センター評価委員会		275
Ⅴ 法 制 審 議 会		276
	1 諮問事項	276
	2 答申	279
	3 審議状況	279
Ⅵ 検察官・公証人特別任用等審査会		280

第3 施設等機関	281
I 刑務所等	281
1 刑務所、少年刑務所及び拘置所の数	281
2 刑務所の名称及び所在地	281
3 少年刑務所の名称及び所在地	284
4 拘置所の名称及び所在地	285
II 少年院及び少年鑑別所	286
1 少年院及び少年鑑別所の数	286
2 少年院の名称及び所在地	286
3 少年鑑別所の名称及び所在地	287
III 婦人補導院	289
1 婦人補導院の数	289
2 婦人補導院の名称及び所在地	289
IV 法務総合研究所	289
〈重要施策の概要〉	289
〈刊行物〉	
1 定期刊行物	291
2 不定期刊行物	291
〈業務の実施状況〉	
総務企画部	
1 法科大学院派遣検察官連絡協議会の開催	291
2 法科大学院派遣前研修の実施	291
研 究 部	
1 犯罪被害に関する総合的研究	292
2 詐欺に関する研究	292
研 修 第 一 部	
1 研究	292
2 研修	292
研 修 第 二 部	
1 中央研修	293
2 地方研修	296
研 修 第 三 部	
1 中央研修	297
2 地方研修	298
国際連合研修協力部	
1 国際研修等	300
2 海外における活動等	301
3 その他の活動	302
国 際 協 力 部	
1 国際研修	302
2 連絡会・研究会・シンポジウム等	303
V 矯正研修所	304
1 令和元年の研修実施状況	304
2 令和元年に実施した研修の特色	307

	3 令和元年に実施した協議会及び事務打合せ会	308
	4 その他	308
第4 地方支分部局		309
I 矯正管区		309
	矯正管区の名称、所在地及び管轄区域	309
II 地方更生保護委員会		310
	1 地方更生保護委員会の概況	310
	2 地方更生保護委員会の名称、所在地及び管轄区域	310
	3 地方更生保護委員会事件取扱状況	311
III 法務局及び地方法務局		313
	1 法務局・地方法務局の所在地及び管轄区域	313
	2 法務局・地方法務局の支局及び出張所の名称と数	316
	3 戸籍事件表（一）	320
	4 戸籍事件表（二）年別比較表	326
	5 供託金年計表（令和元年度）	328
	6 供託有価証券年計表（令和元年度）	330
	7 供託振替国債年計表（令和元年度）	332
IV 保護観察所		334
	1 保護観察所の概況	334
	2 保護観察所の名称、所在地及び管轄区域	334
	3 駐在官事務所の名称及び所在地	336
	4 保護観察所事件取扱状況	338
	〔保護司選考会〕	343

特別の機関

検 察 庁		347
1 検察庁の組織及び職員		347
	(1) 検察庁の組織	347
	(2) 検察官定員沿革	355
	(3) 検察庁の定員	358
	(4) 検察官の俸給	359
2 検察事件統計表		360
	(1) 被疑事件の通常受理の累年比較	360
	(2) 被疑事件の起訴の累年比較	362

(3) 被疑事件の受理及び処理状況	364
-------------------------	-----

外 局

I 出入国在留管理庁	387
------------------	-----

〈業務の実施状況〉

1 出入国管理及び難民認定法の改正	387
2 特定技能制度	387
3 共生社会実現に向けた取組	388
4 新たな技能実習制度の運用状況	389
5 「永住許可に関するガイドライン」の改定	390
6 日本の大学を卒業した留学生の就職支援	391
7 観光立国の実現に向けた取組	391
8 厳格な出入国審査等の水際対策の実施	392
9 難民の適正かつ迅速な保護の推進	392
10 不法滞在・偽装滞在者への対策等	394

〈会同〉	394
------------	-----

〈出入国在留管理庁統計表〉

1 分野別 特定技能1号在留外国人数	396
(1) 主な国籍・地域別	396
(2) 国籍・地域別割合	397
2 出入国者数	397
3 在留審査業務処理件数	398
4 外国人の上陸についての口頭審理件数	398
5 外国人の上陸に関する異議の申出と法務 大臣等の裁決の状況	398
6 違反審査件数	398
7 外国人の退去強制についての口頭審理件数	399
8 外国人の退去強制に関する異議の申出と 法務大臣等の裁決の状況	399
9 収容令書の発付状況	399
10 退去強制令書の発付状況	400
11 出国命令書の交付	400
12 違反調査適条別・端緒別立件数	401
13 違反調査の処理状況	402
14 不法就労事件の退去強制手続状況	402
15 収容状況	403

16	送還状況	404
17	被收容者の新規仮放免件数	404
18	難民認定申請及び処理数の推移	404
19	在留外国人数の推移	405
20	主要都道府県別、国籍・地域別在留 外国人数	405
	〈施設等機関〉	
	入国者収容所の名称及び所在地	405
	〈地方支分部局〉	
	1 地方出入国在留管理局・支局所在地	406
	2 地方出入国在留管理局・支局出張所所在地	407
	3 出入国港指定一覧表	409
Ⅱ	公安審査委員会	411
	〈業務の実施状況〉	411
Ⅲ	公安調査庁	411
	〈重要施策の概要〉	
	1 北朝鮮、国際テロ関係など我が国及び国民 の安全に影響を与える事象についての情報収 集の強化	411
	2 オウム真理教対策の推進	412
	3 2020年東京オリンピック・パラリンピック 競技大会を始めとする政府の重要施策の推進 への貢献	412

付 録

1	会 計	417
(1)	予 算	417
	ア 一般会計	
	(ア) 法務省所管 令和2年度政府職員予算定員及び俸給額表	417
	(イ) 法務省主管 令和2年度歳入予算額表	438
	(ウ) 法務省所管 令和2年度歳出予算項目別表	440
	イ 東日本大震災復興特別会計	
	(ア) 令和2年度政府職員予算定員及び俸給額表	451
	(イ) 令和2年度歳入予算額表	451
	(ウ) 令和2年度歳出予算額科目別表	452
(2)	決 算	453

	令和元年度法務省主管一般会計歳入決算報告書	453
	令和元年度復興庁その他の各省各庁所管（法務省）	
	東日本大震災復興特別会計歳入決定計算書	454
2	令和元年公布法務省主管法律一覧	455
3	令和元年公布法務省主管政令一覧	457
4	令和元年公布法務省令等一覧	459
5	令和元年主要訓令等一覧	478
6	令和元年主要通達等一覧	483
7	令和元年法務省主要行事等一覧	500
8	令和元年法務省主要人事一覧	504
9	第198回国会提出法律案審議経過一覧	513
10	第200回国会提出法律案審議経過一覧	517
11	年 表	521
	法務省機構図（平成31年1月1日現在）	巻末見返し

第 1 部

総 説

第 1	重	点	施	策
第 2	組			織
第 3	定			員
第 4	予			算

第1部 総 説

第1 重点施策

法務行政に課せられた使命は、法秩序の維持と国民の権利の保全にあると考えられるが、国民生活の安定を確保し、国家社会の平和と繁栄を図るためには、その基盤ともいべき法秩序が磐石であって、国民の権利がよく保全されていることが極めて肝要である。令和元年の法務行政においては、次に掲げる事項に施策の重点が置かれた。

1 法秩序の維持機能の充実強化

検察庁においては、例年多発する各種事件を適正迅速に捜査・処理し、その公訴維持に万全を期して、事案の真相究明と適正な刑罰権の実現に努め、もって犯罪の未然防止及び法秩序維持の機能を果たしてきたところである。

令和元年においても、高齢者を狙った特殊詐欺事犯、児童虐待に係る事犯、大麻等の薬物事犯や暴力団等の犯罪組織が関与する事犯の多発や犯罪の国際化に伴う諸外国との捜査共助等を要する事犯の増加といった犯罪情勢に対し、関係諸機関との密接な連絡・協調を保ちつつ、それぞれ適正妥当な捜査処理、公訴の提起及び維持を行った。

2 基本法令の改正作業の推進

法務省では、例年、各部局が中心となり、内外の諸情勢の新しい変化に対応した基本法令（民法、商法、刑法その他の実体法及び民事訴訟法、刑事訴訟法その他の手続法並びに司法制度に関する諸法令）の制定及び改正の要否について調査研究を進め、特段の立法措置を要すると判断される事項については、それぞれ要綱案、法令案等を作成し、あるいは、法制審議会に諮問を発し、その審議結果を踏まえて具体的法令案等を作成するなどの作業を推進している。

法制審議会民法（債権関係）部会においては、民法（債権関係）の見直しについての審議が進められ、平成27年2月、「民法（債権関係）の改正に関する要綱案」の取りまとめが行われ、同審議会総会での審議を経て、同月、法務大臣に答申された。この答申に基づき、「民法の一部を改正する法律案」及び「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を立案し、第189回国会（平成27年通常国会）に提出した。その後、これらの法律案については、審議未了により継続審議となっていたが、平成29年5月、第193回国会（平成29年通常国会）において、「民法の一部を改正する法律」（平成29年法律第44号）及び「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成29年法律第45号）が成立し、同年6月2日に公布された。これらの法律の施行期日は、一部の規定を除き、令和2年4月1日とされている。

民事執行法部会においては、民事執行法制の見直しについての審議が進められ、

平成30年8月、「民事執行法制の見直しに関する要綱案」の取りまとめが行われ、同審議会総会での審議を経て、同年10月、法務大臣に答申された。この答申に基づき、「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律案」を立案し、第198回国会（平成31年通常国会）に提出し、令和元年5月10日、「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、同月17日に公布された（令和元年法律第2号）。この法律の施行期日は、令和2年4月1日とされている（ただし、債務者の不動産に係る情報の取得に関する規定は、この改正法の公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、適用されないものとされている。）。

特別養子制度部会においては、民法等のうち特別養子制度を中心とした規定の見直しについての審議が進められ、平成31年1月、「特別養子制度の見直しに関する要綱」の取りまとめが行われ、同審議会総会での審議を経て、同年2月、法務大臣に答申された。この答申に基づき、「民法等の一部を改正する法律案」を立案し、第198回国会（平成31年通常国会）に提出し、この法律案は、令和元年6月7日に可決され成立し、同月14日に公布された（同年法律第34号）。この法律の施行期日は、令和2年4月1日である。

また、平成29年2月の法務大臣の諮問を受けて、法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会が設置され、会社法等の改正についての審議が進められ、平成31年1月、「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案」の取りまとめが行われ、同審議会総会での審議を経て、同年2月、法務大臣に答申された。この答申に基づき、「会社法の一部を改正する法律案」及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を立案し、第200回国会（令和元年臨時国会）に提出した。これらの法律案は、国会で一部修正の上、令和元年12月4日に可決され、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和元年法律第71号）が成立し、同月11日に公布された。これらの法律の施行期日は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日とされている。

刑事関係においては、平成28年5月24日、取調べの録音・録画制度の導入、合意制度等の導入、通信傍受の手續の合理化・効率化、弁護人による援助の充実化、証拠開示制度の拡充、犯罪被害者等・証人を保護するための措置の導入等を内容とする「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が第190回通常国会において成立し、同年6月3日に公布された（平成28年法律第54号）。同法は、令和元年6月1日をもって全面施行に至った。

3 司法制度改革の成果の定着

21世紀の我が国社会においては、社会の複雑・多様化、国際化等に加え、規制緩

和等の改革による社会の様々な変化に伴い、司法の役割はより一層重要なものになると考えられ、司法の機能を社会のニーズに応え得るように改革するとともに、その充実・強化を図っていくことが不可欠であると考えられる。このような見地から、平成11年6月に成立した「司法制度改革審議会設置法」に基づき、内閣に司法制度改革審議会が設置され、21世紀の我が国社会において司法が果たすべき役割を明らかにし、国民がより利用しやすい司法制度の実現等の司法制度改革と基盤の整備に関し必要な基本的施策についての調査審議が行われ、平成13年6月12日に最終意見（司法制度改革審議会意見）が内閣に提出された。

司法制度改革審議会意見には、司法制度の機能を充実強化し、自由かつ公正な社会の形成に資するため、①国民の期待に応える司法制度の構築、②司法制度を支える法曹の在り方、③国民的基盤の確立を3つの柱として掲げた上で、司法制度改革と基盤の整備に向けた広範な提言が盛り込まれている。

政府は、同意見を受け、平成13年6月15日、これを最大限に尊重して実現に取り組み、3年以内を目途に関連法案の成立を目指す旨閣議決定し、同年11月に成立した「司法制度改革推進法」に基づき、同年12月1日、内閣総理大臣を本部長、官房長官及び法務大臣を副本部長とし、全閣僚を構成員とする司法制度改革推進本部を設置した。

さらに、政府は、司法制度改革推進法に基づき、平成14年3月19日、司法制度改革審議会の趣旨にのっとり行われる司法制度改革と基盤の整備に関し政府が講ずべき措置について、その全体像を示すとともに、司法制度改革推進本部の設置期限である平成16年11月30日までの間に行うことを予定するものにつき、措置内容、実施時期、法案の立案等を担当する府省等を明らかにする司法制度改革推進計画を閣議決定した。

そして、同計画に基づき、司法制度改革推進本部を中心として、後記のとおり、法曹養成制度改革関連法のほか、裁判の迅速化に関する法律、司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律、総合法律支援法、知的財産高等裁判所設置法、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律、法務省が提出した民事訴訟法等の一部を改正する法律、人事訴訟法、担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律等多数の法律が成立した。

司法制度改革推進本部は、設置期限である平成16年11月30日をもって解散し、同年12月1日、その後の司法制度改革推進に係る政府の施策の統一を図るために内閣官房に司法制度改革推進室が設置され、平成21年12月1日までの間、必要な総合調整の事務を行ってきたところであり、司法制度改革は着実に実施されてきた。

今後は、司法制度改革の成果を国民が真に実感することができるよう、その定着を図っていくことが重要であり、法務省においては、必要な見直しを行いつつ、司

法制度改革の推進に取り組んでいるところである。

4 司法試験制度及び法曹養成制度の改革

司法試験制度及び法曹養成制度の改革に関しては、平成14年3月に閣議決定された司法制度改革推進計画において、「法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを目指す。」とされた。

また、より質の高い法曹を養成するという観点から、司法制度改革審議会意見では、「司法試験という『点』のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた『プロセス』としての法曹養成制度を新たに整備すべきである。その中核を成すものとして、法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールである法科大学院を設けるべきである。」とされ、さらに、「司法試験を、法科大学院の教育内容を踏まえた新たなものに切り替えるべきである。」とされた。

これらを受け、司法制度改革推進本部において、新たな法曹養成制度の全体的な制度設計について検討が進められ、司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成14年法律第138号）及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号）が第155回国会において可決・成立した。また、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成15年法律第40号）が第156回国会において可決・成立した。さらに、司法修習生に対し国が給与を支給する制度（給費制）を廃止し、これに代えて、司法修習生に対し国が修習資金を貸与する制度（貸与制）を導入する裁判所法の一部を改正する法律（平成16年法律第163号）が可決・成立した。各法律は、司法制度改革推進本部において法曹養成検討会の検討状況等を踏まえて立案作業が行われたものであるが、法務省としても、司法試験法を所管する立場から、最大限の協力を行ったところである。これらの立法措置に基づき、平成16年4月には法科大学院が開校し、平成18年5月には、初めての法科大学院修了者を対象とする新しい司法試験が実施され、1,009人が合格した。直近3年間を見ると、平成29年は1,543人、平成30年は1,525人、令和元年は1,502人が合格した。また、法科大学院を経由しない者にも法曹となる途が確保されるように設けられた司法試験予備試験が平成23年から実施され、同年は116人が合格し、その後、合格者は増加し、令和元年の合格者は476人となっている。なお、新司法試験と併行実施されていた旧司法試験は、平成23年の実施をもって終了した。

一方で、法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度については、法科大学院志願者の大幅な減少等の問題点が指摘され、現状のままでは、法曹の質を維持しつつ、その大幅な増加を図るという司法制度改革の理念を実現できないのではないか、との懸念も示されるようになった。法務省及び文部科学省は、以上のような問題意識の下、新たな法曹養成制度の問題点・論点を検証し、これに対する改善方策の選択

肢を整理すべく、両省副大臣が主催する「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」を開催し、平成22年7月6日、同ワーキングチームにおいて検討結果を取りまとめた。また、司法修習生に対する給費制については、司法制度改革の一環として成立した前記の裁判所法改正法が施行されたことにより、同年11月1日に一旦貸与制に移行したが、同月26日、議員立法により、その実施を暫定的に停止する改正法が成立した。その際の衆議院法務委員会における決議の趣旨及び同ワーキングチームの検討結果を踏まえて、平成23年5月13日、法曹の養成に関する制度の在り方について検討を行うため、内閣官房長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣は、共同して「法曹の養成に関するフォーラム」の開催を決定した。同年8月31日、同フォーラムにおいて、個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方について、貸与制を基本とした上で、十分な資力を有しない者を対象に、貸与された修習資金の返還期限について猶予を講ずるべきであるとの第一次取りまとめがされた。

同フォーラムの第一次取りまとめを踏まえ、同年11月4日内閣提出法案として、司法修習生がその修習に専念することを確保するための修習資金を国が貸与する制度について、修習資金を返還することが経済的に困難である場合における措置を講ずるため、裁判所法及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を改正する法律案が第179回国会に提出された。同法案は、第180回国会において継続して審議され、平成24年6月1日、同委員会において、閣法の改正内容に加え、法曹養成制度全体について、学識経験を有する者等により構成される合議制の組織の意見等を踏まえつつ、法律施行後1年以内に検討を加えて一定の結論を得た上、速やかに必要な措置を講ずること、修習資金の貸与については、その検討において、司法修習生に対する適切な経済的支援を行う観点から、法曹の養成における司法修習生の修習の位置付けを踏まえつつ、検討が行われるべきものとする内容を内容とする、民主党提案の閣法に対する修正案が提出・可決された。その際、合議制の組織は、閣議決定に基づくものとし、従前の検討体制をより強力にすること等の附帯決議がなされた。同修正案は、同年7月27日、参議院本会議において、可決・成立（平成24年法律第54号）した。

なお、貸与制は、平成23年11月に司法修習を開始した新第65期司法修習生から適用されている。

政府においては、法曹の養成に関する制度の在り方について検討を行うため、平成24年8月21日、閣議決定により、①内閣官房長官を議長とし、関係6大臣で構成する法曹養成制度関係閣僚会議を設置するとともに、②法曹の養成に関する制度の在り方について、学識経験を有する者等の意見を求めるため、閣僚会議の下に、法曹養成制度検討会議を置くこととした。

同閣僚会議においては、同検討会議取りまとめ（平成25年6月26日）を踏まえ、同年7月16日、「法曹養成制度改革の推進について」（以下「閣僚会議決定」という。）

を決定した。閣僚会議決定では、法曹有資格者の活動領域の在り方、今後の法曹人口の在り方、法曹養成制度の在り方（法曹養成課程における経済的支援、法科大学院、司法試験及び司法修習）について、政府として講ずべき措置の内容及び時期が示された。

閣僚会議決定を踏まえ、同年9月17日、閣議決定により、関係6大臣で構成する法曹養成制度改革推進会議（以下「推進会議」という。）が開催され、また、内閣官房に法曹養成制度改革推進室が置かれた。同推進室は、推進会議の下に開催される法曹養成制度改革顧問会議から意見を聴きながら、平成27年7月15日を期限として検討を進めた。

また、法曹有資格者の活動領域の拡大については、法務省では、平成25年9月から、「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」並びにその下に日本弁護士連合会との共催により、「国・地方自治体、福祉等」、「企業」及び「海外展開」の各分野に関する分科会において、法曹有資格者の活動領域の更なる拡大を図る方策等を検討するとともに試行的な取組を行い、平成27年5月、それらの成果物を踏まえ、今後の具体的な取組の在り方に関する方針を取りまとめた。

同年6月30日、推進会議は、法曹養成制度改革を推進するための具体的な取組内容を明示した「法曹養成制度改革の更なる推進について」（以下「推進会議決定」という。）を決定した。

推進会議決定では、法務省においては

- ① 法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた動きが定着するよう環境を整備すること
 - ② 法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積・検証を継続して行うこと
 - ③ 予備試験について、平成30年度までに行われる法科大学院の集中的改革の進捗状況に合わせて、予備試験の本来の趣旨に沿った者の受験を制約することなく、かつ、予備試験が法曹養成制度の理念を阻害することがないように、必要な制度的措置を講ずることを検討すること、司法試験の選択科目について、法科大学院での履修状況等を見つつ、その廃止の是非を検討すること
 - ④ 司法修習生に対する経済的支援の在り方を検討すること
- などの必要な取組を進めるとされた。

法務省では、推進会議決定に掲げられた取組の進捗状況等を適時に把握し、これらの取組を進めるに当たって必要な連絡協議を行うため、文部科学省と連携し、最高裁判所及び日本弁護士連合会の参集を得て、平成27年12月14日に第1回法曹養成制度改革連絡協議会を開催し、令和元年12月末までに合計13回開催した。

このうち、司法修習生の経済的支援の在り方について、法務省は、各種の調査を実施したほか、法曹養成制度改革連絡協議会等の場を通じ、最高裁判所や日本弁護士連合会等との間で必要な連絡・協議を行うなどして検討を進め、平成28年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2016（いわゆる骨太の方針）」に

においても、「司法修習生に対する経済的支援を含む法曹人材確保の充実・強化…を推進する」ことがうたわれた。

このような経過を踏まえ、平成28年12月、法務省、最高裁判所及び日本弁護士連合会において、①平成29年度以降に採用予定の司法修習生に対する新たな経済的支援策となる給付制度を新設すること、②法務省が、当該支援策を実施する上で必要となる裁判所法の改正に向けた作業を進め、次期通常国会における同改正法案の早期成立に向けて努力すること、③最高裁判所及び日本弁護士連合会は、新制度の円滑な実施に協力すること、④新たな制度の導入後は同制度について継続的かつ安定的に運用していくこと、等がそれぞれ確認された。

これらを受け、平成29年4月、司法修習生に対し修習給付金を支給する制度の創設等を盛り込んだ裁判所法の一部を改正する法律（平成29年法律第23号）が第193回国会において可決・成立した。この修習給付金制度は、同年11月に司法修習を開始した第71期司法修習生から適用されている。

また、推進会議決定に掲げられた検討課題には司法試験受験資格の見直しは含まれていないものの、上記のような推進会議決定を踏まえた各種取組に関連し、法曹志望者の時間的・経済的負担の更なる軽減を図るための方策として、法科大学院改革を前提とした司法試験制度の見直し（司法試験の法科大学院在学中受験資格を導入する制度改正）について文部科学省と共に検討を進め、第198回国会において、上記内容を含む「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律案」を提出し、令和元年6月19日に成立した。

5 法教育

法教育に関しては、司法制度改革審議会意見において「学校教育等における司法に関する学習機会を充実させることが望まれる」とされたことなどを受けて、平成15年7月、法教育研究会を発足させ、同研究会において、我が国における法教育の在り方について検討を行い、平成16年11月には、その検討結果及び目指すべき法教育の内容を具現化した4つの教材例を盛り込んだ報告書が取りまとめられた。

法務省では、上記報告書の趣旨にのっとり、広く国民に対して法教育を普及するための施策に取り組むべく、平成17年5月に、法曹関係者、学者、教育関係者、有識者等で構成される法教育推進協議会を発足させた。

同協議会においては、学習指導要領を踏まえた学校教育における法教育の実践の在り方、教育関係者と法曹関係者による連携・協働の在り方などについて多角的な視点から検討を行っている。

6 国際仲裁の活性化

国際仲裁とは、裁判外紛争解決手続の一つであり、国際的な取引等をめぐる紛争の解決について、当事者が選任した第三者（仲裁人）の判断に委ねる紛争解決制度である。

国際仲裁は、紛争の内容に応じた専門家による判断が期待できること、仲裁手続

や判断が非公開であること、司法の廉潔性に懸念のある国の司法制度の利用を回避することができることに加え、外国における強制執行が容易であるという点で有用であり、国際取引をめぐる紛争解決手段のグローバル・スタンダードとなっている。

国際仲裁の件数が世界的に増加する中、特にアジア諸国では、官民を挙げて国際仲裁の活性化に積極的に取り組んでおり、香港やシンガポールでは国際仲裁の取扱件数を大幅に伸ばしている状況にある。他方、我が国国内における国際仲裁の取扱件数は、依然として低調に推移しており、その原因としては、国内の企業等における国際仲裁の意義・有用性等に関する理解が十分ではないこと、国際仲裁に精通した人材の不足、世界的に著名な仲裁機関や仲裁専門施設の不存在、海外へのマーケティング不足等といった点が指摘されている。

以上の状況を踏まえ、国際取引をめぐる紛争解決のグローバル・スタンダードである国際仲裁の活性化に向けた検討を行うため、法務省においては、平成29年3月に官房審議官（国際・人権担当）を座長とする「国際仲裁の在り方に関する省内検討PT」を発足させた。

また、政府においては、平成29年9月、内閣官房副長官補を議長とし、法務省及び経済産業省を事務局とする「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」を設置し、平成30年4月、「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策」を取りまとめた。この中では、人材育成、広報・意識啓発、仲裁専用施設の整備等の基盤整備を官民が連携して進めるべきものとされた。

これを踏まえ、法務省では、令和元年度から5年間にわたる国際仲裁の活性化に向けた調査委託業務を開始し、東京都心に国際仲裁審問施設を確保するほか、人材育成、広報・意識啓発等の施策を総合的に実施するなど、関係府省及び関係機関等と連携しながら、国際仲裁の活性化のための基盤整備の取組を推進している。

7 登記事務処理体制の充実強化

登記制度は、国民の権利保全に資するとともに、国民の経済活動の円滑な運営に不可欠な基盤であり、登記事務を適正・迅速に処理して国民の期待に応えることは、法務局に課せられた重大な使命である。経済の発展に伴い、登記の事務量が増大するとともに、地図整備などの表示に関する登記の充実を始めとして、登記行政の充実・高度化に対する国民の期待がますます高まる一方で、高度情報化社会への登記行政の対応も急務となっていた。

そこで、昭和63年から、順次、登記事務のコンピュータ化を図り、不動産登記については、平成20年3月に全国全ての不動産についてコンピュータ化を完了し、商業・法人登記については、平成19年5月に全国全ての会社・法人についてコンピュータ化が完了した。これにより、現在では全国全ての登記所において、オンラインによる登記申請及び登記事項証明書等の請求が可能となり、インターネットを介して登記情報を確認するサービス（登記情報提供サービス）も利用可能となった。

また、登記情報と地図情報の一体的な事務処理を行い、これらの情報の効率的な

情報の維持・管理・提供を通して行政サービスの向上を図るため、平成23年7月までに全ての登記所へ地図情報システムを導入した。平成25年6月からは、全ての登記所でオンラインによる地図・図面証明書の交付請求をすることができるようになり、また、登記情報提供サービスにより地図・図面情報を確認することができるようになった。

8 所有者不明土地問題への取組み

近年、相続登記がされないことなどが原因で、不動産登記を見ても、所有者が直ちに判明せず、又は判明しても連絡がつかない土地が増加することにより、公共事業・災害復旧の遅延や不動産取引の阻害などの問題が生じている。そこで、相続登記の促進のための各種広報活動に加えて、全国の登記所において、平成29年5月29日から「法定相続情報証明制度」の運用を開始し、平成30年4月には、利用可能な手続の範囲を拡大させた。

また、平成30年11月15日、法務省及び国土交通省が所管する「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」の一部が施行され、所有権の登記名義人について、相続が発生していないか、相続が発生している場合に、相続人として登記名義人になり得る者が誰かを登記官が調査し、相続人に対して登記手続を直接促すことで、長期にわたり相続登記がされていない土地を解消する仕組みが設けられるとともに、所有者不明土地を適切に管理する仕組みとして、地方公共団体の長等に財産管理人の選任申立権を付与する民法の特例が設けられた。さらに、令和元年11月22日には、「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」の一部が施行され、登記官に所有者の探索に必要な調査権限を付与するなど、表題部所有者不明土地について所有者の探索に関する制度を設けるとともに、探索の結果を登記簿に反映させるための不動産登記法の特例が設けられた。

他方で、平成29年10月、所有者不明土地問題の発生を踏まえ、登記制度及び土地所有権の在り方等に関する中長期的な課題について研究会が設置されて検討が行われ、平成31年2月には、最終とりまとめが公表された。その検討を踏まえ、同月に開催された法制審議会総会において、民法及び不動産登記法の改正に関する諮問がされ、令和元年12月には中間試案が取りまとめられ、相続登記の義務化の是非や土地を手放すことができる仕組みの在り方を始めとする多くの論点につき、具体的な提案がされ、パブリックコメントの手続に付された。

9 登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）の包括的民間委託の実施

登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧といった登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づき、平成18年9月5日に閣議決定された「公共サービス改革基本方針」において、原則として全ての事務を平成22年度までに官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることとされた。これを受け、平成19年度以降順次、各法務局・地方方法務局において民間競争入札が実施されており、令和元年12月

31日現在、全国416庁のうち410庁で民間事業者により乙号事務が実施されている。

10 矯正施設における再犯防止施策の推進

矯正施設においては、再犯・再非行防止を実現するため、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律、平成27年6月に施行された新たな少年院法及び少年鑑別所法、さらには、「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月犯罪対策閣僚会議決定）、「『世界一安全な日本』創造戦略」（平成25年12月閣議決定）、宣言「犯罪に戻らない・戻さない」（平成26年12月犯罪対策閣僚会議決定）及び「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策」（平成28年7月犯罪対策閣僚会議決定）といった政府の決定による再犯防止対策に加え、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年12月施行）を受けて決定した「再犯防止推進計画」（平成29年12月閣議決定）に基づき、各種施策を推進してきたところである。令和元年12月には「再犯防止推進計画加速化プラン」が策定され、満期釈放者対策を始めとした息の長い支援の充実に向けた取組の一層の推進が図られている。

令和元年は、対象者の特性に応じた処遇の充実・強化を図るとともに、刑務所出所者等の「仕事」と「居場所」の確保に向け、就労支援及び福祉的支援を着実に推進するための取組を行った。

対象者の特性に応じた処遇としては、平成28年6月の刑の一部の執行猶予制度の施行を踏まえ、刑事施設における薬物依存離脱指導の適切な実施を図るとともに、施設内処遇と社会内処遇との連続性を担保するため、処遇の実施状況等の情報を更生保護官署等へ引き継ぐなど、関係機関との連携を強化した。高齢又は障害により自立が困難な者については、円滑な社会復帰を図るため、関係機関との連携を更に強化するとともに、指導及び支援の強化を行った。

また、出所後の就労を見据えた効果的な就労支援を実現するため、雇用ニーズを踏まえた各種職業訓練を実施するとともに、東京矯正管区及び大阪矯正管区の2か所に設置された矯正就労支援情報センター室をはじめとする就労支援体制の充実を図った。

少年矯正においては、新少年院法及び少年鑑別所法の円滑な実施と定着に向けた各種取組を行っている。

少年院においては、知的障害、発達上の課題等を有する在院者に対する各種指導の効果的な実施等、在院者の特性に応じた矯正教育の充実強化を図るとともに、円滑な社会復帰のため、修学・就労支援及び福祉的支援の充実・強化を行った。

少年鑑別所においては、少年院、保護観察所及び児童福祉機関等と連携し、少年保護手続を縦貫した鑑別の実施体制を強化している。また、地域の非行及び犯罪の防止に資する技術的助言等を行う地域援助業務を推進するため、関係機関との関係構築を進めるとともに、地域援助に係る体制整備等の充実を図っている。

11 更生保護における再犯防止対策の推進

更生保護においては、再犯・再非行の防止や刑務所出所者等の円滑な社会復帰の

促進を図るため、平成20年6月1日に施行された更生保護法（平成19年法律第88号）等の更生保護関係法令及び「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月犯罪対策閣僚会議決定）、宣言「犯罪に戻らない・戻さない」（平成26年12月犯罪対策閣僚会議決定。以下「宣言」という。）、「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策」（平成28年7月犯罪対策閣僚会議決定）等の政府が策定した再犯防止対策に基づき、特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇プログラム、刑務所出所者等に対する就労支援対策、自立更生促進センター及び就業支援センターの設置・運営、高齢又は障害により特に自立が困難な刑務所出所者等に対する社会復帰支援等、各種施策を推進してきた。

近年は、これらの施策に加え、平成28年12月14日に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）及び同法を受けて策定された「再犯防止推進計画」（平成29年12月閣議決定）に基づき、刑務所出所者等の就労・住居の確保、高齢者や障害のある者、薬物依存を有する者への支援、犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援の強化、保護司活動の基盤整備、地方公共団体との連携強化等に重点的に取り組んでいる。

特に、就労支援については、平成31年2月から3月にかけて、法務大臣が、日本経済団体連合会、日本商工会議所及び経済同友会に対して、刑務所出所者等の雇用に関する協力を要請したほか、宣言で示された「2020年までに、犯罪や非行をした者の事情を理解した上で雇用している企業の数を経営の3倍（約1,500社）にする。」の数値目標について、厚生労働省及び矯正官署と連携して取り組み、令和元年10月に目標を達成した。

住居確保支援については、更生保護施設退所者を定期的に更生保護施設に通所させて生活相談等を行う取組を継続し、退所者が地域に定着するための支援を推進した。また、平成31年3月には、近年の更生保護事業を取り巻く状況の変化を踏まえた今後の更生保護事業に関する所要の検討を行うために設置した有識者検討会から、「これからの更生保護事業に関する提言」を得た。

高齢者・障害のある者等の支援については、これまでの矯正施設入所中からの特別調整とこれに基づく出所後の福祉関係機関等と連携した支援に努めたほか、令和元年において、更生緊急保護対象者に継続的な生活指導や助言を行う特別支援ユニットの設置を保護観察所22庁に拡充し、起訴猶予となった高齢者・障害のある者等に対する「入口支援」への取組を推進した。

犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援の強化については、保護観察所において、保護観察対象者に対して再犯防止のためのより効果的な指導・支援を行うためのアセスメントツールであるケース・フォーミュレーション（Case Formulation in Probation/Parole：CFP）の試行を令和元年においても継続し、実践事例の分析や改良点の検討を行った。

保護司活動の基盤整備については、地域における保護司の活動拠点となる「更生

保護サポートセンター」について、令和元年度までに全国に886ある保護司会に整備した。

地方公共団体との連携強化については、保護観察所において、地方検察庁、矯正施設と連携しながら、令和元年は、主に都道府県、政令指定市を中心に再犯防止への取組に向けた協議や情報交換を重ね、地方公共団体における地方再犯防止推進計画の策定や地域再犯防止推進モデル事業の実施に協力した。

12 人権擁護活動の推進

法務省の人権擁護機関では、従来から人権問題の解決に向け積極的に取り組んできたところであるが、いじめ、児童虐待、女性に対する暴力を始め、様々な態様の人権侵害事象が数多く発生するなど、人権問題はなお深刻な状況にあるといわざるを得ない。そのため、人権とは何かということを、今一度国民一人一人が考え、人権尊重の意識を高めることが強く求められている。

そのためには、「人権の世紀」といわれる21世紀にふさわしい人権尊重社会の実現を目指して、国民一人一人が主体的に豊かな人権意識を育て、生命の尊さ・大切さや、他人との共生・共感の大切さを心から実感できるような人権啓発活動を行っていく必要があることから、令和元年度の啓発活動重点目標を「みんなで築こう人権の世紀 ～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～」と定め、各種人権啓発活動を通じ、人権尊重思想の普及高揚を図った。

また、今日においても、差別や虐待、いじめなどの人権侵害が数多く発生しているほか、高度情報化社会の進展などの急速な社会の変化に伴い、インターネットを悪用したプライバシー侵害や名誉毀損等の人権問題も生じていることから、全国の法務局・地方法務局に、人権問題全般についての相談窓口以外に、「子どもの人権110番」（フリーダイヤル）や「女性の人権ホットライン」（ナビダイヤル）といった専用相談電話を設置しているほか、法務省ホームページ上にインターネットによる人権相談受付窓口を開設したり、料金受取人払の便箋兼封筒である「子どもの人権ＳＯＳミニレター」を全国の小中学校の児童・生徒に配布したりするほか、一部の法務局でＳＮＳを活用した人権相談を開始するなど、人権相談の体制強化を図っている。これらの人権相談等を通じて、差別や虐待などの人権侵害の疑いがある事案を認知した場合には、人権侵害事件として所要の調査を行い、迅速かつ適切な措置を講じることにより、その実効的な救済に努めている。

13 訟務事務処理体制の充実強化

近年における訟務事件は、量的な面において依然として高い水準を維持しているばかりでなく、質的な面においても、ますます複雑・困難化してきており、各種専門分野における最先端の知識・技術に関する事項、あるいは条約ないし諸外国の法制度に関する事項が問題になるなど、従来の判例・学説のみでは対処できない新たな問題点を含む訴訟が、全国各地の裁判所に提起され、かつ、大型化・集団化する傾向にある。令和元年に判決の言渡しがあつた重大判決を見ると、東日本大震災に

よる福島第一原子力発電所の事故を契機とした国家賠償請求訴訟、いわゆる建設アスベスト訴訟控訴審、令和元年7月21日に施行された参議院議員通常選挙の無効請求訴訟等、社会の注目を集めた事件の判決が言い渡されている。このような判決の結果は、国の行政に大きな影響を与えるものであり、国の施策に対する裁判の重みは、一段と増し、訟務の役割がますます重要になっている。法務省では、これまでも、訟務担当の官房審議官の新設及び訟務担当の官房参事官の増設、訟務従事職員に対する研修体制の強化など、組織の充実と職員の能力向上に努めてきたところであるが、政府として統一的・一元的な対応を行うための訟務に関する指揮権限をより適切かつ効果的に行使するとともに、将来の法的紛争を回避するための予防司法的機能を始めとする訟務機能を更に充実・強化するため、平成27年4月に、14年ぶりに訟務局を復活させた。国又は行政庁を当事者等とする訴訟の当事者の一方である訟務組織は迅速な裁判を実現することが今まで以上に要請されており、昨年に引き続き、各種事件関係打合せ会の開催、関係行政庁との連係の緊密化及びOA機器の充実や訟務部局間のネットワークの整備による情報技術の活用を図ることにより、訴訟の迅速化の実現に努めているところである。また、行政機関が現実を抱えている将来争訟に発展するおそれのある法律問題の適切な解決に資するとともに、紛争を未然に防止して国民の権利・利益に資するべく、平成27年4月から予防司法支援制度を立ち上げ、より一層予防司法機能を強化しているところ、平成29年4月からは法務局・地方法務局でも展開し、予防司法機能の全国規模での充実を図っている。さらに、国益に関する国際的な法律問題についても、国内訴訟における法解釈や主張立証の知見等を活用して、関係省庁に対する法的側面からの支援を行っている。

14 適正かつ円滑な出入国在留管理行政の実現

出入国在留管理行政においては、国際交流や経済の発展のために、我が国を訪れる大多数の問題のない外国人を円滑に受け入れる一方で、テロリストや犯罪者など我が国の安全・安心を脅かす外国人に対しては厳格な対応を行うという「円滑化」と「厳格化」の双方の施策を的確に遂行していく必要がある。

平成28年3月に取りまとめられた「明日の日本を支える観光ビジョン」（明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）において、令和2年には訪日外国人旅行者数4,000万人、令和12年には6,000万人を目指すと言われていたところ、これを踏まえ、出入国在留管理庁では、テロ対策等の水際対策を強化しつつ、出入国審査手続の迅速化・円滑化を図ることとしている。

テロ対策等の水際対策については、個人識別情報、ICPO紛失・盗難旅券情報、事前旅客情報（API）及び乗客予約記録（PNR）等を活用した厳格な出入国審査の実施に加え、平成28年10月から上陸審査時に外国人から提供を受けた顔写真とテロリスト等の顔画像との照合を実施している。

出入国審査手続については、迅速化・円滑化の推進のため、審査待ち時間短縮のための取組、体制の充実強化等を推進するとともに、バイオカードの導入空港の拡

大(令和元年12月)、外国人の出国手続における顔認証ゲートの活用(令和元年7月)等を実施した。

また、厳格な入国管理と円滑な入国審査の高度な次元での両立のためには、情報の活用が重要であるため、出入国管理インテリジェンス・センターによる出入国管理に関する情報収集及び分析の強化を図っている。

さらに、新たな在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」の創設並びに出入国在留管理庁の新設等を内容とする「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」(平成30年法律第102号)が、平成30年12月8日、第197回国会(臨時会)において成立し、同月14日に公布され、平成31年4月1日までに施行された。

15 国際協力の充実

法務省は、これまで、国連と協力して、刑事司法に関する国際研修・研究・調査を行うとともに、政府開発援助の枠組みの下、独立行政法人国際協力機構(JICA)と協力して、基本法令の起草、法曹等の人材育成等を柱とする法制度整備支援を行い、刑事・民事の両分野にわたり、主にアジア地域の開発途上国を対象とした法の支配及び良い統治(グッドガバナンス)の確立に寄与してきた。これらの国際協力を通じ、各国における法の支配、グッドガバナンス等を確立普及させていくことは、各国の健全な発展に寄与するだけでなく、国際的犯罪への対策強化、投資環境の整備等の観点から国益にも合致し、我が国の国際社会における地位向上にも資する重要な国際貢献となっている。我が国に対する支援要請は、ますます増加する状況にあり、法務省としても、我が国との密接な関係を有するアジア地域を中心としつつ、国際社会に寄与するこれら国際協力業務を一層積極的に推進していく必要がある。

このような中、平成20年6月に開催された「G8司法・内務大臣会議」においては、刑事司法分野における能力向上支援の重要性について認識が共有され、「キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言」が採択されるとともに、「司法制度及び基本法の整備、法曹養成といった司法分野における技術支援が、同様に重要な取組であることを強く確信する」との総括宣言がなされた。

また、平成21年に策定された「法制度整備支援に関する基本方針」(平成25年5月改訂)や平成27年2月に閣議決定された開発協力大綱、令和元年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019(いわゆる骨太の方針)」及び「成長戦略フォローアップ」等の政府方針においても、自由・民主主義・基本的人権の尊重等の普遍的価値の共有による開発途上国における法の支配の定着及びグッドガバナンスの確立並びに日本企業の海外進出に必要な投資・ビジネス環境整備等の観点から、基本法の立法支援、法制度の運用に従事する専門家の人材育成支援、ガバナンスの強化等の法制度整備支援を進めることが確認された。さらに、令和2年(2020年)には、国連犯罪防止・刑事司法会議(コングレス)を日本で開催することとさ

れた。

これらの動きも踏まえ、法務省では、国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて実施する国際研修の充実・強化を図るとともに、平成19年以降、毎年、東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナーを開催するなど、アジア・アフリカ等諸国の開発途上国の刑事司法改善のための人材育成に努めているほか、世界の関係機関や専門家から、刑事司法分野における国連の重要施策に関する情報を収集するなどしている。

また、法制度整備支援について、外務省、独立行政法人国際協力機構（JICA）、最高裁判所、日本弁護士連合会、公益財団法人国際民商事法センター、法律学者等と協力し、ベトナム・カンボジア・ラオス・ミャンマー・インドネシア等アジアの開発途上国に対する基本法令の起草・改正、法令の運用のための制度・体制整備及び法律実務家の育成を中心とした法制度整備支援活動に取り組んできた。令和元年には、ベトナムにおいて、従前のJICAプロジェクト「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」が延長されたほか、ウズベキスタン最高検察庁アカデミーと法務総合研究所の間で協力覚書を締結し、関係を強化した。

16 第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都 kongress）の開催準備

国連犯罪防止刑事司法会議（以下「kongress」という。）は、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）が事務局を務める5年に一度開催される犯罪防止・刑事司法分野における国連最大規模の国際会議である。

kongressでは、犯罪防止・刑事司法分野の専門家が、世界の犯罪防止・刑事司法分野の諸課題について議論しつつ、その知見を共有し、コミュニケーションを図ることで、様々な分野における国際協力を促進し、より安全な世界を目指して協働することを目的としている。

2015年カタールのドーハにおいて開催された第13回kongress（ドーハkongress）には、首長、国連事務総長、各国司法大臣、検事総長を始めとして約150か国から約4,000人が参加した。

我が国は、1970年に欧州以外の国として初めて京都で第4回kongressを開催しており、第14回kongressを再び京都で開催することとした（京都kongress）。

京都kongressでは、「2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進」という全体テーマの下、国際社会が直面する組織犯罪、腐敗やテロなどの脅威に効果的に対処する方法等について議論され、世界各国が協力して取り組むべき方策を取りまとめた「政治宣言」を採択する予定である。

法務省では、京都kongress開催を成功に導くため、国連、外務省等の関係省庁及び開催自治体である京都府・市等と協力して、準備を進めているところである。

第２ 組 織

１ 組織の変動

- (1) 法務省の任務の変更
- (2) 入国管理局の廃止
- (3) 入国者収容所（法務省の施設等機関）の廃止
- (4) 地方入国管理局の廃止
- (5) 出入国在留管理庁の設置
- (6) 入国者収容所（外局の施設等機関）の設置
- (7) 地方出入国在留管理局の設置
- (8) 入国者収容所等視察委員会（地方入国管理局（東京及び大阪））の廃止
- (9) 入国者収容所等視察委員会（地方出入国在留管理局（東京及び大阪））の設置
（以上、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律関係）
- (10) 大臣官房並びに大臣官房秘書課及び人事課の所掌事務の変更
- (11) 大臣官房公文書監理官１人の設置
- (12) 大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官の３年後見直しの解除
- (13) 出入国在留管理庁長官１人、次長１人、審議官２人、出入国管理部長１人、在留管理支援部長１人、総務課長１人、参事官１人、政策課長１人、出入国管理課長１人、審判課長１人、警備課長１人、在留管理課長１人、在留支援課長１人及び情報分析官１人の設置
- (14) 地方出入国在留管理局長（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松及び福岡各１人）８人の設置
- (15) 地方出入国在留管理局次長（東京２人、名古屋、大阪及び福岡各１人）５人の設置
- (16) 地方出入国在留管理局支局長（成田空港（東京）、羽田空港（東京）、横浜（東京）、中部空港（名古屋）、関西空港（大阪）、神戸（大阪）、那覇（福岡）各１人）７人の設置
（以上、法務省組織令の一部を改正する政令関係）
- (17) 区検察庁（銚子、大竹、船木、加世田、赤湯、野辺地、伊達、寿都及び天塩）の所在地の変更
（以上、最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を改正する政令関係）
- (18) 民事局民事第二課に所有者不明土地等対策推進室長１人の設置
- (19) 矯正局総務課に矯正調査官１人の設置
- (20) 出入国在留管理庁総務課情報システム管理室長１人、政策課外国人施策推進室長１人及び政策調整官１人、出入国管理部出入国管理課難民認定室長１人及び警

備課警備調整官 1 人並びに在留管理支援部在留管理課在留管理業務室長 1 人及び在留審査調整官 1 人の設置

(以上、法務省組織規則の一部を改正する省令関係)

- (21) 矯正研修所効果検証センター長 1 人の設置

(以上、矯正研修所組織規則の一部を改正する省令関係)

- (22) 東京矯正管区第一部に次長 1 人の設置

(以上、矯正管区組織規則の一部を改正する省令関係)

- (23) 佐世保刑務所の廃止

(以上、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正する省令関係)

- (24) 東日本少年矯正医療・教育センター（院長 1 人、次長 1 人及び医務部長 1 人）の設置

- (25) 関東医療少年院の廃止

- (26) 小田原少年院の廃止

- (27) 神奈川医療少年院の廃止

- (28) 東京西少年鑑別所長 1 人の設置

- (29) 少年鑑別所（釧路、山形及び富山）の分所化

- (30) 八王子少年鑑別所の廃止

(以上、少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正する省令関係)

- (31) 入国者収容所長（東日本及び大村各 1 人）2 人及び次長（東日本及び大村各 1 人）2 人の設置

(以上、入国者収容所組織規則の全部を改正する省令関係)

- (32) 地方出入国在留管理局支局次長（成田空港（東京）、羽田空港（東京）、中部空港（名古屋）及び関西空港（大阪）各 1 人）4 人の設置

- (33) 地方出入国在留管理局審査監理官（東京、名古屋及び大阪各 1 人）3 人の設置

- (34) 地方出入国在留管理局警備監理官（東京 2 人、名古屋及び大阪各 1 人）4 人の設置

(以上、地方入国管理局組織規則の全部を改正する省令関係)

- (35) 公安調査庁総務部に公文書監理官（充て職）1 人の設置

(以上、公安調査庁組織規則の一部を改正する省令関係)

2 組織の概況

令和元年12月31日現在における本省及び外局の内部組織、審議会等、施設等機関、特別の機関、地方支分部局の組織及び所掌事務の概況は、次のとおりである（巻頭見返し掲載の機構図を参照）。

また、平成30年12月8日、第197回国会（臨時会）において、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」（平成30年法律第102号）が成立し、同月14日に公布され、平成31年4月1日に、法務省の外局として出入国在留管理庁が設置された。

本省

(内部部局)

— 大 臣 官 房 —

秘 書 課 機密 公印の保管 公文書類の接受、発送、編集、保存 法令案その他の公文書類の審査 情報の公開 個人情報の保護 機構 所掌事務の総合調整 国会との連絡 皇統譜副本の保管 事務能率の増進 官報掲載 儀式（人事課の所掌に属するものを除く。）

企画再犯防止推進室 重要事項に係るものの企画及び立案に関する総合調整 法務省設置法第3条第1項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整 調査及び研究 再犯の防止等の推進に係るものの企画及び立案に関する総合調整

広 報 室 広報 基本法制に関する国民の理解増進 防災に関する連絡調整 国民の保護のための措置に関する連絡調整 報道機関等との連絡調整

政策立案・情報管理室 政策の評価 証拠に基づく政策立案の推進 情報システムの整備及び管理 行政情報化 情報通信（LAN、WAN）

企画調査官 秘書課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

人 事 課 定員、任免、試験、給与、懲戒、服務、人事評価、人事記録、表彰、栄典、女性職員活躍・ワークライフバランス推進、高齢対策 公証人・人権擁護委員・保護司・日本司法支援センター及び外国人技能実習機構の役員の身分、司法試験委員会、検察官適格審査会及び検察官・公証人特別任用等審査会（検察官・公証人特別任用等審査会公証人分科会に係るものを除く。）の庶務

試験管理官 人事課の所掌事務のうち法務省の職員の試験の実施並びに司法試験委員会及び検察官・公証人特別任用等審査会（検察官・公証人特別任用等審査会公証人分科会に係るものを除く。）の庶務に関する重要事項

企画調査官 人事課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

会 計 課 法務省の所掌に係る経費、収入の予算、決算及び会計 法務省所管の物品の管理 本省で使用する自動車の管理

監 査 室 法務省の所掌に係る会計の監査

庁舎管理室 庁内の管理

企画調査官 会計課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

国 際 課 法務省の所掌事務に係る国際関係事務に関する総合調整 基本的かつ総合的な政策の企画及び立案 国際機関、外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整 国際連合と日本国との間に締結される、犯罪の防止及び犯罪者の処遇並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関し、研修、研究及び調査を行

うことを目的とする研修所を日本国に設置することに関する条約に基づき、国際連合に協力して行う研修、研究及び調査

施設課 法務省の所掌事務に関する施設の整備 法務省所管の国有財産の管理・処分 東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理・処分のうち法務省の所掌に係るもの 法務省の職員に貸与する宿舍に関する事項 外国の法務行政の用に供する施設の整備に係る国際協力等に関する事項

技術企画室 施設の整備に関する事務のうち建設計画、設計及び工事の実施に必要な技術上の事項に係るものの企画、立案、調整及び指導並びに積算及び工務検査 外国の法務行政の用に供する施設の整備に係る国際協力並びにこれらの施設の管理及び運営に係る国際協力に関する事務の調整

施設整備調整官 施設の整備に関する事務のうち特定の施設の整備に関する建設計画及び設計に係るものの調整

企画調査官 施設課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

厚生管理官 共済組合に関する事務 職員の福利厚生及び能率増進、恩給、災害補償に関する事務

司法法制部

【司法法制課】 司法制度及び司法試験制度に関する企画及び立案 内外の法令及び法務に関する資料の整備及び編さん 法制審議会の庶務 国立国会図書館支部法務図書館 法務省の所掌事務に関する統計 日本司法支援センター評価委員会の庶務 日本司法支援センターの組織及び運営（日本司法支援センターの役員の身分に関するものを除く。） 総合法律支援 法務省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する法令案の作成

企画調査官 司法法制課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

資料企画調整官 内外の法令及び法務に関する資料の整備及び編さん、国立国会図書館支部法務図書館、法務省の所掌事務に関する統計に関する事務のうち特定事項に係るものの企画及び調整

【審査監督課】 弁護士法第5条の資格認定 外国法事務弁護士 債権管理回収業の監督 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の規定による民間紛争解決手続の業務の認証

— 民 事 局 —

【総務課】 民事法制に関する企画及び立案（民事法制管理官の所掌に属するものを除く。） 民事局の所掌事務に関する総合調整 公証 検察官・公証人特別任用等審査会公証人分科会の庶務 法務局及び地方法務局の組織及び運営

登記情報管理室 法務局及び地方法務局の運営に関する事務のうち登記情報の管理に必要なものの調査、計画及び調整

登記情報センター室 登記に関する情報システムの運用及び管理

民事調査官 総務課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

【民事第一課】 国籍 戸籍 後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）に定める登記 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）附則第4項に規定する財産の管理及び処分 住民基本台帳法第9条第2項の規定による通知及び同法第3章に規定する戸籍の附票

【民事第二課】 不動産登記 司法書士及び土地家屋調査士

所有者不明土地等対策推進室 不動産登記に関する事務のうち所有者不明土地等対策に係るものの企画、立案及び調整

地図企画官 不動産登記に関する事務のうち地図及び筆界の特定その他の特定事項に係るもの並びに司法書士及び土地家屋調査士に関する事務のうち特定事項に係るものの企画及び調整

【商事課】 商業登記 商事 法人登記 動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）に定める登記 供託 遺言書 保管 非訟事件

【民事法制管理官】 民事法制に関する基本的な企画及び立案並びにこれに基づく関係事務の調整

— 刑 事 局 —

【総務課】 刑事局の所掌事務に関する総合調整 検察庁の組織及び運営 犯罪捜査の科学研究 情報システムの整備その他の検察事務の能率化 刑事の裁判の執行指揮その他の検務事務 司法警察職員の教養訓練 裁判員制度の啓発及び広報 法科大学院への検察官の派遣に伴う法科大学院の教育に対する法曹としての実務に係る協力

企画調査室 検察庁の組織及び運営に関する事務のうち基本の方針に係るものの調査及び企画

刑事調査官 総務課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

【刑事課】 一般刑事事件、環境関係事件、選挙関係事件、交通関係事件、財政経済関係事件及び少年に係る刑事事件の検察並びに同事件に係る犯罪の予防

【公安課】 公安関係事件、労働関係事件、風紀関係事件、薬物関係事件、暴力団に係る刑事事件及び外国人に係る刑事事件の検察並びに同事件に係る犯罪の予防

【刑事法制管理官】 刑事法制に関する企画及び立案

【国際刑事管理官】 犯罪人の引渡し 刑事に関する国際間の共助 刑事に関する国際間の協力 刑事に関する条約その他の国際約束の実施 犯罪人の出国に係る事務の関係行政機関との調整

— 矯 正 局 —

【総務課】 矯正に関する法令案の作成 矯正局の所掌事務に関する総合調整 刑事施設視察委員会 矯正施設の組織及び運営 矯正管区の組織及び運営 刑務共済組合 矯正局の所掌事務に係る国際協力

更生支援室 被収容者の更生の支援 被収容者の更生の支援に係る効果の検証

矯正監査室 矯正施設の実地監査 被収容者の不服及び苦情の処理

矯正調査官 総務課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

【成人矯正課】 刑務所等被収容者の規律、警備その他刑務所等の保安 刑務所等被収容者の収容、分類、拘禁、移送、保護及び釈放 刑務所等被収容者の作業、改善指導、教科指導、厚生その他その処遇 刑務所等被収容者に係る作業報奨金及び手当金 国際受刑者移送 犯罪人の指紋その他その個人識別 刑務所等の職員の非常訓練 刑務官の点検及び礼式

警備対策室 刑務所等被収容者の規律、警備その他刑務所等の保安 刑務所等被収容者の移送 刑務所等の職員の非常訓練 刑務官の点検及び礼式

企画官 成人矯正課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

【少年矯正課】 少年院等被収容者の規律、警備その他少年院等の保安 少年院等被収容者の収容、鑑別、分類、拘禁、移送、保護及び釈放 少年院等被収容者の矯正教育、厚生その他その処遇 少年院等被収容者に係る職業能力習得報奨金及び手当金 少年院等の職員の非常訓練

企画官 少年矯正課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

【矯正医療管理官】 矯正施設に収容中の者の給養、保健、衛生、医療及び薬剤

矯正医療企画官 矯正医療管理官のつかさどる職務のうち重要事項についての企画及び立案の補助

— 保 護 局 —

【総務課】 更生保護に関する法令案の作成 保護局の所掌事務に関する総合調整 恩赦 保護司（大臣官房及び更生保護振興課の所掌に属するものを除く。） 国際受刑者移送法第25条第2項の規定による共助刑の執行の減輕又は免除 中央更生保護審査会の庶務 地方更生保護委員会及び保護観察所の組織及び運営 心神喪失者等医療観察制度における精神保健観察等（厚生労働省の所掌に属するものを除く。）

恩赦管理官 恩赦等に関する事務のうち重要事項に係るものに関する事務

精神保健観察企画官 心神喪失者等医療観察制度（厚生労働省の所掌に属するものを除く。）に関する事項に係るものの企画及び調整

更生保護企画官 総務課の所掌事務のうち特定事項に係るものの企画及び調整

【更生保護振興課】 保護司の設置区域及び組織 保護司の研修 更生保護事業の助長及び監督 民間における犯罪予防活動の促進 更生保護に関する各種団体との連絡調整 犯罪者及びその改善更生に関する科学的調査及び研究

地域連携・社会復帰支援室 更生保護に関する各種団体との連絡調整のうち再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）の規定による地方公共団体と連携した再犯の防止等に関する施策の推進に係るものの企画及び調整 更生保護に関する各種団体との連絡調整のうち犯罪をした者及び非行のある少年の円滑な社会復帰を支援するための住居及び就業先の確保その他生活基盤の確立に係る

ものの企画及び調整

保護調査官 更生保護振興課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

【観察課】 仮釈放、仮出場、仮退院、不定期刑の終了及び退院 保護観察、更生緊急保護及び刑事施設、少年院又は婦人補導院に収容中の者の生活環境の調整 刑法第25条の2第1項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受け、その裁判が確定するまでの者の生活環境の調整 更生保護法第88条に規定する刑の執行を停止されている者に対する措置 地方更生保護委員会の決定に対する中央更生保護審査会の審査

処遇企画官 保護観察及び刑事施設、少年院又は婦人補導院に収容中の者の生活環境の調整に関する事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

—— 人 権 擁 護 局 ——

【総務課】 人権擁護に関する企画及び立案 人権擁護局の所掌事務に関する総合調整 人権擁護委員の事務（大臣官房の所掌に属するものを除く。）

人権擁護推進室 人権擁護に関する基本的な事項に係る企画及び立案並びに調整
人権擁護調査官 総務課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

【調査救済課】 人権侵犯事件の調査並びに被害の救済及び予防 人権相談

【人権啓発課】 人権啓発及び民間における人権擁護運動の助長

—— 訟 務 局 ——

【訟務企画課】 国の利害に関係のある争訟に関する基本的事項に係る企画及び立案
訟務局の所掌事務の総合調整

訟務調査室 国の利害に関係のある争訟に関する基本的な事項に係る調査、企画及び立案

訟務判例研究官 特定事項に係る裁判例等の調査、研究等を行うことにより、国の利害に関係のある争訟の遂行のための支援を行う事務

訟務広報官 国の利害に関係のある争訟に係る広報に関する事務並びに国の利害に関係のある争訟の遂行に必要な事項に係るものの企画、指導及び連絡調整

【民事訟務課】 民事に関する争訟（他課の所掌に属するものを除く。）

民事訟務対策官 民事訟務課の所掌事務に関する重要事項についての訴訟の追行、企画及び関係行政機関その他の関係者との連絡調整

【行政訟務課】 行政に関する争訟 民事に関する争訟のうち労働関係に係るもの

【租税訟務課】 租税の賦課処分及び徴収に関する争訟

【訟務支援管理官】 国の利害に関係のある争訟に関する一般的な情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供を行うことによる関係機関に対する支援

サイバーセキュリティ・情報化審議官 大臣官房にサイバーセキュリティ・情報化審議官1人が置かれ、法務省の所掌事務に関するサイバーセキュリティの確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善

及び効率化に関する企画及び立案に関する事務並びに関係事務の総括整理

審議官 大臣官房に審議官 8 人（うち 3 人は充て職）が置かれ、法務省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務の総括整理

参事官 大臣官房、民事局、刑事局、矯正局、人権擁護局、訟務局にそれぞれ参事官が若干人置かれ、主としてそれぞれの部局の所掌事務に関する重要な法令案の作成その他重要事項についての企画及び立案

（注）出入国在留管理庁、公安調査庁にも参事官が 1 人ずつ置かれている。

（審議会等）

司法試験委員会 司法試験及び司法試験予備試験に関する事項の管理

検察官適格審査会 検察庁法第 23 条第 3 項に規定する検察官の適格性に関する審査

中央更生保護審査会 法務大臣に対する特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除又は特定の者に対する復権の実施についての申出 地方更生保護委員会の決定に対する審査及び裁決

日本司法支援センター評価委員会 日本司法支援センターの業務の実績に関する評価
その他総合法律支援法によりその権限に属させられた事項の処理

法制審議会 法務大臣の諮問に応じて行う民事法、刑事法その他法務に関する基本的な事項についての調査審議 電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律第 5 条第 2 項の規定に基づきその権限に属させられた事項の処理

検察官・公証人特別任用等審査会 検察庁法第 18 条第 2 項に規定する副検事の選考及び同条第 3 項に規定する検察官特別考試の実施、公証人法第 13 条ノ 2 に規定する選考の実施並びに同法第 15 条第 2 項及び第 81 条第 1 項に規定する議決

検察官特別任用分科会 副検事の選考及び検察官特別考試に関する事項を処理

公証人分科会 公証人の選考の実施（公証人法第 13 条ノ 2 に規定する選考をいう。）
並びに同法第 15 条第 2 項及び第 81 条第 1 項に規定する議決に関する事項を処理

（施設等機関）

刑 務 所 — 支 所 主に懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者の収容及びこれらの者に対する必要な処遇

少年刑務所 — 支 所 主に懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者の収容及びこれらの者に対する必要な処遇（ただし、少年及び 26 歳未満の成人を主に対象とする。）

拘置所 — 支所 主に被勾留者及び死刑の言渡しを受けて拘置される者の収容及びこれらの者に対する必要な処遇

少年院 — 分院 主に保護処分を受ける者及び少年院において懲役及び禁錮の刑の執行を受ける者の収容並びにこれらの者に対する矯正教育

少年鑑別所 — 分所 主に鑑別対象者の鑑別、観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等の収容及びこれらの者に対する必要な観護処遇並びに非行及び犯罪の防止に関する援助

婦人補導院 — 売春防止法第17条の規定により補導処分に付された者の収容及びこれらの者に対する必要な補導

法務総合研究所 — 支所 法務に関する調査及び研究 当省の職員（矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く。）に対する職務上必要な研修 「犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所を日本国に設置することに関する国際連合と日本国政府との間の協定」（昭和36年条約第4号）に基づき、国際連合と協力して行う研修、研究及び調査 外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）が実施する法制の維持及び整備に関する国際協力 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の規定による検察官の派遣に伴う法科大学院の教育に対する法曹としての実務に係る協力（参考）

「国連アジア極東犯罪防止研修所」

上記協定に基づき設立された研修機関。国連の犯罪防止・刑事司法プログラム・ネットワーク機関として、アジア・アフリカ諸国等の開発途上国の刑事司法制度の健全な発展と相互協力の促進に向けた研修、研究及び調査を行っている。人員・設備等については日本が提供する旨上記協定及びその後に交わされた交換公文によって定められており、法務総合研究所がその事務を担当している。

矯正研修所 — 支所 矯正の業務に従事する職員に対する職務上必要な研修

（地方支分部局）

矯正管区 刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の適切な運営の管理

地方更生保護委員会 刑法第28条の行政官庁としての仮釈放の許可又はその処分の取消し 刑法第30条の行政官庁としての仮出場の許可 少年院からの仮退院又は退院の許可 少年院からの仮退院中の者について、少年院に戻して収容する旨の決定の申請 少年法第52条第1項又は同条第1項及び同条第2項の規定により言い渡された刑について、その執行を受け終わったものとする処分 刑法第25条の2第2項及び第27条の3第2項（薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執

行猶予に関する法律第4条第2項において準用する場合を含む。)の行政官庁としての保護観察の仮解除又はその処分の取消し 婦人補導院からの仮退院の許可又はその処分の取消し 保護観察所の事務の監督



登記 戸籍 国籍 供託 公証 司法書士及び土地家屋調査士の事務 人権侵犯事件の調査並びに被害の救済及び予防 人権啓発及び民間における人権擁護運動の助長 人権擁護委員の事務 人権相談 国の利害に関する争訟
保護観察所 — 支部 保護観察の実施 犯罪の予防を図るための世論の啓発, 社会環境の改善及び地域住民の活動の促進 心神喪失者等医療観察制度における精神保健観察等の実施
保護司選考会 保護司法の規定に基づき, 各保護観察所に置かれており, 保護観察所の長の諮問に応じて保護司の委解嘱等に関する意見を述べる。

特別の機関



検察庁法第4条, 第6条に基づく, 検察官の行う事務の総括

外局

出入国在留管理庁
(内部部局)

総務課 機密 公印の保管 公文書類の接受, 発送, 編集及び保存 法令案その他の公文書類の審査及び進達 情報公開 個人情報の保護 機構及び定員 所掌事務に関する総合調整(政策課の所掌に属するものを除く。) 行政の考査 広報 事務能率の増進 表彰及び儀式 任免, 給与, 懲戒, 服務その他の人事並びに教養及び訓練 出入国在留管理庁の所掌に係る経費及び収入の予算, 決算及び会計並びに会計の監査 行政財産及び物品の管理 庁内の管理 所掌事務に関する施設の整備 職員の宿舍 職員の衛生, 医療その他の福利厚生 入国者収容所等視察委員会 入国者収容所の組織及び運営 外国人技能

実習機構の組織及び運営

情報システム管理室 情報システムの整備及び管理 住民基本台帳法第30条の50の規定による通知

政策課 所掌事務に関する基本的かつ総合的な政策の企画及び立案 出入国在留管理基本計画の策定 所掌事務に関する法令案の作成 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び分野別の方針の策定

外国人施策推進室 法務省設置法第28条第1項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づき、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整

政策調整官 政策課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調整

出入国管理部

出入国管理課 外国人の上陸の許可（審判課の所掌に属するものを除く。） 外国人の再入国の許可 日本人の出国及び帰国並びに外国人の出国の確認 出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第6章に規定する船舶等の長及び運送業者の責任 短期滞在の在留資格に係る外国人の在留の許可 在留許可等（審判課の所掌に属するものを除く。） 難民旅行証明書 難民の認定（審判課の所掌に属するものを除く。）

難民認定室 一時庇護のための上陸の許可 入管法第61条の2の2第1項及び第2項の規定による在留の許可、同条第5項の規定による許可の取消し並びに入管法第61条の2の4第1項の規定による仮滞在の許可（審判課の所掌に属するものを除く。） 難民旅行証明書 難民の認定（審判課の所掌に属するものを除く。）

審判課 入管法第45条第1項及び第55条の2第2項の規定による審査 収容令書及び退去強制令書の発付 入管法第55条の3第1項の規定による出国命令 外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出 入管法第50条第1項の規定による在留の許可 難民の認定をしない処分についての審査請求に係る在留許可等 難民の認定をしない処分及び難民の認定の取消しについての審査請求 通報者に対する報償金の交付

警備課 入管法第2条第14号に規定する違反調査 収容令書及び退去強制令書の執行 入国者収容所、収容場その他の施設の警備並びに被収容者の仮放免及び処遇 入国審査官及び入国警備官の武器の携帯及び使用 入国警備官の点検、礼式及び非常訓練

警備調整官 警備課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調整

在留管理支援部

在留管理課 外国人の在留の許可（出入国管理部の所掌に属するものを除く。） 在留資格認定証明書の交付 登録支援機関の登録

第一課 第一部の所掌事務に関する総合調整 第一部の所掌に属する破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に関する情報及び資料の総合的分析
無差別大量殺人行為を行った団体に対する観察処分 第一部の所掌に係る事項に関する関係機関との情報及び資料の交換の総括

第二課 第一部の所掌に属する破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制の手續において必要な証拠の準備、国内資料の収集、整理及び保管

公安調査管理官 第一部の所掌する破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査

調査第二部

第一課 第二部の所掌事務に関する総合調整 第二部の所掌に属する破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に関する情報及び資料の総合的分析
国際調査企画官 特定事項に係るものの企画及び調整

第二課 国外資料の収集、整理及び保管 第二部の所掌に係る事項に関する国外との関連を有する関係機関との情報及び資料の交換の総括

国際破壊活動対策室 第二部の所掌に属する破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制の手續において必要な証拠の準備

公安調査管理官 第二部の所掌する破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査

(施設等機関)

公安調査庁研修所 公安調査庁の職員に対する職務上必要な研修

(地方支分部局)

公安調査局・公安調査事務所 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査 無差別大量殺人行為を行った団体に対する観察処分

第 3 定 員

令和元年度末における法務省の各組織の定員は、次のとおりである。

(令和元年度末)

区 分		定 員	
内 部 部 局	大 臣 官 房	事務次官 1 人及び秘書官 1 人を含む。 うち、59 人は、司法法制部の定員とし、司法法制部の定員のうち、6 人は、国立国会図書館支部法務図書館の定員とする。	392 人
	民 事 局		94 人
	刑 正 局		60 人
	矯 護 局		78 人
	保 護 局		41 人
	人 権 擁 護 局		24 人
小 計			82 人
施 設 等 機 関	法 務 総 合 研 究 所		771 人
	矯 正 研 修 所	うち、24 人は、支所の定員とする。	84 人
	刑 務 所、少年刑務所及び拘置所		79 人
	少 年 年 別 所		19,657 人
	少 年 鑑 別 所		2,428 人
	婦 人 補 導 所		1,178 人
小 計			2 人
地方支分部局	法 務 局 及 び 地 方 法 務 局		23,428 人
	矯 正 地 方 管 区		8,894 人
	地 方 更 生 保 護 委 員 会		269 人
	保 護 観 察 所		299 人
	小 計		1,544 人
	小 計		11,006 人
検 察 庁			11,860 人
合 計			47,065 人

出入国在留管理庁（外局）

区 分		定 員	
内 部 部 局	出 入 国 管 理 部	長官 1 人、次長 1 人、審議官 2 人及び参事官 1 人を含む。	88 人
	在 留 管 理 支 援 部		48 人
	小 計		75 人
施 設 等 機 関	入 国 者 収 容 所		211 人
地方支分部局	地 方 出 入 国 在 留 管 理 局		214 人
合 計			5,007 人
			5,432 人

公安審査委員会（外局）

区 分		定 員	
内 部 部 局	事 務 局		4 人

公安調査庁（外局）

区 分		定 員	
内 部 部 局	総 務 第 一 部	長官 1 人及び次長 1 人を含む。	81 人
	調 査 第 二 部		122 人
	小 計		167 人
施 設 等 機 関	公 安 調 査 庁 研 修 所		370 人
地方支分部局	公 安 調 査 局		8 人
合 計			1,272 人
			1,650 人

法 務 省 合 計			54,151 人
-----------	--	--	----------

第4 予 算

令和元年度における法務省所管の歳出予算額は、次のとおりである。

一般会計では、当初予算額が、8,199億7,874万2千円であったところ、令和元年12月5日に閣議決定された、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」を実施するために必要な経費等が盛り込まれた補正予算により、被災者に対する法律相談支援、法務省施設の防災・減災対策及び治安確保に向けた保安対策等に必要な経費として198億2,756万5千円、円滑かつ厳格な出入国審査体制等の基盤整備及びデジタルガバメントの推進のための登記情報システム等の基盤整備に必要な経費として44億2,874万6千円の総額242億5,631万1千円が追加計上された。

他方、既定経費の不用分として、49億4,081万4千円が減額されたため、補正後予算額は8,392億9,423万9千円となった。さらに、前年度からの繰越額396億9,659万5千円、訴訟判決に係る仮執行宣言に伴い生じた担保として必要な保証金の予算の不足を補うための予備費使用額9億6,260万2千円及び国選弁護人に対して支払う報酬等の増加に伴い、国選弁護人確保業務等委託費の予算の不足を補うための予備費使用額3億157万7千円を加えると、歳出予算現額は8,802億5,501万3千円となっている。

東日本大震災復興特別会計では、当初予算額が31億6,954万1千円であったところ、補正予算で既定経費の不用分として、3,439万6千円が減額され、補正後予算額は31億3,514万5千円となり、前年度からの繰越額4億6,874万2千円を加え、歳出予算現額は36億388万7千円となっている。なお、東日本大震災復興特別会計は、復興庁所管であり、同庁に一括計上されている。

法務省所管等の歳出予算額は、一般会計及び東日本大震災復興特別会計を合わせ、補正後予算額として8,424億2,938万4千円、歳出予算現額として8,838億5,890万円となっている。

第 2 部

業務の概況

- | | |
|-----|-------------|
| 第 1 | 内 部 部 局 |
| 第 2 | 審 議 会 等 |
| 第 3 | 施 設 等 機 関 |
| 第 4 | 地 方 支 分 部 局 |

第1 内部部局

I 大臣官房

法務省設置法第3条、第4条 法務省組織令第2条、第3条、第10条～第21条 法務省組織規則第1条～第6条

秘書課

法務省組織令第13条、第14条 法務省組織規則第1条

〈業務の実施状況〉

1 行政改革関係

平成19年4月1日に地方分権改革推進法が施行されたことに伴い、同日付けで地方分権改革推進委員会が内閣府に設置され、法務省においては、地方移譲の検討事項として法務局・地方法務局（以下「法務局等」という。）の登記事務等が掲げられた。その後の検討の結果、第2次勧告において、法務局等は、国の機関として残すものと整理されたものの、司法書士試験及び土地家屋調査士試験の実施は、市場化テストについて官民競争入札等監理委員会の検討に委ねることとされた。

このほか、第2次勧告では、地方自治体の事務を国の法令で規制する義務付け・枠付けに係る法制的な仕組みの見直しが盛り込まれており、法務省では刑事局、保護局及び人権擁護局の所管法令が見直しの対象とされた。

平成21年11月17日、閣議決定により地域主権戦略会議が内閣府に設置され、法務省においては、出先機関改革において法務局等が議論の対象とされた。その後、平成22年6月22日に閣議決定された地域主権戦略大綱に基づき、各府省において自ら出先機関の事務・権限の仕分け（以下「自己仕分け」という。）が行われた。

その後、内閣総理大臣からの再検討指示を経て、平成22年11月29日の地域主権戦略会議において、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲するなどとする「出先機関改革の基本方向」が示され、同年12月28日、「アクション・プラン」が閣議決定された。

法務省の自己仕分けにおいて「A－a」と仕分けた事務のうち、地方側から申出があった「人権啓発活動地方委託事業のうち、非ネットワーク事業」のみ、事務・権限の移譲に向けた工程案を作成した。

その後、平成23年12月26日の地域主権戦略会議においては、それまでの地域主権戦略会議等の議論を踏まえ、「出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針」及び「広域の実施体制の枠組み（方向性）」が承認された。

平成24年11月15日には、地域主権戦略会議等の議論を経て「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について」が閣議決定された。さらに、同年11月30日には、「地域主権戦略大綱」に基づく取組成果を踏まえ、今後おおむね2、3年を見据えた改革の諸課題に関する取組方針を内容とする「地域主権推進大綱」が閣議決定された。

平成25年3月8日には、閣議決定により地方分権改革推進本部が設置され、また、同年4月5日には、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）により地方分権改革有識者会議の開催が決定された。同会議における議論等を踏まえ、平成22年の自己仕分けにおいて仕分けた事業について改めて事務・権限等の移譲に関する検討をし、平成25年9月13日に開催された第3回地方分権改革推進本部において、国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針が決定され、法務省においては、人権啓発活動地方委託事業（ネットワーク事業を除く。）が、移譲の可否等の検討・調整を要する事務・権限とされた。その後の検討・議論の結果を踏まえて同年12月20日に閣議決定された「見直し方針」に移譲する方策の検討を進める事業として同事業が盛り込まれたことから、これを受けて委託要綱を改正し、地方公共団体における同事業実施の自由度を上げることで対応した。

平成26年から、それまでの委員会勧告方式に替えて、地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を募集する「提案募集方式」が導入された。

平成26年の提案募集では、同方式で国際ビジネス機受入れの際のC I Q業務の移譲等について地方公共団体から提案があり、地方分権改革有識者会議等で調査・審議された結果、提案団体が求める臨機応変な対応を行うことについて、当該団体に通知するなどの措置を講じる旨の対応方針が「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年1月30日閣議決定）に盛り込まれ、これに基づき同措置を講じた。

平成27年の提案募集では、永住者に係る在留カードの交付事務権限の国から市町村への移譲が求められたが、提案団体に永住者に係る在留管理制度上の諸手続について説明し、移譲しないことで理解が得られた。

平成28年の提案募集では、登記所の各種証明発行業務の市の窓口での実施、区画整理事業における筆界特定制度の活用に関する規制緩和、戸籍事務の窓口における「公権力の行使」に当たる業務の取扱いの見直し及び保育士登録の取消しに係る国関係機関からの円滑な情報提供について提案があったものの、いずれも「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成28年12月20日閣議決定）には盛り込まれなかった。

平成29年の提案募集では、農業分野における外国人技能実習制度に関する規制緩和、外国人に対する生活保護の適正な実施について提案があり、地方分権改革有識者会議等で審議された結果、現行法においても対応可能であることについて、当該団体に通知するなどの措置を講じる旨の対応方針が平成29年12月26日に閣議決定された「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づき同措置を講じた。

平成30年の提案募集では、登記情報提供サービスを地方公共団体の職員が職務上利用する場合の手数料の支払いに係る義務付けの廃止、人権啓発活動地方委託事業に係る謝金支払基準及び資料作成数の枠付けの見直し並びに保育士登録の取消しに係る本人通知に関する事務の運用改善について提案があり、それぞれの提案に対し

て団体への通知等の措置を講じることが「平成30年の地方からの提案等に対する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定）に盛り込まれた。

令和元年の提案募集では、外国人受入環境整備交付金の運用改善、成年後見審判に係る首長申立を行う市町村の基準の明確化、不動産取得税に係る登記情報電子データの提供、許認可事務における法人登記簿謄本（登記事項証明書）の省略、戸籍法第48条第1項受理証明書の請求者の拡大及び同条第2項届書記載事項証明書の特別の事由の明確化、戸籍関係証明書のオンライン請求に係る本人確認の簡素化、一部事務組合における不動産登記手続の簡素化、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条に基づく通報対象者の基準の明確化、所有者不明土地空き家に対する地方公共団体への財産管理人選任申立権の付与について提案があり、戸籍法第48条第1項受理証明書の請求者の拡大、同条第2項届書記載事項証明書の特別の事由の明確化及び戸籍関係証明書のオンライン請求に係る本人確認の簡素化については現時点での対応は行わないこととなったが、その他の提案については措置等を行うことが「令和元年の地方からの提案等に対する対応方針（令和元年12月23日閣議決定）」に盛り込まれた。

2 国の機関等の移転

第4次全国総合開発計画において、東京圏への諸機能の過度の集中を抑制し、分散を促進するため、①「業務上独立性が比較的高い中央省庁の一部部局、地方支分部局等の政府機関の移転再配置等を検討し、その推進を図る」こととされ、また、②「遷都問題については、（中略）東京一極集中への基本的対応として重要と考えられる。そのため、政治・行政機能と経済機能の相互関係の在り方を含め、国民的規模での議論を踏まえ、引き続き検討する」こととされている。

(1) 国の行政機関等の移転

国の行政機関等の移転については、平成5年6月24日開催の国の機関等移転推進連絡会議における移転計画に基づき移転が実施されており、その進捗状況を踏まえ、平成13年6月28日開催の同連絡会議において抜本的な見直しが行われるとともに、平成14年1月10日開催の同連絡会議において、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）を踏まえた見直しが行われた。

なお、上記移転計画に基づく法務省関係機関（法務総合研究所（研究部）、東京矯正管区及び関東地方更生保護委員会）は全て移転を完了している。

(2) 国会等の移転

首都機能移転問題については、平成4年12月、「国会等の移転に関する法律」（平成4年法律第109号）が制定され、同法に基づいて国会等移転調査会が設置された。

同調査会は、平成7年12月13日に「国会等移転調査会報告」を取りまとめた後、平成8年6月に「国会等の移転に関する法律の一部を改正する法律」（平成8年法律第106号）が成立したことにより廃止され、新たに同法に基づいて国会等移転審議会が設置（平成8年6月26日）された。

同審議会において、調査対象地域として選定された北東地域、東海地域及び三重・畿央地域について、現地調査や、科学的見地からの比較検討等が行われ、調査の取りまとめ結果に基づき、平成11年12月20日、移転先候補地について「栃木・福島地域」及び「岐阜・愛知地域」を選定するなどの答申が内閣総理大臣へ提出された。

今後は、移転先地の決定等について、国会において審議が行われることとなっており、平成15年6月に設置された「国会等移転に関する政党間両院協議会」において検討が進められているところである。

3 個人情報保護関係

(1) 行政機関の個人情報保護

平成17年4月1日に「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）が施行されたことを踏まえ、「法務省保有個人情報保護管理規程」（平成17年3月16日大臣訓令。以下「旧規程」という。）を制定した。

その後、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）が一部施行されたことに伴い、旧規程に個人番号及び特定個人情報の適切な管理に関する定めを加え、「法務省保有個人情報等保護管理規程」（平成27年10月23日大臣訓令）を制定し、同規程に基づき、法務省における保有個人情報の適正な管理のための所要の措置を講じている。

また、個人情報保護窓口を設置し、行政機関個人情報保護法の規定に基づく保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る業務等を行っており、令和元年度における処理状況については次の表のとおりである。

区 分	本 省	委任機関
開示請求受付件数	23,599	4,624
開示請求取り下げ件数	248	53
開示決定等件数	23,014	4,410
うち、全部開示決定件数	22,451	1,494
うち、部分開示決定件数	100	2,586
うち、不開示決定件数	463	330
訂正請求受付件数	0	3
訂正決定等件数	0	4
うち、訂正決定件数	0	2
うち、不訂正決定件数	0	2
利用停止請求件数	1	5
利用停止決定等件数	0	6
うち、利用停止決定件数	0	0
うち、不利用停止決定件数	0	6

審査請求件数	51	-
裁決・決定件数	24	-
訴訟件数	1	5

(注) 公安審査委員会、公安調査庁及び検察庁における件数は含まれない。
委任機関とは、行政機関個人情報保護法46条の規定に基づき、法務大臣の権限が委任された官署をいう。

(2) 所管事業者等の個人情報保護

平成17年4月1日に「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)が全面施行され、個人情報保護法及び「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定)の趣旨を踏まえ、平成16年10月29日に「法務省が所管する事業を行う事業者等が取り扱う個人情報の保護に関するガイドライン」(法務省告示第531号。以下「旧ガイドライン」という。)を制定した。

旧ガイドラインは、「個人情報保護に関するガイドラインの共通化について」(平成20年7月25日個人情報保護関係省庁連絡会議申合せ)に基づき、「法務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」(平成21年9月30日法務省告示第453号。平成21年11月1日施行)へ改定後、消費者庁が公表する標準的なガイドラインの改定を踏まえ、見直しを行い、平成27年3月24日法務省告示第178号により全部改正した。

また、個人情報保護法の規定に基づく認定個人情報保護団体の業務を行おうとする法人による個人情報保護の取組を推進するため、平成17年8月17日に「認定個人情報保護団体の認定に関する指針」(法務省告示第413号)を制定した。

そして、平成27年9月3日に個人情報保護法が改正(以下「改正個人情報保護法」という。)され、平成29年5月30日から全面施行されたことにより、個人情報取扱事業者に対する主務大臣(法務省においては法務大臣)の監督権限が個人情報保護委員会に一元化された。

ただし、債権管理回収業、公証業務及び更生保護事業を行う個人情報取扱事業者に対する監督権限については、同法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)に基づき、個人情報保護委員会から法務大臣に委任されている(なお、改正個人情報保護法の施行により、前記ガイドライン及び指針は廃止。)

(3) 行政機関非識別加工情報の提供

「行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律」(平成28年法律第51号)により、個人の権利利益の保護並びに行政機関及び独立行政法人等の事務・事業の適正かつ円滑な運用に支障がない範囲内において、行政機関等の保有する個人情報を加工して作成する非識別加

工情報を事業の用に供しようとする者に提供するための仕組みが設けられ、同法律を踏まえた行政機関個人情報保護法等の改正がなされた。

そして、個人情報保護委員会において「行政機関個人情報保護法第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則」（平成29年3月31日個人情報保護委員会規則第1号）、「行政機関個人情報保護法についてのガイドライン（行政機関非識別加工情報編）」（平成29年3月個人情報保護委員会）が定められ、行政機関非識別加工情報の提供等に関する事務は、同規則等に基づき取り扱うこととされた。

4 情報公開関係

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）に基づく開示請求に係る業務等を行っており、令和元年度における処理状況については次の表のとおりである。

区 分	本 省	委任機関
開示請求受付件数	888	82,106
他機関からの移送受付件数	9	0
開示請求取下げ件数	57	117
他機関への移送件数	1	0
開示決定等件数	983	75,095
うち、全部開示決定件数	340	1,399
うち、部分開示決定件数	566	73,208
うち、不開示決定件数	77	488
開示決定等の期限延長件数(10条2項)	302	1,126
開示決定等の期限特例延長件数(11条)	199	424
審査請求件数	88	－
審査請求取下げ件数	0	－
裁決・決定件数	78	－
訴訟件数	2	－

(注) 公安審査委員会、公安調査庁及び検察庁における件数は含まれない。
委任機関とは、情報公開法第17条の規定に基づき、法務大臣の権限を委任された官署をいう。

5 国会関係

(1) 第198回国会

ア 召集・会期

第198回国会（常会）は、1月28日に召集され、会期は、6月26日までの150日間であった。

イ 審議概況

(ア) 代表質問

1月28日、衆参両院の本会議において、施政方針演説等の政府4演説が行われ、1月30日及び31日に衆議院で、1月31日及び2月1日に参議院で、そ

れぞれ代表質問が行われた。

(イ) 予算

1月28日、「平成30年度第2次補正予算2案」及び「平成31年度総予算3案」が提出された。

平成30年度第2次補正予算2案については、2月1日に衆議院予算委員会で趣旨説明が行われた後、審議が重ねられ、2月5日に衆議院予算委員会及び同本会議において可決され、参議院に送付された。

参議院においては、2月6日に参議院予算委員会で趣旨説明が行われた後、審議が重ねられ、2月7日に参議院予算委員会及び同本会議において可決され、成立した。

平成31年度総予算3案については、2月1日に衆議院予算委員会で趣旨説明が行われた後、審議が重ねられ、3月1日に衆議院予算委員会で、3月2日に同本会議において可決され、参議院に送付された。

参議院においては、2月6日に参議院予算委員会で趣旨説明が行われた後、3月4日から審議が重ねられ、3月27日に参議院予算委員会及び同本会議において可決され、成立した。

(ウ) 法律案等

内閣提出法律案は、新規提出57件（うち、法務省所管6件）、継続1件であり、そのうち、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を含め55件が成立した。

衆議院議員発議に係る法律案は、新規提出36件（うち、法務省所管2件）、継続33件であり、そのうち、11件が成立した。

参議院議員発議に係る法律案は、新規提出34件（うち、法務省所管0件）であり、そのうち、4件が成立した。

条約は、新規提出10件の全てが承認された。

(エ) 質問主意書

第198回国会において提出された計402件の質問主意書のうち、法務省に関係があったものは、阿部知子衆議院議員（立憲）の「外国人技能実習生に対する妊娠禁止規定は民法違反とした判決があること等に関する質問主意書」等54件であった。

ウ 成立した法務省主管法律案（付録513ページ参照）

(ア) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

（2月12日提出 4月19日成立 4月26日公布法律第15号）

(イ) 民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律案

（2月19日提出 5月10日成立 5月17日公布法律第2号）

(ウ) 表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律案

（2月22日提出 5月17日成立 5月24日公布法律第15号）

- (エ) 司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案
(3月12日提出 6月6日成立 6月12日公布法律第29号)
- (オ) 戸籍法の一部を改正する法律案
(3月15日提出 5月24日成立 5月31日公布法律第17号)
- (カ) 民法等の一部を改正する法律案
(3月15日提出 6月7日成立 6月14日公布法律第34号)

(2) 第199回国会

ア 召集・会期

第199回国会(臨時会)は、7月21日に行われた第25回参議院議員通常選挙を受けて、8月1日に召集され、会期は、衆参両院の本会議において、8月5日までの5日間とする旨議決された。

イ 審議状況

第199回国会中、新規に提出された法律案及び条約はなかった。

ウ 質問主意書

第199回国会において提出された計37件の質問主意書のうち、法務省に関係があったものは、熊谷裕人参議院議員(立憲)の「刑事事件で実刑が確定したものの保釈中の者の取り扱いに関する質問主意書」1件であった。

(3) 第200回国会

ア 召集・会期

第200回国会(臨時会)は、9月11日に第4次安倍第2次改造内閣の発足をを受けて、10月4日に召集され、会期は、衆参両院の本会議において、12月9日までの67日間とする旨議決された。

イ 審議概況

(ア) 代表質問

10月4日、衆参両院の本会議で、安倍内閣総理大臣の所信表明演説等が行われ、10月7日及び8日に衆議院で、同8日及び9日に参議院で、それぞれ代表質問が行われた。

(イ) 法律案等

内閣提出法律案は、新規提出15件(うち、法務省所管5件)、継続2件であり、そのうち、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案を含め16件が成立した。

衆議院議員発議に係る法律案は、新規提出10件(うち、法務省所管0件)、継続51件であり、そのうち、7件が成立した。

参議院議員発議に係る法律案は、新規提出16件(うち、法務省所管0件)であり、そのうち、1件が成立した。

条約は、新規提出2件の全てが承認された。

(ウ) 質問主意書

第200回国会において提出された計311件の質問主意書のうち、法務省に係があったものは、有田芳生参議院議員（立憲）の「河野前外相の外遊に関する質問主意書」等41件であった。

ウ 成立した法務省主管法律案（付録517ページ参照）

（ア）裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

（10月11日提出 11月22日成立 11月29日公布法律第58号）

（イ）検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

（10月11日提出 11月22日成立 11月29日公布法律第59号）

（ウ）会社法の一部を改正する法律案

（10月18日提出 12月4日成立 12月11日公布法律第70号）

（エ）会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

（10月18日提出 12月4日成立 12月11日公布法律第71号）

6 省庁横断的な重要施策関係

（1）閣議請議

官房秘書課で取り扱った閣議請議総件数は73件であり、この内訳は、法律案11件、政令14件、質問主意書に対する答弁書40件、その他8件であった。

（2）犯罪被害者等施策関係

犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成17年4月に犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）が施行された。

同法に基づき、平成17年12月27日に「犯罪被害者等基本計画」（以下「第1次基本計画」という。）が、平成23年3月25日には「第2次犯罪被害者等基本計画」（以下「第2次基本計画」という。）がそれぞれ閣議決定された。

第1次基本計画下における法務省の取組として、平成20年12月に、一定の犯罪について、被害者が裁判所の許可を得て刑事裁判に参加し、被告人に対する質問等を行うことができる被害者参加制度を導入するなどした。

第2次基本計画下における法務省の取組として、平成25年12月から、被害者参加人に対する旅費等の支給及び被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件を緩和した。また、平成26年4月から、犯罪被害者等が提起する損害賠償請求訴訟等の準備及び追行の過程で、代理人である弁護士等がカウンセラー等を犯罪被害者等との打合せに同席させることについて、支援を受ける要件を満たす場合に、その同席費用を、日本司法支援センターが実施する民事法律扶助制度による立替払の対象とした。さらに、被害者等通知制度について、加害者に関する情報提供の拡充を図るため、刑事施設及び少年院における処遇状況、保護観察中の処遇状況等に関する通知事項の追加を実施した。

第2次基本計画の計画期間満了後の平成28年4月1日、「第3次犯罪被害者等基本計画」（以下「第3次基本計画」という。）が閣議決定された。

第3次基本計画には、法務省関連の主な施策として、犯罪被害者等に関する情報の保護、再被害防止のための安全確保方策の検討、被害児童からの事情聴取における配慮及び被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する理解の促進などが盛り込まれており、これらの施策の着実な推進に努めている。

(3) 規制改革等の推進関係

平成25年1月に設置された「規制改革会議（現在の規制改革推進会議）」は、内閣総理大臣の諮問を受け、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制改革を進めるための調査審議を行い、内閣総理大臣へ意見を述べることを主要な任務としており、毎年、「規制改革に関する答申」を内閣総理大臣に提出している。

平成30年の答申（規制改革推進に関する第4次答申）及び令和元年の答申（規制改革推進に関する第5次答申）を踏まえ、対象となった規制改革事項の着実な実現を図っていくため、「規制改革実施計画」が定められ、令和元年6月21日に閣議決定された。同計画のうち保育・雇用分野において、「地方自治体支援（就労のための日本語教育）」が、投資等分野において、「中小零細企業の資金調達の実態の多様化」が個別実施事項として対象となったことから、当省においても実施時期を定めた取組が行われた。

特別区域（以下「特区」という。）制度による規制改革の推進については、各特区制度（構造改革特区、総合特区及び国家戦略特区）が、各区域の特性や要望等に応じた特区内での規制の特例措置の実施を目的としたものであり、近時は、特に国家戦略特区の枠組みによる検討が強力に推進されている。「成長戦略フォローアップ」（令和元年6月21日閣議決定）においては、国家戦略特区に関し、当省関連では、「クールジャパン分野の外国人留学生の就労促進」、「外国人起業家受入促進のためのスタートアップビザの制度拡充」等が盛り込まれている。

また、規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に推進するため、規制改革推進会議令（平成28年政令第303号）に基づき、行政手続部会が設置されており、同部会においては、規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に推進するため、その具体的内容を検討し、一体的推進を進めるべき重点分野の幅広い選定と行政手続コスト削減目標の決定を行い、計画的な取組を推進することとしている。法務省においては、「行政手続部会取りまとめ」を踏まえ、行政手続コストの削減に向けて、商業登記等におけるオンライン申請の促進や、行政機関との登記情報連携のためのシステム開発等の取組が進められている。

(4) 東日本大震災関連施策関係

被災地の復興に当たっては、東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）に基づき、平成23年7月29日に復興に係る基本的考え方や実施する施策等が盛り込まれた「東日本大震災からの復興の基本方針」が策定された。

平成24年2月10日には復興庁が発足し、復興に関する国の施策を主体的かつ一体的に推進するための取組が進められている。

上記基本方針に盛り込まれた法務省関連施策としては、「土地の境界の復元及び登記所備付地図の修正」、「震災に伴って生起する様々な人権問題（原発事故に伴う風評に基づく差別的取扱い、いじめ等）への対処」、「被災地における再犯防止に向けた取組」、「心理的支援を必要とする被収容少年等に対する、少年鑑別所の心理技官による心理的支援の実施」、「日本司法支援センター（法テラス）による被災者支援事業」等があり、施策ごとに工程表を作成の上、取組を進めている。

(5) 再犯防止施策関係

再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成28年12月、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）が施行された。

政府は、同法の施行を受け、平成29年2月から、再犯防止推進計画の案の具体的内容を検討する場として、法務副大臣を議長とする「再犯防止推進計画等検討会」を開催し、関係省庁や外部有識者と議論を重ねた。そして、同検討会において取りまとめた案を基に、同年12月、政府として初めて、平成30年度から5年間の計画期間とする「再犯防止推進計画」を閣議決定した。同計画では、同法に掲げられた基本理念を基に5つの基本方針を設定し、その上で、合計115に及ぶ再犯防止施策を7つの重点課題に整理して掲げている。

さらに、同計画に基づき実施している再犯防止施策に関して、より重点的に取り組むべき3つの課題、すなわち、①満期釈放者対策の充実強化、②地方公共団体との連携強化の推進、③民間協力者の活動の促進のそれぞれに対応した各種取組を加速させるため、令和元年12月、犯罪対策閣僚会議において、「再犯防止推進計画加速化プラン」を決定した。

法務省においては、再犯防止推進計画に基づき、国と地方公共団体が連携して再犯防止施策の推進を図るため、平成30年度から、「地域再犯防止推進モデル事業」を開始した。同事業は、事業期間を2年間又は3年間として、地方公共団体が①地域の実態調査と支援策の策定、②支援策の実施、③支援策の効果検証といった一連の取組を行うものである。現在、委託先である36の地方公共団体において、地域の実情を踏まえた様々な取組が実施されており、本事業終了後には、取組の成果を踏まえ、地域における効果的な再犯防止の取組の確立と、その全国的な普及を目指すこととしている。

また、国及び市町村間で再犯防止に係るネットワークを構築することなどを目的として、平成30年度から「市町村再犯防止等推進会議」を開催しており、市町村における先進的な取組を共有するなど、再犯防止施策に係る情報共有を行っている。令和元年度は、6月に同会議を開催し、16の首長を含む68の市町村が参加した。

さらに、令和元年10月、総理大臣官邸において、地域社会における再犯防止活動の推進において顕著な功績のあった民間団体を内閣総理大臣が表彰する「安全安心なまちづくり関係功労者表彰」を実施した。同表彰は、「防犯活動」を表彰

の対象として平成17年に創設されたものであるところ、再犯防止推進計画を踏まえ、平成30年からは、新たに「再犯防止活動」を表彰対象に加えており、令和元年は、再犯防止活動について顕著な功績又は功労のあった1個人及び7団体が表彰された。

加えて、「再犯の防止等の推進に関する法律」において、政府が講じた再犯防止施策について、国会への年次報告が求められていることを受け、平成30年から再犯防止推進計画に盛り込まれた115の施策の進捗状況等をまとめた「再犯防止推進白書」を作成しており、令和元年は、11月に閣議決定の上、国会報告を行った。

(6) その他

各府省から法務省に対する照会、依頼、協議等に対応した。主要なものとしては、障害者施策関係、知的財産戦略推進関係及び拉致問題対策関係に係る省内各部局との連絡調整等がある。

7 式典

月 日	件 名	出 席 者 数		
5.24	春の叙勲による勲章伝達式	165人	中綬章	8人
			小綬章等	157人
5.28	第32回危険業務従事者叙勲による勲章伝達式	39人	矯正関係	39人
5.30	春の藍綬褒章及び黄綬褒章伝達式	147人	保護関係	115人
			人権関係	8人
			矯正関係	11人
			民事関係	13人
12.11	秋の叙勲による勲章伝達式	164人	中綬章	13人
			小綬章等	151人
12.13	第33回危険業務従事者叙勲による勲章伝達式	45人	矯正関係	45人
12.17	秋の藍綬褒章及び黄綬褒章伝達式	148人	保護関係	116人
			人権関係	6人
			矯正関係	11人
			民事関係	15人

8 公文書の接受等

(令和元年)

件 名	件 数 等
1 公文書類の接受件数	318,380件
2 公文書類の発送件数	318,652件
3 官報掲載件数	10,605件
4 独立行政法人国立公文書館へ移管した行政文書等	127冊

1 広報関係事務（広報一係）

（1）重点広報事項

広報月	重点広報事項
随時	○令和元年度人権啓発活動重点目標（人権擁護局） 「みんなで築こう 人権の世紀 ～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～」 21世紀が「人権の世紀」であることを改めて思い起こし、相手の気持ちを考え、思いやることの大切さを一人一人の心に訴えるとともに、違いを認め合う心を育み、これを未来につなげていくための人権啓発活動を展開する。具体的には、強調事項として以下の人権課題17項目を掲げ、これらを主な事項として人権啓発活動を実施する。 （強調事項） ・女性の人権を守ろう ・子どもの人権を守ろう ・高齢者の人権を守ろう ・障害を理由とする偏見や差別をなくそう ・同和問題（部落差別）を解消しよう ・アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう ・外国人の人権を尊重しよう ・H I V感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう ・刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう ・犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう ・インターネットを悪用した人権侵害をなくそう ・北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう ・ホームレスに対する偏見や差別をなくそう ・性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう ・性自認を理由とする偏見や差別をなくそう ・人身取引をなくそう ・東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう
随時	○再犯防止対策の推進について（企画再犯防止推進室） 平成28年12月に成立した「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく施策の周知を図る。
随時	○日本司法支援センターの周知について（司法法制部） 総合法律支援制度並びに日本司法支援センターの業務内容及び利用方

	法等についての周知を図る。
随 時	○裁判員制度の広報啓発について（刑事局） 制度の円滑な実施のため、制度の内容・意義等を周知するとともに、制度に対する国民の不安を解消し、参加意識の醸成を図る。
随 時	○登記のオンライン申請等の利用促進について（民事局） オンラインを利用した登記申請や証明書等の交付請求の利用促進を図るため、オンラインを利用した場合のメリットや利用方法について周知を図る。
随 時	○相続登記の促進について（民事局） 相続登記の手続を行うことの意義や必要性について周知を図る。
随 時	○筆界特定制度について（民事局） 筆界特定制度の概要等について周知を図る。
随 時	○国籍選択制度の周知（民事局） 外国国籍を有する日本国民に対し、国籍選択制度について幅広く周知を図る。
随 時	○戸籍法の一部改正について（民事局） 戸籍法の一部改正により、従来の戸籍の公開原則を改め、第三者が戸籍証明書等の交付請求ができる場合を制限し、また、戸籍の届出等の際に本人確認が必要となったことについて広く国民に周知を図る。
随 時	○無戸籍の方を戸籍に記載するための手続について（民事局） 無戸籍者及びその監護者に対し、戸籍に記載するための手続があること及び法務局にその相談窓口があることについて周知を図る。
随 時	○国籍法の一部改正について（民事局） 国籍法の一部改正により、出生後に日本人父から認知をされていれば、父母が婚姻していなくても届出によって日本の国籍を取得できるようになったことなどについて周知を図る。
随 時	○戸籍法の一部改正について 戸籍法の一部改正により、戸籍に関する情報がマイナンバー法に基づく情報連携の対象となること、戸籍証明書等の交付請求がいずれの市町村長に対してもすることができるようになることなどについて周知を図る。
随 時	○民間紛争解決手続の業務の認証制度の周知について（司法法制部） 認証制度を普及定着させるため、制度の概要等について広く国民に周知を図る。
随 時	○法制度整備支援の広報啓発について（法務総合研究所） 法制度整備支援の内容・意義について周知を図る。
随 時	○法務行政における国際協力の推進 ～国連アジア極東犯罪防止研修所の活動～（法務総合研究所）

随 時	国連アジア極東犯罪防止研修所が実施している国際研修・セミナー、他国の機関との共同研究、国連の犯罪防止・刑事司法プログラムへの貢献等について、その意義及び現状を広く国民に周知する。 ○法教育の普及・推進（司法法制部） 法教育教材の作成や、関係省庁、地方公共団体等との連携などを通じて、学校教育をはじめとする様々な場面において、法教育の普及・推進を図る。 法制度整備支援活動についてその現状の周知と情報交換を図る。（大阪及び東京会場 1月19日）
1 月	○インターネット人権フォーラム「『インターネットと人権』あなたの子どもを加害者にさせないために」（横浜会場 1月19日）
2 月	○法整備支援連絡会（法務総合研究所） 法制度整備支援活動についてその現状の共有と情報交換を図る。（東京及び大阪会場 2月1日）
6 月	○不法就労外国人対策キャンペーン月間（6月）（出入国在留管理庁） 政府全体として実施する「外国人労働者問題啓発月間」に時期を合わせ、外国人の雇用を適正化して不法就労を防止するため、啓発活動を行う。 ○人権擁護委員制度の周知について（人権擁護局） 「人権擁護委員の日」（6月1日）を中心とした行事を通じて、人権擁護委員の制度や活動についての周知を図る。 ○全国刑務所作業製品展示即売会（第61回全国矯正展）（北の丸公園 科学技術館 5月31日・6月1日）（矯正局） ○「アジアのための国際協力 in 法分野2019－法整備支援へのいざない」（法務総合研究所） 関係諸機関との連携を図りつつ、主に若い世代に法整備支援に関する基本的知識と国際協力へのキャリアパスを考察する機会を提供する（東京及び大阪会場 6月29日）。
7 月	○再犯防止啓発月間（企画再犯防止推進室） 再犯防止啓発月間である7月に、再犯の防止等について広く国民の関心と理解を深めることを目的として、広報活動を実施。 再犯防止シンポジウム「依存症からの回復」の開催（全社協・灘尾ホール 7月13日） ○“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間（7月）（保護局） 行動目標 ①犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組を進めよう ②犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう

	重点事項 犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、以下の事項に関係行政機関・民間団体関係者等との連携のもとに取り組む。 「出所者等の事情を理解した上で雇用する企業の数を増やすこと」 「帰るべき場所がないまま、刑務所から社会に戻る人の数を減らすこと」 「薬物依存からの回復と社会復帰を長期的に支える地域の環境を作ること」 「犯罪をした高齢者・障害者等が、社会復帰に必要な支援を受けられる環境を作ること」 「非行少年等が学びを継続できる環境を作ること。」
8 月	○全国一斉「子どもの人権110番」強化週間（人権擁護局） 子どもをめぐる様々な人権問題に積極的に取り組むことを目的として、8月29日から9月4日までの7日間、全国一斉強化週間を実施。 ○ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」～ハンセン病に関する患者・元患者・その家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発活動～（静岡会場 8月31日）
9 月	○国際知財司法シンポジウム2019（国際課） 知財紛争処理に関するセミナーを開催し、アジア地域の紛争処理能力の向上を図るとともに、最新の知財関連情報を提供する（東京 9月25日、26日、27日 最高裁判所・知的財産高等裁判所・特許庁・日本弁護士連合会・弁護士知財ネット共催）。 ○人権シンポジウム「震災と人権 人権的観点から被災者支援・避難所運営を考える」（札幌会場 9月29日）
10 月	○公証制度の意義・役割について（民事局） 公証週間（10月1日～7日）の時期に併せて、予防司法を目的とする我が国の公証制度を広く国民に周知し、もって私的法律関係の安定を図る。 ○「法の日」週間（広報一係） 「法の日」週間（10月1日から1週間）に際して、法を尊重する思想の普及等を図る（裁判員制度が開始されたことから、当分の間、裁判員制度の内容・意義等について周知するとともに、制度に対する国民の不安解消に力を入れる。）。 ○法の日フェスタ in 赤れんが～法を身近に感じてみよう～（広報一係） 法務省・最高検察庁主催による小学・中学・高校・大学生及び一般を対象とした体験型・参加型のイベントを実施（10月5日）。

	○「全国一斉！法務局休日相談所」の開設（民事局） 行政サービスの向上を目的として、法務局で所掌している全ての事務を対象として、法務局職員のほか、法律や各種手続の専門家に、国民が無料で相談することができる休日相談所を開設（10月第1日曜日）。 ○人権シンポジウム「企業と人権～いま、企業に求められるもの～」（東京会場 10月29日）（人権擁護局）
11 月	○全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間（人権擁護局） 女性をめぐる様々な人権問題に積極的に取り組むことを目的として、11月18日から24日までの7日間、全国一斉強化週間を実施。
12 月	○人権週間（人権擁護局） 「人権週間」（12月4日～10日）を契機として、集中的に広く国民に対し、基本的人権の尊重及び自由人権思想の普及、高揚を図る。 ○北朝鮮人権侵害問題啓発週間（人権擁護局） 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」（12月10日～16日）において、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の関心と認識を深める。 政府主催国際シンポジウム～グローバルな課題としての拉致問題の解決に向けた国際連携～（イイノホール 12月14日）

(2) 広報誌の発行（広報一係）

平成15年1月に創刊した国民向け広報誌「法務省だより あかれんが」について、4回（第63号～第66号）刊行した。

2 報道関係事務（報道係）

法務大臣記者会見、各局部課等による記者発表、報道機関からの各種取材申込み等に対応した。

3 各種行事の実施状況（広報一係）

(1) 憲法週間（広報一係）

5月3日の憲法記念日を中心に、同月1日から7日までの1週間、最高裁判所、日本弁護士連合会と共催で実施し、無料法律相談所等の開設（74回）、講演会（13回）、その他テレビ・ラジオ・新聞等による広報を行った。

(2) “社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間（第69回）（保護局）

7月1日から31日まで、「①犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組を進めよう」「②犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう」を行動目標として、犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、「出所者等の事情を理解した上で雇用する企業の数を増やすこと」「帰るべき場所がないまま、刑務所から社会に戻る人の数を減らすこと」「薬物依存からの回復と社会復帰を長期的に支える地域の環境を作ること」「犯罪をした高齢者・障害者

等が、社会復帰に必要な支援を受けられる環境を作ること」「非行少年等が学びを継続できる環境を作ること」に関係行政機関・民間団体関係者等との連携のもとに取り組むことを重点事項として全国的に実施した。

中央推進委員会の開催（1月29日、法務省）、各部行事の連絡調整、民間協力者に対する法務大臣感謝状の贈呈（贈呈数、個人4、団体21、会社14、学校10）、実施要綱、パンフレットの作成・配布を行った。

(3) 「法の日」週間（第59回）（広報一係）

10月1日の「法の日」から7日までの1週間、最高裁判所、日本弁護士連合会と共催で実施し、無料法律相談所等の開設（282回）、座談会・講演会（30回）、その他テレビ・ラジオ・新聞等による広報を行った。

なお、中央行事として、「法の日フェスタ in 赤れんが〜法を身近に感じてみよう〜」と題し、赤れんが棟等を会場に、体験型・参加型のイベントを行った。

(4) 人権週間（第71回）（人権擁護局）

12月4日から10日までの第71回人権週間においては、関係機関と連携・協力して、世界人権宣言の趣旨及びその重要性を広く国民に訴え掛けるとともに、人権尊重思想の普及高揚を図るため、全国各地において、集中的な人権啓発活動を行った。

(5) 北朝鮮人権侵害問題啓発週間（人権擁護局）

12月10日から同月16日までの「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」において、拉致問題対策本部と法務省は、共催で政府主催国際シンポジウム〜グローバルな課題としての拉致問題の解決に向けた国際連携〜（12月14日）を開催した。また、啓発週間ポスターを作成の上、省内各組織、各府省庁、地方公共団体等に配布、全国の法務局・地方方法務局において掲出・配布したほか、啓発週間ポスターの交通広告、インターネット広告等を実施した。

4 行政相談（広報二係）

総務省からの照会等のほか、直接国民からファクシミリ・電話・メールにより寄せられる御意見や御提案に対応した。

5 防災・国民保護業務（広報二係）

防災業務では、中央防災会議、各災害対策関係省庁連絡会議等の防災に関する各種会議に出席するなどして必要な事務の連絡調整等を行うとともに、災害発生時における初動対応訓練を企画・実施した。また、令和元年台風第19号等の自然災害について、被害状況を迅速に把握するとともに、必要な対策等を講じた。

国民保護業務では、政府が主催する国民保護法に基づく緊急対処事態関係省庁連携訓練に参加するとともに必要な事務の連絡調整を行った。

1 行政情報化推進関係

平成30年1月に「デジタル・ガバメント実行計画」（以下「実行計画」という。）が策定され、各府省は、実行計画に掲げる取組を実現するとともに、各府省におけるデジタル・ガバメント推進を戦略的に進めるための中長期計画を策定することとされた。実行計画は令和元年12月に改定され、改定前の内容を引き継ぐとともに、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る国の行政機関等の情報システムの整備に関する計画（情報システム整備計画）と一体のものとして閣議決定された。

また、令和元年6月には、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が閣議決定され、国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる社会を実現することを目指し、「デジタル社会」に向けた重点計画を取りまとめるとともに、テクノロジーを漠然と受容することなく、社会実装を強く意識して、国民生活・経済活動の質を高めるのに能動的かつ積極的に活用し、産業競争力の強化にとどまらず社会課題の解決にまで役立てていくこととされた。

法務省においては、このような動きに対応するため、平成30年6月に策定された「法務省デジタル・ガバメント中長期計画（令和元年5月改定）」を令和2年3月に改定することを予定している。また、ITの利活用による国民の利便性の向上と効率的なデジタル・ガバメントの実現等を図るための取組を行ったほか、行政情報化施策に関し、各部局及び関係各府省等との総合調整等を行った。

なお、令和元年中における主な活動状況は、次のとおりである。

- (1) 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議等への出席
- (2) 情報システム関係予算に関する取りまとめ等
- (3) 情報システムの調達に対する助言
- (4) 行政情報化に関する各種調査等の取りまとめ
- (5) 総務省主催の情報システム統一研修への参加（延べ2,775人）

2 情報システム関係

- (1) 法務省統合情報基盤

「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成29年5月30日閣議決定）等で掲げられた政府目標である情報システムの統廃合及び運用コストの圧縮等を達成しつつ、災害対策や情報セキュリティ対策の向上を図るため、広域ネットワークである法務省情報ネットワークと出入国管理ネットワークを統合した統合WANと、法務省の本省部局等が所管する一部の省内LANシステムを統合した基盤システムからなる安全で効果的な法務省統合情報基盤（BASE：Basic and Advanced Secure Environment）を整備すべく、平成30年度から設計・構築を開始し、令和元年度から順次運用を開始している。

ア 基盤システム

本省部局等の情報の共有や流通の迅速化及び事務のペーパーレス化を実現しているほか、政府共通ネットワーク接続及びインターネット接続を実施している。

主な機能は、電子メール、電子掲示板、共有ファイル管理、会議室予約及びスケジュール管理等のグループウェア機能、インターネット接続のための仮想デスクトップ提供機能があり、令和2年1月から仮運用の開始を予定している。

また、テレワークを実現するために整備した法務省独自の外部接続環境提供サービス機能（法務省版RVPN）については、令和2年4月から仮運用の開始を予定している。

イ 統合WAN

法務本省と所管各庁及びその出先機関を結ぶ広域ネットワークであり、各局部課等の情報システムで利用されているほか、所管各庁等がインターネットに接続する場合や、各府省等又は地方公共団体との通信のために政府共通ネットワークに接続する場合は、原則として本ネットワークを経由する必要がある、法務行政の効率的な遂行に必要な情報通信基盤として、極めて重要な役割を担っており、平成31年4月から運用を開始している。

(2) 政府共通ネットワーク（政府共通NW）接続

政府共通NWは、府省庁間のLANシステムを結ぶ府省庁間広域ネットワーク（WAN）であり、「行政情報化推進基本計画」（平成6年12月25日閣議決定）に基づいて、「霞が関WAN」という呼称で整備され、平成9年1月から運用が開始され、法務省は、同年6月から接続しており、平成25年1月から「政府共通NW」にネットワーク移行及び改称がされ、その接続を継続しているものである。

政府共通NWは、電子メールや電子文書交換システム、電子掲示板等による府省庁間の情報共有の推進を図るための総合的な事務ネットワークである。近時では、人事・給与関係業務情報システムや官庁会計システム、政府共通プラットフォーム上のサービスである一元的な文書管理システムなどの府省共通システムの利用に係る通信の転送を行うほか、総合行政ネットワーク（LGWAN）や司法情報通信システムとの相互接続も行うなど、政府全体の重要な共通基盤ネットワークとなっている。

3 情報セキュリティ対策の強化

法務省における情報セキュリティ対策は、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一規範」、「政府機関等の情報セキュリティ対策の運用等に関する指針」及び「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成30年度版）」に準拠した、「法務省における情報セキュリティ対策の基本方針」、「法務省情報セキュリティ対策基準」及び実施要領（以下、これらを総称して「法務省ポリシー等」という。）に従い実施している。

また、法務省ポリシー等に基づき、「平成31年度法務省対策推進計画」（以下「対

策推進計画」という。)を定め、同計画にのっとり、情報セキュリティ対策に関する取組を実施している。

令和元年中における主な取組として、法務省における情報セキュリティ対策水準の維持・向上を図るため、平成30年に全面改定を行った法務省ポリシー等の浸透を図るとともに、情報セキュリティマネジメントの実効性確保のための取組として、助言型の情報セキュリティ内部監査を実施した。また、法務省ポリシー等及び対策推進計画に基づき、高度サイバー攻撃等に対する対応を強化するため、平成29年に整備したサイバー攻撃監視体制の運営を継続するとともに、情報セキュリティインシデントに備えた訓練や研修を企画し、サイバー攻撃等への対応能力の向上に努めた。さらに、情報セキュリティの様々な取組への適切な対応に必要な人材の確保のため、「法務省におけるセキュリティ・IT人材確保・育成計画」の見直しを行うとともに、同計画に基づき、セキュリティ・IT人材の確保・育成を継続的に進めた。

4 政策評価関係

中央省庁等改革基本法第4条第6号及び第29条各号において、各府省は政策評価機能の充実強化を図ることとされている。

政策評価とは、国の行政機関がその所掌する政策に関して自ら評価を行い、その結果を公表するとともに、これを政策の企画立案に反映させることにより、①国民に対する説明責任を徹底し、②国民本位で効率的な質の高い行政を実現し、③国民的視点に立った成果重視の行政への転換を図ることを目的とするものである。

法務省においては、平成13年1月に大臣官房秘書課政策評価企画室を設置し、総務省が示した「政策評価に関する標準的ガイドライン」(平成13年1月15日政策評価各府省連絡会議了承)を受けて、「法務省政策評価実施要領」等を策定して、同年4月1日から政策評価を実施してきたところ、平成14年4月1日の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)の施行後は、「政策評価に関する基本方針」(平成17年12月16日閣議決定)を踏まえ、同法第6条及び第7条に基づいて策定した「法務省政策評価に関する基本計画」(以下「基本計画」という。)及び「法務省事後評価の実施に関する計画」(以下「実施計画」という。)に従って、政策評価を実施している(基本計画及び実施計画、政策評価結果、政策評価結果の政策への反映状況、その他必要と認める事項について法務省ホームページにおいて公表している。)

また、政策評価の実施に当たっては、必要に応じ、学識経験者、民間等の第三者等の知見の活用を図るものとされているところ、法務省では、その政策及び政策評価の手法等について民間の有識者等の意見等を聴取するため、「政策評価懇談会」(座長：田中等弁護士)を開催している。平成31年及び令和元年においては、第55回ないし第58回の計4回にわたり、政策評価懇談会を開催し、平成30年度法務省事後評価実施結果報告書(案)や、平成31年度法務省事後評価の実施に関する計画(案)等について意見を聴取した。

5 証拠に基づく政策立案の推進

近時、我が国の経済社会構造が急速に変化するなか、限られた資源を有効に活用し、国民により信頼される行政を展開するためには、政策部門が、統計等を積極的に利用して、証拠に基づく政策立案（Evidence-based Policymaking（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング）以下「EBPM」という。）を推進する必要があるとされている。平成29年5月に統計改革推進会議で決定された「統計改革推進会議最終取りまとめ」及び平成29年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017（骨太の方針2017）」では、各府省のEBPM推進の要となる機能を整備することとされたため、法務省では、平成30年4月に政策立案総括審議官を新設し、法務省におけるEBPMの推進に取り組んでいる。

6 男女共同参画関係

平成6年7月、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図ることを目的として、内閣に男女共同参画推進本部が設置されるとともに、内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会が設置され、平成13年1月、中央省庁等改革に伴い、同審議会を発展的に継承し、内閣府に、内閣官房長官を議長、内閣総理大臣が指定する国務大臣（法務大臣を含む。）等を議員とする男女共同参画会議が設置された。

法務省においては、上記会議の下に設置された「女性に対する暴力に関する専門調査会」等の専門調査会における審議等への対応を行っている。

また、男女共同参画社会基本法第13条に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、平成12年12月に第1次男女共同参画基本計画が、平成17年12月には、第2次男女共同参画基本計画が、平成22年12月には、第3次男女共同参画基本計画がそれぞれ閣議決定された。また、平成27年12月には、令和2年度末までを見通した施策の方向及び具体的な取組を定めた第4次男女共同参画基本計画が閣議決定された。

さらに、令和元年6月には、すべての女性が輝く社会づくり本部において、女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現、あらゆる分野における女性の活躍及び女性活躍のための基盤整備について、政府が一丸となり重点的に取り組むべき具体策を打ち出した「女性活躍加速のための重点方針2019」が決定された。

なお、法務省における女性職員の採用・拡大の推進に関しては、第4次男女共同参画基本計画の策定を受けて、「採用昇任等基本方針」（平成26年6月24日閣議決定）、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定）、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づき、「法務省・出入国在留管理庁・公安審査委員会・公安調査庁特定事業主行動計画（アット・ホームプラン）～男女がともに活躍し、活力ある社会を実現するために～」（平成28年3月31日法務大臣・公

安審査委員会委員長・公安調査庁長官決定）を策定し、令和２年度までの目標を設定している。

7 青少年育成関係

ニートやひきこもり等に着目し、様々な困難に直面している子ども・若者育成支援のための施策を推進するため、平成22年４月に「子ども・若者育成支援推進法」（平成21年法律第71号）が施行された。

同法に基づき、内閣総理大臣を本部長とする子ども・若者育成支援推進本部が設置され、同本部の検討を経て、平成22年７月に「子ども・若者ビジョン」が、また、５年後の見直しを経て、平成28年２月に「子供・若者育成支援推進大綱」が決定された。

同大綱における法務省関連施策には、非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等があり、同施策等の着実な推進に努めている。

人事課

法務省組織令第13条、第15条 法務省組織規則第2条

1 定員関係

令和元年度予算の成立に伴い、法務省の各組織の定員について増減員が行われ、その結果、行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成31年政令第74号）、法務省定員規則の一部を改正する省令（平成31年法務省令第32号）及び法務省定員細則の一部を改正する訓令（平成31年法務省人定訓第1号大臣訓令）が施行され、次の表のとおり、令和元年度末定員が定められた。

組織別	定員令第1条定員		
	平成30年度末 定員	増△減	令和元度末 定員
本省内部部局	896	△ 125	771
法務総合研究所	84		84
矯正研修所	55	24	79
刑務所、少年刑務所 及び拘置所	19,669	△ 12	19,657
少年院	2,456	△ 28	2,428
少年鑑別所	1,188	△ 10	1,178
婦人補導院	2		2
入国者収容所	215	△ 215	-
法務局及び地方法務局	8,884	10	8,894
矯正管区	251	18	269
地方更生保護委員会	297	2	299
保護観察所	1,546	△ 2	1,544
地方入国管理局	4,531	△ 4,531	-
検察庁	11,831	29	11,860
出入国在留管理庁	-	5,432	5,432
公安審査委員会	4		4
公安調査庁	1,646	4	1,650
計	53,555	596	54,151

2 叙位・叙勲・褒章及び表彰取扱件数

(1) 叙位・叙勲取扱件数

(令和元年)

区 分	生 存 者	死 亡 者
叙 位	－	352
叙 勲	713 (145)	157

(注) () 内は高齢者叙勲取扱件数で外数

(2) 褒章取扱件数

(令和元年)

区 分	件 数
緑 綬 褒 章	－
黄 綬 褒 章	30
藍 綬 褒 章	305 (9)
紺 綬 褒 章	9
計	344 (9)

(注) () 内は遺族追賞取扱件数で外数

(3) 表彰取扱件数

(令和元年)

区 分	件 数
表彰規程第2条第1号（危険を顧みず職責を果たした者）表彰者	－
表彰規程第2条第2号（能率増進）表彰者	－
表彰規程第2条第3号（永年勤続）定期表彰者	1,190
表彰規程第2条第3号（永年勤続）臨時表彰者	92
表彰規程第2条第4号（模範業績又は善行）表彰者	1
計	1,283

3 懲戒処分件数

(令和元年)

種 別	本 省		法 務		検 察		矯 正		保 護		入 管 (平成31 年1月から 3月まで)	
	直接 責任	監督 責任	直接 責任	監督 責任	直接 責任	監督 責任	直接 責任	監督 責任	直接 責任	監督 責任	直接 責任	監督 責任
懲 戒 免 職	－	－	－	－	3	－	4	－	－	－	－	－
停 職	－	－	4	－	3	－	9	－	－	－	－	－
減 給	－	－	－	－	2	－	14	－	1	－	1	－
戒 告	－	－	2	－	3	－	6	－	－	－	－	－
計	－	－	6	－	11	－	33	－	1	－	1	－

4 職員の兼業

令和元年中における職員の兼業について、国家公務員法第103条関係の承認は41件、同法第104条関係の許可は157件、矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律に係る承認は286件、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に係る承認は61件である。

5 人事記録関係

(1) 人事記録の移管件数

(令和元年)

本 省	法 務	検 察	矯 正	保 護	入 管	その他	計
381	61	119	107	46	189	63	966

(2) 履歴事項証明件数

(令和元年)

本 省	法 務	検 察	矯 正	保 護	入 管	その他	計
3	－	64	－	－	－	17	84

1 令和2年度予算編成

令和2年度予算編成に当たっては、「令和2年度予算編成の基本方針」（令和元年12月5日閣議決定）に基づき、質上げの流れと消費拡大の好循環、外需の取り込み、設備投資の拡大を含めた需要拡大に向けた取組や、Society 5.0時代に向けた人材・技術などへの投資やイノベーションの促進、次世代型行政サービス等の抜本強化といった生産性の向上に向けた取組など、重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講ずるなど、メリハリの効いた予算編成を目指す一方、東日本大震災、熊本地震をはじめ、各地の災害からの復興や防災対応の強化を現場との連携を密に着実に進め、また、令和2年度は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進し、新経済・財政再生計画の改革工程表を十分に踏まえて歳出改革を着実に推進するとの基本的考え方に立ち、その取組を的確に予算に反映することとされた。

令和2年度予算については、この基本方針に基づき、「政府案」として閣議決定（令和元年12月20日）された。

2 令和2年度法務省予算の概要

令和2年度の法務省の予算は、「令和2年度予算の概算要求に当たったの基本的な方針について」（令和元年7月31日閣議了解）において、平成25年度予算から前年度当初予算までの安倍内閣の歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するものとされたことを受け、「2020年東京大会等に向けた安全・安心の基盤整備」、「経済再生加速化のための基盤整備」、「共生社会実現へに向けた取組の推進」、「犯罪をした者等の再犯防止対策の推進」、「京都 kongress の開催及び「司法外交」の推進」及び「法の支配を実現するための諸施策」の各施策を中心に必要な経費を要求した。

その結果、経費関係について、一般会計では、2020年東京大会等の開催や観光立国に向けた施策を契機とした訪日外国人の増加に対応するために必要な出入国管理体制の強化に必要な経費、所有者を特定することが困難な土地等の解消に向けた各種施策の推進並びに従来型、大都市型及び復興型登記所備付地図作成作業の推進に必要な経費、外国人材の受入推進及びそれに伴う在留外国人の更なる増加への的確な対応と在留管理等の実施に必要な経費、犯罪対策閣僚会議決定「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月）及び「宣言：犯罪に戻らない、戻さない」（平成26年12月）、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年12月）に掲げられている対象者の特性に応じた処遇、住居の確保、就労支援等の再犯防止対策の推進に必要な経費、京都 kongress の成功に向けた取組と国内外の経済成長を支える司法インフラの整備の促進に必要な経費、捜査・公判に必要な人的・物的基盤を確保すること

による検察活動の充実・強化に必要な経費のほか、令和元年人事院勧告に基づく給与改善に必要な経費が計上され、令和元年度当初予算比で87億7,633万3千円の増額となった。

東日本大震災復興特別会計については、登記事務処理の適正・迅速な実施に必要な経費、震災に起因する民事法律扶助業務等の実施に必要な経費、被災した法務省施設の復旧経費等が計上された。

定員関係については、C I Q体制の強化や、外国人材の受入れの体制整備のほか、災害対応のための体制整備など、重点的に体制を整備する必要があったことから、法務省においては、定員合理化により1,075人が減員となったが、出入国在留管理庁及び法務本省を中心に、1,554人の増員が認められた。

これにより、令和2年度当初予算は、一般会計及び東日本大震災復興特別会計を合わせ、8,338億6,713万4千円（前年度比107億1,885万1千円増）となった。その概要は、次の表のとおりである。

（単位：千円）

区 分	令和元年度 当初予算額 A	令和2年度 当初予算額 B	対 前 年 度 増 △ 減 額		
			B - A	増減率(%)	
一 般 会 計 人 件 費	(7,062,941)	(8,184,447)	(1,121,506)	(15.9)	
	819,978,742	828,755,075	8,776,333	1.1	
	518,461,439	525,909,870	7,448,431	1.4	
	(7,062,941)	(8,184,447)	(1,121,506)	(15.9)	
	物 件 費	301,517,303	302,845,205	1,327,902	0.4
	(7,062,941)	(8,184,447)	(1,121,506)	(15.9)	
除 く 施 設 費 施 設 費	242,946,345	253,886,547	10,940,202	4.5	
	58,570,958	48,958,658	△9,612,300	△ 16.4	
東日本大震災復興 特 別 会 計 人 件 費	3,169,541	5,112,059	1,942,518	61.3	
	323,924	226,684	△ 97,240	△ 30.0	
	2,845,617	4,885,375	2,039,758	71.7	
	除 く 施 設 費 施 設 費	765,999	728,489	△ 37,510	△ 4.9
	2,079,618	4,156,886	2,077,268	99.9	
	(7,062,941)	(8,184,447)	(1,121,506)	(15.9)	
合 計 人 件 費	823,148,283	833,867,134	10,718,851	1.3	
	518,785,363	526,136,554	7,351,191	1.4	
	(7,062,941)	(8,184,447)	(1,121,506)	(15.9)	
	物 件 費	304,362,920	307,730,580	3,367,660	1.1
	(7,062,941)	(8,184,447)	(1,121,506)	(15.9)	
	除 く 施 設 費 施 設 費	243,712,344	254,615,036	10,902,692	4.5
	60,650,576	53,115,544	△7,535,032	△ 12.4	

（注）一般会計の上段（ ）書きは、国土交通省所管（観光庁一括計上）に係る予算（国際観光旅客税財源充当事業）の内数である。

東日本大震災復興特別会計は復興庁所管であり、同庁において一括計上している。

次に、増員等の組織別内訳は、次の表のとおりである。

(単位：人)

組 織 等	令和元 年度末 定 員	新 規 増 員	定 員 合理化等	その他	純増減	令和2 年度末 定 員
【 一 般 会 計 】						
法 務 本 省	778	11		6	17	795
法務総合研究所	84					84
検 察 庁	11,860	242	△ 235	△ 4	3	11,863
最高検察庁	111					111
高等検察庁	641		△ 1		△ 1	640
地方検察庁	11,108	242	△ 234	△ 4	4	11,112
矯正官署	23,613	469	△ 469	△ 7	△ 7	23,606
矯正管区	269			19	19	288
矯正研修所	79			6	6	85
刑事施設	19,657	402	△ 390	△ 11	1	19,658
少年院	2,428	46	△ 54	△ 12	△ 20	2,408
少年鑑別所	1,178	21	△ 25	△ 9	△ 13	1,165
婦人補導院	2					2
更生保護官署	1,843	41	△ 37	△ 2	2	1,845
地方更生保護 委員会	299	14	△ 2		12	311
保護観察所	1,544	27	△ 35	△ 2	△ 10	1,534
法 務 局	8,840	205	△ 177	△ 8	20	8,860
出入国在留管理庁	5,432	541	△ 125	18	434	5,866
公安審査委員会	4					4
公安調査庁	1,650	44	△ 32	△ 2	10	1,660
小 計	54,104	1,553	△1,075	1	479	54,583
【東日本大震災 復興特別会計】						
法 務 局	54			△ 16	△ 16	38
小 計	54			△ 16	△ 16	38
合 計	54,158	1,553	△1,075	△ 15	463	54,621

(注) 法務本省には、特別職8人を含む。

3 令和元年度決算の概要

(1) 一般会計

歳入予算額は、98,633,468,000円
 であり、
 収納済歳入額は、96,441,734,290円
 である。

この収納済歳入額を歳入予算額と比べると、2,191,733,710円
 の減少となっている。

その要因は、

(目) 返納金が 1,431,980,024円

(目) 不用物品売払代が 688,129,497円

増加したものの、

(目) 罰金及科料が 4,146,561,619円

減少したこと等によるものである。

歳出予算現額の内訳は、

当初予算額 812,915,801,000円

予算補正追加額 24,256,311,000円

予算補正修正減少額 4,940,814,000円

予算移替増加額 7,062,941,000円

予算移替減少額 0円

前年度繰越額 39,696,594,964円

予備費使用額 1,264,179,000円

計 880,255,012,964円

であり、

支出済歳出額は、818,946,797,241円

である。

この支出済歳出額を歳出予算現額と比べると、61,308,215,723円
 の差額を生ずる。

上記金額のうち、翌年度へ繰り越した額は、44,248,036,987円
 であり、不用となった額は、17,060,178,736円
 である。

ア 翌年度繰越額の内訳は、次のとおりである。

(ア) 法務本省 35,069,613,459円

(イ) 法務総合研究所 66,220,000円

(ウ) 検察庁 1,076,389,408円

(エ) 矯正官署 2,386,955,500円

(オ) 更生保護官署 121,974,140円

(カ) 法務局	1,031,298,000円
(キ) 出入国在留管理庁	4,200,001,740円
(ク) 公安調査庁	295,584,740円

イ 不用額の内訳は、次のとおりである。

(ア) 法務本省

退職者数及び退職手当の平均支給額が予定を下回ったことから、退職手当を要することが少なかったこと等により

4,109,079,008円

(イ) 法務総合研究所

研修員が予定を下回ったこと等から、職員旅費を要することが少なかったこと等により

199,134,491円

(ウ) 検察庁

職員に欠員があったこと等から、職員基本給を要することが少なかったこと等により

1,794,767,386円

(エ) 矯正官署

超過勤務が予定を下回ったこと等から、超過勤務手当を要することが少なかったこと等により

3,762,457,750円

(オ) 更生保護官署

保護観察事件数及び特殊事務処理日数が予定を下回ったこと等から、保護司実費弁償金を要することが少なかったこと等により

664,195,290円

(カ) 法務局

業務内容の見直しによる業務計画の変更をしたこと及び契約価格が予定を下回ったことから、登記業務庁費を要することが少なかったこと等により

3,347,059,713円

(キ) 出入国在留管理庁

一元的相談窓口体制の設置又は体制拡充に係る事業及び一元的相談窓口体制の運営に係る事業において地方公共団体からの交付申請額が予定を下回ったことから、外国人受入環境整備交付金を要することが少なかったこと等により

3,027,595,831円

(ク) 公安調査庁

職員に欠員があったこと等から、職員基本給を要することが少なかったこ

と等により		154,040,616円
(ケ) その他の組織		1,848,651円
	計	17,060,178,736円
(2) 東日本大震災復興特別会計		
歳入予算額は,		63,000円
であり,		
収納済歳入額は,		3,556,303円
である。		
この収納済歳入額を歳入予算額と比べると,		3,493,303円
の増加であった。		
その要因は,		
(目) 雑入が		3,495,748円
増加したこと等によるものである。		
歳出予算現額の内訳は,		
当初予算額		0円
予算補正追加額		0円
予算補正修正減少額		0円
予算移替増加額		3,135,145,000円
予算移替減少額		0円
前年度繰越額		468,742,231円
予備費使用額		0円
計		3,603,887,231円
であり,		
支出済歳出額は,		2,594,241,732円
である。		
この支出済歳出額を歳出予算現額と比べると,		1,009,645,499円
の差額を生ずる。		
上記差額のうち、翌年度へ繰り越した額は,		941,604,691円
であり、不用となった額は,		68,040,808円
である。		
不用額の内訳は、次のとおりである。		
ア 法務本省		
入札結果による事業計画の変更をしたこと等から、施設整備費を要すること が少なかったこと等により		34,549,596円
イ 法務局		

賃金職員の雇用日数が予定を下回ったこと等から、登記業務庁費を要することが少なかったこと等により

	33,491,212円
計	68,040,808円

4 適切な予算執行等の確保

(1) 行政事業レビューの実施

行政事業レビューは、「行政事業レビューの実施等について」（平成25年4月5日閣議決定）に基づき、各府省に設置された官房長等を統括責任者とする「行政事業レビュー推進チーム」において、予算要求段階から事業の実態を把握し、外部有識者の知見も活用しながら事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算要求及び予算執行に反映する取組である。

令和元年度においては、平成31年4月18日に「平成31年度法務省行政事業レビュー行動計画」を策定し、法務省の全事業を74事業に整理した上で、そのうちの2事業について、令和元年6月21日に公開プロセス（インターネット中継による外部有識者を交えた公開の場での検証）を実施し、そのほかの事業についても「法務省行政事業レビュー推進チーム」による点検を行い、それらの結果を令和2年度予算概算要求に反映した。

概算要求への反映額は、38億3,792万円の削減となっている。

なお、公開プロセスの取りまとめ結果は、次のとおりである。

法務省行政事業レビュー（公開プロセス）取りまとめ結果

事業名	評価結果	取りまとめコメント
保護観察の実施	事業内容の一部改善	・ 事業内容について有効性が認められる。 ・ 保護観察の種類や罪名等の属性によって対策が異なることから、研究の成果やデータを十分に分析検証して効果的な支援策を策定すべきである。 ・ 他省庁・自治体等との連携を十分に行う必要がある。
開発途上国に対する法制度整備支援の推進	事業内容の一部改善	・ 関係組織・省庁との間で協力分担関係を明確にし、連携を強化すべきである。 ・ 事業の性質上成果の評価軸の設定は非常に難しいが、今後も引き続き検討してほしい。 ・ 官房国際課が新設されたことも踏まえ、法務省として戦略的中枢を担い、政策のイニシアチブをとってほしい。

(2) 調達改善の取組について

調達改善の取組については、「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日行政改革推進本部決定）において、各府省庁がP D C Aサイクルにより、透明性・外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達改善に取り組むこととされたことなどを受け、法務省においても、調達改善計画を策定し、同計画に沿った調達を推進している。

令和元年度においては、平成31年3月28日に「平成31年度法務省調達改善計画」を策定し、電力調達・ガス調達の改善及び一者応札の解消について重点的に取り組むこととしているほか、共同調達の実施等を図ることを目標とし、その達成状況等について、令和元年12月9日に上半期における自己評価を実施した。なお、令和元年度終了後においても、自己評価を行うこととしている。

法務省においては、法の支配等の普遍的価値を国際的に浸透させ、国連で採択された「SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）」の達成に貢献することで国際社会における我が国のプレゼンスを高めることを目的として、日本型司法制度の強みを我が国の重要なソフトパワーとして位置付け、司法分野における国内外の施策を総合的・戦略的に推進する「司法外交」を進めている（具体的な施策は以下に記載のとおり）。

〈重要施策の概要〉

1 国連犯罪防止刑事司法会議（通称「コングレス」）

コングレスは、5年に一度開催される犯罪防止・刑事司法分野における国連最大規模の国際会議であり、世界各国から法務大臣、検事総長等ハイレベルの各国政府代表等が参加する。

我が国は、1970年（昭和45年）に欧州以外の国として初めて京都で第4回コングレスを開催しており、第14回コングレスを再び京都で開催することとした。

開催準備に向けた2019年（令和元年）における主な取組として、コングレスの成果文書である政治宣言を意義あるものとし、また、各国の意見を取りまとめるため、1月から4月にかけて世界各地で開催されたコングレス地域準備会合に出席して必要な情報提供を行ったほか、9月には、京都において、法務省の主催で、各地域グループから推薦を受けた刑事司法分野の専門家の出席を得て、政治宣言の内容や構成について議論する専門家会合を開催した。さらに、10月からは、外務省と連携し、ウィーンにおいて政治宣言交渉のための非公式協議を実施した。

また、コングレス開催に向けた国内の理解促進・機運醸成のため、9月から2回にわたり、コングレスの会場となる国立京都国際会館において、コングレスの内容に関連した公開シンポジウムを開催した。

そのほか、開催準備に向けて国連との調整を行うほか、参加者の宿泊先、交通手段の確保等の準備を進めるほか、コングレス参加者に日本の刑事司法制度や刑事政策を理解してもらうためのサイドイベント、展示及び施設見学等の準備を進めた。

2 国際仲裁

国際取引をめぐる紛争解決のグローバル・スタンダードである国際仲裁の活性化に向けた検討を行うため、法務省においては、平成29年3月に官房審議官（国際・人権担当）を座長とする「国際仲裁の在り方に関する省内検討PT」を発足させた。

また、政府においては、平成29年9月、内閣官房副長官補を議長とし、法務省及び経済産業省を事務局とする「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」を設置し、平成30年4月、「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策」を取りまとめた。この中では、人材育成、広報・意識啓発、仲裁専用施設の整備等の基盤整備を、官

民が連携して進めるべきものとされた。

これを踏まえ、法務省では、令和元年度から５年間にわたる国際仲裁の活性化に向けた調査委託業務を開始し、東京都心に国際仲裁審問施設を確保するほか、仲裁人等の人材育成、国内外の企業等に対する広報・意識啓発に向けたセミナー・シンポジウムの開催等の施策を総合的に実施するなど、関係府省及び関係機関等と連携しながら、国際仲裁の活性化のための基盤整備の取組を推進している。

〈業務の実施状況〉

1 国際人権関係

国連の人権諸条約において、締約国は、条約の実施状況に関する報告（政府報告）が義務付けられている。政府報告に対しては、条約に基づき設置された委員会による審査が行われ、委員会は、政府報告審査の結果を総括所見として公表している。

我が国が締結している人権諸条約について、平成31年１月に児童の権利に関する条約の政府報告審査が実施され、法務省においては、外務省を始めとする関係省庁と連携し、政府報告審査の対応等を行った。

2 国際犯罪関係

(1) テロ対策・テロ資金対策

マネー・ローンダリング、テロ資金対策における国際基準を策定し、その履行状況について相互審査を行う多国間の枠組みとして設立された「F A T F（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）」においては、平成24年に出されたF A T F第４次勧告の履行状況等について、対日相互審査が実施されており、令和元年10月から11月にかけて審査団によるオンサイト審査が実施された。法務省においては、相互審査報告書の採択に関する対応を関係省庁と連携して行っている。

(2) 国連犯罪防止刑事司法委員会（コミッション）

コミッションは、国連経済社会理事会の下、日本を含む40か国により構成され、毎年会合を開催して犯罪防止・刑事司法分野の政策決定を行っている。

法務省においては、日本政府代表団の一員として、コミッションに出席してその議論に参画するほか、外務省等と協力して、適切な決議の採択に向けて積極的に関与している。

令和元年５月の第28期コミッションにおいては、検事総長が日本政府代表団長としてハイレベルスピーチを行い、京都コンGRESSへの各国刑事司法実務家の積極的な関与を呼び掛けたほか、日本政府として、再犯防止等に関するサイドイベントを実施した。

3 国際知財司法シンポジウム

国際知財司法シンポジウムは、知的財産関係紛争の解決をテーマに最高裁判所、知的財産高等裁判所、特許庁、日本弁護士連合会及び弁護士知財ネットの５者と共

に主催する国際シンポジウムであり、海外から裁判官等の知財専門家が参加し、模擬裁判やパネルディスカッション等を通じた各国制度の比較等による知財紛争解決能力の向上や国際連携を図るとともに、最新の知財関連情報の提供を行うものである。

令和元年9月には、「国際知財司法シンポジウム2019 ～アジア太平洋地域における知的財産紛争解決～」と題し、ASEAN諸国に加え中国、韓国、インド及びオーストラリアの裁判官等が参加するシンポジウムを開催し、実践的な題材をテーマにディスカッション等を通じて議論を深めた。

4 法制度整備支援の推進に向けた取組

法制度整備支援の更なる推進に向けた基本的かつ総合的な政策の企画や立案、裁判所等の関係機関や省内関係局部課等との連絡調整や総合的な調整業務を行っている。

令和元年6月及び12月には、法務総合研究所、外務省及び独立行政法人国際協力機構（JICA）との協議の場において、法制度整備支援の積極的な実施のための具体的な協議を行った。

5 二国間等協力・連携関係

他国政府との協力・連携を強化するため、二国間協力覚書（MOC：Memorandum Of Cooperation）の締結やASEAN等との連携強化に向けた協議を積極的に行うこととしており、相手国の担当省庁の所掌業務や関心事項等を踏まえ、関係局部課の協力を得つつ、必要な検討を行っている。

令和元年においては、香港法務庁、カタール司法省、ウズベキスタン司法省及びタイ法務省との間でMOCを交換した。

6 来省外国政府・国際機関職員等の受入れ

外国政府及び国際機関等の要人が、表敬訪問、意見交換等のため来省しており、令和元年に来省した主な外国要人は、ウズベキスタン雇用・労働関係大臣、シンガポール上級国務大臣（法務・保健担当）、タイ労働大臣、ベトナム司法大臣、ブータン労働・人的資源大臣、スリランカ通信・海外雇用・スポーツ大臣、バングラデシュ海外居住者福祉厚生・海外雇用省大臣、コロンビア外務大臣、キルギス外務大臣、イラン副大統領、ロシア司法大臣、インドネシア労働大臣、国際移住機関（IOM）事務局長、国連開発計画（UNDP）総裁、駐日各国大使等であった。

7 大臣等の海外出張

令和元年においては、法務大臣は、香港及びインド訪問、アメリカ訪問、フィリピン及びインドネシア訪問、ミャンマー及びタイ訪問、法務副大臣はドイツ訪問を行った。

1 重要施策の概要

再犯防止施策を推進するための基盤となる矯正施設の環境整備を始めとする、国民が安全に安心して暮らせる社会（「世界一安全な国，日本」）の実現をすることはもとより、これらの治安関係を始めとする全ての法務行政を適正に実現するための土台となる法務省施設について、大規模災害に対する防災・減災能力の強化等を推進するため、以下の項目を重要施策とした。

(1) 矯正施設の環境整備を始めとする治安の物的基盤の強化

ア 矯正施設は、法務省が実施する各種の再犯防止施策の基盤であることから、かねてより施設・設備の老朽化対策に取り組んできたところ、平成29年12月15日に閣議決定された「再犯防止推進計画」及び令和元年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」（「骨太の方針2019」）において、「矯正施設の環境整備」に取り組む旨が掲記されたことから、耐震性能を確保することはもとより、バリアフリー化等出所後の再犯防止に資する様々な機能を包括的に盛り込んだ施設整備を推進する必要がある。

また、刑事施設においては、かつて収容人員が定員を上回る過剰収容状態であったことから、これまで過剰収容対策を優先的に実施してきており、一部の施設では、処遇管理棟等の老朽化した建物の整備が十分でない状態にあるため、令和元年度においては、大阪拘置所ほか14施設の整備を進めている。

イ 犯罪等への的確な対処等を実現するための機能確保

検察庁においては、犯罪の凶悪化、組織化、国際化等に伴う事件の複雑化・困難化、さらには、法改正や新たな取組等への対応等、検察の業務運営に必要な施設の整備を図る必要がある。

また、出入国管理を充実強化するための地方出入国在留管理局施設の整備や、経済取引の重要なインフラである登記業務を支えるための法務局及び地方法務局施設等の整備も必要である。

(2) 防災・減災能力の強化等

法務省所管の施設の総数は令和元年6月1日現在、840施設であるが、その約半数に当たる385施設が現行の耐震基準制定前（昭和56年以前）に建てられたものであり、老朽化が著しい上、防災設備等の機能不備も多数あり、災害等に対する備えが不十分な状況にあることから、耐震性能の確保や老朽化の解消が急務となっている。

なお、上記「骨太の方針2019」においても防災・減災対策、国土強靱化の取組を進めるとともに、災害時に防災拠点等となる公共施設について、耐震化や避難所機能強化を進めることとされたことなどを踏まえ、防災拠点等となり得る矯正施設等を含め、老朽施設の整備を計画的に推進する必要がある。

さらに、法務省が保有する公務員宿舎は、12,799戸であり、そのうち2,821戸が、財務省が定めた建て替え整備の基準となる年数を経過し、建て替え、耐震改修又は長寿命化改修による早期整備が必要となる宿舎（以下「老朽宿舎」という。）である。

これらの庁舎施設等及び宿舎の整備・改善は、環境改善・事務能率向上の観点からも急務であり、次の基本方針により鋭意整備を進めているところである。

ア 庁舎施設等の整備

耐震性能の低い施設の建て替え・耐震改修等とともに、インフラ長寿命化基本計画に基づき、平成27年1月に策定した「法務省インフラ長寿命化計画（行動計画）」の通り、施設の長寿命化に向け、適切な修繕・予防保全を行い、効率的・効果的な法務省施設の防災・減災対策を推進する。

イ 公務員宿舎の整備

法務省における公務員宿舎の整備については、公務員宿舎施設費（国家公務員宿舎法第4条第1項）で整備するほか、法務省施設費（同法第4条第2項第2号）等により整備することとしている。

2 年間業務の概要

(1) 施設費予算に関する事項

令和元年度一般会計法務省施設費は、老朽化した法務省施設の建て替えのほか、防災・減災及び国土強靱化のための3か年の臨時・特別の措置として、前年度当初予算額に比較し335億2,536万4千円増の585億7,095万8千円が認められた。また、東日本大震災からの復旧・復興対策経費である東日本大震災復興特別会計において、20億7,961万8千円が計上された。

なお、予算措置状況の内訳については、以下のとおりである。

ア 一般会計

(ア) 法務総合庁舎

宇都宮法務総合庁舎ほか7施設の新営等工事

（計3,624,680千円）

(イ) 検察庁

山口地方検察庁下関支部ほか1施設の新営工事

（計273,530千円）

(ウ) 法務局

岡山地方法務局ほか1施設の新営工事

（計153,532千円）

(エ) 刑務所

宮城刑務所ほか10施設の新営等工事

（計11,728,357千円）

(オ) 拘置（支）所

大阪拘置所ほか3施設の新営等工事

(計14,720,670千円)

(カ) 少年院

喜連川少年院ほか1施設の新営等工事

(計2,854,308千円)

(キ) 各所営繕

法務省施設の改修、修繕工事

(計22,655,848千円)

イ 東日本大震災復興特別会計

法務総合庁舎

水戸法務総合庁舎の新営工事

(計2,079,618千円)

(2) 宿舍の整備に関する事項

法務省における老朽宿舍は、2,821戸に達しており、その整備が急がれているところであるが、財政当局と折衝した結果、令和元年度においては、老朽宿舍建替による新規建設が計画された（熊本刑務所42戸、小倉拘置支所50戸）。

(3) 工事契約等に関する事項

ア 入札・契約の適正化の促進、入札結果の迅速な公表等、透明性と公正性の確保に努めている。

イ 平成27年1月に策定された「発注関係事務の運用に関する指針」を踏まえ、適切な競争参加資格の設定等、発注関係事務の適切な実施に努めている。

ウ 品質確保の促進等を図るため、総合評価落札方式は、施工体制について評価を行う施工体制確認型を行っている。

また、いわゆるダンピング受注を防止するため、低入札価格調査を適切に実施し、一定基準値を下回った場合には、特に重点的な調査を行っている。

エ 刑務所出所者等を雇用する協力雇用主への支援の一環として、一部の工事の競争入札における総合評価落札方式による評価において、刑務所出所者等を雇用する協力雇用主に対するポイント加算を行っている。

オ 女性の活躍促進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）において、価格以外の要素を評価する調達を行うときは、法令に基づく認定を受けたワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目を設定することとされたことを受け、入札参加希望者のうち、技術的能力等が一定の水準を満たした者のみに入札参加等を認める段階的選抜方式において、ワーク・ライフ・バランス推進企業を評価する項目を取り入れている。

(4) 工事の設計及び監督に関する事項

設計に当たっては、機能性はもちろん、地域の活性化及び景観に貢献するよう

に配慮し、大阪医療刑務所等の実施設計を行っている。また、施設整備においては、国際法務総合センター（Ｃ工区）、佐渡法務総合庁舎、宮城刑務所、新潟刑務所、広島刑務所、福岡刑務所、熊本刑務所、大阪拘置所、駿府学園等の工事を実施しており、そのうち、国際法務総合センター（Ｃ工区）、佐渡法務総合庁舎等が完了している。

施設課発注の工事の監督については、当課職員が総括監督員を始め、監督職員として監督業務を行っている。

(5) 積算業務に関する事項

宮城刑務所北収容棟等新営工事等について、積算関係基準及び施工条件に基づき、適正な工事及び業務の積算業務を実施した。

(6) 設計及び工事の技術に関する事項

ア 宮城刑務所北収容棟等新営工事等の工事及び業務に係る技術審査事務を実施した。

イ 施設整備の品質を確保するため、矯正施設の建築設計基準及び設計標準等、技術基準類の制定及び更新を行っている。

(7) 国際協力に関する事項

矯正施設における最新技術の情報共有及び技術協力を図ることを目的として、第８回アジア矯正建築会議（ＡＣＣＦＡ）を日本で開催した。同会議には、アジア13か国とＩＣＲＣ（赤十字国際委員会）ほか３機関が参加した。

(8) 工務検査に関する事項

工事における品質確保のため、法務省所管請負工事成績評定要領の一部改正を行い所管各庁に周知した。

3 平成30年度法務省所管国有財産の概況

(1) 国有財産の現在額

法務省所管の国有財産（全て一般会計）の総額は、１兆3,560億3,929万円（平成31年３月31日現在）となっており、そのうち行政財産は、１兆3,471億5,826万円（99.35％）、普通財産は88億8,103万円（0.65％）となっている。

なお、これを国全体から見ると、その総額108兆5,939億円の約1.25％、行政財産24兆4,225億円の約5.52％を占めている。

（注） 国全体の国有財産の総額は、国有財産法第33条第２項の規定に基づき財務大臣が調製した平成30年度国有財産増減及び現在額総計算書による。法務省所管の国有財産の総額を組織別及び分類別に見ると別表のとおりである。

(2) 国有財産の増減額

平成30年度中の法務省所管の国有財産の総増加額は898億5,340万円、総減少額は720億6,800万円で、177億8,540万円の純増となっている。

別表

法 務 省 所 管 組 織 別 国 有 財 産 現 在 額

(平成31年3月31日現在)

組 織 別	土 地		立木竹	建 物		工作物		船舶		地上権等		計	
	数 (㎡)	価 格 (千円)	価 格 (千円)	数 量 (延べ㎡)	価 格 (千円)	価 格 (千円)	価 格 (千円)	数 量 (艘)	価 格 (千円)	数 量 (㎡)	価 格 (千円)	価 格 (千円)	割 合 (%)
＜行政財産＞ 法 務 本 省 検 察 庁 法 務 局 矯 正 官 署 更生保護官署 入 国 管 理 局 公 安 調 査 庁 行 政 財 産 計	68,777	261,588,914	75,689	216,812	11,385,081	916,775	-	-	-	-	-	273,966,460	20.3
	786,588	89,619,501	215,145	847,765	59,259,044	12,052,103	-	-	-	-	-	161,145,794	12.0
	698,114	76,056,479	328,727	841,454	49,815,692	8,261,733	-	-	-	-	-	134,462,632	10.0
	36,624,152	398,879,222	2,114,525	4,358,400	252,943,971	88,548,340	5	40,500	6	52	6	742,526,566	55.1
	10,456	1,344,339	2,434	6,468	292,225	38,446	-	-	-	-	-	1,677,447	0.1
	187,432	12,181,016	109,276	156,631	17,662,008	3,266,143	-	-	-	-	-	33,218,445	2.5
	1,595	147,718	0	907	13,124	76	-	-	-	-	-	160,919	0.0
＜普通財産＞ 普 通 財 産 計	38,377,118	839,817,192	2,845,798	6,428,440	391,371,148	113,083,619	5	40,500	6	52	6	1,347,158,265	100.0
	1,576	8,881,033	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,881,033	
法 務 省 総 計	38,378,694	848,698,226	2,845,798	6,428,440	391,371,148	113,083,619	5	40,500	6	52	6	1,356,039,299	

(注) 1 法務本省には、法務総合研究所を含む。

2 検察庁には、法務総合研究所支所を含む。

3 矯正官署には、矯正研修所を含む。

4 該当係数がない場合は「-」で表示している。数量及び金額の表示は、端数及び千円未満を切り捨てているので、合計とその内訳は必ずしも一致しない。

厚生管理官

法務省組織令第13条、第19条

〈業務の実施状況〉

1 職員の福利厚生等関係

法務省職員の安全確保及び健康の保持増進に関する事務、児童手当に関する事務並びに雇用保険及び社会保険に関する連絡事務を行っている。

2 財形貯蓄・財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄関係

法務省における勤労者財産形成貯蓄等に関する事務を行っている。

3 災害補償関係

令和元年中の認定件数は、578件（公務災害499件、通勤災害79件）である。

4 共済組合関係

法務省共済組合（以下「組合」という。）は、本部及び62支部で構成され、令和元年末における組合員は31,257人、被扶養者は26,793人である。

組合の事業の概要は、次のとおりである。

(1) 短期給付事業

組合員及びその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、休業及び災害に関する給付事業であり、保健給付、休業給付等の法定給付のほかに組合独自の附加給付を行っている。

(2) 長期給付事業

組合員の退職、障害及び死亡に関する給付事業であり、老齢給付（老齢厚生年金）、障害給付（障害厚生年金・障害手当金）及び遺族給付（遺族厚生年金）を行っている。

(3) 福祉事業

組合は、福祉事業として保健、医療、貯金、貸付、物資及び財形持家融資の各事業を行っている。

ア 保健事業

組合員及び被扶養者の健康の保持増進を目的とした、特定健康診査・特定保健指導、一般定期健康診断助成、人間ドック受診助成等の健康支援事業及び宿泊助成等の福利厚生サービスの提供を目的とした余暇支援事業を実施している。

イ 医療事業

組合員の病気やけがの治療及び健康管理を目的として、本省、検察庁等全国3か所に直営診療所を設置している。

ウ 貯金事業

団体傷害保険、団体定期保険、団体医療保険、団体年金保険等の事業を行っている。

エ 貸付事業

組合員の臨時の支出、物資購入、教育、結婚、医療、葬祭、災害及び住宅の

購入等に要する費用の貸付けを行っている。

オ 物資事業

物資供給事業として、売店及び食堂等の業者への経営委託事業等を行っている。

カ 財形持家融資事業

財形貯蓄を行っている組合員に対し、持家の取得等に必要な資金を融資する事業を行っている。

司法法制部

法務省組織令第12条、第13条、第20条、第21条

司法法制部には、司法法制課及び審査監督課の2課並びに参事官が置かれており、その所掌事務は、①司法制度に関する企画及び立案、②司法試験制度に関する企画及び立案、③内外の法令及び法務に関する資料の整備及び編さん並びに法令外国語訳の推進、④法制審議会の庶務、⑤国立国会図書館支部法務図書館、⑥法務省の所掌事務に関する統計、⑦日本司法支援センター評価委員会の庶務、⑧日本司法支援センターの組織及び運営（日本司法支援センターの役員の身分に関するものを除く。）、⑨総合法律支援、⑩法務省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する法令案の作成、⑪弁護士法第5条の認定、⑫外国法事務弁護士、⑬債権管理回収業の監督、⑭裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の規定による民間紛争解決手続の業務の認証に関する事務である。

〈重要施策の概要〉

1 司法制度等に関する企画及び立案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律（平成31年法律第15号）及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第44号）の立案を行い、第198回通常国会に提出したところ、いずれの法律も成立・公布された。

また、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第58号）及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第59号）の立案を行い、第200回臨時国会に提出したところ、いずれの法律も成立・公布された。

加えて、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案の立案を行い、第200回臨時国会に提出したところ、令和元年12月3日の衆議院本会議で可決されたが、参議院法務委員会に付託され継続審議となった。

2 日本司法支援センターを中核とした総合法律支援制度の推進

裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士その他の他人の法律事務を取り扱うことを業とする者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援（総合法律支援）の実施及び体制の整備に関する事項を定めた総合法律支援法（平成16年法律第74号）が平成16年6月に公布され、これに基づき、平成18年4月10日に日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）が設立され、同年10月2日から全国で業務が開始された。

司法法制部では、支援センターが真に国民の要請に応える法的サービスを提供できるよう、その体制の整備を含めた総合法律支援制度の推進に努めており、令和元年については、第190回通常国会において成立した総合法律支援法の一部を改正する法律（平成28年法律第53号）により新たに規定された大規模災害の被災者に対する法律相談援助として、以下について実施した。

(1) 平成30年7月豪雨

- ・ 平成30年7月14日政令により指定，令和元年6月27日まで実施
- (2) 令和元年東日本台風
 - ・ 令和元年10月18日政令により指定，令和2年10月9日まで実施予定（92ページ参照）。

司法法制課

法務省組織令第13条，第20条 法務省組織規則第6条

1 司法制度等に関する企画及び立案等

司法制度等に関する企画及び立案，法務省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する法令案の作成に関する事務をつかさどっている。

(1) 法律案の立案

ア 第198回国会（常会）において成立した法律

- ・ 裁判所職員定員法の一部を改正する法律（平成31年法律第15号）
判事の員数を40人増加し，判事補の員数を25人，裁判官以外の裁判所の職員の員数を13人，それぞれ減少するもの
- ・ 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第44号）

法科大学院における教育の充実を図り，高度の専門的な能力及び優れた資質を有する法曹となる人材の確保を推進することを目的として，法科大学院制度及び司法試験制度の見直しを行うもの

イ 第200回国会（臨時会）において成立した法律

- ・ 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第58号）
一般の政府職員の給与改定に伴い，裁判官の報酬月額を改定するもの
- ・ 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第59号）
一般の政府職員の給与改定に伴い，検察官の俸給月額を改定するもの

(2) 司法制度に関する調査研究について

上記(1)の立案に伴う調査研究のほか，裁判所・裁判官制度，裁判官・検察官の処遇の改善，司法試験制度，法曹養成制度，弁護士制度等について，調査研究を行った。

(3) 法曹人口，法曹養成制度について

ア 法曹人口については，司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）において，当時1,000人程度であった司法試験の合格者数を，「法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら，平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを目指す。」とされていたが，合格者数を3,000人程度とする目標は，平成22年以降も達成しておらず，法曹養成制度検討会議取りまとめ及びこれを是認した閣僚会議決定において，上記目標は現実性を欠くとして事実上撤回されるとともに，閣僚会議の下であるべき

法曹人口につき提言すべく検討を進めるとされた。

これを受け、閣僚会議である法曹養成制度改革推進会議（以下「推進会議」という。）の下、内閣官房に置かれた法曹養成制度改革推進室において、法曹人口の在り方の検討を進め、平成27年6月30日、推進会議は、「法曹人口の在り方について（検討結果取りまとめ）」を取りまとめるとともに、推進会議決定を決定した。

推進会議決定では、法曹人口の在り方につき、司法試験合格者数でいえば、現行の法曹養成制度の下でこれまで直近でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、今後より多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきであるとされるとともに、法務省において、文部科学省等関係機関・団体の協力を得ながら、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積を継続して行い、高い質を有し、かつ、国民の法的需要に十分に応えることのできる法曹の輩出規模につき引き続き検証を行うこととされた。法務省では、推進会議決定に基づき、必要なデータ集積を進めているところである。

イ 法曹養成制度については、平成14年の臨時国会において、司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成14年法律第138号）及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号。以下「連携法」という。）が成立した。これにより、次のとおりとされた。

(ア) 学校教育法上の専門職大学院の一つとして法科大学院を定義した上、法科大学院を新たな法曹養成制度における中核的教育機関と位置づけ、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習と有機的連携の確保を図ること（連携法）。

(イ) 司法試験については、法科大学院を修了した者に受験資格を認め、試験の方法や試験科目等を改めること（司法試験法）。

(ウ) 司法修習生の修習については、その期間を1年6月から1年に短縮すること（裁判所法）。

また、閣僚会議決定において、司法試験につき、受験回数制限を緩和すること及び短答式科目を憲法、民法及び刑法に限定することが決定され、それを踏まえ、司法試験法の一部を改正する法律（平成26年法律第52号）が第186回通常国会において可決・成立した。これにより、平成27年の司法試験から、受験回数制限が、法科大学院課程の修了の日又は予備試験の合格発表の日後の最初の4月1日から5年以内に3回までから5年以内は毎回受験できるように緩和され、短答式試験の試験科目が憲法、民法及び刑法に限定された。

ウ さらに、令和元年6月19日には、法科大学院における教育の充実や司法試験受験資格の見直し（いわゆるギャップタームの解消等のため見直し）等を内容

とする「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第44号。以下「連携法等一部改正法」という。）」が成立した。概要は、以下のとおりである。

- (ア) 法科大学院教育の充実のための諸規定の新設（段階的・体系的教育の実施、法科大学院において涵養すべき学識等の明確化、成績評価等の公表義務付け等）の新設
- (イ) （法科大学院教育との接続・連携が図られた法学部課程である）「法曹コース」設置のための法曹養成連携協定制度の創設
- (ウ) 大学院への飛び入学資格の拡大

これらにより、学部3年（早期卒業制度等を活用）と法科大学院2年（既修者コース）の5年コース（いわゆる「3＋2」）が、新たに法曹養成ルートとして制度化されることとなった。

また、司法試験合格までの予測可能性を確保するため、法科大学院について新たに定員管理の仕組みが導入され、法科大学院の入学定員総数は、当面、2,253人（平成31年度4月期に募集を継続した入学定員の総数）を上回らないこととされた。

エ 前記法科大学院改革を踏まえて、連携法等一部改正法により、司法試験制度についても所要の見直しを行った。概要は以下のとおりである。

- (ア) 司法試験受験資格の見直し（令和4年10月1日から施行（令和5年の司法試験より導入））

司法試験の受験資格を有する者として、法科大学院修了者及び予備試験合格者に加えて、新たに、①法科大学院の課程に在学する者であって、②所定の単位を取得しており、かつ、1年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みがあると当該法科大学院を設置する大学の学長が認定したものを追加した。

この新たな在学中受験資格については、同資格により最初に司法試験を受けた日の属する年から受験可能期間（5年間）が起算されることになる。

- (イ) 司法修習生の採用要件の見直し（施行期日は同上）

在学中受験資格により司法試験を受けた者については、司法修習生の採用要件として、司法試験の合格に加えて、法科大学院課程を修了することを必要とした。

- (ウ) 予備試験の試験科目の見直し（令和3年12月1日から施行（令和4年の予備試験から導入））。

今般の法科大学院改革により、法科大学院の教育課程において司法試験論文式試験の選択科目に相当する科目の履修が義務付けられることを踏まえて、予備試験の論文式試験について、選択科目を導入する一方、一般教養科目を廃止することとした。

オ 法科大学院は、最も多い時期で74校が開設されていたが、令和元年12月時点で、27校が既に廃止され、12校が学生の募集を停止している。

カ 連携法において、国の責務として、法科大学院における法曹である教員の確保等のために必要な施策を講ずることと定められたことを受け、平成15年の通常国会において、裁判官及び検察官等が法科大学院における教員としての業務を行うための派遣に関し必要な事項などについて定めた法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律が成立し、法務省においても、検察官教員を法科大学院に派遣してきたところであるが、法科大学院の組織見直しの一環として、平成26年4月、「法科大学院に対する裁判官及び検察官等の教員派遣の見直し方策について」（法曹養成制度改革推進会議決定）が決定され、平成27年度から検察官教員の派遣の見直しが実施されているところである。この見直し方策については、推進会議決定において、平成28年度以降も継続的に実施することとされた。

なお、令和元年度は、22名の検察官が26校の法科大学院に派遣されている。

キ 司法修習生に対する経済的支援については、平成16年度の裁判所法改正により、それまでの給与を支給する制度（給費制）に代えて、国が希望者に対して修習資金を貸与する制度（貸与制）が導入され、平成23年11月から司法修習を開始した新第65期司法修習生から適用された。

その後、推進会議決定において、法務省は、最高裁判所等との連携・協力の下、司法修習生に対する経済的支援の在り方について検討することとされたほか、平成28年6月に閣議決定されたいわゆる骨太の方針においても、「司法修習生に対する経済的支援を含む法曹人材の確保の充実・強化…を推進する」ことがうたわれたことを受け、法曹人材確保の充実・強化の推進等を図るため、平成29年4月、修習給付金制度の創設等を内容とする裁判所法の一部を改正する法律（平成29年法律第23号）が成立した。この修習給付金制度は、同年11月に司法修習を開始した第71期司法修習生から適用されている。

(4) 弁護士と隣接法律専門職種との役割分担について

司法書士、弁理士等の隣接法律専門職種の活用は、利用しやすい司法制度を実現する観点から、弁護士偏在問題や弁護士の専門性を補完する重要な検討課題であるところ、司法制度改革における議論を踏まえ、各業法の改正が行われたほか、それ以降も必要な改正が行われてきた。

ア 訴訟手続における活用

(ア) 司法書士

司法制度改革を踏まえた平成14年の法改正により、所定の研修を修了し、法務大臣の認定を受けた司法書士は、簡易裁判所における訴訟及び簡易裁判所の事物管轄を基準とする調停・即決和解事件の代理をすることができることとされた。また、平成17年の法改正により、司法書士が自ら代理人として

手続に関与している事件の上訴の提起について代理ができることとされた。

(イ) 弁理士

司法制度改革を踏まえた平成14年の法改正により、所定の研修を修了し、経済産業大臣が実施する試験に合格した弁理士は、特許権等の侵害訴訟の代理をすることができることとされた。

(ウ) 社会保険労務士

平成26年の法改正により、事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について、裁判所の許可を得ることなく、補佐人として、弁理士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述することができることとされた。

(エ) 税理士

司法制度改革を踏まえた平成13年の法改正により、税務訴訟において、裁判所の許可を得ることなく、補佐人として、弁理士である訴訟代理人と共に裁判所に出頭し、陳述することができることとされた。

(オ) その他の隣接法律専門職種

行政書士及び土地家屋調査士等の訴訟手続への関与については、司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日司法制度改革審議会）において、将来の検討課題とされている。

イ ADRにおける活用

司法制度改革推進本部は、平成16年11月26日、「今後の司法制度改革の推進について」を決定し、司法書士、弁理士、社会保険労務士及び土地家屋調査士について、一定範囲のADR代理権を付与する方向性を示した。そして、これを受けて、平成17年の通常国会において、上記のとおり、各士業の業法の改正が、平成26年の臨時国会において、社会保険労務士法の改正がそれぞれ行われた。

(ア) 司法書士

所定の研修を修了し、法務大臣の認定を受けた司法書士は、紛争の目的の価額が簡易裁判所の事物管轄の上限（140万円）を超えない民事紛争に関する調停、あっせん、仲裁の手続について代理することができる。

(イ) 弁理士

特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは特定不正競争に関する事件又は著作物に関する権利に関する事件の調停、あっせん、仲裁の手続（経済産業大臣が指定する団体が行うものに限る。）について代理することができる。

(ウ) 社会保険労務士

所定の研修を修了し、厚生労働大臣が行う試験に合格した社会保険労務士は、①個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づき紛争調整委員会が行うあっせんの手続、②地方自治法に基づく都道府県知事の委任を受けて

都道府県労働委員会が行う個別労働関係紛争のあっせんの手続、③雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律に基づき紛争調整委員会が行う調停の手続、④個別労働関係紛争に関する和解の仲介の手続（厚生労働大臣が指定する団体が行うものに限る。）について代理することができる（ただし、④については、紛争の目的の価額が120万円を超える場合には、弁護士が同一の依頼者から受任しているものに限る。）。

(ニ) 土地家屋調査士

所定の研修を修了し、法務大臣の認定を受けた土地家屋調査士は、土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る和解の仲介の手続（法務大臣が指定する団体が行うものに限る。）について代理することができる（ただし、弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限る。）。

(オ) 税理士、不動産鑑定士及び行政書士

税理士、不動産鑑定士及び行政書士の代理人としての活用の在り方については、上記司法制度改革推進本部決定において、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の施行後におけるこれらの隣接法律専門職種の手続実施者としての実績等が見極められた将来において改めて検討されるべき課題とする」としており、今後の検討課題とされている。

ウ その他の活用

平成26年に行政書士法及び弁理士法がそれぞれ改正され、同改正により、行政書士は、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成することを業とすることができるものとされ、弁理士については、意匠又は商標に係る国際登録出願に関する手続の代理等を行うことができることとされた。

(5) 弁護士制度改革について

ア 司法制度改革における弁護士法の改正

弁護士制度については、司法制度改革における、平成15年及び平成16年の2度にわたる弁護士法改正により、①弁護士資格の特例の拡充・整理、②弁護士の公務就任の自由化、③弁護士の営利業務の従事に関する許可制の届出制への変更、④弁護士の報酬基準の撤廃、⑤弁護士の懲戒手続の透明化・迅速化・実効化、⑥弁護士法第72条（非弁護士による弁護士業務の禁止規定）の規制範囲に関する予測可能性の確保等の措置が講じられた。

このうち、①は、従前から存在していた弁護士資格の特例について、次のような拡充及び整理を行ったものであるが、ここで資格の要件とされた法務大臣の認定に関する事務（弁護士資格認定事務）は、司法法制部において担当している。

(ア) 弁護士資格の特例の拡充

- ・ 司法試験合格後５年以上国会議員の職に在った者
- ・ 司法試験合格後７年以上企業法務担当者や公務員として所定の法律関係事務に従事していた者
- ・ ５年以上いわゆる特任検事（副検事を３年以上経験し、政令で定めた試験に合格して検事になった者）の職に在った者

以上の者に対して、所定の研修を修了し、かつ、法務大臣の認定を受けることを要件として弁護士資格を付与する。

(イ) 弁護士資格の特例の整理

- ・ ５年以上大学の法律学の教授・助教授の職に在った者に対して弁護士資格を付与していた制度について、司法試験合格、研修の修了及び法務大臣の認定を要件として追加する。
- ・ 司法試験合格後５年以上簡易裁判所判事、内閣法制局参事官等の職に在った者に対して弁護士資格を付与していた制度について、研修の修了及び法務大臣の認定を要件として追加する。

イ 規制改革

弁護士制度については、「規制改革推進のための３か年計画」（平成19年６月22日閣議決定、平成20年３月25日改定、平成21年３月31日再改定）等において、弁護士法第72条の見直し等が課題として提起され、平成22年に報告された「規制改革推進のための３か年計画等のフォローアップ結果について」（平成22年12月10日）において、措置状況の検討を進める予定とした。

その後、平成27年10月27日、規制改革会議の下に設置された投資促進等ワーキング・グループにおいて、グループ企業間の法律事務の委託に関する弁護士法第72条の適用についてヒアリングが行われ、同ワーキング・グループの検討結果等を踏まえ、「規制改革実施計画」（平成28年６月２日閣議決定）において、弁護士法第72条の規制対象となる範囲・態様に関する予測可能性を確保するという観点から検討を行い、必要な措置を講ずることとされた。

これを受けて、法務省において必要な検討を行い、その結果を法務省ホームページにおいて公表している。

(6) 法教育

法教育については、法教育推進協議会（９ページ参照。）における検討を踏まえ、更なる法教育の普及・充実に向けた取組を推進している。

具体的には、法教育の具体的な内容及びその実践方法をより分かりやすくするため、発達段階に応じた法教育教材を作成し、全国の小中学校、高等学校、教育委員会等に配布しているほか、これらの教材の利用促進を図るため、教材を活用したモデル授業例を作成し、法務省ホームページで公開する取組を行っている。

また、法教育の担い手である教員が法教育の具体的な実践方法を習得すること

を通じて法教育の推進を図るため、教員向け法教育セミナーを実施している。

さらに、学校現場等に法教育情報を提供することによって、法教育の積極的な実践を後押しするため、法教育に関するリーフレットを作成し、全国教育委員会等に配布しているほか、学校や各種団体からの要請に応じて、法務省の職員を講師として派遣し、教員、児童・生徒や一般の人々に対して法的なものの考え方等について説明する法教育授業、各種イベントでの法教育マスコットキャラクター「ホウリス君」を用いた広報等を実施している。

2 法令及び法務に関する資料の整備及び編さん並びに法令の外国語訳の推進

(1) 法令の収集・整備

ア 法令整備基本データの作成

慶応3年（1867年）以来現在までに制定された法令（法律、政令、府省令、法規性のある告示等）について、その制定、改廃沿革等の法令整備基本データを作成し、法令整備・編さん業務データベースシステムに入力し整備している。

イ 法令に関する照会に対する回答

本省内部部局、検察庁、法務局等のみならず、他府省、地方公共団体又は民間からの法令に関する照会（公布年月日・番号、一部改正法令の有無、それらの内容又は現在における効力の有無等）に対し、法令整備基本データ及び法令全書等により慎重に調査した上、回答を行っている。

ウ 法令整備基本データの活用

法令の改廃沿革等の検索・閲覧の用に供するため、法令整備基本データを法務省共通データベースシステムや総務省のe-Gov法令検索に提供し、その有効利用を図っている。

(2) 法令集の編さん・刊行

ア 「現行日本法規」の編さん

現に効力のある法令を体系的に分類、編集した加除式総合法規集である「現行日本法規」の編さんを行っている。現在の編成は本文50編100巻（128冊）、索引3巻、旧法令改廃経過1巻、主要旧法令5巻、参照条文索引3巻及び法定刑一覧1巻の計113巻（141冊）となっている。

令和元年中に発行した追録は、第11792号から第12115号までの324号で、11万2,178ページである。

また、編さんの過程において、終期の到来等の事由により効力を失っている法令及び現在において實際上その適用される余地がほとんどなく、実効性を喪失していると思われる法令に接したときは、その調査を行って、これを法令集に登載するか否かを決し、更に、その調査結果を法令整備・編さん業務データベースシステムに入力して整備している。

イ 「法務省組織関係法令集」の編さん

法務省の組織に関する現行の法令を収録した上、各法条ごとに、その制定時

から現在に至るまでの新旧条文を掲げ、その改正経過を明らかにした加除式の体裁による「法務省組織関係法令集」の追録について編さんを行った。

(3) 内外の法令及び法務に関する資料の収集・整備

社会の国際化の一層の進展に伴い、これに適切に対応する法制度を検討するためには、外国法令の収集・整備が法務行政の運営上欠くことのできない重要な業務となっている。

ア 諸外国の法制度及び法務に関する資料について、外部の専門家等に委嘱した翻訳は、次のとおりである。

- ・ イギリスの土地及び遺産管理に関する法令

イ 司法法制部では、立法参考資料等として、従来から欧米諸国の法令の収集を行っており、さらに、我が国と交流の盛んな近隣アジア諸国の法令の収集にも務め、韓国法務部と法令集、判例集、統計資料等の資料交換を行っている。令和元年は、韓国法務部及びドイツ・マックスプランク研究所に対し、次の資料を送付した。

- ・ 法務年鑑（平成30年）
- ・ 平成30年 民事・訟務・人権統計年報
- ・ 平成30年 検察統計年報
- ・ 平成30年 矯正統計年報
- ・ 平成30年 保護統計年報
- ・ 平成30年 出入国管理統計年報

また、現行韓国六法（追録）について、本省内部部局、所管各庁に随時配布・整備した。

ウ 他の官庁から執務上参考となる資料を受け入れ、本省内部部局に配布したほか、法務図書館に引き継いで職員の利用に供した。

令和元年は、「司法修習ハンドブック」、「司法研修所論集」、「司法研究報告書」を引き続き受け入れている。

また、最高裁判所が毎月1日と15日に発行する「裁判所時報」について、最高裁判所の許可を得て印刷し、本省内部部局及び検察庁、法務局に配布した。

(4) 資料の編さん・刊行

令和元年は、次の資料を編さん・刊行し、本省内部部局及び所管各庁等に配布した。

標 題	刊行年月	ページ数	規 格
司法法制部季報（第150号）	31. 2	70	A 4
司法法制部季報（第151号）	元. 6	51	A 4
司法法制部季報（第152号）	元.10	90	A 4
法務年鑑（平成30年）	元.11	483	A 5

ア 「司法法制部季報」は、年3回（2月、6月、10月）発行している機関誌で、司法法制部が所掌する事務のトピックや執務上参考となる情報等を取りまとめたものであり、令和元年は、第150号から第152号を発行した。

イ 「法務年鑑（平成30年）」は、平成30年1月1日から12月31日までの1年間における法務省（内部部局・審議会等・施設等機関・地方支分部局・外局）の業務運営状況を概観したものである。

収録内容は、第1部「総説」では、法務省全体としてどのようなところに重点を置いて業務が運営されたのか、組織の変動や所管事務、定員及び予算の規模はどのようなものであったのかを概説し、第2部「業務の概況」では、各部門別に重要施策や業務実施状況等について、説明の参考となる図表を用いて前年との比較を示すなどしてわかりやすく説明している。また、「付録」として、平成30年に公布（又は発出）された法務省主管の法律、政令、省令及び訓令・通達のほか、主要な行事、主要な人事等を掲載しており、法務省の1年の動きをこの年鑑から見て取ることができる。

この年鑑は、法務省の業務運営状況を積極的に発信するとともに、法務省の施策について国民の理解を得る目的から、法務省ホームページに掲載しており、いつでも閲覧することができるようになっている。

(5) 判例集等の編さん・刊行

各種判例集等について、次のとおり刊行し、本省内部部局及び検察庁、法務局等に配布した。

資 料 名	発 行 卷 号 数	発行回数
最高裁判所判例集	72巻4～6号, 73巻1～3号, 72巻索引	7
高等裁判所刑事裁判速報集	平成30年版	1

(6) 日本法令の外国語訳の推進

司法制度改革推進本部は、法令外国語訳推進に関する国内外の経済界等の強い要望を受けて、「我が国の法令が容易かつ正確に理解されることは極めて重要であり、我が国の法令の外国語訳を推進するための基盤整備を早急に進める必要がある。今後、政府として、（中略）法令外国語訳の推進に積極的に取り組む必要がある。」として、法令外国語訳の推進を政府の施策として決定した。

この法令外国語訳推進の業務は、従前、内閣官房において進められてきたが、関係省庁連絡会議の決定により、平成21年度からは、法務省がこれを承継し、「法令用語日英標準対訳辞書」（法令の翻訳の指針となる法令用語の日英対訳を記載した辞書。以下「標準対訳辞書」という。）の充実・改訂及び機能的なホームページの設置・維持の作業を担うとともに、法令外国語訳推進のための基盤整備に関する事項について専門的検討を行うための「日本法令外国語訳推進会議」を開催

することとされた。

司法法制部は、これらを受けて、令和元年中、上記推進会議を2回開催し、標準対訳辞書について、関係府省における翻訳成果や有識者・利用者の意見等を踏まえた改訂作業を行った。

また、平成21年4月から運用を開始した「日本法令外国語訳データベースシステム」（令和元年12月31日現在、翻訳法令755本を公開）を安定的に運用し、翻訳整備計画に基づく翻訳法令、その他日本法令に関する情報を広く国際的に発信しており、同システムへの国内外からのアクセス件数は、約3,530万件に上った。

さらに、日本法令の外国語訳整備事業に本格着手して10年の節目を迎えるに当たり、今後、我が国の法令外国語訳整備を更に推進するとともに、日本の法制度を広く国際発信することを通じて日本の法制度の国際的な信頼性・透明性を一層高める観点から、必要となる課題や取組について有識者から幅広く意見を求めるため、関係省庁連絡会議の下、平成30年12月、「日本法令の国際発信に向けた将来ビジョン会議」が設置された。同会議は、平成31年1月から3月にかけて全3回開催され、その後に提言「日本法令の国際発信ビジョン2019」が取りまとめられた。

同提言を踏まえ、関係省庁連絡会議の承認に基づき、我が国の法令外国語訳整備プロジェクトの重点的課題や優先順位等についてユーザー本位の観点で検討するとともに、政府の戦略的な方針策定や着実な実施に当たって司令塔としての役割を担う「日本法令の国際発信の推進に向けた官民戦略会議」が設置され、令和元年12月に第1回会議が開催された。

3 法制審議会に関する事項（276～280ページ参照）

4 国立国会図書館支部法務図書館に関する事項（101～106ページ参照）

5 法務に関する統計事務

統計調査等業務の業務・システム最適化計画（2006年（平成18年）3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づく各種業務統計の公表に努めた。

また、総務省政策統括官（統計基準担当）主管の統計の整備、改善等に関する関係各府省等との会議に出席した。

6 法務に関する統計資料の編さん及び刊行

令和元年中に刊行した統計資料は、次の表のとおりである。

資 料 名	収録期間	刊行年月	ページ数	規格	年・月刊の別
平成30年 民事・訟務・人権統計年報	30. 1～30.12	1. 9	289	A 4	年刊
平成30年 検察統計年報	30. 1～30.12	1. 8	560	A 4	年刊
平成30年 矯正統計年報	30. 1～30.12	1. 7	644	A 4	年刊
平成30年 保護統計年報	30. 1～30.12	1. 7	255	A 4	年刊

7 総合法律支援の実施及び体制の整備に関する事務

総合法律支援に関する事務を所掌する司法法制部司法法制課では、主な事務として、①日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）の業績評価に関する事務を行う「日本司法支援センター評価委員会」の庶務、②支援センター関連予算の要求、③国選弁護士等の報酬基準の変更等、各種大臣認可事項に関する事務、④支援センターの組織及び業務運営の在り方を含む総合法律支援の実施及び体制の整備に関する施策の企画・立案、⑤これらに関する関係機関等との協議・連絡調整等を行っており、令和元年は、特に、下記の事務を行った。

(1) 日本司法支援センター評価委員会に関する事項（275～276ページ参照）

(2) 各種大臣認可に関する事項等

令和元年は、以下の法令等の策定・改正作業を行った。

ア 平成31年3月27日公布・同年4月1日施行

- ・ 総合法律支援法施行規則の一部を改正する省令

「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」の設定並びに「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」の改訂によるもの

イ 令和元年9月5日法務大臣認可

- ・ 日本司法支援センター業務方法書の変更
- ・ 国選弁護人の事務に関する契約約款の変更
- ・ 国選付添人の事務に関する契約約款の変更
- ・ 国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款の変更
消費税率及び地方消費税率の引上げ等によるもの

ウ 令和元年10月18日公布・施行

- ・ 令和元年台風第十九号による災害についての総合法律支援法第三十条第一項第四号の規定による指定等に関する政令

令和元年東日本台風（令和元年台風第19号）を同号に規定する非常災害として指定するとともに、その対象地区及び実施期間を定めるもの

(3) 東日本大震災の被災者の法的支援体制整備について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、多くの被災者がこれまでに経験したことがない法的紛争に直面することが予想されたことから、支援センターにおいて、被災者の生活再建が速やかに図られるよう、①関係士業との共催による電話相談、②フリーダイヤルによる相談窓口の設置、③巡回相談等を積極的に活用した被災地における民事法律扶助の実施、④被災地出張所の開設、⑤業務方法書変更による被災者を対象とした民事法律扶助の特例措置等の被災者支援の取組を実施してきたところである。さらに、24年4月1日に震災特例法が施行され、東日本大震災法律援助事業（東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域（東京都を除く。）に23年3月11日において住所等を有していた者に対し、その者の資力状況にかかわらず、法律相談を行い、東日本大震災に起

因する紛争について、訴訟代理、書類作成等に係る援助を行う業務）を実施している。司法法制課では、これらの法的支援体制の整備のため、関係機関・団体等との連絡調整、必要な予算の確保等の事務を行った。

(4) 令和元年東日本台風の被災者の法的支援体制整備について

令和元年10月10日に発生した令和元年東日本台風については、同月18日に前記政令を公布・施行し、支援センターにおいて、令和元年東日本台風に際し災害救助法が適用された市町村の区域に同月10日において住所等を有していた者に対し、その者の資力状況にかかわらず、生活の再建に当たり必要な法律相談援助を令和2年10月9日まで実施するなどしている。司法法制課では、これらの法的支援体制の整備のため、関係機関・団体等との連絡調整、必要な予算の確保等の事務を行った。

審査監督課

法務省組織令第13条、第21条

1 外国法事務弁護士に関する事務等

(1) 外国法事務弁護士となる資格の承認に関する審査事務

外国弁護士となる資格を有する者が外国法事務弁護士となるためには、「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」に定めるとおり、法務大臣から外国法事務弁護士となる資格に関する承認を受け、かつ、日本弁護士連合会に備える外国法事務弁護士名簿に登録を受けなければならない。

外国法事務弁護士となる資格の承認に関する事務においては、利用者の便宜のために作成・公表している「承認・指定申請の手引」に基づき、承認・指定申請手続の円滑化及び承認までの期間の短縮化に努めている。

外国法事務弁護士制度の発足以来、令和元年末までの承認及び登録に関する状況は次の表のとおりである。

なお、登録者総数1,113人のうち、制度が発足してから令和元年末までに登録を取り消した者の総数は682人、令和元年中に登録を取り消した者は32人（原資格国別では、アメリカ合衆国15人、イタリア共和国1人、オーストラリア3人、シンガポール共和国2人、中華人民共和国1人、ドイツ連邦共和国1人、香港1人、連合王国8人）であり、同年末の登録者数は431人である。

原 資 格 国	承 認		登 録	
	令和元年	総 数	令和元年	総 数
アイルランド共和国	-	1	-	1
アメリカ合衆国	20	612	22	597
（アラスカ州）	-	(1)	-	(1)
（アリゾナ州）	-	(1)	-	(1)
（イリノイ州）	(1)	(20)	(1)	(20)

(オ ハ イ オ 州)	-	(4)	-	(3)
(オ レ ゴ ン 州)	-	(3)	(1)	(3)
(カリフォルニア州)	(4)	(145)	(4)	(141)
(コネティカット州)	-	(2)	-	(2)
(コ ロ ラ ド 州)	(1)	(1)	(1)	(1)
(コロンビア特別区)	(3)	(48)	(1)	(44)
(ジ ョ ー ジ ア 州)	-	(7)	-	(7)
(テ キ サ ス 州)	-	(7)	-	(7)
(ニュージャージー州)	-	(5)	-	(5)
(ニ ュ ー ヨ ー ク 州)	(8)	(298)	(11)	(295)
(ネ バ ダ 州)	-	(1)	-	(1)
(ノースカロライナ州)	-	(2)	-	(2)
(ハ ワ イ 州)	(1)	(27)	(1)	(27)
(バ ー ジ ニ ア 州)	(1)	(13)	(1)	(13)
(フ ロ リ ダ 州)	-	(4)	-	(3)
(ペンシルベニア州)	-	(2)	-	(2)
(マサチューセッツ州)	-	(4)	-	(4)
(ミ ネ ソ タ 州)	-	(1)	-	(1)
(ミ ズ ー リ 州)	(1)	(1)	(1)	(1)
(メ リ ー ラ ン ド 州)	-	(4)	-	(4)
(ル イ ジ ア ナ 州)	-	(2)	-	(2)
(ワ シ ン ト ン 州)	-	(8)	-	(6)
(カリフォルニア州+ハワイ州) (注)	-	(1)	-	(1)
イ タ リ ア 共 和 国	-	2	-	2
イ ン ド	1	8	-	7
オ ー ス ト ラ リ ア	5	70	5	69
(クインズランド州)	-	(6)	-	(6)
(西オーストラリア州)	-	(8)	-	(8)
(ニューサウスウェールズ州)	(2)	(37)	(2)	(36)
(ビクトリア州)	(3)	(16)	(3)	(16)
(首都特別地域)	-	(3)	-	(3)
オ ラ ン ダ 王 国	-	7	-	7
カ ナ ダ	-	14	1	14
(オ ン タ リ オ 州)	-	(7)	(1)	(7)
(ブリティッシュコロンビア州)	-	(7)	-	(7)
サウジアラビア王国	-	1	-	1
シンガポール共和国	-	7	-	7
ス イ ス 連 邦	-	2	-	2
ス ペ イ ン	-	1	-	1

大韓民国	1	4	1	4
台湾	2	5	2	5
中国	2	69	3	68
ドイツ連邦共和国	1	22	1	22
ニュージーランド	-	7	1	7
ネパール	-	1	-	1
パラグアイ共和国	-	1	-	1
ブラジル連邦共和国	-	8	-	8
フィリピン共和国	-	5	-	5
フランス共和国	-	11	-	11
香港	-	9	-	9
連合王国	11	269	12	264
ロシア連邦	1	1	-	-
計	44人	1,137人	48人	1,113人

(注) カリフォルニア州とハワイ州を原資格国として承認した者。

(2) 特定外国法の指定に関する審査事務

外国法事務弁護士は、法務大臣から特定外国法の指定を受け、かつ、外国法事務弁護士の登録に指定法の付記を受けたときは、当該指定法に関する法律事務を行うことができる。

外国法事務弁護士制度の発足以来、令和元年末までの特定外国法の指定及び付記に関する状況は次の表のとおりである。

指 定 法	指 定		付 記	
	令和元年	総 数	令和元年	総 数
アイルランド共和国	1	1	1	1
アメリカ合衆国各州	10	196	12	191
オーストラリア各州	-	11	-	11
カナダ各州	-	2	-	2
ニュージーランド	-	2	-	2
香港	1	29	1	27
連合王国	2	48	2	44
ロシア連邦	-	1	-	1
計	14件	290件	16件	279件

(3) 承認・指定を受けた者の２年ごとの報告等に関する事務

外国法事務弁護士となる資格の承認を受けた者については、承認を受けた日から２年ごとに、原資格国の外国弁護士となる資格を現に保有していることを証する書類並びに業務及び財産の状況に関する申告書等を、特定外国の外国弁護士となる資格を有することによって指定を受けた者は、指定を受けた日から２年ごとに、その指定に係る外国弁護士となる資格を現に保有していることを証する書類を、それぞれ法務大臣に提出しなければならない。

令和元年中、承認に係る２年ごとの報告を170件、指定に係る２年ごとの報告を30件受理した。

(4) 相談

上記(1)及び(2)の外国法事務弁護士となる資格の承認及び特定外国法の指定の申請手続等に関する相談を受けるとともに、先例のないタイ王国やベトナム社会主義共和国を資格取得国とする外国弁護士等から相談を受けた。

(5) 外国の法制度等の調査

外国法事務弁護士となる資格の承認及び特定外国法の指定の審査に当たり、当該国における弁護士の資格付与及び懲戒・監督制度のほか、諸外国の弁護士法制その他の法制度等に関する調査を行った。

(6) 国際機関等への対応

各国における外国弁護士の受入れについては、世界貿易機関（WTO）等で協議、検討されている。

WTO交渉のみならず、二国間及び多国間交渉において、特にサービス貿易の分野における対応に当たっては、外国弁護士受入制度（外国法事務弁護士制度）に関する国際的な議論の動向を注視しつつ我が国の立場や意見を述べるとともに、交渉等での各国からの意見・要望に対しても、関係機関との協議・検討の上、対応した。

(7) 外国法事務弁護士制度の見直し

弁護士や外国法事務弁護士、企業関係者及び研究者等の有識者を構成員とする「外国法事務弁護士制度に係る検討会」(平成28年7月報告書取りまとめ)及び「外国法事務弁護士による国際仲裁代理等に関する検討会」(平成30年9月報告書取りまとめ)における報告書を踏まえて、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案の立案を行い、第200回臨時国会に提出したところ、令和元年12月3日の衆議院本会議で可決されたが、参議院法務委員会に付託され継続審議となった。

(8) 弁護士資格認定に関する事務

平成16年4月1日に改正弁護士法が施行され、司法修習を終えていなくても弁護士となる資格の特例の対象が広げられ、①司法修習生となる資格を得た後に、簡易裁判所判事、国会議員、内閣法制局参事官、大学の法律学の教授等、弁護士

法第5条第1号に列挙された職のいずれかに在った期間が通算して5年以上になる者、②司法修習生となる資格を得た後に、自らの法律に関する専門的知識に基づいて弁護士法第5条第2号に列挙された事務のいずれかを処理する職務に従事した期間が通算して7年以上になる者、③検察庁法第18条第3項に規定する考試を経て任命された検事（いわゆる特任検事）の職に在った期間が通算して5年以上となる者等については、法務省令で定める法人が実施する研修であって、法務大臣の指定するものの課程を修了して同大臣の認定を受ければ、弁護士となる資格を有することとなった。

弁護士となる資格の認定等に関する事務においては、利用者の便宜のために作成・公表している「認定申請の手引」に基づき、認定申請手続の円滑化に努めている。また、法務大臣が指定する研修の受講を求められた方に対し、受講準備に資する情報の提供等を目的として事前説明会を実施するなどの対応を行った。

令和元年度研修に係る申請者は15人で、そのうち12人について認定した（3人は申請を取下げた）。

認定者の内訳は、以下のとおり。

公務員経験者	4人
企業法務経験者	5人
裁判所事務官等	2人
裁判所事務官及び企業法務	1人

2 債権管理回収業の監督に関する事務

金融機関の有する貸付債権等（特定金銭債権）の処理という喫緊の政策課題を実現するため、弁護士法の特例として法務大臣の許可した債権回収会社が業として特定金銭債権の管理及び回収を行うことができるようにするとともに、債権回収会社について必要な規制を行いその業務の適正な運営の確保を図ることにより、国民経済の健全な発展に資することを目的とした債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号。以下「法」という。）が平成10年10月16日に公布され、同法施行令（平成11年政令第14号）及び同法施行規則（平成11年法務省令第4号）とともに平成11年2月1日に施行された。

また、内外の社会経済情勢の変化に伴う不良債権処理の必要性の増大等に鑑み、不良債権処理及び資産流動化を一層促進するとともに、倒産処理の迅速化を図るため、債権回収会社の取扱債権の範囲を拡大し、併せて債権回収会社の業務に関する規制を緩和することを内容とした同法の一部を改正する法律（平成13年法律第56号）が成立し、平成13年6月20日に公布され、同法施行令の一部を改正する政令（平成13年政令第255号）及び同法施行規則の一部を改正する省令（平成13年法務省令第64号）とともに同年9月1日に施行された。

(1) 債権管理回収業の許可に関する事務

債権管理回収業を営むためには、法務大臣の許可を受けた株式会社でなければ

ならない。

債権管理回収業の許可申請があったときは、法に定められた一定の許可基準を満たしていない場合を除いて、許可をしなければならないとされている。

許可をしようとするときは、役員等が許可基準を満たしているかどうかなどについて、警察庁長官の意見を聴くものとされており、弁護士である取締役についても、原則として、日本弁護士連合会の意見を聴くものとされている。

令和元年12月末時点の営業会社数は76社であり、過去5年間の営業許可に関する状況は、次の表のとおりである。

年 次	申請件数	処分の内容		その他 (取下げ等)
		許 可	不許可	
平成27年	－	1	－	－
28年	－	－	－	－
29年	－	－	－	－
30年	1	1	－	－
令和元年	－	－	－	－

(2) 債権管理回収業の認可に関する事務

債権管理回収業の全部又は一部の譲渡及び譲受け並びに債権回収会社の合併及び分割は、いずれも法務大臣の認可を受けなければ効力を生じない。

債権管理回収業の譲渡及び譲受け並びに債権回収会社の合併及び分割の認可申請があったときは、営業の許可の基準を満たしていない場合を除いて、認可しなければならないとされている。

過去5年間の認可申請に関する状況は、次のとおりである。

なお、これまでの間、債権管理回収業の譲渡及び譲受けの認可申請はない。

債権回収会社の合併及び分割

年 次	申請件数	処分の内容		その他 (取下げ等)
		認 可	不認可	
平成27年	－	－	－	－
28年	－	－	－	－
29年	1	1	－	－
30年	－	－	－	－
令和元年	－	－	－	－

(3) 兼業の承認に関する事務

債権回収会社は、債権管理回収業及び特定金銭債権の管理又は回収を行う業務であって債権管理回収業に該当しないもの並びにこれらに付随する業務であって政令で定めるもの以外の業務を営むことができないが、債権管理回収業を営む上

において支障を生ずることがないと認められる業務（以下「兼業」という。）について、法務大臣の承認を受けたときは、当該業務を営むことができるとされている。

令和元年12月末時点で営業中の会社（76社）のうち、兼業承認を受けている会社数は73社であり、過去5年間の兼業承認に関する状況は、次の表のとおりである。

年 次	申請件数	処分の内容		その他 (取下げ等)
		承 認	不承認	
平成27年	25	25	－	－
28年	24	26	－	－
29年	22	21	－	－
30年	21	15	－	2
令和元年	18	21	－	－

(4) 立入検査

立入検査は、債権回収会社の営業所等における実地の検査を通じて、その債権管理回収業務の実態を把握し、債権回収会社に対する適時適切な指導・監督を行うことによって、その業務の適正な運営を確保することを目的とするものである。

立入検査には、全ての債権回収会社を対象として計画的に実施する定期検査と、特定の債権回収会社が違法又は不当な業務を行っているなどの疑いがあると認められた場合や業務改善命令を発した後に当該業務の改善状況を確認する場合などに必要に応じて実施する特別検査がある。

過去5年間の定期検査及び特別検査に関する状況(件数)は、次の表のとおりである。

年 次	定期検査	特別検査
平成27年	31	5
28年	35	4
29年	30	10
30年	34	2
令和元年	30	1

(5) 行政処分

立入検査の結果等により、債権回収会社の業務に関して一定の違法又は不当な事項等が判明した場合には、当該債権回収会社に対し、業務改善命令、業務停止命令（全部又は一部）、許可の取消しをすることができるとされている。

過去5年間の業務改善命令、業務停止命令及び許可の取消しに関する状況は、次の表のとおりである。

年 次	業務改善命令	業務停止命令	許可の取消し
平成27年	－	－	－
28年	2	－	－
29年	－	－	－
30年	－	－	－
令和元年	－	－	－

(6) 相談・苦情等

債権回収会社や債権管理回収業の営業の許可を受けようとする者等から、許可申請手続、取扱債権の範囲及び兼業承認申請手続等に関する問合せや相談を多数受けている。また、債権回収会社による債務の弁済請求を受けた債務者等から、債権回収会社の業務に関する苦情も受け付けており、債権回収会社の業務が適正に行われていない疑いがある場合には立入検査等を実施することとしている。

3 認証ADR制度に関する事務

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（平成16年法律第151号。以下「ADR法」という。）は、裁判外紛争解決手続（ADR）（注）を国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢とし、その拡充・活性化を図るため、司法制度改革の一環として、平成16年に成立し、平成19年4月1日から施行された。

ADR法の施行に伴い開始された認証紛争解決手続の制度（以下「認証ADR制度」という。）は、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にするため、民間事業者の行う調停手続、あっせん手続及びその他の和解の仲介手続（民間紛争解決手続）の業務を対象として、その業務の適正性を法務大臣が認証するもので、司法法制部審査監督課において担当している。

（注）ADR：Alternative Dispute Resolution

(1) 認証の審査に関する事務

民間紛争解決手続を業として行う者は、その業務について、法務大臣の認証を受けることができる（ADR法第5条）。

認証の申請がされたときは、申請に係る民間紛争解決手続の業務がADR法に定められた一定の基準に適合し、かつ、申請者が当該業務を行うのに必要な知識及び能力並びに経理的基礎を有するかどうかについて審査を行っている。

過去5年間の民間紛争解決手続の業務の認証に関する状況は、次の表のとおりであり、令和元年においては、新たに7事業者を認証し、ADR法が施行されてから令和元年12月末までの認証紛争解決事業者数の累計は167事業者に達し、取り扱う紛争の分野も多様化が進み、より利用しやすい状況となった。

年 次	申請件数	処分の内容	
		認 証	不認証
平成27年	11	9	－
28年	6	8	－
29年	3	4	－
30年	6	6	－
令和元年	5	7	－
累 計	169	167	－

(2) 変更の認証の審査に関する事務

認証紛争解決事業者は、その認証紛争解決手続の業務の内容又はその実施方法を変更しようとするときは、法務大臣の変更の認証を受けなければならないとされている。令和元年においては、5件の変更の認証処分を行った。

(3) 監督に関する事務

認証後の事業者の実態を法務大臣が的確に把握し、業務の適正な運営を確保することを目的として、認証紛争解決事業者には、事業年度ごとに、認証紛争解決手続の業務実態等を記載した事業報告書を提出すること及び認証を受けた内容に変更（役員等の変更等）が生じたときに、随時その変更内容を届け出ることが法律上義務付けられている。

また、認証紛争解決手続の業務の適正な運営の確保に必要な限度において、認証紛争解決事業者に対し報告を求め、又は認証紛争解決事業者の事務所の立入検査等を行うことができるとされている。

過去5年間の監督に関する事務の状況は、次の表のとおりである。

年 次	事業報告書	変更届出書	立入検査
平成27年	134	211	1
28年	140	199	1
29年	147	209	－
30年	149	172	－
令和元年	155	263	－

(4) 広 報

認証ADR制度を国民に広く周知するため、各種広報活動を行った。

ア インターネット広告の実施

トラブルに悩んでいる方が大手検索サイトで解決方法等を検索した際、検索結果画面に本制度の紹介文とリンク先が掲載されるリスティング広告等を実施した（掲載期間：Yahoo!JAPANにおいて平成30年12月1日から約2か月間、Googleにおいて平成31年1月1日から約2か月間。）。

イ パンフレットの作成

本制度についての説明などを記載したパンフレットを作成し、法テラスや消費生活センター等の相談機関等に配布した。

ウ 認証紛争解決事業者を利用する利点等を整理した一覧性のある資料の作成

平成26年3月の「ADR法に関する検討会報告書」の提言を受けて、各認証紛争解決事業者の協力を得ながら、その専門性・特殊性や認証紛争解決事業者を利用する利点等を整理した一覧性のある資料「かいけつサポート事業者ガイドブック～認証紛争解決事業者の詳細を一覧に～（平成31年度版）」を作成し、法テラスや消費生活センター等の相談機関等に配布した。

(5) その他

ADR全体の拡充・活性化のために、相談機関と認証紛争解決事業者との連携促進を図ることを目的として、かいけつサポート利用促進コンソーシアム（ADRに関する関係機関情報交換会）を、平成29年度から開催しており、令和元年度については、令和2年1月に仙台市内において開催することとしている。

参事官

法務省組織令第12条

裁判所職員定員法の一部を改正する法律、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律その他司法制度等に関する重要な事項についての企画及び立案を行った。

また、法曹養成制度、司法試験制度、裁判所・裁判官制度、検察官制度、裁判官・検察官の給与制度、弁護士制度、外国弁護士受入制度、サービサー制度等に関する重要な事項について調査研究を行った。

この他、司法法制部における重要な施策及び経常事務の遂行に専門的見地から参画したほか、当部所管の法令の解釈等について官公署等からの照会に対し意見を述べた。

法務図書館

（国立国会図書館支部法務図書館）

組織上は、大臣官房司法法制部司法法制課の所掌事務の一部を成しているが、便宜上、これを「法務図書館」としてここに一括して記述する。

法務省組織令第20条第5号 国立国会図書館法（昭和23年法律第5号）第3条、第20条 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律（昭和24年法律第101号）

1 沿 革

法務省における図書の収集・管理業務は、その淵源を尋ねると、明治5年7月の司法省明法寮司籍課の設置に遡る。その後、約半世紀を経て、大正15年4月、時の司法大臣江木翼は、司法官の中に学業及び実務上の研さんを積もうとする気風を養

成するため、司法研究制度の樹立を提言し、その事業の一環として図書館の整備を進め、昭和3年9月に至り、司法大臣官房調査課に「司法研究室」を設置、鉄筋コンクリート造り3階建ての庁舎を新築し、明治4年司法省発足以来収集した図書・資料等を収蔵することになり、ここに本格的な図書館としての態勢が整えられた。これが当館の創始に当たる。

昭和23年2月、司法省が法務庁に改組された際、司法研究室は、同庁資料統計局資料課の所管に属することになったが、同年8月、国立国会図書館法に基づき、国立国会図書館の支部図書館となり、これを機会に「法務図書館」と名称が改められた。

その後の機構改革により、昭和24年6月以降法務府法制意見第四局資料課、昭和27年8月以降法務大臣官房調査課、昭和33年5月以降法務大臣官房司法法制調査部調査統計課、平成13年1月以降法務省大臣官房司法法制部司法法制課の所管に属し、現在に至っている。なお、図書館施設は、平成6年8月、法務省赤れんが棟の復原改修に伴い、同棟2階及び1階に移転した。

2 図書資料の収集

(1) 図書資料数

令和元年12月末現在における収蔵図書資料数は321,327冊で、同年中における受入数は、1,461冊である。収蔵図書資料数の内訳は、次の表のとおりである。

区 分	和漢図書資料		欧文図書資料		合 計	
法 律 関 係	114,673冊	54.9%	100,180冊	89.0%	214,853冊	66.9%
法律関係以外	94,113	45.1	12,361	11.0	106,474	33.1
計	208,786	100.0	112,541	100.0	321,327	100.0

(2) 図書資料受入数

区 分		和漢図書資料				欧文図書資料					合計
		購入	受贈	製本	計	購入	受贈	国際交換	製本	計	
図 書	平成29年	619	276	563	1,458	39	8	-	62	109	1,567
	30	737	320	510	1,567	82	10	-	92	184	1,751
	令和元	481	217	456	1,154	49	176	-	82	307	1,461
雑 誌 (定 期 刊 行 物)	平成29年	61	234	-	295	32	1	8	-	41	336
	30	61	250	-	311	32	8	8	-	48	359
	令和元	60	234	-	294	32	5	8	-	45	339

(注) 1 図書については冊数、雑誌については種類によった。

2 雑誌を製本したものは、図書扱いとし、図書の製本欄に含めた。

(3) 図書資料分類別受入数

区 分	和漢図書資料		欧文図書資料		合 計	
法 律 関 係	876冊	75.9%	307冊	100.0%	1,183冊	81.0%
法律関係以外	278	24.1	0	0.0	278	19.0
計	1,154	100.0	307	100.0	1,461	100.0

3 管理業務

(1) 入館者

年 次	総 数		法務省職員		そ の 他	
平成29年	15,400人	100.0%	14,588人	94.7%	812人	5.3%
30	14,359	100.0	13,604	94.7	755	5.3
令和元	12,409	100.0	11,758	94.8	651	5.2

(2) 貸 出

区 分	総 数		和漢図書		和漢雑誌		欧文図書		欧文雑誌	
	人員	冊数	人員	冊数	人員	冊数	人員	冊数	人員	冊数
令和元年総数	4,133	11,443	3,208	9,044	883	2,283	38	108	4	8
1か月平均	344	954	267	754	74	190	3	9	0	1
1日平均	17.2	47.7	13.4	37.7	3.7	9.5	0.2	0.5	0.0	0.0

(注) 1日平均数は、総数を240(開館日数)で除したものである。

4 図書館・法務史料展示室業務のアウトソーシング

法務図書館では、図書館及び展示業務に精通した司書、学芸員等の外部の専門能力を活用し、利用者に対するより迅速かつ高度なサービスの提供を目的として、平成21年4月から、図書館業務及び法務史料展示室業務の一部を民間事業者へ委託している。職員の関与する業務は、予算管理、選書、展示企画などの管理部門に限り、図書館窓口、調査検索(レファレンス)、展示案内等、施設利用者に直接関与する部分の多くを委託事業者が担当している。

5 図書情報検索システム

法務図書館では、図書及び法律文献を検索できる「図書情報検索システム」を運用している。同システムは、法務省NWを介して、法務省職員等の卓上パソコンから利用可能なほか、保有するデータの中から一般公開に適するものを抽出してインターネットに公開している。

なお、同システムが保有する図書情報は、令和元年12月末現在、約20万件がデータベース化されている。

6 調査検索業務

前記システムの法律文献情報提供機能は、法務図書館において収集した雑誌及び記念論文集に掲載された法律関係記事を法律の分野ごとに分類・抽出し、事項分類、キーワード、論題名、執筆者名、雑誌名等からの検索が可能なシステムで、図書資料検索とともに利用者に対する利便性の向上を図っている。

法律文献情報は、令和元年12月末現在、約33万件がデータベース化されている。

7 国立国会図書館中央館との連絡業務

(1) 中央館・支部図書館協議会

ア 平成30年度第2回協議会

平成31年3月19日、国立国会図書館において開催され、次の議題等について協議又は報告が行われた。

(ア) 人事報告、会議等経過及び中央館の動き

(イ) 「国立国会図書館中央館・支部図書館中期的運営の指針2017」に基づく平成30年度中央館年度計画の総括及び平成31年度中央館年度計画について

(ウ) 平成30年度行政・司法各部門支部図書館職員研修の終了及び平成31年度同研修の方針について

(エ) 国会図書館支部庁費等関係報告

イ 令和元年度第1回協議会

令和元年7月22日、国立国会図書館において開催され、次の議題等について協議又は報告が行われた。

(ア) 人事報告、会議等経過及び中央館の動き

(イ) 「国立国会図書館中央館・支部図書館中期的運営の指針2017」に基づく令和元年度中央館年度計画」に関する取組について

(ウ) 「国立国会図書館中央館・支部図書館中期的運営の指針2017」に基づく支部図書館における平成30年度計画の総括及び令和元年度計画について

(エ) 支部図書館システム関連調査の結果について

(オ) 平成30年度支部図書館ヒアリング結果に基づく各種会議の見直し・改善の経過について

(カ) 国会図書館支部庁費令和2年度予算概算要求について

(2) 相互貸借

年次	貸出冊数	全貸出冊数中の比率(%)	借受冊数
平成29年	268	1.8	192
30	197	1.4	217
令和元	237	2.1	104

(3) 納 本（国立国会図書館法第24条）

年 次	種 類	冊 数
平成29年	53	567
30	67	560
令和元	87	664

8 法務史料展示室・メッセージギャラリーの管理・運営

(1) 常設展示

法務史料展示室・メッセージギャラリーは、常設展示として「日本の近代化」をテーマに、「司法の近代化」、「建築の近代化」を小テーマとして、主に次のような展示を行っている。

ア 法務史料の展示

法務図書館が所蔵する貴重書を中心として「司法の近代化」を示す明治初期の法典史料（『司法職務定制』、『新律綱領』、『司法省日誌』等）、お雇い外国人に関する史料（『ボアソナード氏の日本帝国刑法草案』等）、明治初期の事件関係史料（板垣退助暗殺未遂事件の一件書類等）等の展示を行っている。

イ 建築史料の展示

「建築の近代化」をテーマに、模型・展示パネル等を利用して、赤れんが棟とその設計者であるドイツの建築家エンデとベックマンの紹介を行い、併せて赤れんが棟に使われている建築技術の展示を行っている。

ウ 法務行政の紹介

法務行政に対する国民の理解を促進するため、ビデオによる業務の紹介等を行っている。

(2) 特別展示

令和元年7月から、「近代的法制度確立に貢献した「お雇い外国人」」をテーマに、法務図書館が所蔵する各史料とともにお雇い外国人の我が国における貢献やその影響などを解説する展示を行った。

(3) メッセージギャラリー

平成30年7月から、同年が明治元年から起算して満150年という節目の年であり、明治以降の歩みを次世代に遺すことなどを目的として政府全体で推進されている「明治150年関連施策」の一環として、司法制度の基盤形成に大きく貢献した先人の紹介や明治期に編さんされた法典等の貴重書を展示するなどの「明治150年」特集展示を実施している。

(4) 見学者数

令和元年の見学者数は、14,675人であった。

(5) その他

法務史料展示室は、法務省ホームページにおいて展示内容に関する情報を提供

している。

なお、平成16年4月から「法務史料展示室だより」を作成しており、令和元年においては、第49号から第50号まで発刊した。

Ⅱ 民 事 局

法務省設置法第3条、第4条、法務省組織令第2条、第4条、第12条、第22条～第27条、法務省組織規則第7条、第7条の2

〈重要施策の概要〉

1 法務局における自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度

高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に鑑み、相続をめぐる紛争を防止するという観点から、平成30年7月に公布された「法務局における遺言書の保管等に関する法律」（平成30年法律第73号。以下「遺言書保管法」という。）に基づき、法務局において自筆証書遺言に係る遺言書を保管する制度を新たに設けることとされた。

遺言書保管法においては、遺言書の保管に関する事務は法務大臣の指定する法務局・地方法務局が「遺言書保管所」としてつかさどること、また、遺言書保管所における事務は法務局又は地方法務局の長が指定する「遺言書保管官」が取り扱うこととされ、法務局に保管されている遺言書については家庭裁判所の検認手続を要しないこととされている。

なお、遺言書保管法の施行日は、令和2年7月10日と定められ、施行に際し、法務局における遺言書の保管及び情報の管理に関し必要な事項を定めるものとして「法務局における遺言書の保管等に関する政令」が令和元年12月に公布された。さらに、上記施行日からの制度運用開始に向けて、省令等の整備、情報システムの構築、具体的な事務処理体制の構築等について引き続き準備を進めている。

2 地図整備の推進

登記所備付地図の整備については、平成15年6月、内閣の都市再生本部から打ち出された「民活と各省連携による地籍整備の推進」の方針に基づき、平成16年度から必要性及び緊急性の高い都市部の地図混乱地域について登記所備付地図の作成作業を重点的かつ集中的に行ってきたが、平成27年度からは、登記所備付地図の整備の更なる推進を図るため、従来の「登記所備付地図作成作業改・新8か年計画」を見直し、①「登記所備付地図作成作業第2次10か年計画」を策定し、全国における地図作成作業を拡充するとともに、②新たに大都市の枢要部や地方の拠点都市を対象とする「大都市型登記所備付地図作成作業10か年計画」及び③東日本大震災の被災県を対象とする「震災復興型登記所備付地図作成作業3か年計画」を策定し、作業面積を拡大して実施している。

なお、震災復興型登記所備付地図作成作業について、被災した自治体では、同作業を実施すべき地区がなお存在するため、平成29年度までとされていた当該計画を更に3か年延長して、平成30年度から令和2年度まで当該作業を引き続き実施している。

また、筆界特定登記官が土地の所有権の登記名義人等の申請により、申請人等に意見及び資料を提出する機会を与えた上、外部専門家である筆界調査委員の意見を踏まえて、筆界の現地における位置を特定する筆界特定制度の運用が平成18年1月

20日から開始され、順調に利用されている。同制度により、土地の筆界に関する紛争の早期解決が図られ、地図整備に寄与している。

3 戸籍事務へのマイナンバー制度導入

国民の利便性の向上及び行政運営の効率化の観点から、各種閣議決定（「日本再興戦略2014」（平成26年6月閣議決定）等）において、マイナンバー制度を活用して戸籍謄本等の添付省略を実現することが求められていた。そこで、平成26年10月に「戸籍制度に関する研究会」、平成27年6月に「戸籍システム検討ワーキンググループ」を民事局内に設置し、戸籍事務へのマイナンバー制度導入について検討を進めた。さらにその検討を踏まえ、平成29年9月に戸籍法制の見直しについて法制審議会に諮問され、同審議会での審議を経て平成31年2月に戸籍法の改正に関する要綱が答申された。この答申に基づき立案した戸籍法の一部を改正する法律案は、令和元年5月に成立し公布された。マイナンバー制度に基づく情報連携に関する規定は、公布の日から5年以内に施行することとされているため、情報システムの構築等について準備を進めている。

4 無戸籍者の解消に向けた取組

離婚から300日以内に元夫以外の男性の子を出産した場合には、民法第772条の規定により、生まれた子の父は元夫であると推定され（嫡出推定）、その子は元夫の戸籍に記載されることとなる。しかし、元夫にその子の存在を知られたくないなどの理由から、子の母が出生届を提出しないため、子が無戸籍となっている場合がある。近年、無戸籍のまま成人となった者が社会生活上、多大な不利益を被っているとして、社会問題化しており、全国の法務局において、無戸籍者の解消に向けた取組を行っているところである。

また、民法の嫡出推定制度が無戸籍者を生ずる一因であると指摘されていることから、令和元年6月に嫡出推定制度の見直し等について法制審議会に諮問され、法制審議会民法（親子法制）部会において、調査審議がされている。

5 法人設立手続のオンライン・ワンストップ化

「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）を受けて設置された法人設立オンライン・ワンストップ化検討会において、「法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に向けて」が取りまとめられた。同取りまとめを受け、「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）において、世界最高水準の起業環境を実現するための取組として、令和元年度中にオンラインによる法人設立登記の24時間以内の処理を実現する等が盛り込まれた。

また、「成長戦略フォローアップ」（令和元年6月21日閣議決定）においても、「世界最高水準の起業環境を実現するために、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化を行うこととし、以下の事項に取り組むとともに、定期的に取り組状況を検証し、2021年度目途で見直しを行い、必要な措置を講ずる。」とされ、以下の事項として、次の内容が盛り込まれている。

－2020年1月目途で、登記後の手続のワンストップ化を開始するとともに、2021年2月目途で、定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化、設立登記における印鑑届出の任意化、一定の条件の下で全国での定款認証及び設立登記のオンライン同時申請を対象にした24時間以内に設立登記が完了する取組及び完全オンライン化による添付書類のペーパーレス化を開始する。この際、印鑑届出のオンライン化を検討する。

－印鑑届出の任意化の実現に向けて、2019年度中の商業登記法改正に取り組むとともに、将来的な法人の商業登記電子証明書の取得・保持の一般化に向けた課題・方策を検討し、2019年度内に結論を得る。

今後、商業登記については、上記閣議決定に基づき、令和3年2月目途で定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化、オンラインによる定款認証及び設立登記の同時申請を対象にした24時間以内処理等の必要な取組を進める。

6 登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）の包括的民間委託の実施

登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧といった登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づき、平成18年9月5日に閣議決定された「公共サービス改革基本方針」において、原則として全ての事務を平成22年度までに官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることとされた。これを受け、平成19年度以降順次、各法務局・地方法務局において民間競争入札が実施されており、令和元年12月31日現在、全国416庁のうち410庁で民間事業者により乙号事務が実施されている。

7 司法書士法及び土地家屋調査士法の一部改正

近時の司法書士制度及び土地家屋調査士制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、「司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律」（令和元年法律第29号）が令和元年6月に成立・公布されている。

同法においては、司法書士及び土地家屋調査士について、それぞれ、その専門職者としての使命を明らかにする規定を創設するほか、懲戒権者を法務局又は地方法務局の長から法務大臣に改める等の懲戒手続の適正・合理化策が盛り込まれている。

なお、同法の施行は、令和2年夏頃が予定されており、施行に向け、省令改正、通達等の準備が進められている。

（会 同）

中央会同

月 日	件 名	協議事項
1.16・17	法務局長事務打合せ会	法務局の管理・運営について
6.6・7	法務局・地方法務局会計課長会同	法務局及び地方法務局の予算管理について

6.20・21	法務局長・地方法務局長会同	法務局及び地方法務局の管理・運営について
9.25	法務局・地方法務局首席登記官会同	登記事務における問題点について
9.27	法務局・地方法務局次長会同	局務運営等について
10.2・3	法務局総務・民事行政部長会同	局務運営等について
10.8	法務局・地方法務局戸籍・国籍課長会同	戸籍・国籍事務における問題点について
10.18	法務局民事行政調査官事務打合せ会	事務処理体制等について
10.25	法務局・地方法務局庶務・職員・総務課長会同	局務運営・人事管理について
12.4・5	法務局長事務打合せ会	法務局の管理・運営について

〈法令立案関係〉

法 令 案 名	主管官庁	担当課・室
(法 律)		
1 戸籍法の一部を改正する法律 (R1年法律第17)	法務省	民事第一課
2 表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律 (R1年法律第15)	法務省	民事第二課 参事官室
3 司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律 (R1年法律第29)	法務省	民事第二課
4 民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律 (R1年法律第2)	法務省	参事官室
5 民法等の一部を改正する法律 (R1年法律第334)	法務省	参事官室
6 会社法の一部を改正する法律 (R1年法律第70)	法務省	参事官室

7 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (R1年法律第71)	法務省	参事官室
(政 令)		
1 法務局における遺言書の保管等に関する政令 (R1.12.11政令178)	法務省	商事課
2 民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (R1.12.18政令189)	法務省	参事官室
3 民法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (R1.12.18政令190)	法務省	参事官室
(省 令)		
1 出生証明書の様式等を定める省令の一部を改正する省令 (R1.5.7法務省・厚生労働省令1)	法務省	民事第一課
2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十五条の二第一項の法務省令で定める情報を定める省令 (R1.6.20法務省令3)	法務省	民事第一課
3 戸籍法施行規則の一部を改正する省令 (R1.6.20法務省令4)	法務省	民事第一課
4 後見登記等に関する省令の一部を改正する省令 (R1.7.1法務省令19)	法務省	民事第一課
5 戸籍法施行規則の一部を改正する省令 (R1.7.1法務省令20)	法務省	民事第一課
6 戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令の一部を改正する省令 (R1.12.13総務省・法務省令3)	総務省	民事第一課
7 戸籍法施行規則の一部を改正する省令 (R1.12.16法務省令52)	法務省	民事第一課
8 後見登記等に関する省令の一部を改正する省令 (R1.12.16法務省令53)	法務省	民事第一課

9	家畜商営業保証金規則の一部を改正する省令 (R1.5.7法務省・農林水産省令1)	法務省 農林水産省	商事課
10	外国保険会社等供託金規則等の一部を改正する命令 (R1.6.24内閣府・法務省令2)	内閣府 法務省	商事課
11	電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部 を改正する省令 (R1.6.26総務省・法務省・経済産業省令1)	総務省 法務省 経済産業省	商事課
12	許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則及 び割賦販売法の一部を改正する法律附則第5条第3項 の規定による営業保証金の取戻し等に関する省令の一 部を改正する省令 (R1.6.26法務省・経済産業省令1)	法務省 経済産業省	商事課
13	有料職業紹介事業保証金規則の廃止等に関する省令 の一部を改正する省令 (R1.6.27法務省・厚生労働省令2)	法務省 厚生労働省	商事課
14	家畜商営業保証金規則の一部を改正する省令 (R1.6.27法務省・農林水産省令2)	法務省 農林水産省	商事課
15	供託規則の一部を改正する省令 (R1.6.28法務省令11)	法務省	商事課
16	商業登記規則の一部を改正する省令 (R1.6.28法務省令12)	法務省	商事課
17	動産・債権譲渡登記規則の一部を改正する省令 (R1.6.28法務省令13)	法務省	商事課
18	電子公告規則の一部を改正する省令 (R1.6.28法務省令14)	法務省	商事課
19	輸出差止申立て等又は輸入差止申立て等に係る損害 賠償供託金に関する規則の一部を改正する省令 (R1.6.28法務省・財務省令1)	法務省 財務省	商事課
20	不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴 う法務省・国土交通省関係省令の整理に関する省令 (R1.6.28法務省・国土交通省令1)	法務省 国土交通省	商事課
21	商業登記規則の一部を改正する省令 (R1.9.17法務省令35)	法務省	商事課

22 供託規則の一部を改正する省令 (R1.9.17法務省令36)	法務省	商事課
23 一般振替機関の監督に関する命令及び電子記録債権 法施行規則の一部を改正する命令 (R1.11.21内閣府・法務省令3)	内閣府 法務省	商事課
24 商業登記規則及び一般社団法人等登記規則の一部を 改正する省令 (R1.12.13法務省令46)	法務省	商事課
25 動産・債権譲渡登記規則の一部を改正する省令 (R1.12.13法務省令47)	法務省	商事課
26 供託規則の一部を改正する省令 (R1.12.13法務省令48)	法務省	商事課
27 電子公告規則の一部を改正する省令 (R1.12.13法務省令49)	法務省	商事課
28 民法第四百四条第三項に規定する期及び同条第五項 の規定による基準割合の告示に関する省令 (R1.5.8法務省令1)	法務省	参事官室
29 会社計算規則の一部を改正する省令 (R1.12.27法務省令54)	法務省	参事官室

〈大臣表彰〉

1 優良戸籍従事職員の表彰

令和元年10月23・24日の両日、共立女子学園講堂（東京都千代田区一ツ橋）において、第72回全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会総会が開催され、席上、法務大臣から、多年戸籍事務に従事し、誠実に職務に精励した市区町村職員91名、戸籍事務の運営処理に格別の熱意と積極性を有し、その成績が特に顕著な市区町村職員1名及び戸籍行政の運営に多大な貢献のあった市区町村長10名に対し、表彰状が授与され、戸籍制度の充実、発展に寄与した全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会の前幹事長に感謝状が贈呈された。

2 司法書士の表彰

令和元年6月19・20日の両日、東京都内において、第82回日本司法書士会連合会定時総会が開催され、司法書士20名に対し、法務大臣から表彰状が授与された。

3 土地家屋調査士の表彰

令和元年6月18・19日の両日、東京都内において、第76回日本土地家屋調査士会

連合会定時総会が開催され、その席上、土地家屋調査士20名に対し、法務大臣から表彰状が授与された。

総務課

法務省組織令第22条、第23条 法務省組織規則第7条

登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）の包括的民間委託の実施

令和元年12月31日現在、全国416庁のうち410庁で民間事業者により登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）が実施されている。

民事第一課

法務省組織令第22条、第24条

1 電子情報処理組織による戸籍事務の処理

令和元年12月末現在、全国1,896市区町村のうち、戸籍事務をコンピュータシステムにより処理することができる市区町村は、1,895庁となっている。

2 後見登記に関する事項

過去3か年における成年後見に関する登記事件の推移は、次の表のとおりである。

成年後見に関する登記事件数

	平成29年	平成30年	令和元年
総事件数	161,988件	157,943件	161,372件

3 国籍事務に関する事項

(1) 最近3か年に、我が国への帰化を許可された者の数は、別表(1)のとおりである。

令和元年に帰化を許可された者を従前の国籍別でみると、韓国・朝鮮が約52%、中国が約28%、その他が約20%となっている。

(2) 国籍取得届出事務

最近3か年に、届出により日本国籍を取得した者の数は、別表(2)のとおりである。

令和元年中に、法務大臣への届出により日本の国籍を取得した者の数は、884人である。届出時の国籍別でみると、フィリピンが約60%、中国が約9%となっている。

(3) 国籍離脱事務

最近3か年に、外国の国籍を有する日本国民で日本の国籍を離脱した者の数は、別表(3)のとおりである。

(4) 国籍喪失事務

最近3か年に、自己の志望により外国の国籍を取得したことによって日本の国籍を喪失したとして、戸籍法第103条又は第105条の規定に基づき、その旨の届出又は報告があった日本国籍喪失者の数は、別表(4)のとおりである。

(5) 国籍選択事務

昭和60年1月1日施行の改正国籍法において新設された日本と外国との国籍を併有する重国籍者の国籍の選択について、ホームページ等によりその周知を図っている。

別表(1)

帰化許可者数

	平成29年	平成30年	令和元年
総数	10,315人	9,074人	8,453人
韓国・朝鮮	5,631人	4,357人	4,360人
中国	3,088人	3,025人	2,374人
その他	1,596人	1,692人	1,719人

別表(2)

国籍取得者数

平成29年	平成30年	令和元年
966人	958人	884人

別表(3)

国籍離脱者数

平成29年	平成30年	令和元年
770人	962人	945人

別表(4)

国籍喪失者数

平成29年	平成30年	令和元年
1,172人	1,300人	1,286人

民事第二課

法務省組織令第22条、第25条 法務省組織規則第7条の2

1 不動産登記に関する事項

(1) 不動産の表示及び権利に関する登記事件数

過去3年間における不動産の表示に関する登記事件の推移は、別表(1)のとおりである。また、過去3年間における不動産の権利に関する登記事件の推移は、別表(2)のとおりである。

別表(1)

不動産の表示に関する登記事件数

	平成29年	平成30年	令和元年
総事件数	3,229,970件	4,579,975件	4,045,520件

別表(2)

不動産の権利に関する登記事件数

	平成29年	平成30年	令和元年
総事件数	8,296,286件	8,004,543件	8,036,297件

(2) 筆界特定制度の運用

過去３か年における筆界特定の申請件数の推移は、次の表のとおりである。

筆界特定の申請件数

	平成29年	平成30年	令和元年
申請件数	2,806件	2,361件	2,267件

2 司法書士及び土地家屋調査士に関する事項

(1) 司法書士試験

平成31年度（2019年度）司法書士試験は、令和元年７月７日に全国の各法務局及び地方法務局の所在地50か所において筆記試験を、同年10月10日に各法務局の所在地８か所において口述試験を、それぞれ実施した。

(2) 土地家屋調査士試験

令和元年度土地家屋調査士試験は、令和元年10月20日に全国の各法務局及び那覇地方法務局の所在地９か所において筆記試験を、令和２年１月23日に各法務局の所在地８か所において口述試験を、それぞれ実施した。

(3) 司法書士に対する簡易裁判所における訴訟代理権等の付与

司法書士に対する簡易裁判所における訴訟代理権等は、日本司法書士会連合会が実施する研修を修了した者に対して法務大臣が考査を実施し、当該考査の結果に基づき法務大臣が認定した者に対して付与されているが、令和元年にこの法務大臣の認定を受けた者は、746名（同年９月２日認定）であり、これまでに認定を受けた者の総数は、20,881名となっている。

(4) 土地家屋調査士に対する民間紛争解決手続の代理権等の付与

土地家屋調査士に対する土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続の代理権等は、日本土地家屋調査士会連合会が実施する研修において考査が実施され、当該考査の結果に基づき法務大臣が認定した者に対して付与されているが、令和２年にこの法務大臣の認定を受けた者は、108名（同年３月16日認定）となった。

(5) 司法書士（法人）及び土地家屋調査士（法人）の員数

令和元年12月31日現在における司法書士及び司法書士法人の員数は別表(1)のとおりであり、過去5年間の司法書士現員数の比較は別表(3)のとおりである。

また、同日現在における土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の員数は別表(2)のとおりであり、過去5年間の土地家屋調査士現員数の比較は別表(4)のとおりである。

別表(1)

司 法 書 士 等 現 員 数 調

(令和元年12月31日現在)

区 分	司法書士 登録者数 H31.1～R1.12	司法書士 登録取消者数 H31.1～R1.12 *処理した件数	司法書士 登録者総数	司法書士法人現員数			簡裁訴訟 代理権 R1.12
				H31.1～R1.12 に入室した法人	H31.1～R1.12 に退会した法人	総 数	
東 京	217	87	4,377	13	4	206	3,399
横 浜	49	24	1,208	2	2	46	1,007
さいたま	33	36	907	2	0	31	709
千 葉	12	16	742	5	1	35	555
水 戸	9	4	341	0	0	3	230
宇都宮	7	8	230	1	0	2	164
前 橋	7	11	293	0	0	6	231
静 岡	7	20	496	0	1	20	363
甲 府	4	2	135	0	0	2	82
長 野	5	13	361	1	0	3	259
新 潟4	6	295	1	0	13	200	
計	354	227	9,385	25	8	367	7,199
大 阪	80	55	2,422	8	7	100	2,010
京 都	17	10	583	4	1	22	489
神 戸	38	30	1,073	1	0	19	838
奈 良	2	7	212	1	0	4	152
大 津	6	4	233	1	3	8	169
和歌山	6	5	167	0	0	1	112
計	149	111	4,690	15	11	154	3,770
名古屋	30	38	1,298	2	3	45	994
津	2	7	252	0	0	3	180
岐 阜	7	13	337	1	0	6	239
福 井	0	6	120	1	0	4	86
金 沢	1	8	200	0	0	1	156
富 山	0	4	153	0	0	2	106
計	40	76	2,360	4	3	61	1,761
広 島	19	5	547	1	0	14	462
山 口	8	9	227	0	0	2	149
岡 山	9	14	363	1	0	12	273
鳥 取	1	4	95	0	0	2	72
松 江	3	5	109	0	0	1	72
計	40	37	1,341	2	0	31	1,028
福 岡	31	28	991	4	2	23	832
佐 賀	4	2	126	0	0	7	89
長 崎	8	4	160	0	0	3	108
大 分	4	4	168	0	0	5	117
熊 本	5	4	331	1	0	10	267
鹿児島	11	10	331	0	0	4	258
宮 崎	4	8	171	1	0	3	118
那 覇	10	9	224	1	0	6	162
計	77	69	2,502	7	2	61	1,951
仙 台	8	10	324	0	0	9	256
福 島	11	11	280	1	0	4	174
山 形	2	6	155	0	0	0	100
盛 岡	8	5	145	0	0	4	90
秋 田	5	6	110	0	0	1	77
青 森	2	6	121	0	0	3	75
計	36	44	1,135	1	0	21	772
札 幌	14	16	502	3	0	11	419
函 館	2	3	36	0	0	3	22
旭 川	4	2	74	0	0	1	51
釧 路	4	7	81	0	0	0	47
計	24	28	693	3	0	15	539
高 松	2	2	173	0	0	1	133
徳 島	4	5	143	0	0	2	90
高 知	3	3	115	0	0	5	89
松 山	6	10	238	0	0	3	170
計	15	20	669	0	0	11	482
総計	735	612	22,775	57	24	721	17,502

別表(2)

土地家屋調査士等現員数調

(令和元年12月31日現在)

区 分	土地家屋調査士 登録者数 H31.1～R1.12	土地家屋調査士 登録取消者数 H31.1～R1.12	土地家屋調査士 登録者総数	土地家屋調査士法人現員数		
				H31.1～R1.12 中に入会した法人	H31.1～R1.12 中に退会した法人	総数
東 京	33	54	1,485	6	2	53
横 浜	20	38	840	0	0	15
さいたま	18	34	814	1	0	12
千 葉	8	11	604	1	0	17
水 戸	12	13	386	0	0	5
宇都宮	5	8	275	0	0	1
前 橋	8	10	337	0	0	0
静 岡	9	16	591	0	0	8
甲 府	4	1	153	0	0	1
長 野	7	12	363	0	0	3
新 潟	8	8	329	0	0	6
計	132	205	6,177	8	2	121
大 阪	17	29	1,029	2	0	25
京 都	4	6	312	1	0	7
神 戸	9	19	690	1	0	11
奈 良	1	5	197	0	0	2
大 津	5	2	199	0	0	6
和歌山	1	4	148	0	0	1
計	37	65	2,575	4	0	52
名古屋	25	39	1,109	0	0	28
津	6	7	266	0	0	2
岐 阜	5	5	372	0	0	4
福 井	2	4	152	0	0	0
金 沢	3	4	171	0	1	0
富 山	8	1	159	0	0	1
計	49	60	2,229	0	1	35
広 島	9	15	435	0	0	11
山 口	4	5	220	0	0	3
岡 山	6	5	260	0	0	5
鳥 取	1	2	70	0	0	0
松 江	2	4	107	0	0	0
計	22	31	1,092	0	0	19
福 岡	17	30	668	0	1	5
佐 賀	1	7	111	0	0	1
長 崎	4	9	199	0	0	4
大 分	4	4	173	0	0	1
熊 本	7	8	278	1	0	5
鹿児島	8	9	313	1	0	0
宮 崎	4	9	188	0	0	2
那 覇	5	9	176	0	0	0
計	50	85	2,106	2	1	18
仙 台	5	11	269	0	1	2
福 島	2	12	266	0	0	1
山 形	1	7	171	0	0	0
盛 岡	4	11	174	1	0	3
秋 田	0	6	120	0	0	1
青 森	4	7	129	0	0	1
計	16	54	1,129	1	1	8
札 幌	7	7	283	0	0	1
函 館	0	1	52	0	0	0
旭 川	2	1	59	0	0	1
釧 路	2	4	78	0	0	0
計	11	13	472	0	0	2
高 松	2	4	201	0	0	0
徳 島	3	8	159	0	0	2
高 知	1	6	116	0	0	0
松 山	6	8	270	0	0	0
計	12	26	746	0	0	2
総計	329	539	16,526	15	5	257

別表(3)

司法書士員数（過去5年間比較）

年次	登録者数	年間登録数	年間登録取消数
平成27年	21,985	923	624
28	22,220	871	613
29	22,519	846	547
30	22,652	779	646
令和元年	22,775	735	612

別表(4)

土地家屋調査士員数（過去5年間比較）

年次	登録者数	年間登録数	年間登録取消数
平成27年	17,192	410	503
28	17,020	378	550
29	16,873	378	525
30	16,737	375	511
令和元年	16,526	329	539

商事課

法務省組織令第22条、第26条

1 商業・法人登記に関する事項

(1) 商業・法人登記に関する登記事件数

過去3か年の商業・法人に関する登記事件の推移は、次の表のとおりである。

商業・法人に関する登記事件数

	平成29年	平成30年	令和元年
総事件数	1,603,811件	1,538,278件	1,540,275件

(2) 商業登記に基づく電子認証制度

商業登記に基づく電子認証制度については、平成12年10月1日に創設され、平成17年3月から、全ての商業登記所で電子証明書の発行申請の受付等の事務を取り扱っている。

2 商事に関する事項

(1) 振替機関及び外国口座管理機関の指定等

社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）、社債、株式等の振替に関する法律施行令（平成14年政令第362号）及び一般振替機関の監督に関する命令（平成14年内閣府・法務省令第1号）等による振替機関及び外国口座管理

機の指定等を、金融庁及び財務省と共同で行っている。

(2) 電子債権記録機関の指定等

電子記録債権法（平成19年法律第102号）、電子記録債権法施行令（平成20年政令第325号）及び電子記録債権法施行規則（平成20年内閣府・法務省令第4号）による電子債権記録機関の指定等を、金融庁と共同で行っている。

3 債権譲渡登記関係

債権譲渡に関する登記事件数

過去3か年の債権譲渡に関する登記事件の推移は、次の表のとおりである。

債権譲渡に関する登記事件数及び証明書交付通数

	平成29年	平成30年	令和元年
登 記 事 件 数	21,742件	24,030件	24,700件
証明書交付通数	227,455通	196,758通	204,698通

4 動産譲渡登記関係

動産譲渡に関する登記事件数

過去3か年の動産譲渡に関する登記事件の推移は、次の表のとおりである。

動産譲渡に関する登記事件数及び証明書交付通数

	平成29年	平成30年	令和元年
登 記 事 件 数	6,139件	6,091件	6,266件
証明書交付通数	13,779通	14,093通	13,307通

5 供託事務関係

供託規則の一部を改正する省令（平成18年法務省令第3号）が平成18年2月20日から施行され、同日から全国の供託所においてオンラインによる供託手続が可能となった。

6 非訟事件等に関する事項

会社法（平成17年法律第86号）に基づく法務大臣の権限を行う職員の指定事務を担当している。

民事法制管理官・参事官

法務省組織令第12条、第22条、第27条

民事法制管理官及び各参事官は、法制審議会の各部会において、それぞれ調査審議に関与し、同部会等の開催に先立ち議案の立案及び細部にわたる基礎的調査、検討を行った。その主な活動は、次のとおりである。

1 民法・商法関係

民法関係では、平成21年10月の法務大臣の諮問を受けて、法制審議会民法（債権関係）部会が設置され、民法（債権関係）の見直しについての審議が進められ、

平成27年2月、「民法（債権関係）の改正に関する要綱案」の取りまとめが行われ、同審議会での審議を経て、同月、法務大臣に答申された。この答申に基づき、「民法の一部を改正する法律案」及び「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を立案し、第189回国会（平成27年通常国会）に提出した。その後、これらの法律案については、審議未了により継続審議となっていたが、平成29年5月、第193回国会（平成29年通常国会）において、「民法の一部を改正する法律」（平成29年法律第44号）及び「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成29年法律第45号）が成立し、同年6月2日に公布された。これらの法律の施行期日は、一部の規定を除き、令和2年4月1日とされている。

また、平成20年2月の法務大臣の諮問を受けて、法制審議会民法成年年齢部会が設置され、成年年齢の引下げについての審議が進められ、同審議会での審議を経て、平成21年10月、最終報告書及び「民法の成年年齢の引下げについての意見」が採択され、法務大臣に答申された。この最終報告書及び意見に基づき、「民法の一部を改正する法律案」を立案し、第196回国会（平成30年常会）に提出した。その後、平成30年6月、同国会において、「民法の一部を改正する法律」（平成30年法律第59号）が成立し、同月20日に、公布された。この法律の施行期日は、令和4年4月1日とされている。

また、令和元年6月の法務大臣の諮問を受けて、法制審議会民法（親子法制）部会が設置され、児童虐待が社会問題になっている現状を踏まえた民法の懲戒権の規定等の見直しと、無戸籍者問題を解消する観点からの民法の嫡出推定制度等の見直しについての審議が進められている。

また、特別養子制度部会においては、民法等のうち特別養子制度を中心とした規定の見直しについての審議が進められ、平成31年1月、「特別養子制度の見直しに関する要綱」の取りまとめが行われ、同審議会総会での審議を経て、同年2月、法務大臣に答申された。この答申に基づき、「民法等の一部を改正する法律案」を立案し、第198回国会（平成31年通常国会）に提出し、この法律案は、令和元年6月7日に可決され成立し、同月14日に公布された（同年法律第34号）。この法律の施行期日は、令和2年4月1日である。

また、平成29年2月の法務大臣の諮問を受けて、法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会が設置され、会社法等の改正について審議が進められ、平成31年1月、「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案」の取りまとめが行われ、同審議会総会での審議を経て、同年2月、法務大臣に答申された。この答申に基づき、「会社法の一部を改正する法律案」及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を立案し、第200回国会（令和元年臨時国会）に提出した。これらの法律案は、令和元年12月4日に可決され、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）及び「会社法の一部を改正する法律の施行

に伴う関係法律の整備等に関する法律」(令和元年法律第71号)が成立し、同月11日に公布された。これらの法律の施行期日は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日とされている。

また、平成16年9月の法務大臣の諮問を受けて設置された、法制審議会信託法部会は、平成18年2月から審議が中断していたが、平成28年6月に審議を再開し、平成30年12月、「公益信託法の見直しに関する要綱案」が決定され、同審議会総会での審議を経て、平成31年2月、法務大臣に答申された。

2 民事手続法関係

民事執行法部会においては、民事執行法制の見直しについての審議が進められ、平成30年8月、「民事執行法制の見直しに関する要綱案」の取りまとめが行われ、同審議会総会での審議を経て、同年10月、法務大臣に答申された。この答申に基づき、「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律案」を立案し、第198回国会(平成31年通常国会)に提出し、令和元年5月10日、「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、同月17日に公布された(令和元年法律第2号)。この法律の施行期日は、令和2年4月1日とされている(ただし、債務者の不動産に係る情報の取得に関する規定は、この改正法の公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、適用されないものとされている。)

Ⅲ 刑 事 局

法務省設置法第3条、第4条、法務省組織令第2条、第5条、第12条、
第28条～第33条、法務省組織規則第8条

〈重要施策の概要〉

立法作業の促進

刑事訴訟法等の整備

平成28年5月24日、①取調べの録音・録画制度の導入、②合意制度、刑事免責制度の導入、③通信傍受の手続の合理化・効率化、④通信傍受の対象犯罪の拡大、⑤裁量保釈の判断に当たっての考慮事情の明確化、⑥弁護人の選任に係る事項の教示の拡充、⑦被疑者国選弁護制度の対象事件の拡大、⑧証拠開示制度の拡充、⑨証人等の氏名及び住居の開示に係る措置の導入、⑩公開の法廷における証人等の氏名等の秘匿措置の導入、⑪ビデオリンク方式による証人尋問の拡充、⑫証拠隠滅等の罪などの法定刑の引上げ、⑬証人の勾引要件の緩和等、⑭自白事件の簡易迅速な処理のための措置の導入を内容とする「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が第190回通常国会において成立し、同年6月3日に公布された（平成28年法律第54号）。これらの改正項目は、段階的に施行され、平成28年6月23日から上記⑤及び⑫が、同年12月1日から上記④、⑥、⑧から⑩まで、⑬及び⑭が、平成30年6月1日から上記②、⑦及び⑪が、令和元年6月1日から上記①及び③がそれぞれ施行されて、全面施行に至った。

〈主な会同〉

月 日	会 同 名	協 議 事 項
1.18	司法修習生指導担当検事協議会	検察庁における司法修習の実情と問題点
2.20・21	検察長官会同	現下の諸情勢に鑑み、検察運営上考慮すべき事項
3.7	副検事会同	交通事件及び最近における副検事が関与した事件の捜査処理・公判遂行上の問題点とこれへの対応について
6.12	検察庁会計課長会同	予算執行にあたり、担当課長として考慮すべき事項
6.18	検察庁事務局長会同	検察運営上事務局長として当面考慮すべき事項
7.10	公判担当検事会同	裁判員裁判の更なる充実に向けての方策
9.5・6	令和元年度検察官・国税査察官合同中央協議会	直接国税は脱事犯の諸問題
10.3	全国財政経済係検事会同	最近における財政経済関係事犯の実情に鑑み、検察運営上考慮すべき事項
10.31・11.1	全国次席検事会同	現下検察運営上、次席検事として考慮すべき事項
11.13・14	令和元年度検察官・国税査察官合同地方協議会（第1回）	査察事件処理上の諸問題
11.14	検務実務家会同	検務事務処理上の問題点等について
12.5・6	令和元年度検察官・国税査察官合同地方協議会（第2回）	査察事件処理上の諸問題
12.17	高等検察庁事務局長協議会	検察運営上高等検察庁事務局長として考慮すべき事項

〈主な審議法案〉

受理年月日	法 令 案 件	主 管 省 庁	審議担当課
1月8日	所得税法等の一部を改正する法律案	財務省	刑事課
1月9日	奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
1月11日	平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案	経済産業省	刑事課
1月11日	自然環境保全法の一部を改正する法律案	環境省	刑事課
1月15日	地方税法等の一部を改正する法律案	総務省	刑事課
1月15日	特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律案	総務省	刑事課
1月15日	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案	総務省	刑事課
1月15日	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
1月16日	民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律案	法務省	刑事法制管理官室
1月18日	大学等における修学の支援に関する法律案	文部科学省	刑事法制管理官室
1月22日	中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案	経済産業省	刑事課
1月22日	医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案	厚生労働省	公安課
1月25日	電波法の一部を改正する法律案	総務省	総務課
1月30日	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律案	内閣官房	刑事法制管理官室
2月4日	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律案	環境省	刑事課
2月4日	障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案	厚生労働省	公安課
2月4日	表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律案	法務省	刑事法制管理官室
2月6日	道路交通法の一部を改正する法律案	警察庁	刑事課
2月6日	出入国管理及び難民認定法第二条の五の規定に基づき、特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令案等	法務省	公安課
2月6日	自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律案	厚生労働省	公安課
2月7日	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案	厚生労働省	公安課
2月7日	道路運送車両法の一部を改正する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
2月8日	特許法等の一部を改正する法律案	特許庁	刑事課

受理年月日	法 令 案 件	主 管 省 庁	審議担当課
2月8日	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案	厚生労働省	公安課
2月13日	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案	公正取引委員会	刑事課
2月13日	国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律案	内閣官房	公安課
2月13日	民法等の一部を改正する法律案	法務省	刑事法制管理官室
2月15日	航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
2月19日	電気通信事業法の一部を改正する法律案	総務省	総務課
2月19日	船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
2月22日	出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案	法務省	公安課
2月22日	建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
2月25日	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案	内閣官房	総務課
2月27日	地域再生法の一部を改正する法律案	内閣府	刑事法制管理官室
2月27日	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行令案	国土交通省	刑事法制管理官室
3月1日	情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案	金融庁	刑事課
3月1日	戸籍法の一部を改正する法律案	法務省	刑事法制管理官室
3月8日	特定複合観光施設区域整備法の一部の施行期日を定める政令案及び特定複合観光施設区域整備法施行令案	内閣官房	公安課
5月13日	覚せい剤原料を指定する政令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公安課
5月13日	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公安課
5月13日	地域保健法施行令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公安課
5月13日	毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公安課
5月17日	労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公安課
6月21日	食品衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公安課

受理年月日	法 令 案 件	主 管 省 庁	審議担当課
8月20日	食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案	厚生労働省	公安課
9月2日	特定複合観光施設区域整備法の一部の施行期日を定める政令案及びカジノ管理委員会事務局組織令案及び特定複合観光施設区域整備法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案	内閣府	公安課
9月17日	郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案	総務省	総務課
9月20日	港湾法の一部を改正する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
9月20日	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案	法務省	刑事法制管理官室
9月24日	会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	法務省	刑事法制管理官室
10月1日	外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案	財務省	刑事課
10月8日	復権令案	法務省	総務課
10月16日	令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令案	内閣府	刑事法制管理官室
11月7日	建築基準法施行令の一部を改正する政令案	国土交通省	刑事法制管理官室
11月18日	石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令案及び石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令案	総務省	総務課
11月18日	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公安課
11月27日	市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案	総務省	総務課

総務課

法務省組織令第28条、第29条 法務省組織規則第8条

1 組織関係

(1) 検察庁事務章程の改正

平成31年法務省訓令第2号をもって検察庁事務章程の一部が改正され、同年4月1日から施行された。これは、公文書監理官を最高検察庁に置くこと、専門職を東京地方検察庁ほか12の地方検察庁に置くこと、統括捜査官を8廃止し、統括検務官を9増設すること、札幌地方検察庁及び高松地方検察庁に人事課を新設すること、大阪地方検察庁の情報解析官を1増設することについて所要の改正を行ったものである。

(2) 統括捜査官の配置に関する規程の改正

平成31年法務省刑総訓第1号をもって統括捜査官の配置に関する規程の一部が改正され、同年4月1日から施行された。これは、上記検察庁事務章程の改正に伴い、水戸地方検察庁ほか6の地方検察庁及び静岡地方検察庁浜松支部の統括捜査官を各1廃止することについて所要の改正を行ったものである。

(3) 統括検務官の配置に関する規程の改正

平成31年法務省刑総訓第2号をもって統括検務官の配置に関する規程の一部が改正され、同年4月1日から施行された。これは、上記検察庁事務章程の改正に伴い、水戸地方検察庁ほか8の地方検察庁の統括検務官を各1増設することについて所要の改正を行ったものである。

2 検務事務関係

軍法会議事件記録の国立公文書館への移管について

いわゆる軍法会議事件記録については、公文書等の管理に関する法律に定める「歴史公文書等」として国立公文書館に移管することとされ、平成27年から移管を行っているところ、令和元年は、東京地方検察庁が保有していた軍法会議事件記録を同年12月中に国立公文書館に移管した。

3 検察庁に関する国家賠償請求事件関係

令和元年中に訟務局から係属通知があった検察庁に関する国家賠償請求事件は50件であり、請求原因の主なもの、捜査の違法、告訴・告発不受理の違法、公訴提起の違法である。また、同年中に完結した事件は52件（国勝訴47件、敗訴0件、訴え取下げ等4件）となっている。

4 検察審査会関係

令和元年中における検察審査会関係の活動状況は、次の表のとおりである。

(1) 全国検察審査会における事件の受理・処理状況

区 分	令和元年
受 理	2,664
旧 受	867
新 受	1,797
申立てによるもの	1,733
職権によるもの	64
処 理	2,068
起訴相当・不起訴不当	143
不起訴相当	1,640
その他（審査打ち切り、申立却下、移送）	285
未 済	596

(注) 最高裁判所事務総局刑事局の集計による。

(2) 起訴相当・不起訴不当の議決があった事件の事後措置

区 分	令和元年
起 訴	21
不 起 訴 維 持	89
合 計	110

(注) 1 最高裁判所事務総局刑事局の集計による。

2 本表は、起訴相当・不起訴不当事件について検察庁の採った事後措置のうち、令和元年中に各検察審査会から最高裁判所に報告のあったものを計上したものである

刑事課

法務省組織令第28条、第30条

令和元年中に全国の検察庁において受理した事件の総数（通常受理人員）は900,752人で前年の984,819人と比較して、84,067人減少している。これを刑法犯、特別法犯（道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反（以下「道路交通法等違反」という。）を除く。）、道路交通法等違反に区分して対比すると、次の表のとおりである。

罪 種 別 通 常 受 理 人 員

罪 種	平成30年	令和元年	対前年増減
総 数	984,819	900,752	△84,067
刑 法 犯	629,396	572,699	△56,697
特 別 法 犯	89,901	87,868	△2,033
道路交通法等違反	265,522	240,185	△25,337

(注) △印は、減少を示す。

令和元年中に全国の検察庁において起訴した被疑者の総数は282,844人で、前年の308,721人と比較して、25,877人減少している。起訴及び不起訴人員を刑法犯、特別法

犯及び道路交通法等違反に区分して対比すると、次の表のとおりである。

罪 種 別 処 理 人 員

罪 種	平成30年		令和元年		起訴人員の 対前年増減
	起 訴	不起訴	起 訴	不起訴	
総 数	308,721	632,323	282,844	576,677	△25,877
刑 法 犯	115,778	476,745	112,861	426,313	△2,917
特 別 法 犯	45,503	43,881	42,512	43,701	△2,991
道路交通法等違反	147,440	111,697	127,471	106,663	△19,969

(注) △印は、減少を示す。

1 一般刑事事件

刑法犯の主要罪名について、前年と比較して通常受理人員の増減を見ると、減少したものとして、公文書偽造360人（22.9%減）、背任・横領1,453人（14.8%減）等が挙げられ、一方、増加したものは、職権濫用278人（36.8%増）等が挙げられる。

2 環境関係事件

令和元年中における環境関係法令違反事件の通常受理人員は8,809人で、前年と同程度で推移している。これを主な罪種別に見ると、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反の7,068人が最も多く、全体の80.2%を占め、次いで、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反の454人（全体の5.2%）となっている。

3 公務員関係事件

令和元年中における公務員犯罪の通常受理人員は15,257人で、前年の16,445人と比較して1,188人減少している。これを主な罪名別に見ると、自動車による過失致死傷等の10,205人が最も多く、全体の66.9%を占め、以下、職権濫用の899人（全体の5.9%）、窃盗の670人（全体の4.4%）、偽造の347人（全体の2.3%）の順となっている。

4 選挙関係事件

令和元年は、4月7日及び21日に第19回統一地方選挙、7月21日に第25回参议院議員通常選挙が施行された。施行後約6か月後の選挙違反事件の受理人員は、統一地方選挙については、388人であり、前回の同選挙（平成27年施行）におけるほぼ同期間の受理人員と比較して641人の減少となっている。また、参议院議員通常選挙については、142人であり、前回の同選挙（平成28年施行）と比較して89人減少している。

5 財政経済関係事件

(1) 令和元年中における直接国税は脱事件の通常受理人員は205人で前年の190人に比較し15人（7.9%）増加している。所得税法違反は32人増加し、法人税法違反は2人減少、相続税法違反の受理はなかった。これらの事件については、業種が

多様化している傾向がうかがわれ、内容的にも、犯行の手段方法は外国法人を利用するなど一段と悪質巧妙化の傾向を強め、調査及び捜査に多大な困難を伴う事件が増加している。

また、令和元年中における消費税法違反事件の通常受理人員は118人となっており、前年の274人に比較し156人（56.9％）減少した。

- (2) 金融関係事件について見ると、令和元年中における出資法違反事件の通常受理人員は264人であり、前年に比較して36人減少し、このうち高金利事件（第5条違反）が193人（73.1％）となっている。

6 交通関係事件

令和元年中における自動車による過失致死傷等事件の通常受理人員は370,600人で、全刑法犯の通常受理人員の64.7％を占めており、前年の419,394人と比較して、48,794人（11.6％）減少している。

また、令和元年中における危険運転致死傷事件の通常受理人員は533人で、前年の498人と比較して35人（7.0％）増加している。同罪で公判請求した人員は316人であり、前年の342人と比較して26人（7.6％）減少している。

一方、道路交通法等違反事件の通常受理人員は、240,185人で、前年の265,522人と比較して25,337人（9.5％）減少している。

7 少年事件

(1) 検察庁の受理・処理状況

令和元年の検察庁における少年事件の通常受理人員は50,074人であり、その内訳は、刑法犯が35,684人（全体の71.3％）、特別法犯が3,412人（同6.8％）である。これを前年と比較すると、総数で7,117人（12.4％）、刑法犯で6,152人（14.7％）減少し、特別法犯で359人（11.8％）増加している。

次に、刑法犯の罪種別構成比を見ると、窃盗が37.5％を占め、以下、自動車による過失致死傷等29.3％、暴行・傷害9.2％、横領・背任6.1％となっている。さらに、成人を含めた受理人員中に占める少年の割合をみると、総数においては5.6％、刑法犯全体では6.2％、そのうち、凶悪犯（放火、強制わいせつ・強制性交等、強制わいせつ致死傷・強制性交等致死傷、殺人、強盗、強盗致死傷・強盗強制的性交等）では9.2％、粗暴犯（暴行・傷害、恐喝）では9.8％、窃盗犯では15.2％となっている。

- (2) 令和元年中に検察官から家庭裁判所へ送致した少年事件の人員は47,741人である。なお、同年中に家庭裁判所において処分を受けた41,643人について、検察官が刑事処分相当の意見を付したものは5,541人（13.3％）、少年院送致相当の意見を付したものは4,954人（11.9％）、保護観察相当の意見を付したものは11,089人（26.6％）、その他が20,059人（48.2％）となっているのに対し、家庭裁判所の処分は、検察官送致決定が3,044人（7.3％）、少年院送致決定が3,076人（7.4％）、保護観察決定が12,950人（31.1％）、審判不開始・不処分決定が21,919人（52.6％）、

その他が654人（1.6％）となっている。

- (3) 令和元年に少年法第20条又は第23条第1項の規定により家庭裁判所から検察官に送致された少年事件の処理人員は3,862人である。このうち、起訴人員は、1,653人（処理総数の42.8％）であるが、その内訳は、刑法犯121人（うち、自動車による過失致死傷等56人）、特別法犯27人、道路交通法等違反1,464人である。また、起訴人員中起訴の種類別の内訳は、公判請求146人（起訴人員の8.8％）、略式命令請求1,466人（88.7％）である。
- (4) 令和元年中に第一審で有罪の裁判を受けた少年は1,527人であるが、その内訳は、懲役・禁錮の実刑が20人、同執行猶予が55人、罰金が1,452人（うち、99.3％が自動車による過失致死傷等及び道路交通法違反によるもの）である。

公安課

法務省組織令第28条、第31条

1 公安事件

令和元年における通常受理人員は、234人であり、前年の通常受理人員に比べ112人増加した。近年の通常受理人員数の推移を見ると、平成26年129人、27年172人、28年141人、29年194人、30年122人となっている。

2 労働事件

令和元年における違法争議行為事件の通常受理人員は0人である。近年の通常受理人員数を見ると、平成26年、27年、28年、29年及び30年は0人となっている。

一方、令和元年における労働関係法令違反事件の通常受理人員は1,984人であり、前年に比べ286人減少した。近年の通常受理人員数の推移を見ると、平成26年2,296人、27年2,245人、28年2,321人、29年2,208人、30年2,270人となっている。また、令和元年の人員を法令別に見ると、①労働基準法違反483人（前年比139人減）、②労働安全衛生法違反927人（前年比89人減）、③船員法違反382人（前年比57人減）、④職業安定法違反119人（前年比27人減）、⑤労働者派遣事業法違反61人（前年比19人増）、⑥労働者災害補償保険法違反10人（前年比7人増）、⑦雇用保険法違反2人（前年比変化なし）となっている。

3 外事関係事件

外国人関係事犯は、来日外国人による事犯が依然として高水準で推移しているが、令和元年の来日外国人被疑事件の通常受理人員は、16,204人と、前年に比べ1,030人（6.8％）増加している。来日外国人事犯の大半を占める出入国管理及び難民認定法違反を除いたものを見ると、令和元年は10,107人と、前年から70人（0.7％）増加している。また、罪名別で見た場合、刑法犯については、多い方から順に、窃盗、傷害、詐欺、住居侵入、支払用カード電磁的記録関係となっており、特に、特別法犯については、出入国管理及び難民認定法違反が全体の65.6％を占めて最も多く、次いで覚せい剤取締法違反の順となっている。

なお、令和元年中における来日外国人による事件の受理・処理状況は、次表のとおりである。

来日外国人による事件受理処理人員

(R1年)

	通常受理人員	起訴人員	不起訴人員	起訴率 (%)
総 数	16,204	7,024	8,584	45.0
刑 法 犯	6,920	2,754	3,611	43.3
特 別 法 犯	9,284	4,270	4,973	46.2

(注) 起訴率 = 起訴人員 / (起訴人員 + 不起訴人員) × 100

4 風紀関係事件

(1) 売春防止法違反事件

売春防止法違反事件の受理・処理状況は、次表のとおりであり、令和元年の通常受理人員を見ると、平成30年と比較して、総数で55人(9.1%)減少している。態様別に見ると、周旋等、場所の提供及びその他が減少している。

なお、事犯の態様ごとの起訴率については、周旋等及び売春をさせる業において、7割以上となっている。

売春防止法違反事件受理処理人員

事 犯 の 態 様	通常受理人員			起訴人員		不起訴人員		起訴率 (%)	
	H30	R1	対前年比(%)	H30	R1	H30	R1	H30	R1
総 数	606	551	△9.1	292	233	268	296	52.1	44.1
勧 誘 等 (5条)	202	238	17.8	18	22	165	203	9.8	9.8
周 旋 等 (6条)	255	196	△23.1	178	142	51	55	77.7	72.1
売春をさせる契約 (10条)	36	41	13.9	19	22	15	15	55.9	59.5
場 所 の 提 供 (11条)	94	64	△31.9	66	41	29	19	69.5	68.3
売春をさせる業 (12条)	4	4	0	9	4	1	-	90.0	100.0
その他 (7～9条, 13条)	15	8	△46.7	2	2	7	4	22.2	33.3

(注) 起訴率 = 起訴人員 / (起訴人員 + 不起訴人員) × 100

(2) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反事件

児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反事件の受理・処理状況は次表のとおりである。令和元年の通常受理人員は3,397人であり、平成30年と比較して179人(5.0%)減少している。また、令和元年の処理状況については、起訴人員は1,971人で、平成30年と比較して306人

(13.4%) 減少し、不起訴人員は564人で、平成30年と比較して6人(1.1%)増加している。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反事件受理処理人員

	通常受理人員	起訴人員	不起訴人員	起訴率(%)
平成30年	3,576	2,277	558	80.3
令和元年	3,397	1,971	564	77.8

(3) 女性・児童の福祉に係るある犯罪

女性・児童の福祉に係るある犯罪の受理・処理状況は、次表のとおりであり、令和元年の通常受理人員を見ると平成30年と比較して総数で103人(20.6%)減少している。態様別に見ると、刑法犯は増加しており、児童福祉法違反等の特別法犯はいずれも減少している。

女性・児童の福祉に係るある犯罪事件受理処理人員

事 犯 の 態 様	通常受理人員			起訴人員		不起訴人員		起訴率(%)	
	H30	R1	対前年比(%)	H30	R1	H30	R1	H30	R1
総 数	501	398	△20.6	240	209	195	150	55.2	58.2
刑 法 犯	65	77	18.5	15	20	45	46	25.0	30.3
淫行勧誘(182条)	2	1	△50.0	-	-	2	-	0	-
略取誘拐(224条)	27	34	25.9	2	9	23	26	8.0	25.7
営利誘拐等(225条)	34	42	23.5	12	11	19	20	38.7	35.5
国外移送・人身売買等(226条等)	2	-	△100.0	1	-	1	-	50.0	-
略取幫助・被略取者収受(227条)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
児童福祉法違反	312	214	△31.4	158	128	97	61	62.0	67.7
職業安定法違反	97	84	△13.4	64	60	30	29	68.1	67.4
労働基準法違反	27	23	△14.8	3	1	23	14	11.5	6.7

(注) 国外移送・人身売買等は、刑法第226条ないし226条の3の罪の合計である。

5 麻薬・覚醒剤関係事件

(1) 麻薬事件

麻薬関係法令(麻薬及び向精神薬取締法、あへん法、大麻取締法及び刑法の「あへん煙に関する罪」をいう。)違反事件の受理・処理状況は、次表のとおりである。令和元年の通常受理人員は、総数において前年に比べ872人(13.7%)増加しており、この内容を法令別に見ると、麻薬及び向精神薬取締法違反は44人(4.2%)減少、あへん法違反は1人(25.0%)減少、大麻取締法違反は917人(17.2%)増加、あへん煙に関する罪は該当がなかった。

(2) 覚醒剤事件

覚せい剤取締法違反事件の通常受理人員は、依然として高い水準にあり、令和元年には13,325人（平成30年15,843人、15.9%減少）となっている。

また、令和元年の処理状況を見ると、起訴人員は9,942人で起訴率は75.7%（自動車による過失致死傷を除く刑法犯の起訴率は38.2%）となっており、厳正な処分がなされている。

麻薬・覚醒剤関係違反事件受理処理人員

法 令 名	通常受理人員			起訴人員		不起訴人員		起訴率（%）	
	H30	R1	対前年比（%）	H30	R1	H30	R1	H30	R1
麻 薬 関 係 総 数	6,386	7,258	13.7	3,109	3,441	2,906	3,183	51.7	51.9
麻薬及び向精神薬取締法違反	1,044	1,000	△4.2	575	576	451	386	56.0	59.9
あへん法違反	4	3	△25.0	-	2	4	2	-	50.0
大麻取締法違反	5,338	6,255	17.2	2,534	2,863	2,451	2,795	50.8	50.6
あへん煙に関する罪	-	-	-	-	-	-	-	-	-
覚せい剤取締法違反	15,843	13,325	△15.9	12,068	9,942	3,629	3,200	76.9	75.7

（注） 起訴率＝起訴人員／（起訴人員＋不起訴人員）×100

（3）麻薬特例法の適用状況

令和元年における業として行う不法輸入等の罪（第5条）の通常受理人員は23人で、薬物犯罪収益の没収・追徴の言渡し合計額（不真正連帯関係にある重複部分を控除した額）は、約5億2,400万円であった。

6 暴力関係事件

平成4年3月、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（いわゆる暴対法）が施行され、その後の平成5年5月以降、数次にわたり改正が行われ、暴力団に対する取締りの強化が図られたこともあり、暴力団構成員数は近年減少傾向にあり、令和元年末の構成員数は約14,400人となり、前年末に比べ約1,200人減少した。また、暴力団準構成員（暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し、資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者）も同じく減少傾向にあり、令和元年末は約13,800人となり前年末に比べ約1,100人減少した。

このような状況の下、令和元年中の銃器発砲事件は13件発生（前年比5件、62.5%増加）し、同事件による死傷者数は12人（前年比9人、300%増加）となっているところ、拳銃の押収丁数については、長期的には減少傾向にあったが、令和元年は401丁と前年から増加した。このうち暴力団構成員等からのものは、拳銃77丁（前年比4丁、5.5%増加）となっており、平成17年以降、暴力団構成員等以外の者からの拳銃押収丁数が、暴力団構成員等からの押収丁数を上回っている。

刑事法制管理官

法務省組織令第28条、第32条

刑事訴訟法等の整備

平成28年5月24日、①取調べの録音・録画制度の導入、②合意制度、刑事免責制度の導入、③通信傍受の手続の合理化・効率化、④通信傍受の対象犯罪の拡大、⑤裁量保釈の判断に当たっての考慮事情の明確化、⑥弁護人の選任に係る事項の教示の拡充、⑦被疑者国選弁護制度の対象事件の拡大、⑧証拠開示制度の拡充、⑨証人等の氏名及び住居の開示に係る措置の導入、⑩公開の法廷における証人等の氏名等の秘匿措置の導入、⑪ビデオリンク方式による証人尋問の拡充、⑫証拠隠滅等の罪などの法定刑の引上げ、⑬証人の勾引要件の緩和等、⑭自白事件の簡易迅速な処理のための措置の導入を内容とする「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が第190回通常国会において成立し、同年6月3日に公布された（平成28年法律第54号）。これらの改正項目は、段階的に施行され、平成28年6月23日から上記⑤及び⑫が、同年12月1日から上記④、⑥、⑧から⑩まで、⑬及び⑭が、平成30年6月1日から上記②、⑦及び⑪が、令和元年6月1日から上記①及び③がそれぞれ施行されて、全面施行に至った。

国際刑事管理官

法務省組織令第28条、第33条

国際犯罪関係

(1) 国際捜査共助関係

我が国が令和元年中に受託した事件は64件ある。

検察庁から嘱託した事件は12件ある。

(2) 逃亡犯罪人引渡関係

我が国が令和元年中に外国からの請求に基づき、犯罪人を引き渡した事例は4件ある。

また、検察庁からの請求に基づき、外国から犯罪人の引渡しを受けた事例はない。

Ⅳ 矯 正 局

法務省設置法第3条、第4条、法務省組織令第2条、第6条、第12条、第34条～第38条、法務省組織規則第9条～第12条

〈重要施策の概要〉

1 再犯防止施策の推進

再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）に基づき、平成30年度から34年度までの5か年を計画期間とする「再犯防止推進計画」が平成29年12月15日に閣議決定されたところ、同計画の数値目標である出所受刑者の2年以内再入率（平成29年出所者）が、16.9%とこれまでで最も低い数値を記録した。このように、同再入率が順調に低下する一方で、出所後の職場定着や満期釈放者対策など、再犯防止を推進する上で取り組むべき課題も残されているところ、当該課題解決に向けた取組について、矯正と保護の施策に一貫性や整合性を持たせながら、その充実を図った。

また、再犯防止推進法では、国と地方公共団体の相互連携が規定されており、この連携を推進するためにこれまで大阪・東京の二管区に設置されていた更生支援企画課が令和元年度には全ての矯正管区に設置されたほか、同年6月には、矯正施設が所在する自治体の首長間のネットワークを形成し、首長主体の会議体である矯正施設所在自治体会議が、90の市町の参加を得て設立されるなど、矯正施設のみならず、都道府県・市町村ごとの地方再犯防止推進計画の策定等、積極的に地域における再犯防止施策等を推進するための地方公共団体による取組も大きく進展した。

矯正管区においては地方公共団体が地域の実情に応じたこれらの取組を推進する上で必要となる各種統計データや矯正施設の施策等に関する情報提供、助言、協力を行ったほか、各施設においても、自治体が主催する再犯防止に関する協議体やネットワークへの参加や、様々な機会を捉えた広報活動を展開するなど矯正施設と地方公共団体の相互理解、連携体制の強化を図った。

2 保安警備体制の充実・強化等（警備）

これまで、矯正施設における暴動、逃走、天災事変等の保安上緊急の措置を要する事態（以下「非常事態」という。）が発生した場合には、矯正管区に置かれた管区機動警備隊及び災害救援隊並びに刑事施設に置かれた施設警備隊により、当該矯正施設の警備応援等の警備活動及び災害復旧等の救援活動に従事することとしていたところ、これらは、いずれも非常設部隊であり、各隊員は所属庁における本来業務を有しているため、有事の必要人員の確保に不安があるという課題があった。これに加え、近年、矯正施設を地方公共団体の防災拠点とする動きが広がっているほか、テロ活動や大規模災害等に迅速かつ的確に対応する必要性も想定されることから、これらの事態が発生した場合に、直ちに臨場し、事態の収束等に当たるための警備体制を構築する必要性も高まっていた。そこで、矯正局においては、平成31年4月1日、矯正施設における非常事態に、迅速かつ的確に対処するための常設部隊

として、矯正局長直轄の法務省矯正局特別機動警備隊（以下「特別機動警備隊」という。）を新たに設置した。

特別機動警備隊の任務は、非常事態における警備活動及び救援活動、警備事態における警備活動及び矯正局長が定める任務としており、非常事態に際し、矯正施設の長若しくは矯正管区の長からその出動を要請されたとき、又は矯正局長がその状況から緊急の必要があると認めるときに、矯正局長の命により出動することとしている。

なお、令和元年における特別機動警備隊の主な活動としては、矯正施設の移転に伴う被収容者の護送警備、令和元年度東日本台風（台風19号）被害に係る避難所の運営及び長野県須坂市における災害復旧、暴力団幹部の出所に伴う警備等がある。

また、保安事故を防止し、被収容者の収容を確保して矯正施設の規律及び秩序を維持することは、矯正処遇を展開していくための前提となる重要なものであることから、矯正研修所における専門研修や他施設における実務研修を実施し、職員の職務執行力の向上に努めたほか、各種協議会において保安上の問題に対し講じるべき方策について周知し、保安管理体制の充実を図った。さらに、施設内の治安を維持し、適正な収容業務等が維持できるよう、処遇環境の充実を図るとともに、効率的な業務遂行を可能とする矯正施設の環境整備に努めた。

3 矯正医療の充実強化

矯正医療の広報及び医師の確保のための活動として、矯正管区長、施設長、矯正医官等が現場における矯正医療の実態等について、大学医学部の学生を対象に講演等を実施するとともに、民間企業が主催する医学関係リクルートイベントへの参加及び各種医学会における矯正医療広報ブースの出展等により、広報・啓発活動を一層強化した。

広報活動には、平成28年度に作成した広報用DVD「矯正医官―法務省の医師という選択―」の活用のほか、新たに広報用DVD「矯正医療―再犯防止を目指して―」を作成し、全国の矯正施設に配布した。

また、令和元年7月から9月までを矯正医療の広報強化月間とし、同期間中にバナー広告を掲出したことで、矯正医官募集ホームページへのアクセス数が6月は5,521件であったところ、7月は47,222件、8月は63,474件、9月は48,625件と大幅に増加した。

その他、東京メトロ主要駅において、矯正支援官であるEXILEのATSUSHIさんをモデルとした矯正医官募集ポスターを掲示するなどして、社会一般に対する矯正医療の広報を実施した結果、医師からの問い合わせも増加した。

4 採用広報活動の充実

令和元年度の矯正運営の重点施策の一つに「有為な人材の採用と育成等」を掲げ、組織を挙げて職員の採用や育成等の充実に向けて取り組んだ。

平成30年度に矯正局に設置した「矯正職員の採用・育成等プロジェクトチーム」

(以下「PT」という。)において、職員の採用広報に関する課題を明確化するため、職員へのアンケートや学生からのヒアリング調査等を実施した結果、広報の機会やツールの不足、職務内容の不正確な理解等による採用後のミスマッチ等の課題が明らかとなった。PTは若手の有志職員を中心として構成しており、斬新な視点でこれらの課題を克服するための検討及び活動計画の策定を実施し、その計画に基づき、令和元年度以降の成果目標を掲げて活動を継続した。

まず、PT構成員が、実際に採用広報活動の現場に立つことによりノウハウを得ることを目的とした初の試みとして、全国矯正展において採用広報コーナーを開設した。多くの来場者を見込み、事前の広報に力を入れることとし、東京矯正管区及び同管区管内施設の協力を得て、採用実績のある学校等へポスターやパンフレット等を送付し、学生等への周知を依頼するとともに、法務省ツイッターや法務省ホームページなど、インターネットによる広報にも力を入れた。その結果、全国矯正展当日は、採用広報コーナーに150名程度の来場者が訪れた。

さらに、全国矯正展で得られた採用対象者との接点を更なる活動の充実につなげるべく、全国矯正展に来場した大学生に案内を行い、令和元年8月に矯正局においてインターンシップを実施することとした。実施に当たっては、局長を始めとする幅広い役職の職員との質疑応答や矯正施設における勤務体験を通じて矯正行政への理解を促した。

その他、矯正職員という職種の実在や業務内容に対する国民の認知度が低く、効果的な採用広報ツールの作成が大きな課題となっていたため、採用広報用映像の作成、矯正職員採用広報ホームページの開設及び募集パンフレットの作成にも取り組んだ。

採用広報用映像については、実際に矯正施設等で勤務する職員が自分の言葉で矯正職員の魅力等を伝える内容にすることに重点を置き、合計17本を作成した。これらの映像を、YouTube 法務省チャンネルで公開するとともに、法務省ホームページ内に開設した矯正職員採用広報ホームページからもアクセスできるものとした。

今後は、それぞれの取組の効果を検証し、採用広報に係る課題の改善に結び付けていくこととしている。

5 女子刑事施設の運営改善と女性職員の活躍推進

女子刑事施設においては、高齢者や摂食障害を有する受刑者の増加やベテラン職員の不足等により職員負担が大きくなり、対策として平成26年1月に策定された「マーガレット・アクション」及び平成28年3月に策定された「法務省・公安審査委員会・公安調査庁特定事業主行動計画（アット・ホウムプラン）」に基づき、平成30年度において、女性刑務官200人の増配置を実現したほか、対象となる全ての女子刑事施設において「女子施設地域連携事業」を実施し、また、女性刑務官のみの初等科集合研修等の取組を実施し、女性刑務官定着のための基盤を整備した。さらに、「マーガレット・アクション」の策定から5年が経過したことから、その取組を振り返り、

課題等について検証した上で、令和元年度において、女性活躍推進及び女子刑事施設等の運営改善に関する新たな総合対策を策定すべく検討を行っている。

6 組織運営体制の改善

効率的な施設運営を図りつつ、実効性のある再犯・再非行防止対策に取り組むため、小田原少年院を廃止し、釧路少年鑑別所、山形少年鑑別所及び富山少年鑑別所を分所化した。また、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）の基本理念等を踏まえ、地方公共団体等と連携して再犯防止等施策を推進するために、既に設置されている東京及び大阪矯正管区に加え、札幌、仙台、名古屋、広島、高松、福岡矯正管区に更生支援企画課を設置した。

そして、東京都昭島市に設置された国際法務総合センターC工区（少年施設部分）に東日本の少年院の医療、教育の専門施設としての機能を整備するため、関東医療少年院及び神奈川医療少年院を移転集約し、平成31年4月から東日本少年矯正医療・教育センターとして運営を開始している。また、八王子少年鑑別所（婦人補導院を含む）についても同月から東京西少年鑑別所として運営を開始している。さらに、複数施設で行っている各種処遇プログラム等の効果検証について一元化し、継続的かつ効果的な効果検証体制の構築のため、矯正研修所に効果検証センターを設置した。

また、全ての矯正職員が健康を保持し、健全な社会人として生活を続けることができるよう、職員の心身の健康状態の把握、ストレス要因の把握等に係る具体的な取組を体系化した「矯正職員の健康保持等に係る総合対策（コーヘルス・プラン）」の策定に向けた検討を行い、令和2年度からの実施に向けて体制を整備した。

7 PFI手法を活用した刑務所の整備・運営（官民）

地域との共生を実現し、国民に理解され、支えられる刑務所を目指すとの方針の下、民間の資金・ノウハウ等を活用したPFI手法を活用し、刑務所の整備・運営事業を進めている。美祢社会復帰促進センター（山口県美祢市）及び島根あさひ社会復帰促進センター（島根県浜田市）では、施設の設計、建設のほか、運営についても施設の警備や受刑者の処遇の一部を含めて広く民間委託し、官民協働により施設の運営をPFI事業として行っている。

また、喜連川社会復帰促進センター（栃木県さくら市）及び播磨社会復帰促進センター（兵庫県加古川市）では国が建設した刑務所の運営をPFI事業として行っている。

これらのPFI手法を活用した刑務所においては、民間事業者のノウハウの活用と地元自治体等の様々な協力を通じ、特色のある矯正処遇が展開されており、改善更生や受刑者の就労につながることが期待されている。平成30年から、美祢社会復帰促進センターでは、民間事業者のほか、ヤフー株式会社、美祢市と連携して受刑者がECサイトを作成し、eコマース（電子商取引）についての技術知識を習得する再犯防止・地方創生連携協力連携事業を職業訓練「ネット販売実務科」で実施し、

島根あさひ社会復帰促進センターでは、浜田市や地域の協力を得て、ユネスコ無形文化遺産「石州半紙」の原材料となる楮の栽培を行うなど、従来の刑事施設には見られなかった矯正処遇を実施している。

また、国際法務総合センターについては、施設の維持管理及び運営業務の一部について民間委託し、平成31年4月からは、東日本少年矯正医療・教育センター、東京西少年鑑別所及び東京婦人補導院の民間委託が開始された。

8 公共サービス改革法を活用した刑事施設の運営業務の民間委託の実施（官民）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく民間委託については、平成26年度から、大阪拘置所、加古川刑務所及び高知刑務所の給食業務を、平成29年度から、黒羽刑務所、静岡刑務所及び笠松刑務所の総務業務及び警備業務（黒羽刑務所は除く。）並びに作業業務、職業訓練業務、教育業務、分類業務及び収容関連サービス業務における民間委託を実施している。

なお、令和元年7月9日に改定された「公共サービス改革基本方針（閣議決定）」において、職業訓練業務や教育業務について、これまでの刑事施設における民間委託の状況等を踏まえ、委託業務の内容、被収容者の性質等に留意しながら、喜連川社会復帰促進センター及び播磨社会復帰促進センターを対象として、令和2年度の民間競争入札の実施について検討することとされ、事業化に向けた検討を行っている。

9 札幌刑務支所女子依存症回復支援センター

薬物事犯者の再犯防止のための新たな取組として令和元年度から、薬物依存からの「回復」に焦点を当て、出所後の生活により近い環境下で、社会内においても継続が可能となるプログラムを受講させるとともに、出所後に依存症回復支援施設による支援を継続して受けられる体制を構築した女子依存症回復支援モデル事業を開始している。

〈会同・協議会〉

月 日	件 名	協 議 事 項
1.11 5.31	矯正管区長等協議会 矯正管区長等協議会	人事異動計画について 1 再犯防止施策を推進し、外との関係・連携を強化するための方策について 2 有為な人材を確保するための採用広報の推進について 3 職員不祥事・各種事故の防止について

6.3・4	刑事施設長会同	1 刑事施設における各種事故の防止について 2 再犯防止の実現に向けた地方公共団体、民間団体、更生保護官署等との連携方策、施設内の体制整備について 3 訴訟事務の充実化方策について
6.6	少年施設予算担当課長等会同	1 適正かつ効率的な会計経理の確保方策について 2 ワークライフバランスの推進に向けた予算担当課長としての取組方策について 3 施設整備における適正な工事の計画や取組について
6.19	少年院長会同	1 再犯防止の取組を推進するための方策について 2 これからの少年院を支える人的基盤の強化について 3 職員不祥事の防止について
7.4・5	女子刑事施設協議会	1 マーガレット・アクション2について 2 女子刑事施設が抱える課題の解決に向けた刑務官及び刑務官以外の職員等の連携及び活躍の促進について 3 妊産婦の女子受刑者の処遇について
7.11	少年鑑別所長会同	1 再犯防止等の取組を推進するための方策について 2 これからの少年鑑別所を支える人的基盤の強化について 3 施設の管理運営上の課題と対策について
7.18	被収容者処遇対策協議会	1 被収容者が従来刑事収容施設法50条の交付対象とはならないとされていた「物品」の交付を求めた場合の取扱いについて 2 刑事事件に係る電磁的記録媒体の閲覧機会の付与等について 3 好訴性被収容者に対する処遇について
10.7	少年院処遇問題協議会	4 自由討議 1 少年院を取り巻く情勢の変化への対応について 2 少年院法の運用状況について 3 当面する課題のために首席専門官として留意すべき事項について

10.11	矯正管区長等協議会	1 地域再犯防止推進モデル事業に対する矯正施設の関与の現状と今後の課題について 2 地方更生保護委員会等と連携した満期釈放者等の社会復帰対策の推進について 3 職員不祥事を起こさない組織の在り方について
10.16	鑑別・観護処遇・地域援助協議会	1 円滑な社会復帰に資する鑑別・観護処遇 2 地域援助の更なる推進 3 当面する課題のために首席専門官として留意すべき事項
10.23	矯正医療対策協議会	矯正医療の更なる充実強化に向けた方策について
10.29・30	矯正管区第二部長等協議会	1 刑事施設支所に対する監督等の在り方及び同支所機能の有効活用について 2 更生保護官署と実質的に連携した就労支援の在り方について 3 接見等禁止決定が付された者の外部交通に係る過誤処理の防止策について 4 近年の訟務事務における課題、裁判所の動向等について
11.7・8	矯正管区首席管区監査官等協議会	監査業務に関する当面の諸問題
11.12・13	矯正管区第三部長等協議会	1 若年受刑者処遇の充実に少年矯正の知見等を活用するに当たり検討すべき事項 2 今後の収容状況等を見据えた少年矯正の在り方について検討すべき事項 3 当面する課題のために矯正管区第三部として留意すべき事項について
12.2・3	矯正管区第一部長等協議会	1 明年4月に予定されている人事異動について 2 ワークライフバランス推進のための取組

総務課

法務省組織令第34条、第35条 法務省組織規則第9条

1 職員定員

矯正施設の職員定員は次の表のとおりである。

刑務所等

(令和元年度末)

指定職				
1				
行政職（一）	行政職（二）	公安職（一）	医療職	計
165	10	18,701	780	19,657

少年院

行政職（一）	行政職（二）	公安職（二）	医療職	計
10	8	2,319	91	2,428

少年鑑別所

行政職（一）	行政職（二）	公安職（二）	医療職	計
7	1	1,146	24	1,178

婦人補導院

公安職（二）
2

2 施設整備

矯正施設の建物については、順次整備を促進しているものの、現行の耐震基準が定められた昭和56年以前に建設された施設が全体の約半数を占めている実情にあることから、これら施設の建替え及び耐震改修等の実施が喫緊の課題である。

また、平成29年12月15日に閣議決定された「再犯防止推進計画」において、「矯正施設の環境整備」に取り組む旨が掲記されたことから、同計画に基づき、耐震性能を確保するとともに、医療体制の充実、バリアフリー化、特性に応じた効果的な指導・支援の充実等のための環境整備を着実に推進する必要がある。

これらの課題から、令和元年度においては、平成30年度に引き続き、法務省施設費により、大阪拘置所ほか4庁の工事等に係る経費が認められたほか、宮城刑務所ほか9庁の工事に係る経費が新たに認められた。

加えて、令和元年度補正予算（第1号）においては、国土強靱化に係る緊急対策としての耐震化改修工事及び各所管繕として、改修などに係る経費が認められた。

3 刑務共済組合の業務

令和元年度末日の支部数は9、所属所数は303である。また、同日現在における組合員数は23,784人（うち、任意継続組合員数336人）、被扶養者数は29,628人で、組合員1人当たりの被扶養者数は1.25人である。

(1) 長期給付事業

組合員が退職し、障害の状態となり、又は死亡した場合に、その後の生活の安定に資するため共済年金等の給付を行う事業である。令和元年度における長期給付処理件数は296件であり、その内訳は、老齢厚生年金等255件、遺族厚生年金等17件、障害厚生年金等24件である。

(2) 短期給付事業

組合員及び被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、休業、災害などの際に行う給付事業であり、法律で定められた保健給付、休業給付及び災害給付の法定給付と、これらの給付を補うため、当共済組合が、独自に行う附加給付がある。

なお、令和元年度の決算概要は、次の表のとおりである。(P)

(単位：円)

損 益										支 払 準備金	剰 余 金	
収 入				支 出					当期利益金 ①－②		欠損金 補てん 積立金	積立金
掛金	負担金	その他	計①	法定給付	附加給付	拠出金等	その他	計②				
7,775,601	7,634,225	1,477,438	16,887,264	7,539,811	45,644	7,137,413	1,282,000	16,004,868	882,396	1,264,242	747,927	4,059,785

(3) 福祉事業

ア 保健事業

組合員及び被扶養者の健康の保持増進等を図ることを目的とした事業として、特定健康診査等費用の助成、人間ドック受検費用の助成、保育所等利用料金の助成及び一般福利厚生事業を行っている。

イ 貯金事業

組合員の財産形成及び生活の安定の一助として、生命保険会社、損害保険会社及び信託銀行と契約し、団体定期保険（グループ保険）、団体傷害保険、団体傷害疾病保険、積立貯金及び団体積立年金保険の各事業を行っている。

ウ 貸付事業

組合員の臨時の支出、結婚、葬祭、教育、医療、災害及び住宅購入等に要する資金の貸付けを行っている。

エ 物資供給事業

委託による職員食堂等の運営を行っている。

4 矯正施設の監査

令和元年度に監査を実施した矯正施設は次のとおりである。

(1) 刑事施設

ア 矯正局による監査実施施設

函館少年刑務所、宮城刑務所、山形刑務所、福島刑務所、栃木刑務所、千葉刑務所、市原刑務所、府中刑務所、甲府刑務所、川越少年刑務所、松本少年刑務所、岡崎医療刑務所、名古屋刑務所、三重刑務所、名古屋拘置所、神戸刑務所、和歌山刑務所、京都拘置所、大阪拘置所、神戸拘置所、鳥取刑務所、松江刑務

所、島根あさひ社会復帰促進センター、北九州医療刑務所、福岡刑務所、熊本刑務所、大分刑務所

イ 矯正管区による監査実施施設

札幌刑務所、旭川刑務所、帯広刑務所、網走刑務所、月形刑務所、青森刑務所、秋田刑務所、盛岡少年刑務所、水戸刑務所、黒羽刑務所、喜連川社会復帰促進センター、前橋刑務所、東日本成人矯正医療センター、横浜刑務所、新潟刑務所、長野刑務所、静岡刑務所、東京拘置所、立川拘置所、富山刑務所、金沢刑務所、福井刑務所、岐阜刑務所、笠松刑務所、滋賀刑務所、京都刑務所、大阪刑務所、大阪医療刑務所、加古川刑務所、播磨社会復帰促進センター、姫路少年刑務所、岡山刑務所、広島刑務所、山口刑務所、岩国刑務所、美祢社会復帰促進センター、広島拘置所、徳島刑務所、高松刑務所、松山刑務所、高知刑務所、麓刑務所、長崎刑務所、佐賀少年刑務所、宮崎刑務所、鹿児島刑務所、沖縄刑務所、福岡拘置所

(2) 少年施設

ア 矯正局による監査実施施設

帯広少年院、盛岡少年院、多摩少年院、愛光女子学園、久里浜少年院、駿府学園、豊ヶ丘学園、宮川医療少年院、和泉学園、泉南学寮、奈良少年院、岡山少年院、丸亀少女の家、四国少年院、高松少年鑑別所、沖縄少年院、沖縄女子学園、函館少年鑑別支所、釧路少年鑑別支所、盛岡少年鑑別支所、秋田少年鑑別所、福島少年鑑別所、さいたま少年鑑別所、東京少年鑑別所、甲府少年鑑別所、静岡少年鑑別所、津少年鑑別所、神戸少年鑑別所、奈良少年鑑別所、和歌山少年鑑別所、岡山少年鑑別所

イ 矯正管区による監査実施施設

帯広少年院、北海少年院、紫明女子学園、月形学園、東北少年院、青葉女子学園、茨城農芸学院、水府学院、喜連川少年院、赤城少年院、榛名女子学園、市原学園、八街少年院、新潟少年学院、有明高原寮、東日本少年矯正医療センター、湖南学院、瀬戸少年院、愛知少年院、京都医療少年院、浪速少年院、交野女子学院、加古川学園、播磨学園、広島少年院、貴船原少女苑、美保学園、松山学園、筑紫少女苑、福岡少年院、佐世保学園、人吉農芸学院、中津少年学院、大分少年院、札幌少年鑑別所、旭川少年鑑別所、釧路少年鑑別支所女子学園、青森少年鑑別所、仙台少年鑑別所、山形少年鑑別支所、水戸少年鑑別所、宇都宮少年鑑別所、前橋少年鑑別所、千葉少年鑑別所、東京西少年鑑別所、横浜少年鑑別所、新潟少年鑑別所、長野少年鑑別所、富山少年鑑別支所、金沢少年鑑別所、福井少年鑑別所、岐阜少年鑑別所、名古屋少年鑑別所、大津少年鑑別所、京都少年鑑別所、大阪少年鑑別所、鳥取少年鑑別所、松江少年鑑別所、広島少年鑑別所、山口少年鑑別所、徳島少年鑑別所、松山少年鑑別所、高知少年鑑別所、福岡少年鑑別所、小倉少年鑑別支所、佐賀少年鑑別所、長崎少年鑑別所、大分少年鑑

別所，熊本少年鑑別所，宮崎少年鑑別所，鹿児島少年鑑別所

(3) 婦人補導院

東京婦人補導院（矯正管区による監査を実施した。）

5 不服申立件数

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づく刑事施設の被収容者の不服申立制度として、審査の申請、再審査の申請、事実の申告及び苦情の申出がある。刑事施設の被収容者の不服申立て（訴訟、告訴・告発、人権侵犯申告等を含む。）の総件数は、前年に比べ増加している。

また、少年院法及び少年鑑別所法に基づく少年院在院者及び少年鑑別所所在者の不服申立制度として、救済の申出及び苦情の申出がある。救済の申出の総件数は、前年に比べ減少している。

令和元年の不服申立件数の内訳は、次の表のとおりである。

審査の申請等	訴 訟	告訴・告発	法務局への人権 侵犯申告その他	計
14,172	199	477	1,070	15,918

（注） 審査の申請等とは、刑事施設における審査の申請、再審査の申請、事実の申告及び苦情の申出（法務大臣に対するもの）の件数並びに少年院及び少年鑑別所における救済の申出の件数の合計である。

告訴・告発の件数は、矯正局において承知している被収容者が捜査機関宛に発信した告訴・告発状と題する信書の通数である。

成人矯正課

法務省組織令第34条、第36条 法務省組織規則第10条

1 刑事施設（刑務所・少年刑務所・拘置所）における保安及び処遇

(1) 保安状況

令和元年の保安事故発生件数は、12件（自殺7件，同乗傷害5件）である。

依然として、暴力団関係者や高齢者など、処遇に困難を伴う被収容者を多数収容している状況があるところ、全体的に見れば、刑事施設は安定的に運営されているといえ、おおむね保安面の対策が相当程度の効果を収めているものと思われる。

(2) 保安及び処遇対策

令和元年末において、刑事施設全体としての収容人員は、収容定員を下回っている。

被収容者の身柄の確保を最大の責務とする刑事施設の警備体制のより一層の強化を図るため、研修、訓練等を行って職員の職務執行能力の向上を図るとともに、警備システムの新鋭化、最新の警備用機器の整備・開発等を推進している。

なお、令和元年は、おおむね次のような保安及び処遇対策を講じた。

ア 特別機動警備隊の常設

矯正施設における非常事態に迅速かつ的確に対処するため、矯正局長直轄の特別機動警備隊を常設した。

イ 警備用機器の更新整備等

総合警備システム，同システムの改修，非常電鈴装置，居室・居室棟廊下・外塀・工場・運動場監視用テレビカメラ及び，構内多機能無線システム（なお，平成８年度以降，総合警備システムの外塀監視用カメラと特殊自動警報装置の連動化の整備拡充等を図っている。）

ウ 警備用備品の整備

防災備品等

エ 暴力団関係受刑者対策

令和元年においても，暴力団関係受刑者の収容率が依然として高い水準で推移している状況を踏まえ，対立組織に所属する同関係受刑者による施設内での対立抗争等を未然に防止するため，引き続き，関係機関から情報の収集に努めるとともに，必要に応じ分散収容を図った。

また，施設内における粗暴事犯，不正連絡，物品不正所持その他の反則行為を厳正に取り締まり，施設の規律秩序を厳正に確保する一方，同関係受刑者の社会復帰のため，暴力団組織からの離脱指導を強化し，さらに，同関係受刑者の釈放時に多数の出迎えが予想される場合には，所轄警察署，県警本部等との連絡を密にして，厳重な規制を行うとともに，必要に応じ，適当な他施設に緊急移送した上で釈放するなどの措置を講じている。

オ 施設表彰

保安意識と士気の高揚を図るため，次の表のとおり保安表彰を行った。

（令和元年）

大臣表彰	局長表彰	矯正管区長表彰		計
		支所	構外作業場	
11	11	29	0	51

2 刑事施設の収容人員

刑事施設の1日平均収容人員は、平成5年から増加傾向にあったが、平成20年は15年振りに対前年比マイナスとなり、令和元年も引き続き対前年比マイナスとなった。

矯正施設の数及び収容状況

(令和元年12月31日現在)

施設の種類	施設数	収容現員
矯正管区	8	—
矯正研修所(支所を含む。)	8	—
刑務所	61	37,162
刑務支所	8	1,434
拘置所	8	4,850
拘置支所	101	2,613
少年刑務所	6	2,370
少年院	43	1,617
少年院(分院)	6	53
少年鑑別所	46	331
少年鑑別所(分所)	6	8
婦人補導院	1	0
計	302	50,438

(注) 矯正管区及び矯正研修所は被収容者の収容を行わない。

3 処遇調査・集団編成

受刑者の動向(別表)

令和元年12月末日現在における受刑者総数は41,867人(速報値)であり、前年同日現在に比して2,319人、5.2%の減少となっている。

(令和元年12月31日現在)

施設数

処遇指標	A指標	犯罪傾向の進んでいない者……………	37
	B指標	犯罪傾向の進んでいる者……………	38
	D指標	拘留受刑者（原則、刑が確定したときに在所する施設で処遇する。）	
	Jt指標	少年院への収容を必要とする16歳未満の少年……………	6
	M指標	精神上の疾病又は障害を有するために医療を主として 行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者……………	10
	P指標	身体上の疾病又は障害を有するために医療を主として 行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者……………	12
	W指標	女子……………	22
	F指標	日本人と異なる処遇を必要とする外国人……………	21
	I指標	禁錮受刑者……………	12
	J指標	少年院への収容を必要としない少年……………	9
	L指標	執行すべき刑期が10年以上である者……………	21
	Y指標	可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当 と認められる26歳未満の成人……………	12

(注) 2以上の処遇指標を指定されている施設もあり、さらにJt指標については少年院に割り当てられているので、総数は刑事施設数とは一致しない。

4 刑事施設における教育活動

(1) 改善指導

改善指導は、受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、並びに社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させることを目的として実施している。全受刑者を対象とした一般改善指導と、薬物依存があったり暴力団員であるなどの事情により、改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対して行う特別改善指導がある。

一般改善指導としては、高齢又は障害を有する受刑者の円滑な社会復帰を図るため、平成29年度から社会復帰支援指導を全国の刑事施設に展開している。実施に当たっては、地方公共団体、福祉関係機関等の職員や民間の専門家を指導者として招へいしており、令和元年度の受講開始人員は633名であった。

現在、特別改善指導としては、薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、性犯罪再犯防止指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導、就労支援指導の6類型を指定し、実施している。

これらの特別改善指導のうち、薬物依存離脱指導については、平成29年度から、標準プログラムを複線化し、必修プログラムや専門プログラム、選択プログラムを整備し、対象者の再犯リスク等に応じて各種プログラムを組み合わせることで実施できるようにしており、令和元年度の受講開始人員は8,751名であった。性犯罪再犯防止指導については、平成30年度から実施庁を19庁から21庁に増やし、指導実

施体制を強化するとともに、指導者育成のため、毎年、指導担当者の集合研修をしたり、定期的に外部の専門家から指導担当者への助言を受けたりしており、令和元年度の受講開始人員は563名であった。

また、性犯罪再犯防止指導については、プログラム受講者の再犯等に関する分析の結果、指導による再犯抑止効果が確認されたことを令和2年3月に報告しており、薬物依存離脱指導については、プログラムの効果をより一層高めるための方策を検討するため、現在、効果検証を行っている。

暴力団離脱指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導及び就労支援指導については、標準的なプログラムが示され、実施指定施設においては、それに基づき、対象受刑者の特性、地域性、活用可能な社会資源等の状況を考慮した実践的なプログラムを策定した上で、具体的な指導を行っており、実施に当たっては、関係機関や民間の専門家等を指導者として招へいするなどして、指導内容の充実に努めている。

(2) 教科指導

社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対しては、小・中学校の教育内容に準じた補習教科指導を実施しているほか、学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる受刑者に対しては、特別教科指導を実施している。

法務省と文部科学省の連携により、刑事施設内において、高等学校卒業程度認定試験を実施し、また、指定された4庁の刑事施設において、同試験の受験に向けた指導を積極的かつ計画的に実施している。

松本少年刑務所内には、我が国において唯一、公立中学校の分校が刑事施設内に設置されており、全国の刑事施設に収容されている義務教育未修了者等のうち希望者を中学3年生に編入し、地元中学校教諭及び職員等が、文部科学省の定める学習指導要領を踏まえた指導を行っている。さらに、2庁の刑事施設では近隣の高等学校の協力の下、当該高等学校の通信制課程に受刑者を編入させ、指導を行う取組を実施し、そのうち1庁は全国の刑事施設から希望者を募集し、高等学校教育を実施しており、所定の課程を修了したと認められた者には、高等学校の卒業証書が授与される。

(3) 民間の篤志家による教育活動等

被収容者に対する改善指導、教科指導等の各種指導は、単に施設の職員によって行われるだけでなく、篤志面接委員などの民間の篤志家の協力の下に実施されている。また、宗教教誨については、民間の篤志の宗教家である教誨師の協力にすべてを負っている。これら篤志家の活動状況は、別表(1)及び(2)のとおりである。

別表(1)

篤志面接指導実施状況

(令和元年)

区 分	実 施 回 数				委 員 数	
	集 団	個 人	計	対前年 増△減	委員数	対前年 増△減
刑務所・少年刑務所・拘置所	回	回	回	回	人	人
少 年 院	9,615	2,655	12,270	△ 91	1,016	△ 18
婦 人 補 導 院	2,353	3,869	6,222	△ 456	433	△ 46
計	0	0	0	0	3	△ 1
	11,968	6,524	18,492	△ 547	1,452	△ 65

別表(2)

宗 教 教 誨 実 施 状 況

(令和元年)

区 分	実 施 回 数				委 員 数	
	集 団	個 人	計	対前年 増△減	委員数	対前年 増△減
刑務所・少年刑務所・拘置所	回	回	回	回	人	人
少 年 院	9,311	6,290	15,601	233	1,625	△ 98
婦 人 補 導 院	931	1,167	2,098	△ 127	327	△ 30
計	0	0	0	0	1	0
	10,242	7,457	17,699	106	1,953	△ 128

5 刑務作業の運営状況

国内の経済状況は、「景気は、このところ輸出や生産の一部に弱さもみられるが、緩やかに回復している。」との基調判断がなされており、令和元年度の解約・減産発生件数は57件、影響人員は517人であり、昨年度と比較すると影響人員は減少傾向にある。

このような状況下、刑務作業は、作業量の確保と受刑者の改善更生及び社会復帰のために、有用な作業の導入に向けた受注活動を活発に行うとともに、職業訓練の充実を図り、受刑者の就労に資する取組を行っている。

昭和58年に開始した財団法人矯正協会刑務作業協力事業部（平成25年4月1日公益財団法人へ移行）による原材料提供に係る作業、いわゆる事業部作業は、令和元年度で36年を経過したが、事業部作業の充実を図ることが、作業量の確保にもつながることから、受注作業の拡大、消費者ニーズに応じた製品の開発など、事業部作業の運営基盤の強化に取り組んでいる。

恒例の全国刑務所作業製品展示即売会は、第61回を迎え、5月30日・6月1日の両日、東京都千代田区北の丸公園内の科学技術館で開催された。今回は「刑務作業

の意義を考える」をテーマとして、現在、全国で実施している生産作業、自営作業、職業訓練、社会貢献作業の4種の刑務作業について、それぞれが持つ意義を明らかにするとともに、職場体験など就労に向けた新たな取組を紹介し、刑務作業が再犯防止に果たしている役割を理解してもらうことを目的として広報を実施したほか、「刑務所作業体験コーナー」においては、笠松刑務所の七宝焼、徳島刑務所の藍染、沖縄刑務所の紅型の体験コーナーを設置し、来場者の方々に刑務所で行われている作業を体験し、理解を深めてもらった。

刑 務 所 の 経 費 と 作 業 収 入

年 度	作業収入費 (千円)	収 容 費 (千円)
平成22	4,687,029	49,891,312
23	4,490,824	48,018,553
24	4,374,415	47,797,292
25	4,241,199	47,328,617
26	4,139,640	47,345,203
27	4,026,633	47,525,233
28	3,973,512	46,431,566
29	3,899,471	44,771,586
30	3,751,753	43,451,788
令和元	3,525,298	43,330,386

(注) 収容費は、都道府県警察実費弁償金も含む。

作 業 製 品 需 要 先 別 調 定 額

年 度	部内自給 A (千円)	官 公 需 B (千円)	民 需 C (千円)	計 (千円)	計に対する比率 (%)		
					A	B	C
平成22	5,742	1,168,368	3,512,844	4,686,954	0.1	24.9	75.0
23	4,529	1,114,625	3,371,647	4,490,801	0.1	24.8	75.1
24	5,959	1,064,856	3,303,617	4,374,432	0.1	24.4	75.5
25	5,717	1,055,313	3,180,189	4,241,219	0.1	24.9	75.0
26	4,733	899,969	3,234,938	4,139,640	0.1	21.7	78.2
27	3,269	860,052	3,163,242	4,026,563	0.1	21.4	78.5
28	3,324	871,378	3,098,660	3,973,362	0.1	21.9	78.0
29	4,952	907,904	2,986,709	3,899,566	0.1	23.3	76.6
30	4,547	969,452	2,776,676	3,751,675	0.1	25.9	74.0
令和元	4,596	900,917	2,619,785	3,525,298	0.1	25.6	74.3

(注) 官公需には、事業部作業を含む。

6 職業訓練の実施状況

受刑者に対して、職業に関する免許若しくは資格を取得させ、又は職業に必要な知識及び技能を習得させることにより、出所後の円滑な社会復帰に資することを目的として、職業訓練を実施している。

毎年、指導技能等について創意工夫を重ね、一般社会の労働需要及び受刑者の資質に応じた訓練内容の充実を図っている。

令和元年度は、溶接科、フォークリフト運転科、自動車整備科、内装施工科、建

築塗装料等の職業訓練を実施し、訓練修了人員は、12,679人であった。

なお、ボイラー技士、溶接技能者、自動車整備士、電気工事士、理容師、介護職員実務者研修修了者等の免許・資格を延べ7,572名が取得した。

7 就労支援

受刑者の出所時の就労確保に向けて、平成18年度から刑事施設に就労支援スタッフを配置するとともに、厚生労働省と連携し、刑務所出所者等総合的就労支援対策を実施しており、保護観察所及びハローワークと連携して、支援対象者の希望や適性に応じ、計画的に就労支援を行っている。令和元年は、3,961人に対して就労支援を実施し、延べ1,318人が在所中からの就職内定に結び付いた。

また、平成27年度から、ハローワークの職員が刑事施設に駐在して支援を行う就労支援強化矯正施設の取組も実施されており、令和元年度は30庁において駐在支援が実施された。

さらに、平成28年11月から、東京及び大阪矯正管区において矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）が稼働を開始し、受刑者等の居住地や取得資格等の情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する企業の相談に対応して、広域的な就労支援等に取り組んでいる。令和元年度は、企業等から1,650件の相談を受け付け、113件の採用内定に結び付いた。

コレワークにおいては、出所者等の雇用に関心を持つ企業等に対する広報活動も積極的に展開しており、令和元年度は、全国で雇用支援セミナーや刑務所スタディツアーを15回実施し、延べ344人が参加した。

8 国際受刑者移送制度

欧州評議会の受刑者移送条約の発効及び国際受刑者移送法等の施行に伴い、平成15年6月に国際受刑者移送制度の運用が開始された。

平成22年8月にはタイとの間で受刑者移送条約が発効し、平成28年2月にはブラジルとの間で、同年8月には、イランとの間で、それぞれ受刑者移送条約が発効した。

同制度には、外国で服役している日本人受刑者を我が国の刑事施設に受け入れて刑の執行を共助する「受入移送」及び我が国で服役している外国人受刑者をその本国へ移送して刑の執行の共助を嘱託する「送出移送」があるところ、実績は以下のとおり。

(1) 受入移送

制度運用開始後令和元年末までの累計は10人（3か国）である。（直近では平成30年に1人実施）

(2) 送出移送

令和元年は41人（14か国）（平成30年は28人）実施し、制度運用開始後令和元年末までの累計は458人（34か国）である。

1 少年施設（少年院・少年鑑別所）における保安及び収容状況

(1) 収容状況

少年施設における収容状況等については、少年院の一日平均収容人員は対前年234人減の1,778人、少年鑑別所の一日平均収容人員は対前年69人減の378人となっている。

(2) 保安状況

令和元年の保安事故件数は、少年院0件（自殺0件）、少年鑑別所0件であった。近年における少年非行の多様化、複雑化の傾向に鑑み、少年施設の警備力を充実・強化するため、施設職員を対象とした保安研修の実施等を通じ、良好な保安状況の維持に努めている。

2 少年鑑別所における鑑別、観護処遇及び地域援助充実施策

(1) 鑑別の状況（別表(1)～(2)）

令和元年中に全国の少年鑑別所で受け付けた鑑別対象者は、家庭裁判所からの請求によるものが6,425件、法務省・厚生労働省等関係機関からの依頼によるものが4,633件となっている。

なお、少年鑑別所の新収容者のうち、精神障害ありと診断された少年は991人（18.0%）であり、その比率は前年（17.3%）より増加傾向にある。

(2) 法務省式ケースアセスメントツールの運用の充実

平成20年度から再犯・再非行の可能性や教育上の必要性を定量的に把握するために、法務省式ケースアセスメントツール（MJCA）の開発を進め、平成25年8月から全国の少年鑑別所において運用を開始した。

また、平成27年6月から性非行を犯した少年に特化した法務省式ケースアセスメントツール（性非行）（MJCA（S））の運用を全国の少年鑑別所において開始した。平成30年度から、少年院におけるMJCAの再評価に係る調査を行い、少年院における矯正教育の効果検証等への活用に係る検討を進めている。

(3) 法務省式心理テスト維持管理作業

平成27年度から3か年計画で、法務省式人格目録（MJPI）、法務省式態度検査（MJAT）及び法務省式適応資源尺度（MJAR）の改訂作業を進めており、平成29年度においては、システムの改修及び解釈手引の整備等が行われた。平成30年度は、法務省式心理検査を活用した、鑑別対象者の保健医療、福祉、修学就労に資するアセスメントの在り方について検討を行った。この検討に基づき、令和元年度は「社会復帰支援チェックシート」の開発を行い、試行を開始した。

(4) 鑑別業務充実化作業

少年鑑別所法下における鑑別、観護処遇及び地域援助について運用の在り方を検討した。

鑑別事例集第47集（女子少年の非行）の発刊作業を進めたほか、「保護処分
の過程で、福祉的支援が必要とされた事例」を特集テーマとした鑑別事例集第48集
の編集作業も行った。

(5) 地域援助業務の状況

少年鑑別所においては、平成27年6月に少年鑑別所法が施行され、地域社会に
おける非行及び犯罪の防止に関する援助業務（以下「地域援助」とする。）が本
来業務として規定されたことから、更生保護関係機関、学校関係機関、児童福祉
機関等の関係機関との連携強化を図り、地域援助業務の充実に努めている。

平成30年度は、暴力行為や性的な問題行動のある児童・生徒に対する専用の
ワークブックを改訂し、冊子化して各庁に配備した。また、令和元年度は、「窃盗、
薬物、交友、ルール」の4種類のワークブックを作成し、試行を開始した。

なお、令和元年中の地域援助実施件数は、11,879件であった。

(6) 在所者に対する学習用教材の作成

在所者に対する学習の支援については、これまで各庁において使用する学習用
教材を整備して行ってきたところ、「再犯防止に向けた総合対策」の少年・若年
者及び初入者に対する指導及び支援としてその重要性が高まっていること等に鑑
み、在所者に対する学習用教材について、平成25年に作成し、平成26年の改訂作
業を反映して、平成27年から全国の少年鑑別所において活用している。また、平
成30年度において、その内容の一部を改訂した。

(7) 少年鑑別所在所者に対する修学支援

少年鑑別所在所者に対する修学支援については、「再犯防止推進計画」において、
矯正施設在所者の円滑な学びの継続として重要視されているところ、平成30年度
に「修学支援ハンドブック」を作成し、希望する全在所者に配布し、少年鑑別所
在所中から継続的な修学支援を実施できる体制整備の強化を図っている。

別表(1)

少年鑑別所鑑別受付人員年間対比

年 次	受 付 人 員			
	家 裁 関 係	法 務 省 関 係	一 般 依 頼	計
平成24	12,962	9,443	27,726	50,131
25	12,242	9,096	27,571	48,909
26	11,108	8,812	29,785	49,708
27	10,112	7,097(**)	－(*)	－(*)
28	8,834	6,089(**)	－(*)	－(*)
29	8,083	5,636(**)	－(*)	－(*)
30	7,738	5,409(**)	－(*)	－(*)
令和元	6,425	4,633(**)	－(*)	－(*)

(*) 平成27年から、少年鑑別所法施行に伴い、地域社会一般からの依頼による鑑別については、地域援助として分類されることとなったため本表には計上しない。

(**) 平成27年から、少年鑑別所法施行に伴い、法務省関係の受付人員に厚生労働省関係からの依頼を加えて計上している。

別表(2)

少年鑑別所新収容者の精神状況

(令和元年)

区 分	精神障害 のない者	精 神 障害者	内 訳					不 詳	合 計
			知 的 障 害	人 格 障 害	神 経 症 障	経 性 障 害	発 達 障 害	その他 の精神 障 害	
人 員	4,349	991	273	19	22	519	158	155	5,495
百分率(%)	79.1%	18.0%	5.0%	0.3%	0.4%	9.4%	2.9%	2.8%	100.0%

(注) 不詳は、主として観護措置の取消し又は変更及び他の少年鑑別所への移送等により当該少年鑑別所で精神診断を行わなかったものである。

また、端数処理上合計が100にならないことがある。

3 少年院における矯正教育及び社会復帰支援充実施策

(1) 処遇プログラム等の充実

特定の事情（被害者関係、薬物非行、性非行、暴力、家族関係、交友関係）を有する在院者に対し、その事情の改善を図る生活指導を実施している。同指導のうち、薬物非行防止指導及び性非行防止指導については、それぞれ重点指導施設（薬物非行防止指導：11庁、性非行防止指導：2庁）において、重点的かつ集中的な指導を実施した。

また、平成28年6月、「発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドライン」を策定したほか、平成29年度には、女子少年に対し女性に特徴的な問題等に配慮した各種プログラムを確定するなど、在院者の特性に応じた処遇の充実を図っている。平成30年度からは、身体機能の向上に着目した指導を導入し、その充実に努めている。

(2) 教科指導の充実

高等学校卒業程度認定試験の受験指導体制を充実させるため、平成27年度から新潟少年学院に受験コースを設け、平成29年度には多摩少年院、平成30年度には

さらに拡大し合計13庁に設置した。

(3) 関係機関との連携

家庭裁判所をはじめとする関係諸機関との連携を強化するため、矯正管区主催の少年矯正施設と関係機関との連携会議、少年院と児童自立支援施設との職員交流研修及び少年院における処遇ケース検討会等を実施した。

(4) 社会復帰支援の充実

円滑な社会復帰を図るため、出院後に自立した生活を行うことが難しい在院者に対して、就労・修学支援のほか、帰住先の確保、医療・福祉機関等との連携による支援を継続的に実施した。特に、修学支援については、平成28年度から修学に対する動機付けを高めるための「修学支援ハンドブック」を全在院者に配布しているほか、平成30年度に改訂を行い、少年鑑別所在所中から修学支援を実施できる体制としたほか、在院者の進学等の希望に合致する高等学校等の情報を当該在院者に提供する体制（通称：修学支援デスク）を整備するなど、積極的な支援に努めている。

4 少年院及び少年鑑別所と保護観察所との連携強化

少年院に送致された者に対する保護観察期間の満了に至るまでの継続的な指導・支援等のために、生活環境の調整等の充実強化に取り組んでいるほか、沼田町就業支援センターの処遇の充実・入所者選定に係る連携、少年鑑別所から保護観察所に対する鑑別結果通知書等の写しの送付、少年鑑別所における保護観察対象者の雇用などを実施している。

矯正医療管理官

法務省組織令第34条、第38条 法務省組織規則第12条

1 保健医療

(1) 被収容者の保健衛生及び医療

一般の矯正施設には医官等の医療関係専門職員を配置するとともに、専門的医療を実施する医療刑務所を全国4か所に、第3種少年院を全国2か所に設置し、また、必要に応じ、外部の医療機関において診療を実施するなど、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし、適切な保健衛生及び医療上の措置を実施するよう努めている。

ア 被収容者の死亡数

被収容者の死亡数は、前年対比約11パーセント減の228人となっている。死因は、脳出血、心臓疾患等の循環器系疾患及び悪性新生物が全体の約53%を占めている。被収容者の高齢化、生活習慣病患者の増加等を踏まえつつ、良好な健康状態を保つよう努めている（別表(1)及び(2)）

別表(1)

被収容者月別死亡数

区 分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合 計
拘刑 置務 所所	既決 23(25)	16(26)	16(25)	13(19)	19(23)	15(11)	16(14)	16(18)	15(20)	21(15)	16(15)	16(18)	202(229)
	未決 2(6)	3(3)	3(2)	1(1)	3(1)	1(1)	1(1)	3(2)	1(1)	2(2)	4(2)	2(4)	26(26)
少 年 院					(1)								0(1)
少 年 鑑 別 所													0
婦 人 補 導 院													0
計	25(31)	19(29)	19(27)	14(20)	22(25)	16(12)	17(15)	19(20)	16(21)	23(17)	20(17)	18(22)	228(256)

(注) () 内の数字は、平成30年中の数字を示す。

別表(2)

被収容者死因別死亡数

年 次	悪 新 生 物 疾 患	循 環 器 系 患 疾	呼 吸 器 系 患 疾	消 化 器 系 患 疾	尿 路 性 器 系 患 疾	そ の 他	計
27	101	44	31	29	5	48	258
28	109	68	31	21	1	46(1)	276(1)
29	90	58	33	17	5	49(1)	252(1)
30	91	57	23	20	4	51(1)	256(1)
31	75	40	24	17	3	63	228

(注) () 内の数字は、少年の死亡数を示し、内数である。

イ 感染症対策

感染症に係る啓もう教育及び健康診断の充実により患者の早期発見に努めるとともに、患者発生時には、病態に応じた適切な治療を行うほか、消毒や隔離等の措置を講じることによって、二次感染の防止に努めている。

(2) 矯正医官修学生

この制度は、矯正施設における医師の充足を図るため、医学を専攻する大学生で、将来矯正施設に勤務しようとする者に対し修学資金（月額150,000円）を貸与するもので、昭和36年から実施している。令和元年度の矯正医官修学生は、4年生3名及び3年生1名の計4名である。

なお、令和元年12月末日現在、修学資金の貸与を受けた者で、矯正施設に勤務している者は1人である。

(3) 准看護師の養成

東日本成人矯正医療センター准看護師養成所

矯正施設における看護職員の充足を図るため、矯正施設に勤務する職員の中から、適当な者を選考して同所に入所させ、准看護師となるのに必要な知識及び技能を習得させることを目的として、昭和41年度から開設している。1学年の定員は22人で、その修学年限は2年である。

なお、平成31年3月末日現在、同所を卒業した准看護師は1,067人である。

2 給 養

令和元年度の食費（1人1日当たり）は、次の表のとおりである。このほか誕生日、祝祭日及び正月には、加給食を別途給与している。また、病者等の副食費につ

いては、必要により特別増額を行っている。

被収容者 1 人 1 日当たりの食費

(令和元年度)

区 分	主 食 費	副 食 費	計
	円 銭	円 銭	円 銭
刑務所 { 成 人	101.50	431.67	533.17
少 年 院	116.47	501.54	618.01
少 年 鑑 別 所	108.91	513.70	622.61
	95.85	493.12	588.97

参事官

法務省組織令第12条

〈矯正に関する法令案の検討及び作成〉

省令案の作成及び改正

- (1) 刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正し（平成31年法務省令第19号）、神戸刑務所の分類教育部の廃止並びに分類審議室及び教育部の新設、静岡刑務所及び長崎刑務所の分類教育部の新設、麓刑務所総務部の調査官の新設、東京拘置所の次席矯正処遇官の増設、黒羽刑務所の保健課及び医療課の廃止並びに医務課の新設、東日本成人矯正医療センター及び大阪医療刑務所医療部の医療第四課の新設、喜連川社会復帰促進センターの医務課の新設、静岡刑務所、長崎刑務所、札幌刑務支所及び福島刑務支所の首席矯正処遇官の増設、統括矯正処遇官の数の変更、佐世保刑務所の廃止並びに佐世保拘置支所の新設を行った。
- (2) 少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正し（平成31年法務省令第20号）、平成31年4月1日施行分として、東日本少年矯正医療・教育センター及び東京西少年鑑別所の新設に伴う名称、位置及び内部組織等の制定、福岡少年院の首席専門官の増設、多摩少年院の教育調査官1人の廃止、熊本少年鑑別所の医務課の新設、札幌少年鑑別所、仙台少年鑑別所、京都少年鑑別所及び高松少年鑑別所の地域非行防止調整官の新設、大阪少年鑑別所の鑑別調査官の新設、統括専門官の数の変更、小田原少年院の廃止並びに釧路少年鑑別所、山形少年鑑別所及び富山少年鑑別所の分所化に伴う少年鑑別所の名称及び位置に関する規定並びに分所の名称及び位置に関する規定等の変更を行い、令和元年5月31日施行分として、関東医療少年院、神奈川医療少年院及び八王子少年鑑別所の廃止並びに統括専門官の数の変更を行った。
- (3) 矯正研修所組織規則の一部を改正し（平成31年法務省令第21号）、矯正研修所に試験課及び効果検証センターを新設した。
- (4) 矯正管区組織規則の一部を改正し（平成31年法務省令第22号）、東京矯正管区の管区監査官の増設及び第一部次長の新設、札幌矯正管区、仙台矯正管区、名古屋

屋矯正管区，広島矯正管区，高松矯正管区及び福岡矯正管区第一部の更生支援企画課の新設並びに高松矯正管区の成人矯正調整官の新設を行った。

- (5) 警察拘禁費用償還規則の一部を改正し，平成31年4月1日付けで，監獄費から都道府県に償還すべき費額を1人1日につき1,710円から1,730円に改め（平成31年法務省令第30号），さらに，消費税の増税に伴って，令和元年10月1日付けで，同費額を1人1日につき1,730円から1,740円に改めた（令和元年法務省令第37号）。
- (6) 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正し（令和元年法務省令第2号），手当金（死亡手当金及び障害手当金）の額の算出の基礎となる額（支給基礎日額）を3,920円から3,950円に改めるとともに，労働者災害補償保険における取扱いを参考に，過去に手当金の支給を受けた者に対する追加支給を行う規定を定めた。
- (7) 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正し（令和元年法務省令第40号），同規則第64条第3号に掲げられている道路交通法の条文を，道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第20号）による改正に合わせて改めた。

V 保 護 局

法務省設置法第3条、第4条、法務省組織令第2条、第7条、第39条～第42条、法務省組織規則第13条～第15条

〈重要施策の概要〉

1 保護観察の充実強化

保護観察の充実強化策の一環として、特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇プログラムの実施、被害者のある重大な犯罪をした保護観察対象者に対するしよく罪指導の実施、規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者に対する自発的意思に基づく簡易薬物検出検査、ストーカー行為等に係る仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に関する警察との連携、担当保護司の複数指名等を実施している。

また、平成27年6月から、社会貢献活動を特別遵守事項に定めて実施する運用を開始している。

さらに、保護観察対象者に対し特性に応じた効果的な指導・支援を行うためのアセスメントツール（CFP：Case Formulation in Probation/Parole）を開発し、平成30年10月から試行している。

2 生活環境の調整の充実強化

平成29年12月15日、再犯防止推進計画が閣議決定され、保護観察所が実施する受刑者等の釈放後の生活環境の調整における地方更生保護委員会の関与を強化し、適切な帰住先を確保するための取組の充実を図る旨が盛り込まれた。また、令和元年12月23日には、犯罪対策閣僚会議において再犯防止推進計画加速化プランが策定され、生活環境の調整を充実強化させて仮釈放の積極的な運用を図るほか、あわせて満期釈放者に対する受け皿等の確保に努めることとされた。

更生保護官署においては、上記決定等を踏まえ、保護観察所における受刑者等の釈放後の生活環境の調整が一層促進されるよう、地方更生保護委員会において更生保護法第82条第2項及び第3項に基づく調査・調整を積極的に行うなどの取組を進めている。

また、四国地方更生保護委員会においては、高松矯正管区と連携し、満期釈放予定で帰住先がなく更生保護施設への帰住を希望する者について、管内の施設で入所調整を行い、可能な者は釈放と同時に確実に受け入れる仕組みを、令和元年8月から開始した（四国ポータル・プラン）。

3 自立更生促進センター及び就業支援センターの運営

特定の問題性に応じた重点的・専門的な社会内処遇を実施する自立更生促進センター及び主として農業等の職業訓練を行う就業支援センターを設置・運営している。

自立更生促進センターは、福岡県北九州市の「北九州自立更生促進センター」（平成21年6月開所）及び福島県福島市の「福島自立更生促進センター」（平成22年8月開所）の2か所、就業支援センターは、北海道雨竜郡沼田町の「沼田町就業支援センター」（平成19年10月開所）及び茨城県ひたちなか市の「茨城就業支援センター」

(平成21年9月開所)の2か所である。

4 薬物事犯者に対する処遇の充実強化

覚醒剤の使用等の犯罪的傾向を有する保護観察対象者に対しては、平成20年6月から、簡易薬物検出検査及び認知行動療法に基づく教育課程を一体のものとして運用する覚せい剤事犯者処遇プログラムを特別遵守事項に定めて実施してきたところ、平成28年6月からは、刑の一部の執行猶予制度の施行に伴い、名称を薬物再乱用防止プログラムに変更し、特別遵守事項に定めて実施する対象を規制薬物等の自己使用事案及び所持事案に拡大した。また、同プログラムの実施対象者以外の者や同プログラムを修了した者であって規制薬物に対する親和性・依存性が認められる者については、自発的意思に基づいて、簡易薬物検出検査を実施している。さらに、薬物依存のある保護観察対象者の処遇に関して、地域の医療・保健・福祉機関、民間支援団体と保護観察所等の刑事司法機関との有効かつ緊密な連携体制を整備するため、平成27年11月に法務省と厚生労働省との共同で「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」を策定し、平成28年4月から実施している。

5 就労支援の推進

(1) 更生保護就労支援事業等

刑務所出所者等に対する就労支援として、刑務所出所者等総合的就労支援対策に加え、民間法人等に委託することで、矯正施設在所中から就職後の職場定着に至るまで、専門家による継続的かつきめ細かな支援等を行う「更生保護就労支援事業」を実施している。平成23年度は全国3か所において実施していたところ、平成26年度からは対象地域を9か所に拡大して本格実施を開始し、令和元年度は対象地域18か所(札幌、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡、岐阜、愛知、京都、大阪、兵庫、広島、岡山、香川、福岡、沖縄)で実施した。また、平成24年1月から、東日本大震災被災地域(岩手、宮城及び福島)において、被災地域の事情を踏まえた「更生保護被災地域就労支援対策強化事業」を開始し、刑務所出所者等の更なる就労の確保を図った。

(2) 刑務所出所者等就労奨励金支給制度

平成27年度から、刑務所出所者等を雇用した協力雇用主に対し1年間で最大72万円を支給する「刑務所出所者等就労奨励金支給制度」を導入し、協力雇用主のもとでの就労の拡大を図っている。

6 住居確保支援の推進

(1) 更生保護事業の適切な運営等について

平成30年から令和元年にかけて、全国103の更生保護施設について常勤補導職員配置基準を1名増やすとともに、更生保護事業を営む者に対する助言、指導及び監督に加え、薬物事犯者等の特定の類型に当たる者を受け入れた場合における委託費の加算措置を通じて、更生保護施設における刑務所出所者等の受入れを促進した。

また、平成29年度から更生保護施設を退所するなどして地域にその生活基盤を移行した保護観察対象者及び更生緊急保護対象者に対し、継続的に生活相談に応じ、又は生活指導を行うフォローアップ事業を、更生保護事業法に基づき所要の手続を行った事業者（更生保護施設を設置・運営する者）に委託し、更生保護施設を退所した者等に対する継続的な支援を行っている。

さらに、更生保護事業（施設整備事業）費補助金の交付を通じて更生保護施設整備計画を推進するとともに、更生保護施設職員研修の実施による施設職員の資質向上を図った。

(2) NPO法人等と連携した刑務所出所者等の住居確保について

更生保護施設における受入れを促進していくことに加え、あらかじめ保護観察所に登録したNPO法人等が管理する住居を活用し、宿泊場所の供与と自立のための生活指導（自立準備支援）のほか、必要に応じて食事の給与を委託する「緊急的住居確保・自立支援対策」を通じて、帰るべき場所のない刑務所出所者等の多様な受入れ先を確保した。

7 高齢者・障害のある者等への支援の充実

高齢者・障害のある者等の支援については、矯正施設入所中からの矯正施設、保護観察所および地域生活定着支援センターの連携による特別調整とこれに基づく出所後の福祉関係機関等と連携した支援に引き続き努めたほか、平成30年から、保護観察所19庁（令和2年4月現在23庁）に更生緊急保護対象者に継続的な生活指導や助言を行う特別支援ユニットを整備し、起訴猶予となった高齢者・障害のある者等に対する「入口支援」への取組を開始した。

8 地方公共団体と連携した再犯防止の推進

保護観察所において、地方検察庁、矯正施設と連携しながら、令和元年は、主に都道府県、政令指定市を中心に再犯防止への取組に向けた協議や情報交換を重ね、地方公共団体における地方再犯防止推進計画の策定や36の地方公共団体での地域再犯防止推進モデル事業の実施に協力した。

9 犯罪予防活動の推進について

犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動として、“社会を明るくする運動”が全国各地で展開された。犯罪や非行のない明るい地域づくりへの参画を図るという観点から、住民集会、講演会、映画会、子供を交えたワークショップ等住民の幅広い参加が得られる様々な行事が全国各地で行われた。

10 保護司の安定的確保について

近年、保護司人員が減少傾向にあることに加え、保護司からも適任者の確保が困難になっているとの声がある中、保護司の安定的確保は喫緊の課題となっている。こうした状況を踏まえ、平成31年3月には、法務省保護局と更生保護法人全国保護

司連盟が共同して平成25年度に策定した「保護司の安定的確保に関する基本的指針」を改訂するとともに、同指針を着実に推進するため「10のアクションプラン」を策定した。また、業界団体を始めとする各種機関・団体等への人材情報の提供依頼を行うなど、官民が一体となって各種取組を推進した。さらに、令和元年度には、地域における保護司活動の拠点である「更生保護サポートセンター」を新たに増設し、全ての保護司会に整備するとともに、地域の幅広い世代や職種等から適任者を確保することを目的とした「保護司候補者検討協議会」や「保護司活動インターンシップ」等の保護司の安定的確保のための各種取組を推進した。

〈会 同〉

月 日	件 名	協 議 会 事 項
4.19	地方更生保護委員会事務局 局長協議会	地方更生保護委員会の保護観察所に対する監督機能の強化について
6.11	地方更生保護委員会事務局 総務課長・会計課長及び 保護観察所企画調整課 長会同	1 適正かつ効率的な会計経理の確保方策について 2 再犯防止諸施策の円滑な実施のための取組について 3 適正な行政文書の管理の徹底について 4 更生保護サポートセンターの効果的な活用について
6.27・28	地方更生保護委員会委員 長・保護観察所長会同	1 実際に雇用する協力雇用主の数の増加に向けた取組の推進について 2 更生保護官署における組織的処遇力の向上の在り方について 3 保護司の安定的確保等のための方策について 4 再犯防止の推進に向けた地方公共団体との連携強化について
6.28	地方更生保護委員会委員 長会同	1 地方更生保護委員会が主導して適正かつ積極的な仮釈放を推進するための方策について 2 その他当面する諸課題について
10.16・17	地方更生保護委員会委員 長会同	1 保護司の安定的確保のための庁別計画を効果的に実施するための課題等について 2 刑務所出所者等の再犯防止の在り方等について 3 更生保護関係の法改正等について 4 今後10年の更生保護について

11.8	地方更生保護委員会事務局首席・統括審査官等及び保護観察所首席・統括保護観察官会同	1 薬物再乱用防止プログラムを通じての長い支援を実施していく方策について 2 82条調査・調整等を通じた生活環境調整の充実と出所後の再犯防止について 3 地区主任官が実効性のある就労支援を行うための組織管理の在り方について
11.13・14	地方更生保護委員会事務局長会同	近年の情勢を踏まえた更生保護官署の業務と組織体制の在り方について

総務課

法務省組織令第39条、第40条 法務省組織規則第13条

1 地方更生保護委員会及び保護観察所の管理

常時各庁の事務処理状況の把握に努め、職員の配置及び服務、予算執行等についての事務運用方針に関する必要な通達を発し、質疑に対する回答を行った。

2 法令の改正等

- (1) 平成31年3月29日付け法務省令第23号をもって保護観察所組織規則の一部が改正され、さいたま、千葉及び横浜保護観察所にそれぞれ首席社会復帰調整官1人が増設されたほか、宇都宮、前橋、長野、岐阜、神戸及び和歌山保護観察所にそれぞれ統括社会復帰調整官1人が増設され、同年4月1日から適用された。また、平成31年3月29日付け法務省令第24号をもって地方更生保護委員会事務局組織規則の一部が改正され、近畿地方更生保護委員会に事務局次長が1人増設され、同年4月1日から適用された。
- (2) 令和元年9月30日付け法務省令第38号をもって保護司実費弁償金支給規則の一部が改正され、消費税率引上げに伴い補導費及び生活環境調整費の単価が改められ、令和元年10月1日から適用された。
- (3) 平成30年8月10日付けで一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が成立したことに伴い、平成31年3月19日付け法務省令第8号をもって更生保護委託費支弁基準の一部が改正され、委託事務費の単価が改められ、平成30年4月1日から適用されたほか、人的体制強化のため、常勤補導職員配置基準の1名増配置施設に支給する委託事務費の単価が新設され、平成31年1月1日から適用された。また、令和元年8月2日付け法務省令第28号をもって更生保護委託費支弁基準の一部が改正され、委託事務費の単価が改められ、平成31年4月1日から適用された。

3 保護司・更生保護法人役員等の表彰

長年、更生保護事業に従事し、功績のあった保護司・更生保護法人役員・更生保護女性会役員・協力雇用主等に対する表彰として、令和元年は、叙勲224人、藍綬

褒章266人、法務大臣表彰1,497人の顕彰が行われた。

4 常時恩赦

令和元年中の常時恩赦の受理及び処理状況は、次の表のとおりである。

常時恩赦の受理及び処理状況（令和元年）

区 分	受 理							処 理											未 処 理		
	総 数	繰 越	新 受					総 数	相 当					不 相 当						そ の 他	
			計	特 赦	減 刑	刑の執行の 免除	復 権		計	特 赦	減 刑	刑の執行の 免除	復 権	計	特 赦	減 刑	刑の執行の 免除	復 権			
総 数	143	24	119	15	85	7	12	62	9					9	52	7	35	2	8	1	81
保 護 観 察 所	19	8	11	1			10	16	9					9	7	1			6		3
刑 事 施 設	117	14	103	12	85	6		42							41	4	35	2		1	75
検 察 庁	7	2	5	2		1	2	4							4	2			2		3

5 恩赦出願期間短縮

令和元年における恩赦出願期間短縮願は、受理総数18人、既済人員14人である。

6 即位の礼に当たり行われた恩赦

内閣は、令和元年10月22日即位の礼が行われるに当たり、同月18日の閣議において、政令による復権のほか、刑の執行の免除及び復権を内容とする特別基準恩赦を行うことを決定し、復権令（政令第131号）は同月22日公布、施行され、特別基準恩赦は同日から実施された。

その内容は次のとおりである。

(1) 復権令

1個又は2個以上の裁判により罰金に処せられた者で、その全部の執行を終わり、又は執行の免除を得た日から令和元年10月22日（以下「基準日」という。）の前日までに3年以上を経過したものは、基準日において、その罰金に処せられたため法令の定めるところにより喪失し、又は停止されている資格を回復する。ただし、他に禁錮以上の刑に処せられているときは、この限りでない。

(2) 特別基準恩赦

下記ア及びイの要件を満たす者につき、犯情、本人の性格及び行状、犯罪後の状況、社会の感情等を個別に審査した上、刑の執行の免除及び復権を行うものである。なお、その適用に当たっては、本人がした犯罪行為により被害を受けた者及びその遺族の心情に配慮するものとする。

ア 対 象

(ア) 基準日の前日までに有罪の裁判が確定している者で、刑の執行の免除又は復権の各基準に該当するもの

(イ) 基準日の前日までに略式命令の送達、即決裁判の宣告又は判決の宣告を受

け、令和２年１月21日までに有罪の裁判が確定した者で、復権の基準に該当するもの

イ 出願又は上申の手續

本人からの出願を待つて恩赦を行うのを原則とし、出願又は上申の期限は次のとおりである。

(ア) 上記ア(ア)の場合、令和２年１月21日までに出願、同年４月21日までに上申

(イ) 上記ア(イ)の場合、令和２年４月21日までに出願、同年７月21日までに上申

ウ 基準

(ア) 刑の執行の免除

懲役、禁錮又は罰金に処せられ、病気等により長期間刑の執行停止され、なお長期にわたりその執行に耐えられないと認められる者

(イ) 復権

罰金刑の執行を終了等し、社会生活を営むに当たり障害のある者

7 医療観察

心神喪失者等医療観察法に基づく生活環境調査事件・生活環境調整事件・精神保健観察事件の各処理状況の推移は、次の表のとおりである。

医療観察における処理状況の推移（事件別）（平成22年～令和元年）

事件別	年 次	開始件数	終結件数	係属件数
生活環境 調査事件	平成22年	389 (17)	382 (15)	72 (4)
	平成23年	431 (16)	413 (19)	90 (1)
	平成24年	375 (20)	403 (19)	62 (2)
	平成25年	396 (8)	387 (8)	71 (2)
	平成26年	367 (11)	368 (13)	70
	平成27年	339 (13)	351 (10)	58 (3)
	平成28年	362 (11)	353 (13)	67 (1)
	平成29年	388 (21)	372 (20)	83 (2)
	平成30年	308 (15)	335 (13)	56 (4)
	令和元年	299 (8)	294 (11)	61 (1)
生活環境 調整事件 (居住地)	平成22年	246	186	529
	平成23年	280	167	642
	平成24年	263	237	668
	平成25年	276	202	742
	平成26年	267	239	770
	平成27年	261	303	728
	平成28年	243	246	725
	平成29年	277	246	756
	平成30年	246	264	738
	令和元年	223	206	755
精神保健 観察事件	平成22年	213	154	524
	平成23年	180	174	530
	平成24年	226	206	550
	平成25年	203	197	556
	平成26年	234	200	590
	平成27年	287	210	667
	平成28年	239	220	686
	平成29年	236	257	665
	平成30年	257	266	656
	令和元年	200	235	621

注1 生活環境調査事件の欄の（ ）内は、法第33条第1項の申立て以外の処遇事件に係る件数であり、内数である。

2 事件移送による開始及び終結を除く。

8 犯罪被害者等施策

(1) 実施状況

令和元年の実施状況は、次のとおりである。

	実 施 状 況
意見等聴取制度	地方更生保護委員会が被害者等から仮釈放等に関する意見等を聴取した件数 336件
心情等伝達制度	保護観察所が被害者等から被害に関する心情等を聴取し保護観察中の加害者に伝達した件数 158件
更生保護における被害者等通知制度	地方更生保護委員会が仮釈放等審理について被害者等に通知した件数 4,226件 保護観察所が加害者の保護観察中の処遇状況等を被害者等に通知した件数 7,190件
相談・支援	保護観察所が犯罪被害者等からの相談に応じ関係機関等の紹介等の支援を実施した件数 1,366件

(2) 研修等の実施

ア 平成31年度新任被害者担当官等研修

平成31年4月、法務省において、全国の新任の被害者担当官等に対し、犯罪被害者等施策に関する研修を実施した。

イ 令和元年度被害者担当保護司研修

令和元年9月、法務省において、全国の被害者担当保護司に対し、犯罪被害者等への配慮の在り方等に関する研修を実施した。

(3) 更生保護の犯罪被害者等の在り方を考える検討会の開催

令和元年5月16日、同年6月25日、同年7月25日、同年10月10日、同年11月14日の日程で、法務省会議室において、計5回にわたり標記検討会が実施された。本検討会は、7人の学識経験者や被害者等を構成員とし、被害者等の心情等を踏まえその思いに応える更生保護を実現するための方策を検討することを目的に保護局長が設置したものである。

9 更生保護制度についての調査研究

更生保護制度の充実を図るため、主要各国の更生保護制度等の情報及び資料の収集整備その他の調査研究を行った。

更生保護振興課

法務省組織令第39条、第41条 法務省組織規則第14条

1 更生保護制度施行70周年記念全国大会

令和元年、更生保護制度が施行され70周年を迎えたことを記念して、10月7日、東京国際フォーラムにおいて、更生保護制度施行70周年記念全国大会が開催された。約5,000人の更生保護関係者が参集し、天皇后両陛下が御臨席の下、更生保護事業功労者に対する顕彰が行われたほか、更生保護関係者及び地方公共団体の長によるパネルディスカッションが行われた。

2 地方別保護司代表者協議会

地方別保護司代表者協議会は、各地方において保護司の代表者の参集を求め、それぞれの地方において更生保護の活動を推進する上で当面する諸問題について研究協議を行い、更生保護の一層の充実発展を図ろうとするものである。

3 第56回“日本更生保護女性の集い”

令和元年6月13日、有楽町朝日ホールにおいて、第56回“日本更生保護女性の集い”が開催され、全国から更生保護女性会員約400人が一堂に会した。

式典では、更生保護女性会活動に功績のあった個人及び団体に対する、日本更生保護女性連盟会長表彰の授与が行われたほか、「外国にルーツを持つ子どもたちに寄り添って～共に生きる地域社会の実現に向けて～」と題し、NPO法人在日外国人教育生活相談センター・信愛塾センター長の竹川真理子氏による講演が行われた。

4 令和元年度更生保護女性会員中央研修

更生保護の意義を確かめ、今後の更生保護女性会活動の一層の充実発展を期すため、全国の地区更生保護女性会長等100名を参集して、令和元年10月23日から同月24日まで、東京都・アルカディア市ヶ谷私学会館において令和元年度更生保護女性会員中央研修が実施された。

「地域を編む」をテーマに地域活動に必要な知識や技術の習得を目指すための研修を実施すると共に、全国の地域活動の実情について、ワークショップを通じて意見交換を行った。

5 第60回BBS会員中央研修会

地区BBS会において組織の中心となってその活動を積極的に推進しているBBS会員に対し、今後も組織の一層の発展と活動の活性化を図る役割を担うことができるよう、必要な知識及び技能を修得させることを目的として、令和元年11月23日から同月24日まで、東京都・国立オリンピック記念青少年センターにおいて、第60回BBS会員中央研修会が開催された。全国から56名のBBS会員が参加し、「BBS運動の今後」をテーマに講義が行われ、「BBS運動のあり方、私のかかわり再点検！」等をテーマにグループ協議等が行われた。

6 更生保護女性会・BBS会新会員研修

平成23年度から導入された、「更生保護女性会・BBS会新会員研修」は、地区

更生保護女性会又は地区ＢＢＳ会に新たに入会した会員を対象として、更生保護の概要や保護観察対象者等との接し方等に関する基礎的知識及び技能を付与するとともに、保護観察所との連携を一層促進することで地区会活動の充実発展を図ることを目的とした研修であり、令和元年度も引き続き各保護観察所において実施された。

7 “社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動であり、法務省が主唱して、毎年7月を強調月間として実施されている。

令和元年で69回を迎えた本運動は、第60回から、運動の趣旨を分かりやすくするため、「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」と改称している。第69回の行動目標は、①犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組を進めよう、②犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう、と定め、重点事項は、①出所者等の事情を理解した上で雇用する企業の数を増やすこと、②帰るべき場所がないまま、刑務所から社会に戻る人の数を減らすこと、③薬物依存からの回復と社会復帰を長期的に支える地域の環境を作ること、④犯罪をした高齢者・障害者等が、社会復帰に必要な支援を受けられる環境を作ること、⑤非行少年等が学びを継続できる環境を作ること、と定め、関係機関・団体で構成される推進委員会を設置して、地域住民の参加を得て各種の行事が実施された。

その実施状況は次のとおりである。

(1) 推進委員会の設置状況

中央に124の関係機関・団体が構成された中央推進委員会が設置されたほか、各都道府県単位（北海道にあっては、道及び道内各保護観察所単位）に51の都道府県推進委員会が、また、市区町村等を単位に全国で1,527の地区推進委員会が設置された。

(2) 行事の実施状況

(中央推進委員会関係)

行 事 名	内 容
全国矯正展	5月31日、6月1日に実施
更生保護の日「立ち直りフェスティバル」	7月1日、東京・千代田区有楽町駅前広場において、本運動フラッグアーティストの谷村新司氏によるトークショーを始めとする広報・啓発活動を実施した。
作文コンテスト	全国の小中学生344,797人が参加
保護観察官による更生保護出張講座	全国の福祉関係者等を主な対象として保護観察官による更生保護に関する講座を開催した。

(地方推進委員会関係)

行 事 名	都道府県推進委員会		地区推進委員会		合計	
	回数	参加人員	回数	参加人員	回数	参加人員
推 進 委 員 会 議	54	4,725	3,394	65,127	3,448	69,852
街 頭 広 報 活 動	274	68,968	24,279	559,702	24,553	628,670
ミニ集会, 公開ケース研究会等	369	5,374	4,769	228,814	5,138	234,188
講 演 会, シンポジウム	48	7,837	937	131,094	985	138,931
弁 論 大 会	4	1,013	205	38,436	209	39,449
ポスター・標語等の作品募集	19	49,652	3,305	203,972	3,324	253,624
ス ポ ー ツ 大 会	21	8,426	572	105,105	593	113,531
ワークショップ, 親子触合い行事	67	6,067	493	222,372	560	228,439
相 談 所 開 設	33	129	2,054	13,831	2,087	13,960
矯正施設製品展示会	21	27,195	106	71,155	127	98,350
1 日 保 護 観 察 所 長	12	1,768	20	1,710	32	3,478
関係機関・団体協議会, 大会	82	2,762	3,312	157,797	3,394	160,559
募 金・物 品 等 の 寄 贈	45	793	965	62,761	1,010	63,554
矯正施設・更生保護施設訪問	45	333	988	15,746	1,033	16,079
更生保護関係者集会	81	730	1,456	58,109	1,537	58,839
生徒指導担当教諭等との座談会	2	120	3,241	30,215	3,243	30,335
街頭補導活動, 防犯パトロール等	295	4,030	15,955	178,912	16,250	182,942
非行防止教室, 薬物乱用防止教室	296	27,814	1,369	114,498	1,665	142,312
清 掃 活 動, 落 書 き 消 し	70	27,199	564	45,440	634	72,639
有害図書, チラシの撤去	3	17	359	2,332	362	2,349
犯罪・非行予防に対する取材の要請	79	355	252	2,361	331	2,716
住民の意識調査等の調査研究	1	8	74	7,343	75	7,351
そ の 他	175	8,455	3,115	398,942	3,290	407,397
合 計	2,096	253,770	71,784	2,715,774	73,880	2,969,544

8 保護区数及び保護司定数

令和元年末における保護観察所別の保護区数及び保護司定数は、次の表のとおりである。

庁 名	保護 区数	保護司 定数	保護司 実数	充足率	庁 名	保護 区数	保護司 定数	保護司 実数	充足率
札 幌	31	1,435	1,235	86.06%	大 津	9	498	489	98.19%
函 館	8	541	456	84.29%	京 都	22	1,232	1,062	86.20%
旭 川	12	724	630	87.02%	大 阪	56	3,452	2,952	85.52%
釧 路	16	860	768	89.30%	神 戸	34	2,151	1,878	87.31%
計	67	3,560	3,089	86.77%	奈 良	14	578	534	92.39%
					和 歌 山	10	654	608	92.97%
青 森	11	630	554	87.94%	計	145	8,565	7,523	87.83%
盛 岡	14	667	609	91.30%					
仙 台	17	807	735	91.08%	鳥 取	8	390	366	93.85%
秋 田	12	715	652	91.19%	松 江	9	510	498	97.65%
山 形	11	666	630	94.59%	岡 山	18	1,042	961	92.23%
福 島	18	1,010	932	92.28%	広 島	23	1,338	1,224	91.48%
計	83	4,495	4,112	91.48%	山 口	13	850	792	93.18%
					計	71	4,130	3,841	93.00%
水 戸	19	969	917	94.63%					
宇都宮	13	927	811	87.49%	徳 島	9	506	474	93.68%
前 橋	13	896	800	89.29%	高 松	9	590	554	93.90%
さいたま	25	1,644	1,502	91.36%	松 山	12	804	772	96.02%
千 葉	26	1,418	1,265	89.21%	高 知	15	600	511	85.17%
東 京	33	4,375	3,375	77.14%	計	45	2,500	2,311	92.44%
横 浜	45	2,001	1,716	85.76%					
新 潟	21	1,055	938	88.91%	福 岡	30	2,157	1,855	86.00%
甲 府	13	490	470	95.92%	佐 賀	8	550	518	94.18%
長 野	19	1,015	954	93.99%	長 崎	11	890	797	89.55%
静 岡	28	1,495	1,325	88.63%	熊 本	16	1,043	968	92.81%
計	255	16,285	14,073	86.42%	大 分	12	660	605	91.67%
					宮 崎	12	605	540	89.26%
富 山	11	605	552	91.24%	鹿 児 島	15	910	840	92.31%
金 沢	8	552	499	90.40%	那 覇	8	615	566	92.03%
福 井	10	435	420	96.55%	計	112	7,430	6,689	90.03%
岐 阜	21	790	777	98.35%					
名古屋	42	2,389	2,196	91.92%	合 計	886	52,500	46,763	89.07%
津	16	764	681	89.14%					
計	108	5,535	5,125	92.59%					

9 更生保護事業を営む者

- (1) 令和元年末における更生保護事業を営む者の数及び組織の状況は次の表のとおりである。

区 分	組 織 態 様 別 団 体 数			更 生 保 護 施 設 数
	更生保護法人	非更生保護法人	計	
継 続 保 護 事 業 を 営 む	1	1	2	2
連 絡 助 成 事 業 を 営 む	16	1	17	…
一 時 保 護 事 業 を 営 む	1	—	1	…
継続保護事業及び一時保護事業を営む	96	2	98	100
連絡助成事業及び一時保護事業を営む	49	—	49	…
す べ て を 営 む	1	—	1	1
(合 計)	164	4	168	103

- (2) 令和元年末における更生保護施設の状況は、次の表のとおりである。

地方別分布状況

区 分	全国	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州
更生保護施設数	103	8	6	35	12	13	8	4	17
収 容 定 員	2,392	191	126	860	253	385	167	76	334

- (3) 令和元年度の収容保護状況は、次の表のとおりである。

区分	全国
総数 実人員	7,682
延人員	610,153

※実人員は、種別異動を除外している。

(4) 令和元年度更生保護事業関係予算は、次の表のとおりである。

区 分	更 生 保 護 委 託 費										
	総 額	入 所 委 託								その他施設等 緊急的住居確保分	
		更生保護施設									
		補 導 援 護 費 (一般分)	補 導 援 護 費 (加算分)	食事付 宿泊費	宿泊費	委 託 事務費	支援計画 書作成費	宿泊費	食 事 給与費	自立準備 支 援 費	
単 価 (円)	-	147.15	127.53	2,018.91	696.59	5,891.03	8,500	1,500	1,213	2,000	
金 額 (千円)	5,377,099	87,357	15,839	1,045,369	52,852	3,497,281	25,883	176,400	102,232	235,200	

区 分	更 生 保 護 委 託 費								更生保護 事業費 補助金
	入 所 委 託				通 所 委 託				
	その他施設等								
	薬物依存対策分								
	宿泊費	食 事 給与費	自立準備 支 援 費	補導援護費 (薬物依存 回復訓練分)	補導援護費 (職業訓練 委託分)	補導援護費 (薬物依存 回復訓練分)	通所等 処遇費 (薬物依存回 復プログラム)	通所等 処遇費 (生活相 談支援)	
単 価 (円)	1,500	1,213	2,000	1,285	3,064	1,285	1,285	147.15	-
金 額 (千円)	32,588	26,352	43,450	16,237	4,780	4,669	8,085	2,525	404,050

(5) 更生保護施設経営研究会の開催

平成31年2月7日から同月8日まで、アルカディア市ヶ谷において、標記研究会が開催された。本研究会は、継続保護事業を営む更生保護法人等の役員等の参集を求め、経営者の立場から、更生保護施設の経営面における諸課題について研究協議を行い、もって継続保護事業の発展を図ることを目的としており、全国103の施設から176人の理事長等が参加した。

(6) 新任更生保護施設補導職員研修の開催

令和元年12月19日から同月20日まで、法務省赤れんが棟において、標記研修が実施された。本件修は、比較的経験年数の少ない更生保護施設の補導職員等を対象に、職務遂行に必要な処遇に関する基礎的知識を修得させることを目的としており、全国56の施設から63人の補導職員等が参加した。

(7) 薬物重点処遇事例研究協議会の開催

令和元年8月6日から同月7日まで、東京保護観察所において、標記協議会が実施された。本協議会は、薬物処遇重点実施更生保護施設に配置された薬物専門職員等が事例を通じて各施設の重点処遇の状況や課題を共有し、意見交換を行うことで処遇能力の向上を図り、もって重点処遇の効果的な実施と対象者の受入れの促進を図ることを目的としており、全国23の施設から27人の薬物専門職員等が参加した。

(8) 更生保護施設管理研修の開催

令和元年11月28日から同月29日まで、法務省赤れんが棟において、標記研修が実施された。本研修は、比較的経験年数の少ない更生保護施設の施設長について、

施設の責任者として、業務の管理、処遇の企画、職員の統括及び地域社会との調整に必要な知識等の向上を図ることを目的としており、全国9の施設から9人の施設長が参加した。

(9) これからの更生保護事業に関する有識者検討会の開催

昨年に引き続き、平成31年1月28日、同年3月12日の日程で、法務省会議室等において、計2回にわたり標記検討会が実施された。本検討会は、更生保護事業に係る学識経験者等の参集を求め、多角的な観点からの協議を実施し、もって今後の更生保護事業をより一層発展させるための制度や施策の方向性について検討を行うことを目的としており、9人の学識経験者等が構成員として設定されている。

なお、平成31年3月、本検討会での議論を踏まえ、本検討会から報告書「これからの更生保護事業に関する提言～更生保護事業のあるべき姿の実現に向けて～」が提出された。

(10) 更生保護事業の在り方に関する意見交換会の開催

昨年に引き続き、平成31年1月18日、同年3月4日、令和元年11月20日、同年12月13日の日程で、更生保護会館会議室において、計4回にわたり標記意見交換会が実施された。本意見交換会は、全国の更生保護事業者、保護局及び更生保護官署という更生保護事業の実務に関わる三者が、刑務所出所者等の改善更生や更生保護事業の充実発展の観点から意見交換を実施し、もってより実効性のある制度の方向性について検討を行うことを目的としており、15人の施設長等が構成員として設定されている。

(11) 更生保護事業に関する地方別検討会の開催

全国を7ブロックに分け、令和元年7月9日から同月10日（中国・四国）、同月11日から同月12日（北海道）、同月24日から同月25日（関東）、同月26日（近畿）、同月30日から同月31日（東北）、同年9月5日から同月6日（中部）、同月26日から同月27日（九州）の日程で、標記地方別検討会が開催された。本地方別検討会は、これからの更生保護事業に関する有識者検討会及び更生保護事業の在り方に関する意見交換会を踏まえ、保護局において全国の更生保護事業者と意見交換を行い、これからの更生保護事業が進むべき方向性を示すことを目的としており、各事業者の理事長・施設長等が出席した。

10 刑務所出所者等に対する就労支援施策

平成18年度から、矯正局及び厚生労働省（労働局、公共職業安定所）と連携して、刑務所出所者等の就職促進を図るため、刑務所出所者等総合的就労支援対策を実施している。

観察課

法務省組織令第39条、第42条 法務省組織規則第15条

1 仮釈放・仮退院

(1) 生活環境の調整

令和元年中に全国の保護観察所が新たに開始した収容中の者に対する生活環境調整の人員は35,654人で、前年の38,510人と比較して2,856人（7.4％）減少している。これを、本人が収容されている矯正施設の種別に区分して対比すると、次の表のとおりである。

収容中の生活環境調整の開始人員

年 次	総 数	刑 務 所 少年刑務所 拘 置 所	少 年 院	婦人補導院
平成26年	53,170	48,831	4,338	1
27	48,852	44,829	4,023	－
28	42,834	38,983	3,851	－
29	41,172	37,878	3,292	2
30	38,510	35,580	3,130	－
令和元年	35,654	32,877	2,777	－

(2) 仮釈放

令和元年中に地方更生保護委員会が新たに仮釈放審理を開始した人員は、13,086人で、前年の13,053人と比較して、33人（0.3％）増加している。次に、同年中に地方更生保護委員会が仮釈放を許す旨の決定をした人員は11,976人で、前年の12,273人と比較して297人（2.4％）減少している。

仮釈放率と仮釈放期間の推移については、次の表のとおりである。

区 分	H26	27	28	29	30	R1
仮 釈 放 率（％）	56.4	57.6	57.7	58.0	58.4	58.3
仮釈放期間（月）	4.3	4.0	4.1	4.1	4.2	4.2

(注) 1 「仮釈放率」とは、仮釈放者と満期釈放者の総数に占める仮釈放者数の割合である。
 2 「仮釈放期間」とは、全仮釈放者の仮釈放期間の総和を仮釈放者数で除した月数である。
 3 無期刑仮釈放者を除く。

(3) 少年院からの仮退院

令和元年中に地方更生保護委員会が新たに仮退院審理を開始した人員は2,006人で、前年の2,145人と比較して139人（6.5％）減少している。次に、同年中に地方更生保護委員会が仮退院を許す旨の決定をした人員は2,019人で、前年の2,177人と比較し158人（7.3％）減少している。

なお、短期の矯正教育課程を実施する少年院の在院者については、できるだけ早期に仮退院させ保護観察に移行することが本人の処遇上効果的であることから、

地方更生保護委員会における仮退院審理の迅速、効率化を図っている。また、仮退院後の保護観察についても、短期間に集中的な処遇を実施することにより、成績良好な者の保護観察を早期に終了させる「退院」の措置を積極的に採るように努めている。

(4) 関係施策

ア 更生保護法第36条第1項の規定による調査

更生保護法第36条第1項（法第42条及び売春防止法第25条第4項において準用する場合を含む。）の規定による調査（以下「第36条調査」という。）とは、地方更生保護委員会が仮釈放等の審理を開始するか否かを判断するための調査で、委員又は地方更生保護委員会事務局所属の保護観察官は、本人と面接したり、関係記録・資料等の閲覧、収集、整備、保護観察所と矯正施設の間の連絡、情報交換を緊密に行うことにより、矯正施設被収容者の社会復帰の障害となるような様々な問題の早期かつ的確な把握に努めている。

また、刑事施設における行状等に特段の問題はないと認められるものの、釈放後の帰住予定地が確保されていない受刑者については、刑事施設と協議の上、積極的に36条調査の対象としている。

なお、札幌、宮城、府中、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡の各刑務所には、地方更生保護委員会事務局所属の観察官が駐在し、36条調査等の実施に当たっている。

イ 更生保護法第82条第3項の規定による調査

刑の一部の執行猶予制度を定めた、刑法等の一部を改正する法律の施行により、更生保護法の一部が改正され、平成28年、更生保護法第82条第3項の規定による調査（以下「82条調査」という。）が新設された。地方更生保護委員会は、生活環境の調整が有効かつ適切に行われるよう、保護観察所の長に対し必要な指導及び助言を行うほか、生活環境の調整が複数の保護観察所において行われる場合における当該保護観察所相互間の連絡調整を行い、これらの措置をとるに当たって、必要があると認めるときは、収容中の者との面接、関係人に対する質問その他の方法により、調査を行うことができるようになった。特に、薬物事犯受刑者については、薬物への依存度や関連する精神障害等の特有の問題性に焦点を当てた82条調査を行い、問題性に応じた出所後の生活環境の調整の充実を図るとともに、出所後の保護観察処遇を始め薬物依存からの回復のための地域支援の充実強化を図っている。

ウ 長期刑受刑者の仮釈放審理の充実

長期刑（無期刑及び執行すべき刑期が10年以上の有期刑）受刑者は、拘禁期間が長く、社会復帰に困難を伴う者が多いため、仮釈放の審理、決定においては特に慎重な配慮を要することから、仮釈放審理のための調査をできるだけ早期に開始し、複数回の委員面接を実施したり、医師等の専門家の面接を実施す

るほか、検察官の意見を聞くなどして、その審理、決定の適正、充実を図っている。また、これらの者を仮釈放したときは、その円滑な社会復帰に資することを目的として長期刑仮釈放者に対する中間処遇（184ページ参照）を実施している。

2 保護観察

(1) 概況

令和元年中に保護観察に付された者の総数は、29,183人で、その種別の構成比は、保護観察処分少年（1号観察）40.5％、少年院仮退院者（2号観察）7.0％、仮釈放者（3号観察）39.9％、保護観察付執行猶予者（4号観察）12.6％であり、婦人補導院仮退院者（5号観察）はなかった。保護観察開始人員の総数の推移は次の表のとおりである。

保護観察種別開始人員歴年比較（平成22年～令和元年）

（単位：人）

年 次	保護観察処分少年		少年院 仮退院者	仮釈放者	保護観察付 執行猶予者	合 計
		(うち交通短期)				
平成22年	25,525	(9,485)	3,883	14,472	3,682	47,562
23	23,580	(8,276)	3,601	14,620	3,398	45,199
24	22,557	(7,809)	3,421	14,700	3,376	44,056
25	20,811	(7,327)	3,428	14,623	3,255	42,117
26	19,599	(6,701)	3,122	13,925	3,348	39,995
27	18,202	(6,334)	2,871	13,570	3,460	38,103
28	16,304	(5,981)	2,743	13,260	3,034	35,341
29	14,465	(5,206)	2,469	12,760	2,843	32,538
30	12,945	(4,434)	2,146	12,299	3,455	30,845
令和元	11,823	(4,022)	2,053	11,640	3,667	29,183

（注） 婦人補導院仮退院者（5号観察）は、平成24年に2人、26年及び29年はそれぞれ1人であった。

保護観察開始人員を類型別に見ると、無職等対象者、覚せい剤事犯対象者等、問題性が大いといと認められる事案の係属事件数に占める割合は依然として高く（後述「3(2)イ 類型別処遇」参照）、今後とも保護観察及び生活環境の調整の充実、強化を図る必要がある。

(2) 保護観察の充実強化に関する措置

ア 段階別処遇

更生保護法の施行に際し、従来の分類処遇を発展的に解消し、段階別処遇が導入された。これは、保護観察対象者について、犯罪又は非行に結び付くおそれのある行動をする可能性及びその改善更生に係る状態の変化を的確に把握し、これに基づいて、保護観察対象者を処遇の難易により区分したS、A、B及びCの各段階に編入するとともに、各段階に求められる処遇の強度に応じて、保

保護観察官と保護司の協働態勢の下における両者の適正かつ効率的な処遇活動を行うほか、各段階における処遇の実施状況に即して、段階の変更、不良措置、良好措置等の措置を的確にとることとしている。

イ 類型別処遇

令和元年末現在の類型別処遇における類型認定状況は、交通短期保護観察及び10月以内の短期保護観察を除く全係属保護観察対象者中、無職等対象者が18.0%、覚せい剤事犯対象者が17.1%（平成30年末はそれぞれ19.3%、14.4%）などとなっており、問題性が大きいと認められる対象者の占める割合は、前年に引き続き高い割合を示している。

令和元年においては、類型別処遇の充実を図るために、地方更生保護委員会・保護観察所において、処遇協議会・研修会等の開催、各種集団処遇、特定類型該当者の保護者会・引受人会等、多様な活動が実施された。

ウ 短期保護観察

短期保護観察は、非行性の進度がそれほど深くない少年に対して、重点的に指導すべき領域を定め、これに対応する課題を設定して履行させることにより、短期間でその社会適応の促進を図ろうとするものであり、概ね6～7月で解除することを目指している。令和元年の保護観察開始人員は1,370人となっている。

エ 交通短期保護観察

交通短期保護観察の開始人員は、ここ数年減少傾向にあり、令和元年も前年に比べて412人減少し4,022人であったが、保護観察事件全体の中で依然として大きな比重を占めている。同年においては、視聴覚教材を活用するなどした集団講習を実施するなどして、処遇内容の充実を図った。

オ 社会貢献活動

平成25年6月に公布された「刑法等の一部を改正する法律（平成25年法律第49号）」において、保護観察の特別遵守事項の類型の一つとして社会貢献活動に関する規定が加えられ、平成27年6月に施行された。平成30年度には、これまでの社会貢献活動の実施状況について検証し、より効果的な運用を図ることを目的として、有識者を構成員とする検討会を設置し、調査・検討を行った。本検討会における検討結果を踏まえ、実施対象者をより幅広く選定することや、一律5回としていた活動の標準回数を3回（上限5回）に変更すること等による新たな運用を令和元年10月から開始している。令和元年度は延べ1,778人が活動に参加した。

カ 刑の一部の執行猶予制度

平成25年6月に公布された「刑法等の一部を改正する法律（平成25年法律第49号）」及び「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成25年法律第50号）」が成立し、平成28年6月、刑の一部の執行猶予制度が導入された。令和元年、保護観察付一部執行猶予者のうち、実刑部分

について仮釈放となった者は1,198人、執行猶予期間の保護観察が開始した者は1,419人である。

キ 保護観察官等の育成について

平成26年3月「更生保護官署職員育成要綱」が「保護観察官等育成要綱」に改められ、同年4月から実施されている。本要綱は、更生保護の担い手である更生保護官署職員一人一人の実力向上を図るため、保護観察官については、職場における実務訓練（ＯＪＴ）を重点的に実施するとともに、研修等を通じて、保護観察処遇をより効果的に行うために必要な知識、技術等を身に付けさせるものとしている。特に、新任保護観察官に対しては、新規補職から専修科研修を修了する年度末までを育成期間と位置付け、指導的立場の保護観察官（主任保護観察官）の下でＯＪＴを行わせることにより、保護観察官に必要とされる多様な実務経験を積ませている。

ク 長期刑仮釈放者に対する中間処遇

中間処遇制度とは、長期刑（無期刑及び執行すべき刑期が10年以上の有期刑）受刑者はその犯した犯罪が重大であるほか、社会から長期間隔離されるなど社会復帰上種々困難な多くの問題を有し、仮釈放後の保護観察の実施についても特別な配慮が必要であることから、仮釈放当初の1か月程度更生保護施設に居住させ、生活訓練を中心とした特別な処遇を集中的、計画的に実施することなどにより、円滑な社会復帰を図ることを目的とするものである。令和元年12月31日現在、中間処遇を実施する施設として指定されている更生保護施設は、72施設に及んでいる。

なお、中間処遇の実施状況は、次の表のとおりである。

中間処遇実施状況

年次	実施者数		
	無期刑	有期刑	計
平成26年	6	107	113
27	9	94	103
28	6	95	101
29	9	80	89
30	9	63	72
令和元年	14	49	63

ケ 定期駐在と更生保護施設駐在

保護観察官が、担当する保護区の市区町村役場、公民館等に定期的に出向き、そこに終日駐在して保護観察対象者との面接、保護観察対象者宅への訪問、保

護司との処遇協議、関係機関との連絡、非行や問題行動等に関する地域住民からの相談への対応等の業務を行う定期駐在は、保護観察官の地域活動として極めて重要な機能を果たしている。

また、更生保護施設においても、保護観察官が定期的に夜間駐在、宿泊駐在をするなどして、被保護者に対する夜間の集会指導、個別の相談助言に当たった。

コ 関係機関との連携

各地で家庭裁判所と少年保護関係機関（少年鑑別所、少年院、児童相談所、児童自立支援施設等）、教育関係機関（教育委員会、高等学校、中学校、小学校等）又は警察関係機関との連絡協議会が開催され、保護観察所の職員が出席した。

また、薬物依存のある保護観察対象者等に対して、必要な支援を円滑に実施することができるよう、薬物依存からの回復に関係する機関・団体（精神保健福祉センター、保健所、医療機関、地方公共団体主管課、ダルク等の自助グループ等）との連絡協議会を各地で開催している。

3 審査請求事件の処理

令和元年中に新たに受理した不服申立ての件数は21件あり、全て地方更生保護委員会の行った処分等に対する審査請求であり、保護観察所の行った処分等に対しては行われなかった。

なお、審査請求の受理・処理状況は、次の表のとおりである。

審査請求の受理・処理状況

（令和元年）

請 求 の 内 容	受 理		処 理				翌年へ 繰 越
	前年繰越	本年新受	請求認容	請求棄却	請求却下	請求取下	
仮釈放取消決定処分 に対する不服	-	16	-	14	2	-	-
そ の 他	-	3	-	-	3	-	-
特別遵守事項の設定	-	2	1	1	-	-	-

Ⅵ 人権擁護局

法務省設置法第3条、第4条、法務省組織令第2条、第8条、第12条、
第43条～第46条、法務省組織規則第16条

〈重要施策の概要〉

1 人権啓発活動の推進

法務省の人権擁護機関は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、従来から人権啓発活動を実施しているところである。しかしながら、情報化、国際化及び少子高齢化といった社会の急激な変化の中で、依然として様々な人権課題が生起している状況にある。

「人権の世紀」と言われる21世紀にふさわしい人権尊重社会の実現を目指して、国民一人一人が主体的に豊かな人権意識を育て、年齢・性別・国籍等の枠組みを越えた他人との共生・共感の大切さを心から実感できるような人権啓発活動を推進することは、法務省の人権擁護機関に課せられた重要な責務である。

令和元年度の啓発活動重点目標を、「みんなで築こう 人権の世紀 ～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～」と定め、21世紀が「人権の世紀」であることを改めて思い起こし、一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分配慮した行動をとることができるよう、相手の気持ちを考えることの大切さを一人一人の心に訴えるとともに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される2020年に向けて、違いを認め合う心を育み、これを未来へつなげていくための人権啓発活動を展開した。

また、人権啓発活動をあまねく全国で実施するため、法務局・地方法務局、地方公共団体、人権擁護委員組織体等から構成される「人権啓発活動ネットワーク協議会」を活用している。さらに、啓発すべき人権課題、対象となる年齢層、人権への関心の度合い等に応じた、より啓発効果の高い活動を実施するため、サッカーのJリーグ等のスポーツ組織や企業等の民間組織との連携や広報媒体及び啓発教材の多様化にも取り組んでいるところである。

2 人権救済活動の充実

人権侵害を受けている被害者の救済は、法務省の人権擁護機関に課せられた重要な責務である。法務省の人権擁護機関は、被害者の実効的な救済を図ることを目指し、人権相談においては、救済すべき事案を見逃すことのないように留意している。また、人権侵犯事件として立件したものについては、迅速かつ適正な調査を遂げた上、問題の解決に向けた実効的な措置を執り、アフターケアにも努めている。

1 人権擁護委員及びその組織

法務大臣から委嘱された人権擁護委員は、それぞれ自己の居住する市町村（特別区を含む。）の区域において、人権思想の普及に努め、国民の基本的人権が侵害されることがないように配意し、もしこれが侵害された場合には、その救済のため、法務局・地方法務局とともに速やかに適切な処置を行うことを重要な使命としている。

人権擁護委員は、全国を314（令和2年1月1日現在）に区分して設けられている人権擁護委員協議会及び全国で50の都道府県人権擁護委員連合会（北海道においては札幌、函館、旭川及び釧路の4連合会）に所属し、都道府県人権擁護委員連合会をもって組織されている全国人権擁護委員連合会は、委員組織体相互間の連絡調整、資料及び情報の収集あるいは研究発表、その他関係機関に対する要望等を行っている。

人権擁護委員数の推移は次の表のとおりである。

人 権 擁 護 委 員 数

年 次 (年月日)	人 権 擁 護 委 員 数		
	(人)	うち女性委員数(人)	比率(%)
平成28. 1. 1	13,878	6,402	46.1
29. 1. 1	13,938	6,429	46.1
30. 1. 1	13,957	6,475	46.4
31. 1. 1	13,965	6,520	46.7
令和 2. 1. 1	13,960	6,564	47.0

また、複雑・多様化する人権問題に適時適切に対応し、人権擁護委員活動の一層の活性化を図るには、人権擁護委員組織体の体制を充実・強化し、人権擁護委員組織体自らが自主的かつ積極的な人権啓発活動等を推進していく体制を整備する必要がある。

そこで、人権擁護委員が法務局・地方法務局に常駐して、人権擁護委員及び人権擁護委員組織体の活動全般に係る企画・立案、組織体の運営、法務局・地方法務局はもとより地方公共団体や学校等関係機関との連携・連絡調整等の業務を行うこととするなど、人権擁護委員組織体の体制の充実・強化を図っている。

2 人権擁護委員の活動状況

(1) 人権相談等

令和元年中に人権擁護委員が取り扱った人権相談件数は107,837件である。これは人権擁護機関が同年中に取り扱った人権相談総件数203,570件の53.0%に当たる。なお、人権相談に対する取組を強化し、人権擁護委員活動の一層の強化を図るため、人権擁護委員が法務局・地方法務局に常駐して行うなど、相談体制の充実・強化を図っているほか、法務局・地方法務局と共同して人権侵犯事件を取り

扱っており、国民の基本的人権の擁護に多大の貢献をしている。

(2) 社会福祉施設等における特設相談所の開設

高齢者施設、障害者施設等の社会福祉施設や精神科病院等の施設に出向いて特設人権相談所を開設した。

(3) 「全国一斉『人権擁護委員の日』特設人権相談所」の開設

全国人権擁護委員連合会では、「人権擁護委員の日」である6月1日を中心として、全国の各市区町村において特設相談所を開設し、地域住民からの相談に応じた。

(4) 東日本大震災の被災地における被災者支援活動

東日本大震災の被災地において、被災者等を対象とした相談会等を実施した。

(5) 全国一斉「子どもの人権110番」強化週間の実施

全国人権擁護委員連合会は法務省と共催で、8月29日（木）から9月4日（水）までの7日間を全国一斉「子どもの人権110番」強化週間として、子どもをめぐる様々な人権問題に関する電話相談に応じた。

(6) 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間の実施

全国人権擁護委員連合会は法務省と共催で、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中（毎年11月12日～同月25日）の11月18日（月）から同月24日（日）までの7日間を全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間として、様々な人権問題に悩む女性からの相談に応じた。

(7) 「子どもの人権SOSミニレター」の取組

全国人権擁護委員連合会は法務省と共催で、身近な人にも相談できずにいる子どもたちの「いじめ」等に関する悩みごとを把握し、子どもの人権問題の解決に当たることを目的として、悩みごとを書いて投函できる「子どもの人権SOSミニレター」(便箋兼封筒)を全小中学生へ配布、寄せられたレターに対して返信した。

(8) 人権啓発活動

人権擁護委員は、各地域において、住民一人一人の人権意識を高め、人権についての理解を深めてもらうため、小・中学生等を対象に、人権教室や人権の花運動を実施したほか、高校・大学におけるデートDV講座や地元企業における人権研修等各種人権啓発活動を実施した。

また、全国人権擁護委員連合会は、法務省と共催で「第39回全国中学生人権作文コンテスト」を実施した。

(9) 第67回全国人権擁護委員連合会総会

7月18日及び同月19日、名古屋市中村区において開催され、予算、事業（行事）計画等について熱心な討議が行われた。

なお、同総会において、次の宣言が採択された。

- ・令和元年度・人権擁護活動重点目標「みんなで築こう人権の世紀～考えよう相手の気持ち 未来へつなげよう違いを認め合う心～」(宣言)

3 人権擁護委員の表彰

長年、人権擁護活動に従事し、功績のあった人権擁護委員に対する表彰として、令和元年は、叙勲10人、藍綬褒章15人、法務大臣表彰200人の顕彰が行われた。

4 人権擁護委員に対する研修

人権擁護委員組織体における指導者を養成するため、人権擁護委員活動及び人権擁護委員組織体の運営において中心的役割を担う立場にある人権擁護委員75人に対し、その職務の遂行に必要なマネジメント能力の向上を図るとともに、高度な人権相談技法、人権啓発手法、人権侵犯事件の処理及び最新の人権課題に関する知識等を修得させることを目的とした人権擁護委員指導者養成研修を実施した。

5 「人権擁護功労賞」表彰

人権擁護活動に顕著な功績があった団体等に対する表彰として、法務大臣表彰状が2名、法務大臣表彰状（ユニバーサル社会賞）が2名及び1団体、全国人権擁護委員連合会会長表彰状が2団体に、また、法務大臣感謝状が1団体、全国人権擁護委員連合会会長感謝状が2団体に、それぞれ授与された。

調査救済課

法務省組織令第43条、第45条

1 人権侵犯事件の新規救済手続開始状況

法務省の人権擁護機関では、人権侵犯事件調査処理規程に基づき、人権侵害を受けた者からの申告等を端緒に人権侵害の被害の救済に努めている。

(1) 事件数

令和元年中に新たに救済手続を開始した人権侵犯事件数は15,420件で、前年に比し、3,643件減少した。この手続開始件数の開始内訳をみると、人権を侵害された者、あるいはその親族等の関係者から、人権侵犯の事実がある旨及びこれに対し擁護救済を求める旨の口頭又は書面による申出を受けた「申告」が15,106件で、新規手続開始総数の98.0%を占めている。

(2) 事件の傾向

令和元年中に新たに救済手続を開始した人権侵犯事件のうち私人間の人権侵犯事件は10,937件（70.9%）で、前年に比し、3,571件（24.6%）減少し、公務員等による人権侵犯事件は4,483件（29.1%）で、前年に比し、72件（1.6%）減少した。

次に、人権侵犯事件の内訳をみると、私人間の人権侵犯事件では、「住居・生活の安全に関する侵犯」1,828件、「暴行虐待」2,298件、「強制・強要」1,647件、「プライバシーに関する侵犯」2,197件、「労働権に対する侵犯」1,836件、「差別待遇」636件などとなっている。

公務員等の職務執行に伴う人権侵犯事件では、「学校におけるいじめ」2,944件、「教育職員によるもの」983件、「警察官によるもの」247件、「刑事職員によるもの」58件、地方公務員等「その他の公務員によるもの」242件などとなっている。

(3) 人権侵犯事件新規救済手続開始件数比較

(平成27年～令和元年)

年 次	私人間の 侵犯事件	公務員等 による侵犯事件	計	対前年増減比(%) (△は減)		
				私人間	公務員	全 体
27	14,956	6,043	20,999	△ 5.1	1.3	△ 3.3
28	14,064	5,379	19,443	△ 6.0	△11.0	△ 7.4
29	14,482	5,051	19,533	3.0	△ 6.1	0.5
30	14,508	4,555	19,063	0.2	△ 9.8	△ 2.4
元年	10,937	4,483	15,420	△24.6	△ 1.6	△19.1

(4) 私人間の人権侵犯事件新規救済手続開始件数比較

(平成30年・令和元年)

区 分	平成30年	令和元年	対前年増減比(%) (△は減)
住居・生活の安全に関する侵犯	3,730	1,828	△ 51.0
暴行虐待	2,749	2,298	△ 16.4
強制・強要	2,281	1,647	△ 27.8
プライバシーに関する侵犯	2,257	2,197	△ 2.7
労働権に対する侵犯	2,106	1,836	△ 12.8
差別待遇	615	636	3.4
医療関係	168	134	△ 20.2
社会福祉施設関係	135	109	△ 19.3
人身の自由関係	97	71	△ 26.8
組織又は多衆の威力関係	58	16	△ 72.4

(注) 本表は、私人間の侵犯事件のうち主要事件を掲載した。

(5) 公務員等による人権侵犯事件新規救済手続開始件数比較

(平成30年・令和元年)

区 分	平成30年	令和元年	対前年増減比(%) (△は減)
学校におけるいじめ	2,955	2,944	△ 0.4
教育職員によるもの	1,106	983	△ 11.1
特別公務員によるもの			
警察官によるもの	159	247	55.3
その他の特別公務員によるもの	8	9	12.5
刑事職員によるもの	40	58	45.0
その他の公務員によるもの	287	242	△ 15.7
計	4,555	4,483	△ 1.6

(注) 1 「学校におけるいじめ」とは、いじめに対する学校の不適切な対応等をいい、私立学校におけるいじめを含む。

2 「教育職員によるもの」とは、教員による体罰・不適切な指導等をいい、私立学校の教育職員を含む。

2 人権侵犯事件の処理状況

令和元年中に処理した人権侵犯事件数は、15,404件（私人間の人権侵犯事件10,892件、公務員等による人権侵犯事4,512件）で前年に比し、3,532件（18.7%）減少した。

主なものを、処理区分別にみると、「援助」が13,823件（89.7%）と最も多く、「要請」が508件（3.3%）、「説示」が99件（0.6%）、「啓発」が34件（0.2%）、「調整」が41件（0.3%）及び「措置猶予」が17件（0.1%）である。

このほか、「侵犯事実不明確」が694件（4.5%）、「侵犯事実不存在」が5件（0.03%）となっている。

3 人権相談

(1) 人権相談件数

令和元年中に法務局及び地方法務局並びに人権擁護委員が取り扱った人権相談は203,570件である。全国の法務局・地方法務局及びその支局では、常設人権相談所が開設されており、面接又は電話により相談を受け付けている。電話による相談についてはナビダイヤル化（平成23年4月から）され、全国共通の電話番号となっている。

また、法務局・地方法務局には、専用電話相談窓口として、子どもの人権問題に係る「子どもの人権110番」及び女性の人権問題に係る「女性の人権ホットライン」（ともに平成18年4月からナビダイヤル化、子どもの人権110番については平成19年2月からフリーダイヤル化）がそれぞれ開設されており、令和元年中は「子どもの人権110番」については21,130件、「女性の人権ホットライン」については17,328件の利用があった。全国の小中学生に配布された「子どもの人権SOSミニレター」（便箋兼封筒）については、令和元年中に13,731件の利用があった。

さらに、インターネットが国民生活に普及している現状を踏まえて、人権問題

に関する相談を24時間365日受け付ける「インターネット人権相談受付窓口」が開設されている。

加えて、若年層におけるコミュニケーション手段が電話やメールからSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）へと移行していることから、令和元年8月29日から名古屋法務局において、SNS（LINE）による人権相談窓口を開設している。

(2) 人権相談を強化するための取組

これらの取組の強化を目的として、以下のとおり各種強化週間を実施した。これらの強化週間中は、平日の相談受付時間を午後7時まで延長し、また、平日には利用が困難な方も相談しやすいよう閉庁日にも開設（午前10時から午後5時まで）して、電話相談に応じた。

ア 全国一斉「子どもの人権110番」強化週間（8月29日（木）から9月4日（水）までの7日間）

イ 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間（11月18日（月）から同月24日（日）までの7日間）

(3) 外国人のための人権相談所

全国50の法務局・地方方法務局において「外国人のための人権相談所」をそれぞれ開設し、英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語の6言語による人権相談にに応じていたところ、平成31年4月から、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語を追加し、対応言語を10言語に拡大している。また、前記と同様の10言語に対応した専用の電話相談窓口である「外国語人権相談ダイヤル」及び英語・中国語に対応した「外国語インターネット人権相談受付窓口」を開設している。

4 人権相談等の広報

(1) 新聞、雑誌

○8月26日～9月1日 政府広報・新聞突出広告

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間実施に関する広報

○11月 内閣府政府広報誌「共同参画」

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間実施に関する広報

(2) その他

○5月20日～6月20日 インターネットバナー広告

いじめ等の子どもの人権問題に係る相談窓口

○7月 視覚障害者向け音声広報CD『明日への声』／点字・大活字広報誌『ふれあいらしんばん』VOL.68

○8月 政府広報オンライン「月間・週間（8月）」

○8月26日～9月1日 政府広報・モバイル携帯端末広告

○8月24日 政府広報ラジオ番組「秋元才加とJOYのWeekly Japan!」内「60

秒お知らせ」

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間実施に関する広報

○8月21日～9月25日 インターネットバナー広告

いじめ等の子どもの人権問題に係る相談窓口

○11月1日～12月2日 フェイスブック動画広告

専用相談電話「女性の人権ホットライン」周知に関する広報

○11月 政府広報オンライン「月間・週間（11月）」

○11月9日、11月10日 政府広報ラジオ番組「秋元才加とJOYのWeekly Japan!」内「60秒お知らせ」

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間実施に関する広報

(3) ポスター等の作成・配布

○全国一斉「子どもの人権110番」強化週間ポスター 37,700枚

○全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間ポスター 21,900枚

○人権相談窓口周知広報用ポスター 20,980枚

「人権侵犯事件」統計資料（平成31年・令和元年）

事件名	総数	旧受	計		新受		関係の通告 期限	移送	計	措置				処置				理				未済		
			申告 職員	委員	移送	情報				援 助	調 査	要 請	説 示	勸 告	通 告	告 発	措置 期限	不侵 存 在	不侵 犯 事 実	打 切 り	中 止		移 送	啓 発
総合計	16,481	1,061	15,420	7,885	7,221	-	128	141	45	15,404	13,823	41	508	99	-	-	17	5	694	237	13	45	34	1,077
公務員等の職務執行に伴う侵犯事件																								
総計	4,770	287	4,483	1,804	2,601	-	-	73	5	4,512	4,198	10	110	82	-	-	13	-	159	4	10	5	11	258
特別公務員に関するもの																								
（警察官に関するもの	269	22	247	204	42	-	-	1	-	252	224	-	-	-	-	-	-	-	27	-	1	-	-	17
（その他の特別公務員に関するもの	9	-	9	5	4	-	-	-	-	9	8	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
教育職員関係																								
（体罰	220	79	141	57	38	-	-	46	-	187	84	-	90	71	-	-	5	-	8	-	-	-	-	33
（その他	904	62	842	427	398	-	-	17	-	839	767	4	15	9	-	-	5	-	46	1	-	-	-	65
学校におけるいじめ	2,977	33	2,944	902	2,035	-	-	7	-	2,933	2,902	4	4	2	-	-	3	-	11	3	4	-	-	44
用務職員関係	84	26	58	53	3	-	-	2	-	42	13	-	-	-	-	-	-	-	24	-	5	-	-	42
その他の公務員に関するもの																								
（国家公務員に関するもの	79	31	48	37	6	-	-	-	5	38	24	-	-	-	-	-	-	-	9	-	-	5	-	41
（地方公務員に関するもの	205	31	174	104	70	-	-	-	-	191	159	2	1	-	-	-	-	-	29	-	-	-	-	14
（その他	23	3	20	15	5	-	-	-	-	21	17	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	2
総計	11,711	774	10,937	6,081	4,620	-	128	68	40	10,892	9,625	31	398	17	-	-	4	5	535	233	3	40	23	819
人身売買																								
売春関係	3	-	3	1	2	-	-	-	-	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
児童ポルノ	5	-	5	2	3	-	-	-	-	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
暴行・虐待																								
（家族間におけるもの																								
（夫の妻に対するもの	794	1	793	317	474	-	-	2	-	793	793	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
（妻の夫に対するもの	44	-	44	16	28	-	-	-	-	44	44	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
親の子に対するもの	672	13	659	342	314	-	-	3	-	663	657	2	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	9
子の親に対するもの	202	-	202	76	124	-	-	2	-	200	200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
（その他	246	2	244	108	136	-	-	-	-	245	242	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	-	-	1
（家族間以外のもの	365	9	356	180	176	-	-	-	-	364	353	-	1	-	-	-	-	-	10	1	-	-	-	1
私的制裁	3	-	3	1	2	-	-	-	-	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療関係	142	8	134	80	54	-	-	-	-	140	122	-	-	-	-	-	-	-	17	1	-	2	2	2
人身の自由関係																								
（精神障害及び精神障害者福祉に関する法律関係	67	5	62	49	13	-	-	-	-	62	57	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	5
（その他	9	-	9	2	7	-	-	-	-	9	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社会福祉施設関係																								
（施設職員によるもの	99	9	90	48	41	-	-	1	-	94	81	1	-	-	-	-	-	-	12	-	-	-	-	3
（その他	20	1	19	12	7	-	-	-	-	19	16	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	-	-	1
村八分	11	-	11	3	8	-	-	-	-	11	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
差別待遇																								
（女性	20	1	19	9	10	-	-	-	-	19	18	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
（高齢者	32	-	32	15	17	-	-	-	-	32	31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
障害者	180	17	163	102	60	-	-	1	-	169	145	6	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	11
同種問題	263	42	221	15	7	-	-	125	34	99	19	1	20	5	-	-	-	-	8	4	-	40	3	161

[illegible]

1 第71回人権週間

我が国では、「世界人権宣言」が採択された翌年の昭和24年（1949年）以来、毎年12月4日から10日までを「人権週間」と定め、関係諸機関及び諸団体の協力の下に、広く国民に人権尊重思想の高揚を呼び掛ける大規模な人権啓発活動を展開している。

令和元年の第71回人権週間においては、関係機関と連携・協力して、啓発活動重点目標である「みんなで築こう 人権の世紀 ～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～」の下、全国各地において、集中的な人権啓発活動を行った。

2 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

平成18年6月23日に施行された「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」は12月10日から同月16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めており、令和元年は、拉致問題対策本部と法務省の共催で政府主催国際シンポジウム～グローバルな課題としての拉致問題の解決に向けた国際連携～（12月14日）を開催したほか、啓発週間ポスターを作成の上、省内各組織、各府省庁、地方公共団体等に配布し、全国の法務局・地方法務局において掲出・配布したほか、啓発週間ポスターの交通広告、インターネットバナー広告等を実施した。

3 全国中学生人権作文コンテスト

法務省及び全国人権擁護委員連合会は、昭和56年度から人権尊重思想の普及高揚を図るための人権啓発活動の一環として、次代を担う中学生が人権問題についての作文を書くことによって豊かな人権感覚を身に付けること及び入賞作品を国民に周知することによって広く一般に人権尊重思想を根付かせることを目的とする「全国中学生人権作文コンテスト」を実施しており、令和元年度で39回目を迎えている。

上位入賞者の作品については、「作文集」として冊子に編集し、中学校、市区町村、図書館等に配布するとともに、法務省ホームページに日本語版及び英語版を掲載して、人権啓発の資料として幅広く活用している。また、法務省において令和元年12月26日に中央大会表彰式を、法務局・地方法務局において人権週間を中心として地方大会表彰式を開催した。

令和元年度は、7,359校から、919,154編の応募があった。

4 人権教室

人権教室は、子どもたちがいじめ等について考える機会を作ることによって、相手への思いやりの心や生命の尊さを体得してもらうこと等を目的とし、全国の人権擁護委員が中心となって、主に小・中学生等を対象とした人権啓発活動として実施している。

この活動では、人権の花運動（後記5参照）における学校訪問や道徳の時間等を

利用して、アニメーション形式による人権啓発ビデオや紙芝居・絵本等、工夫した教材を活用することにより、人権尊重思想について子どもたちに分かりやすく理解してもらう内容となるように努めている。

また、スポーツ選手やコーチを講師にするなどして、相手への思いやりの心等の人権を尊重する気持ちを体得してもらうことを目的とした人権スポーツ教室を実施している。

さらに、携帯電話会社等と連携した人権教室やオリンピック・パラリンピック等経済界協議会等と連携した体験型の人権教室を実施している。

令和元年度は、全国で1,046,791人を対象に広範囲に行われた。

5 人権の花運動

人権の花運動は、花の種子、球根等を、児童が協力し合って育てることを通して、協力、感謝することの大切さを生きた教育として学び、生命の尊さを実感する中で、人権尊重思想を育み情操をより豊かなものにすることを目的とした活動であり、地域人権啓発活動活性化事業として、地元の人権擁護委員会が中心となって、主に小学生を対象とした人権啓発活動として実施しているものである。また、この活動では、育てた花を父母や社会福祉施設に贈ったり、写生会、鑑賞会を開催したりするなどの一連の機会を捉えて広く人権尊重思想の普及高揚を図ることも趣旨の一つとなっている。

令和元年度は、全国の3,831の学校等において454,224人を対象に広範囲に行われた。

6 人権に関する国家公務員等研修会及び人権啓発指導者養成研修会

中央省庁等の職員を対象とする人権に関する国家公務員等研修会を開催している。

平成30年度後期（平成31年2月13日）には599人、令和元年度前期（令和元年9月18日）には640人の参加があった。

また、都道府県及び市区町村の人権啓発行政に携わる職員等を対象にして、その指導者として必要な知識を習得させることを目的とした人権啓発指導者養成研修会を開催している。

令和元年には、9月10日から12日までの3日間（大阪会場：参加者146人）、10月8日から10日までの3日間（東京会場：参加者106人）及び11月13日から15日までの3日間（福岡会場：参加者68人）の計3回にわたり開催した。

7 人権啓発資料法務大臣表彰

人権尊重思想の普及高揚と基本的人権の擁護の促進を図り、地方公共団体における今後の人権啓発活動をより一層充実させることを目的に、地方公共団体が作成する人権に関する啓発資料について特に優れた作品を選出し、法務大臣表彰を行っている。

令和元年度に地方公共団体から提出された人権啓発資料の数は、1,436点であった。

8 啓発・広報活動

(1) 人権擁護局の啓発・広報活動

ア テレビ, ラジオ

- 2月2日～3日 政府広報・ラジオ番組「60秒お知らせ」

テーマ インターネットを悪用した人権侵害をなくそう

- 2月16日～17日 政府広報・ラジオ番組「秋元才加と J O Y の Weekly Japan!!」

テーマ 企業と人権（職場からつくる人権尊重社会）

- 4月20日～21日 政府広報・ラジオ番組「秋元才加と J O Y の Weekly Japan!!」

テーマ 「いじめ」させない 見逃さない

- 12月7日～8日 政府広報・ラジオ番組「60秒お知らせ」

テーマ 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

イ 新聞, 雑誌

- 4月29日～5月5日 政府広報新聞突き出し広告

「いじめ」させない 見逃さない

- 11月1日～12月15日 地方紙52紙

全国中学生人権作文コンテスト及び北朝鮮人権侵害問題啓発週間に関する記事及び啓発広告

ウ インターネット

- 1月14日～1月31日 インターネット広告

テーマ いじめ等の子どもの人権問題

- 2月10日～3月11日 インターネット広告

テーマ インターネット人権侵害問題

- 2月18日～24日 政府広報・インターネット広告

テーマ 企業と人権（職場からつくる人権尊重社会）

- 3月25日～31日 インターネット広告

テーマ 「いじめ」させない 見逃さない

- 4月15日～21日 政府広報・インターネット広告

テーマ 「いじめ」させない 見逃さない

- 7月24日～8月20日 インターネット広告

テーマ 外国人の人権

- 8月21日～9月24日 インターネット広告

テーマ いじめ等の子どもの人権問題

- 8月26日～9月1日 政府広報・インターネット広告

テーマ 「いじめ」させない 見逃さない

- 10月1日～10月21日 インターネット広告

テーマ ハンセン病

- 11月1日 政府広報オンライン「週間・月間（12月）」

テーマ 人権週間、北朝鮮人権侵害問題啓発週間

○11月1日～11月10日 インターネット広告

テーマ アイヌ民族に対する国民の理解を深める

○12月1日～12月16日 インターネット広告

テーマ 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

○12月2日～8日 政府広報・インターネット広告

テーマ 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

エ ポスター等の作成・配布

○第71回人権週間ポスター 50,911枚

○啓発活動重点目標・調査救済制度周知ポスター 23,680枚

○北朝鮮人権侵害問題啓発週間ポスター 67,241枚
(交通広告を含む。)

○啓発冊子「人権の擁護」 201,000部

○第38回全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集 115,400部

オ その他

○視覚障害者向け音声広報CD「「いじめ」させない 見逃さない」を発行

○視覚障害者向け音声広報CD「インターネットを悪用した人権侵害をなくそう」を発行

○視覚障害者向け音声広報CD「第71回人権週間」を発行

(2) 中央委託事業として実施した啓発活動

委託先 公益財団法人人権教育啓発推進センター

委託内容

ア 人権シンポジウムの実施

○横浜会場 1月19日(土)神奈川県横浜市(神奈川県民ホール(小ホール))
「インターネットと人権～あなたの子どもを加害者にさせないために～」

○静岡会場 8月31日(土)静岡県静岡市(静岡県コンベンションアーツセンター「グランシップ」11階・会議ホール・風)「ハンセン病に関する『親子のシンポジウム』～ハンセン病に関する患者・元患者・その家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発活動～」

○札幌会場 9月29日(日)北海道札幌市(ANA クラウンプラザホテル札幌・3階「鳳」)「震災と人権 人権的観点から被災者支援・避難所運営を考える」

○東京会場 10月29日(火)東京都(日本橋公会堂)「企業と人権 ～いま、企業に求められるもの～」

イ 人権啓発教材の制作

○人権啓発ショートムービー「りんごの色～LGBTを知っていますか?～」

○人権ポケットブック&カレンダー(令和2年度)「よく分かる!子どもの権利条約」

○パンフレット「いっしょに学ぼう!障害のある人の人権～パラリンピックへ向けて～」

ウ 新聞広報

○1月13日(日) 朝日新聞

世界人権宣言・人権擁護委員制度70周年記念シンポジウム採録記事

○10月17日(木) 読売 KODOMO 新聞, 朝日小学生新聞

10月18日(金) 読売中高生新聞, 毎日小学生新聞

人権シンポジウム「ハンセン病に関する『親と子のシンポジウム』」採録記事

○11月23日(土) 日本経済新聞

人権シンポジウム「震災と人権 人権的観点から被災者支援・避難所運営を考える」

○12月7日(土) 日本経済新聞

人権シンポジウム「企業と人権～いま、企業に求められるもの～」

エ インターネット広報

○8月1日(木)～8月31日(土) YouTube におけるインターネット広告

テーマ 子どもの人権 SOS ミニレター

○10月1日(火)～10月31日(木) YouTube におけるインターネット広告

テーマ ハンセン病

○11月26日(火)～12月10日(火) YouTube におけるインターネット広告

テーマ 人権週間

オ その他

○7月30日(火)～8月1日(木) 東京都太田区(東京流通センター)「夏休み2019宿題・自由研究大作戦」

(3) 地方委託事業として実施した啓発活動

委託先 都道府県及び政令指定都市

委託内容 講演会の実施, 資料の作成・配布, 放送番組の提供, スポット広告放送の提供, インターネットバナー広告の掲載, 新聞広告の掲載, 地域総合情報誌掲載, 研修会の実施, 地域人権啓発活動活性化事業(人権の花運動, スポーツ組織と連携した人権啓発活動を含む。)の実施, 人権啓発ミニフェスティバル事業の実施等

Ⅶ 訟 務 局

法務省設置法第3条、第4条、法務省組織令第2条、第9条、第12条、
第47条～第52条、法務省組織規則第17条、第18条

〈重要施策の概要〉

1 訟務事務処理体制の充実強化

訟務事件は、量的に依然として高い水準にあるばかりでなく、質的にも、ますます複雑・困難化し、大型化・集団化する傾向にあり、これらの訴訟の中には、その結果いかに国の政治、行政、経済等の各分野に重大な影響を及ぼすものが少なくない。このように、国の利害に重大な影響を及ぼす大型事件が増加傾向にあることなどを踏まえ、政府として統一的・一元的な対応を行うための訟務に関する指揮権限をより適切かつ効果的に行使するとともに、将来の法的紛争を回避するための予防司法機能を始めとする訟務機能の充実・強化を図るため、平成27年4月、平成13年1月に訟務局が廃止されて以来、14年ぶりに訟務局を復活させた。

裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号）の施行に伴い、当事者の一方である訟務組織にはこれまで以上に迅速な裁判の実現が要請されていることから、訟務事件の適正・円滑な処理のため、本省、法務局及び地方法務局が一体となった組織的な訴訟活動の強化方策を引き続き推進している。また、各種会議等の充実等、組織の充実と職員的能力向上を図るとともに、各種事件関係打合せ会の開催やOA機器の充実、訟務部局間のネットワークの整備等情報技術の活用の促進を図るなど訟務事務処理体制の強化に努めている。

2 予防司法機能の充実強化

国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人又は公法人が、現実抱えている国の利害に関係のある争訟に関する事項又は争訟に至る可能性のある具体的事項について、行政機関等からの照会に応じて訟務組織が法律上の意見を述べることは、法律問題の適正な解決に資するものであるとともに、行政と国民との間の紛争を未然に防止し、法律による行政の実現を支援し、紛争を適正に解決する役割を果たし、ひいては国民の権利・利益に資するものとして重要な意味を持つ。

取り分け、今日においては、国の利害に関係のある争訟事案が増加するだけでなく、質的にも一層複雑困難化してきている。

訟務局では、行政の法適合性を高め、予防司法機能の充実や国際的な紛争対応の支援を行うため、平成27年4月から具体的な法的紛争が生じる前であっても各府省庁に法的助言を提供する予防司法支援制度を実施し、平成29年4月からは同制度を全国の法務局・地方法務局に展開し、予防司法機能の充実・強化を図っている。このような法的支援の枠組みについては、平成27年から毎年開催されている内閣官房主催の「国の利害に関係のある争訟等への対応に関する関係府省庁連絡会議」（第5回は令和元年7月18日に開催）においても、その積極的活用を図ることが確認されているところであり、予防司法支援制度のより積極的な活用を図るための体制の整

備に努めている。

〈会同等〉

月 日	会 同 名	協 議 事 項
4.17～19	新任局付・部付協議会	訟務事件処理上の問題点について
10.15・16	法務局訟務部長会同	訟務事務の管理体制について
10.15	法務局訟務部訟務管理官事務打合せ 会	訟務事務処理体制について
10.28～29	法務局訟務部付協議会	訟務事務処理上の問題点について

訟務企画課

法務省組織令第47条、第48条 法務省組織規則第17条

1 国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第7条第1項の公法人を定める政令（昭和37年政令第393号）の改正

令和元年末における標記政令で定める公法人数は、48法人である。

2 訟務事務担当職員の養成

法務局・地方法務局の訟務事務担当職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させ、訟務事務の適正かつ円滑な処理を図ることにより、訟務事務処理体制の充実に資することを目的として、各種の会議、打合せ、実務訓練等を実施した。

3 訟務の概況の編集・発行

毎年の訟務事件の状況を紹介することを目的とし、訟務事件の概要、主な新受事件及び既済事件、係属事件等を内容として、毎年1回編集・発行している。

令和元年は、平成30年における訟務事件の状況等を内容とした「訟務の概況（平成31年4月）」を発行した。

4 訟務月報の編集・発行

訟務事務担当職員の執務の参考のため、裁判例（判示事項・判決要旨・解説を含む。）等を内容として、毎月1回編集・発行している。

令和元年は、65巻1号から12号を発行した。

民事訟務課

法務省組織令第47条、第49条、法務省組織規則第18条

令和元年中に新たに提起された事件及び判決・決定等のあった事件のうち、注目されるものは、次のとおりである。

1 新たに提起された事件

(1) 駐留軍用地関係

ア 埋立承認撤回処分に対する裁決の取消請求事件（那覇地裁平成31年（行ウ）第8号）

本件は、普天間飛行場代替施設の建設が進められている沖縄県名護市辺野古沿岸域に居住する原告らが、沖縄県知事が平成30年8月31日付けでした公有水面埋立承認撤回処分について、沖縄防衛局から行政不服審査法に基づき審査請求を受けた国土交通大臣が平成31年4月5日付けで同撤回処分を取り消す旨の裁決をしたことから、同裁決の取消しを求めるものである。

また、本件と併せて、同裁決の執行停止も求めている。

イ 公有水面埋立承認撤回処分に対する地方自治法251条の5に基づく違法な国の関与（裁決）の取消請求事件（福岡高裁那覇支部令和元年（行ケ）第2号）

本件は、Y（被告、国土交通大臣）が、X（原告、沖縄県知事）が平成30年8月31日付けでした公有水面埋立承認撤回処分について、沖縄防衛局から行政不服審査法に基づく審査請求を受け、平成31年4月5日付けで同撤回処分を取り消す旨の裁決をしたのに対し、Xが国地方係争委員会に審査の申出を行い同委員会が令和元年6月17日付けで却下決定をしたところ、Xが、同裁決の取消しを求めるものである。

本件については、福岡高裁那覇支部において令和元年10月23日にXの訴えを却下する判決がされ、Xが上告受理申立てをした。

ウ 公有水面埋立承認撤回処分取消裁決の取消請求事件（那覇地裁令和元年（行ウ）第11号）

本件は、沖縄県知事が平成30年8月31日付けでした公有水面埋立承認撤回処分について、沖縄防衛局から行政不服審査法に基づく審査請求を受けた国土交通大臣が、平成31年4月5日付けで同撤回処分を取り消す旨の裁決をしたのに対し、沖縄県が、行政事件訴訟法3条3項に基づき、同裁決の取消しを求めるものである。

(2) その他

ア 即位の礼・大嘗祭等違憲差止請求事件（東京地裁平成30年（ワ）第38165号ほか）

本件は、主権者であり、納税者であるX₁（原告）らが、Y（国、被告）が、神道ないし日本神話という特定の宗教に基づく即位の礼及び大嘗祭関係緒儀式（以下「本件緒儀式」という。）の準備を進め、既に本件緒儀式の準備行為として一部公金の支出をした行為により、政教分離原則違反、信教の自由の侵害、思想良心の自由の侵害、主権者としての地位の侵害、その他の憲法諸規定の重大な違反状態が生じ、精神的苦痛を被ったなどと主張して、Yに対し、国賠法1条1項に基づき、損害賠償（一人当たり1万円）を求めるものである。

イ 損害賠償請求事件（同性婚訴訟事件）（東京地裁平成31年（ワ）第3465号

ほか)

本件は、同性パートナーとの婚姻を希望する原告らが、同性間の婚姻を認める立法を怠った国の立法不作為によって、希望する相手との婚姻を妨げられ、精神的苦痛を受けたと主張して、国に対し、国賠法1条1項に基づき、損害賠償（一人当たり100万円）を求めるものである。

ウ 国家賠償等請求事件（砂川国賠事件）（東京地裁平成31年（ワ）第6848号）

本件は、刑事事件である砂川事件の元被告人及びその遺族であるX₁（原告）らが、砂川事件の最高裁における審理中に、裁判長が当該裁判に関する情報を一方当事者的立場にあるアメリカ合衆国の駐日大使及び公使らに漏洩し、最高裁判決を一定の方向に導いた行為により、X₁らは公平な裁判を受ける、憲法上の権利を侵害され、精神的苦痛を被ったとして、Y（国、被告）に対し、損害賠償（一人当たり10万円）及び名誉毀損の回復方法として謝罪広告を求めるとともに、最高裁判決は無効であるから、その後になされた罰金刑も効力を失うとして、罰金相当額（2,000円）について不当利得の返還を求めるものである。

エ 損害賠償請求事件（離婚後単独親権事件）（東京地裁平成31年（ワ）第7514号）

本件は、裁判離婚により子の親権を得られなかった原告が、離婚後の単独親権制度を定めている民法819条2項は憲法14条1項及び24条2項に違反しているにもかかわらず国会はそれを是正するための立法措置を怠っているとし、かかる国の立法不作為により子の親権を失い精神的苦痛を被ったとして、国に対し、国賠法1条1項に基づき損害賠償金165万円及び遅延損害金の支払を求めるものである。

オ キャッシュレス・消費者還元事業に係る損害賠償請求事件（神戸地裁令和元年（ワ）第1764号）

本件は、消費生活協同組合法に基づいて設立された法人であるX（原告）が、Y（国、被告）において、消費税増税に合わせて実施されるキャッシュレス決済によるポイント還元制度への加盟店登録を促しながら、Xの加盟店登録を認めなかったことにより、加盟店登録されることを信頼して電子マネー用カードを増刷する等の準備に要した費用相当額の損害を被ったとして、Yに対し、国賠法1条1項に基づき、損害賠償（約2,765万円）を求めるものである。

2 判決・決定等があった事件

(1) 基地関係

ア 普天間基地爆音差止等請求控訴事件（普天間基地3次、4次訴訟）福岡高裁那覇支部平成29年（ネ）第14号、平成31年4月16日判決）

本件は、普天間飛行場周辺に居住し、若しくは居住していた者又はその相続人であるX₁（原告・控訴人兼被控訴人）らが、Y（国、被告・被控訴人兼控訴人）に対し、同飛行場に離着陸する米軍航空機の発する騒音等により、精神的被害

等を被ったとして、人格権、環境権及び平和的生存権に基づき、X₁らの居住地への一定音量（午後7時から午前7時までは40デシベル、午前7時から午後7時までは65デシベル）を超える騒音の到達の禁止、本件飛行場提供協定の違憲無効確認、上記一定量を超える騒音を放置している不作為の違憲確認を求めるとともに、国賠法2条ないし日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法2条に基づき、過去分の損害賠償合計約41億6,138万円及び提訴日以降、口頭弁論終結の日から1年を経過するまでの将来分の損害賠償を求めたものである。

1審判決（那覇地裁沖縄支部平成28年11月17日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求のうち過去分の損害賠償請求を一部認容した。

（本件差止請求について）本件差止請求は、Yに対してその支配の及ばない第三者の行為の差止めを請求するものであるから、その余の点について判断するまでもなく、理由がない。（憲法上の請求について）本件飛行場提供協定の違憲無効確認請求は、当事者間の具体的な紛争を離れて、抽象的に国際協定の合憲性及び効力の確定を求めるものと見ざるを得ず、法律上の争訟に該当しない。また、X₁らの主張は本件差止請求の攻撃防御方法として主張、判断されるべきものであって、これとは別に、X₁らが求める確認判決をすることがX₁らの権利又は法的地位に生じている不安を除去する方法として適切とはいえず、不作為の違憲確認に係る訴えは確認の利益を欠く。（過去分の損害賠償請求について）本件飛行場の航空機の運航等によって、X₁らは相当に大きな騒音及び低周波音に曝露され、少なくとも75W以上の区域に居住するX₁らは、様々な日常生活の妨害、精神的苦痛、睡眠妨害、高血圧症発症のリスク増大という被害を被っており、その被害は、社会生活上受忍すべき限度を超える違法な権利侵害ないし法益侵害と結論すべきである。曝露されている騒音及び低周波音の量、共通損害の内容及び程度、被害の長期化の状況、Yによる被害の軽減対策の内容及びその現実的効果、前訴判決確定後のアメリカ合衆国及びYの取組状況など一切の事情を考慮すると、75W以上の区域に居住するX₁らについては1か月7,000円、80W以上の区域に居住するX₁らについては1か月1万3,000円を基本となる慰謝料額と定める。住宅防音工事による慰謝料額の減額については、1室のみである場合には10%、2室以上ある場合にはこの10%に加え1室ごとに更に5%ずつ（ただし、5室以上は一律合計30%）を、基本となる慰謝料額から減額する。（将来分の損害賠償請求について）最高裁判所昭和56年12月16日大法廷判決によれば、その性質上、将来の給付の訴えを提起することのできる請求権としての適格を有しないというべきである。このことは、請求期間を限定したとしても、異なるものではない。

本判決は、要旨以下のとおり判示して過去分の損害賠償請求の判断を変更し

たほか、1審の判断を維持し、X₁らの請求のうち過去分の損害賠償請求を一部認容した。

（過去分の損害賠償請求について）本件飛行場の航空機の運航等によって、X₁らは相当に大きな騒音に曝露され、少なくとも75W以上の区域に居住するX₁らは、様々な日常生活の妨害、精神的苦痛、睡眠妨害、血圧上昇等の発生への不安感という被害を被っており、その被害は、社会生活上受忍すべき限度を超える違法な権利侵害ないし法益侵害と結論すべきである。曝露されている騒音の量、共通損害の内容及び程度、被害の長期化の状況、Yによる被害の軽減対策の内容及びその現実的効果、前訴判決確定後のX₁らの利益の侵害が継続している状況など一切の事情を考慮すると、75W以上の区域に居住するX₁らについては1か月4,500円、80W以上の区域に居住するX₁らについては1か月9,000円を基本となる慰謝料額と定める。住宅防音工事による慰謝料額の減額については、1室のみである場合には10%、2室以上ある場合にはこの10%に加え1室ごとに更に5%ずつ（ただし、5室以上は一律合計30%）を、基本となる慰謝料額から減額する（X₁ら上告・上告受理申立て）。

イ 横田基地飛行差止等請求控訴事件（横田基地10次、11次訴訟）（東京高裁平成29年（ネ）第5065号、令和元年6月6日判決）

本件は、横田基地周辺住民であるX₁（原告・控訴人兼被控訴人）らが、Y（国、被告・被控訴人兼控訴人）に対し、同基地に離着陸する米軍航空機及び自衛隊機の発する騒音等により、身体的・精神的被害等を被ったとして、人格権、環境権及び平和的生存権に基づき、同基地における毎日午後7時から翌日午前7時までの間の航空機離着陸等の禁止を求めるとともに、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法2条、国賠法1条及び2条に基づき、過去分の損害賠償約8億5,377万円及び侵害行為がなくなるまでの将来分の損害賠償を求めたものである。

1審判決（東京地裁立川支部平成29年11月10日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求のうち過去分の損害賠償請求を一部認容した。

①（自衛隊機の差止請求について）自衛隊機の差止請求は、防衛大臣に委ねられた自衛隊機の運航に関する権限の行使の取消変更等を求める請求を包含することになるため、私法上の権利に基づく民事上の請求としての本差止請求は不適法であり却下を免れない。②（米軍機の差止請求について）米軍機の差止請求は、Yに対してその支配の及ばない第三者の行為の差止めを請求するものであるから、主張自体失当として棄却を免れない。③（過去分の損害賠償請求について）告示コンター内地域（75W以上の地域）に居住していたX₁らは、その居住期間において、社会生活上受忍すべき限度を超える違法な権利ないし法律上の利益の侵害を受けているということができ、YはX₁らに対し慰謝料

を支払う義務がある。④（損害額について）本件における侵害行為の態様と侵害の程度等の一切の事情を考慮すると、X₁らそれぞれの居住する地域における騒音の大きさに応じて共通する最小限度の損害の程度に対応するものとして、基準となる1か月当たりの慰謝料額は、75W地域に居住する原告らについては4,000円、80W地域については8,000円、85W地域については1万2,000円とするのが相当である。住宅防音工事による慰謝料額の減額については、最初の防音工事の実施後の慰謝料額を一律に10%減額するのが相当である。⑤（指定区域外X₁らの損害について）告示コンター指定区域外X₁らについては、平均的、総体的な騒音曝露状況が明らかでなく、もとよりこれが受忍限度を超えていると認めるに足る証拠もないから、慰謝料を認めることはできない。⑥（相互保証について）フィリピンの法制度においては、国家無答責の原則により、国に対して本件のような訴訟を提起することは認められないと解されるから、相互の保証はないものと認められ、フィリピン国籍のXの請求は理由がない。⑦（将来分の損害賠償請求について）口頭弁論終結日の翌日以降に発生した被害についての損害賠償請求については、その性質上、将来の給付の訴えを提起することのできる請求権としての適格を有しないものというべきである。

本判決は、1審の判断を維持し、X₁らの請求のうち過去分の損害賠償請求を一部認容した（X₁ら上告・上告受理申立て）。

ウ 嘉手納基地爆音差止等請求控訴事件（福岡高裁那覇支部平成29年（ネ）第72号、令和元年9月11日判決）

本件は、嘉手納飛行場（以下「本件飛行場」という。）の周辺住民等であるX₁（原告・控訴人兼被控訴人）らが、Y（国、被告・被控訴人兼控訴人）に対し、本件飛行場を離着陸する米軍航空機の発する騒音等により、精神的被害等を被っているとして、X₁らの居住地への一定音量（午後7時から午前7時までは40デシベル、午前7時から午後7時までは65デシベル）を超える騒音の到達禁止（以下「本件差止請求」という。）を求めるとともに、過去分の損害賠償約598億3,041万円及び侵害行為がなくなるまでの将来分の損害賠償を求めたものである。

1審判決（那覇地裁沖縄支部平成29年2月23日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求のうち過去分の損害賠償請求を一部認容した。

（本件差止請求について）本件差止請求は、Yに対してその支配の及ばない第三者の行為の差止めを請求するものであるから、その余の点について判断するまでもなく、理由がない。

（過去分の損害賠償請求について）本件飛行場の航空機の運航等によって、X₁らは相当に大きな騒音及び低周波音に曝露され、少なくとも75W以上の区域に居住するX₁らは、様々な日常生活の妨害、精神的苦痛、睡眠妨害、高血圧症発症のリスク増大という被害を被っており、その被害は、社会生活上受忍

すべき限度を超える違法な権利侵害ないし法益侵害と結論すべきである。曝露されている騒音及び低周波音の量、共通損害の内容及び程度、被害の長期化の状況、Yによる被害の軽減対策の内容及びその現実的効果、前訴判決確定後のアメリカ合衆国及びYの取組状況など一切の事情を考慮して、95W以上の区域に居住するX₁らについては1か月3万5,000円、90W以上の区域に居住するX₁らについては1か月2万5,000円、85W以上の区域に居住するX₁らについては1か月1万9,000円、80W以上の区域に居住するX₁らについては1か月1万3,000円、75W以上の区域に居住するX₁らについては1か月7,000円を基本となる慰謝料額と定める。住宅防音工事による慰謝料額の減額については、1室のみである場合には10%、2室以上ある場合にはこの10%に加え1室ごとに更に5%ずつ（ただし、5室以上は一律合計30%）を、基本となる慰謝料額から減額する。

（相互保証について）米国人、中国人、韓国人、朝鮮人及びペルー人のX₁らについては、国賠法6条の相互保証があると認められるが、フィリピン人のX₁らについては、相互保証があると認めるに足りる証拠がないため、これらの損害賠償請求は棄却する。

（将来分の損害賠償請求について）航空機騒音等により被害を被っていることを理由とするX₁らの損害賠償請求権のうち1審口頭弁論終結の日の翌日以降に生ずべき損害の賠償を求める分に係る訴えは、その性質上、将来の給付の訴えを提起することのできる請求権としての適格を有しないというべきである。このことは、請求期間を限定したとしても異なるものではない。

本判決は、要旨以下のとおり判示して過去分の損害賠償請求及び危険への接近の法理の判断を変更したほか、1審の判断を維持し、X₁らの請求のうち過去分の損害賠償請求を一部認容した。

（過去分の損害賠償請求について）本件飛行場の航空機の運航等によって、X₁らは相当に大きな騒音に曝露され、少なくとも75W以上の区域に居住するX₁らは、様々な日常生活の妨害、精神的苦痛、睡眠妨害、血圧上昇等の発生への不安感という被害を被っており、その被害は、社会生活上受忍すべき限度を超える違法な権利侵害ないし法益侵害と結論すべきである。曝露されている騒音の量、共通損害の内容及び程度、被害の長期化の状況、Yによる被害の軽減対策の内容及びその現実的効果、前訴判決確定後のX₁らの利益の侵害が継続している状況など一切の事情を考慮して、95W以上の区域に居住するX₁らについては1か月2万2,500円、90W以上の区域に居住するX₁らについては1か月1万8,000円、85W以上の区域に居住するX₁らについては1か月1万3,500円、80W以上の区域に居住するX₁らについては1か月9,000円、75W以上の区域に居住するX₁らについては1か月4,500円を基本となる慰謝料額と定める。

（危険への接近の法理について）A以外のX₁らについて、危険への接近の

法理を適用して損害賠償義務を免責、又は損害賠償額を減額することは相当とはいえない。他方、航空機騒音の被害を認識した上で、嘉手納基地爆音差止訴訟の原告となるために県外から桑江及び砂辺に移住してきたAについては、数次にわたって騒音被害が違法な状態に達しているとの司法判断がなされているにもかかわらず、Yにおいて抜本的な対策を講じず、深刻な騒音被害が継続している事情を考慮すると、危険への接近の法理を適用して損害賠償義務を免責することは相当とはいえないが、損害賠償額の減額との関係では、賠償額を減じるのが損害の公平な分配という損害賠償法の理念に適用ことから、減額割合を桑江居住期間については3割、砂辺居住期間については6割とするのが相当である（X₁ら上告・上告受理申立て）。

エ 岩国基地飛行差止等請求控訴事件（広島高裁平成27年（ネ）第397号，令和元年10月25日判決）

本件は、岩国基地周辺住民であるX₁（原告・控訴人兼被控訴人）らが、Y（国、被告・被控訴人兼控訴人）に対し、同基地に離着陸する航空機の発する騒音等により、精神的、身体的及び財産的被害を受けたとして、①夜間（午後8時から翌日午前8時まで）における航空機の離着陸等の差止め、②昼間（午前8時から同日午後8時まで）における居住地内への60デシベルを超える航空機騒音到達の差止め、③居住地上空での航空機による旋回、急上昇、急降下の訓練の差止め、④米軍による横須賀基地を母港とする空母艦載機及び普天間基地に配備されている空中給油機の同基地における離着陸の差止め、⑤オスプレイの飛行等の差止め、⑥過去の損害賠償合計約12億9,015万円及び①及び②の行為がなくなるまでの将来分の損害賠償を求めたものである。

1審判決（山口地裁岩国支部平成27年10月15日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求のうち過去分の損害賠償請求を一部認容した。

①（差止めについて）自衛隊機の差止請求は、防衛大臣に委ねられた自衛隊機の運航に関する権限の行使の取消変更ないしその発動を求める請求を必然的に包含することになるため、行政訴訟としてどのような要件の下にどのような請求をすることができるかはともかくとして、民事訴訟手続によるX₁らの上記請求は不適法であり、米軍機の差止等の請求はYに対してその支配の及ばない第三者の行為の差止めを請求するものであり、主張自体失当である。②（過去分の損害賠償請求について）平成22年度末に沖合移設事業が完了し、同年5月29日からは新滑走路の運用が開始されたが、昭和49年から新滑走路運用前までの指定区域ごとの騒音状況については、いずれも各指定区域が想定する騒音のレベルと著しくかい離しているとは認められないことから、平成4年当時の告示コンターのW値によって推認することができる。岩国飛行場の滑走路を沖合に約1キロメートル平行移設する事業（以下「本件沖合移設事業」という。）は、岩国飛行場周辺の騒音状況に相当な変化をもたらし、岩国飛行場周辺の指

定区域のうち、一部地域を除き、各指定区域の区分を一つ下げる程度の騒音減少の効果を生じさせているが、なお相当部分が75W以上の指定区域が想定する騒音状況にあり、これらの地域においては看過できない被害が生じていると推認できるから、本件沖合移設事業が違法性を減少させるとしても、一定の限界がある。以上の検討に加え、航空機騒音に係る環境基準の内容及び制定経過等を併せ考慮すると、岩国飛行場の供用は、遅くとも昭和49年から新滑走路運用前までは、岩国飛行場周辺の指定区域内に居住していたX₁らとの関係において、違法な権利侵害ないし法益侵害に当たり、新滑走路運用後からは、80W以上の指定区域並びに75W区域のうち当該指定区域が想定する騒音のレベルと著しくかい離しているとは認められない一部の地域に居住していたX₁らとの関係において、違法な権利侵害ないし法益侵害に当たるといえるから、その限度で、Yには、民事特別法2条の設置又は管理の瑕疵がある。次いで、慰謝料の基準月額については、航空機騒音の実情、X₁らが受けている被害の内容及び程度、本件沖合移設事業が実際にたらし、また将来もたらすことが見込まれる効果その他本件に顕れた一切の実情を考慮し、新滑走路運用前について、75Wの区域は、4,000円、80Wの区域は、8,000円、85Wの区域は、1万2,000円、90W以上の区域は、1万6,000円とし、同運用後について、75Wの区域のうち当該指定区域が想定する騒音のレベルと著しくかい離しているとは認められない一部の地域は、4,000円、80Wの区域は、4,000円、85Wの区域は、8,000円、90W以上の区域は、1万2,000円と定める。ただし、住宅防音工事には航空機騒音による被害を一定程度軽減する効果があるため、一律に10%減額する。③(将来分の損害賠償請求について)飛行場等において離発着する航空機の発する騒音等により周辺住民らが精神的被害等を被っていることを理由とする損害賠償請求権のうち事実審の口頭弁論終結後の分については、将来それが具体的に成立したとされる時点の事実関係に基づきその成立の有無及び内容を判断すべく、かつ、その成立要件の具備についてはX₁らで立証する責任を負うべき性質のものであり、将来の給付の訴えを提起することのできる請求権として適格を有しない。

本判決は、95W以上の区域における慰謝料月額を、新滑走路運用前2万円、同運用後1万6,000円に増額した以外は原審の判断を維持した(X₁ら上告・上告受理申立て)。

(2) 駐留軍用地関係

ア 普天間飛行場代替施設建設事業に係る岩礁破碎等行為の差止請求事件(最高裁平成31年(行ヒ)第82号、平成31年3月29日上告受理申立ての取下げ)

本件は、X(沖縄県、原告・控訴人・申立人)が、Y(国、被告・被控訴人・相手方)が普天間飛行場代替施設の建設を進めている、沖縄県名護市辺野古沿岸域に所在する水域(以下「本件水域」という。)は、漁業権の設定され

ている漁場に該当するため、本件水域内において岩礁破碎等行為を行う場合には、沖縄県漁業調整規則（以下「本件規則」という。）所定の沖縄県知事の許可を受けることが必要であるにもかかわらず、Yは当該許可を受けることなく岩礁破碎等行為を断行するおそれがあるなどとして、沖縄県知事の許可を受けることなく岩礁破碎等行為をすることの差止め及び沖縄県知事の許可を受けることなく岩礁破碎等行為をしてはならない義務の確認を求めたものである。

1 審判決（那覇地裁平成30年3月13日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの各訴えをいずれも却下した。

国又は地方公共団体が提起した訴訟であって、財産権の主体として自己の財産上の権利利益の保護救済を求めるような場合には、法律上の争訟に当たるといべきであるが、国又は地方公共団体が専ら行政権の主体として国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟は、法律上の争訟として当然に裁判所の審判の対象となるものではなく、法律に特別の規定がある場合に限り、提起することが許されるものと解するのが相当であり（最高裁平成14年7月9日第三小法廷判決）、本件各訴えは、いずれも、Xが財産権の主体として自己の財産上の権利利益の保護救済を求める場合に当たらず、本件規則の適用の適正ないし一般公益の保護を目的として、Xが専ら行政権の主体として提起した訴訟であるといべきであるから、法律上の争訟に当たらない。よって、本件各訴えはいずれも不適法であるから、却下すべきである。

2 審判決（福岡高裁那覇支部平成30年12月5日判決）は、1 審の判断を維持して、Xの控訴を棄却した。

本件は、Xが上告受理申立てを取り下げたことにより終了した。

イ 公有水面埋立承認撤回処分に対する地方自治法251条の5に基づく違法な国の関与（裁決）の取消請求事件（福岡高裁那覇支部令和元年（行ケ）第2号、令和元年10月23日判決）

本件は、Y（被告、国土交通大臣）が、X（原告、沖縄県知事）から公有水面の埋立て承認を受けていたが、職務代理者である沖縄県副知事A（以下「A副知事」という。）から事務の委任を受けた同県副知事B（以下「B副知事」という。）の名義で、平成30年8月31日付けで当該承認の取消処分を受けた（以下「本件承認取消処分」という。）ことについて、沖縄防衛局から行政不服審査法（以下「行審法」という。）に基づく審査請求（以下「本件審査請求」という。）を受け、平成31年4月5日付けで本件承認取消処分を取り消す旨の裁決（以下「本件裁決」という。）をしたのに対し、Xが国地方係争処理委員会に審査の申出を行い同委員会が令和元年6月17日付けで却下決定をしたところ、XがYに対し、本件裁決の取消しを求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、Xの訴えを却下した。

①（本件裁決が行審法の適用がない処分についてされた違法な裁決である

か) 国の機関がその「固有の資格」において相手方となった処分には行審法が適用されない。「固有の資格」とは、一般私人では立ち得ず、国の機関等であるからこそ立ち得る特有の立場であると解するのが相当である。そして、国の機関等に対する処分について、形式的には処分の名宛人が国の機関等に限定されていたり、一般私人と異なる規制がされていたりしても、処分の性質・効果や要件などに照らし、当該処分が、一般私人に対する処分と本質的に異なるものではないのであれば、「固有の資格」において相手方となるものには当たらない。埋立承認と埋立免許はその本質において異なるものではなく、国の機関は、埋立承認について、一般私人と同様の立場でその相手方となるものであり、その「固有の資格」において、相手方となるものではない。そして、この点は、埋立承認の取消処分である本件承認取消処分についても同様であるから、本件承認取消処分は沖縄防衛局が、その「固有の資格」において相手方となったものではなく、沖縄防衛局は、本件承認取消処分について、行審法に基づいて、審査請求をすることができる。

②（本件裁決が本件審査請求の審査庁になり得ない行政庁によってされた違法な裁決であるか）本件承認取消処分は、沖縄県知事職務代理者であるA副知事から委任を受けたB副知事がした処分であるが、A副知事によるB副知事への事務の委任期間は、新たな沖縄県知事選挙に係る当選告示日の前日までとされており、本件審査請求時には、B副知事の本件承認取消処分に関する権限は消滅し、同権限はXが有している。処分をした行政庁の有する処分権限が、審査請求時までに消滅又は移転した場合には、現に処分権限を有する行政庁が、「処分庁」としての立場も承継しているとみるべきであり、審査請求時において、都道府県知事からの事務の委任に基づいて処分をした機関への委任が終了している場合には、当該処分は、「都道府県知事の処分」に当たるものと解される。したがって、B副知事の「処分庁」としての立場は、本件審査請求時においては、Xが承継しており、本件承認取消処分は法定受託事務に関する「都道府県知事の処分」に当たり、本件承認取消処分について、審査請求をすべき行政庁は埋立法の所管大臣であるYとなる。

③（本件裁決が審査庁の立場を著しく濫用してされた違法な裁決であるか）行審法及び地方自治法の規定からすれば、法定受託事務に関する都道府県知事の処分について、審査請求人と審査庁のいずれもが国の機関となることは、行政不服審査制度上当然に予定されており、同処分についての国の機関からの審査請求に対し、同じく国の機関である所管大臣が審査すること自体で直ちに違法ということはできない。

以上によれば、本件裁決が、地方自治法245条3号括弧書きの「裁決」に当たらず、同条所定の「国の関与」に含まれるということとはできず、本件訴えは、「国の関与」に当たらない処分を対象とするものであって、不適法である（上

告受理申立て)。

(3) 諫早関係

ア 開門等請求上告及び上告受理申立て事件(長崎諫早1次訴訟)(最高裁平成27年(オ)第1811号, 同年(受)第2278号, 令和元年6月26日第二小法廷決定)

本件は, Y(国, 被告・控訴人兼被控訴人・被上告人兼相手方)が国営諫早湾土地改良事業(以下「本件事業」という。)において, 諫早湾の湾奥に約7キロメートルの長さの諫早湾干拓地潮受堤防(以下「本件潮受堤防」という。)を設置したことにより, 諫早湾の湾奥部の海洋部分を締め切り, これにより諫早湾内及びその近傍場の漁場環境を悪化させ, X₁ら(長崎県A漁協に所属する漁業者, 原告・控訴人兼被控訴人・上告人兼申立人)及びX₂ら(佐賀県B漁協に所属する漁業者, 原告・控訴人兼被控訴人・上告人兼申立人)が有する漁業を営む権利を侵害したとして, X₁らが, Yに対し, 漁業を営む権利に基づき, 本件潮受堤防の北部及び南部に設置されている排水門に関し, 本件潮受堤防により締め切られた調整池内に海水を流入させ, 海水交換できるよう開門操作を求めるとともに, X₁ら及びX₂らが, 本件事業を実施したこと及び排水門を開門しないことが国賠法上違法であり, また, 排水門を開門しないことが漁業補償契約の債務不履行であるとして, 約1億8,950万円の損害賠償を求めたものである。

1 審判決(長崎地裁平成23年6月27日判決)は要旨以下のとおり判示して, X₂らの訴えを一部認容し, その余の請求を棄却した。

(本件開門請求の可否について)本件事業によりコノシロ等の魚類の漁場環境が悪化したことが認められるが, 本件事業が諫早湾内におけるアサリ養殖業の漁場環境を悪化させたと認めることはできないし, タイラギの漁獲量の減少と本件事業との間の因果関係を認めることもできない。そして, 本件事業がX₁らの漁業行使権に与える影響の程度が漁業補償契約に基づく漁業行使権の一部放棄及び制限の範囲を超える侵害をもたらす程度のものであったかどうか明らかでないし, その侵害の程度が大きいとはいえない。また, 本件事業は, 高潮遮断効果や営農効果等を有しており, 公共性がある。これらの事情を考慮すると, 本件潮受堤防の排水門を開門しないことが, X₁らに対する違法な侵害行為であるとは認められず, 本件開門請求は認められない。(損害賠償請求について)諫早湾内のコノシロ等の魚類の漁場環境が悪化したことは認められるものの, タイラギやアサリの漁場環境の悪化が本件事業によるものとは認められないこと, 漁業補償契約により, 一定の漁業補償がされていること, 本件事業の公共性が低いとはいえないことなどを総合すると, 本件事業がX₁ら及びX₂らの法益を違法に侵害したとは認められず, X₁ら及びX₂らの国賠法1条1項に基づく損害賠償請求には理由がない。また, 産卵場や育成場の喪失や輸送経

路の水質等の悪化により、B漁協のある諫早湾近傍の海域においても、コノシロ等の魚類の漁場環境が悪化したことが推認される。Yは、本件事業により諫早湾及びその周辺海域に漁業被害が生ずる可能性が高いことを認識していたにもかかわらず、X₁ら及びX₂ら個人に何ら漁業補償を行うことなく本件事業を遂行し、その結果、諫早湾近傍における魚類の漁場環境を悪化させ、漁業被害を生じさせたものであるから、本件事業の公共性ないし公益上の必要性ゆえに、漁業被害が受忍すべき範囲内のものであるということとはできず、その遂行は違法な法益侵害に当たる。よって、Yは、X₂らのうち諫早湾近傍部において魚類を対象として漁船漁業を営む一部の者（16名）に対し、損害を賠償する義務を負う。

2審判決（福岡高裁平成27年9月7日判決）は、要旨以下のとおり、1審判決におけるY敗訴部分を取り消し、X₁ら及びX₂らの請求及び控訴をいずれも棄却した。

（漁業被害の有無について）A漁協がタイラギに係る共同漁業権を有する諫早湾内では、平成5年度の漁期以降、資源量の減少に伴いタイラギ潜水器漁業自体が成り立たない状況となって現在に至っていることなどが明らかであり、タイラギ潜水器漁業について漁業被害を受けたことが認められる。また、A漁協及びB漁協におけるアサリ養殖業に関しても、平成10年度以降、養殖に係るアサリが夏場に大量にへい死する事態がしばしば発生するようになったことなどが明らかであり、アサリ養殖業について漁業被害を受けたものと認められる。一方、X₁ら及びX₂らの一部が魚類に係る漁船漁業について漁業被害を受けた旨を述べるが、各魚種ごとの漁獲量の減少状況や漁獲努力の点が明らかでないため、X₁ら及びX₂らにつき、上記漁業に係る漁場において従来と同程度の漁獲努力を傾けても量的又は質的に従来よりも有意に低い漁獲しか得られていないものと認めることはできない。（漁業被害と本件事業の実施等との因果関係について）X₁ら及びX₂らは、諫早湾及びその近傍におけるアサリ養殖については、本件事業による赤潮（特にシャットネラ属の赤潮）の発生の促進やこれによる貧酸素化によって漁場環境が悪化した旨主張するが、赤潮の頻発化によってしばしばアサリの大量へい死が生ずるなど、漁場環境が悪化していることは間違いなく、本件事業により諫早湾内の赤潮発生が促進された可能性もあるものの、赤潮の頻発化等に関する因果関係について高度の蓋然性を伴う立証があるとはいえないため、上記漁場の悪化が、本件潮受堤防の締切りや開門操作をしないことに起因するとまでは認められない。さらに、諫早湾及びその近傍におけるタイラギ潜水器漁業についても、本件事業による諫早湾内の貧酸素化や底質の悪化によってタイラギ資源が極端に減少するという漁場環境の悪化が生じている旨主張するが、本件事業の工事が開始された後に諫早湾の湾口等においてタイラギ資源量が激減したことは間違いのないものの、その激減が本

件事業による諫早湾内の貧酸素化や底質の悪化に起因するとの点は肯認することができない。以上によれば、漁業被害とYが本件事業を実施したこと又は開門操作を行わないこととの間に因果関係（通常人において前者が後者の結果であるとの確信を抱き得る程度の蓋然性）があるとは認められないことが明らかである。

最高裁判所は、X₁ら及びX₂らの上告理由及び上告受理申立て理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却及び上告不受理決定をした。

イ 開門差止請求上告及び上告受理申立て事件・当事者参加申立事件（最高裁判平成30年（才）第1390号，同年（受）第1699号，令和元年6月26日第二小法廷決定）

本件は、X₁（営農者等，原告・被控訴人・被上告人兼相手方）らがY（国，被告・被控訴人・被上告人兼相手方）に対して、諫早湾干拓事業で設置された潮受堤防の排水門の開門差止めを求めた訴訟において、長崎地方裁判所が開門差止請求を一部認容する判決を言い渡したのに対し、上記排水門の開門を求める漁業者である参加人らが、上記訴訟の結果によって権利が害されるなどと主張して独立当事者参加の申立てをしたものである。

2審判決（福岡高裁平成30年3月19日判決）は、要旨以下のとおり判示して、参加人らの申立てを却下するとともに、X₁らのYに対する開門差止請求は、Yの控訴権の放棄により終了した旨を宣言し、参加人らのYに対する開門請求を長崎地裁に移送するとした。

（許害防止参加について）独立当事者参加における「訴訟の結果によって権利が害されることを主張する第三者」（民訴法47条1項前段）は、既存当事者の判決の効力が及ぶ第三者に限られるものではないものの、補助参加における要件である「訴訟の結果について利害関係を有する第三者」（同法42条）よりは狭いものというべきであり、当該具体的な訴訟において、その既存当事者の訴訟追行の自由を制限することを正当化し得る法律上の利益を有する第三者であることを要するものと解されるところ、参加人らが、本件訴訟において、X₁ら及びYの訴訟追行の自由を制限することを正当化し得るだけの法律上の利益を有する第三者に当たるとはいえず、同法47条1項前段の「訴訟の結果によって権利が害されることを主張する第三者」に当たるとはいえない。（権利主張参加について）同法47条1項後段の「訴訟の目的の全部若しくは一部が自己の権利であることを主張する第三者」は、既に係属している訴訟の目的となっている権利関係と当事者参加人の請求の目的となっている権利関係を合一に確定することが求められる場合、すなわち、当事者参加人の請求の目的となっている権利関係と既存当事者の請求の目的となっている権利関係が法律上両立しない場合に限られるものと解されるところ、本件では、排水門の開門差止請求権と開門請求権とは、いずれも法律上両立し得る権利であり、参加人らが同法

47条1項後段の「訴訟の目的の全部若しくは一部が自己の権利であることを主張する第三者」に当たるものとはいえない。よって、参加人らがした独立当事者参加の申出は、民訴法47条1項前段・後段のいずれの要件も欠くため不適法である。

最高裁判所は、参加人らの上告理由及び上告受理申立て理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却及び上告不受理決定をした。

ウ 諫早福岡高裁確定判決に対する請求異議上告及び上告受理申立て事件（最高裁平成30年（オ）第1525号，同年（受）第1874号，令和元年9月13日第二小法廷判決）

本件は、国営諫早湾土地改良事業としての土地干拓事業を行うX（国，原告・控訴人・被上告人兼相手方）が、佐賀地方裁判所平成20年6月27日判決及び福岡高等裁判所平成22年12月6日判決（以下、両判決を併せて「本件確定判決」という。）によって諫早湾に設置された潮受堤防の南北各排水門（以下「本件各排水門」という。）の開放を求める請求権（以下「本件開門請求権」という。）が認容されたY₁（被告・被控訴人・上告人兼申立人）らに対し、前記控訴審の口頭弁論終結後に、①Y₁ら所属の漁業協同組合（以下「本件各組合」という。）に免許された共同漁業権（以下「本件共同漁業権」という。）は免許期限の経過により消滅したため、これに由来する本件開門請求権も消滅した、②漁獲量が増加傾向に転じたこと、地元関係者の反対等により開門の前提となる対策工事が不可能になったこと、本件各排水門の開門の差止めを命ずる仮処分決定（以下「別件仮処分決定」という。）がされたことなどの事情が新たに生じ、Xが本件各排水門を開門しないことにはや違法性は認められない、③②に加え、問題解決に向けたY₁らの対応等も考慮すれば、本件確定判決に基づく強制執行は権利濫用に当たると主張して、Y₁らに対し、本件確定判決の執行力の排除を求めたものである。

1審判決（佐賀地裁平成26年12月12日判決）は要旨以下のとおり判示して、Xの訴えを一部認容し、その余の請求を棄却した。

（本件開門請求権の行使を認めるべき違法性があるかについて）前記福岡高等裁判所判決は、口頭弁論終結時において、本件潮受堤防の締切りは違法であることを認めたものであって、対策工事の実施を条件とするものではないから、対策工事を実施した場合に初めて本件潮受堤防の締切りが違法となることを前提とするXの主張は採用できない。本件環境アセスメントによって明らかになった事実関係のうち、口頭弁論終結後に生じた事実によって、本件潮受堤防の締切りが違法であるとの評価を妨げる事実が存在するとは認められない。また、口頭弁論終結時に存在していた事実を異議事由として主張することは許されない。（別件仮処分決定がされたことが異議事由に該当するかについて）別件仮処分決定は、暫定的なものであるし、XとY₁ら以外の者との間に効力を

生じるにすぎないから、本件確定判決により確定されたXとY₁らとの間の権利関係は、別件仮処分決定によって何ら変更されない。(Y₁らが強制執行を行うことが権利濫用又は信義則違反に該当するかについて) Y₁らの漁業行使権は生活の基盤にかかわる重要な権利であること、本件対策工事が実施されていないのは、本件関係自治体及び本件地元関係者が反対し、別件仮処分決定が出されたためであって、Y₁らに帰責事由はないこと、強制執行の申立てがされたが、具体的な執行処分の方法は間接強制の申立てにとどまっていること等の事情を総合すると、本件確定判決に基づく権利行使が権利濫用又は信義則違反となるとは認められない。

2審判決(福岡高裁平成30年7月30日判決)は、要旨以下のとおり判示して、1審判決を取り消し、強制執行の不許と停止を認める判決をした。

現行漁業法の規定の内容、趣旨、漁業権の性質、内容等の事情を総合考慮すれば、漁業協同組合等に対して免許された共同漁業権は、法定の存続期間の経過により消滅すると解すべきであり、当該共同漁業権の消滅後に当該漁業協同組合等に対して新たに免許された共同漁業権は、飽くまでもその免許によって設定された新たな権利であり、当該共同漁業権とは別個の権利であって法的な同一性を有するものではないと解するのが相当である。本件確定判決の口頭弁論終結時点におけるY₁らの本件開門請求権及び漁業行使権が由来する本件共同漁業権は、いずれも本件確定判決の口頭弁論終結後である免許期間の経過により消滅したものと認められる。そして、漁業行使権は、共同漁業権から派生する権利である以上、共同漁業権の消滅により、これに由来するY₁らが有する本件漁業行使権もそれぞれ消滅したものであるところ、漁業行使権に基づく開門請求権は、物権的請求権の性格を有するものであるから、その前提となる漁業行使権が消滅すれば、当然に物権的請求権である開門請求権も消滅することとなる。よって、本件確定判決の口頭弁論終結後にY₁らの本件開門請求権が消滅したことが認められ、これが異議事由となることは明らかである。

最高裁判所は、令和元年5月22日付けで上告を棄却する決定をするとともに、上告受理申立て理由の一部につき上告を受理する決定をし、同年7月26日に口頭弁論を開いた。その後、要旨以下のとおり判示して、原判決を破棄し、原審に差し戻した。

本件確定判決は、平成20年6月及び平成22年12月にされたものであり、かつ、その主文は「判決確定の日から3年を経過する日までに開門し、以後5年間にわたって開門を継続せよ」というものであるから、本件共同漁業権の存続期間の末日である平成25年8月31日を経過した後に本件確定判決に基づく開門が継続されることをも命じたことは明らかである。本件確定判決は、本件共同漁業権が存続期間の経過により消滅しても、本件各組合に同一内容の共同漁業権の免許が再度付与される蓋然性があることなどを前提として、平成25年9月1日

頃に免許がされるであろう本件共同漁業権と同一内容の共同漁業権から派生する漁業行使権に基づく開門請求権をも認容したものであると理解するのが相当である。よって、本件確定判決に係る請求権は、本件共同漁業権から派生する漁業行使権に基づく開門請求権のみならず、更新後の共同漁業権から派生する漁業行使権に基づく開門請求権をも包含するものと解されるから、前者の開門請求権が消滅したことは、そのみでは本件確定判決についての異議の事由とはならない。

エ 保全抗告申立事件（福岡高裁平成27年（う）第434号，令和元年8月7日申立ての取下げ）

本件は、長崎県諫早湾干拓事業のため湾内に設置された全長7キロメートルの潮受堤防にある南北各排水門の開放によって甚大な被害を被るとするX₁ら（営農者等，債権者・抗告人兼相手方）が，潮受堤防の所有者であるY（国，債務者・抗告人兼相手方）に対し，調整池から諫早湾に排水する場合を除き，南北各排水門を開放してはならないとの仮処分を求めた事件について，長崎地方裁判所が平成25年11月12日にした認容決定に対し，Yに補助参加した漁業者らが同決定の取消しを求めたものである。

本件は，X₁ら及びYが抗告の申立てを取り下げたことにより終了した。

(4) 戦後補償関係

ア 損害賠償等請求上告・上告受理事件（重慶爆撃訴訟）（最高裁平成31年（オ）第170号，同年（受）第210号，令和元年12月25日第二小法廷決定）

本件は，先の大戦中，旧日本軍の航空部隊が，四川省重慶市及びその周辺地域に対して行った空襲（以下「本件爆撃」という。）により被害を受けたとする中国人及びその遺族であるX₁（原告・控訴人・上告人兼申立人）らが，①主位的に，本件爆撃はヘーグ陸戦条約に違反するなど主張して，Y（国，被告・被控訴人・被上告人兼相手方）に対し，ヘーグ陸戦条約3条，日本民法及び条理に基づいて，謝罪及び総額約18億8,000万円の損害賠償を求め，②予備的に，X₁らを救済しないこと（立法上及び行政上の不作為）は国賠法上違法であると主張して，国賠法1条，4条，民法723条に基づいて，前同様の請求をしたものである。

1 審判決（東京地裁平成27年2月25日判決）は，要旨以下のとおり判示して，X₁らの請求を棄却した。①ヘーグ陸戦条約3条及び国際慣習法は，被害者個人に加害国に対する直接の損害賠償請求権及び謝罪請求権を付与するものとは解されない。②国家賠償法制定前の公権力の行使による損害については，国家無答責の法理が適用され，国の損害賠償及び謝罪の各義務を認める法律上の根拠はない。

③公権力行使によって損害を受けた被害者が立法を待たずに当然に戦争遂行主体であった国に対し，補償及び謝罪を請求できるという条理は存在しない。

④本件爆撃による戦争被害について、個人への損害賠償等を行う立法をしなかった立法不作為を違法ということはできない。⑤本件爆撃による戦争被害に対して保障を行う立法の立案等による救済措置を執るか否かは、内閣の広範な裁量に委ねられているから、事実調査や上記救済措置を行わなかった行政の不作為を違法ということはできない。⑥本件爆撃に係るX₁らと国の法律関係は、公法的行為に係る関係であるから、国際的私法関係の準拠法を定める法例の適用があると解することはできず、本件爆撃当時の中華民国民法に基づく損害賠償等は認められない。

2審判決（東京高裁平成29年12月14日判決）も、要旨以下のとおり控訴審におけるX₁らの主張に対する判断を付加するほか、1審の判断を維持し、X₁らの控訴を棄却した。

1977年ジュネーブ諸条約第一追加議定書（以下「第一追加議定書」という。）91条に基づく請求について、被控訴人が第一追加議定書へ加入したのは平成16年8月31日であり、発効したのは平成17年2月28日であるところ、条約の効力は不遡及が原則とされているから、控訴人らの請求に理由はない。また、控訴人らは憲法29条3項に基づく損失補償請求及び謝罪請求を追加する旨の追加請求に係る訴えの追加的変更については、被控訴人が控訴人らの訴えの追加的変更に同意しておらず、追加的変更の要件を欠き不適法な訴えである。

最高裁判所は、X₁らの上告理由及び上告受理申立て理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却及び上告不受理決定をした。

イ 「南洋戦」被害・謝罪及び損害賠償請求控訴事件（福岡高裁那覇支部平成30年（ネ）第70号，平成31年3月7日判決）

本件は、先の大戦中に南洋群島において繰り広げられたいわゆる南洋戦における被害者又はその遺族であるX₁（原告・控訴人）らが、Y（国、被告・被控訴人）に対し、①主位的請求として、旧日本軍の南洋戦における戦闘行為等が、一般住民の生命、身体、安全等への危険発生を未然に防止すべき国民保護義務等に違反する不法行為に当たると主張し、民法709条、715条及び723条に基づき、②第一次予備的請求として、上記戦闘行為等により原告らの生命、身体に対する危険を創出ないし惹起したという先行行為の結果発生した原告らの損害について被告は回復のための責任を負うと主張して、条理、憲法13条及び14条を根拠とする公法上の危険責任に基づき、③第二次予備的請求として、原告らの南洋戦における被害を救済する立法をしない被告の立法不作為は、憲法14条及び13条並びに条理等に基づく立法義務に反すると主張して、国賠法1条1項に基づき、それぞれ、謝罪文の交付及び官報への掲載並びに損害賠償（総額約4億4,000万円）を求めたものである。

1審判決（那覇地裁平成30年1月23日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

(①について) 本件については、国賠法附則6項、ひいては「国家の権力的作用ないし統治権に係る行為に関しては民法上の不法行為責任を否定するとの法理」が適用される結果、国は、旧日本軍の戦闘行為・戦時行為等について、不法行為責任を負わない。

(②について) 原告らが主張する「公法上の危険責任」なる概念は、法的効果を導き出すほどの具体性に乏しい抽象的な概念というほかに、国の原告らに対する損害賠償責任等を基礎づける具体的かつ法的な根拠となるものと解することはできず、憲法13条及び14条1項がその根拠となるものでもない。

(③について) 戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「援護法」という。)の適用対象が、法改正や通達等により順次拡大してきたことを十分に踏まえてもなお、原告らが、援護法による補償を受けていないことにより、憲法14条1項に明らかに違反する状態が生じているとはいえない。

本判決も1審の判断を維持し、X₁らの控訴を棄却した(上告・上告受理申立て)。

ウ 第二次世界大戦中、日本国内に強制連行され、強制労働に従事させられたとする中国人及びその遺族らによる損害賠償等請求事件(大阪地裁平成27年(ワ)第6338号、第7108号、平成31年1月29日判決)

本件は、先の大戦中、日本軍によって逮捕、監禁され、強制的に日本国内に連行された上、大阪築港や花岡鉾山(秋田県)において、船舶荷役や川の掘削、土石の運搬などの強制労働に従事させられたとする中国人及びその遺族らであるX₁(原告)らが、日本軍等による強制連行及び強制労働のほか、戦後においてもX₁らに対して補償をせず救護義務を怠り、名誉回復も妨害したなどと主張し、Y(国、被告)に対し、国賠法1条1項等に基づき、損害賠償(一人当たり550万円)、謝罪文の交付並びに国内紙及び中国紙への謝罪広告の掲載を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。日中共同声明は、サン・フランシスコ平和条約の枠組みと異なる趣旨のものではなく、請求権の処理については、個人の請求権を含め、戦争遂行中に生じた全ての請求権を放棄することを明らかにしたものである。そして、日中共同声明に国際法上の法規規範性が認められるのは明らかであり、また、日中共同声明5項が定める請求権の放棄についても、サン・フランシスコ平和条約のそれと同様に国内法的な効力が認められているというべきである。

したがって、日中戦争の遂行中に生じた中華人民共和国の国民の日本国又はその国民若しくは法人に対する請求権は、日中共同声明5項によって、裁判上訴求する権能を失ったというべきであり、そのような請求権に基づく裁判上の請求に対し、同項に基づく請求権放棄の抗弁が主張されたときは、当該請求は棄却を免れない(控訴)。

(5) 厚生労働行政関係

ア B型肝炎損害賠償請求控訴事件（福岡高裁平成30年（ネ）第167号，平成31年4月15日判決）

本件は，B型肝炎ウイルスの持続感染者であるX₁（原告・被控訴人）らが，予防接種法等に基づき国の指導の下で実施された乳幼児期の集団予防接種時における注射器の連続使用により，B型肝炎ウイルスに感染し，慢性肝炎を発症したとして，Y（国，被告・控訴人）に対し，国賠法1条1項に基づき損害賠償を求めたもの（なお，主な争点は除斥期間の経過の有無であり，再燃がみられた症例の除斥期間の起算点は，慢性肝炎の発症時（除斥期間経過）であるか再燃時（除斥期間未経過）であるかが争われた。）。

1審判決（福岡地裁平成29年12月11日判決）は，要旨以下のとおり判示して，X₁らの請求を全部認容した。

X₁らは，乳幼児期の集団予防接種時における注射器の連続使用によってB型肝炎ウイルスに持続感染し，慢性肝炎（HB e 抗原陽性慢性肝炎）を発症したが，HB e 抗原が陰性化し，慢性肝炎が鎮静化した後，慢性肝炎（HB e 抗原陰性慢性肝炎）が再燃した。そして，X₁らの再燃後の慢性肝炎は，当初の慢性肝炎と比較して，より重篤であること，また，HB e 抗原陽性慢性肝炎発症後の経過は，現在の医学ではいまだ解明されておらず，確定できないことが明らかであり，X₁らが，当初の慢性肝炎発症時に，その後の慢性肝炎再燃による損害賠償をも請求することは客観的に不可能であったことからすると，X₁らの再燃後の慢性肝炎による損害は，当初の慢性肝炎による損害とは質的に異なる損害であるというべきである。したがって，X₁らの損害賠償請求権の除斥期間の起算点は，慢性肝炎（HB e 抗原陰性慢性肝炎）の再燃時であり，X₁らは，慢性肝炎の再燃時から20年以内に本件訴訟を提起したものであるから，除斥期間は経過しておらず，Yは，国賠法1条1項に基づき，X₁らに損害賠償をする義務がある。

2審判決（福岡高裁平成31年4月15日判決）は，原判決を取り消し，要旨以下のとおり判示して，X₁らの請求を棄却した。

X₁らのHB e 抗原陰性の慢性肝炎は，B型肝炎が長期の経過をたどった結果であって，肝細胞の繊維化と炎症活動が進行し，肝硬変や肝細胞がんの進展リスクとなる年齢で慢性肝炎が再燃したことによるものである。また，B型肝炎ウイルスは，高度の塩基変異をもたらす性質を有し，セロコンバージョンをもたらす遺伝子変異は，B型慢性肝炎患者において高頻度かつ一般的に認められるものであって，肝炎が上記変異の前後を問わず，B型肝炎ウイルスへの免疫反応であることに変わりはなく，セロコンバージョン前のHB e 抗原陽性の慢性肝炎よりもHB e 抗原陰性の慢性肝炎の病状が重いと直ちにいうこともできない。したがって，セロコンバージョン後のHB e 抗原陰性の慢性肝炎が，

セロコンバージョン前のHB e抗原陽性の慢性肝炎とは質的に異なり、その罹患によって新たな損害が発生したということとはできない。

さらに、平成12年当時の医学的知見に照らせば、X1らの肝炎の再燃が医学的に予見できなかったということとはできず、X1らは、それぞれHB e抗原陽性の慢性肝炎を発症した時点において、その後発生したHB e抗原陰性の慢性肝炎による損害を含めた損害を被ったものというべきであり、継続的に発生する損害の一部を切り離して請求したからといって、除斥期間の適用を免れるということとはできない。したがって、X1ら請求に係るHB e抗原陰性の慢性肝炎の発症による損害賠償請求権の除斥期間の起算点は、セロコンバージョン前のHB e抗原陽性の慢性肝炎の発症時であり、X1らの損害賠償請求権は、除斥期間の経過により消滅したというべきである（上告・上告受理申立て）。

イ 石綿工場での作業に従事し石綿（アスベスト）により健康被害を受けたとする者からの損害賠償請求控訴事件（福岡高裁平成31年（ネ）第255号、令和元年9月27日判決）

本件は、石綿工場において石綿製品の製造に従事していたX（原告・被控訴人）が、Y（国、被告・控訴人）が旧労働基準法に基づく省令制定権限を行使して石綿工場に局所排気装置の設置を義務付けるなどの措置を怠ったことにより、石綿粉じんばく露により肺がんを発症して精神的苦痛を受けたとして、国賠法1条1項に基づき、Yに対し損害賠償を求めたものである（なお、本件は事実関係に争いはなく、遅延損害金の起算日のみが争われた。）。

1審判決（福岡地裁小倉支部平成31年3月12日判決）は、遅延損害金の起算日について、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を認容した。

本件請求は、石綿粉じんのばく露により肺がんを発症したことを損害としてYに対し慰謝料等の損害の賠償を請求するものであるから、肺がんの発症が損害であって、肺がんの発症の日を遅延損害金の起算日と認めるのが相当である。Xは、平成20年9月26日の再検査時に、肺がんの疑いと診断され、同年11月7日に行われた生検により肺がんと診断されているから、Xは、遅くとも同年9月26日には、肺がんを発症していたものと認めることができる。そうすると、本件請求についての遅延損害金起算日は、肺がん発症を認定することができる平成20年9月26日と認めるのが相当である。

2審判決（福岡高裁令和元年9月27日判決）は、遅延損害金の起算日について、要旨以下のとおり判示して、原判決を変更し、Xの請求を一部認容した。

不法行為に基づく損害賠償債務は、損害の発生と同時に何らの催告を要することなく遅滞に陥ると解されるから、同債務については損害発生の日が遅延損害金の起算日となる。

Xが主張している損害は、石綿に起因する肺がんであるが、肺がんが石綿に起因するかどうかは、石綿が肺がんという健康被害を発症させた原因かどうか

の問題として位置づけられるべきものであって、その損害は、肺がんという健康被害それ自体とみるのが自然かつ合理的である。そして、肺がんを発症しているか否かは、通常は病理組織検査等の医学的診断に基づいて判断されるものであるから、肺がんの確定診断を受けた日が証拠上認定し得る者については、その日に損害が発生したものとみるのが相当である。

本件においては、Xは平成20年11月7日の右下葉部切除手術の際受けた生検により腺がんと確定診断されたのであるから、同日に損害が発生したものと認めることができ、YがXに対して負う損害賠償債務の遅延損害金の起算点は同日である。Xは、遅延損害金の起算日は同年9月26日である旨主張するが、同時点ではいまだ肺がんの疑いという診断にとどまっており、これをもって損害が発生していると認めることはできない（確定）。

ウ 建設作業に従事し石綿（アスベスト）により健康被害を受けたとする者からの損害賠償請求控訴事件（福岡高裁平成26年（ネ）第964号，令和元年11月11日判決）

本件は、建設作業に従事し、石綿含有建材の切断等から生じる石綿粉じんに曝露したことにより、重篤な石綿関連疾患に罹患したと主張するX₁（原告・控訴人兼被控訴人）らが、上記健康被害を被ったのは、Y（国、被告・控訴人兼被控訴人）が労働関係法令等に基づく規制権限を適切に行使しなかったからであるとして、Yに対し、健康被害又は死亡による損害賠償を求めたものである。

1 審判決（福岡地裁平成26年11月7日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を一部認容した。

①Yは、昭和50年10月1日の特定化学物質等障害予防規則（以下「特化則」という。）改正時において、使用者に対して、屋内の建築作業現場で建築作業に従事する労働者に防じんマスクを使用させることを罰則をもって義務付けるとともに、石綿含有建材及び建築作業現場における警告表示として、石綿関連疾患の具体的な内容、症状等及び防じんマスクを着用する必要がある旨の記載をそれぞれ義務付けるべきであり、平成7年の特化則改正の前日（平成7年3月31日）までの間、規制権限を行使しなかったことは、国賠法1条1項の適用上違法である。

②労働基準法が適用される労働者以外の建築作業従事者との関係においては、上記規制権限不行使が違法であるとは認められない。

③基準となる慰謝料額は、労災保険給付等の受領を考慮して認定する。また、Yの責任期間内に労働者として石綿粉じん曝露作業に従事した期間が短期間の者については、最大7割の範囲で基準となる慰謝料額を減額し、肺がんを発症した被災者のうち喫煙歴がある者については、慰謝料額を1割減額する。その上で、Yが負うべき損害賠償義務は、損害の公平な分担の見地から、その損害の3分の1を限度とする。

2審判決（福岡高裁令和元年11月11日判決）は、特別教育の実施の義務付けについて規制権限不行使の違法性を認めたほか、Yの責任期間を拡大するとともに、労働者に当たらない一人親方等についてもYの責任を認め、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を一部認容した。

①Yが、昭和50年10月1日の特化則改正時以降、使用者に対して労働者に防じんマスクを着用させることを罰則をもって義務付けなかったこと、また、警告表示及び作業現場掲示並びに特別教育の実施の義務付けについて規制権限を行使しなかったことは、国賠法1条1項の適用上違法である。また、規制権限不行使の違法性を認めるべき終期は、防じんマスクを使用させることの義務付けについては、原審と同じく、平成7年7月31日であるが、各警告表示の義務付け及び特別教育の義務付けについては、平成15年の労働安全衛生法施行令改正の前日（平成16年9月30日）である。

②労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）の保護対象は飽くまでも「労働者」であって、いわゆる一人親方はこれに該当するものではないが、一人親方が安衛法の保護対象とならないことをもって、直ちに、国賠法上、国による規制権限の不行使が一人親方との関係で違法性がないということはできず、安衛法に基づく規制権限不行使が違法とされる場合における国賠法上の保護範囲は、一人親方として稼働した者も含む（双方上告受理申立て）。

エ 国家賠償請求事件（ハンセン病患者者家族訴訟）（熊本地裁平成28年（ワ）第109号ほか、令和元年6月28日判決）

本件は、ハンセン病患者（元患者を含む。以下同じ。）の家族であるX（原告）らが、厚生大臣及び国会議員が、昭和35年以降、平成8年のらい予防法廃止時まで、ハンセン病患者らの家族に対する偏見・差別を除去するために必要な行為をせず、また、同法廃止後は、彼らに加え、厚生労働大臣、文部（文部科学）大臣及び法務大臣が、ハンセン病患者らの家族に対する偏見・差別の除去や家族関係回復等の義務を尽くさなかったことは違法であり、Xらは、憲法13条に基づく社会内において平穏に生活する権利を侵害され、社会内で偏見差別を受ける地位に立たされ、家族関係の形成を阻害されたことにより精神的苦痛を受け続けているなどとして、Y（国、被告）に対し、国賠法1条1項等に基づき、損害賠償金の支払及び謝罪広告の新聞掲載を求めたもの。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、Xらの請求を一部認容した。

（厚生大臣及び厚生労働大臣の責任）国は、内務省及び厚生省等が実施してきたハンセン病隔離政策等により、ハンセン病患者らの家族が大多数の国民らによる偏見差別を受け一種の社会構造を形成し、差別被害を発生させ、また、ハンセン病患者を療養所に隔離したこと等により、家族間の交流を阻み、家族関係の形成の阻害を生じさせた。ハンセン病患者らの家族は、ハンセン病隔離政策等によって、憲法13条が保障する人格権や同24条1項の保障する婚姻生活

の自由を侵害されており、国は、条理上、ハンセン病患者らの家族に対し、ハンセン病隔離政策等を先行行為として相応の作為義務を負う。

当時の医学的知見からすると、遅くとも昭和35年には、ハンセン病はもはや特別の疾患ではなくなっており、隔離政策等を遂行する必要性は消失していた上、当時厚生省がこれを十分に認識していたこと等から、厚生大臣は、遅くとも昭和35年の時点において、隔離政策等の廃止義務があったといえる。また、隔離政策等の遂行によって、ハンセン病患者らの家族に差別被害が生じ、人権が侵害されていたところ、厚生大臣は、平成8年のらい予防法廃止に関する法律の成立に向けた諸手続を執るまで長年にわたってこれを放置してきたこと等から、平成8年以降は、より高い偏見差別除去義務を負う。

厚生大臣及び厚生労働大臣は、上記の義務を尽くしておらず、国賠法上の違法及び過失がある。

（法務大臣の責任）国は、偏見差別除去義務を負うところ、その除去には、人権啓発活動が必要不可欠であり、人権啓発は法務省の所掌事務であるから、法務大臣は、平成8年以降平成13年末まで、偏見差別除去義務の一内容である人権啓発活動を実施するための相当な措置を行う義務を負う。しかし、法務省を含む被告の行政機関等が実施した施策は活動として不十分であり、ハンセン病患者らの家族の偏見差別の除去の効果も十分でないため、法務大臣が人権啓発活動を実施するための相当な措置を行ったとは認められず、義務を怠ったといわざるを得ないから、国賠法上の違法及び過失がある。

（文部大臣及び文部科学大臣の責任）偏見差別除去にとって教育は重要であり、教育の場で偏見に基づかない正確な知識に基づいた指導がなされなければ、社会から偏見差別を除去することは困難であるところ、文部大臣及び文部科学大臣は、平成8年以降平成13年末まで、ハンセン病に関する教育を担当する小中高校の教員に対し、ハンセン病に関する誤った教育を行わないよう適切な指導をし、学校教育でハンセン病に関する正しい知識を教育するとともに、ハンセン病患者らの家族に対する偏見差別の是正を含む人権啓発教育が実施されるよう適切な措置を執るべきであった。文部大臣及び文部科学大臣はかかる義務を怠っており、国賠法上の違法及び過失がある。

（立法不作為について）遅くとも昭和35年には、ハンセン病の全ての患者との関係で隔離の必要性が失われており、らい予防法の隔離規定に従って合憲的に入所させることがおよそ考えられず、法令そのものが違憲となり、らい予防法の隔離規定に合理的な理由が存在しなくなっていたところ、国会議員にとって、昭和40年にはらい予防法の隔離規定の違憲が明白であったと認められる。国会議員が平成8年までの30年以上もの長期間にわたって隔離規定を廃止しなかったことは、正当な理由なく長期にわたってその改廃等の立法措置を怠ったと認められ、その立法不作為には、国賠法上の違法及び過失がある。

(共通の権利侵害)一部の原告らを除き、ハンセン病患者らの家族は、平成13年末までは、ハンセン病患者らの家族というだけで差別を受ける地位に置かれ、周囲にハンセン病患者らの家族であることを知られると差別被害を受けることにより、被害が現実化したといえ、差別被害が実際に生じていなかったとしても、自らがハンセン病患者の家族であることと、ハンセン病患者の家族に生じてきた深刻な差別被害を認識することで社会生活上の不利益や心理的負担が生じたことは明らかであるから、差別経験の有無にかかわらず、差別を受ける地位に置かれ、そのことを認識したことによって被害が現実化したといえ、共通の権利侵害があったと認められる。また、一部の原告らを除き、ハンセン病患者らの家族が療養所に入所し、一定期間、その家族が帰宅せずに別居していた原告らには、家族が離れ離れとなり日常生活を共有できず同人との家族関係の形成を阻害されたといえ、その限度で共通の権利侵害があったと認められる。

本件は、令和元年7月12日、政府として控訴しない旨を決定し、内閣総理大臣談話及び政府声明を発表した(確定)。

(6) 矯正関係

保護室収容中であることを理由に接見を不許可とされた被収容者及び弁護士による国家賠償請求控訴事件(福岡高裁平成30年(ネ)第760号、令和元年5月15日判決)

本件は、拘置所に被告人として勾留されていたX₁(原告・控訴人)及びその弁護人であったX₂(原告・控訴人)が、X₁が刑事収容施設法79条1項2号イに該当するとして保護室に収容中であることを理由に拘置所の職員がX₂とX₁との面会を許さなかったことにより、接見交通権を侵害されたなどとして、Y(国、被告・被控訴人)に対し、国賠法1条1項に基づき、慰謝料(一人当たり30万円)等の支払を求めたものである。

1審判決(福岡地裁平成28年1月15日判決)は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

被告人である被収容者の弁護人が保護室収容中の当該被収容者との接見を申し出た場合に、保護室に収容中であることを理由に接見を許さない刑事施設の長の措置は、原則的に必要かつ相当な措置として、国賠法1条1項の適用上違法であるとの評価を受けないが、保護室収容継続の必要性、相当性の判断に誤りがある場合のほか、弁護人等との接見を殊更に制限する目的で保護室収容を中止せず、接見を認めなかったなどの特段の事情がある場合には、違法となる。本件については、X₂がしたX₁との接見の申出に対して、X₁が保護室に収容されていることを理由に接見を認めなかった拘置所長の措置について、上記特段の事情があるものと認められず、国賠法の適用上違法であるとは認められない。また、接見の前提としてX₂の来所をX₁に告げなかったとしても、これをもって違法であると

は認められない。

2審判決（福岡高裁平成29年3月7日判決）は、要旨以下のとおり判断の理由を付加したほか、1審の判断を維持し、X₁らの控訴を棄却した。

刑事施設とその収容者との関係は、捜査機関と被疑者・被告人との関係とは異なるから、捜査機関が被告人の接見交通権を制限できないとしても、当該被告人が刑事施設の被収容者である以上は、刑事施設の規律及び秩序維持を目的として、被告人たる被収容者の接見を制限することがおよそ許されないということとはできない。そして、拘置機関による被告人の接見の制限は、刑事施設の規律及び秩序維持を目的としてなされるものであり、刑事被告人の憲法及び法が認める権利の重要性を踏まえた上で、なお、この目的に照らして接見を制限すべき合理的理由がある場合は、これが憲法34条、37条3項、刑訴法39条1項等に違反するということはできないし、弁護人の弁護権を侵害するということもできない。

最高裁判所（最高裁平成30年10月25日第一小法廷判決）は、要旨以下のとおり判示し、原判決を一部破棄するとともに、「特段の事情」の有無等につき更に審理を尽くさせるため、審理を福岡高裁に差し戻した。

刑事収容施設法79条1項2号に該当するとして保護室に収容されている未決拘禁者との面会の申出が弁護人等からあった場合に、その申出があった事実を未決拘禁者に告げないまま、保護室に収容中であることを理由として面会を許さない刑事施設の長の措置は、未決拘禁者が精神的に著しく不安定であることなどにより同事実を告げられても依然として同号に該当することとなることが明らかであるといえる特段の事情がない限り、未決拘禁者及び弁護人等の接見交通権を侵害するものとして、国賠法1条1項の適用上違法となる。

差戻審である本判決は、要旨以下のとおり判断し、控訴の一部を棄却した。

刑事収容施設法79条1項2号に該当するとして保護室に収容されている未決拘禁者との面会の申出が弁護人等からあった場合に、その申出があった事実を未決拘禁者に告げないまま、保護室に収容中であることを理由として面会を許さない刑事施設の長の措置は、未決拘禁者が精神的に著しく不安定であることなどにより同事実を告げられても依然として同号に該当することとなることが明らかであるといえる特段の事情がない限り、未決拘禁者及び弁護人等の接見交通権を侵害するものとして、国賠法1条1項の適用上違法となると解するのが相当である。本件については、上記特段の事情を認めるに足る証拠はないから、弁護人である控訴人X₂から面会申出があった事実を控訴人X₁に告げないまま、X₁が保護室に収容中であることを理由として控訴人らの面会を許さなかったA拘置所の職員の措置は、控訴人らの接見交通権を妨害するものとして、国賠法1条1項の適用上違法となる（確定）。

(7) 検察関係

ア 無罪判決が確定した元証券会社社員による国家賠償請求上告受理事件（最高

裁平成30年（受）第2067号，平成31年3月14日第一小法廷決定）

本件は，外資系証券会社に勤務していたX（原告・控訴人・申立人）が，所得税の確定申告において，給与の収入金額として，源泉徴収票に記載された支払金額のみを申告し，株式報酬に係る収入を申告しなかったことなどから所得税法違反の罪として国税局収税官吏による告発（以下「本件告発」という。）及び検察官による起訴

（以下「本件起訴」という。）がされたものの第1審で無罪判決を受け，これに対し，検察官による控訴（以下「本件控訴」という。）がされたものの控訴棄却判決を受け無罪判決が確定したことから，本件告発，本件起訴及び本件控訴が違法であるなどとして，Y（国，被告・被控訴人・相手方）に対し，国賠法1条1項に基づき，1億円の損害賠償を求めたものである。

1審判決（東京地裁平成30年3月12日判決）は，要旨以下のとおり判示して，Xの請求を棄却した。

国税局収税官吏又は検察官において，本件告発又は本件起訴の当時，Xに過少申告のは脱の故意があると推認したことには，一応の合理性がある。そして，本件告発は，告発時における各種の調査資料を総合勘案して合理的な判断過程により犯則があると思料する程度の嫌疑があったということができ，また，本件起訴は，起訴時における各種の証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑があったとすることができるから，いずれについても，国賠法上，違法であるということとはできない。

本件控訴については，控訴時における各種の証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑があったとすることができる。加えて，本件1審の判断を覆し有罪判決を得る見込みがあるとの控訴申立検察官の判断過程に明らかに合理性がないとはいえないことから，本件控訴は，国賠法上，違法であるということとはできない。

2審判決（平成30年9月13日判決）も1審の判断を維持し，Xの控訴を棄却した。

最高裁判所は，Xの上告受理申立て理由は，民訴法が規定する事由に該当しないとして，上告不受理決定をした。

イ 損害賠償請求事件（布川事件）（東京地裁平成24年（ワ）第31999号，令和元年5月27日判決）

本件は，強盗殺人等の事実で逮捕・勾留・起訴され，無期懲役の有罪判決が確定して服役し，その後，再審において強盗殺人について無罪判決が確定したX（原告）が，警察官及び検察官がXらに対して行った逮捕，勾留，取調べ，起訴，公判及び再審請求審等における訴訟対応等が違法であり損害を被ったとして，Y₁（国，被告）及びY₂（茨城県，被告）に対し，総額約3億4,000万円の損害賠償を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を一部認容した。

(①検察官による起訴に違法があるか否か) 公訴の提起は、検察官が裁判所に対して犯罪の成否等につき審判を求める意思表示であり、起訴時における検察官の心証は、その性質上、起訴時における各種の証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑があれば足りるところ、検察官の本件強盗殺人事件の起訴時においては、目撃者5名の供述が大筋で一致していたことなど、合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑があったといえるため、違法ではない。

(②確定審の公判における検察官の活動に違法があるか否か) 検察官は、検察官手持証拠のうち、裁判の結果に影響を及ぼす可能性が明白であるものについては、被告人に有利不利な証拠を問わず法廷に顕出すべき義務を負う。また、裁判の結果に影響を及ぼす可能性が明白でない場合であったとしても、被告人らから具体的に開示を請求する証拠が特定された証拠開示の申立てがあった場合には、その重要性の程度、証拠を開示することによって生じる弊害の内容及び程度等に照らし、開示をしない合理的な理由がない場合には、その証拠の開示義務を負う。さらに、被告人は、刑事裁判の結果を左右する証拠の開示について、反射的な利益を有しているにとどまらず、法律上保護された利益を有する。したがって、目撃証言の信用性等に影響を与える目撃者の初期供述に係る証拠について、開示しない合理的な理由はなく、証拠の開示に応じなかった検察官の行為は、違法である。

(③再審請求審及び再審公判における検察官の活動に違法があるか否か) 一般的に、検察官が、再審請求審において、有罪判決確定者の弁護人らによる証拠開示請求に協力すべき職務上の法的義務を負っているとまでは解し難い。検察官が合理的な根拠に基づいて、再審開始決定に対して即時抗告を申し立てたりする等の行為は、正当な職務上の行為であり、違法ではない(国、茨城県控訴、X附帯控訴)。

(8) 防衛関係

損害賠償請求事件(イラク派遣事故)(名古屋地裁平成24年(ワ)第4398号、令和元年11月26日判決)

本件は、航空自衛隊に所属していたX(原告)が、イラク復興支援のためにクウェートに派遣され、クウェートの米軍基地におけるマラソン大会中に米軍関連企業の大形バスに追突され傷害を負ったとして、Y(国)に対し、主位的に、①マラソン大会においてXの安全確保を怠ったこと、②マラソン大会中の事故(以下「本件事故」という。)で負傷したXに対し、派遣先において適切な治療を行わず、Xの早期帰国を許さなかったこと、③Xに対し、帰国後に公務を免除して治療行為に専念させる等の配慮をせず、Xの病状に合わせた職務を与えなかったこと、④Xに関する公務災害の認定手続を遅らせたこと、⑤Xの公務災害の療養

補償給付支給を強いて打ち切らせたこと、⑥新潟基地における、Xに対する一連の組織的ないじめやパワハラ行為を行ったことが、YがXに対して負う安全配慮義務に違反し違法であるとして、予備的に、⑥の個々のパワハラ行為につき、個別に違法性ないし安全配慮義務違反が認められると主張して、国賠法1条1項又は債務不履行に基づく損害賠償請求として、逸失利益等の支払を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

(Yの安全配慮義務の根拠及び概括的内容について) イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法9条はXが主張するような高度の義務をYに課した規定とは解されない上、同条は対応措置を実施するに当たっての配慮を求める規定であり、対応措置を実施していない場合にまで、同条を根拠に特別な配慮を求めることはできないと解すべきである。(上記①について) マラソン大会は、米軍が主催していたものであって、自衛隊が隊員に対して参加を要請したこともないのであるから、公務に準じた状況下にあるとはいえず、Yが参加する自衛官の安全確保のために何らかの方策をすべき義務を負っていたとは認められない。(上記②について) 当時のXの主な症状については、適切な治療が行われていたと認められ、Xのこれらの症状等の事情に照らせば、Xを直ちに帰国させなければならない状態にあったとは認められない。(上記③について) 帰国後のXに対する医療対応について、Yに安全配慮義務違反があったと認めることはできない。(上記④について) 本件事故によるXの損害については、Xの負傷の程度等に照らし、海外旅行保険によって対応するという方針が採られていたものであり、Yが公務災害認定を遅延させたという評価するのは相当でない。(上記⑤について) Yの公務災害担当者が医療機関に働きかけ、Xの症状が固定している旨の診断書を作成させたという事実は認められない。(上記⑥について) Xが主張する各行為は、全体で見ても個別で見てもパワハラであると認めることはできない(控訴)。

(9) その他

ア 安倍首相靖國神社参拝違憲確認等請求上告・上告受理事件(最高裁平成31年(オ)第499号, 同年(受)第607号, 令和元年11月21日第一小法廷決定)

本件は、X₁(原告・控訴人・上告人兼申立人)らが、安倍晋三内閣総理大臣(以下「安倍総理」という。)が平成25年12月26日に靖國神社に参拝した行為(以下「本件参拝」という。)は、政教分離原則(憲法20条1項, 3項, 89条)に反するとともに、信教の自由、宗教的人格権、平和的生存権等を侵害し、国際人権法等にも違反する違憲違法な行為であり、X₁らは本件参拝により精神的苦痛を被ったとして、Y₁(国, 被告・被控訴人・被上告人兼相手方)に対し、本件参拝の違憲確認及び慰謝料の支払を求めたものである。

なお、X₁らは、併せて、Y₂(安倍総理個人, 被告・被控訴人)に対し、内

閣総理大臣として靖國神社に参拝することの差止め及び慰謝料の支払を、Y₃（靖國神社、被告・被控訴人・被上告人兼相手方）に対し、安倍総理による内閣総理大臣としての参拝を受け入れることの差止め、本件参拝を受け入れたことの違憲確認及び慰謝料の支払を、それぞれ求めた。

1 審判決（東京地裁平成29年4月28日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を一部却下・一部棄却した。

①（損害賠償請求について）安倍総理が靖國神社を参拝する行為は、他人の信仰生活等に対して何ら、圧迫、干渉を加えるような性質のものではないから、本件参拝により、自己の心情ないし宗教上の感情を害されたとし、不快の念を抱いたとしても、これを被侵害利益として、直ちに損害賠償を求めることはできない。また、X₁らが主張する権利ないし利益は、いずれも法的保護に値するものということができず、損害賠償の対象となる被侵害利益には当たらないから、X₁らの損害賠償請求及び差止請求は理由がない。

②（違憲確認の訴えについて）本件参拝によりX₁らの損害賠償請求権の前提となる権利ないし法的利益が侵害されたとはいえないから、本件違憲確認はX₁らの法律的地位とは直接関係しない法律関係の確認を求めるものであることに帰する。したがって、X₁らの違憲確認の訴えには確認の利益がないから、いずれも不適法というべきである。

③（憲法判断の必要性について）我が国の現行の制度における違憲立法審査権の行使は、付随的違憲審査制が採られていることからすると、裁判所が憲法判断を行うのは、その判断が具体的事件の結論を導くために必要である場合に限られるのであって、本件についてみると、X₁らの各請求について結論を導くために憲法判断が必要であるとはいえない。

2 審判決（東京高裁平成30年10月25日判決）も1 審の判断を維持し、X₁らの請求を棄却した。

最高裁判所は、X₁らの上告理由及び上告受理申立て理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却及び上告不受理決定をした。

イ 不当利得返還請求控訴事件（東京高裁平成31年（ネ）第1777号、令和元年12月5日判決）

本件は、X（原告・被控訴人）からY（国、被告・控訴人）に返還した「バイオマスの環づくり交付金」の国庫補助金相当額について、Xの返還は法的根拠を欠き、Xに損害が発生したとして、Yに対し、不当利得返還請求権に基づき、約1億9,659万円の支払を求めたものである。

1 審判決（宇都宮地裁平成31年3月7日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を認容した。

（本件納付命令の適法性について）XがYに対し、補助対象財産（以下「本件不動産」という。）の処分に係る申請を行ったのは、本件不動産の担保権実

行による競売手続が開始され、本件不動産が競売にかけられる見通しとなったことが原因であることは明らかであるから、当該申請の承認（以下「本件承認」という。）の対象は、本件不動産の担保権実行による所有権の移転であると認められる。担保権実行には担保権設定者の意思は介入しないから、本件不動産に抵当権を設定することについてYがした承認は、当該担保権の実行も含めたものというべきであり、担保権実行についての承認は不必要なものであって、承認としての法的意味が認められないから、本件承認は法的に不存在と評価されるものであり、このような本件承認を根拠とする本件納付命令も法的に不存在である。

（返還合意の存否について）行政処分と返還合意という当事者間の自由意思を前提とする法律行為とは両立しないものであるから、行政処分を根拠とした主張と返還合意を根拠とした主張とを共にすること自体が不合理なものである。その上、返還合意がされた時期や返還合意の内容につき、返還合意がされたとは認められない。

本判決は、要旨以下のとおり原判決の付加訂正及び控訴審におけるYの主張に対する判断をしたほか、1審判決の判断を維持した。本件不動産に設定された担保権に基づいて申し立てられた担保不動産競売手続が進む中で、Yの担当者がXの担当者に対し、補助金適正化法22条の適用がある旨を伝えていたこと等に鑑みると、本件承認における根拠条文の記載は誤記載ではなく、本件承認は同条に基づく承認としてされたものであり、無効行為の転換の理論により、これを法的根拠のある行政行為とみることは相当ではない。また、XがYに対し、本件承認に先立って本件申請を行ったのは、本件不動産の担保権実行による競売手続が開始され、本件不動産が競売により売却される見通しとなったことが原因であると認められたことによれば、本件承認の対象は、本件不動産の担保権実行による所有権移転であったと認められる。同条において承認の対象となるのは「担保に供」することであり、担保権実行には、担保権設定者の意思は介入しないのであるから、担保権実行については承認の対象としていない。したがって、本件承認は法的根拠を欠くものであって、その瑕疵は重大かつ明白であるから無効であり、本件承認及び本件付款を前提とする本件納付命令は無効である（上告受理申立て）。

ウ 米国がビキニ環礁及びその付近で行った核実験により被爆したとする元漁船員らによる損害賠償請求控訴事件（高松高裁平成30年（ネ）第242号、令和元年12月12日判決）

本件は、米国が、昭和29年3月から同年5月にかけて、マーシャル諸島共和国ビキニ環礁及びその付近において行った核実験により被爆したとする漁船員及びその遺族並びにこれらの者の支援者であるX₁（原告・控訴人）らが、Y（国、被告・被控訴人）が、被爆の事実及び被爆に関する記録（以下「本件資

料」という。)を平成26年に開示するまでの間隠匿したこと及び被爆した者について追跡調査や生活支援等をしなかったことが違法であるなどとして、Yに対し、国賠法1条1項に基づき損害賠償を求めた事案である。

1審判決(高知地裁平成30年7月20日判決)は、要旨以下のとおり判示し、X₁らの請求を棄却した。

X₁らは、本件資料の隠匿行為を根拠づける事実として、①昭和30年1月4日の日米合意の締結、②同月1日からの被爆調査の中止、③昭和61年3月7日の衆議院での本件資料が残っていない旨の答弁、④平成16年3月5日の高知県議会での高知県知事によるYはビキニ事件については解決済みの立場である旨等の答弁、⑤本件資料開示までの厚労省の対応といった五つの事実を主張し、これらが不法行為であり、本件資料を開示しないこと、被爆の事実を隠すため調査・支援等を実施しないことを含めて継続的不法行為であると主張する。しかし、これらを継続的不法行為とは捉えることはできず、本件訴訟が提起された時点より20年以上前の①ないし③の行為及びこれに基づく損害に関しては、除斥期間が経過しているといわざるを得ない。そして、④の行為及び⑤の行為が違法となるとは認められない。

また、X₁らは、Yが本件資料を開示すべき作為義務及び調査・支援等施策を実施すべき作為義務に違反した不作为を主張する。しかし、公務員の不作为が国賠法上違法であるというためには、個別の国民に対する法的作為義務が認められる必要があるところ、X₁らの主張する憲法及び各法律の規定からは、内閣総理大臣その他閣僚において、資料開示・施策実施義務を負うと認めることはできない。

本判決も1審の判断を維持し、X₁らの控訴を棄却した(確定)。

エ 安保法制違憲・国家賠償請求事件(札幌地裁平成29年(ワ)第50号、平成31年4月22日判決)

本件は、X₁(原告)らが、国に対して、内閣が平成26年7月1日に「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する閣議決定並びに平成27年5月14日にいわゆる平和安全法制整備法及び国際平和支援法(平和安全法制関連2法)の法案の閣議決定を行い、同法案を国会に提出し、更に国会がこれを可決したことにより、原告らの平和的生存権等が侵害されたなどとして、Y(国、被告)に対し、国賠法に基づく慰謝料(一人当たり10万円)を請求するとともに、自衛隊の出動や後方支援等の差止めを求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を一部却下・一部棄却した。

(本件差止請求は適法か) 本件活動は、自衛隊法、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律又は国際平和支援法の

各規定によって内閣総理大臣又は防衛大臣に付与された行政上の権限に基づくものであって、公権力の行使に当たるところ、本件差止請求は、行政権の行使の取消し等を求める請求を包含するものであることから、平和的生存権又は人格権の侵害のおそれを理由とした本件差止請求を民事上の請求として求めることは不適法といわざるを得ない。

（平和的生存権は法律上保護された具体的な権利ないし利益か）憲法前文は、憲法の崇高な理想と目的を示すものであり、前文に「全世界の国民が、（中略）平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」との記載があることから直ちに国民に「平和のうちに生存する権利」が具体的な権利として保障されているものと解することはできず、また、平和的生存権の具体的な内容について一義的に確定することは困難であるといわざるを得ないから、平和的生存権は、法律上保護された具体的な権利ないし利益であるとはいえない。

（本件立法行為等は国賠法上違法か）自らの信条や信念と反する立法等が行われることは、多数決原理を基礎とする間接民主主義の下では不可避免的に生じるものであり、かかる精神的苦痛は社会通念上受忍されるべきものといわざるを得ないから、本件立法行為等によって原告らの人格権その他法律上保護される利益が違法に侵害されたということはできない。また、現時点においても、我が国は他国による武力行為の対象とはされていないから、X₁らの生命、身体及び財産等の侵害の危険が切迫し、現実のものとなったとまではいえず、X₁らが恐怖や不安を抱いたとしても、それは漠然かつ抽象的な不安感にとどまるものといわざるを得ず、X₁らの人格権ないし法律上保護される利益が侵害されたということはできない（控訴）。

オ 第二次世界大戦戦没者合祀絶止等請求事件（東京靖國合祀5次訴訟）（東京地裁平成25年（ワ）第27808号，令和元年5月28日判決）

本件は、第二次世界大戦中、日本人として徴兵ないし軍属として徴用された者の遺族であり、現大韓民国国籍を有するX₁（原告）らが、戦没者の靖國神社への合祀は、厚生省が政教分離原則（憲法20条3項，89条）に反し、戦没者の情報（名票）を靖國神社に提供するなどしたこと（以下「本件情報提供行為」という。）が原因であり、上記合祀はY₁（国，被告）とY₂（靖國神社，被告）の共同不法行為であって、これらによりX₁らの名誉権，プライバシー権，姓名権等の人格権が侵害されたなどとして、Y₁に対し、慰謝料等の支払，本件情報提供行為の撤回，謝罪文の交付，謝罪広告の掲載，遺骨の所在場所の調査・引渡し及び戦死事実の報告を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

（①X₁ほか7名の法的利益の侵害の有無について）信教の自由の保障は、何人も自己の信仰と相いれない信仰をもつ者の信仰に基づく行為に対して、それが強制や不利益の付与を伴うことにより自己の信教の自由を妨害するもので

ない限り寛容であることを要請しているものというべきである（最高裁昭和63年6月1日大法廷判決・民集42巻5号277ページ（以下「最高裁昭和63年判決」という。）参照。）。そうすると、このような自己の信仰と相いれない信仰をもつ者の信仰に基づく行為に対する不快感や嫌悪感などの宗教上の感情を直ちに法的利益として認めることはできず、他者の宗教的行為が強制や不利益の付与を伴うことにより自己の信教の自由を妨害するに至ったときにはじめて、上記の宗教上の感情は、信教の自由に対する妨害を伴うものとして、法的保護に値すると解するのが相当である。これを本件についてみると、Y₂による本件合祀行為等は、宗教法人であるY₂に保障されている信教の自由によりすることができ宗教的行為であることが明らかであり、そのような行為が、最高裁昭和63年判決にいう強制や不利益の付与を伴うものとも認め難く、X₁らの法的利益を侵害するものとはいえない。

（②本件情報提供行為の違法性の有無について）政教分離規定は、国家が宗教との関わり合いを持つことを全く許さないとするものではなく、宗教との関わり合いをもたらし行為の目的及び効果に鑑み、その関わり合いが相当とされる限度を超える場合にこれを許さないとするものと解すべきである。これを本件情報提供行為についてみると、本件情報提供行為は、合祀を行うために必要な情報の提供を求める相被告神社の要請に応じて、一般的な調査回答業務の一環として行われていたものと考えられること、Y₁は、他の団体に対しても同様に戦没者情報を提供していること、合祀基準を決定し、それに基づいて合祀を行っていたのは飽くまでY₂であることなどから、本件情報提供行為がY₂以外の他の宗教に対する圧迫等になるとは認められず、憲法20条3項に違反する宗教的活動に当たらず、違法とはいえない（控訴）。

カ 国家賠償請求事件（旧優生保護法国賠事件）（仙台地裁平成30年（ワ）第76号、第581号、令和元年5月28日判決）

本件は、X₁（原告）らが、平成8年改正前の優生保護法（以下「旧優生保護法」という。）に基づき不妊手術（以下「本件優生手術」という。）を受けたところ、旧優生保護法第2章、第4章及び第5章の各規定は違憲無効であり子を産み育てるかどうかを意思決定する権利（以下「リプロダクティブ権」という。）を一方的に侵害されて損害を被ったと主張して、Y（国、被告）に対し、主位的に、国会が当該損害を賠償する立法措置を執らなかった立法不作為（以下「本件立法不作為」という。）又は厚生労働大臣が当該損害を賠償する立法等の施策を執らなかった行為（以下「本件施策不作為」といい、本件立法不作為と併せて「本件立法不作為等」という。）の各違法を理由に、予備的に、国賠法4条より適用される民法724条後段の除斥期間の規定を本件に適用することが違憲となると主張して、当時の厚生大臣が本件優生手術を防止することを怠った行為の違法を理由に、国賠法1条1項に基づき、損害賠償を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らのYに対する請求を棄却した。

（本件立法不作為又は本件施策不作為に基づく損害賠償請求権の成否）リプロダクティブ権は、これを希望する者にとって幸福の源泉となり得ることなどに鑑みると、人格的生存の根源に関わるものであり、幸福追求権を保障する憲法13条の法意に照らし、人格権の一内容を構成する権利として尊重されるべきである。しかしながら、旧優生保護法は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するなどという理由で不妊手術を強制し、子を産み育てる意思を有していた者にとってその幸福の可能性を一方的に奪い去り、個人の尊厳を踏みにじるものであって、誠に悲惨というほかない。何人にとっても、リプロダクティブ権を奪うことが許されないのはいうまでもなく、本件規定に合理性があるというのは困難である。そうすると、本件規定は、憲法13条に違反し、無効であるというべきである。したがって、本件優生手術を受けた者は、リプロダクティブ権を侵害されたものとして、国賠法1条1項に基づき、国又は公共団体にその賠償を求めることができる。

本件優生手術は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するといういわゆる優生思想により、旧優生保護法という法の名の下で全国的に広く行われたものであることからすれば、旧優生保護法という法の存在自体が、リプロダクティブ権侵害に基づく損害賠償請求権を行使する機会を妨げるものであったといえる。そして、旧優生保護法は、優生思想に基づく部分が障がい者に対する差別になっているとして平成8年に改正されるまで、長年にわたり存続したため、同法が広く推し進めた優生思想は、我が国において社会に根強く残っていたものと認められる。しかも、いわゆるリプロダクティブ・ライツという概念は、性と生殖に関する権利をいうものとして国際的には広く普及しつつあるものの、我が国においてはリプロダクティブ権をめぐる法的議論の蓄積が少なく、本件規定及び本件立法不作為につき憲法違反の問題が生ずるとの司法判断が今までされてこなかったことが認められる。また、本件優生手術に係る情報は、同じく憲法13条の法意に照らし、人格権に由来するプライバシー権によって保護される個人情報であって、個人のプライバシーのうちでも最も他人に知られたくないものの一つであり、本人がこれを裏付ける客観的証拠を入手すること自体も相当困難であったといえる。このような事情の下においては、本件優生手術を受けた者が、本件優生手術の時から20年経過する前にリプロダクティブ権侵害に基づく損害賠償請求権を行使することは、現実的には困難であったと評価するのが相当である。したがって、本件優生手術を受けた者が除斥期間の規定の適用によりリプロダクティブ権侵害に基づく損害賠償請求権を行使することができなくなった場合に、上記の特別の事情の下においては、その権利行使の機会を確保するために所要の立法措置を執ることが必要不可欠であると認めるのが相当である。もっとも、上記権利行使の機会を確保するために所要の

立法措置を執る場合において、いかなる要件でいかなる額を賠償するのが適切であるかなどについては、憲法13条及び憲法17条の法意から憲法上一義的に定まるものではなく、その具体的な賠償制度の構築は、第一次的には国会の合理的な立法裁量に委ねられている事柄である。そして、我が国においてはリプロダクティブ権をめぐる法的議論の蓄積が少なく、本件規定及び本件立法不作為につき憲法違反の問題が生ずるとの司法判断が今までされてこなかったことが認められる。そうすると、このような事情の下においては、少なくとも現時点では、上記のような立法措置を執ることが必要不可欠であることが、国会にとって明白であったとはいえない。

以上によれば、本件立法不作為等は、いずれも国賠法1条1項の規定の適用上違法の評価を受けるものではない。

（民法724条後段（除斥期間）の適用の可否）国賠法4条が適用する除斥期間の規定は、不法行為をめぐる法律関係の速やかな確定を図るため、20年の期間は被害者側の認識のいかに問わず一定の時の経過によって法律関係を確定させるため請求権の存続期間を画一的に定めたものであるところ、このような立法目的は正当であり、その目的達成の手段として上記請求権の存続期間を制限することは、当該期間が20年と長期であることを踏まえれば、上記立法目的との関連において合理的及び必要性を有するものといえることができる。したがって、除斥期間の規定には、目的の正当性並びに合理性及び必要性が認められることを考慮すれば、その余の点について判断するまでもなく、本件において、リプロダクティブ権侵害に基づく損害賠償請求権に対して除斥期間の規定を適用することが、憲法17条に違反することになるものではない（控訴）。

キ 損害賠償請求事件（福島原発事故に伴う国賠訴訟）（名古屋地裁平成25年（ワ）第2710号，同第5612号，平成26年（ワ）第884号，平成28年（ワ）第612号，同第5238号，令和元年8月2日判決）

本件は、平成23年3月11日に発生した平成23年東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波の影響で、福島第一原子力発電所（以下「福島第一発電所」という。）から放射性物質が放出される事故が発生したことにより、福島県内から愛知県等へ避難を余儀なくされたとするX₁（原告）らが、Y₂（A電力株式会社、被告）に対しては、福島第一発電所の敷地高さを超える津波の発生等を予見しながら、福島第一発電所の安全対策を怠ったとして、原子力損害の賠償に関する法律3条1項、民法709条又は民法717条1項に基づき、Y₁（国、被告）に対しては、経済産業大臣がY₂に対して電気事業法に基づく規制権限を行使しなかったこと等が違法であるとして、国賠法1条1項に基づき、それぞれ損害賠償を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らのY₁に対する請求を棄却した。

（X₁らの主張する措置を講ずることを命ずる技術適合命令を発する権限の

有無について) Y_1 らが主張する①タービン建屋等自体の防護措置を採ること、②タービン建屋等内の重要な安全機能を有する設備の部屋の防護措置を採ること、③既設の非常用ディーゼル発電機を冷却するための海水系ポンプを津波から防護するための防水構造の建屋を設置し、電気系統の配線の貫通口を水密化することは、いずれも、基本設計ないし基本的設計方針に関するものではなく、設置等許可処分以降のいわゆる詳細設計に関するものであるから、経済産業大臣は、 Y_2 に対して、上記①ないし③の措置を採るよう技術基準適合命令を発する権限を有していた。そして、この規制権限不行使は、規制権限を定めた法令の趣旨、目的、被害法益の性質、重大性、予見可能性、結果回避可能性のほか、規制権限行使における専門性、裁量性などの諸事情を総合的に検討して、具体的な事情の下において、その不行使がその許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは、国賠法1条1項の適用上違法となる。

(予見可能性について) 規制権限不行使の違法性を判断する際の Y_1 の予見可能性の対象は、主要建屋の敷地高さである $O.P. + 10m$ を超える津波の到来というべきである。地震調査研究推進本部(以下「推進本部」という。)は、全国にわたる総合的な地震防災対策を推進するため、 Y_2 が法律に基づいて設置した公的な機関であり、長期評価の見解は少なくとも理学的根拠に基づくものといえるから、長期評価の見解には一定程度の信用性があり、 Y_1 は、平成18年の時点で、主要建屋の敷地高さである $O.P. + 10m$ を超える津波の到来を予見することができた。もっとも、予見可能性が認められたからといって直ちに結果回避義務が生ずるものではなく、予見可能性の程度によって、求められる結果回避義務が異なる。推進本部が公表した長期評価は公的見解を示したものといえるから、当時の地震・津波の専門家の共通的な見解を示したものとして、その信頼性は一定程度認められるといえ、長期評価の見解についても、理学的に否定できないものである。一方で、長期評価の見解は、その根拠となったデータの少なさや理学的根拠の不十分さなどから、専門研究者間で正当な見解として通説的見解といえるほど確立した知見であったとはいえず、予見可能性の程度は高度なものではなかった。

(結果回避可能性について) 上記①ないし③の措置の前提となる津波の算定根拠となった長期評価の見解は、確度及び精度がそれほど高いものではなく、 $O.P. + 10m$ を超える津波の到来は切迫したものではなかった。さらに、平成18年当時は、地震対策が喫緊の課題とされ、平成18年9月に耐震設計審査指針が改正されたのを受けて平成18年耐震バックチェックが進められ、 Y_1 らはこれに注力していたことから、津波対策は地震対策に比して優先度の低いものであった。そして、 Y_1 らの財政的資源及び人的資源は有限であり、あらゆるリスクに備えてあらゆる対策を講じることは不可能であるところ、上記のような確度及び精度の不十分な長期評価の見解に基づいて、津波対策より地震対策

を優先的に講ずるという判断をすることは不合理とはいえない。これらの事情を総合的に勘案すれば、上記①ないし③の措置は本件事故までに完成していなかった可能性が高く、O. P. +10mを超える津波の到来による全交流電源喪失という事態を回避することができたとは認められない。

以上から、予見可能性は認められるものの、その程度は必ずしも高いものとはいえず、原子力発電所の津波に起因する事故による被害が切迫していたということもできない。また、Y₁が規制権限を行使したとしても、O. P. +10mの津波による全交流電源喪失という結果を回避することができたものとは認められない上、想定した津波に対してどのような措置を採らせるべきかについては、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合判断が必要であるから、いかなる規制権限を行使するかについてはY₁に広範な裁量が認められており、Y₁らは、当時、喫緊の課題とされ津波対策より優先度が高かった地震対策である平成18年耐震バックチェックに注力していた。さらに、Y₁は、Y₂から長期評価の見解に対する対応について報告を受けるなどして、Y₂の対応について把握し、長期評価の見解に対する対策を検討していた。これらの事情を考慮すると、経済産業大臣がY₂に対し、上記①ないし③の措置を採るよう技術基準適合命令を発しなかったことがその許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くとは認められない。したがって、上記①ないし③の措置を採るよう技術基準適合命令を発しなかったという規制権限の不行使が国賠法上違法ということはできない（控訴）。

ク 個人番号利用差止等請求事件（横浜地裁平成28年（ワ）第1181号ほか、令和元年9月26日判決）

本件は、X₁（原告）らが、いわゆるマイナンバー制度の施行により、憲法13条で保障されたプライバシー権（自己情報コントロール権）が侵害されると主張して、Y（国、被告）に対し、①プライバシー権に基づく妨害排除・妨害予防請求として、X₁らの個人番号の収集・保存・利用及び提供の禁止並びに削除を求めるとともに、②国賠法に基づき損害賠償（一人当たり11万円）を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。憲法13条によって保障される、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由は、個人に関する情報について、収集、管理、利用等の過程のみだりに第三者に開示又は公表されない自由をもその内容に含む。

いわゆるマイナンバー制度は、飽くまで、個人番号や特定個人情報の不正な取得等や過失による漏洩等の制度の弊害により、個人のプライバシーが侵害される危険性を間接的に有するものととどまり、個人番号及び特定個人情報が法令又は条例の根拠に基づかずには又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表されることを防ぐため、法制度及びシステムの両面から、安全を

担保するために多重的な措置が定められているところ、情報の収集、保有、管理、利用の過程で、行政機関の職員の過誤や行政機関の内外からの不正な手段により当該個人に関する情報が漏洩するなどして、当該個人に関する情報が開示又は公表される具体的危険があるということはできないから、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を侵害するものとして違憲であるということとはできない（控訴）。

ケ 損害賠償請求事件（夫婦別姓国賠訴訟）（東京地裁平成30年（ワ）第14572号ほか、令和元年10月2日判決）

本件は、民法750条及び戸籍法74条1号の規定（以下「本件各規定」という。）により、婚姻の届出を不受理とされたX₁（原告）らが、本件各規定は、同氏を希望する者と別氏を希望する者の間に法律上の婚姻の可否という別異取扱いを生じさせており、憲法14条1項に違反すること、「個人の尊厳と両性の本質的平等」の要請に照らして合理性を欠き立法裁量の範囲を超えており、憲法24条に違反すること、及び日本が批准した国際人権条約に違反することがいずれも明白であるとして、Y（国、被告）に対し、損害賠償の支払を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

（本件各規定の憲法14条1項適合性）民法750条の規定は、夫婦が夫と妻のいずれの氏を称するかを選択について、夫婦となろうとする者の間の協議に委ねるという均等の取扱いをしているのであって、夫婦別氏を希望する者との間でその信条の違いに着目した法的な差別的取扱いを定めているものではないから、同規定の定める夫婦同氏制それ自体に夫婦同氏を希望する者と夫婦別氏を希望する者との間の形式的な不平等が存在するわけではない。したがって、民法750条は憲法14条1項に違反せず、民法750条を受けて婚姻の届出の際に夫婦が称する氏を届書に記載するという手続について規定した戸籍法74条1号もまた憲法14条1項に違反するものではない。

（本件各規定の憲法24条適合性）民法750条の採用した夫婦同氏制が、夫婦が別の氏を称することを認めないものであるとしても、直ちに個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠く制度であるとは認めることはできず、国会の立法裁量の範囲を超えるものとみざるを得ないような場合には当たらない。したがって、本件各規定は憲法24条に違反するものではない。

（国賠法上の違法性の有無）本件各規定が憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるとはいえないことから、本件立法不作為は、国賠法1条1項の適用上違法の評価を受けるものではない（控訴）。

令和元年中に新たに提起された事件及び判決・決定等のあった事件のうち、注目されるものは、次のとおりである。

1 新たに提起された事件

(1) 法務行政関係

台湾で出生し戦後日本国籍を喪失した者からの国籍確認請求事件（大阪地裁令和元年（行ウ）第147号ほか）

本件は、日本による台湾統治時代に台湾で出生し日本国籍を取得した原告らが、サンフランシスコ平和条約あるいは日華平和条約の発効によっては当然に日本国籍を喪失していないとして、日本国籍保有の確認を求めるものである。

(2) 外事行政関係

旅券返納命令取消及び損害賠償請求事件（東京地裁平成31年（行ウ）第210号）

本件は、主に海外紛争地域での取材活動に従事するフリージャーナリストであり、外務大臣から一般旅券の失効処分（以下「本件失効処分」という。）及び返納命令（以下「本件返納命令」という。）を受けたX（原告）が、①本件失効処分は、旅券法に定める一般旅券を失効させることができる場合に該当せず、重大かつ明白な違法があること、②本件返納命令は、原告が渡航先国に入国を拒否されたことを理由とするが、Xは、同国のビザを取得しており入国を禁止された事実はないから、旅券法所定の返納事由に該当せず、違法であること、③本件返納命令に当たり、外務大臣が原告に聴聞及び弁明の機会を与えなかったことは重大な違法であること、④本件失効処分は、Xのジャーナリスト生命を奪うに等しいもので、甚大な精神的苦痛を被ったことなどを主張して、国に対し、本件失効処分の無効確認及び本件返納命令の取消しを求めるとともに、国賠法1条1項に基づき損害賠償金の支払を求めるものである。

(3) 選挙関係

選挙無効請求事件（東京高裁令和元年（行ケ）第27号ほか）

本件は、令和元年7月21日に施行された参議院議員通常選挙（以下「本件選挙」という。）について、都道府県の各選挙区の選挙人である原告らが、本件選挙の議員定数配分を定めた公選法の規定は、人口比例に基づいておらず、憲法に違反しており、上記規定に基づき施行された本件選挙は無効であると主張して、公選法204条に基づき、本件選挙のうち上記各選挙区における選挙の無効を求めるものである。

なお、同種訴訟として、「一人一票実現国民会議」を主導する弁護士グループが全国14の高等裁判所及び高等裁判所支部（計14件、本件を含む）に一斉提訴したほか、別の弁護士グループも同種訴訟を東京高等裁判所及び広島高等裁判所に提訴している。

(4) 年金事件関係

障害基礎年金支給停止処分取消請求事件（1型糖尿病障害基礎年金事件）（大阪地裁令和元年（行ウ）第91号ほか）

本件は、1型糖尿病に罹患し、国民年金法施行令別表の定める2級の障害基礎年金を受給していた原告ら9名が、厚生労働大臣から障害基礎年金の支給停止等の処分（以下「先行処分等」という。）を受け、先行処分等の取消しを求めた訴訟において、行手法の要求する理由の提示がないとして、裁判所から先行処分等を取り消す判決が言い渡され、判決が確定しているところ、改めて「障害等級3級の程度にとどまり、障害等級2級の程度には至っていない」として障害基礎年金支給停止等の処分（以下「本件処分等」という。）を受けたため、先行処分等と同一理由に基づいて同一内容の本件処分等をなしたことは行訴法の反復禁止効に抵触し、再処分には著しい権限濫用があり、また、先行処分等と同様、行手法の要求する理由の提示がない違法な処分であるとして、国に対し、本件処分等の取消しを求めるものである。

(5) その他

ア 元号制定差止請求事件（東京地裁平成31年（行ウ）第145号）

本件は、原告らが、新天皇の即位に伴い元号が令和と改められたことにつき、元号の制定は、国民が有している「連続した時間」を切断し、憲法13条が保障する国民の人格権を侵害するもので違憲であると主張して、元号制定の差止め、元号を令和に改める旨を定める元号を改める政令の制定及び戸籍事務の取扱いに関して、法務省民事局長が法務局長・地方法務局長に宛てて発出した通達の無効確認を求めるものである。

イ ふるさと納税不指定取消請求事件（大阪高裁令和元年（行ケ）第7号）

本件は、大阪府泉佐野市の市長であるX（原告）が、総務大臣に対して、地方税法に基づき、同市についてふるさと納税の対象となる地方団体の指定の申出をしたところ、定められた基準に適合するものと認められないとして、総務大臣が同市を指定しなかったことが、違法な国の関与に当たるとして、不指定の取消しを求めるものである。なお、本件に先立ち、Xは、国地方係争処理委員会に審査を申し出ており、同委員会の勧告を受けた総務大臣の措置に不服があるとして、地方自治法251条の5第1項2号に基づき、総務大臣に対して本訴えを提起した。

2 判決・決定等があった事件

(1) 情報公開・個人情報保護関係

公文書開示決定処分取消請求上告・上告受理事件（北部訓練場の共同使用関係文書）（最高裁平成30年（行ツ）第241号、同年（行ヒ）第264号、平成31年1月16日第二小法廷決定）

本件は、X（国、原告・被控訴人・被上告人兼相手方）が、沖縄県知事が沖縄

県情報公開条例に基づいて平成27年2月19日付けで開示請求者（参加人）に対してしたXに関する情報が記録されている文書（北部訓練場の共同使用に関する文書。日米双方の合意がない限り、公表されないことが日米間で合意されたものであり、実際に日米双方が公表を認めていない。以下「本件各文書」という。）の開示決定（以下「本件開示決定」という。）の取消しを求めたものである。

1 審判決（那覇地裁平成29年3月7日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を認容した。

XはFAC6001北部訓練場の土地（以下「本件土地」という。）の所有者として有する財産上の利益や本件土地の使用に関する米国政府との交渉を行う当事者としての地位が害されることとなる（沖縄県情報公開条例7条7号イ）と主張し、本件土地の所有者として有する固有の利益が侵害されることをも理由として、本件開示決定の取消しを求めているものであるから、本件訴えは、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争に当たり、「法律上の争訟」に該当する。また情報公開法5条6号ロを倣った沖縄県情報公開条例7条7号イは、在日米軍施設・区域の共同使用に係る事務の適正な遂行によって実現される原告の財産上の利益又は当事者としての地位を、その個別的利益として保護しているものと解すべきであるから、Xは、本件開示決定の取消しを求めるにつき、行訴法9条に規定する「法律上の利益を有する者」として、原告適格が認められる。

本件各文書については、日米両政府間で、双方の合意がない限り公表しない旨の合意が形成されており、米国政府は、本件各文書を公表することについて同意していないこと、本件各文書は、いずれも日米地位協定の実施に関して日米間で協議する合同委員会の議事録の一部を構成している文書であるところ、合同委員会議事録は過去に公表されたことがないこと、今後も本件土地の使用に関して日米合同委員会における交渉が引き続き行われることなどに照らすと、本件各文書は、国が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものと認められる。したがって、本件各文書は、本件条例7条7号イに該当する。2 審判決（福岡高裁那覇支部平成30年4月17日判決）は、1 審の判断を維持して、沖縄県知事の控訴を棄却した。

最高裁判所は、沖縄県知事の上告理由及び上告受理申立て理由は民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却及び上告不受理決定をした。

(2) 法務行政関係

吸取紙への書き込み等の行為が遵守事項に違反するとして懲罰等の措置を受けた死刑確定者による損害賠償請求上告事件（最高裁平成29年（受）第1492号、平成31年3月18日第一小法廷判決）

本件は、死刑確定者であるX（原告・控訴人・被上告人）が、拘置所職員又は拘置所長から、①吸取紙に書き込みをしたところ、不正書き込みに当たるとして

廃棄を求められたこと、②切手を収納するため切断した封筒を所持していたところ、不正加工に当たるとして廃棄を求められ、懲罰を受けたこと、③弁護士から受け取った封筒に書き込みをしたところ、不正書き込みに当たるとして廃棄を求められたこと、④訴訟書面に書き込みをしたところ、不正書き込みに当たるとして書き写しを求められたこと、⑤便箋の台紙等に書き込みをしたところ、不正書き込みに当たるとして廃棄を求められ、懲罰を受けたこと等が、それぞれ刑事収容施設法に違反した違法行為であるなどと主張し、Y（国、被告・被控訴人・上告人）に対し、国賠法1条1項に基づき、慰謝料60万円等の支払を求めたものである。

1審判決（名古屋地裁平成27年10月30日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

ほかの被収容者との間で不正に連絡を取るなどして施設内の規律秩序を害することを防止する目的と、これを防止するために職員が所持品等を調べたりする防止手段の方策等に鑑みれば、拘置所遵守事項は、便箋やノート等本来書き込みを想定している物品以外の物品への書き込みを許さない趣旨であると解され、収取紙等への書き込みが不正書き込みであるとの拘置所職員の判断は何ら同項の解釈を誤るものではなく、その判断に裁量の範囲の逸脱や裁量権の濫用はないし、また、物品の本来の用途以外にこれを用いなくするために、物品への加工等を許さない趣旨であると解することができるのであって、封筒の切断が不正加工であるとの拘置所職員の判断は何ら同項の解釈を誤るものではなく、その判断には裁量の範囲の逸脱や裁量権の濫用はない。

2審判決（名古屋高裁平成29年5月25日判決）は、要旨以下のとおり判示して、1審判決を取り消し、Xの請求を一部認容した。

被収容者が行った物品の加工や書き込みが、当該物品の本来的な使用用途から若干逸脱するものであっても、一般社会においても通常行われる態様のものであり、不正連絡、不正情報収集その他不正の目的につながるおそれがないことが明らかであるような場合においてまで一律に禁止することは、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれを排除するという目的を逸脱し、被収容者に対して所持品の使用方法につき過度な制約を科するものであって、刑事収容施設法74条2項に反し国賠法上も違法と解すべきである。

本判決は、要旨以下のとおり判示し、原判決中の上告人敗訴部分を破棄し、被上告人の上告を破棄した。

被収容者による物品の加工等や便箋等以外の物への書き込みは、一般に、不正連絡その他の刑事施設の規律及び秩序を害する行為に用いられる可能性がある行為といえるところ、その性質上、事後的に不正と認められるもののみを規制することとするのでは、その実効性を確保することは困難であると考えられる。他方、上記の加工等や書き込みを許可の対象とすることにより、刑事施設の長において、

当該行為が不正なものか否かを事前かつ個別に判断して、刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがない場合に限り許容するものとすることができ、被収容者の処遇に当たる刑事施設の職員においても、その長の許可の有無という明確な基準により、被収容者の行為が規制の対象となるか否かを判断することができる。また、これらの行為は、被収容者において事前に許可を求めることが困難な性質のものではない。そうすると、拘置所遵守事項は、死刑確定者を対象とする場合を含めて、刑事収容施設法74条2項8号に掲げる金品の不正な使用等の禁止のための規制として、刑事施設の規律及び秩序を適正に維持するため必要かつ合理的な範囲にとどまるということができるから、拘置所長の裁量の範囲内で定められた適法なものというべきである。

(3) 文教行政関係

ア 高等学校等就学支援金支給校指定義務付け等請求上告・上告受理事件（最高裁判平成31年（行ツ）第14号、同年（行ヒ）第13号、令和元年8月27日第三小法廷決定）

本件は、在日朝鮮人を主たる教育対象とする学校法人であるX（原告・被控訴人・上告人兼申立人）が、文部科学大臣に対し、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」（以下「支給法」という。）2条1項5号、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則」1条1項2号ハ（以下「本件規定」という。）、及び「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号ハの規定に基づく指定に関する規程」（以下「本件規程」という。）14条1項（いずれもその当時のもの。）に基づいて、Xが設置する教育機関が外国人学校のうち支給法に定める高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給の対象となるものとしての指定をすることを求める旨の申請を行ったところ、同大臣が、Xが設置する教育機関について同指定をしない旨の処分（以下「本件不指定処分」という。）をしたため、Y（国、被告・控訴人・被上告人兼相手方）に対し、本件不指定処分の取消し及び同指定の義務付けを求めたものである。

1審判決（大阪地裁平成29年7月28日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を認容した。

文部科学大臣は、後期中等教育段階の教育の機会均等の確保とは無関係な外交的、政治的判断に基づいて本件規定を削除したものであるから、文部科学大臣が本件規定を削除したことは同号による委任の趣旨を逸脱するものとして違法、無効である。

本件では、就学支援金が生徒等の授業料に係る債権の弁済に確実に充当されないとの疑念や、朝鮮総連から教育基本法16条1項の不当な支配を受けているとの疑念を生じさせる特段の事情があるということとはできず、Xが設置する教

育機関は本件規程13条の要件を満たすというべきである。

したがって、Xについて本件規定の「高等学校の課程に類する課程を置くもの」と認められないとした文部科学大臣の判断は、本件規定の存在を前提に本件規程13条適合性を認めなかった点において、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものであり、本件不指定処分は違法である。

2審判決（大阪高裁平成30年9月27日判決）は、要旨以下のとおり判示して、1審判決を取り消し、義務付けの訴えについては却下し、不指定処分の取消しについては請求を棄却した。

本件規程13条の要件適合性の判断に当たり、同条の「法令」から教育基本法を排除すべき理由はなく、教育内容が教育基本法の理念に沿ったものであるかどうか、教育に対して教育基本法16条1項の「不当な支配」がされていないか等に係る事情についても、上記判断要素として考慮すべきである。本件不指定処分がされた当時、本件学校について、朝鮮総連から教育内容及び人事面等で、教育基本法16条1項にいう「不当な支配」を受けていること及び財政面で就学支援金の管理が適正に行われていないことをいずれも疑わせるに足りる相当な根拠があり、法令に基づく適正な学校運営という観点からして、本件学校につき本件規程13条適合性があるとはいえない。したがって、本件不指定処分は不合理なものとはいえず、文部科学大臣の裁量権の逸脱又は濫用があるともいえない。

最高裁判所は、Xの上告理由及び上告受理申立て理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却及び上告不受理決定をした。

イ 国家賠償請求上告・上告受理事件（朝鮮学校就学支援金関係訴訟）（最高裁判平成31年（オ）第335号、同年（受）第415号、令和元年8月27日第三小法廷決定）

本件は、A朝鮮中高級学校（以下「A学校」という。）を設置、運営する学校法人Bが、文部科学大臣に対し、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」（以下「支給法」という。）2条1項5号、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則」1条1項2号ハ、及び「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号ハの規定に基づく指定に関する規程」（以下「本件規程」という。）14条1項（いずれもその当時のもの。）に基づいて、A学校につき外国人学校のうち支給法に定める高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給の対象となるもの（以下「支給対象外国人学校」という。）としての指定をすることを求める旨の申請を行ったところ、同大臣からA学校につき支給対象外国人学校としての指定をしない旨の処分（以下「本件不指定処分」という。）を受けたことに関して、本件不指定処分がされた時点においてA学校の高級部

の生徒であったとするX₁（原告・控訴人・上告人兼申立人）らが、Y（国、被告・被控訴人・被上告人兼相手方）に対し、本件不指定処分により就学支援金を受給する権利、憲法26条が保障する教育を受ける権利等を侵害され、精神的苦痛を受けたと主張して、国賠法1条1項に基づき損害賠償の支払を求めたものである。

1審判決（東京地裁平成29年9月13日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

本件規程13条は、支給対象外国人学校の指定の基準の一つとして、就学支援金が授業料に係る債権に確実に充当される学校であることや、法令に基づく適正な学校運営が行われている学校であることを定めているところ、かかる内容の検討は、本件規程の定める他の指定の基準とは異なり、その性質及び内容からして専門的、技術的検討を伴うものであることが明らかであって、本件規程13条適合性の判断は、文部科学行政に通暁する文部科学大臣の専門的、技術的判断に委ねられているものというべきであり、また、本件規程13条適合性の判断の中で考慮される教育基本法16条1項の「不当な支配」に係る事情の判断についてもまた、文部科学大臣の専門的、技術的判断に委ねられているものというべきである。そして、A学校につき、就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当が行われることや、学校運営が法令に従った適正なものであることについて、十分な確証を得ることができず、本件規程13条に適合するものと認めるに至らないとした文部科学大臣の判断をもって、不合理なものともまでいうことはできず、本件不指定処分につき、文部科学大臣の裁量権の範囲からの逸脱又はその濫用があるものとは認められない。

2審判決（東京高裁平成30年10月30日判決）は、1審の判断を維持して、X₁らの控訴を棄却した。

最高裁判所は、X₁らの上告理由及び上告受理申立て理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却及び上告不受理決定をした。

(4) 選挙関係

ア 選挙権確認等請求上告・上告受理事件（最高裁平成30年（行ツ）第138号、同年（行ヒ）第155号、平成31年2月26日第三小法廷決定）

本件は、受刑者であるX（原告・控訴人・上告人兼申立人）が、受刑者の選挙権を制限している公選法11条1項2号の規定が、憲法15条1項及び3項、43条1項並びに44条ただし書に違反するとして、①Xが次の衆議院議員及び参議院議員の選挙において投票することができる地位にあることの確認、②平成26年12月14日に行われた衆議院議員の選挙において投票できなかったことにより精神的苦痛を被ったとして、国家賠償を求めたものである。

1審判決（広島地裁平成28年7月20日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

公選法11条1項2号は、受刑者について選挙権及び被選挙権を有しないものと定めているところ、一般社会から隔離された刑事施設において処遇を受けるという刑の性質上、それに伴う制裁として、その社会参加が一定の範囲で禁止、制限されることはやむを得ないというべきであり、このことは憲法上も予定されているものと解される。このような刑罰の性質からすれば、一定の刑罰を受けた者に対して、その刑罰に伴う制裁として選挙権の行使を制限することには、一定の正当性、合理性が認められるべきであり、公選法11条1項2号が憲法に違反するものとはいえないから、公選法11条1項2号に係る立法行為及び同号を廃止しない立法不作為が国賠法上の違法は認められない。

2審判決（広島高裁平成29年12月20日判決）は、Xが既に刑の執行を終えており、即時確定の利益を欠くとして、Xの次回の国政選挙において投票することが出来る地位にあることの確認を求める訴えを却下し、その余の請求は原審の判断を維持して、Xの控訴を棄却した。

最高裁判所は、Xの上告理由及び上告受理申立て理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却及び上告不受理決定をした。

イ 選挙無効請求事件（高松高裁令和元年（行ケ）第1号、令和元年10月16日判決）

本件は、令和元年7月21日に施行された参議院（選挙区選出）議員通常選挙（以下「本件選挙」という。）について、当該選挙において、それぞれ徳島県及び高知県参議院合同選挙区、香川県選挙区及び愛媛県選挙区の選挙人であるX₁（原告）らが、各選挙区の選挙管理委員会を被告として、公選法14条1項、別表第三の選挙区及び議員定数の規定が、人口比例に基づいた定数配分をしておらず、憲法14条、56条2項、1条、前文第1段第1文冒頭に基づく人口比例選挙の要請に反しており、憲法98条1項により無効であると主張して、公選法204条に基づき、上記選挙のうち徳島県及び高知県参議院合同選挙区、香川県選挙区及び愛媛県選挙区における選挙をそれぞれ無効とすることを求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり、本件選挙当時、投票価値の不均衡は違憲状態にあったが、定数配分規定の改正がされなかったことにつき国会の裁量権の限界を超えるものとはいえない旨判示して、X₁らの請求を棄却した。

本件定数配分規定によると、本件選挙当時、議員一人当たりの登録有権者数の最大較差は3.00倍であり、これは最少の福井県選挙区の投票価値が最大の宮城県選挙区の投票価値の3倍であるということであり、常識的に考えても、許容し難いし、平成29年衆議院議員選挙（小選挙区）の最大較差である1.979倍に大きく劣後していること、社会の成熟に伴い国民の権利意識が強くなっていることなどを考え併せると、違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等状態にあったと認めるのが相当である。なお、平成30年法律第75号（以下「平

成30年改正法」という。)による改正(以下「平成30年改正」という。)は最大較差3.08倍から3倍未満にするための弥縫策にすぎず、本件選挙までに、抜本的な較差是正という将来的な立法対応がされるという平成29年9月27日大法廷判決(以下「平成29年大法廷判決」という。)の前提が崩れ、較差是正が放置されたまま本件選挙を迎えているから、上記較差をもって違憲状態と判断することは、同判決に抵触するものではない。平成29年大法廷判決において、平成28年参議院通常選挙(以下「平成28年選挙」という。)当時、選挙区間における投票価値の不均衡についての違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に当たらない旨の判断が示されたが、同選挙当時の最大較差は3.08倍であったこと、その後、平成30年改正を実施した結果、本件選挙当時における最大較差は3.00倍であり、平成28年選挙当時の最大較差3.08倍よりは縮小したことなどを踏まえると、国会において、本件選挙までの間に違憲状態に至っていたことを認識し得たことまで認めるのは困難であり、本件選挙までの期間内に本件定数配分規定の改正がされなかったことをもって国会の裁量権の限界を超えるものとはいえない。(上告)

ウ 選挙無効請求事件(東京高裁令和元年(行ケ)第27号ほか14件、令和元年10月30日判決ほか)

本件は、令和元年7月21日に施行の参議院議員の通常選挙(以下「本件選挙」という。)について、東京都選挙区、茨城県選挙区、栃木県選挙区、群馬県選挙区、埼玉県選挙区、千葉県選挙区、神奈川県選挙区、新潟県選挙区、山梨県選挙区、長野県選挙区及び静岡県選挙区の選挙人であるX₁(原告)らが、平成30年法律第75号(以下「平成30年改正法」という。)による改正(以下「平成30年改正」という。)後の公選法14条1項及び別表第3の参議院(選挙区選出)議員の議員定数の配分に関する規定(以下、数次の改正の前後を通じ、平成6年法律第2号による改正前の別表第2を含め、「定数配分規定」といい、本件選挙当時の定数配分規定を「本件定数配分規定」という。)は人口比例に基づかず憲法に違反するなど主張して、公選法204条の規定に基づき、上記各選挙区における選挙を無効とすることを求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。平成30年改正法は、合区の範囲等については公選法の一部を改正する法律(平成27年法律第60号)の内容を踏襲しつつその他の選挙区の議員の定数を改めるという方法によって、わずかではあるが、本件選挙当時の選挙区間における投票価値の不均衡を平成28年7月10日に施行された参議院議員の通常選挙の施行の当時よりも縮小させる結果を実現させており、立法府において、最高裁平成24年10月17日大法廷判決以来の一連の大法廷判決の趣旨に沿って較差の是正を図り、再び従前のような大きな較差を生じさせるようなことのないようにする配慮が継続されているといえることができる。また、参議院の委員会における附帯決議に

よってではあるが、今後の参議院議員の選挙制度の改革につき引き続き検討を行うものとされており、さらなる較差の是正に向けての立法府の決意もお継続されているといえる。これらの事情を総合すると、本件選挙当時、平成30年改正後の本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえないというべきである。(上告)

エ 在外日本人国民審査権確認等請求事件（東京地裁平成30年（行ウ）第143号、同年（ワ）第11936号、令和元年5月28日判決）

本件は、平成29年10月22日に行われた第48回衆議院議員総選挙の際、日本国外に居住していた日本人X₁（原告）ら5名（うち4名は現在も日本国外に居住、うち1名は日本に帰国済）が、国外に住所を有することを理由に最高裁判所裁判官の国民審査権を行使できないのは、日本国憲法及び最高裁判所裁判官国民審査法に反し、また、これによって精神的苦痛を被ったなどと主張し、現在も日本国外に居住する4名が、国に対して、主位的に次回の最高裁判所裁判官の任命に関する国民審査において、審査権を行使することができる地位にあることの確認（以下「本件地位確認」という。）を求め、予備的に日本国外に住所を有することをもって、次回の最高裁判所裁判官の任命に関する国民審査における審査権の行使をさせないことは違法であることの確認（以下「本件違法確認」という。）を求めるとともに、上記日本人5名が国賠法1条1項に基づき、損害賠償の支払を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求について、本件地位確認及び本件違法確認については請求を却下し、国賠請求については一部認容した。

「次回の国民審査において審査権を行使することができる地位」は、現行の法令の解釈によって導き出すことのできるものではなく、国会において、在外国民について審査権の行使を可能とする立法を新たに行わなければ、具体的に認めることのできない法的地位であるといわざるを得ず、本件地位確認の訴えに係る係争は、法令の適用により終局的に解決できるものではなく、裁判所法3条1項という法律上の争訟には当たらず、不適法である。本件違法確認の訴えは、具体的な紛争を離れ、国民審査法が在外国民に国民審査権の行使を認めていない点が違法であることについて抽象的に確認を求めるものと解され、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争を対象とするものとはいえないから、裁判所法3条1項という法律上の争訟に当たらず、不適法である。

憲法の趣旨に鑑みれば、国民の審査権又はその行使を制限することは原則として許されず、これを制限するためには、そのような制限をすることがやむを得ないと認められる事由がなければならない。憲法は、国民審査権の行使につ

きどのような方法を用いるかについて、法律に委ねており（79条4項）、現行の記号式投票以外の方法を採用することも可能である。実際に、点字による審査につき自書式投票を採用しており、既に同法の下においても、現行の記号式投票を維持することにより審査権の行使が技術的に出来ないし著しく困難となるような場合において、他の合理的な投票方法を用いることにより審査権の行使が可能となるとときには、その方法を採用している例が存在している。加えて、通信手段が地球規模でますます著しい発達を遂げ、在外国民に対して情報を適正に伝達することについての困難がより少なくなったこと、衆議院議員及び参議院議員の選挙について在外選挙制度が導入され、何度も繰り返し実施されてきたことなど、在外国民をめぐる社会の状況が国民審査制度の創設当時と大きく変化したことをも考慮すれば、国民審査の実施を可能とする立法措置を執ることが事実上出来ないし著しく困難であったとは言い難い。以上によれば、平成29年10月22日執行の国民審査において在外国民が審査権を行使することを認めないことについて、やむを得ない事由があったとは到底いうことができないから、国民審査法が、前回国民審査当時、在外国民であった原告らの審査権の行使を認めていなかったことは、国民に対して審査権を認めた憲法15条1項並びに79条2項及び3項に違反するものであったというべきである。在外選挙制度を認めないことを違憲とする最高裁判所平成17年9月14日大法廷判決（民集59巻7号2087ページ）が言い渡され、その後、東京地方裁判所平成23年4月26日判決（判例時報2136号13ページ）において、在外審査制度が認められないことの憲法適合性について「重大な疑義があった」旨判示する司法判断が示されたことにより、遅くとも同判決が言い渡された平成23年4月26日の時点においては、在外審査制度を創設しないことが憲法に違反するに至っていたことは明白となっていたものといえる。そうすると、このような長期間にわたる立法不作為は、例外的に、国賠法1条1項の適用上違法の評価を受けるといべきであり、また、この立法不作為について、過失が認められることも明らかである。（双方控訴）

（5）厚生行政関係

ア 労働保険料認定決定処分取消請求上告・上告受理事件（最高裁平成30年（行ツ）第16号、同年（行ヒ）第21号、平成31年4月16日第三小法廷決定）

本件は、総合病院を開設する医療法人社団であり、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「労働保険料徴収法」という。）12条3項に基づくメリット制の適用を受ける事業の事業主（以下「特定事業主」という。）であるX（原告・控訴人・上告人兼申立人）が、上記病院に勤務する医師が脳出血を発症し、労災保険法に基づく休業補償給付等の支給処分（以下「本件支給処分」という。）を受けたことに伴い、処分行政庁から、本件支給処分がされたことにより労働保険の保険料が増額されるとして、労働保険料徴収法19条4項に基づく平成22

年度の労働保険の保険料の認定処分（前年度よりも増額された保険料額を認定したもの。以下「本件認定処分」という。）を受けたため、本件支給処分は違法であり、これを前提とする本件認定処分も違法であると主張して、本件認定処分のうち上記の増額された保険料額の認定に係る部分の取消しを求めたものである。

1 審判決（東京地裁平成29年1月31日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

特定事業主であるXは、自らの事業に係る本件支給処分の取消訴訟の原告適格を有するとした上で、本件支給処分が取消し判決等により取り消されたもの又は無効なもののいずれにも当たらない以上、本件認定処分の取消訴訟である本件訴訟において、Xが本件支給処分の違法を本件認定処分の取消事由として主張することは許されないものというべきであり、本件認定処分について本件支給処分の存在を前提とする労働保険料の算定及びその基礎となる関係法令の適用に誤りがあるとは認められない以上、その余の点について判断するまでもなく、本件認定処分は適法というべきである。

2 審判決（東京高裁平成29年9月21日判決）も、要旨以下のとおり控訴審におけるXの主張に対する判断を付加するほか、1 審の判断を維持して、Xの控訴を棄却した。

業務災害支給処分は、被災労働者に対する関係で支給を行うことを決める法的効果と特定事業主との関係で労災保険率を増大させ得る立場に置くという法的効果とを併せ持つから、違法性の継承は、後者の法的効果に着目した検討がされるべきとのXの主張について、業務災害支給処分は、被災労働者等の請求に基づき保険給付等の金額を確定させる処分であること、メリット制から特定事業主との関係で労災保険率を増大させ得る場合があるとしても、飽くまで処分の派生的な効果にとどまり、業務災害支給処分と労災認定処分は、実体的に相互に不可分の関係にあるものとして本来的な法律効果が後行の処分に留保されているものということとはできない。

最高裁判所は、Xの上告理由及び上告受理申立て理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却及び上告不受理決定をした。

イ 要指導医薬品指定差止請求控訴事件（東京高裁平成29年（行コ）第254号、平成31年2月6日判決）

本件は、店舗販売業者であるX（原告・控訴人）が、要指導医薬品の区分を創設し、そのインターネット販売を禁止する旨の改正薬事法の規定（以下「本件対面販売規制」という。）は違憲であるなどとして、平成26年6月6日付け厚生労働省告示によりされた要指導医薬品の指定処分（以下「本件各指定」という。）の取消し及び当該告示によって指定された要指導医薬品について、Xがインターネット販売をすることができる権利（地位）を有することの確認を

求めたものである。

1 審判決（東京地裁平成29年7月18日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

要指導医薬品の指定は、不特定多数の者を対象として一般的に適用されるものとなるから、改正薬事法の規定を補充し、同法の規定と一体となって国民を拘束するものであって、実質的には法規の性質を有し、法の執行行為としての行政処分とはその性質を異にする上、その指定の法的効果は、限られた特定の者の法的地位に対してのみ影響を与える性質のものでもない。そうすると、要指導医薬品の指定をもって、特定の個人の具体的な権利ないし利益を直接的に制限する処分があったとみることはできず、本件各指定は、抗告訴訟の対象となる行政処分には当たらない。

本件対面販売規制による店舗販売業者の職業活動の自由に対する制約は、公共の福祉に合致する正当な目的を達成するための手段として、その規制の必要性が認められ、かつ規制内容につき合理性が認められるから、本件対面販売規制を定める各規定は、立法府の合理的裁量の範囲を逸脱するものと断じることとはできず、憲法22条1項に違反するものということとはできない。

本判決は、控訴審において新たに争点となった対面販売規制の憲法14条1項適合性について、要旨以下のとおり判断を付加したほか、原審の判断を維持して、Xの控訴を棄却した。

本件対面販売規制は、保健衛生上の危害の発生の防止を図ることを目的とするものであり、そのための手段として、規制の必要性が認められ、かつ、規制内容につき合理性が認められるものである。しかも、インターネットを通じた郵便等販売を事業の柱とする者（以下、「ネット販売事業者」という。）も、店舗においてその店舗にいる者に対して要指導医薬品を販売することは何ら妨げられていない。これらのことからすれば、本件対面販売規制は、ネット販売事業者を対面販売事業者から不当に差別するものとはいえず、憲法14条1項に違反しない。（上告・上告受理申立て）

ウ 被爆者健康手帳申請却下処分取消等請求事件（長崎地裁平成28年（行ウ）第9号，平成31年1月8日判決）

本件は、大韓民国に在住するX₁（原告）らが、昭和20年8月9日に原子爆弾が投下された際、当時の長崎市の区域内に在り、被爆者援護法1条1号の「被爆者」に該当するにもかかわらず、Y₁（長崎市、被告）がX₁らの被爆者健康手帳交付申請を却下した処分（以下「本件各処分」という。）は、いずれも違法であるなどと主張し、被告長崎市に対し、本件各処分の取消し及び被爆者健康手帳の交付の義務付けを求めるとともに、被爆者援護法の趣旨に反するものであることを認識しながら、Y₂（国、被告）の誤った指示や通達等に基づき、本件各処分がなされたことにより、X₁らが精神的苦痛を受けたなどと主張し、

Y₁らに対し国賠法1条1項に基づき、慰謝料及び弁護士費用相当額の連帯支払を求めたものである。本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を一部認容した。

被爆者健康手帳の交付に係る義務付けの訴えの適法性及び原告らの被爆者援護法1条1号該当性について、X₁らの供述は、総合考慮すると、基本的に信用性が高いといえ、Y₁らが原告らの供述に一貫性がないなどと指摘する箇所は、当時から70年以上経過していることや原告らの年齢等に鑑みれば、記憶が減退しても不自然ではなく、それらによって、X₁らの供述の中核部分の信用性を減殺するものではない。さらに、X₁らの供述を裏付ける証拠がない点についても、原爆投下時から70年以上が経過しており、裏付けの対象が、戦争中の甚大な被害をもたらした原爆投下に係る事実であることに照らせば、関係者が死亡したり、その他の証拠が散逸したりすることも十分にあり得ることであり、前記の証拠がないとしても不自然ではなく、このことによって、X₁らの信用性が否定されるとはいえないため、X₁らは、原爆が長崎に投下された当時、旧長崎市の区域内にいたと認めるのが相当である。したがって、本件各処分は違法であり、これらを基にすれば、義務付けの訴えにおける訴訟要件は充足される。

国賠法1条1項の違法性の有無について、長崎地方務局が、A社から受けた供託（以下「本件供託」という。）に係る供託書副本を廃棄したことについて、供託原簿に記載されている氏名は、朝鮮人労働者の創氏改名後の氏名であると推認できるが、供託原簿に記載されている氏名が創氏改名後の氏名であることにより、一見して朝鮮人労働者であることが区別できるかどうか不明であること、X₁らの氏名が、本件供託書副本に記載されているかどうか不明であることに照らせば、長崎地方務局が、本件供託に係る供託書副本を廃棄したことが、X₁らに対する証明妨害に当たるということはできない。また、Y₁の職員らにおいては、本件各申請を受理した後、第三者による証明書や証人がないことから直ちに却下処分とするなどの対応をせず、原告らから提出された資料のほかY₁の職員ら自ら原告らに対する調査を行い、Y₁が把握し得る範囲で資料との整合性について調査を行うなど、必要な審査を行い、その上で、本件各処分に至ったものであり、通常尽くすべき注意義務を尽くさなかったとはいえない。したがって、国賠法1条1項という違法があったとはいえない。（確定）

エ 障害基礎年金支給停止処分取消請求事件（1型糖尿病障害基礎年金事件）（大阪地裁平成29年（行ウ）第220号ほか、平成31年4月11日判決）

本件は、1型糖尿病に罹患し、国年法30条2項による委任を受けた国年法施行令別表の定める障害等級2級に該当するとして障害基礎年金の裁定を受けてこれを受給していたX₁ら9名のうち、X₁ら8名は、厚生労働大臣から、国年法36条2項本文の規定に基づく障害基礎年金の支給停止処分（以下「本件各

支給停止処分」という。)を受けたため、本件各支給停止処分の取消しを求め、X₉は、支給停止処分を受けた後、厚生労働大臣に対し、国年法施行規則35条1項本文に基づき、支給停止の解除を申請したところ、支給停止を解除しない処分(以下「本件不解除処分」という。)を受けたため、本件不解除処分の取消し及び支給停止を解除する処分の義務付けを求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁ら9名の請求を認容した。

X₁ら8名に対する本件各支給停止処分の通知書に記載された理由は、各障害の程度が障害等級1級及び2級には該当しないとの結論のみを示したものと評されてもやむを得ないほど簡素なものであり、X₁ら8名に対し、これまで、障害等級2級に該当すると認定して障害基礎年金を継続的に支給していたにもかかわらず、一転して、本件各支給停止処分をしているところ、認定要領所定の症状、検査成績及び具体的な日常生活状況等によって障害等級2級に該当すると認定しなかった理由は何ら明らかにされておらず、(行手法14条1項本文の)行政庁の判断の尊重と合理性を担保してその恣意を抑制するという趣旨を全うしていない。また、X₁ら8名において、本件各支給停止処分に対して不服を申し立てた場合、何が争点となるのか等の見通しを立てることは困難であり、不服申立ての便宜を図るという趣旨に照らしても不十分である。

X₁ら8名に対する本件各支給停止処分は、いかなる事実関係に基づきどのように障害認定基準を適用して支給停止処分がされたのかを、X₁ら8名においてその理由の提示の内容自体から了知し得るものであるということとはできず、行手法14条1項本文の定める理由提示の要件を欠く違法な処分であって、取消しを免れない。また、X₉に対する本件不解除処分も、おおむね本件各支給停止処分と同様の理由により、行手法8条1項本文の定める理由提示の要件を欠く違法な処分である。(本件判決から分離されたX₉の義務付けの訴えを除き確定)

オ 年金額減額処分取消請求事件(札幌地裁平成27年(行ウ)第15号,同第20号,同第25号,平成31年4月26日判決)

本件は、平成25年12月4日付けで厚生労働大臣から、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(平成24年法律第99号。以下「平成24年改正法」という。)等に基づき国民年金及び厚生年金保険の各年金額改定(減額)決定(以下「本件各処分」という。)を受けたX₁(原告)らが、本件各処分の根拠となった平成24年改正法は憲法25条、29条等に違反し、又は本件各処分は厚生労働大臣に認められた裁量を逸脱するものであると主張して、本件各処分の取消しを求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。平成24年改正法は特例水準(物価スライド特別法による年金額の水準)の早期解消とともに保険料額及び率の固定並びにマクロ経済スライドの早期実現を目的とした

ものであるところ、この政策判断は、社会保障審議会において、人口推計、財政状況その他の客観的情報を参照した結果、現行制度のままでは将来世代の負担が加重となるという課題があり、こうした課題を極力解消するための検討をした結果策定されたものということができ、検討過程における客観的情報に鑑みると、上記政策判断につき、こうした事情との合理的関連性や専門的知見との整合性に誤りがあるということとはできない。また、平成24年改正法を立案して国会に提出した厚生労働大臣ないし内閣の判断、国会の判断は、専門委員会のこのような検討を経た結果出された意見に基づくものであり、その判断の過程及び手続に過誤、欠落があるというべき事情はうかがわれない。特例水準は年金給付の水準とは異なる政策目的のために創設されたものであり、当初から将来における解消が予定されていたものであるから、平成24年改正法の内容策定について明らかな裁量権の逸脱又はその濫用があるとはいえないため憲法25条に違反せず、また、平成24年改正法及び同法を受けて制定された平成25年政令は年金額等を算定するための技術的事項に関するものであるので内閣に裁量の余地はなく、これらに基づく本件各処分は憲法25条に違反しない。

年金受給権は憲法29条1項にいう財産権に含まれるが、財産権に対する規制には種々の態様があり、規制が公共の福祉に適合するか否かは規制の目的、必要性、内容、制限される財産権の種類、性質及び制限の程度等を比較考量して判断すべきものであるところ、平成24年改正法は特例水準の一部解消を目的とし、特例水準は創設当初から時限的な措置であることが想定されており、いずれかの時期において解消する必要性があったとみることができ、また、特例水準を速やかに解消することは、年金の原資に関する国民全体の負担の適正化につながるものであるから、上記目的は正当性を有し、公共の福祉に適合する。そして、上記目的を実現するためには特例水準部分を年金額等の計算から除くことが特例水準解消の手段として合理的である。以上によれば、平成24年改正法は公共の福祉に適合する制限を定めたものであって憲法29条に違反するとはいえず、これを受けた本件各処分は憲法29条に違反しない。(控訴)

カ 原爆症認定申請却下処分取消請求事件（長崎地裁平成25年（行ウ）第7号，同平成26年（行ウ）第2号，同第6号，同第10号，令和元年5月27日判決）

本件は、被爆者援護法1条の被爆者である亡A（本件訴訟係属中に死亡し相続人であるX₁（原告）ないしX₃（原告）が訴訟を承継した。）及びX₄（原告）ほか3名が、厚生労働大臣に対し、被爆者援護法11条1項の規定による原爆症認定の申請をしたが、同大臣がこれらの申請をいずれも却下したため、各却下処分の取消しを求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を一部認容した。

亡Aの申請疾病（急性心筋梗塞）について、亡Aの被曝線量は、初期放射線量や誘導放射線量としては、高いものではなかったとしても、その後、裏山の

畑で数日間過ごしたこと、その間、放射線降下物が付着したイモ等を食べたことにより、内部被曝したと認められ、下痢等の急性症状がなかったとしても、相応の量の外部被曝及び内部被曝をしたと認められる。そして、これまでの研究結果等によると、心筋梗塞を含む心疾患の発症と放射線被曝には関連性がある。他方、糖尿病や高血圧等の危険因子については、その程度が重いとまではいえず、また、これらの危険因子は特異的なものとはいえない。以上を総合考慮すると、亡Aの心筋梗塞には放射線起因性があるといえ、申請時において治療をしていたため要医療性もあり、亡Aに対する原爆症認定申請却下処分は違法である。

X₄の申請疾病（慢性肝炎）について、X₄は、慢性肝炎との診断を受けているものの、これまでに検査によりB型及びC型のウイルスには感染していないことが確認されていること、別の病院では脂肪肝と診断されていることに加え、医師の診断書を前提として、証人の証言によると、肝臓の線維化が進行していないことなどが認められることなどからすれば、X₄の疾病は肝炎ではなく、非アルコール性脂肪性肝疾患であると認められる。そして、X₄について、食事指導と体重減少によって、AST値やALT値が改善していることに照らせば、X₄の非アルコール性脂肪性肝疾患が重篤であるということはできず、これが医療を要する疾病に該当するとまではいえないし、その原因は主に生活習慣であって、放射線起因性があるということもできない。

X₅の申請疾病（舌がん）について、X₅は、平成10年1月に舌腫瘍の切除手術を受けたが、検査の結果、扁平上皮癌と診断され、取り切れていないとされていたことから、同年2月に、舌腫瘍の切除手術を受けた。その後、原爆症認定申請をした平成20年8月までの間に、実際にがんの再発や転移もなかったことをも総合すると、申請時点において、X₅に要医療性があつたということとはできない。

X₆の申請疾病（皮膚がん）について、X₆の疾病は皮膚がんの一種であるボーエン病であり、がん細胞が表皮の中だけにとどまっており、基底膜を超えて真皮に湿潤していない状態を指し、表皮内がんであるため、がん細胞が病理組織的に完全に排除されれば予後は良好であると認められる。X₆の場合、平成24年8月の切除手術によって、完全に切除され、再発の危険はなかったと認められ、原爆症認定申請時に要医療性があつたとはいえない。

X₇の申請疾病（甲状腺機能低下症）について、X₇は、平成8年4月から9月までの検査において、遊離T₄値が基準値を下回っていたこと、同年7月以降、甲状腺機能低下状態とされ、チラーヂンの処方開始され、その後、服薬を継続していること、甲状腺機能低下症の診断ガイドラインにおける中枢性甲状腺機能低下症の臨床所見である無気力及び易疲労感と、検査所見である遊離T₄値が低値で、TSHが低値から正常であることが認められること、甲状腺

機能低下症の場合、遊離T3値も低下するところ、チラーゼン服用開始の前後にわたり、遊離T3値が基準値を下回ることが度々あったことなどを総合すると、原爆症認定申請時点において、中枢性甲状腺機能低下症に罹患していると認めるのが相当である。そして、甲状腺機能低下症の発症率と放射線被曝との間には線量関係があることを前提に、被爆時の状況等をも考慮すると放射線起因性があるといえ、チラーゼンを処方されていたことに照らせば、申請時点において要医療性もあるといえ、X₁の原爆症認定申請却下処分は違法である。(相手方一部控訴)

(6) 環境行政関係

ア 新潟水俣病発生拡大に対する行政機関の規制権限不行使に係る損害賠償請求上告・上告受理事件（最高裁平成30年（オ）第1218号，同年（受）第1500号，平成31年3月5日第三小法廷決定）

本件は、阿賀野川の魚介類を摂取したことにより水俣病に罹患した水俣病患者又はその相続人であると主張するX₁（原告・控訴人・上告人兼申立人）ら2名が、Y₁（国、被告・被控訴人・被上告人兼相手方）及びY₂（新潟県、被告・被控訴人・被上告人兼相手方）に対しては、規制権限不行使又は行政指導の不作為の違法があったとして、国賠法1条1項に基づき、各1,200万円の支払を求めるとともに、X₁ら2名が、Y₃（A株式会社、被告・控訴人兼被控訴人・被上告人兼相手方）に対して、主位的に補償協定に基づき、予備的に民法709条に基づき、各1,200万円の支払（Y₁らとの連帯）を求めるとともに、補償協定に基づき、継続補償金等の支払等を求めたものである。

1審判決（新潟地裁平成27年3月23日判決）は、Y₁及びY₂が各法令に基づき規制権限を行使しなかったことが、これらの法令、目的やその権限の性質等に照らし、著しく合理性を欠くとはいえず、X₁らは水俣病に罹患しているとは認められないとし、X₁らのY₁及びY₂に対する請求をいずれも棄却した。

2審判決（東京高裁平成30年3月23日判決）も、要旨以下のとおり判示して、X₁らの控訴を棄却した。水俣病に罹患しているかを判断するに当たっては、①メチル水銀によって汚染された魚介類を摂取しているか、その分量はそれによって水俣病を発症し得る程度のものであったか（曝露条件）、②水俣病に見られる主要な症候はあるかどうか（症候の確認）、③それらの症候はメチル水銀の曝露によるものであるか（メチル水銀曝露起因性）を判断することになるところ、X₁らが水俣病に罹患していたとは認められず、Y₁及びY₂に対する国賠法1条1項に基づく損害賠償請求並びにY₃に対する不法行為に基づく損害賠償請求は認められない。

最高裁判所は、X₁らの上告理由及び上告受理申立て理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却及び上告不受理決定をした。

イ 水俣病特措法救済対象者からの損害賠償請求事件（東京地裁平成27年（ワ）

第523号、令和元年5月29日判決）

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法を受けて閣議決定された、いわゆる「救済措置の方針」に基づく救済対象者（療養費のみ）であるX（原告）が、Y₁（国、被告）に対しては、いわゆる水質二法に基づく規制権限の不行使を、Y₂（熊本県、被告）に対しては、熊本県漁業調整規則に基づく規制権限の不行使を理由として国家賠償を求めるとともに、Y₃（A株式会社、被告）に対して、民法709条に基づき損害賠償を求めたものである。本判決は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求をいずれも棄却した。

Xが受けた計3回の感覚障害に関する検査の結果等を検討した結果によって、Xに四肢末梢優位の感覚障害が生じているものと認めることはできず、四肢末梢優位の感覚障害を有していることと疫学的条件の組合せや、それ以外の症候と疫学的条件の組合せによってXを水俣病患者であると認めることはできず、その他Xの魚介類の摂取状況や、Xに生じている症状といった一切の事情を考慮しても、Xが水俣病に罹患していると認めることはできない。また、Y₁又はY₂はXに対し、①公健法1条及び46条、②水質保全法10条1項及び同条2項、③地方自治法150条1項、④食品衛生法1条、2条及び14条1項及び⑤国賠法に基づく各種調査義務を負っていたと主張するが、いずれも、その法令の趣旨、目的に照らし、Xが主張する平穏生活権を保護することを目的としているとはいえず、Y₁又はY₂が各種調査義務を負うことの法的根拠とはなり得ないから、Y₁又はY₂にかかる義務の履行を怠った国賠法上の違法は認められない。（控訴）

(7) 公務員労働関係

ア 各分限免職処分取消等請求上告・上告受理事件（最高裁令和元年（行ツ）第230号、同年（行ヒ）第270号、令和元年10月17日第一小法廷決定）

本件は、社会保険庁の職員として、秋田社会保険事務局において勤務していたX₁（原告・控訴人・上告人）らが、平成21年末の同庁の廃止に伴い、分限免職する旨の各処分を受けたため、同処分は、国公法78条4号の要件に該当せず、仮に、同要件に該当するとしても、X₁らに対する分限免職回避努力義務が尽くされておらず、同処分は裁量の逸脱又はこれを濫用した違法なものであるなどと主張して、その取消し及び各330万円の慰謝料等の支払を求めたものである。

1審判決（仙台地裁平成30年1月10日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

本件は、国公法78条4号の「廃職」の要件を満たすこととなるから、同号に基づく分限免職処分をすることができるのが原則であるが、他省庁への転任や日本年金機構等への採用など、就職の機会を提供する合理的な努力（分限免職回避努力義務）が尽くされなかったにもかかわらず、処分者である秋田社会保

険事務局長等が、同号に基づく処分をした場合、また、国公法78条4号に基づく分限免職処分は、同法27条、74条1項及び108条の7並びに人事院規則11-4第2条及び第7条4項に基づき、平等取扱い原則、公正原則及び不利益取扱いの禁止に違反してはならず、これらに反して分限免職処分が行われた場合にも、当該処分は、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となる。

分限免職回避努力義務の主体については、その処分権限を有する社会保険庁長官等が分限免職回避努力義務を負っていたことは明らかであるところ、厚生労働大臣は、分限免職回避努力義務を履行すべき社会保険庁長官等に対し指揮命令を及ぼす関係にあること等を照らすと、厚生労働大臣は、社会保険庁長官とともに本件において分限免職回避努力義務を負うというべきである。

そして、社会保険庁の廃止に伴い行われた分限免職回避措置によっても、平成21年12月時点で社会保険庁職員であった1万2,566人のうち、原告らを含む525人は、分限免職処分を避けられなかったが、閣議決定に基づく国の行政機関の定員の純減や雇用調整本部による転任の取組がされていた当時、他府省による社会保険庁職員の受入れは困難な状況にあったこと、分限免職処分を受けた525人のうち401人は分限免職処分により退職手当が割増しされる制度の適用を希望した者であったことも考慮すれば、社会保険庁長官等及び厚生労働大臣による分限免職処分を回避するための取組が全体として不十分であったとは認められない。

2審判決（仙台高裁令和元年5月17日判決）は、1審の判断を維持して、X₁らの控訴を棄却した。

最高裁判所は、X₁らの上告理由及び上告受理申立て理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却及び上告不受理決定をした。

イ 行政措置要求判定取消請求事件（東京地裁平成27年（行ウ）第667号ほか、令和元年12月12日判決）

本件は、トランスジェンダーであり、国家公務員であるX（原告）が、所属する経済産業省における人事異動や女性用トイレの使用につき、制限を設けないこと等を要求事項として国公法86条の規定に基づいて人事院に対してした勤務条件に関する行政措置の各要求に関し、当該各要求がいずれも認められない旨の判定（以下「本件判定」という。）を受けたことから、本件判定に係る処分の取消しを求めるとともに、経済産業省において女性用トイレの使用についての制限を受けていること等に関し、経済産業省の職員らがその職務上尽くすべき注意を怠ったものであり、これによって被害を被ったとして国賠法1条1項に基づき損害賠償を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を一部認容した。

経済産業省がXに対してした庁舎の一定範囲（Xの勤務する執務室の在る階

及びその上下一階ずつ)に在る女性用トイレの使用を認めない旨の処遇(以下「本件処遇」という。)は、専ら経済産業省が有する庁舎管理権の行使として行われているものと解することができる。一方で、男女別のトイレを設置し、管理する者から、その真に自認する性別に対応するトイレの使用を制限されることは、当該個人が有する重要な法的利益を制約するものであるということができるところ、Xが専門医から性同一性障害であるとの診断を受けた者であり、自認する性別が女性であるから、本件処遇は、Xがその真に自認する性別に即した社会生活を送るという重要な法的利益を制約するものであるということが出来る。

女性用トイレを使用する女性職員に対する相応の配慮は必要であるとともに、我が国において必ずしも自認する性別のトイレの使用が画一的に認められているとまでは言い難い状況にあるとしても、そのことから直ちに性同一性障害である職員に対して自認する性別のトイレの使用を制限することが許容されるということとはできず、性同一性障害である職員に対して自認する性別のトイレの使用を制限することの当否の判断に当たっては、当該職員に係る個々の具体的な事情や社会的な状況の変化等を踏まえて行う必要がある。この点、Xは、専門医が性同一性障害として診断した者であって、経済産業省においても、女性ホルモンの投与によってXが女性に対して性的な危害を加える可能性が客観的にも低い状態に至っていたことを把握していたし、社会生活を送るに当たって、女性として認識される度合いが高かった。また、我が国においても、性同一性障害者が職場等におけるトイレ等の男女別施設の利用について大きな困難を抱えていることを踏まえ、より働きやすい職場環境を整えることの重要性がますます強く意識されるようになってきており、国民の意識や社会の受け止め方には相応の変化が生じている。これらの事情に照らせば、Xの主張する平成26年4月7日の時点において、国が主張するXと女性職員との間でトラブルが生じる可能性があるという事情をもってしても、Xの法的利益等に対する上記制約を正当化することはできない状態に至っていたというべきである。したがって、経済産業省による庁舎管理権の行使に一定の裁量が認められることを考慮しても、同省が同日以降も本件処遇を継続したことは、庁舎管理権の行使に当たって尽くすべき注意義務を怠ったものとして国賠法上違法である。また、本件判定のうち、Xが女性用トイレを使用するためには性同一性障害者である旨を女性職員に告知して理解を求める必要があるとの経済産業省による条件を撤廃し、原告に職場の女性トイレを自由に使用させることとの要求を認めないとした部分は、本件処遇によって制約を受ける原告の法的利益等の重要性のほか、上記の諸事情について考慮すべき事項を考慮しておらず、又は考慮した事項の評価が合理性を欠いており、社会通念上著しく妥当性を欠くものである。したがって、上記部分は裁量権の範囲を逸脱し、又はその濫用があったものとして違法

であるから取消しを免れない。(双方控訴)

(8) 原子力行政関係

川内原子力発電所設置変更許可取消請求事件（福岡地裁平成28年（行ウ）第37号，令和元年6月17日判決）

本件は，X₁（原告）らが，原子力規制委員会が平成26年9月10日付けで参加人に対してした原子炉等規制法43条の3の8第1項に基づく川内原子力発電所第1号炉及び第2号炉（以下，併せて「本件各原子炉」という。）に対する設置変更許可処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めたものである。

本判決は，要旨以下のとおり判示して，X₁らのうち，本件各原子炉からおおむね250キロメートルの範囲内に居住しない者の訴えを却下し，その余の者の請求を棄却した。

I C R P 2007年勧告や，福島第一原発事故後に原子力規制委員会委員長が作成した資料等によれば，本件各原子炉において重大な事故が発生し，放射性物質が放出されることによって，急性的ないし一時的に100ミリシーベルト以上の放射線に被ばくし又は長期的な被ばく状況下において1年当たり20ミリシーベルトを超える線量の放射線に被ばくすることとなる範囲に居住する者は，避難指示が発令され，移住を求められる等して，それまでの生活環境が一変することになる可能性があるから，本件各原子炉において発生する事故等がもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民に含まれるということが出来る。そして，福島第一原発と本件各原子炉の各規模を踏まえると，本件各原子炉において，深刻な事故が発生した場合に放射性物質が放出される範囲は，福島第一原発事故を下回ることはないと考えられる。したがって，本件各原子炉において事故が発生した場合に，急性的ないし一時的に100ミリシーベルト以上の放射線に被ばくし又は長期的な被ばく状況下において1年当たり20ミリシーベルトを超える線量の放射線に被ばくすることになる範囲は少なくとも本件各原子炉から250キロメートル以上の地域に及ぶことができ，この範囲に居住する者については，本件訴訟の原告適格が認められる。本件申請及びこれに対する適合性審査は，福島第一原発事故の後，新規制基準の一部として策定された火山影響評価ガイド（以下「火山ガイド」という。）に従って行われたが，火山ガイドの定めに不合理な点がないことが相当の根拠，資料に基づき立証されたといえるかどうか疑いが残る。もっとも，本件処分の適法性は，根拠法令及び関連法令の趣旨に照らし判断されるべきものであり，原子力関連法令は，発電用原子炉の設置自体を否定するものではなく，少しでも発生する可能性のある自然災害を全て，安全確保の上で想定すべきとする立法施策が取られていると解することはできず，合理的に予測される範囲を超える危険性については，その発生の可能性が相応の根拠をもって示されない限り，安全性確保の上でその対策を講じていなくとも社会的に容認されているとするのが関連法令等の趣旨であると解される。し

たがって、火山ガイドの定めに不合理な点がないことが立証されたといえるかどうか疑いが残るが、原子力関連法令等が破局的噴火による影響を考慮することまでを要求しているとは解されないから、結論として火山ガイドが不合理であるということはできず、火山ガイドに基づく適合性審査が不合理であり又は本件処分が違法であるということもできない。(控訴)

(9) その他

ア 司法修習生給費制廃止違憲国家賠償等請求上告・上告受理事件（最高裁平成31年（行ツ）第65号，同年（行ヒ）第74号，令和元年7月10日第二小法廷決定）

本件は、平成16年法律第163号による裁判所法の改正（以下、「本件改正」といい、その改正法を「本件改正法」という。）により、司法修習生に給与を支給する制度（以下「給費制」という。）が廃止されて修習資金を貸与する制度が導入されたことについて、新65期司法修習生であったX₁（原告・控訴人・上告人兼申立人）らが、本件改正により給費制を廃止したことは違憲無効であり、国（国会議員）が本件改正により給費制を廃止した行為及び給費制を復活させなかった不作为により損害を受けたなどとして、Y（国、被告・被控訴人・被上告人兼相手方）に対し、国賠法1条1項に基づき、各金1万円の支払を求めるとともに、改正前の裁判所法67条2項に基づき、給与の支払を求めたものである。

1 審判決（広島地裁平成29年9月27日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

本件改正は憲法に違反するものとはいえず、また、司法修習生の給費を受ける権利は憲法上保障され又は保護されている権利利益とはいえないから、本件改正法に係る立法行為にも、本件改正後に給費制を復活させなかった立法不作为にも、国賠法上の違法は認められない。

X₁らは自ら司法修習生になることを選択し、司法修習生として採用を希望した者であり、X₁らの財産権が強制的に制限されたとはいえないし、それが公共のために用いられたとも、特別の犠牲に該当するともいえないから、X₁らに憲法29条3項の損失補償の適用はない。

2 審判決（広島高裁平成30年10月10日判決）は、1 審の判断を維持し、X₁らの控訴を棄却した。

最高裁判所は、X₁らの上告理由及び上告受理申立て理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却及び上告不受理決定をした。

なお、同小法廷は、係属していた同種事件のうち、最高裁判所平成30年（オ）第1231号，同年（受）第1511号（原審：東京高裁平成29年（ネ）第4781号（平成30年5月16日判決））及び最高裁判所平成31年（オ）第222号，同年（受）第269号（原審：福岡高裁平成29年（ネ）第826号（平成30年9月28日判決））は本件と同日付けで、また、最高裁判所令和元年（オ）第960号，同年（受）第

1189号（原審：東京高裁平成30年（ネ）第3420号（平成31年2月6日判決））は令和元年9月6日付けで、いずれも上告棄却及び上告不受理決定をした。

イ 命令服従義務不存在確認請求上告事件（最高裁平成30年（行ヒ）第195号、令和元年7月22日第一小法廷判決）

本件は、陸上自衛官であるX（原告・控訴人・被上告人）が、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律（平成27年法律第76号）により新設された自衛隊法76条1項2号が、憲法9条等に反し、違憲であるとして、同号に定める防衛出動の命令に服する義務のないことの確認を求めたものである。

1審判決（東京地裁平成29年3月23日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの訴えを却下した。

Xに、自衛隊法76条1項2号に係る事態（以下「存立危機事態」という。）が発生し、又は近い将来存立危機事態が発生する明白なおそれがあると認められないから、Xが同号による防衛出動命令が発令される事態に現実的に直面しているとはいえず、Xは、入隊後これまでの間に直接戦闘を行うことを主たる任務とする部隊に所属したことがなく、Xが現在所属する部署は戦闘部隊でもないものであり、現時点において、X又はXが所属する部署に対し、同号による防衛出動命令が発令される具体的・現実的可能性はない。これらの点に照らせば、Xには、自衛隊法を始めとする法令で定められた自衛隊の様々な行動について、将来にわたり、上官の指揮監督を受けるなどして、その任務に就くという自衛官一般に認められる可能性以上に、同号による防衛出動命令が発令され、その任務に就く蓋然性が存在するものとは認められないことから、Xの生命等に重大な損害が生じたり、Xが同命令に従わないで刑事罰を科されたりするという、Xが主張する危険又は不安は不確定かつ抽象的なものにとどまり、現に、Xの有する権利又は法的地位に危険や不安が存在するとは認められないから、本件訴えは、確認の利益を欠き、不適法である。

2審判決（東京高裁平成30年1月31日判決）は、要旨以下のとおり判示して、1審判決を取り消し、東京地方裁判所に差し戻した。本件訴えは、実質的には、本件職務命令への不服従を理由とする懲戒処分差止めの訴えを本件職務命令ひいては防衛出動命令に服従する義務がないことの確認を求める訴えの形式に引き直したものであることから、本件訴えが適法な無名抗告訴訟と認められるためには、本件職務命令に服従しないことやその不服従を理由とする懲戒処分がされることにより重大な損害を生ずるおそれがあること（重大な損害の要件）及びその損害を避けるため他に適当な方法がないこと（補充性の要件）の二つの要件を満たすことが必要である。

存立危機事態における防衛出動命令に基づく本件職務命令を受けながら、これに服従しない自衛官は、我が国の防衛という重要な任務に背き、服務の本旨

をないがしろにしたものとして、極めて厳しい社会的非難を受けることになることに加え、本件職務命令への不服従を理由とする懲戒処分、更には重大な刑事罰を受けることになる。そして、存立危機事態の危険性及び切迫性に照らすと、防衛出動命令に基づく本件職務命令を受けた自衛官がその服従を怠るときは、我が国の国民や他の自衛官の生命及び身体に高度の危険を及ぼすおそれがあることが明らかであるから、本件職務命令に服従しなかった自衛官に対する懲戒処分は、当該自衛官に課せられた重大な責任に違反するものとして、免職を含む重大なものとなることが容易に想定できる。また、刑事罰も同様に重いものになると考えられる。このような極めて厳しい社会的非難にさらされること並びに重大な懲戒処分及び刑事罰の対象となることによりXが被ることになる損害は、行政処分たる懲戒処分がされた後に取消訴訟又は無効確認訴訟を提起して執行停止の決定を受けることなどはもとより、当該処分の差止めを命ずる判決を受けることによって容易に救済を受けることができるものではないことから、本件においては、「重大な損害を生ずるおそれ」がある場合に当たり、本件訴えは、重大な損害の要件を満たす。

防衛出動命令に基づく本件職務命令への不服従を理由とする懲戒処分は、免職を含む重大なものとなるばかりか、存立危機事態における防衛出動命令が発令される場合に、これに基づく本件職務命令を受けながらこれに服従しない自衛官は、服務の本旨をないがしろにしたものとして極めて厳しい社会的非難を受けることになるのであるから、このようなXに生ずるおそれのある損害は、事後的に懲戒処分の取消訴訟又は無効確認訴訟を提起して執行停止の決定を受けることなどにより容易に救済を受けることができるものではないことが明らかであり、また、懲戒処分の差止めを命ずる判決を受けることによって容易に救済を受けることができるものではなく、防衛出動命令に基づく本件職務命令に服従する義務の不存在を事前に確認する方法によるのでなければ救済を受けることが困難なものであることから、本件訴えは、補充性の要件も満たすものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、原判決を破棄し、原审に差し戻した。

本件のような将来の不利益処分の予防を目的として当該処分の前提となる公的義務の不存在確認を求める無名抗告訴訟は、差止めの訴えと異ならない。また、差止めの訴えに係る請求においては、当該処分の前提として公的義務の存否が問題となる場合には、その点も審理の対象となることからすれば、上記無名抗告訴訟は、確認の訴えの形式で、差止めの訴えに係る本案要件（本案の判断において請求が認容されるための要件をいう。）の該当性を審理の対象とするものということができることから、行訴法の下において、上記無名抗告訴訟につき、差止めの訴えよりも緩やかな訴訟要件により、これが許容されているものとは解されない。そして、差止めの訴えの訴訟要件については、救済の必

要件を基礎づける前提として、一定の処分がされようとしていること（行訴法3条7項）、すなわち、行政庁によって一定の処分がされる蓋然性があることとの要件（以下「蓋然性の要件」という。）を満たすことが必要とされている。したがって、将来の不利益処分の予防を目的として当該処分的前提となる公的義務の不存在確認を求める無名抗告訴訟は、蓋然性の要件を満たさない場合には不適法というべきであるが、原審は蓋然性の要件を満たすものか否かの点を検討することなく本件訴えを適法としたものといわざるを得ない。

ウ 観察処分期間更新決定取消請求控訴事件、訴えの追加的変更申立て請求控訴事件（東京高裁平成29年（行コ）第315号、平成31年2月28日判決）

本件は、公安審査委員会が、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）5条4項及び5項に基づき、「AことBを教祖・創始者とするC教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体」（以下「本団体」という。）に対してした、公安調査庁長官の観察に付する処分（以下「本件観察処分」という。）の期間更新等に係る決定（以下「本件更新決定」という。）について、X（原告・被控訴人）が、主位的に同決定がXに対して存在しないことの確認を求め、予備的に同決定のうちXを対象とした部分の取消しを求めたものである。

1審判決（東京地裁平成29年9月25日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの主位的請求を棄却し、予備的請求を認容した。

本件観察処分を受けた団体（本団体）は、「AことBを教祖・創始者とするC教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体」とされているところ、本団体が、本件観察処分当時において、団体規制法5条1項所定の「その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体」に該当することも明らかであり、また、Dが正式に発足された旨公表されたのは、本件観察処分がされた直後であるところ、Dはその発足当時において、本団体の少なくとも一部であったと認めるのが相当である。そして、XとDの関係について検討すると、本件更新決定時のXとDにおいて、不定式なものも含めて一つの組織体としての独自の意思を決定し得る仕組みが存在していたとは認められず、Xの設立後、一つの組織体としての独自の意思を決定した事実も認めることもできない。また、Xの設立経緯や本件更新決定時におけるXとDの关系到照らせば、XとDが一つの組織体として意思決定をすることができるというべき事情は見当たらず、XとDが一方の意思決定に他方が従うという関係にあるとも認められない。さらに、Bとの関係について検討しても、BがX及びDの団体としての意思決定をしているということはできない。以上のとおりであって、XとDが一つの組織体として独自の意思決定に従い共同の行動をとり得る関係

にあると認めることはできない。したがって、本件更新決定は、Xも名宛て人としていたとみるべきものというのが相当であるから、Xの主位的請求は理由がないが、上記のとおり、XとDが一つの団体であると認めることができない以上、本件更新決定のうちXを対象団体とした部分は、違法であるといわざるを得ないから、その余の争点について判断するまでもなく、Xの予備的請求は理由がある。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、1審判決中控訴人敗訴部分を取り消し、Xの請求を棄却した。

観察処分の対象となる「団体」について、団体規制法4条2項は、「特定の共同目的を達成するための多数人の継続的結合体又はその連合体」をいうと定めている。平成21年の本件更新決定以降、本団体にはDとXの両集団が含まれるものとして更新決定がされているが、この両集団を併せて一つの団体と認めることができる場合はもとより、両集団の現状からは直ちに一つの団体と認めることができない場合であっても、各集団について観察処分の対象団体と同一性がある団体であると認められるときは、各集団に対する観察処分の期間の更新決定は、各集団について団体規制法所定の期間の更新の要件を満たすものである限り、各集団に対してその効力が及ぶと解するのが相当である。本件更新決定当時の状況において、XとDとの間に、多数人の継続的結合体としての関係があるとは認められず、両者が一つの団体であるとはいえないが、Xは、Dの主幹者が主宰して、複数の団体を組織して、それらの間で役割分担しながら活動が続けていくとの意図の下で、かつ、そのことがBの意思に沿うものとして、Dの構成員の一部が構成員となり、Dの幹部であった者が役員となって設立されたこと、平成26年10月末の時点でも、Xの出家した構成員の全員、他の会員の6割以上が松本サリン事件・地下鉄サリン事件当時の構成員であり、出家した構成員は被控訴人管理下の施設に居住していること、組織形態についても実質的にはC教における位階制度を基礎とした体制を維持していること、その活動についてみても、設立から本件更新決定時まで、Bを象徴とするシヴァ神を表す大黒天等への帰依を維持し、Bが説いた衆生救済を目的とする「タントラ・ヴァジラヤーナ」やその修行方法としての「マハムドラーの修行」の教義を含むC教の修行体系の最も基礎的なし本質的部分を継承・維持していること、その活動におけるC教の棄教及び哲学教室への改編の表明は、真にC教の教義を廃止し、大黒天等への帰依を教義としなくなったことを裏付けるものとは認められないこと、これらの事情を総合考慮すれば、本件更新決定時において、Xは観察処分の対象団体と同じ「特定の共同目的」を有し、同団体との同一性を有するものと認められる。また、Xについては、団体規制法5条1項1号及び同項3号並びに同法5条4項の各要件を充たすと認められる。(上告・上告受理申立て)

租税訟務課

法務省組織令第47条、第51条

令和元年中に新たに提起された事件及び判決・決定等のあった事件のうち、注目されるものは、次のとおりである。

1 新たに提起された事件

外国子会社合算税制の適用の可否を争う法人税更正処分等取消請求事件（東京地裁令和元年（行ウ）第325号）

本件は、X（原告）が、Xの香港に所在する租税特別措置法上の特定外国子会社等について、税務署長から、当該特定外国子会社等が行っている事業は著作権の提供に係るものであり、外国子会社合算税制における適用除外要件の一つである事業基準を満たさないとして同税制を適用し法人税等の更正処分を受けたため、これらの処分の取消しを求めるものである。

2 判決・決定等があった事件

賦課関係

(1) WTO農業協定4条2項に係る条約の直接適用可能性の有無が争われた更正処分等取消請求上告・上告受理事件（最高裁平成31年（行ツ）第126号、同年（行ヒ）第144号、令和元年12月13日第二小法廷決定）

本件は、豚肉の輸出入、販売等を行う株式会社であるX（原告・控訴人・上告人兼申立人）が、アメリカ合衆国等から外国産冷凍豚部分肉を輸入するに当たり、関税暫定措置法2条2項別表第1の3の規定するいわゆる豚肉の差額関税制度（以下「本件差額関税制度」という。）を適用して輸入申告をしたところ、税関長等から、Xは別会社を名目上の輸入者として真正な課税価格よりも過大な課税価格で輸入申告を行ったとして、本件差額関税制度に基づく関税更正処分及び重加算税賦課決定処分を受けたことから、本件差額関税制度を定める関税暫定措置法の規定は「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」（平成6年条約第15号。以下「WTO協定」という。）附属書1Aの一内容である「農業に関する協定」（以下「WTO農業協定」という。）4条2項が我が国において直接適用されることを前提として、同項に違反する本件差額関税制度が憲法98条2項により無効であると主張し、その取消しを求めたものである。

1審判決（東京地裁平成28年11月29日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

条約の直接適用可能性の有無は、それぞれの条約締結国において、当該条約の条項につき、国内において直接適用可能性を有するものとして当該条約を締結しているか否かという主観的基準と、その内容を具体化する法令を待つまでもなく国内で直接適用できるだけの明確性を有するか、条約の執行に必要な機関や手続に係る定めを有するかどうかという客観的基準によって判断さ

れるべきこととなる。

我が国においては、条約の締結に当たり、一般的には、当該条約上の義務を国内的に実施し得る体制が整っていることを締結の前提としており、そのために国内立法措置が必要であれば、そのような措置を執った上で条約を締結しているものと認めることができる。そうすると、一般的に、我が国において、条約を締結するに当たり、当該条約上の義務を実施するための国内立法措置が執られている場合には、当該義務は上記国内立法措置に基づく法令を通じて実施されることとなり、当該条約が直接適用されることは想定されていないというべきである。

しかるに、我が国がWTO協定を締結するに当たっては、WTO協定を国内的に実施するための国内措置を執ることが必要とされ、WTO農業協定4条2項が関係する関税化については、その実施のため、関税定率法等の改正、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の改正、主要食糧の需給、価格安定法の制定等の立法措置が執られているものと認められる一方、同項が直接適用可能であることについて、国会において説明や議論が行われたと認めるべき証拠はない。そうすると、我が国は、WTO協定を締結するに際し、WTO農業協定4条2項を実施するために必要な国内立法措置を執っていると考えられるものの、私人が同項の適用を主張して権利の救済を求めることを想定しておらず、同項については、専ら関係する国内法の整備等によって間接的にこれを適用することが予定されていたものと解されるから、我が国は、同項について、そもそも直接適用可能性を有しないことを前提としてWTO協定を締結したものと認めるのが相当である。

以上によれば、我が国は、WTO協定を締結するに際し、WTO農業協定4条2項が直接適用可能性を有することを前提としていたとは認められないから、条約の直接適用可能性の有無についての主観的基準からすると、WTO農業協定4条2項は、我が国における直接適用可能性はないものと認めるのが相当である。したがって、WTO農業協定4条2項の直接適用可能性が認められることを前提として、同項に違反する本件差額関税制度が憲法98条2項により無効になるというXの主張は、その前提を誤るものであって採用することができない。

2審判決（東京高裁平成31年1月17日判決）は、WTO農業協定4条2項に係る条約の直接適用可能性の客観的基準について、要旨以下のとおり判断を付加したほかは、原審の判断を維持して、Xの控訴を棄却した。

WTO農業協定4条2項に係る条約の直接適用可能性の客観的基準（具体性・明確性）については、法律が国際規範に違反するか否かを審査して違反するときは当該法律の適用を排除する場合（以下「消極適用の場合」という。）であっても、条約の規定を国内的に直接適用するためには、当該規定の文言につき条約解釈の原則に従って解釈した上で、そのまま国内的に適用できる程度に明確であることが必要であるから、条約解釈の原則に従って解釈をしたとしても依然として規定の意味内容が不明確であるものはいわゆる客観的要件における明確性を欠くこと

になり、一般的抽象的な概念を含んでいる場合など、国家に裁量の余地を残す規定であると解されるような場合も、かかる明確性の観点から問題となるものと解される。そして、WTO農業協定の解釈は、「文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い」行わなければならない（条約法に関するウィーン条約31条1項）ところ、WTO農業協定4条2項は、「通常の関税に転換することが要求された措置その他これに類するいかなる措置」を禁止するものであるが、どのような措置がこれに当たるかについては、同項の脚注で挙げられているものの、これらの措置は、過去に非関税措置として問題となった措置を例示しているものにすぎず、「通常の関税に転換することが要求された措置その他これに類するいかなる措置」を特定するための一般的な基準は、どの条文にも含まれていない。

そして、第1次及び第2次チリ価格帯事件における小委員会や上級委員会において、条約解釈の原則に従って判断してもその解釈が分かれたという事実にも照らせば、WTO農業協定4条2項の趣旨・目的等に照らして解釈してもなお、「通常の関税に転換することが要求された措置その他これに類するいかなる措置」や「可変輸入課徴金、最低輸入価格、（中略）これらに類する通常の関税以外の国境措置」を一義的に解釈することができず、その意義が具体的かつ明確になっているとはいえないし、第2次チリ価格帯事件の上級委員会の報告によっても、「通常の関税」や「これらに類する国境措置」の意義や判断基準が明確であるとまでは言い難く、これらは、WTOにおける紛争解決機関である小委員会や上級委員会において、個別案件ごとに解釈が示されて判断されているものと解さざるを得ない。

そうすると、WTO農業協定4条2項の規定内容が、条約解釈の原則に従って解釈したとしても、国内で直接適用できるだけの具体性及び明確性を有するとまでは認め難いから、消極適用の場合においても、WTO農業協定4条2項について直接適用可能性（裁判規範性）を認めるのは困難であるといわなければならない。

最高裁判所は、Xの上告理由及び上告受理申立て理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却及び上告不受理決定をした。

- (2) 減価償却資産の償却費を計算するに当たり、電気通信事業の用に供する鉄塔、鉄柱及び鉄筋コンクリート柱に適用すべき耐用年数は何年かが争われた法人税更正処分等取消請求事件（東京地裁平成28年（行ウ）第441号、平成31年1月18日判決）

本件は、電気通信事業法に定める電気通信事業等を目的とする株式会社であるX（原告）が、電気通信事業（携帯電話通信サービスの提供）の用に供する鉄塔、鉄柱及び鉄筋コンクリート柱（以下「鉄塔等」という。）の耐用年数を21年としてこれらに係る減価償却資産の償却費を計算し、これを損金の額に算入して、法人税及び復興特別法人税の確定申告等をしたところ、税務署長から、一部の鉄塔

等の耐用年数の適用に誤りがあり償却限度超過額が生じているとして、法人税及び復興特別法人税の更正処分並びに当該各更正処分に係る過少申告加算税の賦課決定処分を受けるなどしたため、税務署長が適用した鉄塔等の耐用年数には誤りがあるなどと主張して、各処分の全部又は一部の取消しを求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、本件訴えの一部を却下し、Xのその余の請求を棄却した。

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」という。）や他の法令において、耐用年数省令別表第1の種類「構築物」、構造又は用途「電気通信事業用のもの」、細目「その他の線路設備」にいう、「その他の線路設備」又は「線路設備」を明確に定義づけた規定は存在しない。もっとも、耐用年数省令別表第1の種類「構築物」に、構造又は用途「電気通信事業用のもの」の区分が追加され、その細目として「通信ケーブル」、「地中電線路」及び「その他の線路設備」の三つが定められたのは、日本電信電話公社の民営移行を背景とした、電気通信事業法の施行並びに電気通信事業会計規則及び電気通信主任技術者規則を含む同法の関係法令の制定施行に伴う昭和60年の改正（昭和60年大蔵省令第15号）であることが認められるところ、電気通信事業法24条に基づき定められた電気通信事業会計規則の別表第1及び電気通信事業法46条2項が委任する電気通信主任技術者規則6条に、いずれも「線路設備」の文言が存在することからすれば、耐用年数省令別表第1が定める「その他の線路設備」における「線路設備」は、電気通信事業法並びに同法の下位法令である電気通信事業会計規則及び電気通信主任技術者規則（以下、総称して「電気通信事業法等」という。）からのいわゆる借用概念であると解するのが相当であるから、電気通信事業法等における「線路設備」の意義を検討し、もって耐用年数省令別表第1が定める「線路設備」の意義を明らかにした上で、本件各鉄塔等が「その他の線路設備」に該当するか否かを検討する。

電気通信事業法等における「線路設備」とは、ケーブル及びその支持物並びにこれらに附帯する設備のうち市内線路又は市外線路を構成するもの（具体的には、加入者宅や通信センターの間を相互に結ぶもの）を指すものと解され（なお、電気通信主任技術者規則には「線路設備」を明確に定義づけた規定は存在しない。）、耐用年数省令別表第1が定める「その他の線路設備」における「線路設備」の意義も同様に解すべきである。

本件において法人税更正処分の対象となった鉄塔等（以下「本件各鉄塔等」という。）は、Xの携帯電話通信の基地局において、携帯電話通信の電波を送受信するためのアンテナを高所で支持するために設置された鉄塔等であり、本件各鉄塔等の上部にあるアンテナと地上にある送受信機（無線設備）とを接続する同軸ケーブル（以下「本件同軸ケーブル」という。）（給電線）を固定しているものと認められる。

そうすると、本件同軸ケーブルは、基地局の内部においてアンテナと送受信機等をつないでいるものにすぎず、当該基地局と移動通信制御局等との間を結ぶものではない点で、市内線路又は市外線路を構成するものではないことは明らかであるから、電気通信事業法等における「線路設備」には該当しないというべきである。

したがって、本件同軸ケーブルを固定するところの本件各鉄塔等も、電気通信事業法等における「線路設備」には該当せず、それゆえ、耐用年数省令別表第1が定める「その他の線路設備」にも該当しないというべきである。

Xは、本件各鉄塔等が耐用年数省令別表第1の構造又は用途「放送用又は無線通信用のもの」に該当するとしても、本件各鉄塔等のうち鉄柱は、その細目「鉄塔及び鉄柱・円筒空中線式のもの」に該当する旨主張するが、「円筒空中線式のもの」の意義に関しては、法令において、これを明確に定義づけた規定は存在しない。この点、「円筒」とは、まるい筒や円柱を意味し、「空中線」とはアンテナを意味するものであるところ、「式」とは、名詞の下に付いたとき、一定の方式、形式、やり方である意味を表すものであるから、「鉄塔及び鉄柱・円筒空中線式のもの」とは、その字義に従って解釈すると、円筒（まるい筒または円柱）で構成されたアンテナの方式による鉄塔及び鉄柱のことをいうものと解され、少なくとも、鉄塔又は鉄柱のうちそれ自体がアンテナの役割を担っているものをいうものと解される。

前記のとおり、本件各鉄塔等は、アンテナを支持するものであり、鉄塔又は鉄柱自体がアンテナの役割を担っているものではないから、「鉄塔及び鉄柱・円筒空中線式のもの」には該当しない。

以上のとおり、本件各鉄塔等とは、その形状等に照らし、法人税法施行令13条2号所定の「構築物」に該当し、法人税法2条23号所定の減価償却資産に当たるところ、耐用年数省令別表第1の種類「構築物」に該当する。そして、本件各鉄塔等が、耐用年数省令別表第1の構造又は用途「電気通信事業用のもの」、細目「その他の線路設備」に該当しないことは前記のとおりであり、また、構造又は用途「電気通信事業用のもの」の他の細目（「通信ケーブル」及び「地中電線路」）のいずれにも該当しないこともまた、その形状等に照らし明らかである。

他方、本件各鉄塔等が支持するアンテナ及び本件同軸ケーブルでつながれた送受信機は、一体となって携帯電話通信用の周波数の電波の送受信を行うものと認められ、これらの設備は、一体として無線通信（電波法2条2号及び3号参照）を行うものといえるから、アンテナ及び本件同軸ケーブルが固定された本件各鉄塔等は、構造又は用途「放送用又は無線通信用のもの」に該当する。もっとも、本件各鉄塔等は、前記のとおり、その形状のいかんを問わず、細目「鉄塔及び鉄柱・円筒空中線式のもの」には該当しない。

したがって、本件各鉄塔等のうち、鉄塔又は鉄柱であるものは、構造又は用途

「放送用又は無線通信用のもの」、細目「鉄塔及び鉄柱」「その他のもの」に該当し、その耐用年数は40年であり、鉄筋コンクリート柱であるものは、構造又は用途「放送用又は無線通信用のもの」、細目「鉄筋コンクリート柱」に該当し、その耐用年数は42年である（確定）。

訟務支援管理官

法務省組織令第47条、第52条

予防司法支援については、各行政機関からの相談実績が多数積み重ねられており、相談内容も、政治・経済・外交問題といった我が国の重要な施策に関わるものから、国民全体の日常生活に重大な影響を与えるもの等様々な分野に及んでいる。また、国際的な法的紛争についても、日常的に国際法等に関する調査研究・分析を行うとともに、国際機関や、他の国の裁判所で行われる裁判等において十分な主張立証が行われ、適正かつ妥当な判断を得るよう、日頃から国際的な法的紛争の発生に備え、関係省庁と連携・協力をして対応を行っており、関係省庁に対しては、法的側面から実質的かつ積極的な支援を行っている。

参事官

法務省組織令第12条

重要事件の処理及び指導

原子力発電所等の安全性に関する事件、戦後処理に関する事件、医療・薬害に関する事件等、国の政治、行政、経済等の根幹に重大な影響を及ぼす重要大型事件を処理するとともに国の行政機関の情報公開に関する訴訟等の訴訟追行の指導に当たった。

第2 審議会等

I 司法試験委員会

法務省設置法第5条、第5条の2、司法試験法（昭和24年法律第140号）司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成14年法律第138号）、昭和36年司法試験管理委員会規則第2号、昭和50年司法試験管理委員会規則第1号、平成15年法務省令第77号、司法試験受験手数料令（平成17年政令第325号）、司法試験委員会令（平成15年政令第513号）

司法試験委員会は、司法試験の実施等を所掌する国家行政組織法第8条の機関である。

なお、司法試験委員会は、平成16年1月1日に司法試験管理委員会を改組して設置された。

司法試験 令和元年司法試験は、同年5月15日から19日まで（17日を除く。）の4日間の日程で、全国7試験地（札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市及び福岡市）で実施され、9月10日に合格者が発表された。

出願者数は4,930人、合格者数は1,502人であった。

なお、平成18年以降の司法試験の出願者数及び合格者数は次の表のとおりである。

実施年	司 法 試 験	
	出 願 者	合 格 者
平成18年	2,137	1,009
19	5,401	1,851
20	7,842	2,065
21	9,734	2,043
22	11,127	2,074
23	11,891	2,063
24	11,265	2,102
25	10,315	2,049
26	9,255	1,810
27	9,072	1,850
28	7,730	1,583
29	6,716	1,543
30	5,811	1,525
令和元年	4,930	1,502

司法試験予備試験 令和元年司法試験予備試験は、短答式試験が同年5月19日に全国7試験地（北海道、仙台市、東京都、名古屋市、兵庫県、広島市及び福岡市）で、論文式試験が7月14日、15日の2日間、全国4試験地（札幌市、東京都、大阪市及び福岡市）でそれぞれ実施された。

また、口述試験が10月26日、27日の2日間、法務省浦安総合センター（千葉県浦安市）で実施され、11月7日に最終合格者を発表し、全日程を終えた。

出願者数は14,494人、合格者数は476人であった。

なお、平成23年以降の司法試験予備試験の出願者数及び合格者数は次の表のとおりである。

実施年	司法試験予備試験	
	出 願 者	合 格 者
平成23年	8,971	116
24	9,118	219
25	11,255	351
26	12,622	356
27	12,543	394
28	12,767	405
29	13,178	444
30	13,746	433
令和元年	14,494	476

Ⅱ 検察官適格審査会

法務省設置法第5条、第6条、検察庁法（昭和22年法律第61号）第23条、検察官適格審査会令（昭和23年政令第292号）

検察庁法第23条の規定により、検察官としての適格性につき、3年ごとの定時審査及び法務大臣の請求又は職権による随時審査を行うために設置されたものである。

国会議員、裁判官、弁護士、日本学士院会員及び学識経験者の中から選任された合計11名の委員をもって組織し、委員1名につきそれぞれ1名の予備委員が置かれている。

令和元年においては、6月6日に定時審査のための審査会が開催された。

Ⅲ 中央更生保護審査会

法務省設置法第5条、第7条、更生保護法（平成19年法律第88号）第4条～第15条

- 1 令和元年中に処理した恩赦事件数は、常時恩赦62件（恩赦相当9件、恩赦不相当52件、取下げなどによる審理終結1件）である。
- 2 令和元年中に新たに受理した審査請求の件数は21件であり、請求が認容されたものは1件であった（185ページ参照）。

Ⅳ 日本司法支援センター

評価委員会

法務省設置法第5条、第7条の2、総合法律支援法（平成16年法律第74号）第19条、総合法律支援法施行令（平成18年政令第24号）、総合法律支援法施行規則（平成27年法務省令第11号）

独立行政法人制度においては、主務大臣の指示する中期目標の下で法人の運営における自主性・自立性を発揮させる一方、その業務の実績について事後的に評価を行うこととされており、日本司法支援センターについても、基本的には独立行政法人の枠組みを使用していることから、総合法律支援法（平成16年法律第74号）第19条により、

法務省に日本司法支援センター評価委員会を置くこととされている。当評価委員会は、委員10名で組織され、総合法律支援に関し学識経験のある者（少なくとも1名は、最高裁判所の推薦する裁判官）のうちから法務大臣が任命する。

令和元年中における審議状況は、以下のとおり。

- 第60回
(7月2日)
- ・日本司法支援センターの業務実績評価に係る基本方針の改訂について
 - ・平成30年度に係る業務実績評価の実施について
 - ・財務諸表に関する法務大臣承認に当たっての意見について

- 第61回
(7月30日)
- ・日本司法支援センターの平成30年度に係る業務実績評価について
 - ・法務大臣による財務諸表の承認に当たっての意見について
 - ・業務方法書の変更に係る法務大臣認可に当たっての意見について
 - ・国選弁護士、国選付添人及び国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款の変更に係る法務大臣認可に当たっての意見について

V 法制審議会

法務省組織令第53条、第54条 法制審議会令(昭和24年政令第134号)

1 諮問事項

昭和24年に法制審議会が発足してから令和元年12月末日までの間に法務大臣から諮問された事項は108項目であり、そのうち104項目については審議を完了した。

令和元年中に審議された諮問事項及び審議結果は、次の表のとおりである。

諮問番号	諮問事項	諮問された年月日	審議結果
第51号	第三者が提供する配偶子等による生殖補助医療技術によって出生した子についての民法上の親子関係を規律するための法整備を早急に行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。	13.2.16	令和2年に継続審議
第70号	現代社会に広く定着しつつある信託について、社会・経済情勢の変化に的確に対応する観点から、受託者の負う忠実義務等の内容を適切な要件の下で緩和し、受益者が多数に上る信託に対応した意思決定のルール等を定め、受益権の有価証券化を認めるなど、信託法の	16.9.8	平成31年2月14日答申

第103号	現代化を図る必要があると思われるので、その要綱を示されたい。 日本国憲法の改正手続に関する法律における投票権及び公職選挙法における選挙権を有する者の年齢を十八歳以上とする立法措置、民法の定める成年年齢に関する検討状況等を踏まえ、少年法の規定について検討が求められていることのほか、近時の犯罪情勢、再犯の防止の重要性等に鑑み、少年法における「少年」の年齢を十八歳未満とすること並びに非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備の在り方並びに関連事項について御意見を賜りたい。	29. 2 . 9	令和 2 年に 継続審議
第104号	近年における社会経済情勢の変化等に鑑み、株主総会に関する手続の合理化や、役員に適切なインセンティブを付与するための規律の整備、社債の管理の在り方の見直し、社外取締役を置くことの義務付けなど、企業統治等に関する規律の見直しの要否を検討の上、当該規律の見直しを要する場合にはその要綱を示されたい。	29. 2 . 9	平成31年 2 月14日 答申
第105号	国民の利便性の向上及び行政運営の効率化の観点から、戸籍事務にマイナンバー制度を導入し、国民が行政機関等に対する申請、届出その他の手続を行う際に戸籍謄本等の添付省略が可能となるようにするとともに、電子情報処理組織を使用して行う戸籍事務を原則とするための規定及び戸籍の記載の正確性を担保するための規定の整備等、戸籍法制の見直しを行う必要があると考えられるので、その要綱を示されたい。	29. 9 . 19	平成31年 2 月14日 答申

第106号	実方の父母による監護を受けることが困難な事情がある子の実情等に鑑み、特別養子制度の利用を促進する観点から、民法の特別養子に関する規定等について見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。	30. 6 . 4	平成31年 2月14日 答申
第107号	土地の所有者が死亡しても相続登記がされないこと等を原因として、不動産登記簿により所有者が直ちに判明せず、又は判明しても連絡がつかない所有者不明土地が生じ、その土地の利用等が阻害されるなどの問題が生じている近年の社会経済情勢に鑑み、相続等による所有者不明土地の発生を予防するための仕組みや、所有者不明土地を円滑かつ適正に利用するための仕組みを早急に整備する観点から民法、不動産登記法等を改正する必要があると思われるので、左記の方策を始め、その仕組みを整備するために導入が必要となる方策について、御意見を承りたい。 記 第一 相続等による所有者不明土地の発生を予防するための仕組み 一 相続登記の申請を土地所有者に義務付けることや登記所が他の公的機関から死亡情報等を入手すること等により、不動産登記情報の更新を図る方策 二 土地所有権の放棄を可能とすることや遺産分割に期間制限を設けて遺産分割を促進すること等により、所有者不明土地の発生を抑制する方策 第二 所有者不明土地を円滑かつ適正に利用するための仕組み 一 民法の共有制度を見直すなど、共有	31. 2 . 14	令和 2 年に 継続審議

	関係にある所有者不明土地の円滑かつ適正な利用を可能とする方策 二 民法の不在者財産管理制度及び相続財産管理制度を見直すなど、所有者不明土地の管理を合理化するための方策 三 民法の相隣関係に関する規定を見直すなど、隣地所有者による所有者不明土地の円滑かつ適正な利用を可能とする方策		
第108号	児童虐待が社会問題になっている現状を踏まえて民法の懲戒権に関する規定等を見直すとともに、いわゆる無戸籍者の問題を解消する観点から民法の嫡出推定制度に関する規定等を見直す必要があると考えられるので、その要綱を示されたい。	元．6．20	令和2年に継続審議

2 答 申

- (1) 平成31年2月14日、諮問第70号に関し、「公益信託法の見直しに関する要綱」として答申
- (2) 同日、諮問第104号に関し、「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱」として答申
- (3) 同日、諮問第105号に関し、「戸籍法の改正に関する要綱」として答申
- (4) 同日、諮問第106号に関し、「特別養子制度の見直しに関する要綱」として答申

3 審議状況

令和元年中に法制審議会（総会）及び同部会において調査審議された事項は、次のとおりである。

- (1) 法制審議会（総会）（会長岩原紳作ほか委員19人、幹事3人）
 - 諮問第107号（民法及び不動産登記法の改正）について審議
 - 諮問第108号（民法（親子法制）の見直し）について審議
- (2) 少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会（部会長佐伯仁志ほか委員18人、幹事16人）（平29. 2. 9 設置）
 - 諮問第103号（少年法における少年の年齢及び犯罪処遇を充実させるための刑事法の整備）について審議
- (3) 会社法制（企業統治等関係）部会（部会長神田秀樹ほか委員18人、幹事13人）（平29. 2. 9 設置）
 - 諮問第104号（会社法制（企業統治等関係）の見直し）について審議

- (4) 戸籍法部会（部会長窪田充見ほか委員12人，幹事11人）（平29. 9.19設置）
諮問第105号（戸籍事務へのマイナンバー制度の導入に係る戸籍法等の改正）
について審議
- (5) 特別養子制度部会（部会長大村敦志ほか委員15人，幹事10人）（平30. 6. 4 設置）
諮問第106号（特別養子制度の見直し）について審議
- (6) 民法・不動産登記法部会（部会長山野目章夫ほか委員17人，幹事15人）（平31. 2. 14設置）
諮問第107号（民法及び不動産登記法の改正）について審議
- (7) 民法（親子法制）部会（部会長大村敦志ほか委員15人，幹事11人）（令元. 6. 20設置）
諮問第108号（民法（親子法制）の見直し）について審議

Ⅵ 検察官・公証人 特別任用等審査会

検察庁法（昭和22年法律第61号）第18条 公証人法（明治41年法律第53号）第13条ノ2 検察庁法施行令（昭和22年政令第34号）第1条の2 法務省組織令（平成12年政令第248号）第53条、第55条 検察官・公証人特別任用等審査会令（平成15年政令第477号） 検察官特別考試令（昭和25年政令第349号）

本審査会は，平成16年1月1日に検察官特別任用審査会と公証人審査会が統合して設立されたものである。

○ 検察官特別任用分科会

令和元年においては，9月5日（令和元年度検察官特別考試筆記試験及び副検事の選考第1次選考及落決定会議）及び10月18日（令和元年度副検事の選考最終及落決定会議）に分科会が開催され，副検事の選考について43人が合格とされた。

○ 公証人分科会

公証人分科会は，令和元年中に，公証人法第13条ノ2に規定する公証人の選考等のために開催され，22人を公証人に選考した。

第3 施設等機関

I 刑務所等

法務省設置法第8条、第9条、法務省組織規則第19条、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号）刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則（平成13年法務省令第3号）

1 刑務所、少年刑務所及び拘置所の数

（令和元年12月31日現在）

刑務所	少年刑務所	拘置所	刑務支所	拘置支所	合 計
61	6	8	8	101	184

2 刑務所の名称及び所在地（令和元年12月31日現在）

札幌矯正管区

札幌刑務所	札幌市東区東苗穂2条1-5-1	旭川刑務所	旭川市東鷹栖3線20-620
札幌刑務支所	札幌市東区東苗穂2条1-5-2	名寄拘置支所	名寄市西4条南9
札幌拘置支所	札幌市東区東苗穂2条1-1-1	帯広刑務所	帯広市別府町南13-33
小樽拘置支所	小樽市緑1-9-21	釧路刑務支所	釧路市宮本2-2-5
室蘭拘置支所	室蘭市日の出町1-18-22	網走刑務所	網走市三眺
		月形刑務所	樺戸郡月形町1011
		岩見沢拘置支所	樺戸郡月形町1011

仙台矯正管区

青森刑務所	青森市大字荒川字藤戸88	山形刑務所	山形市あけぼの2-1-1
弘前拘置支所	弘前市大字下白銀町7	米沢拘置支所	米沢市中央6-1-40
八戸拘置支所	八戸市吹上6-2-37	鶴岡拘置支所	鶴岡市泉町5-43
宮城刑務所	仙台市若林区古城2-3-1	酒田拘置支所	酒田市北新町2-3-32
仙台拘置支所	仙台市若林区古城2-2-1	福島刑務所	福島市南沢又字上原1
石巻拘置支所	石巻市双葉町3-48	福島刑務支所	福島市南沢又字水門下66
古川拘置支所	大崎市古川千手寺町2-2-2	会津若松拘置支所	会津若松市追手町6-28
秋田刑務所	秋田市川尻新川町1-1	郡山拘置支所	郡山市麓山1-2-3
横手拘置支所	横手市二葉町6-25	いわき拘置支所	いわき市平字八幡小路41
大館拘置支所	大館市字扇田道下39-3	白河拘置支所	白河市郭内179

東京矯正管区

水戸刑務所	ひたちなか市市毛847	横浜刑務所	横浜市港南区港南4-2-2
水戸拘置支所	水戸市新原1-9-1	横須賀刑務支所	横須賀市長瀬3-12-3
土浦拘置支所	土浦市国分町5-1	横浜拘置支所	横浜市港南区港南4-2-3
下妻拘置支所	下妻市下妻甲の6	小田原拘置支所	小田原市扇町1-8-13
栃木刑務所	栃木市惣社町2484	相模原拘置支所	相模原市中央区富士見6-10-5
黒羽刑務所	大田原市寒井1466-2	新潟刑務所	新潟市江南区山二ツ381-4
宇都宮拘置支所	宇都宮市小幡1-1-9	長岡拘置支所	長岡市三和3-9-1
大田原拘置支所	大田原市美原1-17-37	上越拘置支所	上越市西城町2-9-20
喜連川社会復帰促進センター	さくら市喜連川5547	佐渡拘置支所	佐渡市中原341
前橋刑務所	前橋市南町1-23-7	甲府刑務所	甲府市堀之内町500
足利拘置支所	足利市助戸3-511-1	長野刑務所	須坂市馬場町1200
高崎拘置支所	高崎市高松町26-5	長野拘置支所	長野市旭町45
太田拘置支所	太田市飯田町625	上田拘置支所	上田市中央西2-3-15
千葉刑務所	千葉市若葉区貝塚町192	静岡刑務所	静岡市葵区東千代田3-1-1
木更津拘置支所	木更津市新田2-5-1	浜松拘置支所	浜松市中区鴨江3-33-1
八日市場拘置支所	匝瑳市八日市場イ513	沼津拘置支所	沼津市御幸町22-1
市原刑務所	市原市磯ヶ谷11-1		
東日本成人矯正医療センター	昭島市もくせいの杜2-1-9		
府中刑務所	府中市晴見町4-10		

名古屋矯正管区

富山刑務所	富山市西荒屋285-1	笠松刑務所	羽島郡笠松町中川町23
高岡拘置支所	高岡市中川本町10-21	岡崎医療刑務所	岡崎市上地4-24-16
金沢刑務所	金沢市田上町公1	名古屋刑務所	みよし市ひばりヶ丘1-1
七尾拘置支所	七尾市馬出町八部32	豊橋刑務支所	豊橋市今橋町15
福井刑務所	福井市一本木町52	岡崎拘置支所	岡崎市明大寺町字道城ヶ入34-1
岐阜刑務所	岐阜市則松1-34-1	三重刑務所	津市修成町16-1
岐阜拘置支所	岐阜市鷺山1769	四日市拘置支所	四日市市阿倉川町2-5
高山拘置支所	高山市花岡町2-55-10	伊勢拘置支所	伊勢市岡本1-2-13
御嵩拘置支所	可児郡御嵩町御嵩1190-1		

大阪矯正管区

滋賀刑務所	大津市大平1-1-1	大阪医療刑務所	堺市堺区田出井町8-80
彦根拘置支所	彦根市金亀町5-41	神戸刑務所	明石市大久保町森田120
京都刑務所	京都市山科区東野井ノ上町20	洲本拘置支所	洲本市山手1-1-23
舞鶴拘置支所	舞鶴市円満寺126	豊岡拘置支所	豊岡市京町12-90
大阪刑務所	堺市堺区田出井町6-1	加古川刑務所	加古川市加古川町大野1530
堺拘置支所	堺市堺区南瓦町2-60	播磨社会復帰促進センター	加古川市八幡町宗佐544
岸和田拘置支所	岸和田市上野町東24-1	和歌山刑務所	和歌山市加納383
丸の内拘置支所	和歌山市広瀬中ノ丁2-110		
田辺拘置支所	田辺市新屋敷町5		
新宮拘置支所	新宮市緑ヶ丘3-2-64		

広島矯正管区

鳥取刑務所	鳥取市下味野719	山口刑務所	山口市松美町3-75
松江刑務所	松江市西川津町67	下関拘置支所	下関市春日町7-29
米子拘置支所	米子市上後藤6-15-1	宇部拘置支所	宇部市琴芝町2-2-40
島根あさひ社会復帰促進センター	浜田市旭町丸原380-15	萩拘置支所	萩市土原土原91-2
岡山刑務所	岡山市北区牟佐765	周南拘置支所	周南市岐山通1-5
津山拘置支所	津山市小田中61-1	岩国刑務所	岩国市錦見6-11-29
広島刑務所	広島市中区吉島町13-114	美祢社会復帰促進センター	美祢市豊田前町麻生下10
尾道刑務支所	尾道市防地町23-2		
呉拘置支所	呉市吉浦上城町6-1		
福山拘置支所	福山市沖野上町5-14-6		
三次拘置支所	三次市三次町1691		

高松矯正管区

徳島刑務所	徳島市入田町大久200-1	高知刑務所	高知市布師田3604-1
高松刑務所	高松市松福町2-16-63	中村拘置支所	四万十市中村丸の内22
丸亀拘置支所	丸亀市大手町3-4-30		
松山刑務所	東温市見奈良1243-2		
西条刑務支所	西条市玉津1-2		
今治拘置支所	今治市宮下町1-1610-1		
宇和島拘置支所	宇和島市柿原甲170-1		
大洲拘置支所	大洲市大洲845-3		

福岡矯正管区

北九州医療刑務所	北九州市小倉南区葉山町1-1-1	大分刑務所	大分市畑中303
福岡刑務所	糟屋郡宇美町障子岳南6-1-1	中津拘置支所	中津市二ノ丁1259
大牟田拘置支所	大牟田市白金町69	宮崎刑務所	宮崎市糸原4623
久留米拘置支所	久留米市篠山町31	都城拘置支所	都城市早鈴町3216-1
飯塚拘置支所	飯塚市新立岩6-7	延岡拘置支所	延岡市桜小路338-7
厳原拘置支所	対馬市厳原町久田587-2	鹿児島刑務所	始良郡湧水町中津川1733
麓刑務所	鳥栖市山浦町2635	鹿児島拘置支所	鹿児島市永吉1-29-3
長崎刑務所	諫早市小川町1650	大島拘置支所	奄美市名瀬矢之脇町21-1
長崎拘置支所	長崎市白鳥町8-2	沖縄刑務所	南城市知念字具志堅330
佐世保拘置支所	佐世保市浦川内町1	八重山刑務支所	石垣市真栄里412
島原拘置支所	佐世保市浦川内町1	那覇拘置支所	那覇市樋川1-14-2
五島拘置支所	五島市栄町1-8	宮古拘置支所	宮古島市平良字西里345-6
熊本刑務所	熊本市中央区渡鹿7-12-1		
京町拘置支所	熊本市中央区京町1-13-2		
八代拘置支所	八代市西松江城町11-5		
天草拘置支所	天草市諏訪町16-33		

3 少年刑務所の名称及び所在地（令和元年12月31日現在）

札幌矯正管区

函館少年刑務所	函館市金堀町6-11
---------	------------

仙台矯正管区

盛岡少年刑務所	盛岡市上田字松屋敷11-11
一関拘置支所	一関市城内3-1

東京矯正管区

川越少年刑務所	川越市南大塚6-40-1	松本少年刑務所	松本市桐3-9-4
さいたま拘置支所	さいたま市浦和区高砂3-16-58	飯田拘置支所	飯田市大久保町2637
熊谷拘置支所	熊谷市箱田1-16-1	上諏訪拘置支所	諏訪市湖岸通り5-17-14

大阪矯正管区

姫路少年刑務所	姫路市岩端町438
姫路拘置支所	姫路市北条1-250

福岡矯正管区

佐賀少年刑務所	佐賀市新生町2-1
---------	-----------

4 拘置所の名称及び所在地（令和元年12月31日現在）

東京矯正管区

東京拘置所	葛飾区小菅1-35-1
松戸拘置支所	松戸市岩瀬440
立川拘置所	立川市泉町1156-11

名古屋矯正管区

名古屋拘置所	名古屋市東区白壁1-1
一宮拘置支所	一宮市大和町荻安賀1469
半田拘置支所	半田市住吉町5-1

大阪矯正管区

京都拘置所	京都市伏見区竹田向代町138
奈良拘置支所	奈良市般若寺町18
葛城拘置支所	大和高田市大中116
大阪拘置所	大阪市都島区友渕町1-2-5
尼崎拘置支所	尼崎市崇徳院1-5
神戸拘置所	神戸市北区ひよどり北町2-1

広島矯正管区

広島拘置所	広島市中区上八丁堀2-6
-------	--------------

福岡矯正管区

福岡拘置所	福岡市早良区百道2-16-10
小倉拘置支所	北九州市小倉北区金田1-7-2

Ⅱ 少年院及び少年鑑別所

法務省設置法第8条、第10条、第11条、法務省組織規則第20条、少年院法（昭和23年法律第169号）少年院及び少年鑑別所組織規則（平成13年法務省令第4号）

1 少年院及び少年鑑別所の数

（令和元年12月31日現在）

少 年 院	分 院	少年鑑別所	分 所	合 計
43	6	46	6	101

2 少年院の名称及び所在地（令和元年12月31日現在）

札幌矯正管区

帯 広 少 年 院	帯広市緑ヶ丘3-2	月 形 学 園	樺戸郡月形町字知来乙264-1
北 海 少 年 院	千歳市大和4-746-10		
紫 明 女 子 学 院	千歳市大和4-662-2		

仙台矯正管区

盛 岡 少 年 院	盛岡市月が丘2-15-1	東 北 少 年 院	仙台市若林区古城3-21-1
		青 葉 女 子 学 園	仙台市若林区古城3-24-1

東京矯正管区

茨 城 農 芸 学 院	牛久市久野町1722-1	多 摩 少 年 院	八王子市緑町670
水 府 学 院	東茨城郡茨城町駒渡1084-1	東日本少年矯正医療・教育センター	昭島市もくせいの杜2-1-9
喜 連 川 少 年 院	さくら市喜連川3475-1	愛 光 女 子 学 園	狛江市西野川3-14-26
赤 城 少 年 院	前橋市上大屋町60	久 里 浜 少 年 院	横須賀市長瀬3-12-1
榛 名 女 子 学 園	北群馬郡榛東村新井1027-1	新 潟 少 年 学 院	長岡市御山町117-13
市 原 学 園	市原市磯ヶ谷157-1	有 明 高 原 寮	安曇野市穂高有明7299
八 街 少 年 院	八街市滝台1766	駿 府 学 園	静岡市葵区内牧118

名古屋矯正管区

湖 南 学 院	金沢市上中町口11-1	豊 ケ 岡 学 園	豊明市前後町三ツ谷1293
瀬 戸 少 年 院	瀬戸市東山町14	宮 川 医 療 少 年 院	伊勢市小俣町宮前25
愛 知 少 年 院	豊田市浄水町原山1		

大阪矯正管区

京都医療少年院	宇治市木幡平尾4	加古川学園	加古川市八幡町宗佐544
浪速少年院	茨木市郡山1-10-17	播磨学園	加古川市八幡町宗佐544
交野女子学院	交野市郡津2-45-1	奈良少年院	奈良市秋篠町1122
和泉学園	阪南市貝掛1096		
泉南学寮	阪南市貝掛1096		

広島矯正管区

美保学園	米子市大篠津町4557	広島少年院	東広島市八本松町原11174-31
岡山少年院	岡山市南区箕島2497	貴船原少女苑	東広島市八本松町原6088

高松矯正管区

丸亀少女の家	丸亀市中津町28	松山学園	松山市吉野町3803
四国少年院	善通寺市善通寺町2020		

福岡矯正管区

筑紫少女苑	福岡市東区大字奈多1302-105	中津少年学院	中津市加来1205
福岡少年院	福岡市南区老司4-20-1	大分少年院	豊後大野市三重町赤嶺2721
佐世保学園	佐世保市大塔町1279	沖縄少年院	糸満市字真栄平1300
人吉農芸学院	球磨郡錦町木上北223-1	沖縄女子学園	糸満市字真栄平1300

3 少年鑑別所の名称及び所在地（令和元年12月31日現在）

札幌矯正管区

札幌少年鑑別所	札幌市東区東苗穂2条1-1-25	旭川少年鑑別所	旭川市豊岡1条1-3-24
函館少年鑑別支所	函館市金堀町6-15		
釧路少年鑑別支所	釧路市弥生1-5-22		

仙台矯正管区

青森少年鑑別所	青森市金沢1-5-38	山形少年鑑別支所	山形市小白川町5-21-25
仙台少年鑑別所	仙台市若林区古城3-27-17	秋田少年鑑別所	秋田市八橋本町6-3-5
盛岡少年鑑別支所	盛岡市月が丘2-14-1	福島少年鑑別所	福島市南沢又字原町越4-14

東京矯正管区

水戸少年鑑別所	水戸市新原1-15-15	東京西少年鑑別所	昭島市もくせいの杜2-1-1
宇都宮少年鑑別所	宇都宮市鶴田町574-1	横浜少年鑑別所	横浜市港南区港南4-2-1
前橋少年鑑別所	前橋市岩神町4-5-7	新潟少年鑑別所	新潟市中央区川岸町1-53-2
さいたま少年鑑別所	さいたま市浦和区高砂3-16-36	甲府少年鑑別所	甲府市大津町2075-1
千葉少年鑑別所	千葉市稲毛区天台1-12-9	長野少年鑑別所	長野市三輪5-46-14
東京少年鑑別所	練馬区氷川台2-11-7	静岡少年鑑別所	静岡市駿河区小鹿2-27-7

名古屋矯正管区

金沢少年鑑別所	金沢市小立野5-2-14	名古屋少年鑑別所	名古屋市千種区北千種1-6-6
福井少年鑑別所	福井市大願寺3-4-20	富山少年鑑別支所	富山市才覚寺162-2
岐阜少年鑑別所	岐阜市鷺山1769-20	津少年鑑別所	津市南新町12-12

大阪矯正管区

大津少年鑑別所	大津市大平1-1-2	神戸少年鑑別所	神戸市兵庫区下祇園町40-7
京都少年鑑別所	京都市左京区吉田上阿達町37	奈良少年鑑別所	奈良市般若寺町3
大阪少年鑑別所	堺市堺区田出井町8-30	和歌山少年鑑別所	和歌山市元町奉行丁2-1

広島矯正管区

鳥取少年鑑別所	鳥取市湯所町2-417	広島少年鑑別所	広島市中区吉島西3-15-8
松江少年鑑別所	松江市内中原町195	山口少年鑑別所	山口市中央4-7-5
岡山少年鑑別所	岡山市南区箕島2512-2		

高松矯正管区

徳島少年鑑別所	徳島市助任本町5-40	松山少年鑑別所	松山市吉野町3860
高松少年鑑別所	高松市藤塚町3-7-28	高知少年鑑別所	高知市塩田町19-13

福岡矯正管区

福岡少年鑑別所	福岡市南区若久6-75-2	熊本少年鑑別所	熊本市西区池田1-9-27
小倉少年鑑別支所	北九州市小倉南区葉山町1-1-7	大分少年鑑別所	大分市新川町1-5-28
佐賀少年鑑別所	佐賀市新生町1-10	宮崎少年鑑別所	宮崎市鶴島2-16-5
長崎少年鑑別所	長崎市橋口町4-3	鹿児島少年鑑別所	鹿児島市唐湊3-3-5
		那覇少年鑑別所	那覇市西3-14-20

Ⅲ 婦人補導院

法務省設置法第8条、第12条、法務省組織規則第21条、婦人補導院法（昭和33年法律第17号）、婦人補導院組織規則（平成13年法務省令第5号）

1 婦人補導院の数

（令和元年12月31日現在）

婦 人 補 導 院	1
-----------	---

2 婦人補導院の名称及び所在地（令和元年12月31日現在）

東京矯正管区

東 京 婦 人 補 導 院	昭島市もくせいの杜2-1-1
---------------	----------------

Ⅳ 法務総合研究所

法務省設置法第3条、第4条、法務省組織令第56条、第57条、第59条、法務省組織規則第22条、法務総合研究所組織規則（平成13年法務省令第7号）

〈重要施策の概要〉

研究部においては、平成24年7月に犯罪対策閣僚会議が決定した「再犯防止に向けた総合対策」、28年12月に成立・施行された再犯防止推進法の規定等を踏まえ、再犯防止に関する調査研究のなお一層の充実を図るため、対象者の特性に応じ、「高齢者」、「少年」、「薬物依存者」等に関連した研究を重点的に実施した。令和元年版犯罪白書においては、平成30年における犯罪の動向及び犯罪者の処遇等を概観するのみならず、特集として、平成の刑事政策を取り上げ、平成期における主な法規の変遷、犯罪・少年非行の動向、犯罪者・非行少年の処遇、各種犯罪の動向と各種犯罪者の処遇、再犯・再非行、犯罪被害者について順次概観・分析し、平成期における各種刑事政策の運用状況を概観して、今後の犯罪抑止・再犯防止等に係るより有効な施策を検討するための基礎資料を提供した。

研修各部においては、行財政改革に伴い、職員に対する各種研修についても、合理化・効率化が強く要請されており、また、近時、一層多様化・複雑化する業務に的確に対応できる職員を育成することを目指すほか、司法制度改革等に伴う諸制度の変化に対応するため、従来の研修要綱を見直し、効果的な研修を実施すべく鋭意努力するとともに、各分野の実務に即した実践的な研究、研修の強化に努めた。令和元年においても、当省職員3人の約5か月間にわたる法務研究を始め、本所及び支所において、検察庁、法務局、保護局、出入国在留管理庁の各関係職員に対する各種研修を実施した。本所では、中央研修として検事、副検事に対する研修のほか、検察事務官、法務局職員、保護局関係職員、出入国在留管理庁職員に対して管理科、高等科、専攻科等の研修を実施し、支所では、地方研修として新規採用者に対する初等科、中堅職員に対する中等科等の研修を実施して、それぞれの研修において法律知識、実務技能の修

得及び能力の向上を図った。

国際連合研修協力部（国連アジア極東犯罪防止研修所）においては、アジア・アフリカ諸国等の開発途上国における刑事司法制度の発展と有効適切な犯罪防止政策の策定・実施を目的として、各国において刑事政策の決定に携わる高官を対象とする国際高官セミナー、主に警察・検察・裁判関係の幹部職員を対象とする国際研修及び主に犯罪者の処遇に携わる矯正・保護関係の幹部職員を対象とする国際研修を実施した。これらの国際高官セミナー及び国際研修は、参加者の知識と経験を互いに交換し、理解を深め合う機会を提供するもので、それぞれの国の刑事司法制度に関する政策・運用の向上に多大な貢献をしている。参加者は、それぞれの主要課題に応じて各国の制度と実情等を比較検討するとともに、各参加者から提起された諸問題についても重点的に共同討議し、犯罪防止及び犯罪者の処遇方法等の発展に必要な理論と実務に関して活発な意見の交換を行った。また、汚職をテーマとした汚職防止刑事司法支援研修、地域別研修としてCLMV諸国（カンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナム）を対象とした犯罪者の社会内処遇推進研修及び同研修のフォローアップセミナー、並びに東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナー（GGセミナー）を実施し、国別研修として刑事施設の運営を向上させるための日本・ミャンマー比較共同研究・研修、日本・ネパール司法制度比較共同研究、日本・ベトナム司法制度共同研究、ベトナム法制度整備支援研修を実施し、国連薬物犯罪事務所（UNODC）と共同でカンボジア、フィリピン及び東ティモールに対して本邦セミナーを実施した。

国際協力部においては、独立行政法人国際協力機構（JICA）と協力して、アジアの開発途上国等に対する法制度整備支援、すなわち、これらの国の基本法令の起草・改正のほか、法令の運用のための制度・体制整備及び法律実務家の育成に関する支援を実施している。令和元年には、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー、インドネシア、バングラデシュ、ネパール等に対する研修・現地セミナー等の実施の協力、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー及びインドネシアへの長期専門家の派遣等を通じて、各種法令の整備、法曹養成制度の充実強化、法律家の実務能力の向上等に貢献するための支援活動を行った。また、東ティモールやウズベキスタン、モンゴル、ミャンマーから起草担当者、裁判官等を招へいして共同研究を実施した。

従前、国際連合研修協力部（国連アジア極東犯罪防止研修所）は、東京都府中市を拠点に研修を行い、国際協力部は、大阪市を拠点として活動してきたところ、両部署は、平成29年10月、東京都昭島市に新設された国際法務総合センターに移転し、業務を開始した。

総務企画部においては、平成31年4月現在で47校となっている法科大学院に対し、派遣検察官の派遣に伴う法科大学院の教育に対する法曹としての実務に係る協力を行うために、法科大学院向けの刑事実務科目用教材の作成・提供、派遣に伴う法科大学院との連絡調整、派遣検察官に対するバックアップなどの各種法科大学院支援事務を行った。

〈刊行物〉

1 定期刊行物

題 目	刊行頻度	号 数	ページ	規 格	所 管
犯 罪 白 書	年 刊	令和元年版	463	A 4	研究部
ニューズレター(英文)	年 3 回	158～160	85	A 4	国際連合研修協力部
リソース・マテリアル・シリーズ(英文)	年 3 回	107～109	706	A 4	国際連合研修協力部
国際協力部報「ICD NEWS - LAW FOR DEVELOPMENT -」	年 4 回	78～81	796	A 4	国際協力部
ICD NEWS -LAW FOR DEVELOPMENT- (英文)	年 刊	2018年版	98	A 4	国際協力部

2 不定期刊行物

資料名	号数	標 題	刊行年月	ページ	規 格	所 管
研究部報告	59	再犯防止対策等に関する研究	31.3	84	A 4	研究部
研究部報告	60	暴力犯罪者に関する研究	31.3	116	A 4	研究部

題 目	号 数	刊行年月	ページ	規 格	所 管
犯罪白書(英文)	2018年版	元 .10	116	A 4	研究部
TWELVETH REGIONAL SEMINAR ON GOOD GOVERNANCE FOR SOUTHEAST ASIAN COUNTRIES (英文)	－	元 .11	220	A 4	国際連合研修協力部

〈業務の実施状況〉

【総務企画部】

1 法科大学院派遣検察官連絡協議会の開催

現在法科大学院に派遣されている検察官を対象として法科大学院派遣検察官連絡協議会を開催し、法科大学院における派遣検察官の役割等をテーマとして意見交換等を行った。

2 法科大学院派遣前研修の実施

法科大学院へ派遣される予定の検察官を対象として、法科大学院での講義の在り方や法実務の講義に関する基礎的な知識・技能を修得させることを目的として実施した。

【研究部】

1 犯罪被害に関する総合的研究（第5回犯罪被害実態（暗数）調査）

認知件数等の公式統計を補完することなどを目的として、警察等に認知されていない事件を含めた犯罪被害の実態を調査するものである。調査対象は全国から無作為に抽出した男女6,000人であり、平成31年1月下旬から同年2月末日にかけて、調査員による訪問調査を実施した。調査結果については分析を進めるとともに、令和元年版犯罪白書に概要を掲載した。

2 詐欺に関する研究

詐欺事犯や詐欺事犯者の実態を明らかにし、再犯防止策の在り方を検討するため、刑事確定記録等の資料を調査するとともに、刑事施設における処遇の実情を調査した。

【研修第一部】

1 研究

(1) 法務研究

法務省各部署の実務経験の豊かな職員を選定し、法務全般にわたる内外の法制及びその運用に関する諸問題につき、それぞれのテーマに基づいて研究を行うものである。令和元年は、6月下旬から約5か月間にわたり、当省職員3人により、それぞれの研究が行われた。

(2) 検事研究

令和元年には、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等をめぐる諸問題」を研究テーマに、具体的事例を素材とし、事例の分析・研究を中心として、教官と研究員による共同研究を実施した。

2 研修

(1) 検事専門研修

任官後おおむね7年ないし10年の経験を有する検事を対象として、検察官の使命と役割を改めて自覚し、検察の理念を再確認させ、中堅検事として必要な捜査・処理及び裁判員裁判を中心とした公判運営に関する高度の専門的・実践的知識を修得させ、能力を向上させるとともに、検察組織内で中堅検事として果たすべき役割についても検討させ、組織運営に関する認識を深めさせることを目的として実施した。

(2) 検事一般研修

任官後おおむね3年前後の検事を対象として、上記同様、検察の理念を再確認させる等し、検事として必要な一般的教養を高めるとともに、捜査・公判等検察実務に関する基礎的な知識・技能を修得させることを目的として実施した。

(3) 新任検事研修

新たに任官した検事を対象とし、検察官の使命と役割、検察の理念を確認させ、

検事としての基礎的知識を習得させ、能力を向上させるとともに、広い視野と識見を養うための基礎的啓発を行うことを目的として実施した。

(4) 専門性向上研修

任官後おおむね10年以上の検事又は経験豊富な副検事の一部を対象とし、専門的分野又は先進的な実務に関する知識・技能の習得・向上を目指すことを目的として実施した。

【研修第二部】

1 中央研修

(1) 副検事第3次研修

任官後おおむね11年を経過した副検事を対象とし、上記同様、検察の理念を再確認等させるとともに、検察実務に関する高度の専門的知識・技能を習得させるほか、区検察庁の組織管理について理解を深め、その監督者として必要な管理能力を涵養することを目的として実施した。

(2) 副検事第2次研修

任官後おおむね4年を経過した副検事を対象とし、上記同様、検察の理念を再確認等させるとともに、主として交通事犯、特別法犯、財産犯等の捜査・処理及び公訴維持に必要な高度の知識・技能を習得させ、併せて支部・単独区検における職場管理技術等を習得させることを目的として実施した。

(3) 副検事第1次研修（新任副検事実務教育）

東京地方検察庁と共催により、原則として新たに任官した副検事全員を対象とし、上記同様、検察の理念を再確認等させるとともに、副検事として必要な知識・技能を習得させることを目的として実施した。

(4) 検察事務官管理研究科研修

地方検察庁の事務局長又はこれに準ずる者のうちから選定された者を対象とし、地方検察庁の事務局長又はこれに準ずる者として必要な高度の管理能力を修得させることを目的として実施した。

(5) 検察事務官管理科研修

高等検察庁支部又は地方検察庁（支部、区検察庁含む。）の課長、統括捜査官、統括検務官（検察事務官統括捜査科研修の対象者を除く。）、検察広報官又は情報解析官の職に就いた者のうちから選定された者を対象とし、課長又はこれに準ずる者として必要な管理、監督等に関する知識及び技能を修得させて、管理能力を高めるとともに、人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(6) 検察事務官統括捜査科研修

捜査に専従する統括捜査官、統括検務官又はこれに準ずる公安職（二）4級以上の主任捜査官で、単独捜査の経験を相当期間有する者のうちから選定された者を対象とし、捜査に専従する上級の検察事務官として必要な専門的知識及び技能

を修得させて、捜査能力を高めるとともに、人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(7) 検察事務官高等科研修

公安職（二）３級以上又はこれと同等の行政職（一）の検察事務官で専修科研修を修了した者のうちから、平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、将来の幹部検察事務官育成のため、高度の知識及び技能を修得させ、管理・指導能力の育成を図るとともに、捜査・公判部門、事務局部門、検務部門、企画調査部門に関する能力と素養を涵養し、かつ、人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(8) 検察事務官特別専攻科研修

公安職（二）３級以上の検察事務官又は２級で検察官事務取扱検察事務官の発令を受けている検察事務官のうちから選定された者を対象とし、将来検察事務（捜査・公判）に専従する志望を有している者に対し、これに必要な高度の専門的知識及び技能を修得させるとともに、人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(9) 裁判員裁判対象事件担当中核事務官研修

裁判員裁判対象事件担当中核事務官又はその候補者のうちから選定された者を対象とし、検察事務官の中核として、同裁判対象事件の捜査・公判等において重要度や裁量性の高い業務を遂行するための専門的知識及び技能を修得させるとともに、人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(10) 保護局関係職員管理研究科研修

地方更生保護委員会の事務局長若しくは事務局次長又は保護観察所の所長若しくは次長のうちから選定された者を対象とし、地方更生保護委員会の事務局長若しくは事務局次長又は保護観察所の所長若しくは次長に必要な高度の管理能力を修得させることを目的として実施した。

(11) 保護局関係職員管理科研修

地方更生保護委員会又は保護観察所に勤務する統括保護観察官又はこれに準ずる職にある者のうちから選定された者を対象とし、保護行政各部門における中間監督者として、職務の遂行に必要な管理監督等に関する高度の知識及び技能を修得させるとともに、その人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(12) 保護局関係職員高等科研修

保護局、地方更生保護委員会又は保護観察所に勤務するおおむね行政職（一）３級から５級までの保護観察官、社会復帰調整官又はこれらに準ずる職にあり、指導的立場となることが見込まれる者のうちから、平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、指導的立場にある保護観察官又は社会復帰調整官として、職務の遂行に必要な保護行政、関係諸科学、職場管理等についての高度の知識及び技能を修得させるとともに、その人格識見の向上を図ることを目的として

実施した。

(13) 保護観察官専修科研修

地方更生保護委員会又は保護観察所に勤務するおおむね行政職（一）２級及び３級の保護観察官で、原則として、中等科研修修了後１年以上を経過し、保護局長が定める実務実習を受けた者のうちから、平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、職務の遂行に必要な保護行政、関係諸科学等についての基礎的な知識及び技能を修得させ、実務能力の向上を図ることを目的として実施した。

(14) 保護観察官中等科研修

原則として、地方更生保護委員会又は保護観察所に勤務するおおむね行政職（一）２級から３級までの新任保護観察官のうちから、平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、職務の遂行に必要な更生保護関係法令、関係諸科学等についての基礎的な知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(15) 保護局関係職員処遇強化特別研修

地方更生保護委員会又は保護観察所に勤務するおおむね行政職（一）２級から５級までの専修科研修を修了した保護観察官のうちからふさわしい者として選定された者を対象とし、保護観察官の専門的処遇能力の向上を図るため、処遇技法等に関する専門的な知識及び技能を集中的に修得させることを目的として実施した。

(16) 保護局関係企画調整特別研修

地方更生保護委員会事務局総務課長又は保護観察所企画調整課長に異動予定の者のうちから選定された者を対象とし、地方更生保護委員会事務局総務課長又は保護観察所企画調整課長としての職務遂行に必要な人事、会計、情報公開、広報、組織管理、業務管理等の総務課又は企画調整課関係事項の知識を修得させ、その管理能力を向上させることを目的として実施した。

(17) 社会復帰調整官専修科研修

おおむね行政職（一）２級及び３級社会復帰調整官で、原則として、社会復帰調整官初任研修修了後１年以上を経過し、保護局長が定める実務実習を受けた者のうちから、平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、職務の遂行に必要な心神喪失者等医療観察制度、司法精神保健福祉、司法精神医学等についての基礎的な知識及び技能を修得させ、実務能力の向上を図ることを目的として実施した。

(18) 社会復帰調整官初任研修

保護観察所に勤務する新任社会復帰調整官のうちから選定された者を対象とし、職務の遂行に必要な心神喪失者等医療観察制度、司法精神保健福祉、司法精神医学等についての基礎的な知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(19) 組織間人事交流等研修

法務省内組織間人事交流対象者を対象とし、組織間人事交流等を前に当省の各組織の所掌事務及び各組織間の関連についての基礎的知識を修得させるとともに、研修員の相互理解を通じて当省職員としての一体感を培うことによって、人事交流対象者等の士気を高揚させ、もって当省内組織間人事交流等の円滑な導入・運営に資することを目的として実施した。

2 地方研修

(1) 検察事務官特別科研修

高等検察庁に委嘱し、検察事務官専修科研修を修了又は任官後ほぼ10年を経過した検察事務官のうちから、平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、検察行政事務、検務事務及び捜査・公判事務に関し、検察事務官として必要な専門的知識及び技能を修得させて、事務能率及び人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(2) 検察事務官専修科研修

高等検察庁に委嘱し、検察事務官中等科研修を修了後ほぼ4年ないし7年を経過した者のうちから、平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、検察事務官として必要な専門的知識及び技能を修得させて、職務の遂行に不可欠な実務的で高度な執務能力を涵養し、かつ、人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(3) 検察事務官中等科研修

高等検察庁に委嘱し、検察事務官初等科研修を修了後ほぼ5年を経過した者若しくは国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）合格者で採用後ほぼ2年を経過した者又はこれらに準ずる者のうちから、平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、検察事務官として必要な比較的高度の知識及び技能を修得させて、事務能率の向上を図るとともに捜査・公判の実務能力を育成し、かつ、人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(4) 検察事務官初等科研修

高等検察庁に委嘱し、新規採用者で、行政職（一）の適用を受ける者を対象とし、検察事務官として必要な基礎的知識及び技能を修得させて、事務能率及び人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(5) 保護局関係職員初等科研修

関東地方更生保護委員会に委嘱し、保護局、地方更生保護委員会又は保護観察所に新規に採用された行政職（一）の適用を受ける職員（国家公務員採用総合職試験合格者を除く。）のうちから選定された者を対象とし、保護局関係職員として、職務の遂行に必要な基礎的な知識及び技能を修得させるとともに、その教養の向上を図ることを目的として実施した。

【研修第三部】

1 中央研修

(1) 法務局・地方法務局職員管理研究科研修

法務局の部長及び地方法務局長を対象とし、その職務の遂行に必要な高度の管理能力を修得させることを目的として実施した。

(2) 法務局・地方法務局職員管理科研修

法務局・地方法務局の課長級の職員を対象とし、その職務の遂行に必要な管理能力を修得させることを目的として実施した。

(3) 法務局・地方法務局職員専門科（人権）研修

法務局・地方法務局の人権擁護部門における課長級の職員を対象とし、その職務の遂行に必要な高度の専門的知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(4) 法務局・地方法務局職員専門科（訟務）研修

法務局・地方法務局の訟務部門における上席訟務官等課長級の職員を対象とし、その職務の遂行に必要な高度の専門的知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(5) 法務局・地方法務局新任課長（戸籍・国籍）研修

法務局・地方法務局の新任の戸籍課長及び国籍課長を対象とし、その職務の遂行に必要な高度の専門的知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(6) 法務局・地方法務局新任課長（供託）研修

法務局・地方法務局の新任の供託課長を対象とし、その職務の遂行に必要な高度の専門的知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(7) 法務局・地方法務局新任統括登記官研修

法務局・地方法務局の新任の統括登記官を対象とし、その職務の遂行に必要な高度の専門的知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(8) 法務局・地方法務局職員登記専攻科研修

行政職（一）2級から4級までの法務事務官で、法務局・地方法務局の登記部門における指導的職員を対象とし、その職務の遂行に必要な高度の専門的知識及び技能を修得させるとともに、その社会的識見を涵養することを目的として実施した。

(9) 法務局・地方法務局職員高等科研修

行政職（一）2級及び3級の法務事務官で専修科研修を修了した者のうち、将来、法務局・地方法務局の幹部職員となり得る者を対象とし、高度の法律知識及び法律的素養を修得させるとともに、その社会的識見を涵養することを目的として実施した。

(10) 出入国在留管理庁職員管理科研修（B課程）

入国者収容所又は地方出入国在留管理局の新任の課長、首席審査官、首席入国

警備官又はこれらに準ずる者を対象とし、その職務の遂行に必要な主として管理面の知識及び技能を修得させ、併せて人格識見^{かん}の涵養を図ることを目的として実施した。

(11) 出入国在留管理庁職員管理科研修（Ａ課程）

入国者収容所又は地方出入国在留管理局の新任の課長補佐、統括審査官、統括入国警備官又はこれらに準ずる者を対象とし、その職務の遂行に必要な主として管理面の知識及び技能を修得させ、併せて人格識見^{かん}の涵養を図ることを目的として実施した。

(12) 出入国在留管理庁職員高等科研修

行政職（一）２級又は３級の法務事務官若しくは入国審査官又は公安職（一）３級又は４級の入国警備官を対象とし、入国者収容所及び地方出入国在留管理局の幹部職員を養成するため、出入国在留管理行政全般にわたる高度の専門的知識及び技能を修得させ、併せて人格識見^{かん}の涵養を図ることを目的として実施した。

(13) 出入国在留管理庁職員専攻科研修

行政職（一）２級から４級までの法務事務官若しくは入国審査官又は公安職（一）３級から５級までの入国警備官を対象とし、入国者収容所又は地方出入国在留管理局における実務の処理等に関する指導的職員を養成するため、これに必要な高度の専門的知識及び技能を修得させ、併せて人格識見^{かん}の涵養を図ることを目的として実施した。

(14) 出入国在留管理庁職員特別科（特別審理官）研修

特別審理官の業務に従事し又は従事することが見込まれる入国審査官を対象とし、その職務の遂行に必要な特別の知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(15) 出入国在留管理庁職員特別科（令書執行）研修

令書執行の業務に従事し又は従事することが見込まれる入国警備官を対象とし、その職務の遂行に必要な特別の知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(16) 出入国在留管理庁職員特別科（警備処遇）研修

警備処遇の業務に従事し又は従事することが見込まれる入国警備官を対象とし、その職務の遂行に必要な特別の知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(17) 出入国在留管理庁職員特別科（難民調査官）研修

難民調査官の業務に従事し又は従事することが見込まれる入国審査官を対象とし、その職務の遂行に必要な特別の知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

2 地方研修

(1) 法務局・地方法務局職員専修科研修

大阪、名古屋、広島、福岡及び札幌法務局に委嘱し、行政職（一）１級から３級までの法務事務官で、中等科研修を修了後はほぼ５年を経過した者及び障害者選考採用試験により採用された者のうち、法務局長又は地方法務局長が推薦した者で法務局・地方法務局の指導的立場の中堅職員を対象とし、その職務を遂行するために必要な法律知識及び技能を専門的に修得させるとともに、その社会的識見を涵養することを目的として実施した。

(2) 法務局・地方法務局職員中等科研修

東京、大阪、広島、福岡及び仙台法務局に委嘱し、新たに採用された国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）合格者及び初等科研修を修了後はほぼ４年を経過した者並びに障害者選考採用試験により採用された者のうち、法務局長又は地方法務局長が推薦した者を対象とし、法務局・地方法務局の職員としての心構えを付与するとともに、中堅係員として職務を遂行するために必要な基本的な法律知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(3) 法務局・地方法務局職員初等科研修

東京及び仙台法務局に委嘱し、新たに採用された国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）合格者及び障害者選考採用試験により採用された者のうち、法務局長又は地方法務局長が推薦した者を対象とし、法務局・地方法務局の職員としての心構えを付与するとともに、新任職員として日常の業務を遂行するのに必要な基礎的法律知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(4) 出入国在留管理庁職員中等科（入国警備官）研修

大阪出入国在留管理局に委嘱し、公安職（一）１級から３級までの入国警備官で、初任科研修を修了し、かつ、採用後４年以上を経過した者を対象とし、その職務の遂行に必要な知識及び技能の向上を図り、併せて時勢の進展に即応できる素養を涵養することを目的として実施した。

(5) 出入国在留管理庁職員中等科（入国審査官・法務事務官）研修

東京及び大阪出入国在留管理局に委嘱し、行政職（一）１級又は２級の法務事務官又は入国審査官であって、初等科研修を修了し、かつ、採用後４年以上を経過した者を対象とし、その職務の遂行に必要な知識及び技能の向上を図り、併せて時勢の進展に即応できる素養を涵養することを目的として実施した。

(6) 入国警備官初任科研修

東京出入国在留管理局に委嘱し、新たに採用された公安職（一）１級の入国警備官を対象とし、その職務の遂行に必要な基礎的法律知識及び技能を修得させるとともに、厳正な規律の体得及び敏活な行動力の育成を図り、併せて国家公務員として必要な基礎的素養を涵養することを目的として実施した。

(7) 出入国在留管理庁職員初等科研修

東京出入国在留管理局に委嘱し、新たに採用された国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）合格者及び国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）合格者を

対象として、その職務の遂行に必要な基礎的法律知識及び技能を修得させるとともに、国家公務員として必要な基礎的素養^{かん}を涵養することを目的として実施した。

【国際連合研修協力部】

1 国際研修等

(1) 課題別研修

ア 国際高官セミナー

アジア・アフリカ諸国等及び我が国の法務省関係者等上級公務員を対象に、「不寛容又は差別を動機とする犯罪に対する刑事司法的対処」を主要課題とするセミナーを実施した。

イ 国際研修（刑事司法）

アジア・アフリカ諸国等及び我が国の警察、検察、裁判所、厚生労働省及び海上保安庁関係職員を対象に、「人身取引及び移民の密輸への実務的対応」を主要課題とする研修を実施した。

ウ 国際研修（矯正・保護）

アジア・アフリカ諸国等及び我が国の検察、裁判所、矯正及び保護職員を対象に、「女性・子供に対する暴力事犯者の再犯防止に向けた処遇」を主要課題とする研修を実施した。

エ 汚職防止刑事司法支援研修

アジア・アフリカ諸国等及び我が国において、汚職防止・摘発に関する政策・実務に携わる職員を対象に、「高位高官が関与する汚職犯罪の発見・摘発、捜査及び公判」を主要課題とする研修を実施した。

(2) 地域別研修

ア C L M V 諸国（カンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナム）を対象とした犯罪者の社会内処遇推進研修（J I C A 第三国研修）のフォローアップセミナー

標記研修の成果を共有すること等を目的として、C L M V 諸国の刑事司法実務家を対象に、フォローアップセミナーを日本で開催した。

イ 東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナー

東南アジア諸国における法の支配と良い統治（グッドガバナンス）の向上を図るため、東南アジアの11か国から刑事司法実務家の参加の下、国際法務総合センターにおいて、「汚職事件における効果的な金融捜査と資金洗浄対策（新たな手口を踏まえた没収・資産回復に向けて）」を主要課題として開催した。

(3) 国別研修

ア 刑事施設の運営を向上させるための日本・ミャンマー比較共同研究・研修

ミャンマーの刑事施設の運営に係る実務家を対象に、「職業訓練及び刑務作業」及び「職員研修」を主要課題とする比較共同研究・研修をそれぞれ実施した。

イ 日本・ネパール司法制度比較共同研究

ネパールの刑事司法実務家を対象に、「ネパール改正法における刑事手続上の諸問題」を主要課題とする比較共同研究を実施した。

ウ 日本・ベトナム司法制度共同研究

ベトナムの刑事司法実務家を対象に、「捜査共助の実務上の諸問題」並びに「『証人尋問の在り方』及び『上級庁と下級庁の連携』」を主要課題とする共同研究をそれぞれ実施した。

エ ベトナム法制度整備支援研修

ベトナム最高人民検察院職員を対象に、「捜査共助の実務上の諸問題」並びに「『証人尋問の在り方』及び『上級庁と下級庁の連携』」を主要課題とする研修をそれぞれ実施した。

オ UNODCフィリピン本邦セミナー

フィリピン司法省矯正局等の職員を対象に、「犯罪性の進んだ者の査定・処遇」を主要課題とする研修を実施した。

カ UNODCカンボジア本邦セミナー

カンボジア内務省・司法省の職員を対象に、「過激暴力主義者対策としての社会内処遇」を主要課題とする研修を実施した。

キ 東ティモール共同法制研究

東ティモール司法省の職員を対象に、「犯罪者の改善更生に効果的な査定・処遇」を主要課題とする研修を実施した。

2 海外における活動等

第14回国連犯罪防止刑事司法会議地域準備会合（タイ、チリ、レバノン、エチオピア、オーストリア）

国際司法と法の支配に関する研究所（I I J）主催の専門家会合

国際刑事法・刑事施設財団の専門家会合

公共部門及び民間部門における腐敗防止に関する国際研修ワークショップ

第28会期国連犯罪防止・刑事司法委員会（コミッション）

グローバル・テロ対策フォーラム暴力的過激主義対策ワーキンググループ主催ワークショップ

UNODC・UNAFEI共同プロジェクト「暴力的過激主義防止のための犯罪者処遇」に係るセミナー講師（フィリピン）

UNODC・UNAFEI共同プロジェクト「暴力的過激主義防止のための犯罪者処遇」に係るセミナー講師（東ティモール）

UNODC・UNAFEI共同プロジェクト「テロリスト及び暴力的過激主義者に対する社会内処遇」に係るセミナー講師（カンボジア）

タイ保護観察制度40周年記念行事

タイ汚職防止委員会主催国際セミナー

2019年度刑事司法フォーラム

UNODCの各種会合、ワークショップ

第39回アジア・太平洋矯正局長等会議

国連プログラム・ネットワーク機関調整会議

国際社会内処遇協会第27回年次総会

第21回国際矯正・刑務所協会年次会合

タイ法務研究所主催第4回女性受刑者処遇に関する研修講師

第14回国連犯罪防止刑事司法会議に係る第4回非公式協議

その他国際学会・会議及び現地セミナー・ワークショップへ部長又は教官を派遣した。

3 その他の活動

インターンシップ受入れ

日本の公共政策大学院生1名及び法科大学院生1名に対して、日本の刑事司法や国連アジア極東犯罪防止研修所の活動に関する講義を行ったほか、国際研修等の準備及び運営等の業務を体験させた。

【国際協力部】

1 国際研修

(1) ベトナム法整備支援研修

最高人民裁判所、最高人民検察院、弁護士会の職員らを対象に、我が国の刑事訴訟手続と比較しつつ、ベトナムにおける争訟原則の内容について具体的に検討し、争訟原則に関する報告書の作成を進めるための研修を実施した。

(2) カンボジア法整備支援研修

裁判官、弁護士、司法省及び王立法律経済大学職員らを対象に、裁判官の判決起案能力の向上及び判決書等の書式例作成のための要件事実に関する理解向上に資することを目的とした研修を実施した。

(3) ラオス法整備支援研修

司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学職員らを対象に、基本法令に関する法理論の構築、実務の改善及び質の高い法曹養成の実現に資することを目的とした研修を実施した。

(4) インドネシア法整備支援研修

法務人権省法規総局及び同省知財総局職員らを対象に、経済関係法令の法的整合性の向上等を目的とした研修を実施したほか、高等裁判所、地方裁判所の裁判官らを対象に、知的財産事件の処理の予見性向上等を目的とした研修を実施した。

(5) ミャンマー法整備支援研修

連邦最高裁判所及び連邦法務長官府職員らを対象に、法律起草支援及び法案審査能力・法執行能力向上等を目的とした研修を実施した。

(6) バングラデシュ法整備支援研修

法律・司法・国会担当省、全国法律扶助機構、裁判所等の職員、裁判官らを対象に、訴訟外紛争解決手続や裁判所における事件管理能力の向上を目的とする研修を実施した。

2 連絡会・研究会・シンポジウム等

(1) 法整備支援連絡会

法制度整備支援に携わる関係者相互間の情報及び意見交換、課題の検討等を目的として、「持続可能な開発目標（SDGs）と法整備支援」をテーマとする第20回法整備支援連絡会を開催し、コロンビア大学教授による講演（ニューヨークから中継）、国連開発計画（UNDP）バンコク地域ハブガバナンス及び平和構築チーム担当オフィサー兼紛争防止・司法アクセス・人権アドバイザー及び日本の専門家によるプレゼンテーション・トークセッション等を実施した。

(2) 日韓パートナーシップ共同研究

我が国の法務省、法務局及び裁判所の職員並びに韓国の法院の職員を研究員として、不動産登記、商業法人登記、供託、民事執行等の民事法分野に関する比較研究を、我が国及び韓国においてそれぞれ実施した。

(3) ウズベキスタン行政法共同研究

平成30年にウズベキスタンにおいて成立した行政手続法及び行政訴訟法（従前日本がJICAプロジェクトで起草支援を行っていたもの）の基本的内容を理解し、今後の運用支援又は関連法の起草支援の必要性等を調査することを目的とした共同研究を実施した。

(4) モンゴル商取引法関連共同研究

モンゴルでは、民法の中に置かれている商行為等の規定を整備するため、商法制定、あるいは、民法改正を検討しているところ、法務・内務省の職員等を招へいし、日本の商取引関連の法律や国際商取引に関するルール等を紹介・研究するとともに、日本のモンゴルに対する法整備支援の必要性を調査することを目的とした共同研究を実施した。

(5) ミャンマー土地登録法制共同研究

ミャンマーの関係職員を招へいし、我が国における土地の物理的状況に係る登記等の法制度及びその運用について知見を提供するとともに、国際協力部教官らとの意見交換を実施することにより、国際協力部によるミャンマーの土地登録法制調査研究を充実させることを目的とした共同研究を実施した。

(6) 司法修習生受入れ

司法修習生に対して、法制度整備支援の実情に関する講義を行った。

(7) 国際協力人材育成研修

法制度整備支援に携わる人材の育成を目的として、法務・検察職員を対象に、法制度整備支援に関する講義を行ったほか、開発途上国における支援プロジェク

トの現場実務を体験させるなどした。

(8) アジア・太平洋法制研究会

公益財団法人国際民商事法センターとの共催により、アジア・太平洋会社法実務研究会を実施し、東南アジア諸国の会社法実務に関する研究等を行った。

(9) 連携企画「アジアのための国際協力 in 法分野」(シンポジウム)の開催

法制度整備支援についての広報活動の一環として、若い世代に対し法制度整備支援に関する基礎的な知識等を伝えるとともに、法制度整備支援を自らのキャリアパスとして考える機会を提供する場として、名古屋大学等と連携して、3回にわたりシンポジウムを開催した。

上記連携企画のうち、法務総合研究所は、6月に国際法務総合センター国際会議場及び大阪中之島合同庁舎国際会議室を会場として、公開シンポジウム「法整備支援へのいざない」を主催し、前長期専門家の弁護士による基調講演や、我が国のラオス民法典起草支援に関するトークセッション等を実施した。

(10) 国際民商事法金沢セミナー

石川国際民商事法センター、公益財団法人国際民商事法センター及び北國新聞社との共催により、金沢市において、企業関係者、学生等を対象にして、東南アジアの金融、土地等の制度等に関するセミナーを開催した。

(11) 日中民商事法セミナー

公益財団法人国際民商事法センター及び一般財団法人日中経済協会との共催で、日中間における民商事法分野等での相互交流を目的として、東京において、外商投資法等をテーマにセミナーを開催した。

(12) 国際知財司法シンポジウム2019

法務省、最高裁判所、知的財産高等裁判所、特許庁、日本弁護士連合会及び弁護士知財ネットの主催により、ASEAN地域における知的財産関係紛争の処理能力向上を目的として、ASEAN諸国から裁判官等の専門家を招へいし、各国の知的財産紛争解決に向けた司法の取組等に関するセミナーを開催した。

V 矯正研修所

法務省組織令第56条、第58条、第59条 法務省組織規則第23条 矯正研修所組織規則(平成13年法務省令第8号)

1 令和元年の研修実施状況

(1) 初任研修課程

新たに矯正職員に採用された者に対し、矯正職員として必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための基礎的な教育及び訓練を行うもの。

ア 刑務官等初等科

新たに刑務官等に採用された者(国家公務員採用総合職試験に合格したことにより採用された者を除く。)に対し、刑務官等として必要な知識及び技能を

習得させ、及び向上させるための基礎的な教育及び訓練を行った（本所，7支所，17コース，研修期間8月，535人）

イ 法務教官基礎科

新たに刑事施設に勤務する公安職俸給表（一）の適用を受ける法務教官又は新たに少年院等に勤務する公安職俸給表（二）の適用を受ける法務教官に採用された者に対し，法務教官として必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための基礎的な教育及び訓練を行った。

なお，法務教官基礎科の集合研修は，前期は一般科目，後期は専門科目によって編成される（本所，2支所，6コース，研修期間8月，98人）。

ウ 法務技官基礎科

新たに刑事施設に勤務する公安職俸給表（一）の適用を受ける法務技官（被収容者の資質及び環境の調査に従事する法務技官に限る。）又は少年鑑別所に勤務する公安職俸給表（二）の適用を受ける法務技官に採用された者に対し，法務技官として必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための基礎的な教育及び訓練を行った。

なお，法務技官基礎科の集合研修は，前期は一般科目，後期は専門科目によって編成される（本所，1コース，研修期間9月，37人）。

(2) 任用研修課程

一定以上の官職への任用（一定以上の階級への昇進を含む。）が予定されている矯正職員に対し，その官職等に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行うもの。

ア 中等科

刑務官等に対し，初級幹部として必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行った（本所，5支所，6コース，研修期間3月，177人）。

イ 法務教官応用科

刑事施設の教育専門官又は少年院等の専門官として必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行った。

なお，応用科の研修は，前期は一般科目，後期は専門科目によって編成される（本所，3支所，4コース，研修期間3月，91人）。

ウ 法務技官応用科

刑事施設の調査専門官又は少年鑑別所の専門官として必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行った。

なお，応用科の研修は，前期は一般科目，後期は専門科目によって編成される（本所，1コース，研修期間3月，22人）。

エ 中級管理科第1部・第2部

矯正施設の中級幹部職員として必要な知識及び技能を習得させ、及び向上さ

せるための教育及び訓練を行った（本所，1コース，研修期間6週，61人）。

オ 高等科第1部・第2部

矯正施設の上級幹部職員として必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行った（本所，1コース，研修期間6月，102人）。

カ 上級管理科

矯正施設の部長，次長又は課長の職（相当職を含む。）にあり，かつ，上級管理科が修了する日の属する年度の翌年度において，矯正施設の長（相当職を含む。）への任用が予定されている職員に対し，必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行った（本所，1コース，研修期間1週間，32人）。

(3) 専門研修課程

専門研修課程は，矯正職員に対し，矯正実務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行うものであり，次に掲げる科を置いている（本所155コース，支所249コース，4,454人）。

ア 刑務作業科

刑事施設における作業に関する職務を担当している職員（当該職務を担当する予定の職員を含む。）に対し，その職務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

イ 処遇調査科

刑事施設における資質及び環境の調査に関する職務を担当している職員（当該職務を担当する予定の職員を含む。ただし，法務技官は除く。）に対し，その職務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

ウ 改善指導科

刑事施設における改善指導及び教科指導に関する職務を担当している職員（当該職務を担当する予定の職員を含む。）に対し，その職務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

エ 矯正教育科

少年院における矯正教育に関する職務を担当している職員（当該職務を担当する予定の職員を含む。）に対し，その職務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

オ 観護処遇科

少年鑑別所における観護に関する職務を担当している職員（当該職務を担当する予定の職員を含む。）に対し，その職務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

カ 矯正医療科

矯正施設における医療に関する職務を担当している職員（当該職務を担当

する予定の職員を含む。) に対し、その職務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

キ 処遇特修科

刑務官に対し、刑事施設の被収容者の処遇に必要な知識及び技能を再確認させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

ク 調査鑑別科

調査鑑別科に、基礎、応用及び特別の3つの課程を置き、刑事施設における資質及び環境の調査並びに少年鑑別所における資質鑑別に関する職務に必要な高度の知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

ケ 専攻科

アからクまでに掲げる科において行うものを除き、矯正実務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

(4) 研究研修課程

矯正職員に対し、矯正に関する学理及び制度並びにその運用の調査研究を行わせるもの。

研究科

本所の長が法務大臣の承認を得て定める研究課題について、調査研究を行わせた(本所、1コース、研修期間3月、23人)。

なお、研究題目は、次のとおりである。

ア 職員の職務能力を実践的かつ効果的に向上させる方策について

イ 人事事務の合理化、効率化について

ウ 「予算執行マニュアル(仮題)」の策定

エ 次期システム構築に向けた被収容者データ管理システム等業務アプリケーションの研究

オ S C R Pを用いた効果検証を実施する職員用の活用マニュアルの作成及びS C R Pによる効果検証を実施する上での課題の整理

カ I Tを利用した効率的な刑務作業事務処理の実用化について

キ 刑事施設におけるストーカー事犯者に関する基礎的研究Ⅲ

ク 刑事施設における知能・作業能力検査に関する基礎的研究

ケ 矯正施設における就労支援の効果的な実施方法について

コ A I又はI C Tを活用した警備・監視体制の在り方について

サ 地域援助における心理検査の開発に関する基礎研究

シ 矯正官署における成果物の体系化等に関する研究

ス 研修教材「成人矯正法」の改訂

セ 研修教材「矯正心理学」の改訂

2 令和元年に実施した研修の特色

- (1) 長期間にわたる逃走事故発生時や大規模災害による矯正施設設備の甚大な被害

発生時に、より速やかな事態の収束を実現させるため、保安警備に関する訓練を実施するとともに各種災害への対処法を習得させた。

- (2) 矯正施設に勤務する看護師に対し、矯正医療の現状や課題に関する理解を深めさせるとともに、矯正行政の運営状況や矯正職員としての使命等についても認識を深めさせることによって、矯正医療を充実強化するための研修を新たに実施した。

3 令和元年に実施した協議会及び事務打合せ会

- (1) 矯正研修所支所教頭等協議会
 - ア 矯正研修所教官・支所教官の育成について
 - イ 専門研修課程処遇特修科（中堅職員）研修について
 - ウ 業務の効率化・スマート化について
 - エ その他当面する諸問題
- (2) 矯正研修所支所等主任教官事務打合せ会
 - ア 有為な人材の育成等
 - イ 福祉専門官等各専門官に対する研修の在り方について
 - ウ その他当面する諸問題

4 その他

令和元年に発刊した出版物は、次のとおりである。

矯正研修所紀要（第34号）

第 4 地方支分部局

I 矯正管区

法務省設置法第15条、第16条 法務省組織令第60条、第61条 法務省組織規則第24条 矯正管区組織規則（平成13年法務省令第9号）

矯正管区の名称、所在地及び管轄区域

（令和元年12月31日現在）

名 称	所 在 地	管 轄 区 域
札幌矯正管区	札幌市東区東苗穂 1条2-5-5	北海道
仙台矯正管区	仙台市若林区古城 3-23-1	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
東京矯正管区	さいたま市中央区 新都心2-1	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県 静岡県
名古屋矯正管区	名古屋市東区白壁 1-15-1	富山県 石川県 福井県 岐阜県 愛知県 三重県
大阪矯正管区	大阪市中央区大手前 4-1-67	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
広島矯正管区	広島市中区上八丁堀 6-30	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
高松矯正管区	高松市丸の内1-1	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
福岡矯正管区	福岡市東区若宮5-3-53	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

Ⅱ 地方更生保護委員会

法務省設置法第15条、第17条 法務省組織令第68条
更生保護法第16条、20条 地方更生保護委員会事務局組織規則（平成20年法務省令第36号）

1 地方更生保護委員会の概況

地方更生保護委員会（以下「地方委員会」という。）は、全国8か所（札幌市、仙台市、さいたま市、名古屋市、大阪市、広島市、高松市及び福岡市。ただし、九州地方委員会には那覇市に那覇分室が置かれている。）に置かれ、(1)仮釈放の許可又はその処分の取消し、(2)仮出場の許可、(3)少年院からの仮退院又は退院の許可、(4)少年院からの仮退院中の者を少年院に戻して収容する旨の決定の申請、(5)不定期刑の執行を受け終わったものとする処分、(6)保護観察の仮解除又はその処分の取消し、(7)婦人補導院からの仮退院の許可又はその処分の取消し、(8)保護観察所の事務の監督に関する事務を所掌し、さらに、更生保護事業法の規定に基づく法務大臣の権限のうち、更生保護法人に係る許認可関係事務等の相当部分を委任されている。さらに、地方委員会の委員長は、法務大臣が行う保護司の委嘱及び解嘱を代行するほか、保護司の配置、保護区の設置、保護区別の保護司定数などを定める権限を大臣から委任されている。

なお、前記地方委員会の権限のうち、決定をもって行う処分については、委員3人で構成する合議体が行うが、各地方委員会には、この合議体が1部ないし5部置かれている。また、地方委員会には事務局が設けられ、総務課、会計課（関東及び近畿地方委員会事務局のみ）、更生保護管理官、調整指導官、首席審査官（関東地方委員会事務局のみ）及び統括審査官が置かれ、仮釈放等の審理のための調査に従事する保護観察官等が配属されている。

2 地方更生保護委員会の名称、所在地及び管轄区域

（令和元年12月31日現在）

名 称	合議体の数	所 在 地	管 轄 区 域
北海道地方更生保護委員会	2部	札幌市中央区大通西12	札幌高裁の管轄区域
東北	2部	仙台市青葉区片平1-3-1	仙台
関東	5部	さいたま市中央区新都心2-1	東京
中部	2部	名古屋市中区三の丸4-3-1	名古屋
近畿	4部	大阪市中央区大手前4-1-76	大阪
中国	3部	広島市中区上八丁堀2-31	広島
四国	1部	高松市丸の内1-1	高松
九州	3部	福岡市中央区六本松4-2-3	福岡

3 地方更生保護委員会事件取扱状況

(1) 仮釈放等審理等の開始及び終了人員

事 件 の 種 別		審 理 の 開 始 等			審 理 の 結 果 等						年末現在 審 理 中	開始のう ち申出に よらない もの	審理再開		
		総 数	前年繰越	開 始	移 送	総 数	許 可 特別遵守・特別遵守 事項あり・事項なし	取 下 げ 許可しない 取り下りあり	移 送	そ の 他					
総 数	数	17,463	2,330	15,093	40	15,036	13,406	589	436	569	34	2	2,427	43	413
	計	15,291	2,181	13,086	24	12,993	11,392	584	429	558	29	1	2,298	41	363
	全部実刑	13,802	1,979	11,799	24	11,705	10,156	584	426	509	29	1	2,097	38	335
仮 釈 放	一部猶予	1,489	202	1,287	—	1,288	1,236	—	3	49	—	—	201	3	28
	仮 出 場	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
放 等	計	2,171	149	2,006	16	2,042	2,014	5	6	11	5	1	129	2	50
	少年院 SE・SA 対象者以外	1,830	135	1,679	16	1,716	1,689	5	6	11	5	—	114	2	43
	少年院 SE・SA 対象者	341	14	327	—	326	325	—	—	—	—	1	15	—	7
婦人補導院仮退院		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
少年院在院中の退院		1	—	1	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—

(注) 1 「SE・SA対象者以外」の欄は、少年院から仮退院を許された者のうち、少年院において矯正教育課程の短期義務教育課程 (SE) 及び短期社会適応課程 (SA) 以外に区分されていたもの。ただし、平成27年5月以前においては、少年院から仮退院を許された者のうち、少年院において長期処遇を受けていたもの。
 2 「SE・SA対象者」の欄は、少年院から仮退院を許された者のうち、少年院において矯正教育課程の短期義務教育課程 (SE) 又は短期社会適応課程 (SA) に区分されていたもの。ただし、平成27年5月以前においては、少年院から仮退院を許された者のうち、少年院において短期処遇を受けていたもの。なお、「短期」には、一般短期処遇を行う「一般短期」と特修短期処遇を行う「特修短期」とが含まれる。

(2) 仮釈放等の取消し等の審理の開始及び終了人員

(令和元年)

事 件 の 種 別			審 理 の 開 始 等			審 理 の 終 結 等				年未現在 審 理 中	
			総 数	前年繰越	開 始	移 送	総 数	理由あり 理由なし	移 送		その他
総 計	申 出	数	1,163	26	1,137	-	1,128	1,086	42	-	35
		計	446	8	438	-	441	437	4	-	5
		全部実刑	422	7	415	-	417	414	3	-	5
		一部猶予	24	1	23	-	24	23	1	-	-
	取 消 事 由 知	計	11	-	11	-	10	4	6	-	1
		全部実刑	11	-	11	-	10	4	6	-	1
	保 護 観 察 停 止 解 除	計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		全部実刑	185	1	184	-	185	178	7	-	-
	保 護 観 察 停 止 取 消 し	計	79	-	79	-	79	79	-	-	-
		全部実刑	-	-	-	-	-	-	-	-	-
戻 し 収 容	SE・SA対象者以外	計	12	-	12	-	12	10	2	-	-
		SE・SA対象者	11	-	11	-	11	9	2	-	-
	SE・SA対象者	計	1	-	1	-	1	1	-	-	-
		SE・SA対象者	284	11	273	-	263	251	12	-	21
少年院仮退院中の退院	SE・SA対象者以外	計	182	8	174	-	169	163	6	-	13
		SE・SA対象者	102	3	99	-	94	88	6	-	8
	SE・SA対象者	計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		SE・SA対象者	137	6	131	-	129	118	11	-	8
婦 人 補 導 院 仮 退 院 取 消 し	計	9	-	9	-	9	9	-	-	-	
	SE・SA対象者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
保 護 観 察 停 止 取 消 し	計	137	6	131	-	129	118	11	-	8	
	SE・SA対象者	9	-	9	-	9	9	-	-	-	

(注) 1 「SE・SA対象者以外」の欄は、少年院から仮退院を許された者のうち、少年院において矯正教育課程の短期義務教育課程 (SE) 及び短期社会適応課程 (SA) 以外に区分されていたもの。ただし、平成27年5月以前においては、少年院から仮退院を許された者のうち、少年院において長期処遇を受けていたもの。
 2 「SE・SA対象者」の欄は、少年院から仮退院を許された者のうち、少年院において矯正教育課程の短期義務教育課程 (SE) 又は短期社会適応課程 (SA) に区分されていたもの。ただし、平成27年5月以前においては、少年院から仮退院を許された者のうち、少年院において短期処遇を受けていたもの。なお、「短期」には、一般短期処遇を行う「一般短期」と特修短期処遇を行う「特修短期」とが含まれる。

Ⅲ 法務局及び地方法務局

法務省設置法第15条、第18条～第20条、法務省組織令第63条～第66条 法務省組織規則第25条 法務局及び地方法務局組織規則（平成13年法務省令第11号）

1 法務局・地方法務局の所在地及び管轄区域

（令和元年12月31日現在）

名 称	所 在 地	管 轄
東 京	東京都千代田区九段南1-1-15	注）北海道を除く都府県については、名称により管轄区域の都府県名が判明するので、記載を省略する。
横 浜	横浜市中区北仲通5-57	
さいたま	さいたま市中央区下落合5-12-1	
千 葉	千葉市中央区中央港1-11-3	
水 戸	水戸市三の丸1-1-42	
宇 都 宮	宇都宮市小幡2-1-11	
前 橋	前橋市大手町2-3-1	
静 岡	静岡市葵区追手町9-50	
甲 府	甲府市丸の内1-1-18	
長 野	長野市旭町1108	
新 潟	新潟市中央区西大畑町5191	
大 阪	大阪市中央区谷町2-1-17	
京 都	京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197	
神 戸	神戸市中央区波止場町1-1	
奈 良	奈良市高畑町552	
大 津	大津市京町3-1-1	
和 歌 山	和歌山市二番丁3	
名 古 屋	名古屋市中区三の丸2-2-1	
津	津市丸之内26-8	
岐 阜	岐阜市金竜町5-13	
福 井	福井市春山1-1-54	
金 沢	金沢市新神田4-3-10	
富 山	富山市牛島新町11-7	
広 島	広島市中区上八丁堀6-30	
山 口	山口市河原町6-16	
岡 山	岡山市北区南方1-3-58	
鳥 取	鳥取市東町2-302	
松 江	松江市東朝日町192-3	
福 岡	福岡市中央区舞鶴3-5-25	
佐 賀	佐賀市城内2-10-20	
長 崎	長崎市万才町8-16	

名 称	所 在 地	管 轄	
大 分	大分市荷揚町7-5	北海道の内 札幌市 江別市 千歳市 夕張市 岩見沢市 三笠市 美唄市 芦別市 赤平市 滝川市 砂川市 歌志内市 室蘭市 小樽市 苫小牧市 登別市 恵庭市 伊達市 北広島市 石狩市 石狩郡 夕張郡 樺戸郡 有珠郡 白老郡 虻田郡 浦河郡 沙流郡 新冠郡 様似郡 幌泉郡 余市郡 古平郡 積丹郡 岩内郡 古宇郡 磯谷郡 日高郡 空知郡の内 南幌町 上砂川町 奈井江町 雨竜郡の内 雨竜町 勇払郡の内 厚真町 安平町 むかわ町 北海道の内 函館市 北斗市 松前郡 上磯郡 亀田郡 茅部郡 山越郡 瀬棚郡 檜山郡 爾志郡 久遠郡 奥尻郡 寿都郡 島牧郡 二世郡	
熊 本	熊本市中央区大江3-1-53		
鹿 児 島	鹿児島市鴨池新町1-2		
宮 崎	宮崎市別府町1-1		
那 覇	那覇市樋川1-15-15		
仙 台	仙台市青葉区春日町7-25		
福 島	福島市霞町1-46		
山 形	山形市緑町1-5-48		
盛 岡	盛岡市盛岡駅西通1-9-15		
秋 田	秋田市山王7-1-3		
青 森	青森市長島1-3-5		
札 幌	札幌市北区北8条西2-1-1		
			函 館

名 称	所 在 地	管 轄
旭 川	旭川市宮前 1 条3-3-15	{ 北海道の内 旭川市 名寄市 士別市 紋別市 留萌市 稚内市 深川市 富良野市 上川郡(石狩国) 上川郡(天塩国) 中川郡(天塩国) 枝幸郡 増毛郡 留萌郡 苫前郡 宗谷郡 利尻郡 礼文郡 天塩郡 空知郡の内 上富良野町 中富良野町 南富良野町 雨竜郡の内 妹背牛町 秩父別町 北竜町 沼田町 幌加内町 勇払郡の内 占冠村 紋別郡の内 滝上町 興部町 西興部村 雄武町
釧 路	釧路市幸町10-3	{ 北海道の内 釧路市 帯広市 北見市 網走市 根室市 釧路郡 厚岸郡 川上郡 阿寒郡 白糠郡 河西郡 上川郡(十勝国) 河東郡 中川郡(十勝国) 十勝郡 広尾郡 足寄郡 網走郡 斜里郡 常呂郡 野付郡 標津郡 目梨郡 紋別郡の内 遠軽町 湧別町
高 松	高松市丸の内1-1	
徳 島	徳島市徳島町城内6-6	
高 知	高知市栄田町2-2-10	
松 山	松山市宮田町188-6	

2 法務局・地方法務局の支局及び出張所の名称と数（平成26年12月31日現在）

（注）ゴシック体は支局

（ ）内の数字は管内支局数，[]内の数字は管内出張所数

法 地 務 局 法 務 局 ・ 務 局	支 局 及 び 出 張 所	法 地 務 局 法 務 局 ・ 務 局	支 局 及 び 出 張 所
東 京 (3) [19]	みなと 港 じょうなん 城南 なかの 野 きた 北 はちおうじ 八王子 ふちゆう 府中	水 戸 (6) [3]	ひたち 日立 つくば 下妻 ひたち 常陸 りゅうがき 龍ヶ崎 ちくせい 筑西 おた 太田 とりで 取手 つちうら 土浦 かしま 鹿嶋
横 浜 (6) [9]	かながわ 神奈川 つか 戸塚 かわさき 川崎 せいしやうにのみや 西湘二宮 きがみはら 相模原	宇 都 宮 (5) [1]	にっこう 日光 おやま 小山 も 真 お 岡 おおたわら 大田原 とちぎ 栃木
さい いた ま (7) [9]	かわぐち 川口 く 久喜 かわこえ 川越 くまがや 熊谷	前 橋 (7) [1]	しぶかわ 渋川 しゅう 桐生 いせ 伊勢崎 たか 高崎 ぬまた 沼田 なかのじょう 中之条 おた 太田 とみおか 富岡
千 葉 (10) [4]	いちばら 市原 もばら 茂原 きさらづ 木更津 ふなばし 船橋	静 岡 (7) [3]	しみず 清水 ふじ 富士 かけがわ 掛川 し 藤 ふじ 下田 ふくろい 袋井 ぬま 沼 はま 浜松 あつ 熱 つ 磐 み 海 た 田
		甲 府 (2) [2]	にらさき 韮崎 かじかざわ 鰻沢 おおつき 大月 よしだ 吉田
		長 野 (9)	い 飯 き 木 伊 やま 山 う 上 えだ 田 さ 佐 く 久 まつ 松 もと 本 い 飯 た 田

法地 務方 局法 ・務 局	支 局 及 び 出 張 所	法地 務方 局法 ・務 局	支 局 及 び 出 張 所
新 潟 (11)	に い さん し 新 し むら か が つ 津 三 条 ば た 村 上 お か 岡 とう か ま かし わ ぎ き み な み う お め ま 長 十 日 町 柏 崎 南 魚 沼 じょう え つ 越 糸 魚 川 佐 渡	和 歌 山 (4) [2]	ゆ あ 浅 い い は し も と た な べ 湯 さ 岩 わ で 橋 本 田 辺 ご ぼ う し ん ぐ う 新 宮
大 阪 (5) [5]	き た てん の う じ き た お お さ か い け だ 北 天 王 寺 北 大 阪 池 田 ひ ら か た も り ぐ ち ひ が し お お さ か さ か い 枚 方 守 口 東 大 阪 堀 と ん だ ば や し き し わ だ 富 田 林 岸 和 田	名 古 屋 (10) [3]	あ つ た め い と う か す が い し ま 熱 田 名 東 春 日 井 津 島 一 い ち の み や は ん だ 岡 お か ざ 崎 か り や 豊 よ 田 西 し お 尾 と よ 橋 と よ か わ 新 し ん し ろ 城
京 都 (6) [3]	さ が ふ し み う じ き づ 嵯 峨 伏 見 宇 治 木 津 の 部 み や づ き ゃ ン ご ま い づ 園 宮 津 京 丹 後 舞 鶴 ふ く お や ま 福 知 山	津 (6) [2]	す ず か ま つ さ か い が 四 日 市 鈴 鹿 松 阪 伊 賀 田 市 く わ な い 伊 勢 熊 野 お わ せ 桑 名 伊 勢 熊 野 尾 鷲
神 戸 (11) [5]	す ま き た ひ が し こ う べ に し の み や 須 磨 北 東 神 戸 西 宮 い た み さん だ 東 神 戸 西 宮 伊 丹 三 田 尼 崎 明 石 柏 原 姫 路 か こ が わ や し ろ た づ の 豊 と よ お か 八 よ う か す も 龍 の 野 岡 八 洲 本	岐 阜 (6)	は ち ま ん お お が き み の か も 八 幡 大 垣 美 濃 加 茂 多 治 見 中 津 川 高 山
奈 良 (3) [1]	さ く ら い か つ ら ぎ か し は ら こ じ ょ う 桜 井 葛 城 櫃 原 五 條	福 井 (3)	た け ふ つ る が お ば ま 武 生 敦 賀 小 浜
大 津 (3) [2]	た か し ま 甲 う か ひ こ お ひ が し お う み 高 島 賀 彦 根 東 近 江 な が は ま 長 浜	金 沢 (3)	こ ま つ な な お わ じ ま 小 松 七 尾 輪 島

法地 務方 局法 ・務 局	支 局 及 び 出 張 所	法地 務方 局法 ・務 局	支 局 及 び 出 張 所
富 山 (3)	う お づ た か お か と な み 魚 津 高 岡 砺 波	佐 賀 (3) [1]	と す た け お い ま り か ら つ 鳥 栖 武 雄 伊 万 里 唐 津
広 島 (6) [1]	か べ は つ か い ち ひ が し ひ ろ し ま く れ 可 部 廿 日 市 東 広 島 呉 尾 道 福 山 三 次	長 崎 (7)	い ざ は や し ま ば ら さ せ ぼ ひ ら ど 諫 早 島 原 佐 世 保 平 戸 岐 五 島 対 馬
山 口 (5) [1]	し ゅ う な ん は ぎ い わ く に や な い 周 南 萩 岩 国 柳 井 下 関 宇 部	大 分 (6)	き つ き さ い き た け た な か つ 杵 築 佐 伯 竹 田 中 津 宇 佐 日 田
岡 山 (5) [1]	お か や ま に し び ぜ く ら し き か さ お か 岡 山 西 備 前 倉 敷 笠 岡 高 梁 津 山	熊 本 (7)	あ そ お お づ う と た ま な 阿 蘇 大 津 宇 土 玉 名 山 鹿 八 代 人 吉 天 草
鳥 取 (2)	く ら よ し よ な こ 倉 吉 米 子	鹿 児 島 (5) [5]	た ね が し ま や く し ま き り し ま ち ら ん 種 子 島 屋 久 島 霧 島 知 覧 み な み さ つ ま せ ん だ い い ず み 南 さ つ ま 川 内 出 水 か の や そ お あ ま み 鹿 屋 曾 於 奄 美
松 江 (4)	い ず も は ま だ ま す だ さ い ご う 出 雲 浜 田 益 田 西 郷		
福 岡 (10) [4]	に し じ ん か す や か く ま ち く し 西 新 粕 屋 福 間 筑 紫 朝 倉 飯 い 塚 の お が た く る め や な が わ や 八 女 き た き ゅ う し ゅ う や は た 幡 柳 が 川 た が わ 行 橋 田 川	宮 崎 (3) [2]	た か な べ に ち な ん み や こ の じ ょ う こ ば や し 高 鍋 日 南 都 城 小 林 延 岡
		那 覇 (4) [1]	お き な わ ぎ の わ ん な ご み や こ じ ま 沖 縄 宜 野 湾 名 護 宮 古 島 石 垣

法地 務方 局法 ・務 局	支 局 及 び 出 張 所	法地 務方 局法 ・務 局	支 局 及 び 出 張 所
仙 台 (6) [1]	な と 取 し お が ま お お が わ ら ふ る か わ 名 と り 塩 と 竈 大 河 原 古 川 い し の ま き 登 と め げ ぜん ぬ ま 石 巻 米 気 仙 沼	函 館 (2)	え さ し や く も 江 差 八 雲
福 島 (5) [3]	に ほ ん ま つ そ う ま こ お り や ま し ら か わ 二 本 松 相 馬 郡 山 白 河 わ か ま つ た じ ま 島 い わ き と み お か 若 松 田 富 岡	旭 川 (4)	な よ ろ も ん べ つ る も い わ っ か な い 名 寄 紋 別 留 萌 稚 内
山 形 (5) [1]	む ら や ま さ が え し ん じ ェ う よ ね ざ わ 村 山 寒 河 江 し ん じ ェ う よ ね ざ わ つ る お か 酒 河 新 庄 米 沢 鶴 岡 田	釧 路 (3) [1]	お び ひ ろ き た み れ ん む ろ な か し べ つ 帯 広 北 見 根 室 中 標 津
盛 岡 (4) [1]	は な ま き に の へ お お ふ な と み や こ 花 巻 二 戸 大 船 渡 宮 古 み づ さ わ 水 沢	高 松 (2) [1]	さ ん が わ ま る が め か ん お ん じ 寒 川 丸 亀 観 音 寺
秋 田 (4)	の し ろ ほん じ ェ う お お だ て お お ま が り 能 代 本 荘 大 館 大 曲	徳 島 (2)	あ な ん み ま 阿 南 美 馬
青 森 (5)	む つ ご し ェ が わ ら ひ ろ さ き 八 戸 五 所 川 原 弘 前 は ち の へ と わ だ 八 戸 十 和 田	高 知 (4)	か み す さ き あ き し ま ん と 香 美 須 崎 安 芸 四 万 十
札 幌 (7) [6]	み な み き た に し し ろ い し 南 北 西 白 石 え べ つ に わ い わ み ざ わ た き か わ 江 別 恵 庭 岩 見 沢 滝 川 む ら ん と ま こ ま い お た る く っ ち ェ ん 室 蘭 苫 小 牧 小 樽 倶 知 安 ひ だ か 高 日 高	松 山 (5) [1]	と べ お お ず さ い じ ェ う 砥 部 大 洲 西 条 し こ く ち ェ う お う い ま ば り う わ じ ま 四 国 中 央 今 治 宇 和 島

支 局
計 出 張 所

261庁
105庁

3 戸籍事件表（一）

第1表 本籍・人口・世帯数

本 籍 数	本籍人口	住民基本台帳に基づく人口			住民基本台帳に 基づく世帯数
		計	男	女	
52,492,074	125,994,955	124,271,318	60,624,340	63,646,978	57,380,526

（注）本籍数及び本籍人口は令和2年3月31日現在のものである。住民基本台帳に基づく人口及び世帯数は、住民基本台帳人口要覧（総務省自治行政局編）によるものであり、令和2年1月1日現在のものである。

内訳

法 務 局 地方務局 管内	本 籍 数	本籍人口	住民基本台帳に基づく人口			住民基本台帳に 基づく世帯数
			計	男	女	
総 数	52,492,074	125,994,955	124,271,318	60,624,340	63,646,978	57,380,526
札幌法務局管内	2,456,180	5,606,146	5,226,066	2,469,477	2,756,589	2,758,692
札幌	1,450,627	3,347,555	3,262,418	1,539,262	1,723,156	1,739,553
函 館	238,523	515,790	429,047	198,744	230,303	229,306
旭 川	338,906	764,050	658,534	311,328	347,206	342,251
釧 路	428,124	978,751	876,067	420,143	455,924	447,582
仙台法務局管内	4,163,559	9,873,775	8,687,768	4,201,139	4,486,629	3,717,388
仙 台	944,758	2,304,021	2,268,775	1,106,694	1,162,081	990,803
青 森	646,003	1,489,011	1,269,494	601,936	667,558	588,474
盛 岡	608,209	1,439,322	1,227,464	591,881	635,583	523,360
秋 田	526,004	1,222,084	981,114	463,874	517,240	422,962
山 形	528,965	1,250,845	1,074,351	519,970	554,381	412,729
福 島	909,620	2,168,492	1,866,570	916,784	949,786	779,060
東京法務局管内	19,754,214	47,609,649	50,963,780	25,277,345	25,686,435	23,817,536
東 京	5,392,130	12,660,377	13,257,596	6,522,813	6,734,783	6,955,910
水 戸	1,175,582	2,849,128	2,851,707	1,427,419	1,424,288	1,217,551
宇 都 宮	813,125	1,960,919	1,922,681	961,367	961,314	816,024
前 橋	833,044	2,009,633	1,909,403	945,462	963,941	821,835
さいたま	2,404,721	5,946,634	7,197,793	3,600,888	3,596,905	3,252,179
千 葉	2,088,103	5,090,439	6,154,626	3,071,933	3,082,693	2,838,167
横 浜	3,130,469	7,651,680	8,981,167	4,481,688	4,499,479	4,265,655
新 潟	1,049,190	2,517,435	2,217,650	1,078,566	1,139,084	892,644
甲 府	374,962	893,606	809,800	397,745	412,055	353,570
長 野	949,278	2,295,390	2,049,761	1,003,654	1,046,107	855,868
静 岡	1,543,610	3,734,408	3,611,596	1,785,810	1,825,786	1,548,133
名古屋法務局管内	5,792,507	14,193,079	13,958,321	6,901,726	7,056,595	5,938,959
名 古 屋	2,774,136	6,877,495	7,301,322	3,659,924	3,641,398	3,193,501
富 山	481,725	1,150,264	1,036,503	503,204	533,299	412,665
金 沢	503,502	1,222,580	1,123,115	544,010	579,105	477,640
福 井	359,538	875,461	764,795	372,415	392,380	287,185
岐 阜	880,705	2,160,624	1,973,948	962,288	1,011,660	797,821
津	792,901	1,906,655	1,758,638	859,885	898,753	770,147

法 務 局 地 方 法 務 局 管 内	本 籍 数	本籍人口	住 民 基 本 台 帳 に 基 づ く 人 口			住民基本台帳に 基づく世帯数
			計	男	女	
大阪法務局管内	8,122,605	19,612,715	20,189,308	9,706,517	10,482,791	9,472,280
大 阪	3,298,475	7,866,682	8,596,893	4,144,572	4,452,321	4,197,189
大 津	533,664	1,344,150	1,387,945	684,271	703,674	569,657
京 都	1,085,086	2,658,291	2,481,833	1,188,425	1,293,408	1,185,995
神 戸	2,182,138	5,309,273	5,435,379	2,604,100	2,831,279	2,492,995
奈 良	526,935	1,282,995	1,340,085	636,182	703,903	589,195
和 歌 山	496,307	1,151,324	947,173	448,967	498,206	437,249
広島法務局管内	3,453,001	8,250,285	7,221,973	3,480,535	3,741,438	3,288,824
広 島	1,213,692	2,921,352	2,770,709	1,344,012	1,426,697	1,286,685
鳥 取	279,686	665,120	556,195	266,742	289,453	234,717
松 江	371,453	885,365	670,468	322,300	348,168	286,572
岡 山	864,525	2,088,716	1,872,421	904,619	967,802	832,265
山 口	723,645	1,689,732	1,352,180	642,862	709,318	648,585
高松法務局管内	1,955,049	4,553,394	3,763,292	1,796,097	1,967,195	1,757,910
高 松	466,989	1,100,503	967,202	467,654	499,548	433,377
徳 島	388,249	904,807	735,974	352,479	383,495	331,614
松 山	714,345	1,669,764	1,355,720	643,358	712,362	644,727
高 知	385,466	878,320	704,396	332,606	371,790	348,192
福岡法務局管内	6,794,959	16,295,912	14,260,810	6,791,504	7,469,306	6,628,937
福 岡	2,080,963	4,982,928	5,047,263	2,397,879	2,649,384	2,392,141
佐 賀	417,443	1,010,472	816,605	388,373	428,232	331,126
長 崎	727,749	1,738,959	1,340,026	631,635	708,391	625,902
熊 本	887,701	2,111,904	1,752,215	831,983	920,232	774,250
大 分	585,189	1,383,748	1,137,378	541,176	596,202	529,314
宮 崎	550,431	1,299,043	1,088,186	515,656	572,530	521,663
鹿 児 島	911,143	2,159,192	1,618,119	765,263	852,856	800,639
那 覇	634,340	1,609,666	1,461,018	719,539	741,479	653,902

(注) 第1表「本籍・人口・世帯数」の(注) 参照

第2表 届出事件数

種 別	総 数		届 出						他市町村から送付	
			計		本籍人届出		非本籍人届出			
	取消*		取消*		取消*		取消*		取消*	
総 数	351	6,381,541	214	4,061,150	86	2,979,087	128	1,082,063	137	2,320,391
出 生	-	1,281,272	-	894,501	-	489,705	-	404,796	-	386,771
国 籍 留 保	-	22,279	-	11,944	-	1,632	-	10,312	-	10,335
認 知	-	23,367	-	13,131	-	10,363	-	2,768	-	10,236
養 子 縁 組	9	114,094	4	72,737	2	64,783	2	7,954	5	41,357
養 子 離 縁	-	34,855	-	22,912	-	20,536	-	2,376	-	11,943
戸籍法第69条の2、第73条の2	-	2,729	-	1,782	-	1,629	-	153	-	947
婚 姻	20	1,480,640	12	627,449	9	457,162	3	170,287	8	853,191
離 婚	4	348,932	3	212,463	2	182,426	1	30,037	1	136,469
戸籍法第75条の2、第77条の2	-	141,724	-	92,857	-	84,079	-	8,778	-	48,867
親権・後見・後見監督・保佐	-	9,745	-	8,162	-	7,319	-	843	-	1,583
届 出	-	7,269	-	5,686	-	4,843	-	843	-	1,583
嘱託(別表第一審判の確定)	-	2,382	-	2,382	-	2,382	-	-	-	-
嘱託(審判前の保全処分)	-	94	-	94	-	94	-	-	-	-
死 亡	-	1,778,869	-	1,386,141	-	984,861	-	401,280	-	392,728
失 踪	316	2,279	193	1,663	73	1,095	120	568	123	616
復 氏	-	2,901	-	1,834	-	1,679	-	155	-	1,067
姻 族 関 係 終 了	-	4,344	-	3,551	-	2,762	-	789	-	793
相 続 人 廃 除	2	34	2	25	-	17	2	8	-	9
入 籍	-	260,240	-	166,692	-	154,195	-	12,497	-	93,548
分 籍	-	31,288	-	17,451	-	16,495	-	956	-	13,837
国 籍 取 得	-	1,332	-	898	-	506	-	392	-	434
帰 化	-	9,803	-	8,399	-	7,014	-	1,385	-	1,404
国 籍 喪 失	-	3,178	-	2,176	-	1,158	-	1,018	-	1,002
国 籍 選 択	-	5,204	-	3,677	-	2,153	-	1,524	-	1,527
外国国籍喪失	-	214	-	151	-	92	-	59	-	63
氏 の 変 更	-	19,569	-	15,689	-	11,978	-	3,711	-	3,880
戸籍法第107条第1項	-	12,629	-	10,846	-	9,062	-	1,784	-	1,783
同 法第107条第2項	-	5,635	-	3,923	-	2,246	-	1,677	-	1,712
同 法第107条第3項	-	777	-	555	-	372	-	183	-	222
同 法第107条第4項	-	528	-	365	-	298	-	67	-	163
名 の 変 更	-	5,785	-	4,546	-	3,301	-	1,245	-	1,239
転 籍	-	672,331	-	385,893	-	379,473	-	6,420	-	286,438
就 籍	-	105	-	95	-	74	-	21	-	10
訂 正 ・ 更 正	-	78,733	-	72,818	-	72,555	-	263	-	5,915
市町村長職権	-	67,380	-	63,300	-	63,221	-	79	-	4,080
戸籍法第24条第2項	-	5,692	-	5,304	-	5,298	-	6	-	388
同 法第113条、第114条	-	1,219	-	794	-	740	-	54	-	425
同 法第116条	-	1,349	-	844	-	725	-	119	-	505
続柄の記載更正(嘱託)	-	943	-	943	-	943	-	-	-	-
続柄の記載更正(申出)	-	2,150	-	1,633	-	1,628	-	5	-	517
追 完	-	2,520	-	2,256	-	974	-	1,282	-	264
そ の 他	-	5,978	-	1,928	-	993	-	935	-	4,050
離婚届等不受理申出	-	37,197	-	27,329	-	18,078	-	9,251	-	9,868

(注) 「取消*」の数は、取消事件を示し、内数である。

第3表 処理事件数

(自 平成31年4月1日)
(至 令和2年3月31日)

事 項	件 数
1 新 戸 籍 編 製	994,684
2 戸 籍 全 部 消 除	990,101
3 違 反 通 知	6,212
4 戸籍の再製・補完	711
5 そ の 他	5,806
計	1,997,514

(注) 「その他」は届出の催告、戸籍の記載の錯誤・遺漏通知及び管轄法務局に対する許可の申請である。

第4表 処理事件数

(自 平成31年4月1日)
(至 令和2年3月31日)

種類			件数	件 数		金 額
				有 料	無 料	
記 録 事 項 証 明	全 部	戸 籍	15,070,739	4,058,499	6,770,685,920	
		除 籍	2,808,481	1,539,296	2,107,342,850	
		計	17,879,220	5,597,795	8,878,028,770	
	個 人	戸 籍	4,068,754	302,048	1,827,601,290	
		除 籍	55,521	28,306	41,613,650	
		計	4,124,275	330,354	1,869,214,940	
	一 部	戸 籍	5,796	14,768	2,582,200	
		除 籍	2,811	1,699	2,108,850	
		計	8,607	16,467	4,691,050	
	小 計 a		22,012,102	5,944,616	10,751,934,760	
	謄 本	戸 籍	51,032	36,190	29,580,150	
		除 籍	7,870,254	4,926,090	5,901,996,800	
計		7,921,286	4,962,280	5,931,576,950		
抄 本	戸 籍	3,501	2,565	1,621,050		
	除 籍	54,348	32,939	40,788,150		
	計	57,849	35,504	42,409,200		
証 明	戸 籍	8,150	7,425	2,853,950		
	除 籍	209	410	87,600		
	計	8,359	7,835	2,941,550		
受理等の証明		(22,483) 613,069	(90) 13,606	(31,476,600) 237,823,850		
閲 覧		14,441	40,045	758,850		
小 計 b		(22,483) 8,615,004	(90) 5,059,270	(31,476,600) 6,215,510,400		
合 計(a + b)		(22,483) 30,627,106	(90) 11,003,886	(31,476,600) 16,967,445,160		

(注) () 内は、戸籍法施行規則第66条第2項に基づく証明の内数である。

第5表 市区町村数及び戸籍事務を取り扱う事務所数（令和2年4月1日現在）

(1) 市区町村数

	市	区	町	村	計
総 数	772	198	743	183	1,896
コンピュータ庁	772	198	743	182	1,895

(注) 市の数には、政令指定都市を含まない。また、コンピュータ庁は、市区町村数の内数である。

(2) 事務所数

	本 庁	支 所	出張所	計
総 数	1,896	1,699	1,146	4,741
	(1,896)	(2,352)	(2,121)	(6,369)
コンピュータ庁	1,895	1,631	845	4,371

(注) () 内は、総事務所数である。また、コンピュータ庁は、戸籍事務を処理する事務所数の内数である。

第6表 職員数（平成2年4月1日現在）

経 験 年 数	3年未満	3年以上	10年以上	計
戸籍事務担当者数	18,888	15,739	5,527	40,154
	(16,360)	(13,245)	(4,556)	(34,161)

(注) () 内は、兼任者で内数である。

4 戸籍事件表（二） 年別比較表

第1表 本籍、人口及び世帯数10年比較

区	分	令和2年	平成31年	平成30年	平成29年		
本	籍	数	52,492,074	52,355,170	53,560,651	52,487,410	
本	籍	人	口	125,994,955	126,489,539	126,957,585	127,359,552
住	民	基本台帳に基づく世帯数	57,380,526	56,996,515	56,613,999	56,221,568	
住	民	基本台帳に基づく人口	124,271,318	124,776,364	125,209,603	125,583,658	
	男		60,624,340	60,878,859	61,098,245	61,290,165	
	女		63,646,978	63,897,505	64,111,358	64,293,493	

（注） 本籍数及び本籍人口は全て各年3月31日現在のものである。また、住民基本台帳に基づく世帯数及び平成26年からは各年1月1日現在のものである。

第2表 種類別届出事件10年比較（会計年度）

種	別	平成31年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
総	数	4,061,150	4,041,126	4,114,756	4,161,433
出	生	894,501	934,054	969,887	1,000,936
国	籍 留	11,944	12,529	13,013	13,855
認	知	13,131	13,678	13,890	14,742
養	子 縁	72,737	72,858	75,111	78,910
養	子 離	22,912	23,259	23,605	24,010
戸籍法第69条の2・第73条の2		1,782	1,686	1,667	1,635
婚	姻	627,449	586,937	614,603	631,819
離	婚	212,463	212,507	213,882	219,358
戸籍法第75条の2・第77条の2		92,857	91,625	90,307	91,273
親権・後見・後見監督・保佐		5,686	5,848	5,975	6,313
同	上 嘱	2,476	2,682	2,827	3,267
死	亡	1,386,141	1,375,839	1,369,225	1,342,618
失	踪	1,663	1,881	2,036	1,941
復	氏	1,834	2,009	2,075	2,014
姻	族 関 係 終	3,551	4,124	4,895	4,032
相	続 人 廃	25	43	39	56
入	籍	166,692	168,280	171,743	177,192
分	籍	17,451	16,140	15,990	16,405
国	籍 取	898	968	961	1,065
帰	化	8,399	8,725	10,338	9,476
国	籍 喪	2,176	2,165	2,010	2,016
国	籍 選	3,677	3,539	3,401	3,368
外	国 籍 喪	151	161	125	150
氏	の 変	15,689	15,072	16,019	15,818
名	の 変	4,546	4,178	4,369	4,539
転	籍	385,893	374,079	375,957	375,781
就	籍	95	71	87	82
訂	正 ・ 更	72,818	75,148	79,176	86,873
追	完	2,256	2,045	2,070	2,065
そ	の 他	1,928	1,936	1,802	1,736
離	婚 届 等 不 受 理 申 出	27,329	27,060	27,671	28,088

（注） この表は、本籍人届出及び非本籍人届出に関するものである。

平成28年	平成27年	平成26年	平成25年	平成24年	平成23年
52,443,938	52,363,707	52,274,725	52,153,260	52,025,647	51,894,815
127,659,960	127,940,865	128,254,692	128,607,872	128,858,727	129,115,581
55,811,969	55,364,285	54,952,108	54,594,744	54,171,475	53,549,522
125,891,742	126,163,576	126,434,964	126,393,679	126,659,683	126,230,625
61,444,444	61,584,613	61,727,584	61,694,085	61,842,865	61,658,202
64,447,298	64,578,963	64,707,380	64,699,594	64,816,818	64,572,423

人口は、住民基本台帳人口要覧（総務省自治行政局編）によるものであり、平成25年までは各年3月31日現在、

平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度
4,247,875	4,284,124	4,318,790	4,306,868	4,369,773	4,464,122
1,035,783	1,042,695	1,054,678	1,060,639	1,077,867	1,098,262
14,562	15,295	14,963	15,636	16,138	15,486
14,875	14,940	14,690	14,943	15,145	14,966
82,592	83,611	83,647	81,383	81,556	83,228
25,085	24,917	25,480	25,244	25,583	27,515
1,728	1,693	1,758	1,695	1,743	1,776
652,560	651,063	681,482	677,908	682,199	698,917
229,084	228,218	234,349	237,075	240,860	250,874
93,499	92,576	93,575	93,847	95,126	98,598
6,625	7,098	7,327	7,525	10,035	9,697
3,502	2,971	3,173	2,491	227	182
1,304,269	1,299,480	1,288,419	1,277,626	1,294,493	1,299,470
1,982	2,031	2,628	2,009	2,489	2,121
2,101	1,961	2,073	2,101	2,177	2,221
2,783	2,202	2,167	2,213	1,975	1,911
43	44	61	38	31	28
185,179	186,036	191,267	193,846	193,469	201,425
17,173	16,555	15,966	16,318	16,049	16,894
1,069	1,163	1,120	1,175	1,274	1,522
9,266	9,660	8,392	10,800	9,413	12,754
1,679	1,488	1,409	1,139	1,047	1,113
2,847	2,986	2,780	2,507	2,198	2,196
69	65	56	57	63	38
16,711	17,002	17,463	17,988	17,582	18,304
4,990	4,870	5,172	5,338	5,184	5,303
396,486	390,225	394,892	399,834	401,062	404,247
128	144	160	131	123	179
111,002	150,920	140,489	127,241	145,795	165,983
1,934	2,128	2,003	2,115	2,118	2,296
1,614	1,661	1,704	1,819	2,277	1,883
26,655	28,426	25,447	24,187	24,475	24,733

5 供託金年計表（令和元年度）

区 分 庁 名	前 年 度 越 高		受 高		払 高		
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	内 渡
総 数	2,892,788	1,081,496,951,560	346,630	321,794,391,427	235,262	239,006,750,491	27,672
東 京 管 内	1,523,209	715,539,923,454	216,285	246,192,867,815	120,881	183,298,764,704	13,404
東 京 横 濱	1,073,094	612,805,566,448	142,225	221,338,156,755	70,233	166,132,750,770	7,767
さい たま	139,212	34,941,839,266	19,198	7,449,304,620	16,099	4,766,053,512	1,565
千 葉	70,561	16,834,914,292	15,802	3,437,554,886	8,211	3,418,750,550	836
水 戸	75,613	12,216,008,780	11,692	4,333,403,939	7,106	3,693,091,839	757
都 府 会 社	28,096	3,935,304,797	5,749	1,314,931,338	4,279	848,573,172	447
前 橋	34,636	4,582,718,315	2,669	1,132,231,116	3,297	925,970,234	246
静 岡	19,635	4,243,418,304	2,862	1,004,466,168	2,886	600,773,009	440
甲 府	34,735	7,646,743,248	8,361	3,013,808,308	3,814	1,266,546,697	627
野 田	13,509	1,846,642,014	1,433	308,427,148	1,079	456,065,624	201
長 野	22,103	3,793,350,098	2,128	1,041,642,759	1,803	603,989,040	233
新 潟	12,015	12,693,417,892	4,166	1,818,940,778	2,074	586,200,257	285
大 阪 管 内	546,131	164,628,453,753	45,320	32,173,713,554	38,262	23,080,910,233	3,565
大 阪	292,197	122,587,283,118	27,180	23,735,561,658	21,297	9,851,566,341	1,472
京 都	109,843	16,566,391,202	7,569	3,125,276,866	5,951	5,041,451,017	872
神 戸	100,650	18,134,589,691	7,069	3,597,421,727	7,270	4,401,712,288	792
奈 良	14,253	1,772,351,259	1,359	562,757,128	1,433	605,141,216	100
和 歌 山	7,624	3,770,857,831	1,100	535,261,093	1,171	2,791,579,321	205
	21,564	1,796,980,652	1,043	617,435,082	1,140	389,460,050	124
名 古 屋 管 内	117,218	70,656,647,258	18,529	13,727,350,725	20,035	10,730,542,202	3,073
名 古 屋	64,858	56,542,194,960	11,411	7,475,314,044	12,786	6,152,922,595	1,924
津 市	14,242	2,671,257,333	1,611	673,760,739	1,769	425,719,395	511
岐 阜	14,824	3,027,590,683	2,136	745,488,877	2,738	930,413,426	232
福 井	8,558	4,952,338,819	893	2,855,949,118	831	2,523,590,053	105
富 山	8,270	1,775,087,560	1,486	1,553,335,530	996	353,678,861	139
	6,466	1,688,177,903	992	423,502,417	915	344,217,872	162
広 島 管 内	124,295	15,314,806,876	10,343	8,461,387,118	9,737	3,685,174,781	1,151
広 島	39,182	6,099,814,237	4,912	2,095,761,529	4,325	1,355,085,913	414
山 口	30,226	3,925,019,266	1,925	4,923,035,783	2,113	1,296,760,366	160
岡 山	40,479	3,534,509,292	2,095	1,325,423,770	1,942	772,153,456	281
取 郡	6,958	566,363,210	625	58,435,419	584	115,577,143	132
鳥 取	7,450	1,189,100,871	786	58,730,617	773	145,597,903	164
福 岡 管 内	317,910	72,232,577,459	32,353	11,285,247,137	24,716	9,285,749,634	3,245
福 岡	64,198	21,172,811,333	8,994	4,917,697,041	7,826	4,380,904,442	877
佐 賀	8,772	1,315,231,752	784	173,399,659	1,124	347,957,812	347
長 崎	31,799	2,982,682,638	2,447	1,666,522,758	1,975	580,277,553	431
大 分	24,452	4,918,460,446	2,623	861,964,100	1,992	575,525,570	374
熊 本	57,685	4,719,702,354	2,618	807,476,169	2,190	621,029,572	258
鹿 兒 島	26,418	3,147,445,822	2,504	645,692,832	2,502	743,145,795	331
宮 崎	19,769	1,255,926,389	1,822	421,164,524	1,802	366,631,214	217
那 覇	84,817	32,720,316,725	10,561	1,791,330,054	5,305	1,670,277,676	410
仙 台 管 内	77,584	19,723,502,316	11,711	5,281,481,582	9,806	4,641,243,751	1,496
仙 台	23,301	5,517,369,143	3,316	1,081,139,605	2,488	836,371,742	290
福 山	15,421	6,892,523,011	2,678	1,797,153,226	2,332	1,703,922,312	393
山 形	8,376	1,777,050,068	1,308	1,218,516,876	1,333	1,041,487,110	226
盛 岡	9,411	2,619,237,860	1,878	541,605,790	1,244	445,152,657	181
秋 田	12,724	1,168,607,900	1,248	238,258,208	774	321,161,434	113
青 森	8,351	1,748,714,334	1,283	404,807,877	1,635	293,148,496	293
札 幌 管 内	122,727	11,259,145,120	6,594	2,786,269,355	7,102	2,683,164,361	895
札 幌	105,445	8,780,799,465	4,238	1,720,086,273	4,691	2,145,480,772	538
函 館	6,834	754,127,778	902	545,714,851	810	128,203,241	93
旭 川	4,075	980,596,558	654	249,661,753	761	168,168,437	140
釧 路	6,373	743,621,319	800	270,806,478	840	241,311,911	124
高 松 管 内	63,714	12,141,895,324	5,495	1,886,074,141	4,723	1,601,200,825	843
高 松	11,985	6,324,895,943	1,306	728,439,898	1,583	838,461,782	315
徳 島	13,186	1,365,513,333	838	122,147,813	875	283,919,353	147
高 知	23,189	2,680,266,748	1,145	304,493,750	692	184,686,404	75
山 口	15,354	1,771,219,300	2,206	730,992,680	1,573	294,133,286	306

（注）「内渡」は、払高件数の内数であり、「時効回復高」の件数・金額は、払高件数・金額の外数である。

(金額単位 円)

時効回復高		現 在 高		利息払渡認可高		時 効 歳 入 高	
件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
4,838	80,232,244	3,031,828	1,164,284,592,496	144,776	143,142,686	1,906	126,543,167
2,540	51,896,744	1,632,017	778,434,026,565	76,903	91,521,164	1,014	63,392,524
1,288	21,352,842	1,152,853	668,010,972,433	44,453	80,296,952	403	30,714,284
463	4,319,740	143,876	37,625,090,374	10,894	4,256,971	140	17,596,050
229	6,587,854	78,988	16,853,718,628	5,176	2,127,553	90	4,134,783
152	9,120,000	80,956	12,856,320,880	4,779	1,646,041	59	3,255,326
79	678,150	30,013	4,401,662,963	2,527	332,917	61	1,179,442
155	94,200	34,254	4,788,979,197	1,983	553,777	36	735,074
0	0	20,051	4,647,111,463	1,798	514,619	147	1,145,651
130	9,309,558	39,909	9,394,004,859	2,426	1,057,022	15	3,077,516
5	79,200	14,064	1,699,003,538	655	224,895	0	0
0	0	22,661	4,231,003,817	1,102	221,902	56	1,222,484
39	355,200	14,392	13,926,158,413	1,110	288,515	7	331,914
690	13,492,430	556,754	173,721,257,074	24,609	27,814,459	229	33,674,449
619	11,224,823	299,552	136,471,278,435	14,085	20,755,916	142	9,711,179
1	500,000	112,333	14,650,217,051	2,893	2,890,097	33	1,635,907
65	1,485,487	101,241	17,330,299,130	5,250	3,020,469	17	978,755
0	0	14,279	1,729,967,171	844	224,093	2	16,908
0	0	7,758	1,514,539,603	805	807,594	22	21,112,634
5	282,120	21,591	2,024,955,684	732	116,290	13	219,066
1,301	8,303,970	118,785	73,653,455,781	12,760	10,072,370	92	3,185,311
1,257	7,442,316	65,407	57,864,586,409	8,318	8,319,633	51	1,382,911
25	117,003	14,595	2,919,298,677	1,024	138,418	21	546,375
19	744,651	14,454	2,842,666,134	1,865	401,041	5	621,444
0	0	8,725	5,284,697,884	544	1,040,423	7	373,835
0	0	8,899	2,974,744,229	531	91,410	5	223,028
0	0	6,705	1,767,462,448	478	81,445	3	37,718
288	2,420,700	126,052	20,091,019,213	5,729	1,897,126	118	3,554,977
0	0	40,183	6,840,489,853	2,762	722,821	30	947,639
287	1,820,700	30,198	7,551,294,683	1,160	666,805	40	700,897
1	600,000	40,913	4,087,779,606	1,136	455,884	20	664,301
0	0	7,131	509,221,486	281	26,586	11	438,006
0	0	7,627	1,102,233,585	390	25,030	17	804,134
17	3,018,400	328,792	74,232,074,962	13,164	5,020,805	235	10,564,973
0	0	66,243	21,709,603,932	4,405	2,848,769	83	3,001,309
0	0	8,779	1,140,673,599	733	359,451	6	101,154
0	0	32,702	4,068,927,843	1,021	240,089	19	402,086
0	0	25,457	5,204,898,976	1,102	261,223	8	214,948
0	0	58,371	4,906,148,951	1,298	464,869	22	523,742
5	2,860,000	26,751	3,049,992,859	1,452	384,324	18	654,250
0	0	20,006	1,310,459,699	992	60,592	11	220,653
12	158,400	90,483	32,841,369,103	2,161	401,488	68	5,446,831
1	1,000,000	80,985	20,363,740,147	5,265	3,547,389	119	5,184,641
0	0	24,419	5,762,137,006	1,486	329,369	24	1,949,334
1	1,000,000	16,160	6,985,753,925	1,180	2,813,660	24	1,143,476
0	0	8,577	1,954,079,834	726	132,343	32	762,236
0	0	10,226	2,715,690,993	667	204,273	9	513,267
0	0	13,311	1,085,704,674	415	31,728	4	32,850
0	0	8,292	1,860,373,715	791	36,016	26	783,478
0	0	123,114	11,362,250,114	3,844	1,390,271	49	5,672,277
0	0	105,530	8,355,404,966	2,705	1,283,456	41	4,523,844
0	0	7,019	1,171,639,388	286	9,377	0	0
0	0	4,108	1,062,089,874	420	34,035	5	608,764
0	0	6,457	773,115,886	433	63,403	3	539,669
1	100,000	65,329	12,426,768,640	2,502	1,879,102	50	1,314,015
0	0	12,023	6,214,874,059	955	1,703,940	21	449,313
0	0	13,296	1,203,741,793	463	77,148	6	125,846
0	0	23,717	2,800,074,094	381	33,564	16	352,439
1	100,000	16,293	2,208,078,694	703	64,450	7	386,417

6 供託有価証券年計表（令和元年度）

区分 庁名	前年度越 高			受 高		
	件数	枚数	券面額	件数	枚数	券面額
総 数	28,703	200,158	28,737,229,239.5	226	10,881	952,168,450.0
東 京 管 内	12,647	98,849	23,692,717,171.5	97	3,973	341,271,500.0
東 横 ば い た ま	8,488	68,753	21,462,731,450.0	43	483	206,875,000.0
水 戸 都	952	8,167	656,478,350.0	17	383	25,400,000.0
前 静 甲 長 新	592	4,226	230,269,160.0	5	433	14,000,000.0
	695	4,103	238,724,600.0	9	1,362	11,308,000.0
	196	1,358	112,976,467.5	1	1	120,000.0
	106	1,680	208,117,500.0	2	64	12,680,000.0
	213	1,722	179,565,900.0	5	270	11,092,500.0
	525	4,353	194,491,750.0	4	355	5,600,000.0
	82	368	50,260,000.0	3	6	250,000.0
	433	2,307	131,137,350.0	4	435	41,346,000.0
	365	1,812	227,964,644.0	4	181	12,600,000.0
大 阪 管 内	5,083	31,624	1,481,422,550.0	43	1,904	153,345,250.0
大 京 神 奈 和	2,943	18,884	856,126,350.0	28	900	90,196,500.0
	633	3,519	127,744,350.0	9	464	34,268,500.0
	1,023	5,935	239,654,500.0	1	1	250,000.0
	105	679	34,075,200.0	0	0	0.0
	138	1,248	75,198,500.0	3	24	18,865,000.0
	241	1,359	148,623,650.0	2	515	9,765,250.0
名 古 屋 管 内	2,314	15,335	1,102,692,450.0	17	1,577	66,671,500.0
名 古 津	1,427	8,262	600,071,950.0	4	1,086	45,621,500.0
	54	348	15,547,700.0	6	6	1,500,000.0
岐 阜	225	2,255	73,947,750.0	3	213	5,200,000.0
福 井	162	797	68,694,950.0	1	7	0.0
金 沢	242	1,815	151,685,250.0	0	0	0.0
富 山	204	1,858	192,744,850.0	3	265	14,350,000.0
広 島 管 内	1,252	7,250	425,537,203.0	16	981	190,860,200.0
広 山 岡 鳥 松	575	2,969	160,364,810.0	9	219	70,810,200.0
	182	1,237	35,405,000.0	4	714	119,800,000.0
	412	2,264	131,022,193.0	2	2	250,000.0
	32	213	37,973,550.0	1	46	0.0
	51	567	60,771,650.0	0	0	0.0
福 岡 管 内	2,446	24,823	732,090,745.0	35	1,010	102,310,000.0
福 佐 佐 長 大 熊 鹿 児 宮 那	970	18,691	410,268,197.5	10	562	71,214,000.0
	78	213	15,569,500.0	0	0	0.0
	253	1,460	12,551,847.5	1	1	0.0
	258	704	56,511,500.0	1	1	250,000.0
	333	1,285	96,198,600.0	1	365	5,476,000.0
	292	1,560	26,426,000.0	1	42	15,420,000.0
	173	703	39,715,600.0	2	13	3,450,000.0
	89	207	74,849,500.0	19	26	6,500,000.0
仙 台 管 内	1,537	6,919	591,450,420.0	10	159	30,250,000.0
仙 福 山 盛 秋 青	469	1,781	87,779,100.0	4	34	0.0
	346	1,198	85,146,000.0	2	42	10,000,000.0
	177	1,141	122,070,000.0	1	1	250,000.0
	204	890	153,913,770.0	2	44	20,000,000.0
	245	1,193	40,242,550.0	1	38	0.0
	96	716	102,299,000.0	0	0	0.0
札 幌 管 内	2,719	11,477	530,032,850.0	6	1,243	58,360,000.0
札 函 旭 釧	1,603	5,985	215,325,950.0	2	224	4,600,000.0
	359	953	45,357,850.0	0	0	0.0
	466	1,987	173,405,150.0	0	0	0.0
	291	2,552	95,943,900.0	4	1,019	53,760,000.0
高 松 管 内	705	3,881	181,285,850.0	2	34	9,100,000.0
高 徳 高 松	316	1,769	23,932,650.0	0	0	0.0
	109	342	17,204,000.0	0	0	0.0
	57	278	33,840,000.0	0	0	0.0
	223	1,492	106,309,200.0	2	34	9,100,000.0

（注）「内渡件数」は、払高件数の内数である。

(金額単位 円)

払 高				現 在 高			利札払渡 認可件数
件 数	枚 数	券 面 額	内渡件数	件 数	枚 数	券 面 額	
79	6,056	366,838,500.0	1	28,851	204,983	29,322,559,189.5	0
37	3,473	181,431,000.0	1	12,708	99,349	23,852,557,671.5	0
10	1,355	77,285,600.0	1	8,522	67,881	21,592,320,850.0	0
7	152	6,300,000.0	0	962	8,398	675,578,350.0	0
4	172	6,100,000.0	0	593	4,487	238,169,160.0	0
6	775	0.0	0	698	4,690	250,032,600.0	0
1	1	120,000.0	0	196	1,358	112,976,467.5	0
0	0	0.0	0	108	1,744	220,797,500.0	0
2	96	10,829,400.0	0	216	1,896	179,829,000.0	0
1	334	0.0	0	528	4,374	200,091,750.0	0
0	0	0.0	0	85	374	50,510,000.0	0
3	467	59,796,000.0	0	434	2,275	112,687,350.0	0
3	121	21,000,000.0	0	366	1,872	219,564,644.0	0
12	346	5,633,500.0	0	5,114	33,182	1,629,134,300.0	0
6	213	2,756,000.0	0	2,965	19,571	943,566,850.0	0
3	68	2,877,500.0	0	639	3,915	159,135,350.0	0
1	1	0.0	0	1,023	5,935	239,904,500.0	0
1	5	0.0	0	104	674	34,075,200.0	0
0	0	0.0	0	141	1,272	94,063,500.0	0
1	59	0.0	0	242	1,815	158,388,900.0	0
8	542	27,727,000.0	0	2,323	16,370	1,141,636,950.0	0
3	46	16,890,000.0	0	1,428	9,302	628,803,450.0	0
1	23	0.0	0	59	331	17,047,700.0	0
3	213	700,000.0	0	225	2,255	78,447,750.0	0
0	0	0.0	0	163	804	68,694,950.0	0
1	260	10,137,000.0	0	241	1,555	141,548,250.0	0
0	0	0.0	0	207	2,123	207,094,850.0	0
3	358	59,900,000.0	0	1,265	7,873	556,497,403.0	0
0	0	0.0	0	584	3,188	231,175,010.0	0
2	357	59,900,000.0	0	184	1,594	95,305,000.0	0
1	1	0.0	0	413	2,265	131,272,193.0	0
0	0	0.0	0	33	259	37,973,550.0	0
0	0	0.0	0	51	567	60,771,650.0	0
6	39	22,207,000.0	0	2,475	25,794	812,193,745.0	0
4	33	20,107,000.0	0	976	19,220	461,375,197.5	0
0	0	0.0	0	78	213	15,569,500.0	0
1	1	0.0	0	253	1,460	12,551,847.5	0
0	0	0.0	0	259	705	56,761,500.0	0
0	0	0.0	0	334	1,650	101,674,600.0	0
0	0	0.0	0	293	1,602	41,846,000.0	0
0	0	0.0	0	175	716	43,165,600.0	0
1	5	2,100,000.0	0	107	228	79,249,500.0	0
5	181	15,860,000.0	0	1,542	6,897	605,840,420.0	0
2	34	360,000.0	0	471	1,781	87,419,100.0	0
0	0	0.0	0	348	1,240	95,146,000.0	0
0	0	0.0	0	178	1,142	122,320,000.0	0
2	13	8,800,000.0	0	204	921	165,113,770.0	0
0	0	0.0	0	246	1,231	40,242,550.0	0
1	134	6,700,000.0	0	95	582	95,599,000.0	0
6	1,091	54,050,000.0	0	2,719	11,629	534,342,850.0	0
2	206	4,600,000.0	0	1,603	6,003	215,325,950.0	0
0	0	0.0	0	359	953	45,357,850.0	0
1	29	0.0	0	465	1,958	173,405,150.0	0
3	856	49,450,000.0	0	292	2,715	100,253,900.0	0
2	26	30,000.0	0	705	3,889	190,355,850.0	0
2	26	30,000.0	0	314	1,743	23,902,650.0	0
0	0	0.0	0	109	342	17,204,000.0	0
0	0	0.0	0	57	278	33,840,000.0	0
0	0	0.0	0	225	1,526	115,409,200.0	0

7 供託振替国債年計表（令和元年度）

区分 庁名	前年度越高		受高	
	件数	金額	件数	金額
総数	2,496	373,921,170,000	75	14,673,500,000
東京管内	1,428	252,385,650,000	37	11,401,900,000
東京	1,029	240,918,600,000	19	10,508,050,000
横浜	90	3,882,700,000	5	230,200,000
さいたま	39	1,730,350,000	2	115,000,000
千葉	33	749,000,000	2	15,000,000
水戸	3	183,200,000	0	0
宇都宮	6	229,000,000	1	100,000,000
前橋	35	789,000,000	2	15,750,000
静岡	53	1,068,550,000	3	187,900,000
甲府	31	307,950,000	1	10,000,000
長野	51	507,200,000	0	0
新潟	58	2,020,100,000	2	220,000,000
大阪管内	394	48,993,020,000	8	144,000,000
大阪	273	33,428,550,000	5	130,000,000
京都	28	475,400,000	0	0
神戸	60	14,418,120,000	1	10,000,000
奈良	15	120,950,000	2	4,000,000
大津	4	221,500,000	0	0
和歌山	14	328,500,000	0	0
名古屋管内	268	26,807,800,000	17	2,889,100,000
名古屋	179	17,228,650,000	3	120,000,000
岐阜	32	3,140,250,000	0	0
岐阜	11	694,000,000	1	400,000,000
福岡	22	4,914,400,000	12	2,359,100,000
金沢	18	590,500,000	1	10,000,000
富山	6	240,000,000	0	0
広島管内	100	22,159,200,000	2	5,600,000
広島	25	581,600,000	2	5,600,000
山口	21	20,369,000,000	0	0
岡山	37	1,003,100,000	0	0
鳥取	15	193,500,000	0	0
松江	2	12,000,000	0	0
福岡管内	100	6,761,200,000	3	140,000,000
福岡	44	3,855,300,000	1	60,000,000
佐賀	0	0	0	0
長崎	0	0	0	0
大分	8	146,000,000	0	0
熊本	19	173,000,000	0	0
鹿児島	22	1,540,100,000	2	80,000,000
宮崎	1	20,000,000	0	0
那覇	6	1,026,800,000	0	0
仙台管内	97	4,546,600,000	2	50,900,000
仙台	3	208,000,000	0	0
福島	50	2,180,050,000	2	50,900,000
山形	10	1,328,800,000	0	0
盛岡	19	230,700,000	0	0
秋田	1	24,000,000	0	0
青森	14	575,050,000	0	0
札幌管内	71	5,559,200,000	6	42,000,000
札幌	49	2,813,200,000	6	42,000,000
函館	19	2,656,000,000	0	0
旭川	2	80,000,000	0	0
釧路	1	10,000,000	0	0
高松管内	38	6,708,500,000	0	0
高松	11	3,009,000,000	0	0
徳島	3	30,000,000	0	0
高知	0	0	0	0
松山	24	3,669,500,000	0	0

(金額単位 円)

払 高			償 還		現 在 高	
件 数	金 額	内 渡	件 数	金 額	件 数	金 額
456	60,644,550,000	40	339	53,061,750,000	2,155	327,950,120,000
296	40,738,300,000	26	213	35,219,450,000	1,195	223,049,250,000
211	37,825,550,000	17	156	32,797,500,000	854	213,601,100,000
15	491,000,000	0	9	98,000,000	80	3,621,900,000
9	74,500,000	0	7	54,500,000	32	1,770,850,000
5	153,800,000	0	4	148,800,000	30	610,200,000
2	83,200,000	0	2	83,200,000	1	100,000,000
2	110,000,000	0	2	110,000,000	5	219,000,000
5	259,200,000	1	5	259,200,000	33	545,550,000
8	308,150,000	2	7	308,000,000	50	948,300,000
11	38,150,000	0	0	0	21	279,800,000
8	212,600,000	0	6	199,600,000	43	294,600,000
20	1,182,150,000	6	15	1,160,650,000	46	1,057,950,000
70	9,992,200,000	1	55	9,841,600,000	333	39,144,820,000
39	9,285,000,000	1	34	9,235,000,000	240	24,273,550,000
5	50,000,000	0	4	40,000,000	23	425,400,000
16	293,100,000	0	9	222,500,000	45	14,135,020,000
1	10,000,000	0	1	10,000,000	16	114,950,000
2	210,000,000	0	1	200,000,000	2	11,500,000
7	144,100,000	0	6	134,100,000	7	184,400,000
47	3,342,800,000	6	34	1,775,000,000	244	26,354,100,000
20	1,129,000,000	1	18	1,084,000,000	163	16,219,650,000
4	90,000,000	0	4	90,000,000	28	3,050,250,000
5	231,000,000	2	5	231,000,000	9	863,000,000
11	1,675,800,000	1	3	165,000,000	24	5,597,700,000
2	95,000,000	0	2	95,000,000	17	505,500,000
5	122,000,000	2	2	110,000,000	3	118,000,000
8	4,763,800,000	2	8	4,763,800,000	96	17,401,000,000
1	78,000,000	0	1	78,000,000	26	509,200,000
3	4,365,000,000	0	3	4,365,000,000	18	16,004,000,000
4	320,800,000	2	4	320,800,000	35	682,300,000
0	0	0	0	0	15	193,500,000
0	0	0	0	0	2	12,000,000
7	406,700,000	0	7	406,700,000	96	6,494,500,000
2	230,700,000	0	2	230,700,000	43	3,684,600,000
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
1	10,000,000	0	1	10,000,000	7	136,000,000
1	66,000,000	0	1	66,000,000	18	107,000,000
2	60,000,000	0	2	60,000,000	22	1,560,100,000
0	0	0	0	0	1	20,000,000
1	40,000,000	0	1	40,000,000	5	986,800,000
10	340,550,000	2	9	325,000,000	91	4,256,950,000
0	0	0	0	0	3	208,000,000
5	146,600,000	1	5	146,600,000	48	2,084,350,000
2	18,550,000	1	1	3,000,000	9	1,310,250,000
1	75,400,000	0	1	75,400,000	18	155,300,000
0	0	0	0	0	1	24,000,000
2	100,000,000	0	2	100,000,000	12	475,050,000
8	449,200,000	1	6	429,200,000	70	5,152,000,000
4	74,200,000	0	2	54,200,000	51	2,781,000,000
4	375,000,000	1	4	375,000,000	16	2,281,000,000
0	0	0	0	0	2	80,000,000
0	0	0	0	0	1	10,000,000
10	611,000,000	2	7	301,000,000	30	6,097,500,000
4	315,000,000	2	1	5,000,000	9	2,694,000,000
0	0	0	0	0	3	30,000,000
0	0	0	0	0	0	0
6	296,000,000	0	6	296,000,000	18	3,373,500,000

IV 保護観察所

法務省設置法第15条、第24条、第25条、法務省組織令第76条、法務省組織規則第32条、更生保護法第29条、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第19条、第20条、保護観察所組織規則（平成19年法務省令第22号）

1 保護観察所の概況

保護観察所は、全国50か所（地方裁判所所在地）に設置され、(1)保護観察の実施、(2)懲役、禁錮又は拘留刑の執行終了者等に対する更生緊急保護等の措置の実施、(3)矯正施設被収容者の出所後の生活環境の調整、(4)犯罪の予防を図るための世論啓発、社会環境の改善及び地域住民の活動の促進、(5)更生保護法人の指導、監督等、(6)心神喪失者等医療観察制度における精神保健観察その他の地域社会における処遇並びに生活環境の調査及び調整の事務をつかさどっている。

2 保護観察所の名称、所在地及び管轄区域

（令和元年12月31日現在）

名 称	所 在 地	管 轄 区 域
札幌保護観察所	札幌市中央区大通西12	札幌地裁の管轄区域
函館保護観察所	函館市新川町25-18	函館 〃
旭川保護観察所	旭川市花咲町4	旭川 〃
釧路保護観察所	釧路市幸町10-3	釧路 〃
青森保護観察所	青森市長島1-3-25	青森 〃
盛岡保護観察所	盛岡市内丸8-20	盛岡 〃
仙台保護観察所	仙台市青葉区片平1-3-1	仙台 〃
秋田保護観察所	秋田市山王7-1-2	秋田 〃
山形保護観察所	山形市大手町1-32	山形 〃
福島保護観察所	福島市狐塚17	福島 〃
水戸保護観察所	水戸市北見町1-11	水戸 〃
宇都宮保護観察所	宇都宮市小幡2-1-11	宇都宮 〃
前橋保護観察所	前橋市大手町3-2-1	前橋 〃
さいたま保護観察所	さいたま市浦和区高砂3-16-58	さいたま 〃
千葉保護観察所	千葉市中央区春日2-14-10	千葉 〃
	（処遇部門）千葉市中央区中央港1-11-3	〃
東京保護観察所	東京都千代田区霞が関1-1-1	東京 〃
立川支部	立川市緑町6-3	東京地裁立川支部の管轄区域
横浜保護観察所	横浜市中区北仲通5-57	横浜地裁の管轄区域
新潟保護観察所	新潟市中央区西大畑町5191	新潟 〃
甲府保護観察所	甲府市中央1-11-8	甲府 〃
長野保護観察所	長野市旭町1108	長野 〃

名 称	所 在 地	管 轄 区 域
静岡保護観察所	静岡市葵区追手町9-45	静岡地裁の管轄区域
富山保護観察所	富山市西田地方町2-9-16	富山 〃
金沢保護観察所	金沢市西念3-4-1	金沢 〃
福井保護観察所	福井市春山1-1-54	福井 〃
岐阜保護観察所	岐阜市美江寺町2-7-2	岐阜 〃
名古屋保護観察所	名古屋市中区三の丸4-3-1	名古屋 〃
津保護観察所	津市中央3-12	津 〃
大津保護観察所	大津市京町3-1-1	大津 〃
京都保護観察所	京都市上京区烏丸通今出川上る岡松町255	京都 〃
大阪保護観察所	大阪市中央区大手前4-1-76	大阪 〃
堺支部	堺市堺区南瓦町2-29	大阪地裁堺支部，同 岸和田支部の管轄区域
神戸保護観察所	神戸市中央区橋通1-4-1	神戸地裁の管轄区域
奈良保護観察所	奈良市登大路町1-1	奈良 〃
和歌山保護観察所	和歌山市二番丁3	和歌山 〃
鳥取保護観察所	鳥取市吉方109	鳥取 〃
松江保護観察所	松江市向島町134-10	松江 〃
岡山保護観察所	岡山市北区南方1-8-1	岡山 〃
広島保護観察所	広島市中区上八丁堀2-31	広島 〃
山口保護観察所	山口市河原町6-16	山口 〃
徳島保護観察所	徳島市徳島町城内6-6	徳島 〃
高松保護観察所	高松市丸の内1-1	高松 〃
松山保護観察所	松山市一番町4-4-1	松山 〃
高知保護観察所	高知市丸ノ内1-4-1	高知 〃
福岡保護観察所	福岡市中央区六本松4-2-3	福岡 〃
北九州支部	北九州市小倉北区内5-1	福岡地裁小倉支部，同 行橋支部の管轄区域
佐賀保護観察所	佐賀市城内2-10-20	佐賀地裁の管轄区域
長崎保護観察所	長崎市万才町8-16	長崎 〃
熊本保護観察所	熊本市中央区大江3-1-53	熊本 〃
大分保護観察所	大分市荷揚町7-5	大分 〃
宮崎保護観察所	宮崎市別府町1-1	宮崎 〃
鹿児島保護観察所	鹿児島市山下町13-10	鹿児島 〃
那覇保護観察所	那覇市樋川1-15-15	那覇 〃

3 駐在官事務所の名称及び所在地

(令和元年12月31日現在)

名	称	所 在 地
札幌保護観察所室蘭駐在官事務所		室蘭市日の出町1-18-21
旭川保護観察所稚内駐在官事務所		稚内市末広5-6-1
旭川保護観察所沼田駐在官事務所		雨竜郡沼田町南 1 条3-9-21
釧路保護観察所帯広駐在官事務所		帯広市東五条南9-1-1
釧路保護観察所北見駐在官事務所		北見市寿町4-2-16
釧路保護観察所網走駐在官事務所		網走市台町1-4-15
福島保護観察所いわき駐在官事務所		いわき市平字八幡小路42
水戸保護観察所ひたちなか駐在官事務所		ひたちなか市大字市毛858-82
横浜保護観察所小田原駐在官事務所		小田原市本町2-3-24
新潟保護観察所上越駐在官事務所		上越市西城町2-9-20
長野保護観察所飯田駐在官事務所		飯田市高羽町6-1-5
静岡保護観察所浜松駐在官事務所		浜松市中区中央1-12-4
静岡保護観察所沼津駐在官事務所		沼津市市場町9-1
金沢保護観察所七尾駐在官事務所		七尾市馬出町ハ 1
名古屋保護観察所豊橋駐在官事務所		豊橋市大国町111
津保護観察所四日市駐在官事務所		四日市市三栄町4-21
神戸保護観察所姫路駐在官事務所		姫路市北条1-250
神戸保護観察所尼崎駐在官事務所		尼崎市東難波町4-18-36
鳥取保護観察所米子駐在官事務所		米子市東町124-16
岡山保護観察所津山駐在官事務所		津山市山下46-42
広島保護観察所福山駐在官事務所		福山市三吉町1-7-2
山口保護観察所下関駐在官事務所		下関市竹崎町4-6-1
松山保護観察所宇和島駐在官事務所		宇和島市天神町4-40
福岡保護観察所飯塚駐在官事務所		飯塚市芳雄町13-6
長崎保護観察所佐世保駐在官事務所		佐世保市祇園町21-1
熊本保護観察所八代駐在官事務所		八代市西松江城町11-11
鹿児島保護観察所奄美駐在官事務所		奄美市名瀬矢之脇町1-2
那覇保護観察所石垣駐在官事務所		石垣市字登野城55-4
那覇保護観察所宮古島駐在官事務所		宮古島市平良字下里1016

4 保護観察所事件取扱状況

(1) 保護観察の開始及び終了（令和元年）

保護観察の種別 保護観察所	前年からの 繰越し	開 始 等			終 了 等		
		総 数	開 始	移 送	総 数	保護観察了	移 送
総 数	29,020	30,820	29,183	1,637	32,011	30,369	1,642
1 号 観 察	11,646	12,373	11,823	550	13,295	12,742	553
一 般	7,259	4,971	4,555	416	5,439	5,019	420
交 通	2,003	1,960	1,876	84	2,151	2,067	84
短 期	950	1,418	1,370	48	1,518	1,471	47
交 通 短 期	1,434	4,024	4,022	2	4,187	4,185	2
2 号 観 察	2,736	2,263	2,053	210	2,503	2,292	211
SE・SA対象者以外	2,153	1,927	1,738	189	2,080	1,891	189
SE・SA対象者	583	336	315	21	423	401	22
3 号 観 察	4,731	11,899	11,640	259	12,140	11,881	259
全 部 実 刑	…	…	10,442	…	…	10,733	…
一 部 猶 予	…	…	1,198	…	…	1,148	…
4 号 観 察	9,907	4,285	3,667	618	4,073	3,454	619
一 部 猶 予	…	…	1,419	…	…	412	…
全 部 猶 予	…	…	2,248	…	…	3,042	…
5 号 観 察	—	—	—	—	—	—	—
北海道地方委員会管内	1,097	1,389	1,325	64	1,396	1,323	73
札幌	670	804	768	36	793	764	29
函館	106	171	167	4	175	162	13
旭川	146	189	178	11	192	173	19
釧路	175	225	212	13	236	224	12
東北地方委員会管内	1,321	1,382	1,306	76	1,437	1,355	82
青森	160	164	153	11	188	180	8
盛岡	162	142	128	14	143	135	8
仙台	406	380	360	20	427	404	23
秋田	127	134	129	5	135	123	12
山形	164	160	157	3	190	180	10
福島	302	402	379	23	354	333	21
関東地方委員会管内	11,278	11,410	10,677	733	11,630	10,951	679
水戸	648	665	619	46	727	693	34
宇都宮	494	566	543	23	547	511	36
前橋	417	479	458	21	478	452	26
さいたま	1,528	1,438	1,340	98	1,505	1,409	96
千葉	1,402	1,252	1,162	90	1,309	1,245	64
東京	2,972	3,293	3,033	260	3,336	3,092	244
(本 庁)	2,117	2,371	2,181	190	2,415	2,242	173
(立川支部)	855	922	852	70	921	850	71
横濱	2,242	2,110	1,971	139	2,087	1,979	108
新潟	383	394	387	7	408	398	10
甲府	188	204	196	8	192	183	9
長野	307	298	294	4	302	289	13
静岡	697	711	674	37	739	700	39

年末現在 保護観察中 の人員	本年新たに 一時解除	本年新たに 仮解除	年末現在保護観察中の人員のうち特殊な状態にあるもの				
			一時解除	仮解除	所在不明	法77条第1 項の停止	法令による 身柄拘束
27,829	8	112	3	101	264	102	579
10,724	8	—	3	—	70	—	130
6,791	7	—	2	—	54	—	102
1,812	1	—	1	—	11	—	22
850	—	—	—	—	5	—	5
1,271	—	—	—	—	—	—	1
2,496	—	—	—	—	15	—	40
2,000	—	—	—	—	12	—	32
496	—	—	—	—	3	—	8
4,490	—	—	—	—	105	102	51
4,128	—	—	—	—	101	98	49
362	—	—	—	—	4	4	2
10,119	—	112	—	101	74	—	358
2,150	—	—	—	—	10	—	106
7,969	—	112	—	101	64	—	252
—	—	—	—	—	—	—	—
1,090	—	5	—	6	15	5	17
681	—	4	—	5	9	1	10
102	—	1	—	1	2	2	2
143	—	—	—	—	—	—	2
164	—	—	—	—	4	2	3
1,266	1	7	—	6	8	1	29
136	—	—	—	—	1	—	4
161	—	—	—	—	—	—	4
359	—	5	—	4	2	—	4
126	—	—	—	—	1	—	6
134	1	1	—	1	—	—	3
350	—	1	—	1	4	1	8
11,058	2	30	—	27	133	60	267
586	—	2	—	—	3	2	18
513	—	3	—	4	4	—	13
418	—	—	—	—	4	1	9
1,461	—	5	—	8	18	5	44
1,345	—	3	—	2	7	1	32
2,929	1	5	—	4	47	34	76
2,073	—	1	—	1	44	34	61
856	1	4	—	3	3	—	15
2,265	—	3	—	2	41	15	44
369	—	2	—	3	1	1	12
200	1	1	—	—	1	—	2
303	—	1	—	1	2	—	9
669	—	5	—	3	5	1	8

保護観察の種別 保護観察所	前年からの 繰越し	開始等			終了等		
		総数	開始	移送	総数	保護観察 終了	移送
中部地方委員会管内	2,904	3,130	2,991	139	3,274	3,122	152
富山	146	159	148	11	143	138	5
金沢	180	175	171	4	193	182	11
福井	137	157	151	6	156	151	5
岐阜	364	415	395	20	437	406	31
名古屋	1,713	1,832	1,757	75	1,908	1,830	78
津	364	392	369	23	437	415	22
近畿地方委員会管内	5,846	6,533	6,200	333	6,841	6,542	299
大津	327	340	322	18	347	323	24
京都	659	784	752	32	861	819	42
大阪	2,776	3,217	3,031	186	3,292	3,147	145
(本庁)	2,027	2,306	2,163	143	2,387	2,291	96
(堺支部)	749	911	868	43	905	856	49
神戸	1,575	1,561	1,488	73	1,686	1,630	56
奈良	263	338	321	17	344	327	17
和歌山	246	293	286	7	311	296	15
中国地方委員会管内	1,747	1,947	1,864	83	2,065	1,949	116
鳥取	129	132	126	6	144	129	15
松江	119	154	151	3	162	147	15
岡山	540	601	569	32	634	601	33
広島	680	697	666	31	751	720	31
山口	279	363	352	11	374	352	22
四国地方委員会管内	1,038	1,126	1,088	38	1,159	1,116	43
徳島	174	194	189	5	192	182	10
高松	315	362	350	12	374	362	12
松山	348	365	355	10	399	387	12
高知	201	205	194	11	194	185	9
九州地方委員会管内	3,789	3,903	3,732	171	4,209	4,011	198
福岡	1,718	1,686	1,614	72	1,884	1,791	93
(本庁)	1,282	1,204	1,164	40	1,376	1,311	65
(北九州支部)	436	482	450	32	508	480	28
佐賀	159	207	199	8	226	220	6
長崎	251	250	234	16	288	275	13
熊本	353	409	392	17	397	375	22
大分	193	208	192	16	214	204	10
宮崎	242	227	220	7	250	239	11
鹿児島	265	308	292	16	295	278	17
那覇	608	608	589	19	655	629	26

- (注) 1 「1号観察」は、保護観察処分少年（家庭裁判所の決定により保護観察に付されている者）に対
2 「2号観察」は、少年院仮退院者（地方委員会（地方更生保護委員会の略。以下同じ。）の決定に
3 「3号観察」は、仮釈放者（地方委員会の決定により仮釈放を許されて保護観察に付されている者）
4 「4号観察」は、保護観察付執行猶予者（裁判所の判決により刑の執行を猶予され、保護観察に
5 「5号観察」は、婦人補導院仮退院者（地方委員会の決定により婦人補導院からの仮退院を許さ
6 3号観察及び4号観察の内訳において、統計資料がない数値については「…」と示した。

年末現在 保護観察中 の人員	本年新たに 一時解除	本年新たに 仮解除	年末現在保護観察中の人員のうち特殊な状態にあるもの				
			一時解除	仮解除	所在不明	法77条第1 項の停止	法令による 身柄拘束
2,760	1	9	—	5	21	7	41
162	—	1	—	—	2	1	4
162	—	—	—	—	—	—	3
138	—	—	—	—	3	—	3
342	—	1	—	—	4	2	7
1,637	1	5	—	4	11	4	17
319	—	2	—	1	1	—	7
5,538	2	34	2	34	45	14	137
320	—	6	—	5	2	1	11
582	—	—	—	—	8	3	8
2,701	1	15	1	13	26	6	82
1,946	—	11	—	8	23	6	63
755	1	4	1	5	3	—	19
1,450	—	12	—	11	4	1	30
257	—	1	—	2	—	—	2
228	1	—	1	3	5	3	4
1,629	1	10	—	9	13	3	28
117	—	—	—	—	—	—	2
111	—	2	—	2	1	1	4
507	1	—	—	—	5	—	6
626	—	3	—	3	5	1	11
268	—	5	—	4	2	1	5
1,005	—	3	—	4	5	2	13
176	—	1	—	2	—	—	5
303	—	1	—	2	2	1	4
314	—	1	—	—	3	1	3
212	—	—	—	—	—	—	1
3,483	1	14	1	10	24	10	47
1,520	—	5	—	6	15	9	24
1,110	—	4	—	5	12	7	12
410	—	1	—	1	3	2	12
140	—	3	—	2	—	—	2
213	—	2	—	—	2	1	5
365	—	—	—	—	1	—	4
187	—	1	—	—	2	—	—
219	—	—	—	—	3	—	4
278	—	1	—	—	—	—	6
561	1	2	1	2	1	—	2

する保護観察をいう。

より少年院からの仮退院を許されて保護観察に付されている者）に対する保
に対する保護観察をいう。

付されている者）に対する保護観察をいう。

れて保護観察に付されている者）に対する保護観察をいう。

(2) 生活環境調整の開始及び終了人員

(令和元年)

事件の種類	前年からの繰越	開			始			終了		年末現在 係属中
		総数	身調査	生活上 環境調整	要調整事項 等通知書	短期又は長期 処遇からの移行	短期又は長期 処遇への移行	総数	了	
総数	44,624	35,654	35,134	44	474	2	2	38,383	38,381	41,895
刑事施設収容者	42,587	32,877	32,370	44	463	...	...	35,338	35,338	40,126
少年院在院者	2,037	2,777	2,764	-	11	2	2	3,045	3,043	1,769
婦人補導院在院者	-	-	-	-	-	...	...	-	-	-

(注) ...は、本来該当事項の生じないことを示す。

保護司選考会

保護司法（昭和25年法律第204号）第5条 保護司の選考に関する規則（平成13年法務省令第15号）

令和元年中の保護司選考会の開催状況は、次のとおりである。

区分 庁名	開催 回数	選考人員		保護司法第12 条による解嘱	委嘱人員			退任人員			
		承認	否決		新任	再任	計	任期満了	死亡	辞任	計
札幌	2	620	0	0	72	548	620	59	7	20	86
函館	2	228	0	0	17	211	228	17	1	6	24
旭川	2	302	0	0	32	270	302	29	4	6	39
釧路	2	353	0	0	57	296	353	40	3	5	48
小計	8	1,503	0	0	178	1,325	1,503	145	15	37	197
青森	2	251	0	0	29	222	251	32	3	6	41
盛岡	2	266	0	0	33	233	266	33	2	3	38
仙台	2	372	0	0	53	319	372	42	6	10	58
秋田	2	295	0	0	33	262	295	25	5	6	36
山形	2	309	0	0	26	283	309	32	1	4	37
福島	2	459	0	0	67	392	459	58	4	13	75
小計	12	1,952	0	0	241	1,711	1,952	222	21	42	285
水戸	3	477	0	0	49	428	477	50	3	16	69
宇都宮	2	394	0	0	47	347	394	53	4	10	67
前橋	2	355	0	0	39	316	355	31	5	10	46
さいたま	2	765	0	0	84	681	765	77	2	6	85
千葉	3	634	0	0	91	543	634	63	5	14	82
東京	3	1,784	0	0	153	1,097	1,250	154	19	58	231
横浜	2	786	0	0	86	700	786	83	5	11	99
新潟	2	455	1	0	45	410	455	51	4	5	60
甲府	3	243	0	0	33	210	243	37	2	3	42
長野	2	488	0	0	67	421	488	61	3	9	73
静岡	2	611	0	0	86	525	611	80	8	15	103
岡崎	26	6,992	1	0	780	5,678	6,458	740	60	157	957
小計	2	272	0	0	35	237	272	28	4	6	38
富山	2	254	0	0	30	224	254	30	1	8	39
金沢	2	198	0	0	29	169	198	24	2	2	28
福井	2	354	0	0	49	305	354	25	3	11	39
岐阜	2	1,036	0	0	107	929	1,036	96	11	26	133
名古屋	2	327	0	0	39	288	327	43	4	3	50
小計	12	2,441	0	0	289	2,152	2,441	246	25	56	327
大津	2	228	0	0	40	188	228	22	2	5	29
京都	2	527	0	0	61	466	527	48	7	7	62
大阪	3	1,497	0	0	143	1,400	1,543	131	16	31	178
神戸	2	927	0	0	86	838	924	104	10	21	135
奈良	2	256	0	0	30	226	256	24	2	3	29
和歌山	3	318	0	0	39	279	318	40	2	1	43
小計	14	3,753	0	0	399	3,397	3,796	369	39	68	476
鳥取	2	169	0	0	25	144	169	23	3	2	28
松江	2	265	0	0	35	230	265	31	0	0	31
岡山	2	469	0	0	57	412	469	43	1	5	49
広島	3	580	0	0	95	485	580	76	6	16	98
山口	2	349	0	0	50	299	349	52	5	6	63
小計	11	1,832	0	0	262	1,570	1,832	225	15	29	269
徳島	2	223	0	0	31	192	223	20	1	8	29
高松	2	265	0	0	34	231	265	28	2	7	37
松山	2	392	0	0	66	326	392	39	5	1	45
高知	2	249	0	0	17	232	249	33	4	6	43
小計	8	1,129	0	0	148	981	1,129	120	12	22	154
福岡	2	868	0	0	109	759	868	117	10	23	150
佐賀	2	228	0	0	24	204	228	30	2	1	33
長崎	2	396	0	0	43	353	396	52	3	4	59
熊本	2	476	0	0	61	415	476	52	7	14	73
大分	2	280	0	0	24	255	279	26	4	7	37
宮崎	2	274	0	0	38	236	274	26	4	6	36
鹿児島	1	300	0	0	31	404	435	35	5	13	53
那覇	2	344	0	0	23	142	165	24	3	4	31
小計	15	3,166	0	0	353	2,768	3,121	362	38	72	472
合計	106	22,768	1	0	2,650	19,582	22,232	2,429	225	483	3,137

特別の機関

検 察 庁

法務省設置法第14条 検察庁法（昭和22年4月16日法律第61号）

1 検察庁の組織及び職員

(1) 検察庁の組織

ア 検察庁の数

（令和元年12月31日現在）

		高 等 検 察 庁	同 支 部	管内地方検察庁	同 支 部	管内区検察庁
区 分	最 高 検 察 庁	東京高等検察庁	－	11	46	107
		大阪高等検察庁	－	6	22	57
		名古屋高等検察庁	1	6	20	42
		広島高等検察庁	2	5	18	41
		福岡高等検察庁	2	8	41	82
		仙台高等検察庁	1	6	29	51
		札幌高等検察庁	－	4	16	33
		高松高等検察庁	－	4	11	25
	1	8	6	50	203	438

イ 検察庁の名称及び所在地

(ア) 最高検察庁 東京都千代田区霞が関1-1-1

(イ) 高等検察庁（8庁）

（令和元年12月31日現在）

名 称	所 在 地
東京高等検察庁	東京都千代田区霞が関1-1-1
大阪高等検察庁	大阪市福島区福島1-1-60
名古屋高等検察庁	名古屋市中区三の丸4-3-1
広島高等検察庁	広島市中区上八丁堀2-31
福岡高等検察庁	福岡市中央区六本松4-2-3
仙台高等検察庁	仙台市青葉区片平1-3-1
札幌高等検察庁	札幌市中央区大通西12
高松高等検察庁	高松市丸の内1-1

(ウ) 高等検察庁支部（6庁）

（令和元年12月31日現在）

名 称	所 在 地
名古屋高等検察庁金沢支部	金沢市大手町6-15
広島高等検察庁岡山支部	岡山市北区南方1-8-1
広島高等検察庁松江支部	松江市母衣町50
福岡高等検察庁宮崎支部	宮崎市別府町1-1
福岡高等検察庁那覇支部	那覇市樋川1-15-15
仙台高等検察庁秋田支部	秋田市山王7-1-2

(エ) 地方検察庁 (50庁)

(令和元年12月31日現在)

高検名	名 称	所 在 地
東 京 11	東 京 地 方 検 察 庁	東京都千代田区霞が関1-1-1
	横 浜 地 方 検 察 庁	横浜市中区日本大通9
	さいたま 地 方 検 察 庁	さいたま市浦和区高砂3-16-58
	千 葉 地 方 検 察 庁	千葉市中央区中央4-11-1
	水 戸 地 方 検 察 庁	水戸市北見町1-11
	宇 都 宮 地 方 検 察 庁	宇都宮市小幡2-1-11
	前 橋 地 方 検 察 庁	前橋市大手町3-2-1
	静 岡 地 方 検 察 庁	静岡市葵区追手町9-45
	甲 府 地 方 検 察 庁	甲府市中央1-11-8
	長 野 地 方 検 察 庁	長野市大字長野旭町1108
	新 潟 地 方 検 察 庁	新潟市中央区西大畑町5191
大 阪 6	大 阪 地 方 検 察 庁	大阪市福島区福島1-1-60
	京 都 地 方 検 察 庁	京都市上京区新町通下長者町下る両御霊町82
	神 戸 地 方 検 察 庁	神戸市中央区橘通1-4-1
	奈 良 地 方 検 察 庁	奈良市登大路町1-1
	大 津 地 方 検 察 庁	大津市京町3-1-1
名 古 屋 6	和 歌 山 地 方 検 察 庁	和歌山市二番丁3
	名 古 屋 地 方 検 察 庁	名古屋市中区三の丸4-3-1
	津 地 方 検 察 庁	津市中央3-12
	岐 阜 地 方 検 察 庁	岐阜市美江寺町2-8
	福 井 地 方 検 察 庁	福井市春山1-1-54
	金 沢 地 方 検 察 庁	金沢市大手町6-15
	富 山 地 方 検 察 庁	富山市西田地方町2-9-16
広 島 5	広 島 地 方 検 察 庁	広島市中区上八丁堀2-31
	山 口 地 方 検 察 庁	山口市駅通り1-1-2
	岡 山 地 方 検 察 庁	岡山市北区南方1-8-1
	鳥 取 地 方 検 察 庁	鳥取市西町3-201
	松 江 地 方 検 察 庁	松江市母衣町50
福 岡 8	福 岡 地 方 検 察 庁	福岡市中央区六本松4-2-3
	佐 賀 地 方 検 察 庁	佐賀市中の小路5-25
	長 崎 地 方 検 察 庁	長崎市万才町9-33
	大 分 地 方 検 察 庁	大分市荷揚町7-5
	熊 本 地 方 検 察 庁	熊本市中央区京町1-12-11
	鹿 児 島 地 方 検 察 庁	鹿児島市山下町13-10

高検名	名 称	所 在 地
仙 台 6	宮 崎 地 方 検 察 庁	宮崎市別府町1-1
	那 覇 地 方 検 察 庁	那覇市樋川1-15-15
	仙 台 地 方 検 察 庁	仙台市青葉区片平1-3-1
	福 島 地 方 検 察 庁	福島市狐塚17
	山 形 地 方 検 察 庁	山形市大手町1-32
	盛 岡 地 方 検 察 庁	盛岡市内丸8-20
札 幌 4	秋 田 地 方 検 察 庁	秋田市山王7-1-2
	青 森 地 方 検 察 庁	青森市長島1-3-25
	札 幌 地 方 検 察 庁	札幌市中央区大通西12
	函 館 地 方 検 察 庁	函館市上新川町1-13
高 松 4	旭 川 地 方 検 察 庁	旭川市花咲町4
	釧 路 地 方 検 察 庁	釧路市柏木町5-7
	高 松 地 方 検 察 庁	高松市丸の内1-1
	徳 島 地 方 検 察 庁	徳島市徳島町2-17
	高 知 地 方 検 察 庁	高知市丸ノ内1-4-1
	松 山 地 方 検 察 庁	松山市一番町4-4-1

(注) 高検名の下の数字は、管内地方検察庁の数を示す。

(オ) 地方検察庁支部（203庁）

(令和元年12月31日現在)

地検名	支部名	裁判所	地検名	支部名	裁判所	地検名	支部名	裁判所
東 京 1	立 川	合 議	水 戸 5	木 更 津	合 議	前 橋 4	沼 田	合 議
	横 浜	合 議		館 山	合 議		太 田	
さいたま 4	川 崎	合 議		八日市場	合 議	静 岡 5	桐 生	合 議
	相 模 原	合 議		佐 原	合 議		高 崎	
千葉 7	横 須 賀	合 議	宇都宮 4	日 立	合 議	甲 府 1	沼 津	合 議
	小 田 原	合 議		土 浦	合 議		富 士	
	越 谷	合 議		龍 ケ 崎	合 議	長 野 6	下 田	合 議
	川 越	合 議		麻 生	合 議		浜 松	
	熊 谷	合 議		下 妻	合 議		掛 川	合 議
	秩 父	合 議		真 岡	合 議		都 留	
	佐 倉	合 議		大 田 原	合 議		上 田	合 議
	一 宮	合 議		栃 木	合 議		佐 久	
	松 戸	合 議		足 利	合 議			

地検名	支 部 名	裁 判 所	地検名	支 部 名	裁 判 所	地検名	支 部 名	裁 判 所
新 潟 5	松 本	合 議	津 5	松 阪	合 議	9	直 方	合 議
	諏 訪	合 議		伊 賀			久 留 米	
	飯 田	合 議		四 日 市			柳 川	
	伊 那	合 議		伊 勢			大 牟 田	
	三 条	合 議		熊 野			八 女	
大 阪 2 京 都 4	新 発 田	合 議	岐 阜 4	大 垣	合 議	佐 賀 2 長 崎 7	小 倉	合 議
	長 岡			多 治 見			行 橋	
	高 田			御 嵩			田 川	
	佐 渡			高 山			武 雄	
	堺			井 武			唐 津	
神 戸 9	岸 和 田	合 議	福 井 2 金 沢 3	敦 賀	合 議	大 分 5	大 村	合 議
	園 部			小 松			佐 世 保	
	宮 津			七 輪			平 戸	
	福 知 山			魚 津			壱 岐	
	伊 丹			高 岡			五 島	
奈 良 2 大 津 2 和 歌 山 3	尼 崎	合 議	広 島 4	尾 道	合 議	大 分 5	原 築	合 議
	明 石			福 山			杵 伯 田	
	柏 原			三 次			竹 津	
	姫 路			周 菰			中 田	
	社 野			国 関			日 玉	
名 古 屋 4	龍 岡	合 議	岡 山 3	岩 下	合 議	熊 本 6	山 名	合 議
	豊 本			宇 敷			阿 蘇	
	洲 葛			倉 見			八 代	
	五 條			新 倉			人 吉	
	彦 根			新 津			天 名	
和 歌 山 3	田 辺	合 議	鳥 取 2 松 江 4	倉 米	合 議	鹿 児 島 5	加 治 木	合 議
	御 新 一			出 田			知 川	
	宮 田			浜 益			鹿 屋	
	宮 崎			西 郷			日 南	
	豊 橋			飯 塚			都 城	

地検名	支 部 名	裁 判 所
那 覇	延 岡	合 議
4	沖 縄	合 議
	名 護	
	平 良	合 議
	石 垣	合 議
仙 台	大 河	
5	古 川	
	石 巻	
	登 米	
	気 仙	
	相 馬	
福 島	郡 山	合 議
5	白 河	
	会津若松	合 議
	いわき	合 議
山 形	新 庄	
4	米 沢	
	鶴 岡	合 議
	酒 田	
	花 巻	
盛 岡	二 戸	
6	遠 野	
	宮 古	
	一 関	

地検名	支 部 名	裁 判 所
秋 田	水 沢	
5	能 代	
	本 荘	
	大 館	合 議
	横 手	
	大 曲	合 議
青 森	五所川原	
4	弘 前	合 議
	八 戸	合 議
	十 和	
	岩 見	
札 幌	滝 川	合 議
7	室 蘭	合 議
	苫 小	
	浦 牧	
	小 河	
	岩 樽	合 議
	江 内	
函 館	江 差	
1		
旭 川	名 寄	
4	紋 別	
	留 萌	
	稚 内	
	帯 広	合 議
釧 路		

地検名	支 部 名	裁 判 所
4	網 走	
	北 見	合 議
	根 室	
高 松	丸 亀	合 議
2	観 音	
徳 島	阿 南	
2	美 馬	
高 知	須 崎	
3	安 芸	
	中 村	
松 山	大 洲	
4	西 条	合 議
	今 治	
	宇 和 島	合 議

(注) 1 地検名の下の数字は、管内の支部の数を示す。
2 裁判所の欄中、合議の表示は、当該地方檢察庁支部に対応する地方裁判所支部が刑事事件の合議事件を取り扱う支部であることを示す。なお、合議事件を取り扱う支部の数は63である。

(カ) 区 検 察 庁 (438庁)

(令和元年12月31日現在)

地 検 名	区 検 察 庁	地 検 名	区 検 察 庁
東 京 9	とうきょうはちじょうしまいずおおしまにいじま 東 京 八 丈 島 伊 豆 大 島 新 島 はちおうじたちかわむさしのうめ 八王子立川武蔵野青 梅 まちだ 町 田	長 野 11	ながの いやま う え だ く 長 野 飯 山 上 田 佐 久 まつもと きそふくしま おおまち す 諏 訪 松 本 木 曾 福 島 大 い 町 な 岡 か や 飯 い 田 伊 那
横 浜 11	よこはまかながわおほのやかわさき 横 浜 神 奈 川 保 土 ケ 谷 川 崎 かまくらふじさわほさががはらよすか 鎌倉 藤 沢 相 模 原 横 須 賀 ひらつかおだわら厚 つ き 平 塚 小 田 原 木	新 潟 12	にいがた い つ さんじょう し ば 新 潟 津 三 条 新 発 田 むらかみ な おか おかまち か し わ 村 上 長 岡 十 日 町 柏 崎 みなみうおぬま た か い とい が わ さ 佐 南 魚 沼 高 田 糸 魚 川 渡
さい たま 11	さいたまかわぐち大みや久喜 い 越 し 川 越 飯 能 所 沢 くまがやほんじょう庄 ち 父 熊 本	大 阪 12	おおさか おおさかいけだ とよなか すい た 大 阪 大 阪 池 田 豊 中 吹 田 いばらき ひがしおおさか ひらかた さかい 茨 木 東 大 阪 枚 方 堺 とんだばやし は び き 岸 和 田 佐 野 富 田 林 羽 曳 野
千 葉 11	ちばく 倉 千 葉 一 宮 松 戸 千 葉 佐 更 津 館 て 山 銚 子 しかわ川木八日市場佐 原 とうがね金	京 都 12	きょうと 伏 見 右 京 べ 向 日 町 きよき し み の 京 部 亀 岡 きょうたん 宇 治 園 の へ かく か みやづ 津 丹 舞 鶴 福 知 山 宮 津 京 丹 後
水 戸 12	みづと 笠 間 ひ ち ち ち ち ち ち 水 戸 笠 間 日 立 常 陸 太 田 つちうらうらりゅうがさきおた 土 浦 石 岡 龍 ケ 崎 取 手 まそ 生 下 妻 下 館 古 河 麻	神 戸 14	こうべ にし の みや い た み あまがき 神 戸 西 宮 伊 丹 尼 崎 あか かい 山 柏 原 姫 路 かこ ころやま つかつ 野 豊 岡 加 古 川 社 龍 野 豊 岡 浜 坂 洲 本
宇 都 宮 6	うつのみや も おお 大 とう ぎ 宇 都 宮 真 岡 田 原 楊 木 おやま あし 利 小 山 足	奈 良 5	な ら かつらぎ う だ こじょう 奈 良 葛 城 宇 陀 五 條 吉 野
前 橋 10	まえばし 高 か 崎 お 太 田 たてばやし いせき き り ゆ ぬ ま た なかのじょう 伊勢崎 桐 生 沼 田 中 之 条 ふじおか ぐんま と み 岡 藤 岡 群 馬 富 岡	大 津 6	おおつ たか し 島 甲 賀 ひ こ 大 津 高 島 長 浜 甲 賀 彦 根 ひがしおうみ な が は ま 東 近 江
静 岡 10	しずおか 清 ず 熱 あ 海 み 三 島 沼 下 も 田 富 士 島 だ 田 かけ は ま つ 松 掛 川 浜 松	和 歌 山 8	わかやま ゆ あき みようじ はし も と 和 歌 山 湯 浅 妙 寺 橋 本 た な べ 辺 串 本 御 坊 新 宮 田 迎
甲 府 4	こうふ 鮎 沢 つ 留 ふ じ じ だ 甲 府 鰻 沢 都 留 富 士 吉 田	名 古 屋 12	なごや せ 瀬 と 津 し ま 名 古 屋 春日 井 瀬 戸 津 島 いちのみや いぬやま はん 岡 か 崎 あんじょう と 豊 橋 新 し ろ 安 城 田 橋 新 城

地検名	区 検 察 庁						地検名	区 検 察 庁							
津 9	つ 津 よ 四 日 市 お わ 尾	ず 鈴 く わ 桑	か 鹿 な 名	まつ 松 い 伊	さ 阪 せ 勢	いが 伊 く 熊 ま 賀 の 野	福岡 14	福岡 の 直 う き は 橋 ゆ 行	岡 が た 方 は し 橋	な 宗 く 小 や な 柳 が 田	た 像 倉 わ 川 お 川	あ 甘 り 折 お 大	ま 木 お 尾 む た 田	い 飯 く 久 留 め め 女	づ 塚 る 米
岐阜 7	ぎ 岐 た 多	ふ 阜 治 見	ぐ じょう 郡 な かつ 中	う 上 が わ 川	おお 大 高	おが 垣 か や 山	佐賀 6	佐 伊	が 賀 り 万 里	と 鳥 唐	す 栖 つ 津	武	た け お 雄	か し 鹿	しま 鳥
福井 5	福 お 小	く 井 ば 浜	た け 武 生	お お 大 野	つ 敦	が 賀	長崎 11	長 佐 新	なが 世 上 五 島	崎 保 平 い 厳	お お む ら 村 戸 は 原	い ざ は や 諫 彦 上	しま 早 岐 五 島	しま ば ら 原 と 島	しま ば ら 原 と 島
金沢 5	かな 金 す 珠	ざ わ 沢 ず 洲	こ 小	まつ 松	な 七	お お 尾 輪	大分 9	お 大 豊 後 う 白	た た 高 田 す 杵	べ 別 日	ふ 府 田	つ き 杵 た 竹	な 中 佐	つ 津 伯	き 島
富山 4	と 富	や 山	う 魚	お づ 津	た 高	お か 岡	熊本 13	く ま も と 熊 や 山 八 う 牛	本 が 鹿 う 代 深	う 字 阿 水	き 城 蘇 た 俣	あ 荒 た 高 ひ と 人	お 尾 森 し 吉	た 玉 御 あ 天	な 名 ふ 船 さ 草
広島 11	ひろ く 呉 ふ ち う 府	しま 島 呉 中	ひがし 東 広 竹 み 三	ひろし 島 原 し よ 次	か 可 お の 尾 庄	べ 部 み 道 原		お お 大 く 福 山	た け 竹 や 山	は ぎ 萩 下	は 萩 下	お お 大 く 福 山	お お 大 く 福 山	お お 大 く 福 山	お お 大 く 福 山
山口 10	や 山 な 長 ふ 船	ま ぐ 口 門 き 木	ほう 防 い 岩 う 宇	ふ 府 に 国 部	しゅう 周 や 柳	なん 南 い 井	鹿児島 16	か こ し ま 鹿 兄 島 名 大 川	い い じゅう 伊 集 院 之 鳥 知 出	い い ん 院 鳥 覧 み 水	た ね が 種 加 世 世 田 鳥	や く く 久 島 大 お く 口 き 宿 や 屋	や く く 久 島 大 お く 口 き 宿 や 屋	や く く 久 島 大 お く 口 き 宿 や 屋	や く く 久 島 大 お く 口 き 宿 や 屋
岡山 10	おか 倉 津	や 山 敷 ま 山	たま 玉 笠 か 勝	の 野 か 岡 ま 山	こ 児 高	しま 島 は し 梁	宮崎 8	みや 宮 崎 小	さ 西 の 延	と 都 か 岡	に ち な 南 ひ う が 向	みや 都 高 千 穂	みや 都 高 千 穂	みや 都 高 千 穂	みや 都 高 千 穂
鳥取 3	と と 鳥	とり 取	くら 倉	よ 吉	な 米	こ 子	那覇 5	な 那 覇 石	は 覇 垣	お お が わ ら 登	お お が わ ら 登	な 名	ご 護	ひ 平	ら 良
松江 7	まつ 松 す 益	え 江 だ 田	う 雲 か 川	なん 南 と 本	い 出 西	も 雲 郷	仙台 7	せん 仙 い し 石	だい 台 の 巻	お お が わ ら 登	お お が わ ら 登	ふ る 古 気	かわ 川 仙 沼	つ き だ て 築 館	つ き だ て 築 館

(2) 検察官定員沿革（昭和19年以前は抄録）

区 分	大 審 院 検 事 局			控 訴 院 検 事 局			地 方 ・ 区 裁 判 所 検 事 局				合 計
	総 長	検 事	計	検 事 長	検 事	計	検 事 正	地 方 検 事	区 検 事	計	
明 治 23. 8 勅 令 158号	1	5	6	7	20	27	48	125	275	448	481
明 治 27. 2 勅 令 17号	1	5	6	7	17	24	49	210	95	354	384
明 治 31. 6 勅 令 122号	1	416	—	7	—	—	49	—	—	—	473
明 治 35. 3 勅 令 93号	1	7	8	7	30	37	49	174	59	282	327
明 治 40. 3 勅 令 79号	1	7	8	7	29	36	50	201	92	343	387
明 治 43. 3 勅 令 152号	1	7	8	7	29	36	50	88	208	346	390
大 勅 正 2. 6 令 171号	1	7	8	7	23	30	50	299		349	387
大 勅 正 6. 8 令 122号	1	7	8	7	22	29	51	300		351	388
大 勅 正 8. 6 令 292号	1	7	8	7	22	29	51	482		533	570
大 勅 正 12. 4 令 150号	1	7	8	7	30	37	51	472		523	538
昭 和 3. 7 勅 令 163号	1	13	14	7	37	44	51	527		578	636
昭 和 7. 9 勅 令 280号	1	13	14	7	37	44	51	519		570	628
昭 和 12.10 勅 令 575号	1	13	14	7	37	44	51	558		609	667
昭 和 13. 8 勅 令 572号	1	13	14	7	39	46	51	575		626	686
昭 和 14. 8 勅 令 564号	1	13	14	7	39	46	51	604		655	715
昭 和 16. 1 勅 令 12号	1	13	14	7	39	46	51	655		706	766
昭 和 16. 3 勅 令 190号	1	13	14	7	39	46	51	655		706	766
昭 和 17.11 勅 令 747号	1	11	12	7	41	48	51	514		565	625
昭 和 18.11 勅 令 811号	1	11	12	7	41	48	51	499		550	610
昭 和 20. 1.15 勅 令 15号	1	11	12	7	41	48	51	516		567	627
昭 和 20. 5.21 勅 令 319号	1	11	12	7	41	48	51	546		597	657
昭 和 20. 8. 1 勅 令 444号	1	11	12	7	41	49	51	546		597	658
昭 和 21. 1.29 勅 令 47号	1	9	10	7	35	42	51	456		507	559
昭 和 21. 4.15 勅 令 230号	1	9	10	7	35	42	51	490		541	593
昭 和 21. 6. 1 勅 令 295号	1	9	10	7	35	42	51	565		616	668
昭 和 21. 9. 5 勅 令 419号	1	9	10	7	35	42	51	565		616	668

区 分	検事総長	次長検事	検 事 長	検事 1 級	検事 2 級	副 検 事	合 計
昭 和 22. 5. 3 政 令 36号	1	1	8	72	777	430	1,289
昭 和 22. 7. 5 政 令 125号	1	1	8	72	777	430	1,289
昭 和 22.12.27 政 令 297号	1	1	8	73	778	430	1,291
昭 和 23. 6.24 政 令 137号	1	1	8	73	778	430	1,291
昭 和 23. 9.17 政 令 293号	1	1	8	73	778	530	1,391
昭 和 24. 5.31 法 律 126号	1	1	8	920		737	1,667
昭 和 25.12.13 法 律 260号	1	1	8	920		743	1,673
昭 和 26. 3.31 法 律 81号	1	1	8	920		787	1,717
昭 和 28. 7.31 法 律 95号	1	1	8	970		737	1,717
昭 和 29. 6.17 法 律 186号	1	1	8	970		737	1,717
昭 和 30. 6.30 法 律 29号	1	1	8	990		717	1,717
昭 和 31. 3.31 法 律 48号	1	1	8	990		717	1,717
昭 和 32. 4.10 法 律 59号	1	1	8	990		717	1,717
昭 和 33. 5. 1 法 律 111号	1	1	8	990		717	1,717
昭 和 34. 7. 9 法 律 167号	1	1	8	1,024		717	1,751
昭 和 35.12.26 法 律 162号	1	1	8	1,034		717	1,761
昭 和 36. 6. 2 法 律 111号	1	1	8	1,049		717	1,776
昭 和 37. 3.31 法 律 54号	1	1	8	1,049		737	1,796
昭 和 38. 7.10 法 律 127号	1	1	8	1,052		752	1,814
昭 和 39.12.21 法 律 182号	1	1	8	1,057		762	1,829
昭和40年度予算上 定員昭和40. 4. 1	1	1	8	1,067		762	1,839
昭和41年度予算上 定員昭和41. 4. 1	1	1	8	1,072		762	1,844
昭和42年度予算上 定員昭和42. 4. 1	1	1	8	1,077		784	1,871
昭和43年度予算上 定員昭和43. 4. 1	1	1	8	1,087		804	1,901
昭和44年度予算上 定員昭和44. 4. 1	1	1	8	1,122		814	1,946
昭和45年度予算上 定員昭和45. 4. 1	1	1	8	1,122		851	1,983
昭和46年度予算上 定員昭和46. 4. 1	1	1	8	1,122		887	2,019
昭和47年度予算上 定員昭和47. 4. 1	1	1	8	(41) 1,122	898		(41) 2,030
昭和48年度予算上 定員昭和48. 4. 1	1	1	8	(41) 1,122	903		(41) 2,035
昭和49年度予算上 定員昭和49. 4. 1	1	1	8	(41) 1,122	908		(41) 2,040

区 分	検事総長	次長検事	検 事 長	検事 1 級	検事 2 級	副 検 事	合 計
昭和50年度予算上 定員昭和50. 4. 1	1	1	8	(41) 1,122		913	(41) 2,045
昭和51年度予算上 定員昭和51. 4. 1	1	1	8	(41) 1,122		916	(41) 2,048
昭和52年度予算上 定員昭和52. 4. 1	1	1	8	(41) 1,122		919	(41) 2,051
昭和53年度予算上 定員昭和53. 4. 1	1	1	8	(41) 1,122		919	(41) 2,051
昭和54年度予算上 定員昭和54. 4. 1	1	1	8	(33) 1,130		919	(33) 2,059
昭和55年度予算上 定員昭和55. 4. 1	1	1	8	(26) 1,137		919	(26) 2,066
昭和56年度予算上 定員昭和56. 4. 1	1	1	8	(22) 1,141		919	(22) 2,070
昭和57年度予算上 定員昭和57. 4. 1	1	1	8	(22) 1,141		919	(22) 2,070
昭和58年度予算上 定員昭和58. 4. 1	1	1	8	(19) 1,144	(3) 916	(22) 2,070	(22) 2,070
昭和59年度予算上 定員昭和59. 4. 1	1	1	8	(19) 1,144	(3) 916	(22) 2,070	(22) 2,070
昭和60年度予算上 定員昭和60. 4. 1	1	1	8	(19) 1,144	(3) 916	(22) 2,070	(22) 2,070
昭和61年度予算上 定員昭和61. 4. 1	1	1	8	(19) 1,144	(3) 916	(22) 2,070	(22) 2,070
昭和62年度予算上 定員昭和62. 4. 1	1	1	8	(19) 1,144	(3) 916	(22) 2,070	(22) 2,070
昭和63年度予算上 定員昭和63. 4. 1	1	1	8	(19) 1,144	(3) 916	(22) 2,070	(22) 2,070
平成元年度予算上 定員平成元. 4. 1	1	1	8	(16) 1,147	(6) 913	(22) 2,070	(22) 2,070
平成2年度予算上 定員平成2. 4. 1	1	1	8	(16) 1,147	(6) 913	(22) 2,070	(22) 2,070
平成3年度予算上 定員平成3. 4. 1	1	1	8	(16) 1,147	(6) 913	(22) 2,070	(22) 2,070
平成4年度予算上 定員平成4. 4. 1	1	1	8	(16) 1,147	(6) 913	(22) 2,070	(22) 2,070
平成5年度予算上 定員平成5. 4. 1	1	1	8	(16) 1,147	(6) 913	(22) 2,070	(22) 2,070
平成6年度予算上 定員平成6. 4. 1	1	1	8	(16) 1,147	(6) 913	(22) 2,070	(22) 2,070
平成7年度予算上 定員平成7. 4. 1	1	1	8	(16) 1,147	(6) 913	(22) 2,070	(22) 2,070
平成8年度予算上 定員平成8. 4. 1	1	1	8	(16) 1,182	(6) 913	(22) 2,105	(22) 2,105
平成9年度予算上 定員平成9. 4. 1	1	1	8	(16) 1,216	(6) 913	(22) 2,139	(22) 2,139
平成10年度予算上 定員平成10. 4. 1	1	1	8	(16) 1,248	(6) 913	(22) 2,171	(22) 2,171
平成11年度予算上 定員平成11. 4. 1	1	1	8	(16) 1,278	(6) 913	(22) 2,201	(22) 2,201
平成12年度予算上 定員平成12. 4. 1	1	1	8	(16) 1,319	(6) 913	(22) 2,242	(22) 2,242
平成13年度予算上 定員平成13. 4. 1	1	1	8	1,365	919	2,294	2,294
平成14年度予算上 定員平成14. 4. 1	1	1	8	1,404	899	2,313	2,313
平成15年度予算上 定員平成15. 4. 1	1	1	8	1,443	899	2,352	2,352
平成16年度予算上 定員平成16. 4. 1	1	1	8	1,495	899	2,404	2,404

区 分	検事総長	次長検事	検 事 長	検事 1 級	検事 2 級	副 検 事	合 計
平成17年度予算上 定員平成17. 4. 1	1	1	8	1,538		899	2,447
平成18年度予算上 定員平成18. 4. 1	1	1	8	1,581		899	2,490
平成19年度予算上 定員平成19. 4. 1	1	1	8	1,624		899	2,533
平成20年度予算上 定員平成20. 4. 1	1	1	8	1,669		899	2,578
平成21年度予算上 定員平成21. 4. 1	1	1	8	1,713		899	2,622
平成22年度予算上 定員平成22. 4. 1	1	1	8	1,758		899	2,667
平成23年度予算上 定員平成23. 4. 1	1	1	8	1,781		899	2,690
平成24年度予算上 定員平成24. 4. 1	1	1	8	1,800		899	2,709
平成25年度予算上 定員平成25. 4. 1	1	1	8	1,812		899	2,721
平成26年度予算上 定員平成26. 4. 1	1	1	8	1,825		899	2,734
平成27年度予算上 定員平成27. 4. 1	1	1	8	1,835		899	2,744
平成28年度予算上 定員平成28. 4. 1	1	1	8	1,845		899	2,754
平成29年度予算上 定員平成29. 4. 1	1	1	8	1,855		899	2,764
平成30年度予算上 定員平成30. 4. 1	1	1	8	1,858		899	2,767
令和元年度予算上 定員平成31. 4. 1	1	1	8	1,867		879	2,756

(注) 1 () 内の数は、福岡高等検察庁那覇支部及び那覇地方検察庁の定員を示し、外数である。

2 本表のほか、予算上定員の検事 1 級及び 2 級欄については、採用のための調整定員（平成 8 年度 10、平成 9 年度 9、平成10年度 4、平成11年度 9、平成12年度17、平成13年度～平成19年度16）、判事補の行政研修のための検事調整定員（昭和62年度 5、昭和63年度～平成 2 年度10、平成 3 年度11、平成 4 年度12、平成 5 年度～平成 6 年度13、平成 7 年度～平成30年度14、令和元年度13）がある。

(3) 検察庁の定員

(令和元年度末)

職 種	最 高 検	高 検	地検及び区検	計
検 事 総 長	1	—	—	1
次 長 検 事	1	—	—	1
検 事 長	—	8	—	8
検 事	16	122	1,729	1,867
副 検 事	—	—	879	879
検 事 総 長 秘 書 官	1	—	—	1
事務官・技官・事務員	85	485	8,403	8,973
技 能 員・庁 務 員	7	26	97	130
計	111	641	11,108	11,860

(4) 検察官の俸給（昭和23年法律第76号）

令和元年11月29日法律第59号による改正

区 分	俸 給 月 額
検 事 総 長	1,466,000
次 長 検 事	1,199,000
東 京 高 等 検 察 庁 検 事 長	1,302,000
そ の 他 の 検 事 長	1,199,000

区 分	号 俸	俸 給 月 額
検 事	1 号	1,175,000
	2 号	1,035,000
	3 号	965,000
	4 号	818,000
	5 号	706,000
	6 号	634,000
	7 号	574,000
	8 号	516,000
	9 号	421,500
	10 号	387,800
	11 号	364,900
	12 号	341,600
	13 号	319,800
	14 号	304,700
	15 号	287,500
	16 号	277,600
	17 号	256,300
	18 号	247,400
	19 号	240,800
	20 号	234,900
副 検 事	第9条に定める俸給月額	634,000
	1 号	574,000
	2 号	516,000
	3 号	438,900
	4 号	421,500
	5 号	387,800
	6 号	364,900
	7 号	341,600
	8 号	319,800
	9 号	304,700
	10 号	287,500
	11 号	277,600
	12 号	256,300
	13 号	247,400
	14 号	240,800
	15 号	234,900
	16 号	223,600
	17 号	215,800

(1) 被疑事件の通常受理の累年比較

(注) 1 この表は、通常受理される被害事件の受理のうち、検察官の認知又は直ちに係る事件及び司法警察官より送致された事件を
2 刑法犯（暴力行為等処罰に関する法律違反を除く。）の罪名区分又は刑法第2編の章別又は条別による。ただし、「窃盗」
3 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条、第3条、第6条第1項及び同条第2項の被害事件と
4 「自動車による過失死傷等」は、自動車又は原動機付自転車に関する刑法第211条の被害事件並びに自動車の運転により
5 及び「重過失死傷」は、「自動車による過失死傷等」以外の刑法第211条の被害事件をいう（以下「検察事件統計表」
6 「その他の刑法犯」とは、表側の刑法犯に掲げる罪名以外の刑法犯並びに決罰則に関する、爆発物取締罰則、印紙犯
7 処罰に関する法律、人質による強要行為等の処罰に関する法律、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律
8 「道路交通法違反等」とは、道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律の各条反をいう（以下「2 検

(単位 人)

平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
1,481,665	1,417,400	1,332,917	1,237,161	1,184,141	1,116,198	1,055,327	984,819	900,752
964,528	926,122	882,528	817,177	768,205	713,998	677,824	629,396	572,699
2,621	2,569	2,576	2,494	2,328	2,093	2,028	2,009	2,026
2	3	5	5	1	8	5	5	5
-	20	-	-	-	-	-	-	-
961	821	848	901	990	906	889	888	811
89	78	71	83	99	94	92	109	109
8,580	8,800	8,080	7,818	7,281	7,377	6,430	5,970	5,975
3,384	3,331	3,504	3,150	3,269	2,712	2,674	2,719	2,240
194	109	77	90	88	478	866	469	273
3,132	3,331	2,968	2,713	2,639	2,641	2,312	2,407	2,300
3,145	3,573	3,681	3,857	3,858	4,029	4,109	4,348	4,355
1,312	1,320	1,412	1,400	1,461	1,211	1,241	1,435	1,523
842	939	668	658	1,032	722	681	595	533
965	931	907	865	885	1,266	1,661	755	1,033
74	55	64	48	54	29	45	54	66
62	55	67	39	42	40	48	56	50
1,601	1,640	1,493	1,469	1,433	1,385	1,492	1,424	1,416
36,060	40,270	40,561	40,251	39,317	39,214	38,029	37,768	36,560
204	175	162	154	124	139	101	83	84
10,238	12,208	12,834	13,606	13,727	13,851	14,284	14,315	13,938
25,618	27,887	27,565	26,491	25,466	25,224	23,644	23,370	22,538
228	283	253	360	483	489	504	498	533
681,359	652,615	623,800	568,454	533,167	493,758	467,623	426,416	377,738
892	916	999	1,045	1,139	1,124	1,177	1,231	1,254
1,069	1,213	1,215	1,119	1,144	994	1,050	983	970
4,506	4,156	3,992	4,429	4,436	4,104	4,529	4,807	4,914
1,057	682	312	258	262	217	205	225	196
1,091	1,214	1,016	462	249	319	212	209	256
672,744	644,434	616,266	288,812	2,324	565	365	309	120
...	...	...	31	76	58	69	87	62
...	...	...	271,717	521,817	484,650	458,321	416,925	368,430
...	...	...	2	2	7	2	1	3
...	...	...	579	1,718	1,720	1,693	1,639	1,533
518	467	439	471	531	496	446	427	467
1,361	1,894	2,032	2,438	2,452	2,299	2,214	2,082	2,155
140	204	216	225	214	225	245	329	328
602	568	644	745	867	791	823	924	892
145,647	133,068	122,046	114,812	108,104	99,865	95,319	91,507	87,797
2,216	1,943	1,708	1,721	1,890	1,799	1,367	1,359	1,177
2,033	1,961	2,003	1,751	1,335	1,079	1,019	1,018	1,104
138	129	117	105	54	29	30	44	49
17,043	17,896	17,752	17,335	18,757	17,640	16,756	16,424	14,813
94	150	149	109	177	154	250	126	130
4,082	3,932	3,490	3,193	2,793	2,443	2,358	2,296	2,096
25,643	22,569	18,896	16,459	14,171	11,986	10,689	9,714	8,257
2,086	1,947	1,672	1,461	1,325	1,216	965	861	794
9,655	9,782	9,956	9,577	9,706	9,262	8,747	8,120	7,967
1,872	1,917	1,948	1,883	1,952	2,014	1,854	1,818	1,811
6,787	6,952	8,425	10,237	5,450	4,248	4,013	4,422	5,316
96,779	95,278	90,454	90,789	92,800	89,281	88,981	89,901	87,868
1,328	165	444	191	1,089	251	194	138	720
5,501	5,668	5,225	5,228	5,561	5,583	5,637	5,835	5,793
785	722	1,036	854	1,004	971	976	1,044	1,000
19,700	19,008	17,781	17,633	17,979	17,070	16,057	15,843	13,325
69,465	69,715	65,968	66,883	67,167	65,406	66,117	67,041	67,030
420,588	396,000	359,935	329,195	323,136	312,919	288,522	265,522	240,185
416,352	392,435	356,485	326,432	320,253	310,819	287,349	264,612	239,500
3,806	3,565	3,450	2,763	2,883	2,100	1,173	910	685

いう。)に係る被疑事件について調査したものである。

「強盗」及び「強盗致死傷・強盗・強制性交等」には、盗犯等の防止及び処分に関する法律違反が含まれ、「危険運転致死傷」には、を含む(以下「2 検察事件統計表」において同じ。)。人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第4条、第5条、第6条第3項及び同条第4項の被疑事件をいい、「業務上過失致死傷」において同じ。)

罪処罰法、航空機の強取等の処罰に関する法律、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律、人の健康に係る公害犯罪のに関する法律の各違反をいう(以下「2 検察事件統計表」において同じ。)。事件統計表」において同じ。)

(2) 被疑事件の起訴の累年比較

罪 名			平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
総 刑	数		862,468	798,130	684,483	587,957	559,594	518,253
	犯		201,472	196,128	180,113	168,581	164,172	155,709
公 務 執 行 妨 害	走 乱		1,116	1,804	1,992	1,855	1,511	1,472
	火 火		11	3	4	1	1	2
放 失 住 居 侵 入	偽 造		-	-	-	-	-	-
	火 火		628	574	521	463	430	414
文 書 偽 造	入 造		61	64	35	48	41	27
	入 造		3,459	3,386	2,852	2,682	2,537	2,632
支 払 用 カ ー ド 電 磁 的 記 録 関 係 等	支 払 用 カ ー ド 電 磁 的 記 録 関 係 等		2,795	2,901	2,812	2,999	2,358	1,952
	支 払 用 カ ー ド 電 磁 的 記 録 関 係 等		283	185	162	260	261	127
強 制 制 制 性 交 渉	強 制 制 制 性 交 渉		2,204	2,435	2,255	2,270	2,181	2,193
	強 制 制 制 性 交 渉		1,621	1,661	1,569	1,443	1,452	1,435
賭 博 ・ 富 貴	賭 博 ・ 富 貴		1,027	953	885	789	662	568
	賭 博 ・ 富 貴		767	533	705	731	775	708
職 権 濫 用	職 権 濫 用		4	2	4	1	16	6
	職 権 濫 用		98	118	69	85	52	53
収 賄	収 賄		142	111	92	97	65	60
	収 賄		802	734	636	637	533	424
殺 害	殺 害		20,818	20,489	18,459	16,361	14,996	14,559
	殺 害		220	189	182	183	150	154
傷 害 致 死	傷 害 致 死		5,004	4,999	4,579	4,232	3,985	3,974
	傷 害 致 死		15,594	15,301	13,698	11,946	10,861	10,431
暴 行	暴 行		302	378	364	233	256	230
	暴 行		92,777	86,470	77,713	70,603	68,231	64,972
危 険 運 転 致 死 傷	危 険 運 転 致 死 傷		120	136	139	120	139	157
	危 険 運 転 致 死 傷		582	448	389	388	355	335
過 失 致 死 傷	過 失 致 死 傷		44	56	65	84	106	93
	過 失 致 死 傷		91,980	85,801	53,550	1,665	372	126
業 務 上 過 失 致 死 傷	業 務 上 過 失 致 死 傷		51	29	24	26	10	7
	業 務 上 過 失 致 死 傷		...	...	23,546	68,320	67,249	64,254
重 過 失 致 死 傷	重 過 失 致 死 傷		...	...	...	...	...	...
	重 過 失 致 死 傷		...	...	...	...	...	...
自動車による過失致死傷等	自動車による過失致死傷等		...	...	...	...	...	...
	自動車による過失致死傷等		...	...	...	...	...	...
自動車による過失致死傷等	自動車による過失致死傷等		...	...	...	...	...	...
	自動車による過失致死傷等		...	...	...	...	...	...
逮捕	逮捕		413	301	260	254	217	201
	逮捕		721	840	752	764	611	641
脅 迫	脅 迫		127	119	96	55	81	57
	脅 迫		144	148	155	118	141	131
名 誉 毀 損	名 誉 毀 損		43,455	44,568	44,303	43,071	43,177	42,365
	名 誉 毀 損		1,604	1,413	1,168	997	1,271	1,014
窃 盗	窃 盗		1,230	1,001	770	683	660	522
	窃 盗		166	149	136	117	129	99
強 盗 致 死 傷 等	強 盗 致 死 傷 等		11,911	12,321	10,391	11,224	12,111	10,072
	強 盗 致 死 傷 等		28	25	25	17	23	13
詐 欺	詐 欺		3,078	2,807	2,305	1,737	1,594	1,376
	詐 欺		2,089	2,435	2,212	2,116	2,349	2,222
背 任	背 任		750	561	374	397	273	183
	背 任		2,655	2,689	2,523	2,336	2,145	2,021
横 領	横 領		1,532	1,496	1,216	1,083	994	977
	横 領		2,654	2,454	2,298	2,054	2,038	1,981
盗 品 等 隠 匿	盗 品 等 隠 匿		74,442	71,821	70,366	61,985	61,597	58,237
	盗 品 等 隠 匿		673	419	1,245	51	314	257
暴 力 行 為 等 処 罰 に 関 する 法 律	暴 力 行 為 等 処 罰 に 関 する 法 律		2,601	2,937	2,835	2,469	2,497	2,136
	暴 力 行 為 等 処 罰 に 関 する 法 律		790	824	888	839	642	604
特 別 法 犯	特 別 法 犯		19,699	16,516	16,473	14,620	15,825	16,131
	特 別 法 犯		50,679	51,125	48,925	44,006	42,319	39,109
道 路 交 通 法 等 違 反	道 路 交 通 法 等 違 反		586,554	530,181	434,004	357,391	333,825	304,307
	道 路 交 通 法 等 違 反		573,912	520,945	427,257	352,031	328,846	300,075
自動車	自動車		12,642	9,236	6,747	5,360	4,979	4,232

(単位 人)

平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
474,125	443,965	405,415	377,539	371,459	352,669	329,517	308,721	282,844
146,036	142,594	135,421	132,834	131,276	124,381	119,269	115,778	112,861
1,395	1,401	1,358	1,285	1,211	1,111	967	929	1,058
1	-	5	3	-	2	1	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-	-
349	290	340	319	369	297	260	273	223
32	32	25	45	43	29	31	47	47
2,547	2,583	2,522	2,448	2,328	2,576	2,293	2,147	2,189
1,724	1,484	1,473	1,365	1,219	1,128	991	970	895
108	72	51	65	54	357	675	369	184
2,176	2,288	1,894	1,764	1,624	1,551	1,333	1,348	1,423
1,389	1,469	1,529	1,459	1,394	1,308	1,295	1,288	1,278
561	554	531	448	453	370	354	492	475
391	487	296	276	483	402	358	264	323
4	1	4	1	-	2	1	-	4
47	39	33	41	45	29	35	47	30
53	38	43	32	40	34	36	50	26
420	367	341	352	357	297	325	307	321
13,776	14,328	13,564	13,468	12,793	12,513	11,560	11,551	11,244
179	157	152	145	114	108	99	87	81
3,925	4,473	4,365	4,520	4,304	4,330	4,337	4,479	4,419
9,672	9,698	9,047	8,803	8,375	8,075	7,124	6,985	6,744
212	213	204	360	433	416	408	342	316
61,023	59,346	57,253	56,042	54,639	51,872	50,108	48,215	45,403
161	185	234	211	194	177	147	203	200
315	300	277	297	349	274	261	263	280
97	90	95	105	88	100	105	124	118
77	68	56	39	29	34	40	36	41
7	9	3	5	5	4	4	5	5
60,366	58,694	56,588	37,721	1,606	135	26	7	33
...	...	...	45	96	82	95	83	50
...	...	...	17,318	51,389	50,210	48,673	46,739	44,065
...	...	...	6	6	8	6	3	8
...	...	...	295	877	848	751	752	603
139	148	161	149	136	130	123	104	135
606	887	868	1,048	964	881	854	755	772
47	74	55	73	53	50	45	68	62
163	148	203	184	236	238	220	236	277
40,793	38,212	35,279	34,882	34,746	32,352	31,687	31,326	32,162
916	898	785	715	574	521	373	386	337
472	375	398	357	334	247	262	300	253
78	57	59	38	36	19	22	30	16
8,648	9,169	8,962	8,794	9,990	9,408	9,109	8,509	7,863
16	35	13	15	19	21	42	29	19
1,039	1,103	989	869	686	681	609	583	541
2,184	2,007	1,729	1,608	1,664	1,363	1,323	1,278	1,342
219	171	141	172	197	142	113	108	101
2,050	2,107	2,025	2,057	1,997	1,896	1,617	1,603	1,688
800	873	803	719	731	771	672	631	642
1,658	1,338	1,485	1,381	1,428	1,367	1,167	1,189	1,208
54,339	51,809	48,722	48,022	48,768	46,450	45,191	45,503	42,512
397	33	209	79	460	99	60	12	185
1,938	1,847	1,677	1,490	1,458	1,346	1,249	1,148	1,077
462	346	496	355	513	495	580	575	576
16,193	15,154	14,179	14,035	14,362	13,479	12,325	12,068	9,942
35,349	34,429	32,161	32,063	31,975	31,031	30,977	31,700	30,732
273,750	249,562	221,272	196,683	191,415	181,838	165,057	147,440	127,471
270,123	246,129	217,937	193,999	188,661	179,882	163,976	146,594	126,833
3,627	3,433	3,335	2,684	2,754	1,956	1,081	846	638

(3) 被疑事件の受理及び処理状況 (令和元年)

ア 罪名別 被疑事件の受理人員

罪 名	総 数	旧 受	計
総 刑	351,444	11,191	340,253
公務執行妨害	238,337	8,296	230,041
公騒	2,848	124	2,724
放住	-	-	-
文い	941	77	864
強い	7,357	210	7,147
強い	2,722	228	2,494
強い	3,570	78	3,492
強い	4,744	265	4,479
強い	1,671	83	1,588
強い	702	4	698
強い	1,134	101	1,033
強い	66	0	66
強い	54	1	53
強い	1,772	169	1,603
強い	28,364	1,532	26,832
強い	104	9	95
強い	17,249	827	16,422
強い	10	0	10
強い	656	74	582
強い	1,609	47	1,562
強い	1,605	257	1,348
強い	5,146	78	5,068
強い	236	3	233
強い	4	1	3
強い	262	2	260
強い	0	0	0
強い	109	1	108
強い	17	1	16
強い	80	13	67
強い	0	0	0
強い	391,017	3,065	387,952
強い	4,416	525	3,891
強い	4	1	3
強い	0	0	0
強い	1,814	140	1,674
強い	20	4	16
強い	101,922	2,160	99,762
強い	1,247	32	1,215
強い	1,229	27	1,202
強い	16,092	679	15,413
強い	2,212	54	2,158
強い	9,289	294	8,995
強い	857	28	829
強い	2,232	52	2,180
強い	20,933	806	20,127
強い	113,107	2,895	110,212
強い	286	0	286
強い	7,002	113	6,889
強い	6,580	92	6,488
強い	1,042	18	1,024
強い	14,418	232	14,186
強い	3	0	3
強い	7,678	105	7,573
強い	76,098	2,335	73,763
強い	313,754	2,429	311,325
強い	312,992	2,423	310,569
強い	762	6	756

(注) この表の罪名は、「受理」及び「未済」については、事件を受理した時の被疑者の罪名により、「既済」については、

(単位 人)

新 受 理			受		
通 常	受 理		他の検察庁から	家庭裁判所から	再 起
計	検察官認知・直受	司法警察員から			
289,967	5,381	284,586	48,886	591	809
202,099	3,828	198,271	26,834	443	665
2,026	32	1,994	695	2	1
-	-	-	-	-	-
811	4	807	46	0	7
5,975	101	5,874	1,158	6	8
2,240	421	1,819	241	4	9
2,300	8	2,292	1,190	2	0
4,355	37	4,318	99	9	16
1,523	14	1,509	54	4	7
533	3	530	163	0	2
1,033	923	110	0	0	0
66	25	41	0	0	0
50	17	33	3	0	0
1,416	232	1,184	61	1	125
22,526	177	22,349	4,183	65	58
84	7	77	7	1	3
13,938	42	13,896	2,436	17	31
10	0	10	0	0	0
533	2	531	37	6	6
1,254	6	1,248	250	9	49
970	31	939	340	0	38
4,914	3	4,911	125	4	25
194	0	194	39	0	0
2	0	2	1	0	0
256	0	256	3	0	1
0	0	0	0	0	0
105	1	104	1	0	2
15	0	15	1	0	0
62	1	61	3	1	1
0	0	0	0	0	0
365,564	23	365,541	21,548	529	311
2,866	7	2,859	952	33	40
3	0	3	0	0	0
0	0	0	0	0	0
1,519	1	1,518	119	22	14
14	0	14	1	0	1
87,797	453	87,344	11,646	167	152
1,177	7	1,170	31	6	1
1,153	12	1,141	36	9	4
14,813	382	14,431	521	56	23
2,096	7	2,089	53	8	1
8,387	143	8,244	561	23	24
794	7	787	34	1	0
1,811	13	1,798	364	3	2
17,514	719	16,795	2,500	40	73
87,868	1,553	86,315	22,052	148	144
269	0	269	16	0	1
5,793	41	5,752	1,088	6	2
6,255	26	6,229	203	25	5
1,000	14	986	20	4	0
13,325	22	13,303	838	15	8
3	0	3	0	0	0
6,798	25	6,773	771	2	2
54,425	1,425	53,000	19,116	96	126
240,185	95	240,090	68,455	2,236	449
239,500	95	239,405	68,384	2,236	449
685	0	685	71	0	0

事件の処理が既済となった時の罪名により、調査したものである。

イ 罪名別 被疑事件の既済人員

罪 名	合 計	起 訴		
		計	公判請求	略式命令請求
総 刑 法 数 犯	339,618	110,568	69,429	41,139
公務執行妨害	228,904	68,056	48,182	19,874
放火	2,740	1,058	452	606
侵入	-	-	-	-
住居侵入	765	223	223	-
文書偽造	7,320	2,189	1,382	807
文書頒布等	2,572	895	784	111
わいせつ文書頒布等	3,501	1,423	341	1,082
わいせつ文書頒布等	4,266	1,278	1,278	-
強制わいせつ	1,474	475	475	-
強制わいせつ	648	323	166	157
強制わいせつ	1,050	4	4	-
賭博	54	30	30	-
賭博	47	26	23	3
賭博	1,121	321	321	-
賭博	25,381	6,742	2,623	4,119
賭博	147	81	81	-
賭博	18,522	4,419	713	3,706
賭博	10	2	2	-
賭博	496	316	316	-
賭博	4,296	200	-	200
賭博	1,346	280	29	251
賭博	2,289	118	23	95
賭博	249	38	-	38
賭博	5	3	2	1
賭博	171	5	-	5
賭博	-	-	-	-
賭博	110	30	-	30
賭博	21	3	1	2
賭博	68	50	50	-
賭博	-	-	-	-
賭博	387,237	42,064	2,876	39,188
賭博	3,990	2,001	1,266	735
賭博	8	8	8	-
賭博	-	-	-	-
賭博	1,071	598	598	-
賭博	15	5	5	-
賭博	99,208	32,162	26,008	6,154
賭博	863	337	337	-
賭博	639	269	269	-
賭博	15,300	7,863	7,863	-
賭博	2,212	541	541	-
賭博	9,522	1,361	1,024	337
賭博	811	101	101	-
賭博	2,211	642	364	278
賭博	20,122	4,393	2,425	1,968
特 別 刑 犯	110,714	42,512	21,247	21,265
（道路交通法等違反を除く。）				
火薬類取締法	279	17	1	16
銃砲刀剣類所持等取締法	6,878	1,077	355	722
大麻取締法	6,442	2,863	2,863	-
麻薬及び向精神薬取締法	1,035	576	574	2
覚せい剤取締法	14,097	9,942	9,942	-
あへん法	4	2	2	-
出入国管理及び難民認定法	7,513	2,910	2,674	236
その他の特別刑法犯	74,466	25,125	4,836	20,289
道 路 交 通 法 等 違 犯	311,714	127,471	6,951	120,520
道 路 交 通 法	310,954	126,833	6,951	119,882
自動車の保管場所の確保等に関する法律	760	638	-	638

(注) この表の罪名は、「受理」及び「未済」については、事件を受理した時の被疑者の罪名により、「既済」については、

(単位 人)

計	不 起 訴				他の検察庁 に 送 致	家庭裁判所 に 送 致	未 済
	起訴猶予	嫌疑不十分	そ の 他	中 止			
153,759	108,308	30,407	15,044	355	47,546	27,390	11,932
110,058	72,941	23,422	13,695	263	26,217	24,310	8,749
919	771	113	35	3	672	88	100
-	-	-	-	-	-	-	-
463	100	238	125	2	46	31	69
3,277	2,463	689	125	1	1,084	769	200
1,372	550	408	414	3	221	81	176
738	602	111	25	-	1,176	164	90
2,539	1,173	1,106	260	2	100	347	258
837	222	586	29	4	52	106	84
161	141	19	1	-	162	2	54
1,044	8	63	973	-	2	-	123
24	2	10	12	-	-	-	6
18	9	3	6	-	3	-	9
635	51	235	349	80	60	25	172
12,275	9,887	2,110	278	21	4,087	2,256	1,654
55	3	37	15	1	7	3	6
10,758	9,531	1,096	131	7	2,340	998	806
-	-	-	-	-	-	8	-
102	18	63	21	2	43	33	97
3,237	255	108	2,874	3	248	608	61
701	398	258	45	23	339	3	273
1,705	1,481	215	9	1	124	341	145
174	170	4	-	-	37	-	3
1	-	1	-	-	1	-	-
145	140	5	-	-	4	17	2
-	-	-	-	-	-	-	-
79	17	45	17	-	1	-	2
17	1	16	-	-	1	-	1
13	-	13	-	-	3	2	7
-	-	-	-	-	-	-	-
314,666	305,221	8,727	718	83	20,833	9,591	3,558
993	176	752	65	16	934	46	501
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
162	83	55	24	13	108	190	149
5	-	1	4	-	1	4	3
42,323	31,787	7,776	2,760	68	11,526	13,129	2,256
421	48	304	69	-	31	74	29
241	21	167	53	-	36	93	57
5,921	3,050	2,506	365	14	504	998	720
1,127	566	537	24	4	56	484	45
5,446	4,743	583	120	10	549	2,156	233
347	147	186	14	1	35	327	22
1,109	964	126	19	-	340	120	83
12,271	3,950	3,777	4,544	13	2,378	1,067	928
43,701	35,367	6,985	1,349	92	21,329	3,080	3,183
245	77	121	47	1	15	1	7
4,547	4,027	245	275	1	1,053	200	160
2,795	1,587	1,126	82	2	205	577	133
386	137	235	14	-	18	55	32
3,200	993	1,894	313	9	839	107	233
2	2	-	-	-	-	-	-
3,822	3,602	215	5	-	753	28	156
28,704	24,942	3,149	613	79	18,446	2,112	2,462
106,663	99,641	5,030	1,992	292	66,776	10,512	2,742
106,609	99,596	5,023	1,990	292	66,708	10,512	2,741
54	45	7	2	-	68	-	1

事件の処理が既済となった時の罪名により、調査したものである。

ウ 検察庁管内別 被疑事件の受理、既済及び未済の人員 - 道路交通法等違反

最高検、高検 及び地検管内	受 理			既 起 訴			
	総 数	旧 受	新 受	総 数	計	公判請求	略式命令請求
総 数	749,423	14,947	734,476	732,563	155,373	74,235	81,138
最 高 検 査 官	1	-	1	1	-	-	-
東 京 高 検 管 内	305,656	7,260	298,396	297,709	61,778	31,000	30,778
東 京 (高 検)	-	-	-	-	-	-	-
東 横 市	83,271	3,187	80,084	79,757	19,363	12,039	7,324
横 濱 市	47,132	855	46,277	46,228	7,775	3,466	4,309
神 奈 川 県	41,052	1,219	39,833	40,244	7,949	3,548	4,401
千 葉 県	32,044	618	31,426	31,165	7,380	3,391	3,989
水 戸 市	14,565	135	14,430	14,334	3,525	1,581	1,944
宇 都 宮 市	10,197	426	9,771	9,901	2,751	1,339	1,412
前 橋 市	17,834	203	17,631	17,502	2,836	1,304	1,532
静 岡 県	34,101	252	33,849	33,779	4,433	1,850	2,583
甲 府 市	5,324	65	5,259	5,261	1,123	541	582
長 野 県	10,655	208	10,447	10,236	2,009	788	1,221
新 潟 県	9,481	92	9,389	9,302	2,634	1,153	1,481
大 阪 高 検 管 内	136,340	3,260	133,080	132,671	29,355	15,096	14,259
大 阪 (高 検)	-	-	-	-	-	-	-
大 阪 府	63,715	1,789	61,926	61,792	13,087	7,243	5,844
京 都 府	13,173	434	12,739	12,937	3,372	1,761	1,611
神 戸 市	39,854	609	39,245	38,760	7,955	3,738	4,217
京 都 府	7,579	45	7,534	7,502	1,724	832	892
神 奈 川 県	7,255	271	6,984	7,093	1,970	978	992
和 歌 山 県	4,764	112	4,652	4,587	1,247	544	703
名 古 屋 高 検 管 内	86,637	1,363	85,274	85,255	16,893	7,886	9,007
名 古 屋 (高 検)	-	-	-	-	-	-	-
名 古 屋 市	56,018	890	55,128	55,178	9,219	4,331	4,888
古 津 市	7,923	129	7,794	7,856	2,097	1,080	1,017
岐 阜 県	8,641	53	8,588	8,521	2,402	1,247	1,155
福 金 富 山 県	3,463	79	3,384	3,387	831	321	510
富 山 県	5,461	169	5,292	5,225	1,294	521	773
富 山 県	5,131	43	5,088	5,088	1,050	386	664
広 島 高 検 管 内	38,692	470	38,222	38,123	9,750	4,110	5,640
広 島 (高 検)	-	-	-	-	-	-	-
広 島 市	15,797	174	15,623	15,671	3,784	1,583	2,201
山 口 県	7,335	180	7,155	7,114	1,869	794	1,075
山 口 県	10,795	73	10,722	10,678	2,686	1,135	1,551
鳥 取 県	2,164	9	2,155	2,118	648	272	376
松 江 県	2,601	34	2,567	2,542	763	326	437
福 岡 高 検 管 内	97,044	1,116	95,928	95,732	16,645	7,416	9,229
福 岡 (高 検)	-	-	-	-	-	-	-
福 岡 県	43,091	352	42,739	42,592	6,555	3,436	3,119
佐 賀 県	7,206	208	6,998	7,054	927	399	528
長 崎 県	6,990	104	6,886	6,878	1,242	484	758
分 本 県	5,397	52	5,345	5,314	1,145	451	694
大 熊 県	8,664	131	8,533	8,454	2,173	815	1,358
那 覇 市	7,833	44	7,789	7,783	1,455	482	973
宮 崎 県	8,949	52	8,897	8,876	1,050	386	664
那 覇 市	8,914	173	8,741	8,776	2,027	933	1,094
仙 台 高 検 管 内	40,021	764	39,257	39,055	9,844	4,028	5,816
仙 台 (高 検)	-	-	-	-	-	-	-
仙 台 市	11,868	164	11,704	11,541	2,707	1,111	1,596
福 山 県	8,446	153	8,293	8,232	2,219	942	1,277
山 形 県	6,796	256	6,540	6,625	1,355	543	812
盛 岡 県	4,384	122	4,262	4,259	1,200	501	699
秋 田 県	3,500	13	3,487	3,462	1,118	480	638
青 森 県	5,027	56	4,971	4,936	1,245	451	794
札 幌 高 検 管 内	22,537	502	22,035	21,921	5,705	2,466	3,239
札 幌 (高 検)	1	-	1	1	1	1	-
札 幌 市	15,453	312	15,141	15,038	3,861	1,736	2,125
函 館 市	1,770	74	1,696	1,726	432	170	262
旭 川 市	2,501	48	2,453	2,435	602	232	370
釧 路 市	2,812	68	2,744	2,721	809	327	482
高 松 高 検 管 内	22,495	212	22,283	22,096	5,403	2,233	3,170
高 松 (高 検)	-	-	-	-	-	-	-
高 松 市	8,086	83	8,003	7,901	1,679	820	859
徳 島 県	4,288	63	4,225	4,234	986	403	583
高 知 県	3,460	40	3,420	3,410	920	362	558
高 松 市	6,661	26	6,635	6,551	1,818	648	1,170

(注) この表の「受理」及び「未済」については、事件を受理した時の被疑者の罪名が、「既済」については、事件の処

被疑事件を除く－

(単位 人)

起 訴				済			未 済
計	不 起 訴	起訴猶予	嫌疑不十分	そ の 他	中 止	他の検察 庁に送致	家庭裁判 所に送致
470,014	414,116	40,026	15,872	467	69,469	37,240	16,158
1	-	-	1	-	-	-	-
189,296	166,779	16,859	5,658	242	31,497	14,896	7,745
-	-	-	-	-	-	-	-
48,622	40,901	5,192	2,529	115	7,742	3,915	3,569
27,649	24,189	2,341	1,119	17	8,334	2,453	907
26,923	23,985	2,424	514	16	3,212	2,144	854
19,373	16,248	2,729	396	33	2,721	1,658	718
8,225	7,421	626	178	27	1,856	701	181
5,048	4,378	550	120	11	1,632	459	273
12,280	11,498	634	148	9	1,485	892	297
26,337	24,904	1,166	267	7	1,556	1,446	325
3,279	2,904	336	39	2	567	290	54
6,621	6,080	344	197	3	1,146	457	401
4,939	4,271	517	151	2	1,246	481	166
86,309	72,476	8,036	5,797	37	9,741	7,229	3,485
-	-	-	-	-	-	-	-
40,747	33,426	3,672	3,649	18	4,258	3,682	1,924
7,850	6,171	1,277	402	3	1,058	654	204
26,399	23,048	1,892	1,459	12	2,658	1,736	1,025
4,678	4,086	511	81	3	650	447	37
4,021	3,535	385	101	1	646	455	132
2,614	2,210	299	105	-	471	255	163
56,757	50,599	4,818	1,340	42	7,367	4,196	1,346
-	-	-	-	-	-	-	-
39,471	35,461	3,149	861	21	3,866	2,601	789
4,433	3,841	473	119	5	898	423	71
4,658	4,134	420	104	3	964	494	124
1,835	1,566	201	68	1	555	165	85
3,156	2,728	298	130	10	527	238	234
3,204	2,869	277	58	2	557	275	43
22,226	19,186	2,444	596	46	3,964	2,137	534
-	-	-	-	-	-	-	-
9,597	8,182	1,117	298	11	1,443	836	151
3,899	3,460	365	74	17	924	405	207
6,298	5,444	737	117	17	1,011	666	88
1,086	944	100	42	1	261	122	40
1,346	1,156	125	65	-	325	108	48
66,415	61,500	3,960	955	40	7,526	5,106	1,180
-	-	-	-	-	-	-	-
30,955	28,791	1,878	286	20	2,618	2,444	464
5,259	5,060	167	32	3	514	351	145
4,528	4,255	182	91	1	833	274	104
3,384	3,055	204	125	4	517	264	73
4,890	4,405	379	106	1	989	401	184
5,297	4,905	313	79	2	662	367	40
3,204	2,869	277	58	2	557	275	43
5,364	4,624	549	191	7	748	630	117
23,164	20,762	1,499	903	34	4,492	1,521	904
-	-	-	-	-	-	-	-
7,006	5,973	489	544	9	1,358	461	311
4,695	4,269	350	76	6	974	338	198
4,472	4,162	237	73	1	522	275	158
2,146	1,972	127	47	4	752	157	120
1,738	1,588	104	46	5	501	100	32
3,107	2,798	192	117	9	385	190	85
12,614	11,160	1,164	290	8	2,519	1,075	607
-	-	-	-	-	-	-	-
8,909	7,880	836	193	4	1,521	743	413
1,001	899	86	16	-	203	90	42
1,304	1,164	106	34	2	398	129	63
1,400	1,217	136	47	2	397	113	89
13,232	11,654	1,246	332	18	2,363	1,080	357
-	-	-	-	-	-	-	-
5,184	4,696	381	107	4	625	409	158
2,563	2,318	193	52	5	455	225	56
1,933	1,655	216	62	6	377	174	47
3,552	2,985	456	111	3	906	272	96

理が既済となった時の被疑者の罪名が、道路交通法等違反以外であるものを計上している。

エ 検察庁管内別 道路交通法等違反被疑事件の受理、既済及び未済の人員

最高検、高検 及び地検管内		受		理		既			
		総 数	旧 受	新 受	総 数	起		訴	
						計	公判請求	略式命令請求	
総最東	高 検 内	313,754	2,429	311,325	311,714	127,471	6,951	120,520	
京	高 検 内	117,408	1,098	116,310	116,311	39,837	2,875	36,962	
東	京(高)	-	-	-	-	-	-	-	
東	京(高)	36,665	356	36,309	36,098	8,770	457	8,313	
横	浜	17,766	149	17,617	17,600	6,797	217	6,580	
北	浜	19,408	252	19,156	19,181	7,456	290	7,166	
千	葉	13,583	137	13,446	13,578	4,036	414	3,622	
水	戸	7,076	18	7,058	7,096	3,626	354	3,272	
字	宮	3,125	48	3,077	3,101	1,625	250	1,375	
前	橋	4,008	46	3,962	3,999	1,950	184	1,766	
静	岡	7,912	36	7,876	7,851	2,149	207	1,942	
長	府	2,106	17	2,089	2,109	831	210	621	
新	野	3,014	28	2,986	2,959	1,199	104	1,095	
大	沼	2,745	11	2,734	2,739	1,398	188	1,210	
阪	高 検 内	85,294	506	84,788	84,869	36,322	1,067	35,255	
大	阪(高)	-	-	-	-	-	-	-	
大	阪	38,378	354	38,024	38,077	18,601	416	18,185	
京	都	7,520	41	7,479	7,509	3,289	111	3,178	
神	戸	31,304	61	31,243	31,174	10,261	271	9,990	
奈	良	3,114	2	3,112	3,147	1,664	106	1,558	
大	津	2,393	38	2,355	2,387	1,133	94	1,039	
和	山	2,585	10	2,575	2,575	1,374	69	1,305	
名	古 屋 高 検 内	35,375	302	35,073	35,137	16,018	593	15,425	
古	古 屋(高)	-	-	-	-	-	-	-	
名	古 津	21,428	204	21,224	21,305	8,591	276	8,315	
	津	3,379	15	3,364	3,363	1,941	114	1,827	
岐	阜	4,206	24	4,182	4,172	1,820	113	1,707	
福	井	2,243	29	2,214	2,218	1,140	23	1,117	
金	沢	2,056	24	2,032	2,025	1,127	31	1,096	
富	山	2,063	6	2,057	2,054	1,399	36	1,363	
広	島 高 検 内	15,208	86	15,122	15,160	7,462	458	7,004	
広	島(高)	-	-	-	-	-	-	-	
山	島	5,830	33	5,797	5,767	2,280	129	2,151	
山	口	3,445	34	3,411	3,425	1,607	164	1,443	
岡	山	3,640	12	3,628	3,666	2,285	91	2,194	
	取	991	3	988	994	642	36	606	
福	岡 高 検 内	1,302	4	1,298	1,308	648	38	610	
福	岡(高)	28,072	175	27,897	28,013	11,432	1,026	10,406	
福	岡	-	-	-	-	-	-	-	
福	岡	11,451	64	11,387	11,439	3,294	463	2,831	
佐	賀	1,546	28	1,518	1,512	481	43	438	
長	崎	1,854	7	1,847	1,841	738	31	707	
大	分	2,301	10	2,291	2,300	1,019	30	989	
熊	本	3,096	17	3,079	3,097	1,375	62	1,313	
鹿	児	1,668	1	1,667	1,675	820	42	778	
宮	島	1,652	5	1,647	1,659	756	35	721	
那	覇	4,504	43	4,461	4,490	2,949	320	2,629	
仙	台 高 検 内	14,642	121	14,521	14,586	6,886	303	6,583	
仙	台(高)	-	-	-	-	-	-	-	
仙	台	4,732	27	4,705	4,714	2,056	72	1,984	
福	台	4,125	28	4,097	4,101	1,469	94	1,375	
山	形	1,619	41	1,578	1,608	938	21	917	
山	岡	1,420	18	1,402	1,415	789	43	746	
盛	岡	1,196	-	1,196	1,197	703	40	663	
秋	田	1,550	7	1,543	1,551	931	33	898	
青	森	1,550	-	-	-	-	-	-	
札	高 検 内	11,568	110	11,458	11,463	6,042	157	5,885	
札	高(高)	-	-	-	-	-	-	-	
札	館	6,594	67	6,527	6,521	3,764	103	3,661	
礼	館	1,436	9	1,427	1,432	619	12	607	
旭	川	1,614	19	1,595	1,604	759	12	747	
路	路	1,924	15	1,909	1,906	900	30	870	
高	高 検 内	6,187	31	6,156	6,175	3,472	472	3,000	
高	高(高)	-	-	-	-	-	-	-	
高	松	1,789	9	1,780	1,784	1,016	144	872	
高	島	1,403	10	1,393	1,396	813	66	747	
高	知	1,142	5	1,137	1,140	624	109	515	
松	山	1,853	7	1,846	1,855	1,019	153	866	

(注) この表の「受理」及び「未済」については、事件を受理した時の被疑者の罪名が、「既済」については、事件の処

(単位 人)

不 起 訴				済				未 済
計	起訴猶予	嫌疑不十分	そ の 他	中 止	他の検察 庁に送致	家庭裁判 所に送致		
106,663	99,641	5,030	1,992	292	66,776	10,512		2,742
-	-	-	-	-	-	-		-
51,415	48,097	2,630	688	104	21,785	3,170		1,299
-	-	-	-	-	-	-		-
18,210	17,288	765	157	14	8,579	525		512
8,031	7,813	158	60	6	2,139	627		163
8,024	7,694	280	50	28	3,296	377		181
7,496	6,376	983	137	15	1,685	346		166
1,888	1,737	94	57	17	1,323	242		30
508	422	56	30	14	812	142		47
1,021	934	61	26	4	836	188		44
4,045	3,840	147	58	3	1,144	510		58
817	761	34	22	-	376	85		6
702	633	35	34	1	994	63		73
673	599	17	57	2	601	65		19
25,929	25,039	535	355	40	19,261	3,317		609
-	-	-	-	-	-	-		-
9,345	8,897	290	158	17	8,435	1,679		300
2,182	2,094	46	42	-	1,727	311		43
12,399	12,198	111	90	15	7,494	1,005		199
1,121	1,066	38	17	2	279	81		7
518	469	28	21	4	632	100		36
364	315	22	27	2	694	141		24
9,008	8,394	367	247	38	8,932	1,141		274
-	-	-	-	-	-	-		-
6,758	6,452	188	118	23	5,193	740		174
384	311	38	35	3	863	172		12
886	823	22	41	10	1,380	76		30
316	243	44	29	2	707	53		16
408	371	33	4	-	442	48		33
256	194	42	20	-	347	52		9
3,774	3,233	408	133	34	3,379	511		83
-	-	-	-	-	-	-		-
2,334	1,987	293	54	6	954	193		38
660	590	44	26	15	1,046	97		34
475	407	33	35	11	752	143		3
130	103	19	8	2	185	35		3
175	146	19	10	-	442	43		5
10,192	9,289	629	274	37	4,978	1,374		191
-	-	-	-	-	-	-		-
5,808	5,398	339	71	20	1,710	607		47
441	385	41	15	2	531	57		41
607	562	25	20	1	415	80		21
424	373	33	18	3	762	92		11
880	794	48	38	2	742	98		25
591	538	15	38	1	203	60		3
564	512	31	21	3	243	93		8
877	727	97	53	5	372	287		35
3,567	3,259	160	148	21	3,814	298		118
-	-	-	-	-	-	-		-
1,695	1,633	28	34	4	837	122		34
933	841	56	36	3	1,618	78		40
192	144	30	18	2	443	33		24
198	164	14	20	4	401	23		10
313	276	16	21	3	167	11		5
236	201	16	19	5	348	31		5
1,791	1,571	127	93	8	3,227	395		114
-	-	-	-	-	-	-		-
1,094	973	80	41	5	1,411	247		75
217	196	13	8	-	542	54		6
198	165	14	19	-	607	40		13
282	237	20	25	3	667	54		20
987	759	174	54	10	1,400	306		54
-	-	-	-	-	-	-		-
363	252	95	16	4	305	96		32
144	119	20	5	-	371	68		5
210	178	23	9	4	257	45		5
270	210	36	24	2	467	97		12

理が既済となった時の被疑者の罪名が、道路交通法等違反であるものを計上している。

オ 国籍別 外国人被疑事件の受理、既済及び未済の人員 - 自動車による過失致死

国 籍	受 理									
	総 数	旧 受	新					受		
			計	通 常 受 理			他の検察 庁 から	家庭裁判所から 少年法第20条	そ の 他	再 起
				計	検察官認 知・直受	司法警察 員 から				
総 数	24,225	661	23,564	20,821	485	20,336	2,644	41	25	33
ア ジ ア	20,079	529	19,550	17,221	320	16,901	2,245	33	20	31
中 国	6,373	179	6,194	5,406	111	5,295	755	18	7	8
韓 国・朝鮮	3,640	142	3,498	2,985	37	2,948	497	-	3	13
イスラエル	20	-	20	19	5	14	1	-	-	-
イ ラ ン	120	4	116	102	4	98	14	-	-	-
イ ン ド	91	4	87	77	1	76	10	-	-	-
インドネシア	453	5	448	400	5	395	48	-	-	-
シンガポール	20	1	19	19	2	17	-	-	-	-
スリランカ	367	7	360	323	3	320	34	-	-	3
タ イ	847	15	832	785	77	708	44	1	2	-
パキスタン	137	4	133	106	-	106	26	1	-	-
バングラデシュ	111	2	109	88	-	88	21	-	-	-
フィリピン	1,401	30	1,371	1,213	10	1,203	154	-	2	2
ベトナム	5,227	94	5,133	4,584	15	4,569	535	7	5	2
マレーシア	300	11	289	278	38	240	5	6	-	-
ミャンマー	94	2	92	81	-	81	11	-	-	-
そ の 他	878	29	849	755	12	743	90	-	1	3
ヨ ー ロ ッ パ	737	25	712	667	58	609	43	2	-	-
英 国	104	2	102	99	5	94	3	-	-	-
イ タ リ ア	25	-	25	25	3	22	-	-	-	-
ド イ ツ	48	2	46	42	9	33	2	2	-	-
フ ラ ン ス	77	7	70	63	8	55	7	-	-	-
ロ シ ア	98	4	94	83	1	82	11	-	-	-
そ の 他	385	10	375	355	32	323	20	-	-	-
北 ア メ リ カ	826	28	798	740	83	657	55	2	-	1
アメリカ合衆国	622	18	604	558	59	499	43	2	-	1
カ ナ ダ	105	7	98	93	16	77	5	-	-	-
そ の 他	99	3	96	89	8	81	7	-	-	-
南 ア メ リ カ	2,024	57	1,967	1,703	10	1,693	256	2	5	1
コロンビア	57	2	55	47	-	47	7	1	-	-
ブラジル	1,393	38	1,355	1,177	8	1,169	171	1	5	1
ペ ル ー	429	9	420	360	2	358	60	-	-	-
そ の 他	145	8	137	119	-	119	18	-	-	-
ア フ リ カ	432	13	419	388	5	383	29	2	-	-
ナイジェリア	140	2	138	129	2	127	9	-	-	-
そ の 他	292	11	281	259	3	256	20	2	-	-
オセアニア	125	9	116	100	9	91	16	-	-	-
オーストラリア	98	6	92	82	8	74	10	-	-	-
そ の 他	27	3	24	18	1	17	6	-	-	-
無 国 籍	2	-	2	2	-	2	-	-	-	-

(注) 1 この表の「受理」及び「未済」については、事件を受理した時の被疑者の罪名が、「既済」については、事件の処理が
2 国籍の「その他」は、日本国籍を有しないで、かつ、各地域において表側に掲げた国以外の外国籍を有する者の総入

傷等及び道路交通法等違反被疑事件を除く－

(単位 人)

総 数	既 起 訴							済			未 済
	起 訴			不 起 訴				中 止	他の検察 庁に送致	家庭裁判 所に送致	
	計	公判請求	略式命令 請 求	計	起訴猶予	嫌 疑 不 十 分	そ の 他				
23,469	8,890	7,234	1,656	11,068	8,721	1,898	449	11	2,554	946	752
19,449	7,472	6,086	1,386	9,162	7,475	1,377	310	10	2,179	626	625
6,118	2,451	1,816	635	2,751	2,150	507	94	3	728	185	254
3,508	1,294	910	384	1,617	1,202	300	115	2	480	115	131
19	10	10	-	8	3	5	-	-	1	-	1
115	42	37	5	61	33	27	1	-	12	-	5
82	25	15	10	44	36	8	-	1	10	2	9
452	189	183	6	212	189	18	5	1	48	2	1
20	9	9	-	11	8	1	2	-	-	-	-
356	108	84	24	213	164	43	6	1	33	1	11
837	374	353	21	402	320	79	3	-	41	20	12
133	37	22	15	64	42	19	3	-	25	7	5
103	33	14	19	43	38	3	2	-	19	8	7
1,367	426	336	90	642	545	82	15	-	148	151	34
5,129	2,004	1,885	119	2,504	2,280	184	40	2	532	87	96
279	224	222	2	45	32	12	1	-	5	5	21
91	33	24	9	47	39	6	2	-	10	1	3
840	213	166	47	498	394	83	21	-	87	42	35
718	253	220	33	403	274	88	41	1	38	23	21
100	24	22	2	73	54	11	8	-	3	-	5
24	11	11	-	13	8	4	1	-	-	-	1
47	21	19	2	21	9	7	5	-	2	3	1
76	23	17	6	43	26	11	6	-	6	4	2
96	21	17	4	60	35	24	1	1	9	5	2
375	153	134	19	193	142	31	20	-	18	11	10
791	306	262	44	417	258	115	44	-	49	19	34
603	208	173	35	343	206	95	42	-	38	14	18
99	52	47	5	42	29	11	2	-	5	-	6
89	46	42	4	32	23	9	-	-	6	5	10
1,965	692	531	161	763	547	183	33	-	245	265	58
56	31	28	3	14	11	2	1	-	7	4	1
1,360	476	375	101	519	369	126	24	-	160	205	31
409	128	83	45	179	134	40	5	-	60	42	21
140	57	45	12	51	33	15	3	-	18	14	5
421	139	118	21	245	113	119	13	-	28	9	11
133	40	32	8	82	23	55	4	-	8	3	6
288	99	86	13	163	90	64	9	-	20	6	5
123	28	17	11	76	52	16	8	-	15	4	3
95	21	12	9	61	41	15	5	-	10	3	3
28	7	5	2	15	11	1	3	-	5	1	-
2	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-

既済となった時の罪名が、自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反以外のものを計上している。
員である。

カ 罪名別 外国人被疑事件の受理、既済及び未済の人員 -自動車による過失致死傷等

罪 名	受 理										
	総 数	旧 受	計	新				受			
				通 計	常 受 検 察 官 知・直 受	理 司 法 警 察 員 か ら	他の検 察 庁 か ら	家 庭 裁 判 少 年 法 第 20 条	所 か ら そ の 他	再 起	
刑 法 犯	11,757	427	11,330	10,020	37	9,983	1,236	29	18	27	
公務執行妨害	162	7	155	122	-	122	32	-	-	1	
騒放	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
過失往來妨害	25	1	24	23	-	23	-	-	-	1	
住居侵入	50	1	49	33	-	33	16	-	-	-	
文書偽造	388	7	381	341	4	337	39	-	-	1	
有価証券偽造	243	5	238	230	1	229	7	-	-	1	
支払用カード電磁的記録関係	3	-	3	3	-	3	-	-	-	-	
わいせつ・わいせつ文書頒布	252	10	242	239	1	238	-	3	-	-	
強制わいせつ	78	2	76	59	1	58	17	-	-	-	
強制性交等	227	13	214	205	1	204	6	-	1	2	
賭博・富くじ	72	6	66	64	-	64	2	-	-	-	
殺人	21	-	21	14	-	14	7	-	-	-	
傷	99	11	88	82	2	80	6	-	-	-	
危険運転致死傷	2,551	144	2,407	2,076	3	2,073	319	1	4	7	
過失傷害	16	-	16	15	-	15	1	-	-	-	
逮捕・監禁	330	8	322	300	1	299	15	-	1	6	
脅迫	19	4	15	15	-	15	-	-	-	-	
窃盗	77	4	73	60	1	59	13	-	-	-	
強盗	4,988	132	4,856	4,156	5	4,151	674	13	7	6	
強盗致死傷・強盗・強制的性交等	73	2	71	70	-	70	-	-	1	-	
詐欺	70	2	68	65	-	65	2	1	-	-	
背任	861	23	838	812	9	803	13	9	3	1	
恐喝	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
横領	59	1	58	56	-	56	2	-	-	-	
盗品等関係	298	16	282	270	-	270	11	-	1	-	
毀棄・隠匿	74	1	73	72	-	72	1	-	-	-	
暴力行為等処罰に関する法律	379	12	367	340	1	339	26	-	-	1	
その他の刑法犯	136	5	131	116	-	116	15	-	-	-	
特 別 法 犯	206	10	196	182	7	175	12	2	-	-	
軽 犯 罪 法	12,468	234	12,234	10,801	448	10,353	1,408	12	7	6	
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	235	9	226	208	1	207	18	-	-	-	
火薬類取締法	557	12	545	386	4	382	159	-	-	-	
銃砲刀剣類所持等取締法	7	-	7	6	-	6	1	-	-	-	
売春防止法	332	6	326	269	3	266	55	-	2	-	
大麻取締法	77	1	76	71	2	69	5	-	-	-	
麻薬及び向精神薬取締法	423	9	414	407	1	406	6	-	-	1	
覚せい剤取締法	210	8	202	199	3	196	2	1	-	-	
あへん法	1,078	22	1,056	1,004	1	1,003	45	5	2	-	
職業安定法	1	-	1	1	-	1	-	-	-	-	
関税法	5	-	5	4	-	4	1	-	-	-	
商標法	434	8	426	417	378	39	2	6	1	-	
外国為替及び外国貿易法	109	9	100	69	-	69	30	-	-	1	
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	3	-	3	3	-	3	-	-	-	-	
出入国管理及び難民認定法	8	1	7	6	-	6	1	-	-	-	
その他の特別法犯	6,901	71	6,830	6,224	20	6,204	602	-	2	2	
	2,088	78	2,010	1,527	35	1,492	481	-	-	2	

(注) この表の「受理」及び「未済」については、事件を受理した時の被疑者の罪名が、「既済」については、事件の処理が既済となっ

及び道路交通法等違反被疑事件を除く－

(単位 人)

総 数	既				済				中 止	他の検察 庁に送致	家庭裁判 所に送致	未 済	
	起		訴	略式命令 請求	不		起						訴
	計	公判請求			計	起訴猶予	嫌 不 十 分	疑 問					
11,226	3,841	2,977	864	5,364	3,876	1,084	404	8	1,199	814	504		
153	61	31	30	58	48	8	2	-	29	5	4		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
20	5	5	-	11	2	4	5	-	-	4	1		
50	16	1	15	20	20	-	-	-	14	-	-		
396	126	106	20	215	173	40	2	1	36	18	12		
228	140	137	3	81	30	51	-	-	7	-	13		
3	-	-	-	3	1	2	-	-	-	-	-		
213	168	168	-	33	19	14	-	-	-	12	19		
72	27	11	16	27	19	5	3	-	16	2	5		
200	53	53	-	130	69	60	1	-	6	11	15		
68	17	17	-	46	6	40	-	1	1	3	5		
18	9	1	8	2	2	-	-	-	7	-	3		
53	29	29	-	18	2	7	9	-	6	-	8		
2,465	519	209	310	1,518	1,274	225	19	3	312	113	166		
10	6	6	-	2	1	1	-	-	1	1	2		
329	18	1	17	275	108	13	154	1	15	20	6		
17	3	3	-	12	5	7	-	-	-	2	1		
80	18	8	10	45	33	12	-	-	13	4	3		
4,840	1,921	1,528	393	1,816	1,522	271	23	1	658	444	147		
34	13	13	-	18	4	14	-	-	-	3	4		
24	16	16	-	3	1	2	-	-	2	3	4		
832	498	498	-	272	122	150	-	-	13	49	45		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
63	22	22	-	30	13	17	-	-	2	9	-		
305	11	7	4	217	196	19	2	-	9	68	7		
71	9	9	-	53	15	37	1	-	1	8	1		
369	63	47	16	262	67	20	175	1	26	17	13		
118	20	8	12	74	62	12	-	-	14	10	9		
195	53	43	10	123	62	53	8	-	11	8	11		
12,243	5,049	4,257	792	5,704	4,845	814	45	3	1,355	132	248		
236	33	-	33	185	184	1	-	-	18	-	4		
550	197	41	156	202	158	43	1	-	150	1	17		
7	-	-	-	6	3	3	-	-	1	-	-		
326	54	14	40	216	198	11	7	-	52	4	7		
75	33	28	5	37	22	15	-	-	5	-	-		
409	191	191	-	187	97	90	-	-	6	25	7		
214	115	115	-	88	16	70	2	-	1	10	4		
1,045	724	724	-	249	65	169	15	-	46	26	13		
2	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
5	4	3	1	-	-	-	-	-	1	-	-		
437	337	336	1	90	14	75	1	-	2	8	9		
106	44	21	23	31	14	17	-	1	29	1	3		
3	-	-	-	3	-	3	-	-	-	-	-		
8	1	-	1	5	5	-	-	1	1	-	-		
6,791	2,650	2,572	78	3,520	3,361	154	5	-	593	28	105		
2,029	664	210	454	885	708	163	14	1	450	29	79		

た時の罪名が、自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反以外のものを計上している。

キ 罪名別 外国人被疑事件の国籍別通常受理人員 - 自動車による過失致死傷等及び

罪 名	総 数	ア								
		計	中 国	韓国・朝鮮	イスラエル	イ ラ ン	イ ン ド	イ ネ シ ョ ン	ド ア	シ ョ ン ガ ル
総 数	20,821	17,221	5,406	2,985	19	102	77	400	19	
刑 法 犯	10,020	7,898	2,550	2,172	3	33	44	36	9	
公務執行妨害	122	83	27	33	-	2	1	-	-	
騒 乱	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
放 火	23	15	4	7	-	-	-	-	-	
過失往來妨害	33	27	6	8	-	-	-	4	-	
住居侵入	341	256	122	45	-	-	2	1	-	
文書偽造	230	223	91	14	-	1	-	4	-	
有価証券偽造	3	2	2	-	-	-	-	-	-	
支払用カード電磁的記録関係	239	229	99	-	-	-	-	-	-	
わいせつ・わいせつ文書頒布等	59	45	9	24	-	-	1	-	-	
強制わいせつ	205	145	29	19	1	3	10	1	-	
強制性交等	64	48	10	11	-	-	3	-	-	
賭博・富くじ	14	14	7	5	-	-	-	-	-	
殺 人	82	68	24	8	-	3	1	-	-	
傷 害	2,076	1,557	475	542	-	15	12	3	1	
危険運転致死傷	15	7	1	3	-	-	-	-	-	
過失 傷 害	300	250	78	82	1	-	1	7	-	
逮捕・監禁	15	11	3	5	-	-	1	-	-	
脅 迫	60	45	8	27	-	1	-	-	-	
窃 盗	4,156	3,341	950	888	1	6	11	11	6	
強 盗	70	52	18	16	-	-	-	-	1	
強盗致死傷・強盗・強制性交等	65	41	9	13	-	-	-	-	-	
詐 欺	812	657	376	178	-	-	-	2	-	
背 任	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
恐 喝	56	52	9	38	-	-	-	-	-	
横 領	270	215	49	52	-	1	-	3	-	
盗 品 等 関 係	72	56	11	6	-	-	-	-	-	
毀 棄 ・ 隠 匿	340	219	63	94	-	1	1	-	-	
暴力行為等処罰に関する法律	116	93	25	21	-	-	-	-	1	
そ の 他 の 刑 法 犯	182	147	45	33	-	-	-	-	-	
特 別 法 犯	10,801	9,323	2,856	813	16	69	33	364	10	
軽 犯 罪 法	208	162	58	53	-	1	-	-	1	
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	386	371	267	29	-	1	-	-	-	
火 薬 類 取 締 法	6	1	-	1	-	-	-	-	-	
銃砲刀剣類所持等取締法	269	203	71	50	-	2	2	3	-	
売 春 防 止 法	71	70	43	11	-	-	-	-	-	
大 麻 取 締 法	407	126	8	38	-	3	1	-	2	
麻薬及び向精神薬取締法	199	71	14	9	2	3	3	-	-	
覚 せ い 剤 取 締 法	1,004	692	105	235	-	30	-	12	3	
あ へ ん 法	1	1	-	-	-	1	-	-	-	
職 業 安 定 法	4	4	-	2	-	-	-	-	-	
関 税 法	417	253	82	16	1	3	2	5	2	
商 標 法	69	60	27	18	4	-	-	-	-	
外国為替及び外国貿易法	3	3	1	2	-	-	-	-	-	
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	6	6	1	1	-	-	-	3	-	
出入国管理及び難民認定法	6,224	5,990	1,649	70	1	18	10	331	2	
そ の 他 の 特 別 法 犯	1,527	1,310	530	278	8	7	15	10	-	

道路交通法等違反被疑事件を除く－

(単位 人)

ジ										ア				ヨ ー ロ ッ パ			
スリランカ	タ	イ	パキスタン	バングラ デシュ	フィリピン	ベトナム	マレーシア	ミャンマー	そ の 他	計	英	国	イタリ	ア			
323	785	106	88	1,213	4,584	278	81	755	667	99	25						
169	109	69	50	597	1,419	188	38	412	362	71	15						
1	2	-	-	3	5	-	1	8	5	1	-						
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
1	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-						
-	-	-	-	8	1	-	-	-	4	-	-						
5	2	1	-	15	43	1	-	19	17	4	-						
4	3	2	1	30	58	-	2	13	-	-	-						
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
-	-	-	-	-	-	130	-	-	10	-	-						
2	-	-	-	2	4	-	-	3	4	2	-						
11	-	5	1	16	25	-	-	24	8	4	-						
3	1	1	1	10	4	-	1	3	1	-	-						
-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
-	2	3	1	3	19	-	-	4	-	-	-						
31	34	17	23	135	102	3	12	152	74	22	3						
-	-	2	-	-	-	-	-	1	1	1	-						
3	-	1	-	9	48	-	3	17	24	2	1						
-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-						
-	-	-	-	4	3	-	1	1	-	-	-						
82	30	16	14	248	956	22	10	90	119	10	7						
1	1	-	2	3	7	-	-	3	4	1	2						
-	1	-	-	9	6	-	-	3	6	4	1						
2	6	5	4	24	27	28	-	5	23	7	-						
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
1	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-						
7	3	-	2	31	54	-	-	13	11	2	-						
3	12	2	-	1	10	1	-	10	4	-	-						
7	4	4	1	14	6	-	1	23	32	8	1						
2	3	3	-	16	8	-	4	10	6	1	-						
3	2	6	-	12	30	3	3	10	9	2	-						
154	676	37	38	616	3,165	90	43	343	305	28	10						
6	1	3	-	12	14	-	2	11	3	-	1						
-	31	2	13	18	6	1	1	2	1	1	-						
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
10	2	-	-	14	36	-	1	12	6	-	-						
-	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
8	12	3	2	22	18	-	-	9	22	3	1						
2	7	-	-	2	22	2	-	5	41	13	1						
5	98	-	-	113	44	28	-	19	42	1	3						
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
7	75	-	-	6	6	43	-	5	59	4	3						
-	1	-	-	2	8	-	-	-	1	-	-						
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-						
81	396	9	15	354	2,790	9	26	229	101	3	1						
35	35	20	8	72	221	7	13	51	29	3	-						

(単位 人)

罪 名	ヨ ー ロ ッ プ (続き)				北 ア メ リ カ				
	ド イ ツ	フ ラ ン ス	ロ シ ア	そ の 他	計	ア メ リ カ 合 衆 国	カ ナ ダ	そ の 他	
総 数	42	63	83	355	740	558	93	89	
刑 法 犯	17	34	68	157	342	259	35	48	
公 務 執 行 妨 害	2	1	1	-	13	9	3	1	
騒 乱 火	-	-	-	-	-	-	-	-	
放 火	-	-	-	-	1	1	-	-	
過 失 往 来 妨 害	-	-	1	3	1	1	-	-	
住 居 侵 入	-	-	6	7	20	15	2	3	
文 書 偽 造	-	-	-	-	-	-	-	-	
有 価 証 券 偽 造	-	-	-	-	1	1	-	-	
支払用カード電磁的記録関係 わいせつ・わいせつ文書頒布等	-	-	-	10	-	-	-	-	
強 制 わ い せ つ	-	2	1	1	9	7	2	-	
強 制 性 交 等	-	1	-	-	3	3	-	-	
賭 博 ・ 富 く	-	-	-	-	-	-	-	-	
殺 人	-	-	-	-	5	5	-	-	
傷 害	6	9	10	24	94	71	14	9	
危 険 運 転 致 死 傷	-	-	-	-	2	2	-	-	
過 失 傷 害	1	3	1	16	14	12	1	1	
逮 捕 ・ 監 禁	-	-	-	-	-	-	-	-	
脅 迫	-	-	-	-	4	4	-	-	
窃 盗	3	11	35	53	116	75	8	33	
強 盗	-	1	-	-	3	3	-	-	
強盗致死傷・強盗・強制性交等	-	1	-	-	4	4	-	-	
詐 欺	-	-	-	16	7	7	-	-	
背 任	-	-	-	-	-	-	-	-	
恐 喝	-	-	-	-	1	1	-	-	
横 領	1	-	2	6	9	9	-	-	
盗 品 等 関 係	-	-	4	-	-	-	-	-	
毀 棄 ・ 隠 匿	4	3	3	13	28	26	2	-	
暴力行為等処罰に関する法律	-	1	1	3	2	1	-	1	
そ の 他 の 刑 法 犯	-	1	2	4	1	-	1	-	
特 別 法 犯	25	29	15	198	398	299	58	41	
軽 犯 罪 法	-	-	-	2	8	7	1	-	
風俗営業等の規制及び業務の 適正化等に関する法律	-	-	-	-	-	-	-	-	
火 薬 類 取 締 法	-	-	-	-	3	3	-	-	
銃 砲 刀 剣 類 所 持 等 取 締 法	-	2	2	2	36	35	-	1	
売 春 防 止 法	-	-	-	-	-	-	-	-	
大 麻 取 締 法	-	6	2	10	94	75	15	4	
麻薬及び向精神薬取締法	5	6	1	15	41	34	3	4	
覚 せい 剤 取 締 法	5	1	1	31	67	38	15	14	
あ へ ん 法	-	-	-	-	-	-	-	-	
職 業 安 定 法	-	-	-	-	-	-	-	-	
関 税 法	10	7	1	34	84	61	15	8	
商 標 法	1	-	-	-	2	2	-	-	
外国為替及び外国貿易法	-	-	-	-	-	-	-	-	
海洋汚染等及び海上災害の 防止に関する法律	-	-	-	-	-	-	-	-	
出入国管理及び難民認定法	1	4	2	90	27	15	5	7	
そ の 他 の 特 別 法 犯	3	3	6	14	36	29	4	3	

(注) 1 この表は、(3)表のカに掲載された被疑事件中、通常受理について調査したものである。

2 国籍の「その他」は、日本国籍を有しないで、かつ、各地域において表側に掲げた国以外の外国籍を有する者の総人員である。

南 ア メ リ カ					ア フ リ カ			オ セ ア ニ ア			無 国 籍
計	コロンビア	ブラジル	ペ ル ー	そ の 他	計	ナ イ ジ ェ リ ア	そ の 他	計	オーストラリア	そ の 他	
1,703	47	1,177	360	119	388	129	259	100	82	18	2
1,088	36	697	261	94	260	83	177	68	52	16	2
14	1	8	5	-	6	1	5	1	1	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	-	4	3	-	-	-	-	-	-	-	-
1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
31	1	23	4	3	7	2	5	10	9	1	-
6	-	6	-	-	1	-	1	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	-	4	2	-	-	-	-	-	-	-	-
26	-	14	8	4	15	1	14	2	2	-	-
11	-	7	3	1	1	1	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	-	5	2	2	-	-	-	-	-	-	-
273	2	199	58	14	56	16	40	21	18	3	1
4	-	4	-	-	1	1	-	-	-	-	-
6	-	4	1	1	2	-	2	4	3	1	-
3	-	2	-	1	1	-	1	-	-	-	-
9	-	4	3	2	1	-	1	1	1	-	-
494	23	295	137	39	72	15	57	13	9	4	1
9	-	6	-	3	2	-	2	-	-	-	-
14	-	12	2	-	-	-	-	-	-	-	-
63	8	28	13	14	61	29	32	1	1	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-
28	-	20	5	3	3	-	3	4	1	3	-
5	-	4	1	-	7	7	-	-	-	-	-
39	1	30	6	2	12	6	6	10	6	4	-
12	-	11	-	1	2	-	2	1	1	-	-
15	-	6	5	4	10	4	6	-	-	-	-
615	11	480	99	25	128	46	82	32	30	2	-
33	-	26	6	1	1	-	1	1	1	-	-
13	-	9	4	-	1	-	1	-	-	-	-
1	-	1	-	-	-	-	-	1	1	-	-
22	-	18	4	-	2	1	1	-	-	-	-
1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
146	1	119	22	4	12	6	6	7	7	-	-
19	2	8	7	2	19	11	8	8	8	-	-
189	-	167	13	9	13	6	7	1	1	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	-	5	1	-	6	2	4	9	8	1	-
1	-	1	-	-	5	-	5	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
68	6	44	12	6	38	3	35	-	-	-	-
116	2	81	30	3	31	17	14	5	4	1	-

ク 罪名別 少年被疑事件（少年法第20条又は第23条第1項の規定により家庭裁判所から

罪 名	総 数	旧 受	受 理					
			計	新 通 常 受 理				
				計	16歳未満	16・17歳	18・19歳	
総 数	54,883	352	54,531	50,074	5,991	15,121	28,962	
性 別	45,807	296	45,511	41,756	5,084	12,919	23,753	
内 訳	9,076	56	9,020	8,318	907	2,202	5,209	
刑 務 執 行 妨 害	38,372	256	38,116	35,684	5,031	10,862	19,791	
公 職 上 不 正 行 為	108	1	107	102	9	38	55	
文 書 偽 造	34	-	34	34	15	13	6	
文 書 偽 造	848	8	840	810	204	328	278	
文 書 偽 造	99	-	99	85	5	27	53	
文 書 偽 造	215	1	214	174	36	53	85	
文 書 偽 造	560	14	546	529	164	184	181	
文 書 偽 造	33	-	33	30	6	16	8	
文 書 偽 造	2	-	2	2	-	1	1	
文 書 偽 造	-	-	-	-	-	-	-	
文 書 偽 造	-	-	-	-	-	-	-	
文 書 偽 造	63	3	60	59	12	15	32	
文 書 偽 造	3,472	44	3,428	3,299	779	1,245	1,275	
文 書 偽 造	2,471	35	2,436	2,357	528	882	947	
文 書 偽 造	3	-	3	3	-	1	2	
文 書 偽 造	990	9	981	931	249	356	326	
文 書 偽 造	8	-	8	8	2	6	-	
文 書 偽 造	35	1	34	34	1	8	25	
文 書 偽 造	31	1	30	30	1	7	22	
文 書 偽 造	4	-	4	4	-	1	3	
文 書 偽 造	1,073	15	1,058	1,030	197	432	401	
文 書 偽 造	45	1	44	42	8	17	17	
文 書 偽 造	3	-	3	3	-	-	3	
文 書 偽 造	1,025	14	1,011	985	189	415	381	
文 書 偽 造	11,459	37	11,422	10,440	23	543	9,874	
文 書 偽 造	1	-	1	1	-	-	1	
文 書 偽 造	1	-	1	1	-	-	-	
文 書 偽 造	31	1	30	30	8	10	12	
文 書 偽 造	1	-	1	-	-	-	-	
文 書 偽 造	1	-	1	-	-	-	-	
文 書 偽 造	2	-	2	2	-	-	2	
文 書 偽 造	-	-	-	-	-	-	-	
文 書 偽 造	11,090	29	11,061	10,100	1	421	9,678	
文 書 偽 造	67	2	65	62	-	2	60	
文 書 偽 造	-	-	-	-	-	-	-	
文 書 偽 造	-	-	-	-	-	-	-	
文 書 偽 造	261	3	258	241	13	108	120	
文 書 偽 造	6	2	4	4	1	2	1	
文 書 偽 造	14,289	70	14,219	13,374	2,851	5,782	4,741	
文 書 偽 造	117	-	117	117	11	32	74	
文 書 偽 造	194	3	191	188	5	81	102	
文 書 偽 造	1,188	23	1,165	1,080	50	355	675	
文 書 偽 造	529	10	519	504	53	233	218	
文 書 偽 造	2,348	6	2,342	2,190	300	857	1,033	
文 書 偽 造	2,333	6	2,327	2,175	300	853	1,022	
文 書 偽 造	15	-	15	15	4	11	-	
文 書 偽 造	359	6	353	342	79	173	90	
文 書 偽 造	150	-	150	144	26	66	52	
文 書 偽 造	1,197	14	1,183	1,117	205	380	532	
文 書 偽 造	4,007	24	3,983	3,412	393	1,069	1,950	
文 書 偽 造	232	3	229	212	40	76	96	
文 書 偽 造	797	7	790	751	16	174	561	
文 書 偽 造	65	-	65	65	4	6	55	
文 書 偽 造	140	3	137	131	5	29	97	
文 書 偽 造	2	-	2	2	-	-	2	
文 書 偽 造	2,771	11	2,760	2,251	328	784	1,139	
文 書 偽 造	12,504	72	12,432	10,978	567	3,190	7,221	
文 書 偽 造	12,504	72	12,432	10,978	567	3,190	7,221	
文 書 偽 造	-	-	-	-	-	-	-	

(注) 1 この表は、(3)表のAに掲載された被疑事件で、少年法第20条又は第23条第1項の規定により家庭裁判所から
2 「通常受理」には、検察官の認知又は直受に係る事件及び司法警察員から送致された事件が一括計上されている。

送致された事件を除く。) の受理, 既済及び未済の人員

(単位: 人)

		既			済			未 済	
他の検察 庁 から (20歳未満)	再 起 (20歳未満)	総 数	不起訴 ・ 中止 (20歳未満)	他の検察 庁に送致 (20歳未満)	家 庭 裁 判 所 に 送 致				年齢超過 後の処分 (20歳以上)
					16歳未満	16・17歳	18・19歳		
4,452	5	54,426	2,150	4,465	5,572	14,486	27,683	70	455
3,752	3	45,425	1,787	3,779	4,742	12,355	22,700	62	380
700	2	9,001	363	686	830	2,131	4,983	8	75
2,428	4	37,956	1,333	2,416	4,708	10,455	18,989	55	317
5	-	107	14	5	6	32	50	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	33	2	-	14	12	5	-	-
30	-	830	30	28	187	320	262	3	15
14	-	95	2	12	6	24	50	1	4
40	-	214	8	42	29	55	80	-	1
17	-	522	72	15	128	163	141	3	9
3	-	32	8	3	5	12	4	-	-
-	-	2	-	-	-	1	1	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	-	32	5	1	5	9	11	1	7
129	-	3,491	98	121	750	1,232	1,285	5	36
79	-	2,403	65	76	501	843	914	4	29
-	-	5	2	-	-	2	1	-	-
50	-	1,075	31	45	247	381	370	1	7
-	-	8	-	-	2	6	-	-	-
-	-	35	1	1	1	10	22	-	2
-	-	31	1	1	1	10	18	-	2
-	-	4	-	-	-	-	4	-	-
27	1	1,057	78	27	183	403	366	-	17
2	-	621	11	2	114	264	230	-	-
-	-	3	-	-	-	-	3	-	-
25	1	433	67	25	69	139	133	-	17
982	-	11,353	522	980	16	459	9,370	6	54
-	-	1	-	-	-	-	1	-	-
-	-	18	1	-	-	6	7	-	-
1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	2	-	-	-	-	2	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
961	-	11,052	501	961	-	363	9,222	5	43
3	-	60	11	3	-	2	44	-	5
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17	-	214	7	16	11	86	93	1	6
-	-	6	2	-	1	2	1	-	-
845	-	14,189	194	851	2,708	5,672	4,747	17	112
-	-	91	14	-	4	21	49	3	2
3	-	110	12	3	1	41	51	2	3
85	-	1,137	46	82	45	331	622	11	25
15	-	563	58	18	48	235	201	3	3
150	2	2,373	71	146	285	844	1,027	-	6
150	2	2,358	70	146	285	840	1,017	-	6
-	-	15	1	-	-	4	10	-	-
11	-	347	9	11	69	167	91	-	1
6	-	135	8	7	23	54	43	-	2
65	1	1,208	81	63	195	358	511	-	17
570	1	4,006	329	586	361	970	1,750	10	51
17	-	232	12	20	40	71	89	-	1
38	1	783	165	38	16	133	428	3	12
-	-	71	15	1	1	9	45	-	-
6	-	135	20	6	4	20	83	2	2
-	-	1	-	-	-	-	1	-	1
509	-	2,784	117	521	300	737	1,104	5	35
1,454	-	12,464	488	1,463	503	3,061	6,944	5	87
1,454	-	12,464	488	1,463	503	3,061	6,944	5	87
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

ら送致された事件を除く。) について調査したものである。

ケ 罪名別 少年法第20条又は第23条第1項の規定により家庭裁判所から送致された事件

[illegible]

(注) この表は、(3)表のアに掲載された被疑事件中、少年法第20条又は第23条第1項の規定により家庭裁判所から送致のあった事

の受理、既済及び未済の人員

(単位：人)

既								済							未 済
起		訴						不起訴 ・中止 (20歳未満)	他の検察 庁に送致 (20歳未満)	家庭裁判所に 送致			年齢超過 後の処分 (20歳以上)		
判 請 求	略 式 命 令 請 求	即 決 裁 判 請 求								16歳未満	16・17歳	18・19歳			
16・17歳	18・19歳	16歳未満	16・17歳	18・19歳	16歳未満	16・17歳	18・19歳			16歳未満	16・17歳	18・19歳			
2	144	1	15	1,450	-	-	41	25	1,863	-	-	11	310	69	
2	130	1	15	1,345	-	-	41	24	1,714	-	-	9	281	64	
-	14	-	-	105	-	-	-	1	149	-	-	2	29	5	
1	92	-	-	28	-	-	-	6	70	-	-	4	97	14	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	5	-	-	2	-	-	-	-	3	-	-	-	4	-	
-	4	-	-	2	-	-	-	-	3	-	-	-	4	-	
-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	1	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	3	2	
-	1	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	2	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	1	2	
-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	
-	34	-	-	22	-	-	-	5	49	-	-	2	48	10	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	10	-	-	20	-	-	-	5	44	-	-	2	34	5	
-	15	-	-	1	-	-	-	-	3	-	-	-	8	4	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	9	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	6	1	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	23	-	-	-	-	-	-	1	5	-	-	2	17	-	
-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
1	1	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	1	-	
-	16	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	14	-	
-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	5	-	-	3	-	-	-	-	4	-	-	-	4	1	
-	19	-	-	8	-	-	-	2	10	-	-	-	3	1	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
-	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	
-	6	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	10	-	-	8	-	-	-	1	9	-	-	-	2	-	
1	33	1	15	1,414	-	-	41	17	1,783	-	-	7	210	54	
1	33	1	15	1,414	-	-	41	17	1,783	-	-	7	210	54	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

件について調査したものである。

外 局

I 出入国在留管理庁

法務省設置法第26条～第29条、法務省組織令第68条～第85条、法務省組織規則第27条～第31条

出入国在留管理庁は、出入国及び外国人の在留の公正な管理を図るほか、任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする行政機関である。

〈業務の実施状況〉

1 出入国管理及び難民認定法の改正

平成30年12月8日に第197回国会（臨時会）において成立し、同月14日に公布された「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」（平成30年法律第102号）が施行された。主な改正事項は以下のとおりである。

(1) 在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」の新設（平成31年4月1日施行）

人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に属する技能を有する外国人の受入れを図るため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設するとともに、これに関する規定が整備された。

「特定技能1号」は、「相当程度の知識又は経験を必要とする技能」を要する業務に従事する外国人のための在留資格であり、「特定技能2号」は、「熟練した技能」を要する業務に従事する外国人のための在留資格である。

(2) 出入国在留管理庁の設置（平成31年4月1日施行）

新たな在留資格の創設に伴う在留外国人の増加に的確に対応しつつ、外国人の受入れ環境整備に関する企画及び立案並びに総合調整といった新規事業に一体的かつ効率的に取り組む組織として、法務省の外局に出入国在留管理庁が設置された。

2 特定技能制度

特定技能制度は、中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるために設けられた制度である。

(1) 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針

政府は、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について」（平成30年12月25日閣議決定。以下「基本方針」という。）を策定した。

基本方針には、①特定技能の在留資格に係る制度の意義に関する事項、②人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に関する基本的な事項、③当該産業上の分野において求められる人材に関する基本的な事項、④特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項、⑤特定技能の在留資格に係る制度の運用に関するその他の重要事項が定められている。

(2) 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

法務大臣は、各産業上の分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、各産業上の分野を所管する関係行政機関の長並びに国家公安委員会、外務大臣及び厚生労働大臣と共同して、各産業上の分野における「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」（平成30年12月25日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）を分野ごとに策定している。

分野別運用方針には、①人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（以下「特定産業分野」という。）、②特定産業分野における人材の不足の状況（特定産業分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項、③特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項、④在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項、⑤その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項が定められている。

(3) 特定技能に関する二国間取決め

悪質な仲介業者の排除等を目的とし、特定技能外国人の円滑かつ適正な送出し・受入れに資する情報の共有の枠組み構築等を内容とする二国間取決めについて、外務省、厚生労働省及び警察庁とともに、令和元年末までに、11か国（フィリピン、カンボジア、ネパール、ミャンマー、モンゴル、スリランカ、インドネシア、ベトナム、バングラデシュ、ウズベキスタン及びパキスタン）との間での協議を経て作成した。

3 共生社会実現に向けた取組

(1) 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の取りまとめ

政府においては、これまで、平成18年に取りまとめた「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」に基づいて外国人が暮らしやすい地域社会づくり等に努めてきたが、今般、新たな在留資格である「特定技能1号」及び「特定技能2号」の創設を踏まえつつ、外国人材の受入れ・共生のための取組を、政府一丸となって、より強力に、かつ、包括的に推進していく観点から、平成30年12月25日、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（以下「総合的対応策」という。）」が決定された。この総合的対応策には、労働環境、教育、医療、住宅など生活の様々な場面を想定して、合計126の施策が盛り込まれた。

令和元年6月には、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について（以下「充実策」という。）」が取りまとめられ、同年12月には、充実策の方向性に沿って総合的対応策の改訂が決定された。改訂された総合的対応策には、特定技能外国人の大都市圏その他の特定地域への集中防止策、留学生の就職支援を強化する施策をはじめ合計172の施策が盛り込まれている。

今後、在留外国人の増加が見込まれる中で、政府として、法務省の総合調整機

能の下、外国人との共生社会の実現に必要な施策をスピード感を持って着実に進めていくほか、国民及び外国人の声を聴くなどしつつ、定期的に総合的対応策のフォローアップを行い、必要な施策を随時加えて充実させながら、政府全体で共生社会の実現を目指していくこととしている。

(2) 一元的相談窓口への支援

在留外国人が、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育等の生活に関わる様々な事柄について、疑問や悩みを抱いた場合に、適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、地方公共団体が情報提供及び相談を行う一元的な相談窓口の整備・拡充の取組を「外国人受入環境整備交付金（以下「交付金」という。）」により財政的に支援している。平成30年度及び令和元年度は、146の地方公共団体に対して交付決定した。交付金の決定を受けた一元的相談窓口においては、多言語での相談対応や国及び関係機関と連携することにより相談者に適切な情報が提供されることが期待される。

(3) 受入環境調整担当官を通じた地方公共団体等との連携・協力

平成31年4月から、地方出入国在留管理局・支局に「受入環境調整担当官」を配置し、交付金を受けているか否かにかかわらず、地方公共団体の要望を踏まえ、一元的相談窓口地方出入国在留管理局・支局職員を相談員として適宜派遣するほか、相談業務に従事する地方公共団体職員等に対し、情報提供や研修を実施している。

また、各都道府県において、外国人との共生社会の実現に向けた会議を設置することの促進等を通じて、地域における多文化共生施策の推進を図るとともに、受入環境調整担当官による取組等を通じて得た好事例等の有益な情報を地方公共団体等に展開している。

(4) 生活・就労ガイドブック

在留外国人が我が国において、安全・安心な生活・就労のために必要な基礎的情報(在留手続・労働関係法令・社会保険・防犯・交通安全等)について、「生活・就労ガイドブック」を政府横断的に作成し、平成31年4月から法務省ホームページ内に開設した「外国人生活支援ポータルサイト」において、日本語版・英語版を公開、令和元年6月からベトナム語版、同年10月からやさしい日本語版を公開している。今後は順次、多言語化を進めていくこととしている。

4 新たな技能実習制度の運用状況

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）が平成28年11月18日に第192回国会（臨時会）において成立し、同月28日に公布された。平成29年1月25日に法務大臣及び厚生労働大臣の認可法人として外国人技能実習機構が設立され、その後、技能実習法については、同年4月7日の関係政省令の公布を経て、同年11月1日に施行され、運用を開始している。

技能実習法による新たな技能実習制度の運用状況は以下のとおりである。

(1) 監理団体の許可及び技能実習計画の認定の処理状況

ア 監理団体の許可

令和元年までの監理団体の許可件数（累計）は2,839件であり、そのうち、一般監理事業（優良な監理団体）に係る許可は1,370件、特定監理事業（その他の監理団体）に係る許可は1,469件となっている。

イ 技能実習計画の認定

令和元年までにおける技能実習計画の認定件数（累計）は73万2,313件となっており、その内訳は、企業単独型技能実習に係る件数が2万891件、団体監理型技能実習に係る件数が71万1,422件となっている。

(2) 技能実習に関する二国間取決め

送出国の適正化を主眼とした送出国政府との間の二国間取決めについては、技能実習制度を所管する厚生労働省とともに、順次、各送出国政府との協議を行い、令和元年末において、14か国（ベトナム、カンボジア、インド、フィリピン、ラオス、モンゴル、バングラデシュ、スリランカ、ミャンマー、ブータン、ウズベキスタン、パキスタン、タイ、インドネシア）との間で作成した。また、同取決めに基づく意見交換を順次実施し、技能実習の制度趣旨の周知徹底や理解の醸成、送出国の適正化のための要請等に努めた。

(3) 「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」における調査

平成30年11月16日、法務大臣の指示により、法務大臣政務官を議長とする「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」が設置され、技能実習法の施行状況の検証、運用の改善方策の検討等が行われた。

具体的には、技能実習生の失踪事案に係る失踪技能実習生の実習実施者等に対する実地調査、技能実習生の死亡事案に係る調査、失踪技能実習生に係る聴取方法の見直しを含む聴取票の在り方の検討、新制度の運用状況の検証及び運用の改善方策の検討が行われ、平成31年3月29日、調査結果等の報告書を公表した。

同報告書において、技能実習生に対する報酬の支払いを口座振込み等の事後的に検証可能な方法とすることなどの運用の改善方策を示した。

また、令和元年11月12日、失踪技能実習生の減少に向けて、多くの失踪技能実習生を発生させた送出国・監理団体・実習実施者について、失踪率や帰責性等を踏まえて、技能実習生の新規受入れを停止するなどを法務大臣から発表した。

5 「永住許可に関するガイドライン」の改定

第197回国会（臨時会）において成立した入管法等改正法により、平成31年4月1日、在留資格「特定技能」が新設されたことに伴い、「永住許可に関するガイドライン」において、同資格の取扱いについて明記するとともに、同ガイドラインの内容の明確化を図ることを目的として、令和元年5月31日、「永住許可に関するガイドライン」が改定された。

具体的には、居住要件として定めている10年以上の本邦在留期間のうち、就労資格又は居住資格により5年以上滞在したものとして認められる在留資格に、「技能実習」及び「特定技能1号」を含まないことや、公的義務の内容について、納税、公的年金及び公的医療保険の保険料の納付並びに出入国管理及び難民認定法に定める届出等の義務を履行していることを明記した。

6 日本の大学を卒業した留学生の就職支援

「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）において、在留資格に定める活動内容の明確化や手続負担の軽減などにより在留資格変更の円滑化を行い、留学生の卒業後の活躍の場を広げることとされたほか、「日本再興戦略改訂2016」（平成28年6月2日閣議決定）においても、外国人留学生の日本国内での就職率を3割から5割に向上させることを目指すこととされた。

また、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）において、平成30年度中に大学を卒業する留学生が就職できる業種の幅を広げるため、平成31年3月を目途として在留資格に係る告示改正を行うとされた。

これらを受け、本邦の大学又は大学院を卒業・修了した留学生については、大学・大学院において修得した知識、応用的能力等を活用することが見込まれることから、これらの者が高い日本語能力を生かしつつ幅広い業務内容に従事することを可能とするため、法務省告示の改正を行い、令和元年5月30日に公布・施行された。

併せて、大学等の進路相談等において留学生の在留資格の変更に対する支援が効果的に行えるよう、関係行政機関や大学等と連携し、研修会を行った。

7 観光立国の実現に向けた取組

観光は、我が国の地域活性化や雇用機会の増大という効果が期待される重要な成長分野として位置付けられ、平成25年3月から、全閣僚をメンバーとする観光立国推進閣僚会議が開催されており、令和元年6月には、「観光ビジョン実現プログラム2019」（観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム2019）（令和元年6月観光立国推進閣僚会議決定）が決定された。

出入国在留管理庁においては、観光客を装ったテロリスト等の入国を確実に水際で阻止しつつ、観光立国実現の観点から、出入国審査手続の迅速化・円滑化を図ることとしており、人的・物的体制の充実・強化を図ってきたほか、これまでに、空港における審査待ち時間短縮のための自動化ゲートの利用促進や、「信頼できる渡航者」と認められて登録を受けた「短期滞在」の外国人も自動化ゲートを利用できるようにするトラस्टイド・トラベラー・プログラム（TTP）、航空機の到着前に要注外国人を把握するための事前旅客情報システム（APIS）の活用、クルーズ船乗客を対象とした特例上陸許可制度（船舶観光上陸許可制度）の創設、外国人富裕層を対象とする観光・保養のための最長1年間の在留資格「特定活動」の付与等の措置をとってきた。

これらの措置に加えて、平成28年10月、上陸審査待ち時間を活用して前倒しで個人識別情報（指紋及び顔写真）を取得する機器（通称「バイオカート」）を、特に審査待ち時間短縮効果が高いと思われる関西空港、高松空港及び那覇空港に導入し、平成29年4月から成田空港等12空港に、平成30年5月からは北九州空港及び大分空港に、令和元年12月からは新たに羽田空港にも導入し、円滑な審査の一層の推進を図っている。

また、顔認証技術を活用して日本人の出帰国手続の合理化・円滑化を図る一方で外国人の出入国審査を充実させることにより、出入国審査手続の迅速化を図るため、平成28年度に実施した最適な顔認証ゲートの配備等に係る調査研究の結果を踏まえ、平成28年度、29年度の2か年で開発を行い、日本人の帰国確認手続における顔認証ゲートの先行運用を、平成29年10月、羽田空港において開始した。

さらに、平成30年に、成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港及び福岡空港、令和元年に新千歳空港の上陸・出国各審査場に顔認証ゲートを順次、本格的に導入し、日本人の出帰国手続において運用している。加えて、令和元年7月の羽田空港を皮切りに、上記6空港において、順次顔認証ゲートの外国人出国手続における運用を開始した。

8 厳格な出入国審査等の水際対策の実施

外国人の適正・円滑な受入れ施策等を進める一方で、我が国の治安や国民の安全等を守るため、我が国での不法就労や不法行為を企図して入国する者、テロリスト、密航者等の入国を水際で確実に阻止するとともに、これらの者が既に国内に滞在している場合には、これを着実かつ速やかに国外退去させる必要がある。

指紋等の個人識別情報を活用した上陸審査は、上陸拒否事由に該当する者が偽変造旅券を行使するなどして身分事項を偽って入国を企てる事案の発見に大きな効果を上げているほか、ICPO紛失・盗難旅券情報、航空会社等から報告を受けたAPI及びPNR等の情報を活用し、テロリスト等の要注意人物の水際での入国阻止を行っている。

併せて、平成27年10月に設置された「出入国管理インテリジェンス・センター」においては、情報収集及び分析の強化を図っている。

9 難民の適正かつ迅速な保護の推進

(1) 難民認定制度の運用の更なる見直し

真の難民の迅速かつ確実な庇護を推進するための難民認定制度の見直しの一環として、濫用・誤用的な難民認定申請を抑制するための取組を進めてきたところであるが、依然として、濫用・誤用的な申請が急増し、真の難民の迅速な保護に支障が生じる事態となっていた。

そこで、濫用・誤用的な申請が多く見られる正規滞在者からの難民認定申請について、平成30年1月から、①振分け期間を設け、振分け結果を在留資格に反映、②難民である可能性が高い申請者など、真に庇護が必要な者に対する更なる配慮、

③濫用・誤用的な申請に対する従来よりも厳格な対応を主な内容とする運用の更なる見直しを行った。

これらの取組の結果、フィリピンやベトナムといったアジア近隣諸国からの申請者を中心に近年急増してきた難民認定申請者数は、平成30年に大幅な減少に転じ、前年に比べほぼ半減（約47%）した。その一方で、平成30年の難民認定者数は、前年の20人から42人に倍増するなど、濫用・誤用的な申請を抑制し、真の難民の迅速な保護を図るという目的に適う一定程度の効果を上げた。

しかしながら、令和元年の難民認定申請者数は、前年に比べほぼ横ばいとなっており、依然として濫用・誤用的な申請が相当数見受けられることから、問題の抜本的解決に向け、これまでの取組の効果を踏まえつつ、濫用・誤用的な申請を抑制するための方策等について、法制度と運用の両面から検討を進めることとしている。

(2) 第三国定住による難民の受入れ

第三国定住とは、出身国から避難し、隣国の難民キャンプ等で一時的に滞在している難民を、その他の国（第三国）が新たに受け入れて定住を認めるものであり、「出身国への自発的帰還」及び「第一次庇護国への定住」と並ぶ難民問題の恒久的解決策の一つとして位置付けられている。国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）は、難民問題に関する負担を国際社会において適正に分担するという観点から、第三国定住による難民の受入れを各国に推奨している。

我が国においても、従来からインドシナ難民や難民条約上の難民と認定された者への定住支援策を講じてきたところであるが、アジア地域での難民に関する諸問題に対処するため、第三国定住による難民の受入れのパイロットケースとして、平成22年度からタイの難民キャンプに滞在するミャンマー難民の受入れ及び定住支援を実施し、その後、「第三国定住による難民の受入れの実施について」（平成26年1月24日閣議了解）及び「第三国定住による難民の受入れに関する具体的措置について」（平成26年1月24日難民対策連絡調整会議決定）に基づき、平成27年度からマレーシアに一時滞在するミャンマー難民を受入れの対象としている。

出入国在留管理庁は、主に受入れ難民の選考手続を担当し、現地に職員を派遣し面接調査を行うなどしているところ、令和元年度には6家族20名の難民を受け入れた。

そして、平成30年10月22日、引き続き第三国定住による難民の受入れを実施していくに当たり、受入れ対象の拡大の要否、拡大する場合の範囲等について検討を行うため、関係省庁及び有識者から成る「第三国定住による難民の受入れ事業の対象拡大等に係る検討会」が設置され、同検討会による検討結果の取りまとめ内容を踏まえ、令和元年6月28日、平成26年1月の閣議了解を一部変更し、これにより、令和2年度以降、第三国定住による難民の受入れ人数を年1回約30人から年1回から2回約60人に拡大し、その対象も、マレーシアに一時滞在するミヤ

ンマー難民からアジア地域に一時滞在する難民（出身国・地域を問わない。）とするなどの決定がなされたところ、出入国在留管理庁としては、これら政府方針を踏まえ、関係省庁と連携しつつ、引き続き適切に役割を果たし、同難民の円滑な受入れに努めている。

10 不法滞在・偽装滞在者への対策等

(1) 不法滞在者対策の実施

これまでの取組により不法残留者数は着実に減少していたものの、平成27年には増加に転じ、令和2年1月1日現在の不法残留者は約8万3,000人となっていることから、摘発の強化、不法滞在者に係る情報の収集・分析の強化及び出頭申告の促進による不法滞在者数の縮減に努めている。

(2) 偽装滞在者対策の実施

出入国在留管理庁では、留学生を装って専ら就労活動を行うなど、正規在留者を装って我が国に在留する偽装滞在者の摘発及び情報の収集・分析の強化等に努めている。また、平成29年1月には、偽りその他不正の手段により上陸の許可等を受けた者に対する罰則や在留資格の取消事由の拡大等の措置を盛り込んだ平成28年改正入管法が施行された。

(3) 処遇の適正化に向けた取組

「入国者収容所等視察委員会」からの意見も踏まえ、引き続き、警備処遇の透明性がより一層確保されるよう努めるとともに、入国者収容所等の運営の改善向上を図っている。

(4) 被退去強制者の送還促進

退去強制令書が発付されているにもかかわらず、様々な理由により送還を忌避する者が存在するが、速やかな送還のため、被収容者本人に対して帰国の説得をし、あるいは、外務省の支援を得ながら出身国政府に対する身柄の引取り等に係る交渉を推進しているほか、送還方法の多角化など一層の送還促進に努めている。

〈会同〉

月 日	件 名	協 議 ・ 報 告 事 項
6.10	地方出入国在留管理局・ 入国者収容所総務課長・ 会計課長会同	1 適正かつ効率的な会計経理の確保方策について 2 会計業務をめぐる諸問題への対応に当たり、予算担当課長として考慮すべき事項について 3 超過勤務の上限等に関する措置を踏まえた超過勤務の縮減の取組及びワークライフバランスの推進について

		4 行政文書の適正な管理及び保有個人情報の漏えい防止に係る部下職員への指導について 5 積極的な広報の在り方について 6 地方官署における障がい者採用の実状及び課題等について
6.25	地方出入国在留管理局長・入国者収容所長会同	1 地方出入国在留管理局及び入国者収容所における本年度重点事項について 2 特定技能制度の運用状況及び説明状況について 3 業務効率化について 4 適正な処遇の確保と送還忌避者の更なる縮減について 5 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を1年後に控えての出入国在留管理体制の課題と取組について 6 庁移行に伴う新たな組織運営及び業務の在り方について
10.3～4	地方出入国在留管理局審査監理官・首席審査官会同	1 入国・在留諸申請の傾向、注目すべき点及びこれらへの対応について 2 顔認証ゲートの運用状況及びこれまでの運用状況を踏まえた課題等について 3 外国人受入環境整備に係る施策の進捗状況について 4 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた厳格な入国審査及び同競技大会後の展望について 5 技能実習に係る失踪対策を始めとした制度の適正化方策について 6 特定技能制度の運用状況及び改善点について 7 今後の外国人の在留管理の在り方について 8 送還忌避者対策について 9 「難民認定制度の運用の更なる見直し」の課題及び一層の濫用・誤用的な難民認定申請の対策について
11.13	地方出入国在留管理局・入国者収容所警備監理官・首席入国警備官会同	1 綱紀の保持及び人材育成について 2 拒食事案への対応について 3 送還忌避者対策について

〈出入国在留管理庁統計表〉

1 分野別 特定技能1号在留外国人人数

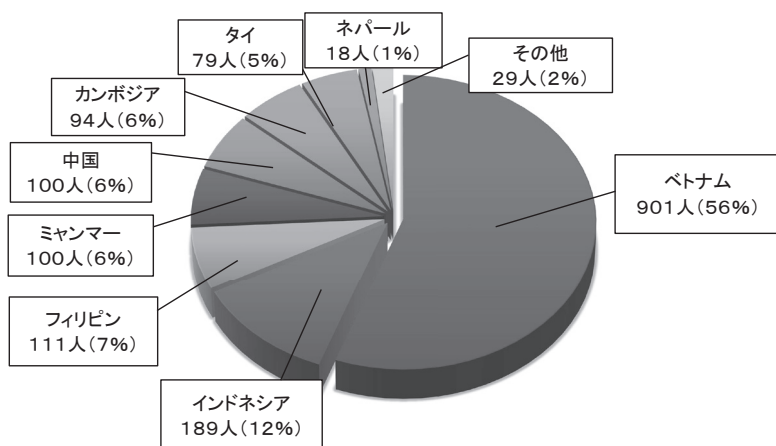
(1) 主な国籍・地域別

(令和元年12月末現在)

国 籍 ・ 地 域	総 数	数 介 護 分 野	ビルクリ ニ ン グ 分 野	素 材 製 造 分 野	産業機械 製 造 分 野	電 気 ・ 電 子 情 報 関 連 産 業 分 野	建設分野	造船・ 船舶工業 分 野	自動車 整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食料品 製 造 分 野	外 食 業 分 野
総 数	1,621	19	13	193	198	38	107	58	10	-	15	292	21	557	100
ベトナム	901	2	12	85	112	9	86	5	2	-	8	112	11	407	50
インドネシア	189	3	-	33	49	3	3	7	-	-	3	42	7	37	2
フィリピン	111	14	-	10	7	2	7	35	8	-	1	17	-	8	2
ミャンマー	100	-	-	5	6	12	1	1	-	-	1	6	-	61	7
中国	100	-	-	22	12	4	10	-	-	-	1	21	3	17	10
カンボジア	94	-	-	2	-	1	-	-	-	-	-	74	-	17	-
タイ	79	-	1	35	12	7	-	10	-	-	-	7	-	6	1
ネパール	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	-	-	9
その他	29	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	4	-	4	19

注) 本表の数値は速報値である。

(2) 国籍・地域別割合



2 出入国者数（平成27年～令和元年）

年次	外国人 入国者数	外国人（特例上陸許可数）								日本人 出国者数
		総数	寄港地	通過	船舶観光	乗員	緊急	遭難	一時庇護	
平成27年	19,688,247	3,527,959	15,944	5,150	1,071,724	2,434,617	434	86	4	16,213,789
28	23,218,912	4,749,924	16,694	5,871	1,936,469	2,790,348	473	68	1	17,116,420
29	27,428,782	5,502,177	13,217	4,979	2,449,299	3,034,126	464	90	2	17,889,292
30	30,102,102	5,364,371	13,331	5,235	2,337,803	3,007,588	444	18	2	18,954,031
令和元年	31,187,179	4,961,505	13,861	7,760	2,026,307	2,913,001	483	92	1	20,080,669
対前年 増減率(%)	3.6	-7.5	4.0	48.2	-13.3	-3.1	8.8	411.1	-50.0	5.9

（注1）乗員上陸許可には、数次乗員上陸許可を含む。

（注2）船舶観光上陸許可制度は、平成27年1月1日から運用を開始した。

3 在留審査業務処理件数（平成27年～令和元年）

区 分	平成27年	28	29	30	令和元年	対前年 増減率 (%)
総 数	989,605	1,081,536	1,239,504	1,394,780	1,485,769	6.5
在留資格取得	10,924	13,201	13,817	14,051	15,275	8.7
在留期間更新	494,889	540,722	621,142	619,555	761,091	22.8
在留資格変更	169,141	191,904	232,880	348,108	290,496	-16.6
資 格 外 活 動	220,514	251,281	285,408	314,980	323,741	2.8
再入国許可	37,955	31,609	35,350	37,059	38,264	3.3
永 住 許 可	56,182	52,819	50,907	61,027	56,902	-6.8

（注） 再入国許可には、数次再入国許可を含む。

4 外国人の上陸についての口頭審理件数

（人 員）

平成27年	28	29	30	令和元年
8,176 (1,627)	8,892 (1,740)	9,793 (1,421)	11,780 (1,260)	13,420 (1,197)

（注1） 本表は、口頭審理の受理件数である。

（注2） 括弧内の数は、出入国港において口頭審理の結果、特別審理官において上陸許可の証印を行った人員を示し、内数である。

5 外国人の上陸に関する異議の申出と法務大臣等の裁決の状況

（人 員）

年 次	異議の申出			裁決の結果				取下等	未処理 決裁
	総 数	旧 受	新 受	総 数	上 陸 不許可	上陸特 別許可	理 由 あり		
平成27年	2,386	12	2,374	2,309	348	1,946	15	59	18
28	1,845	18	1,827	1,777	347	1,418	12	57	11
29	1,781	11	1,770	1,684	439	1,241	4	89	8
30	1,919	8	1,911	1,742	404	1,333	5	160	17
令和元年	2,120	17	2,103	1,961	375	1,584	2	152	7

6 違反審査件数

（人 員）

平成27年	28	29	30	令和元年
13,233	14,198	14,407	16,827	19,853

（注） 本表は、違反審査の受理件数である。

7 外国人の退去強制についての口頭審理件数

(人 員)

平成27年	28	29	30	令和元年
3,871	3,945	3,273	2,946	3,040

(注) 本表は、口頭審理の受理件数である。

8 外国人の退去強制に関する異議の申出と法務大臣等の裁決の状況

(人 員)

年 次	異議の申出			裁決の結果				取 下 終 止 等	未処理
	総 数	旧 受	新 受	総 数	退 去	在留特 別許可	理 由 あり		
平成27年	3,526	357	3,163	3,110	1,087	2,023	0	40	376
28	3,478	376	3,078	2,589	1,036	1,552	1	71	818
29	3,352	818	2,522	2,416	1,160	1,255	1	119	817
30	2,966	822	2,128	2,331	960	1,371	0	91	544
令和元年	2,819	544	2,256	2,211	763	1,448	0	90	518

(注) 平成30年における「旧受」の件数は、同年中に東京入国管理局に係る数値の集計方法を見直したため、平成29年における「未処理」の件数とは一致しない。

9 収容令書の発付状況

(人 員)

区 分		平成27年	28	29	30	令和元年
不法入国 不法上陸	韓国・朝鮮	51	44	34	31	23
	中 国	203	129	108	104	98
	そ の 他	720	606	544	389	335
	計	974	779	686	524	456
不法残留	韓国・朝鮮	368	303	241	181	183
	中 国	1,794	1,694	1,763	1,788	1,640
	そ の 他	3,814	4,764	4,846	5,703	6,627
	計	5,976	6,761	6,850	7,672	8,450
刑罰法令 違 反 等	韓国・朝鮮	85	70	36	38	17
	中 国	646	476	350	407	451
	そ の 他	694	898	1,154	1,206	1,100
	計	1,425	1,444	1,540	1,651	1,568
合 計		8,375	8,984	9,076	9,847	10,474

10 退去強制令書の発付状況

(人 員)

区 分		平成27年	28	29	30	令和元年
不法入国 不法上陸	韓国・朝鮮	52	41	31	37	24
	中 国	205	151	105	103	89
	フィリピン	115	101	83	93	63
	タ イ	30	21	23	25	13
	そ の 他	459	414	401	200	194
計		861	728	643	458	383
不法残留	韓国・朝鮮	191	172	154	96	105
	中 国	1,406	1,396	1,531	1,558	1,502
	フィリピン	379	458	455	527	484
	タ イ	663	855	1,129	1,060	957
	そ の 他	1,579	2,100	2,603	3,417	4,386
計		4,218	4,981	5,872	6,658	7,434
刑罰法令 違反等	韓国・朝鮮	87	57	47	37	11
	中 国	727	537	366	472	414
	フィリピン	87	93	186	126	57
	タ イ	27	49	44	54	15
	そ の 他	582	796	972	1,060	904
計		1,520	1,532	1,615	1,749	1,401
合 計		6,589	7,241	8,130	8,865	9,218

(注1) 「不法入国・不法上陸」とは、入管法第24条第1号、第2号、第5号及び第5号の2に該当するもの(旧外国人登録令第16条第1項第1号に該当するものを含む。)である。

(注2) 「不法残留」とは、入管法第24条第2号の4(旧入管法第24条第2号の3)、第4号(ロ)、第6号、第6号の2、第6号の3、第6号の4、第7号及び第8号に該当するものである。

(注3) 「刑罰法令違反等」とは、入管法第24条第2号の2、第2号の3、第3号、第3号の2、第3号の3、第3号の4(イ)から(ハ)、第3号の5(イ)から(ニ)、第4号(イ)及び(ハ)から(ヨ)まで、第4号の2、第4号の3、第4号の4、第9号及び第10号に該当するもの(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第22条第1項に該当するものを含む。)である。

11 出国命令書の交付(入管法第55条の2～第55条の6)

(人 員)

国 籍	平成27年	28	29	30	令和元年
韓国・朝鮮	169	154	117	86	84
中 国	1,673	1,706	1,737	1,888	2,100
フィリピン	298	326	288	671	562
タ イ	641	766	841	894	1,233
そ の 他	792	1,149	1,440	2,684	4,723
計	3,573	4,101	4,423	6,223	8,702

(注) 出国命令とは、不法残留者のうち、自ら出入国在留管理官署に出頭し、速やかに本邦から出国することが見込まれ、一定の刑罰法令違反を犯していない等の条件を満たす者については、簡易な手続により出国できるようにし、また、上陸拒否期間を1年にすることによりそれらの者の出頭を促進させ、もって不法滞在者の減少を図ることを目的とするものである。

12 違反調査適条別・端緒別立件数

(令和元年)

国・地域 端緒	総		国・地域		端											別	
	数	数	韓	中	その他	通			報		緒		探	知			
						矯正施設	警察	海上保安庁	検察庁	市区町村	その他の官庁	不残者			本出頭申告の告	一の申告	本指示の通知
通条																	
第16条第1項第1号	27,351	400	654	5,540	21,157	578	1,269	12	5,254	4	56	38	11,267	59	67	3,886	4,861
第24条第1項第1号	151	22	22	91	287	2	5	12	57		1		188	1	12	39	83
第2条第2項第1号	152	7	7	36	113	3	1	12	25				48	4		17	53
第2条第2項第2号	378			54	91				9				4			4	135
第2条第2項第3号	605			28	350	1	12		31				42			22	270
第3条第3項第1号	48			67	538	2	7		28				148			16	404
第3条第3項第2号				11	37		2		12							26	8
第3条第4項第1号	75		2	41	32		9		31							33	2
第3条第5項第1号	14			2	12		1		5							8	1
第3条第5項第2号	386			192	194	1	11		206		13		2	1		83	69
第3条第5項第3号	25			1	24		3		14				5			3	3
第3条第5項第4号	249			54	195		11		169	2	1			1		50	10
第4条第1項第1号	3				2											2	2
第4条第1項第2号	639		5	91	543		15		56				1	18	1	530	18
第4条第1項第3号	22,137		297	4,466	17,374	99	1,181		3,860	2	24	38	10,560	32	36	2,752	3,553
第4条第2項第1号	1				1											1	
第4条第2項第2号																	
第4条第2項第3号																	
第4条第2項第4号																	
第4条第2項第5号																	
第4条第2項第6号																	
第4条第2項第7号																	
第4条第2項第8号																	
第4条第2項第9号																	
第4条第2項第10号																	
旧24条第3項第2号																	
旧24条第3項第3号																	
旧24条第3項第4号																	
旧24条第3項第5号																	
旧24条第3項第6号																	
旧24条第3項第7号																	
旧24条第3項第8号																	
旧24条第3項第9号																	
旧24条第3項第10号																	
旧24条第3項第11号																	
旧24条第3項第12号																	
旧24条第3項第13号																	
旧24条第3項第14号																	
旧24条第3項第15号																	
旧24条第3項第16号																	
旧24条第3項第17号																	
旧24条第3項第18号																	
旧24条第3項第19号																	
旧24条第3項第20号																	
旧24条第3項第21号																	
旧24条第3項第22号																	
旧24条第3項第23号																	
旧24条第3項第24号																	
旧24条第3項第25号																	
旧24条第3項第26号																	
旧24条第3項第27号																	
旧24条第3項第28号																	
旧24条第3項第29号																	
旧24条第3項第30号																	
旧24条第3項第31号																	
旧24条第3項第32号																	
旧24条第3項第33号																	
旧24条第3項第34号																	
旧24条第3項第35号																	
旧24条第3項第36号																	
旧24条第3項第37号																	
旧24条第3項第38号																	
旧24条第3項第39号																	
旧24条第3項第40号																	
旧24条第3項第41号																	
旧24条第3項第42号																	
旧24条第3項第43号																	
旧24条第3項第44号																	
旧24条第3項第45号																	
旧24条第3項第46号																	
旧24条第3項第47号																	
旧24条第3項第48号																	
旧24条第3項第49号																	
旧24条第3項第50号																	
旧24条第3項第51号																	
旧24条第3項第52号																	
旧24条第3項第53号																	
旧24条第3項第54号																	
旧24条第3項第55号																	
旧24条第3項第56号																	
旧24条第3項第57号																	
旧24条第3項第58号																	
旧24条第3項第59号																	
旧24条第3項第60号																	
旧24条第3項第61号																	
旧24条第3項第62号																	
旧24条第3項第63号																	
旧24条第3項第64号																	
旧24条第3項第65号																	
旧24条第3項第66号																	
旧24条第3項第67号																	
旧24条第3項第68号																	
旧24条第3項第69号																	
旧24条第3項第70号																	
旧24条第3項第71号																	
旧24条第3項第72号																	
旧24条第3項第73号																	
旧24条第3項第74号																	
旧24条第3項第75号																	
旧24条第3項第76号																	
旧24条第3項第77号																	
旧24条第3項第78号																	
旧24条第3項第79号																	
旧24条第3項第80号																	
旧24条第3項第81号																	
旧24条第3項第82号																	
旧24条第3項第83号																	
旧24条第3項第84号																	
旧24条第3項第85号																	
旧24条第3項第86号																	
旧24条第3項第87号																	
旧24条第3項第88号																	
旧24条第3項第89号																	
旧24条第3項第90号																	
旧24条第3項第91号																	
旧24条第3項第92号																	
旧24条第3項第93号																	
旧24条第3項第94号																	
旧24条第3項第95号																	
旧24条第3項第96号																	
旧24条第3項第97号																	
旧24条第3項第98号																	
旧24条第3項第99号																	
旧24条第3項第100号																	
旧24条第3項第101号																	
旧24条第3項第102号																	
旧24条第3項第103号																	
旧24条第3項第104号																	
旧24条第3項第105号																	
旧24条第3項第106号																	
旧24条第3項第107号																	
旧24条第3項第108号																	

(注1) 「登16-1-1」は、外国人登録令第16条第1項第1号に該当するものである。
 (注2) 「法附則24」は、出入国管理及び難民認定法の一部改正附則（平成21年7月15日法律第79号）第24条第1項に該当するものである。
 (注3) 「特例法22」は、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第22条第1項各号に該当するものである。
 (注4) 送 出 要 請 の 件 数 は 立 件 総 数 に 含 ま れ な い。

13 違反調査の処理状況

区 分	平成27年	28	29	30	令和元年
受理	21,896	22,097	22,723	28,598	32,212
旧受	3,163	3,195	3,196	4,004	4,861
新受	18,733	18,902	19,527	24,594	27,351
処理	18,701	18,904	18,719	23,737	27,340
未処理	3,195	3,196	4,004	4,861	4,872

14 不法就労事件の退去強制手続状況

国籍・地域	平成27年	28	29	30	令和元年
総 数	7,973 (5,167)	9,003 (6,093)	9,134 (6,120)	10,086 (6,754)	12,816 (8,903)
ベトナム	1,160 (873)	1,638 (1,246)	2,152 (1,657)	3,035 (2,259)	4,941 (3,766)
中 国	3,266 (2,166)	3,080 (2,130)	2,915 (1,982)	3,112 (2,170)	3,155 (2,188)
中 国 台 湾	21 (6)	16 (4)	14 (4)	9 (5)	23 (11)
中 国 香港・その他	2 (0)	5 (2)	1 (1)	3 (2)	- -
タイ	1,215 (699)	1,536 (850)	1,855 (966)	1,868 (903)	2,047 (1,035)
インドネシア	396 (338)	819 (699)	588 (514)	594 (498)	1,014 (827)
フィリピン	756 (341)	830 (426)	711 (366)	660 (369)	764 (398)
韓 国	435 (167)	359 (167)	239 (118)	169 (69)	163 (76)
ネパール	68 (51)	95 (76)	77 (52)	71 (52)	111 (92)
モンゴル	81 (51)	133 (90)	146 (95)	117 (70)	91 (61)
スリランカ	57 (54)	68 (67)	53 (48)	42 (41)	87 (81)
ウズベキスタン	5 (5)	11 (11)	7 (7)	35 (34)	65 (64)
そ の 他	511 (416)	413 (325)	376 (310)	371 (282)	355 (304)

(注1) 本表は、出入国在留管理官署において各年中に入国警備官から入国審査官に引渡し又は引継ぎをした人員のうち、不法就労が認められた者を示す。

(注2) () 内は、男性の数で内数である。

15 収容状況

(平成27年～令和元年)

区分	平成27年			28			29			30			令和元年		
	収容場	収容所	計	収容場	収容所	計	収容場	収容所	計	収容場	収容所	計	収容場	収容所	計
入所															
総数	14,304	631	14,935	15,683	730	16,413	17,995	638	18,633	20,647	335	20,982	21,077	301	21,378
韓国・朝鮮	741	21	762	613	12	625	469	5	474	398	1	399	314	0	314
中国	4,818	51	4,869	4,091	58	4,149	4,373	36	4,409	4,968	18	4,986	4,559	14	4,573
その他	8,745	559	9,304	10,979	660	11,639	13,153	597	13,750	15,281	316	15,597	16,204	287	16,491
出所															
総数	14,247	617	14,864	15,580	703	16,283	17,847	568	18,415	20,731	356	21,087	21,159	411	21,570
韓国・朝鮮	749	16	765	607	24	631	469	4	473	404	4	408	319	0	319
中国	4,838	60	4,898	4,111	53	4,164	4,338	43	4,381	4,988	28	5,016	4,576	18	4,594
その他	8,660	541	9,201	10,862	626	11,488	13,040	521	13,561	15,339	324	15,663	16,264	393	16,657
延人数															
総数	280,529	114,134	394,663	292,233	125,127	417,363	342,097	149,149	491,246	376,746	159,324	536,070	324,834	147,690	472,524
韓国・朝鮮	10,644	4,092	14,736	7,038	3,142	10,180	6,792	1,173	7,965	7,323	678	8,001	3,530	0	3,530
中国	55,633	13,100	69,733	42,926	8,962	51,888	47,470	9,903	57,373	51,479	7,208	58,687	44,528	5,327	49,855
その他	213,252	96,942	310,194	242,269	113,023	355,315	287,835	138,073	425,908	317,944	151,438	469,382	276,776	142,363	419,139
年末人員															
総数	654	349	1,003	757	376	1,133	905	446	1,351	821	425	1,246	739	315	1,054
韓国・朝鮮	11	14	25	17	2	19	17	3	20	11	0	11	6	0	6
中国	106	30	136	86	33	119	128	26	154	107	16	123	90	12	102
その他	537	305	842	654	341	995	760	417	1,177	703	409	1,112	643	303	946

16 送還状況

国籍・地域別	平成27年	28	29	30	令和元年
総 数	6,174	7,014	8,145	9,369	9,597
(集 団)	(22)	(30)	(43)	(47)	(0)
(単 独)	(6,152)	(6,984)	(8,102)	(9,322)	(9,597)
ベ ト ナ ム	1,064	1,412	2,038	2,698	3,185
中 国	2,296	2,058	1,954	2,152	1,998
タ イ	707	914	1,224	1,167	1,003
フィリピン	593	618	705	893	737
インドネシア	287	561	549	532	639
ネ パ ー ル	82	113	196	198	275
ス リ ラ ン カ	69	115	127	148	212
ト ル コ	49	62	70	116	195
韓 国	328	288	248	209	162
ブ ラ ジ ル	65	74	94	124	133
そ の 他	634	799	940	1,132	1,058

17 被收容者の新規仮放免件数（入管法第54条）

区 分	平成27年	28	29	30	令和元年
被収令発付者	1,293	1,491	922	812	1,052
韓国・朝鮮	94	88	51	47	49
中 国	296	192	187	127	159
そ の 他	903	1,211	684	638	844
被退令発付者	1,063	1,160	822	523	725
韓国・朝鮮	45	38	23	20	7
中 国	152	137	79	67	72
そ の 他	866	985	720	436	646

18 難民認定申請及び処理数の推移（過去5年間）

年 次	申請数	認 定	不認定	その他の庇護
平成27年	7,586	27 (8)	3,411	79
28	10,901	28 (2)	7,492	97
29	19,629	20 (1)	9,742	45
30	10,493	42 (4)	10,541	40
令和元年	10,375	44 (1)	4,936	37

(注1) 認定の括弧内は、難民の認定をしない処分をされた者の中から不服申立ての結果認定された数であり、内数として計上されている。

(注2) 「その他の庇護」とは、難民の認定をしない処分をされた者のうち、個別の事情が考慮されて在留を認められた者の数である。

19 在留外国人数の推移

(各年12月末日現在)

区 分	平成27年	28	29	30	令和元年	増減率
総 数	2,232,189	2,382,822	2,561,848	2,731,093	2,933,137	7.4
中 国	665,847	695,522	730,890	764,720	813,675	6.4
韓 国	457,772	453,096	450,663	449,634	446,364	-0.7
ベ ト ナ ム	146,956	199,990	262,405	330,835	411,968	24.5
フィリピン	229,595	243,662	260,553	271,289	282,798	4.2
ブラジル	173,437	180,923	191,362	201,865	211,677	4.9
そ の 他	558,882	609,629	665,975	712,750	766,655	7.6
在留外国人の 国籍・地域数	194	196	195	195	195	

(注1) 「中国」は、国籍・地域欄に「台湾」と記載のある在留カード又は特別永住者証明書の交付を受けた者を除く数である。

(注2) 在留カード等の「国籍・地域」欄に「韓国」の表記がなされている者を「韓国」に計上している。

20 主要都道府県別、国籍・地域別在留外国人数

(令和元年12月末日現在)

都道府県名	総 数	中 国	韓 国	ベトナム	フィリピン	ブラジル	その他
総 数	2,933,137	813,675	446,364	411,968	282,798	211,677	766,655
東 京 都	593,458	236,532	95,701	38,804	34,509	3,909	184,003
愛 知 県	281,153	50,963	29,577	41,238	39,339	62,508	57,528
大 阪 府	255,894	68,617	98,350	34,603	9,319	2,829	42,176
神奈川県	235,233	74,875	28,454	24,799	23,556	9,401	74,148
埼 玉 県	196,043	75,884	16,115	28,097	21,324	7,573	47,050
千 葉 県	167,512	56,238	16,193	21,825	19,731	3,723	49,802
兵 庫 県	115,681	24,496	38,516	21,870	5,168	2,684	22,947
静 岡 県	100,148	12,279	4,748	12,187	17,604	31,387	21,943
福 岡 県	83,468	21,388	15,643	17,693	5,672	355	22,717
茨 城 県	71,125	13,615	4,304	9,778	9,976	6,187	27,265
そ の 他	833,422	178,788	98,763	161,074	96,600	81,121	217,076

〈施設機関等〉

入国者収容所の名称及び所在地

(令和元年12月31日現在)

入国者収容所東日本入国管理センター	茨城県牛久市久野町1766-1
入国者収容所大村入国管理センター	長崎県大村市古賀島町644-3

〈地方支分部局〉

1 地方出入国在留管理局・支局所在地

(令和元年12月31日現在)

名 称	位 置	管 轄 区 域
札幌出入国在留管理局	札幌市	北海道
仙台出入国在留管理局	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
東京出入国在留管理局	東京都	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県
東京出入国在留管理局成田空港支局	成田市	千葉県のうち成田国際空港の区域
東京出入国在留管理局羽田空港支局	東京都大田区	東京都のうち東京国際空港の区域
東京出入国在留管理局横浜支局	横浜市	神奈川県
名古屋出入国在留管理局	名古屋市	富山県 石川県 福井県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
名古屋出入国在留管理局中部空港支局	常滑市	愛知県のうち中部国際空港の区域
大阪出入国在留管理局	大阪市	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
大阪出入国在留管理局関西空港支局	大阪府泉南郡 田尻町	大阪府のうち関西国際空港の区域
大阪出入国在留管理局神戸支局	神戸市	兵庫県(大阪国際空港の区域を除く)
広島出入国在留管理局	広島市	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
高松出入国在留管理局	高松市	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
福岡出入国在留管理局	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県
福岡出入国在留管理局那覇支局	那覇市	沖縄県

2 地方出入国在留管理局・支局出張所所在地

(令和元年12月31日現在)

地方出入国在留管理局・支局	出張所	所在地	地方出入国在留管理局・支局	出張所	所在地
札幌出入国在留管理局 幌局	函館旭川 釧路港 稚内港 千歳苫小牧	函館旭川 釧路市 稚内市 千歳市	名古屋出入国在留管理局 屋局	富山金沢 福井 岐阜 静浜 豊橋 四日市港	富山金沢 福井 岐阜 静岡 豊橋 四日市市
仙台出入国在留管理局 台局	青森 盛岡 仙台空港 秋田 酒田港 郡山	青森 盛岡 名取 秋田 酒田 郡山	※ 中部空港支局に出張所なし		
東京出入国在留管理局	水戸 宇都宮 高崎 さいたま 千葉 新宿 東部 立川 新府 甲府 長野	水戸 宇都宮 高崎 さいたま 千葉 東京都新宿区 東京都江戸川区 国立 新潟 府 長野	大阪出入国在留管理局 阪局	大津 舞鶴 奈良 和歌山	大津 舞鶴 奈良 和歌山
※ 羽田空港支局に出張所なし			※ 関西空港支局に出張所なし		
横浜支局	川崎	川崎市	神戸支局	姫路港	姫路市
			広島出入国在留管理局	境港 松岡 福山 広島空港 下関 周南	境港 松江 福山 三原 下関 周南

地方出入国在留管理局・支局	出張所	所在地
高出管入国理在留局	小松島港 松山 高知	小松島市 松山市 高知市
福岡出入国在留管理局	北九州博多港 福岡空港 佐賀 長崎 対馬 熊本 大分 宮崎 鹿児島	北九州市 福岡市 福岡市 佐賀市 長崎市 対馬市 熊本市 熊本市 大分市 宮崎市 宮崎市 鹿児島市
那覇支局	那覇空港 石垣港 嘉手納 宮古島	那覇市 石垣市 沖縄県中頭郡嘉手納町 宮古島市

3 出入国港指定一覧表

海 港

(令和元年12月31日現在)

都道府県		港 名		都道府県		港 名		都道府県		港 名	
北海道	紋	別走咲路牧蘭館樽萌内新森戸古石渡沼巻釜川代田浜馬立珂島津葉京見崎浜賀	神奈川	三直新	江	崎津	岡山	水	島山石崎生川島国生松関部門島松島出亀間江浜治間山島崎知田多池津	岡山	水
	網		新	湯		渇	山	福			
	花		富	山	木	津	島	常			
	釧		石	川	富	山	尾	道			
	路		福	井		尾	土	糸			
	苦		静	岡	子	沢	呉				
	室		愛	知	の	浦	鹿				
	函		三	重		賀	川				
	小		京	都		浦	口				
	留		大	阪		水	山				
稚	釜	舞		津	徳						
石	大	宮		崎	田						
狩	氣	舞		河	三						
湾	仙	大阪		浦	字						
青	青	兵	庫	崎	香						
森	八	和歌山		河	川						
青森	宮	大阪		浦	愛						
	釜	兵	庫	崎	媛						
	大	和歌山		河	高						
	船	鳥取・島根		山	直						
	仙	鳥		口	坂						
	台	根		福	丸						
	塩	岡山		高	訖						
	船	岡山		知	三						
	名	岡山		岡	新						
	陸	岡山		賀	今						
鹿	岡山		唐	菊							
木	岡山		唐	松							
千	岡山		唐	宇							
東	岡山		唐	須							
京	岡山		唐	高							
奈	岡山		唐	荊							
川	岡山		唐	博							
	岡山		唐	三							
	岡山		唐	唐							

空 港

都道府県	港 名	都道府県	港 名
佐賀・長崎	伊 万 里	北 海 道	新 千 歳
	長 崎		函 館
	佐 世 保		旭 川
	比 田 勝	青 森	青 森
	巖 原	宮 城	仙 台
熊 本	水 俣 代	秋 田	秋 田
	八 角	福 島	福 島
	三 分	茨 城	百 里(茨城)
大 分	大 関	千 葉	成 田 国 際
	佐 賀 久 見	東 京	東京国際(羽田)
	津 伯 島	新 潟	新 潟
宮 崎	佐 細 島	富 山	富 山
	油 鹿 児	石 川	小 松
鹿 児 島	川 枕 布	静 岡	静 岡
	志 喜 名	愛 知	中 部 国 際
	運 金 武 中	大 阪	関 西 国 際
沖 縄	那 平 石	岡 取 山	美 保(米子)
		岡 島 川	岡 島 松
		香 媛 岡	高 松 山
		愛 福	松 福 岡
			北 九 州
		佐 賀	佐 賀
		長 崎	長 崎
		熊 本	熊 本
		大 分	大 分
		宮 崎	宮 崎
		鹿 児 島	鹿 児 島
		沖 縄	那 覇
			新 石 垣

Ⅱ 公安審査委員会

法務省設置法第26条、第34条 公安審査委員会設置法（昭和27年法律第242号） 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号） 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）

公安審査委員会は、破壊活動防止法及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定により公共の安全の確保に寄与するため、破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する審査及び決定の事務をつかさどる行政機関である。

（業務の実施状況）

平成29年11月20日、公安調査庁長官から、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第12条第1項後段の規定に基づき、平成12年1月28日付け当委員会決定（平成15年1月23日付け、18年1月23日付け、21年1月23日付け、24年1月23日付け及び平成27年1月23日付け各期間更新決定）に係る被請求団体「麻原彰晃こと松本智津夫を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体」に対する同法第5条第4項の処分の請求があった。

平成30年1月22日、当委員会は、審査を遂げた上、「被請求団体を、3年間、公安調査庁長官の観察に付する処分の期間を更新する」旨決定（平成30年2月1日期間更新、令和3年1月31日期間満了）した。

Ⅲ 公安調査庁

法務省設置法第26条、第35条 法務省組織令第86条～第96条 法務省組織規則第34条 公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号） 公安調査庁組織規則（平成13年法務省令第2号）

公安調査庁は、破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行い、もって、公共の安全の確保を図ることを任務とする行政機関である。

また、公安調査庁は、我が国の情報コミュニティ構成庁として、北朝鮮情勢や国際テロなど、我が国の公共の安全に影響を及ぼすおそれのある国内外の公安情勢について幅広く情報を収集・分析しており、これらの情報については、公共の安全の確保、安全保障・危機管理等の政府の重要施策の推進に貢献するため、必要に応じて、情報コミュニティ内で共有するほか、官邸、国家安全保障会議等の関係機関に提供している。

（重要施策の概要）

1 北朝鮮、国際テロ関係など我が国及び国民の安全に影響を与える事象についての情報収集の強化

北朝鮮関係では、日本人拉致や核・ミサイル開発等の我が国及び国民の安全に関わる重大な問題について、これらをめぐる北朝鮮の動向及び意図、大量破壊兵器等

関連物資・技術の調達・拡散の実態等に関する情報収集に努めた。また、北朝鮮の内部事情や対日関係を含む対外動向、北朝鮮と密接な関係を有する朝鮮総聯の組織・活動の解明に取り組んだ。

国際テロ情勢については、「イラク・レバントのイスラム国」(I S I L)等国際テロ組織に関係したテロが、中東・アフリカ諸国や欧米諸国、アジア諸国で発生しており、国際社会は依然として深刻なテロの脅威にさらされている。

こうした情勢の中、我が国に関しても、I S I L等がかねてから我が国をテロの対象として名指しし、近年、不特定多数の人々が集まる場所等を標的としたテロ事件の巻き添えとして、邦人が海外で被害に遭う事案がほぼ毎年発生しており、平成31年も、スリランカ同時爆破テロ事件(4月)において邦人1人死亡、同4人が負傷している。我が国では、東京オリンピック・パラリンピック競技大会など、国際テロ組織にとって格好の宣伝機会ともなり得る大規模国際イベントが控えていることから、引き続き警戒が必要である。そこで、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱」(平成29年12月11日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)等に基づき、テロを未然に防止するため、国内外の関係機関との連携を緊密にしつつ、国際テロ組織との関わりが疑われる不審人物や組織の有無及びその動向等の実態解明に向け、関連情報の収集・分析を一層推進した。

このほか、サイバー攻撃が国内外で常態化するとともに、サイバー空間の社会への拡大・浸透に伴い、サイバー空間における悪意ある主体の活動によって、社会・経済の持続的な発展や国民生活の安全・安心が脅かされる懸念は一層高まっており、その予兆の早期把握、実行主体の解明等に向け、関連情報の収集・分析を推進した。

2 オウム真理教対策の推進

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく観察処分に付されているオウム真理教については、平成30年1月の公安審査委員会による観察処分の期間更新(6回目)決定に基づき、同処分を適正かつ厳格に実施した結果、令和元年においても、依然として、麻原彰晃こと松本智津夫が、教団の活動に影響力を有するなど、無差別大量殺人行為に及ぶ本質的な危険性が認められた。

観察処分については、令和元年中、教団施設に対する立入検査を延べ30か所(実数25か所)の施設に対して実施し、教団から4回にわたり組織や活動に関する報告を徴取したほか、延べ51(実数23)の関係地方公共団体の長に対して調査結果を提供した。

また、教団施設周辺に居住する住民の恐怖感・不安感を解消・緩和するため、45回にわたり地域住民との意見交換会を行った。

3 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を始めとする政府の重要施策の推進への貢献

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会については、平成25年9月に

設置した「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連特別調査本部」の下、「ラグビーワールドカップ2019」の開催も見据えつつ、関連情報の収集・分析機能の強化に取り組むとともに、政府が設置した「セキュリティ情報センター」等の求めに応じて、適時・適切に関連情報を提供した。

また、G20大阪サミット（令和元年6月28日～同月29日）については、平成29年8月に設置した「2019年G20サミット情報集約室」を平成31年4月10日に「G20大阪サミット関連特別調査本部」に改組し、不法事案の未然防止等に向けた関連情報の収集・分析体制の強化を図るとともに、関係機関に対し、適時・適切に関連情報を提供した。

さらに、我が国での開催が予定される第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都コングレス）については、平成31年4月に設置した「京都コングレス情報集約室」を令和元年7月22日に「京都コングレス関連特別調査本部」に改組し、同会議の安全開催に向けた関連情報の収集・分析体制の更なる強化を図った。

付 録

1 会 計

(1) 予 算

ア 一般会計

(ア) 法務省所管 令和2年度 政府職員予算定員及ひ俸給額表

法 務 省 所 管 総 表

区 分	予 算 定 員 (人)	級 別											俸 給 額 (千円)
		11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	
特 別 職													
一 般 職	8 外 15(3箇月) 内 10(9箇月) 外 8(9箇月) 内 746(6箇月) 54,575												58,146
指 定 職 俸 給 表	59 外 10(3箇月) 内 84(9箇月) 237(6箇月) 16,263												
行 政 職 俸 給 表(一)			20	87		158	241	1,280	1,960	内 127 4,503	6 級 内 188 3,139	外 10 466	61,406,059
行 政 職 俸 給 表(二)	208							9	57	112	30	—	593,067
公 安 職 俸 給 表(一)	内 311(6箇月) 20,648	3	38	73	132	464	533	634	2,134	内 24 4,365	95 内 192 9,391 2,881	5 内 31	75,800,884
公 安 職 俸 給 表(二)	外 5(3箇月) 内 187(6箇月) 13,704		4	50	117	247	949	1,048	3,930	4,019	内 156 2,788	552	56,273,273
研 究 職 俸 給 表	16						—	5	2	5	4	—	86,863
医 療 職 俸 給 表(一)	331							—	23	128	136	44	1,652,620
医 療 職 俸 給 表(二)	内 4(6箇月) 170				—	—	—	20	4	74	内 4 72	—	553,089
医 療 職 俸 給 表(三)	内 5(6箇月) 416					—	—	2	4	52	内 5 358	—	1,443,762
専 門 ス タ ッ プ 職 俸 給 表	2								—	—	2	—	10,974
検 察 官	外 10(9箇月) 内 2(6箇月) 2,758												18,799,185
合 計	54,583												217,307,370

組 織 別 等 内 訳													
組織・項等の区分		予 算 定 員 (人)	級 別										俸 給 額 (千円)
法 務 本 省			11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
法 務 本 省 共 通 費		(91) 795											
特 別 職		8											4,005,011
													58,146
大 臣		1											
副 大 臣		1											
大 臣 政 務 官		1											
大 臣 補 佐 官		1											
中央更生保護審査会委員 長		1											
中央更生保護審査会委員		2											
秘 書 官		1											
		(91) 787											3,946,865
指 定 職 俸 給 表		(8) 12											149,100
事 務 次 官		1											
官 房 長、局 長		(7) 7											
部 長		(1) 1											
公 文 書 監 理 官		1											
審 議 官		2											
行政職俸給表(-)		(83) 744	(11) 11	(4) 13	(28) 55	(2) 50	(38) 135						
課 長		(39) 50	(8) 8	(4) 13	(27) 29				115	135	192	31	7
室 長		(2) 36	(1) 1	(1) 1	(1) 10								
課 長 補 佐		142				25	65	52					
係 長		282								117	165		
主 任		26									10	16	
一 般 職													

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予 算 定 員 (人)	級 別											俸 給 額 (千円)
			11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	
法務総合研究所 法務総合研究所共通 員	審 議 官	(3) 3		(3) 3										
	専 門 職	99						10	21	60	1	7		
	法 規 専 門 職	(39) 41					(1) (38) 1	40						
	技 術 専 門 職	43					4	9	3	17	10			
	一 般 職 員	22										15	7	
	行政職俸給表(二)													
	技 能 労 務 職 員	24							2	6	13	3	—	81,866
	医療職俸給表(二)													
	薬 剤 師	1					—	—	—	—	1	—	—	4,003
	医療職俸給表(三)	4					—	—	—	—	2	2	—	15,575
	看 護 師 長	2									2			
	看 護 師	2										2		
	専門スタッフ職俸給表													
	専 門 職	2								—	—	2	—	10,974
一 般 職														
		(11) 84												439,052
	指 定 職 俸 給 表													
	所 長	(1) 1												
	行政職俸給表(一)	(8) 66		—	(3) 3	(2) 3	(3) 6							14,100
	部 長	(5) 6			(3) 3	(2) 3			9	13	7	14	11	—
	課 長	2					1	1						
	課 長 補 佐	1							1					
	係 長	4									3	1		

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予定定員(人)	級 別											俸給額(千円)
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	
	主 任	1										1		
	教 官	(3) 15					(3) 4	5	6					
	首席専門官	3					1	2						
	統括専門官	7						1	6					
	専門官	26								4	12	10		
	一般職員	1										1		
	行政職俸給表(二)													
	技能労務職員	1							—	—	1	—	—	3,533
	研究職俸給表	(2) 16						—	(1) 5	2	(1) 5	4	—	86,863
	部長等研究員	(2) 12							(1) 5	2	(1) 5			
	研究員	4										4		
検 察 庁	検察官署共通費													
	一 般 職													
		外 内 10(9箇月) 128(6箇月) 11,863												55,914,701
	指定職俸給表	6												56,844
	[最高検察庁]													
	事務局長	1												
	[高等検察庁]													
	事務局長	5												
	行政職俸給表(一)	283		—	—	1	—	—	—	—	—	21	261	750,707
	[最高検察庁]	12				1							11	
	秘書官	1				1								
	一般職員	11											11	
	[高等検察庁]													

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名 〔地方検察庁及び区検察庁〕	予 算 定 員 (人)	級 別											俸 給 額 (千円)
			11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	
	一 般 職 員	92										4	88	
	〔 地方検察庁及び区検察庁 〕													
	一 般 職 員	179										17	162	
	行政 職 員	126							5	22	72	27	—	363,929
	〔最高検察庁〕													
	技 能 労 務 職 員	7							1	2	4			
	〔高等検察庁〕													
	技 能 労 務 職 員	25							1	8	16			
	〔 地方検察庁及び区検察庁 〕													
	技 能 労 務 職 員	94							3	12	52	27		
	公安 職 務 給 表(二)	126 8,690	1	15	2	7	113	647	744	2,653	2,539	内 1,724	203	35,944,036
	〔最高検察庁〕													
	課 長	8			2	6								
	室 長	1				1								
	課 長 補 佐	10					3	5	2					
	係 長	26								12	14			
	主 任	14									8	6		
	翻 訳 職	1							1					
	専 門 職	2							2					
	一 般 職 員	11										6	5	
	〔高等検察庁〕	388	1	1	1	5	32	39	31	115	110	38	16	
	事 務 局 長	3		1	1	1								
	事 務 局 次 長	7				4	3							
	課 長	59					29	30						

組 織 ・ 項 等 の 区 分	適由を受ける係長及び職名	予 算 定 員 (人)	級 別										俸 給 額 (千円)		
			11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級		1 級	
	支 部 課 長	6										3	3		
	課 長 補 佐	28										19	9		
	係 長	157											84	73	
	主 任	47											28	19	
	専 門 職	19							7	12					
	検 察 監 査 官	11						9	2						
	監 査 専 門 官	16								7	9				
	一 般 職 員	35											19	16	
	【 地方検察庁及び区検察庁 】	126 8,229	内		12	39	78	603	708	2,526	2,407	内 126 1,674		182	
	事 務 局 長	50		12	33	5									
	事 務 局 次 長	13					12	1							
	地 検 課 長	183						131	52						
	支 部 課 長	36						4	20	12					
	区 検 課 長	6							3	3					
	課 長 補 佐	87								16	71				
	係 長	550									204	346			
	主 任	118										74	44		
	専 門 職	64									64				
	首 席 捜 査 官	52				6	34	12							
	次 席 捜 査 官	62					10	52							
	統 括 捜 査 官	716							294	324	98				
	主 任 捜 査 官	62 3,395	内									内 62 737			
	検 務 監 理 官	50					17	33							
	統 括 検 務 官	636						64	255	317					

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予 算 定 員 (人)	級 別											俸 給 額 (千円)
			11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	
	検 務 専 門 官	64 1,959												
	調 査 官	54										64 877		
	一 般 職 員	198											16	182
	検 察 官	10 2 2,758												
	(最高検察庁)	18												18,799,185
	検 事 総 長	1												
	検 次 長	1												
	検 事	16												
	(高等検察庁)	130												
	検 事 長	8												
	検 事	122												
	(地方検察庁及び区 検察庁)	10 2 2,610												
	検 事	10 2 1,731												
矯 正 官 署	副 検 事	879												
矯正官署共通費														
	一 般 職													
		外 5(3箇月) 内 244(6箇月)												88,826,360
	指 定 職 俸 給 表	23,606												81,240
	(矯正研修所)	9												
	所 長	1												
	(矯正管区)													
	管 区 長	7												

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予算定員(人)	級 別											俸給額(千円)
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	
	(刑務所)													
	所長	1												
	行政職俸給表(一)	200		1	1	—	1	2	2	2	89	81	21	687,306
	[矯正研修所]	14			1		1	2	2	2	5		1	
	副所長	1			1									
	課長	4						2	2					
	課長補佐	2								2				
	係長	4									4			
	主任	1									1			
	センター長	1					1							
	一般職員	1											1	
	[矯正管区]	13		1							2	6	4	
	管区長	1		1										
	主任	2									2			
	一般職員	10										6	4	
	[刑務所]	157									71	72	14	
	専門職	119									71	48		
	一般職員	38										24	14	
	[少年院]	10									7	1	2	
	専門職	7									7			
	一般職員	3										1	2	
	[少年鑑別所]	6									4	2		
	専門職	5									4	1		
	一般職員	1										1		

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予 算 定 員 (人)	級 別											俸 給 額 (千円)
			11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	
	行政職俸給表(二)	17							—	6	11	—	—	40,996
	(刑 務 所)													
	技能労務職員	8								4	4			
	(少 年 院)													
	技能労務職員	8								1	7			
	(少年鑑別所)													
	技能労務職員	1								1				
	公安職俸給表(一)	205 19,037	3	38	70	116	452	506	586	1,798	3,923	8,959	3 内 180 2,586	70,496,622
	(矯正研修所)	70				3	5	26	8	24	4			
	部長	2					2							
	教官	25					5	10	3	7				
	専門官	19						2	1	12	4			
	支所教頭	1				1								
	同教官	23						14	4	5				
	(矯正管区)	268		15	9	20	62	48	30	63		16	5	
	部長	24		15	9									
	部長	1				1								
	課長	99				11	62	26						
	係長	59							7	52				
	首席管区監査官	8				8								
	矯正専門職	56						22	23	11				
	一般職員	21										16	5	
	(刑 務 所)	205 18,609	3	23	61	93	385	432	548	1,711	3,919	3 内 180 8,943	2,581	
	所長	70	3	23	31	13								

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予算定員(人)	級 別											内 記	俸 給 額 (千円)		
			11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級				
	部 長	191			30	63	98										
	課 長	220					74	96	50								
	支 所 長	107				11	21	33	42								
	支 所 次 長	10					10										
	同 課 長	31						3	12	16							
	課 長 補 佐	41							3	38							
	係 長	416								311	105						
	調 査 官	19					12	7									
	首席矯正処遇官	205				6	149	50									
	次席矯正処遇官	14					14										
	統括矯正処遇官	628					1	162	261	204							
	矯正処遇官	7 11,098	内							797	内 4 3,245	内 3 7,056					
	専門官	18 1,181	内				6	81	180	345	内 18 569						
	一般職員	180 4,468	内									内 180 2,581	外 5				
	公安職俸給表(二)	30 3,439	外 内										内 30 775	167			13,921,157
	〔少年院〕	21 2,301	内	3	20	42	58	174	147	996	1,057	内 21 515	134				
	院長	39		2	10	18	9										
	分院長	6					6										
	次長	42				4	13	25									
課長	42						17	15	10								
課長補佐	18							1	12	5							
係長	157									109	48						
調査官	7						7										
首席専門官	55					3	49	3									

組 織 ・ 項 等 の 区 分	適用を受ける俸給表及び職名	予 算 定 員 (人)	級 別											内 記		俸 給 額 (千円)	
			11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級				
	統 括 専 門 官	146															
	専 門 官	21 1,652														21 内 464	
	一 般 職 員	137															
	(少年鑑別所)	5 9 1,136															
	所 長		1	10	20	26	64	71	335	316	内 9 260	外 5 33					
	次 長	45	1	10	18	16											
	課 長	15			2	6	7										
	課 長	61					13	20	28								
	課 長 補 佐	5							2	3							
	分 所 長	7				1	6										
	分 所 課 長	1							1								
	係 長	83															
	首席専門官	42					3	31	8								
	統括専門官	113						7	42	64							
	専門官	9 729									1	240	247	内 9 241	外 5 2 33		
	一 般 職 員	5 35						1	1								
	(婦人補導院)	2															
	院 長	1					1										
	課 長	1						1									
	医療職俸給表(-)	328								—	23	127	134	44			1,637,038
	(刑 務 所)	241								19	86	100	36				
	所 長	4								4							
	医 務 部 長	23								15	8						
	医 務 課 長	124									76	48					
	支 所 医 務 課 長	16										15	1				

組 織 ・ 項 等 の 区 分	適 用 を 受 け る 俸 給 表 及 び 職 名	予 算 定 員 (人)	級 別										内 記	俸 給 額 (千円)		
			11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級			1 級	
	医 長	12										2	10			
	医 師	62											27	35		
	[少 年 院]	66									4	30	26	6		
	院 長	3									3					
	医 務 部 長	1								1						
	医 務 課 長	43										30	13			
	医 長	2											2			
	医 師	17											11	6		
	[少 年 鑑 別 所]	21										11	8	2		
	医 務 課 長	15										11	4			
	分 所 医 務 課 長	1											1			
	医 師	5											3	2		
	医 療 職 俸 給 表 (二)	内 4 168										20	4	72	内 4 72	—
	[刑 務 所]	内 4 161										18	3	69	内 4 71	
	薬 劑 師	内 2 88										18	2	30	内 2 38	
	栄 養 士	19												12	7	
	診 療 エ ッ ク ス 線 技 師	22												15	7	
	医 療 技 術 職 員	内 2 32													内 2 19	
	[少 年 院]	7										2	1	3	1	
	薬 劑 師	6										2	1	3		
栄 養 士	1													1		
医 療 職 俸 給 表 (三)	内 5 408													内 5 354	—	
[刑 務 所]	内 5 391													内 5 339		
総 看 護 師 長	4											2	2			

組 織 ・ 項 等 の 区 分	適 用 を 受 け る 俸 給 表 及 び 職 名	予 算 定 員 (人)	級 別											俸 給 額 (千円)
			11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	
	看 護 師 長	48												
	看 護 師	5 339												
	[少 年 院]	16												
	看 護 師 長	2												
	看 護 師	14												
	[少 年 鑑 別 所]													
	看 護 師	1												
更 生 保 護 官 署														
更 生 保 護 官 署 共 通 費														
一 般 職		内 21(6 箇 目) 1,845												7,376,483
	指 定 職 俸 給 表 〔 地 方 更 生 保 護 委 員 〕 〔 会 〕													
	委 員 長	4												37,896
	行 政 職 俸 給 表 (一)	21 1,839	3	21	36	62	145	213	447	533	内 2	内 19	26	7,331,245
	〔 地 方 更 生 保 護 委 員 〕 〔 会 〕	内 14 306	3	13	22	27	42	19	57	56	内 14	内 55	12	
	委 員 長	4	3	1										
	委 員	49		10	16	23								
	事 務 局 長	8		2	5	1								
	事 務 局 次 長	2			1	1								
	課 長	11				1	8	2						
	課 長 補 佐	16						9	7					
	係 長	19							3	7	9			
	主 任	1										1		
	首 席 審 査 官	12				1	11							

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予算定員(人)	級 別											俸給額(千円)
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	
	統括審査官	17						15	2					
	更生保護管理官	8						8						
	保護観察官	14 145							6	47	49	内 14 43		
	一般職員	14										2	12	
	(保護観察所)	7									内 2	内 5		
		1,533			8	14	35	103	194	390	477	298	14	
	所長	50			8	11	31							
	次長	12				3	1	8						
	課長	50						50						
	課長補佐	2							1	1				
	係長	63								24	39			
	主任	5									3	2		
	支部長	3					3							
	首席保護観察官	12						12						
	統括保護観察官	174						26	145	3				
	保護観察官	5 926							27	248	356	内 5 295		
	首席社会復帰調整官	10						7	3					
	統括社会復帰調整官	33							18	15				
	社会復帰調整官	2 179								内 2 99	79	1		
	一般職員	14											14	
	行政 俸給表(二)	2										2	—	7,342
	〔地方更生保護委員 会〕													
	技能労務職員	1									1			
	(保護観察所)													
	技能労務職員	1										1		

組織・項等の区分		予 算 定 員 (人)	級 別										俸 給 額 (千円)
法 務 局	適用を受ける俸給表及び職名		11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	
法務局共通費													
一般職													
		外 内 内 内 47(6期月) 8,860	(16)										35,247,640
	指定職務給表		(7)										75,312
	法 務 局 長												
	行政職俸給表(一)	外 内 131 8,820	(9)		(1)	(8)	42	93	897	1,454	内 127 内 4 3,206 2,473	外 10 545 90	35,095,149
	法 務 局 長	(1)		—	20								
		(1)		(1)									
	部 長	(8) 26		10	7	(8) 9							
	部 次 長	1			1								
	課 長	74					2	65	7				
課 長 補 佐	84							72	12				
地 方 法 務 局 長	42			9	32	1							
地 方 法 務 局 次 長	42					38	4						
同 課 長	212							168	43	1			
支 局 長	261					5	218	38					
支 局 課 長	103							90	13				
支 局 長 補 佐	61								59	2			
係 長	内 865								内 2 573				
主 任	51									32	19		
総 務 管 理 官	6				2	4							
訟 務 管 理 官	8							8					
上 席 訟 務 官	123						72	42	9				

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予算定員(人)	級 別										内 記		俸給額(千円)	
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級			
	訟務官	内 2 321											173	2 148		
	民事行政調査官	8									8					
	首席登記官	80								34	46					
	次席登記官	22									22					
	統括登記官	837									216	619	2			
	登記官	3,752										237	2,105	1,410		
	復興事業対策官	2								2						
	電子認証管理官	1								1						
	登記情報システム管理官	50								11	39					
	表示登記専門官	内 43 578								48	245	内 43 285				
	監査専門官	81								8	9	50	14			
	遺言書保管官	内 84 154									8	内 84 146				
	人権擁護専門官	11										5	6			
	民事専門官	93											51	42		
	戸籍国籍相談官	16											2	14		
	登記専門職	585												155	430	
	供託専門職	135												83	52	
一般職員	外 10 134													外 10 44 90		
行政職俸給表(二)																
技能労務職員		33									1	21	11	—	—	77,179
出入国在留管理庁																
出入国在留管理庁共通賃																
一般職		内 275(6箇月) 5,866														18,736,057
	指定職俸給表	(2) 10														107,964

組 織 ・ 項 等 の 区 分	適用を受ける俸給表及び職名	予 算 定 員 (人)	級 別											内 記				俸 給 額 (千円)	
			11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級						
	長 官	1																	
	次 長	(1)																	
	部 長	2																	
	審 議 官	(1)																	
	地方出入国在留管理局長	4																	
	行政職俸給表(一)	(4) 169 4,237		(1)	2	18	(3) 18	29	91	162	699	1,090	内 169 2,081	47					13,289,977
	課 長	(3) 9		(1)	4	(2) 4													
	室 長	(1)				(1) 6	1												
	課 長 補 佐	26					1	16	9										
	係 長	78									35	43							
	主 任	42										13	29						
	専 門 職	13					1	2	10										
	地方出入国在留管理局長	4		1	3														
	地方出入国在留管理局次長	5			4	1													
	同 課 長	14					5	9											
	同 課 長 補 佐	20							10	10									
	同 係 長	47									23	24							
	同 監 理 官	10					10												
	同 首 席 審 査 官	75					1	44	30										
	同 統 括 審 査 官	192							37	155									
	同 入 国 審 査 官	内 156 1,275									250	270	内 156 755						
	支 局 長	7			5	2													
	支 局 次 長	4				4													
	同 課 長	7							7										

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予算定員(人)	級 別											俸給額(千円)
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	
	支局室長	4							4					
	同課長補佐	10							2	8				
	同係長	24								6	18			
	同監理官	9					9							
	同首席審査官	53						10	43					
	同統括審査官	134							15	119				
	同入国審査官	13 2,088										13 1,282		
	入国者収容所長	2			2					87	719			
	入国者収容所次長	2				1	1							
	同課長	4						3	1					
	同課長補佐	2							1	1				
	同係長	8								5	3			
	一 般 職 員	62										15	47	
	公安職俸給表(一)	106 1,611	—	—	3	16	12	27	48	336	内 2 442	内 92 432	内 12 295	5,304,262
	地方出入国在留管理局警備監理官	4			3	1								
	同首席入国警備官	33				12	12	9						
	同統括入国警備官	120						14	42	64				
	同入国警備専門官	85 1,016									内 1 234	内 84 387		
	入国者収容所首席入国警備官	4				3		1						
	同統括入国警備官	14						3	6	5				
	同入国警備専門官	9 115								33	内 1 47	内 8 35		
	一 般 職 員	12 305										10 295		
	医療職俸給表(一)	3							—	—	1	2	—	15,582
	室 長	1									1			

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予 算 定 員 (人)	級 別											俸 給 額 (千円)
			11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	
	医 師	2										2		
	医療職俸給表(二)													
	薬 剤 師	1												
	医療職俸給表(三)	4												3,954
	看護 師 長	2												14,318
公安審査委員会	看護 師	2										2		
公安審査委員会 公安審査委員会														
	行政職俸給表(一)	4												
	事務 局 長	1					1							18,479
	主 任	1												
	専門 職	2							1	1				
公安調査庁														
公安調査庁共通費														
	一 般 職													
		内 31(6箇月)												6,743,587
		1,660												
	指定職俸給表	(3)												103,992
	長 官	(1)												
	長 次	(1)												
	部 長	(1)												
	部 長	3												
	公安調査局長	5												
	行政職俸給表(一)	(4)					(2)							
		70		3		(2)	11							
	課 長	(4)				(2)	9							213,293
	係 長	12		1		(2)	2							
	主 任	9										3	6	

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予算定員(人)	級 別											俸給額(千円)
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	
	研修所長	1			1									
	公安調査局長	3		2	1									
	公安調査局係長	8								3	5			
	同主任	12									4	8		
	一般職員	16										2	14	
	行政職俸給表(二)													
	技能労務職員	5							1	2	2	—	—	18,222
	公安職俸給表(二)	(2) 31 1,575	内	—	15	24	76	128	157	281	423	289	内 31 182	6,408,080
	調整官	2				2								
	課長補佐	28					9	18	1					
	統括調査官	56					11	8	25	12				
	調査官	205								57	84	39	25	
	専門職	39					14	10	13		2			
	法規専門職	(2) 2					(1) 1	(1) 1						
	研修所員	5					1	1	1	1	1			
	公安調査局部長	24			9	15								
	同管理官	16					16							
	同首席調査官	38					21	16	1					
	同統括調査官	146					2	8	64	72				
	同調査官	25 604	内							69	218	197	内 25 120	
	同専門職	68				7	1	31	26	11				
	公安調査事務所長	14			6									
	公安調査事務所首席調査官	28						26	2					
	同統括調査官	54						9	6	39				

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予算定員(人)	級 別											俸 給 額 (千円)
			11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	
	公安調査事務所調査官	内 6 223									15	118	53	内 6 37
	同 専 門 職	23								18	5			

(備考) 1 ()の数字は、検事をもって充てることができる人員で内数である。

2 この予算定員及び俸給額表の予算定員及び俸給額には、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(第7条第1項)の俸給表を適用する特定任期付職員及び「一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(第6条第1項又は第2項)の俸給表を適用する任期付研究員が含まれる。

3 この予算定員及び俸給額表の職名は、必要に応じて代表的な職名又は包括的な職名を記載している。

(イ) 法務省主管 令和2年度歳入予算額表
法務省主管

(単位：千円)

部 ・ 款 ・ 項 ・ 目	令和2年度予算額	前年度予算額	対前年度 比較増△減額
政府資産整理収入			
国有財産処分収入			
国有財産売却収入			
土地売却代	0	128	△ 128
雑収入	96,914,856	98,633,340	△ 1,718,484
国有財産利用収入	800,583	847,920	△ 47,337
国有財産貸付収入	799,370	781,784	17,586
土地及水面貸付料	195,151	195,977	△ 826
建物及物件貸付料	336,965	281,466	55,499
公務員宿舍貸付料	267,254	304,341	△ 37,087
国有財産使用収入			
公共施設等運営権対価収入	0	64,800	△ 64,800
利子収入			
延納利子収入	1,213	1,336	△ 123
諸収入	96,114,273	97,785,420	△ 1,671,147
許可及手数料			
手数料	48,789,555	48,379,302	410,253
懲罰及没収金	42,233,902	44,215,327	△ 1,981,425
過料	1,574,256	1,303,783	270,473
没収金	1,058,530	1,172,184	△ 113,654
罰金及科料	39,601,116	41,739,360	△ 2,138,244
弁償及返納金	771,913	889,380	△ 117,467
弁償及違約金	502,035	562,233	△ 60,198
返納金	269,878	327,147	△ 57,269
物品売却収入			
不用物品売却代	169,319	94,748	74,571
矯正官署作業収入	3,717,402	3,844,525	△ 127,123
刑務所作業収入	3,712,227	3,838,611	△ 126,384
少年院職業指導収入	5,175	5,914	△ 739

部　・　款　・　項　・　目	令和２年度予算額	前年度予算額	対前年度 比較増△減額
雑入	432,182	362,138	70,044
労働保険料被保険者負担金	41,590	37,299	4,291
小切手支払未済金収入	8,454	15,341	△　6,887
延滞金	2,667	3,649	△　　982
期満後収入	136,232	122,044	14,188
雑収	243,239	183,805	59,434
法　務　省　主　管　合　計	96,914,856	98,633,468	△ 1,718,612

(ウ) 法務省所管 令和２年度歳出予算項目別表

(単位：千円)

項 目	令和２年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
法務本省共通費	129,503,389	127,951,377	1,552,012
職員基本給	4,957,876	4,883,341	74,535
職員諸手当	2,524,810	2,475,054	49,756
超過勤務手当	711,847	706,604	5,243
委員手当	48,431	48,194	237
非常勤職員手当	19,741	19,539	202
休職者給与	798,599	754,520	44,079
国際機関等派遣職員給与	220,576	198,892	21,684
公務災害補償費	480,368	502,380	△ 22,012
退職手当	32,540,550	32,758,021	△ 217,471
児童手当	54,120	58,280	△ 4,160
諸謝金	42,270	36,434	5,836
報償費	1,691	1,689	2
職員旅費	298,880	254,134	44,746
国際連合犯罪防止刑事司法会議 開催職員旅費	31,919	80,020	△ 48,101
外国留学旅費	38,774	43,174	△ 4,400
赴任旅費	11,691	11,478	213
委員等旅費	15,765	16,240	△ 475
国際連合犯罪防止刑事司法会議 開催外国人招へい旅費	5,376	4,592	784
参考人等旅費	62	61	1
庁費	1,373,196	1,356,389	16,807
情報処理業務庁費	344,601	361,828	△ 17,227
国会図書館支部庁費	3,538	3,506	32
司法国際化業務庁費	174,238	89,112	85,126
国際連合犯罪防止刑事司法会議 開催庁費	1,844,266	123,044	1,721,222
アジア矯正建築会議開催庁費	0	43,669	△ 43,669
庁舎等撤去費	113,974	125,476	△ 11,502
国際連合犯罪防止刑事司法会議 開催招へい外国人滞在費	188	141	47
各所修繕	1,416,653	1,416,653	0
自動車重量税	202	429	△ 227
国家公務員共済組合負担金	65,000,832	65,102,451	△ 101,619
基礎年金等国家公務員共済 組合負担金	15,610,582	15,712,126	△ 101,544

項 目	令和2年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
育児休業手当金国家公務員 共済組合負担金	11,159	11,831	△ 672
国有資産所在市町村交付金	170,536	158,092	12,444
国際私法会議等分担金	66,047	63,883	2,164
政府開発援助国際連合薬物犯罪 事務所拠出金	118,966	106,603	12,363
国際連合開発計画拠出金	30,476	2,508	27,968
交際費	1,989	1,989	0
賠償償還及払戻金	418,600	419,000	△ 400
基本法制整備費	131,074	139,667	△ 8,593
諸謝金	3,177	4,032	△ 855
職員旅費	16,218	15,063	1,155
委員等旅費	861	904	△ 43
庁費	110,818	119,668	△ 8,850
司法制度改革推進費	17,846,784	17,506,419	340,365
委員手当	43,097	43,133	△ 36
諸謝金	125,027	127,901	△ 2,874
職員旅費	10,357	7,397	2,960
委員等旅費	21,933	20,124	1,809
庁費	33,382	32,516	866
情報処理業務庁費	4,185	4,221	△ 36
司法試験業務庁費	403,775	369,827	33,948
国選弁護人確保業務等委託費	17,042,174	16,612,715	429,459
国際仲裁活性化調査委託費	162,854	288,585	△ 125,731
日本司法支援センター運営費			
日本司法支援センター運営費 交付金	14,847,335	14,901,531	△ 54,196
再犯防止等企画調整推進費	193,254	331,995	△ 138,741
諸謝金	1,655	1,656	△ 1
職員旅費	2,566	2,243	323
庁費	22,193	46,809	△ 24,616
再犯防止等推進調査地方公共団体 委託費	166,840	281,287	△ 114,447
検察企画調整費	45,098	47,436	△ 2,338
諸謝金	237	134	103
証人等被害給付金	100	100	0
職員旅費	6,863	9,088	△ 2,225
外国人招へい旅費	5,178	4,564	614

項 目	令和2年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
庁費	30,999	31,662	△ 663
招へい外国人滞在費	175	356	△ 181
調査活動費	1,546	1,532	14
矯正企画調整費	156,426	150,257	6,169
委員手当	70,252	70,960	△ 708
諸謝金	4,217	3,878	339
褒賞品費	977	968	9
職員旅費	3,947	1,556	2,391
委員等旅費	4,809	3,871	938
庁費	13,630	9,090	4,540
民間資金等活用事業調査費	51,394	52,734	△ 1,340
貸費生貸与金	7,200	7,200	0
更生保護企画調整推進費	426,431	477,099	△ 50,668
諸謝金	1,616	3,114	△ 1,498
褒賞品費	4,987	7,033	△ 2,046
職員旅費	4,417	4,678	△ 261
委員等旅費	831	2,825	△ 1,994
外国人招へい旅費	2,042	0	2,042
庁費	26,180	26,266	△ 86
招へい外国人滞在費	178	0	178
更生保護事業費補助金	386,180	433,183	△ 47,003
債権管理回収業審査監督費	10,425	10,190	235
職員旅費	313	308	5
債権回収会社検査旅費	3,729	3,701	28
庁費	6,383	6,181	202
人権擁護推進費	1,311,583	1,275,259	36,324
人権啓発活動等委託費	1,269,115	1,233,090	36,025
人権啓発活動等補助金	42,468	42,169	299
訟務費	1,920,788	1,909,973	10,815
諸謝金	262,638	242,326	20,312
訟務旅費	216,799	213,828	2,971
委員等旅費	5,871	5,819	52
訟務庁費	734,695	747,271	△ 12,576
訴訟用印紙類購入費	67,285	67,229	56
賠償償還及払戻金	33,500	33,500	0
保証金	600,000	600,000	0
法務省施設費	48,958,658	58,570,958	△ 9,612,300

項 目	令和2年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
施設施工旅費	103,434	134,445	△ 31,011
施設施工庁費	105,769	116,255	△ 10,486
施設整備費	46,560,251	56,010,925	△ 9,450,674
不動産購入費	2,189,204	2,309,333	△ 120,129
法務行政情報化推進費			
情報処理業務庁費	3,614,592	3,406,637	207,955
（組織）法務本省 計	218,965,837	226,678,798	△ 7,712,961
法務総合研究所共通費	1,966,602	1,925,916	40,686
職員基本給	528,990	522,980	6,010
職員諸手当	263,215	254,659	8,556
超過勤務手当	12,029	12,011	18
児童手当	6,390	6,090	300
諸謝金	16,900	15,873	1,027
職員旅費	307,034	292,058	14,976
赴任旅費	3,026	3,085	△ 59
庁費	598,274	598,936	△ 662
研修所庁費	136,468	129,335	7,133
情報処理業務庁費	8,612	8,608	4
公共施設等維持管理運営費	85,411	82,032	3,379
交際費	253	249	4
法務調査研究費	42,845	43,249	△ 404
諸謝金	3,718	4,739	△ 1,021
職員旅費	4,330	3,447	883
委員等旅費	72	71	1
試験研究費	34,725	34,992	△ 267
国際協力推進費	331,052	312,510	18,542
政府開発援助諸謝金	65,875	65,930	△ 55
政府開発援助職員旅費	73,428	73,615	△ 187
政府開発援助研修生旅費	13,949	15,045	△ 1,096
政府開発援助外国人招へい旅費	60,926	61,178	△ 252
政府開発援助庁費	102,523	83,527	18,996
政府開発援助情報処理業務庁費	1,042	1,001	41
政府開発援助招へい外国人滞在費	13,309	12,214	1,095
（組織）法務総合研究所 計	2,340,499	2,281,675	58,824
検察官署共通費	105,328,296	103,432,714	1,895,582
職員基本給	63,537,778	62,807,501	730,277
職員諸手当	31,577,630	30,655,150	922,480

項 目	令和2年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
超過勤務手当	2,293,549	2,322,580	△ 29,031
短時間勤務職員給与	1,541,389	1,286,716	254,673
児童手当	652,225	669,930	△ 17,705
職員旅費	4,956	4,899	57
赴任旅費	369,087	362,374	6,713
庁費	5,067,952	5,029,726	38,226
情報処理業務庁費	114,725	197,681	△ 82,956
庁舎等撤去費	77,889	2,420	75,469
土地建物借料	25,955	27,004	△ 1,049
公共施設等維持管理運営費	40,852	39,954	898
自動車重量税	2,716	4,980	△ 2,264
国有資産所在市町村交付金	18,052	18,291	△ 239
交際費	3,541	3,508	33
検察費	5,318,831	5,335,161	△ 16,330
諸謝金	1,004,391	940,851	63,540
検察旅費	603,554	601,912	1,642
選挙取締旅費	0	3,938	△ 3,938
参考人等旅費	267,942	268,220	△ 278
検察業務庁費	3,441,062	3,504,496	△ 63,434
選挙取締庁費	0	13,862	△ 13,862
予納金	200	200	0
刑事補償金	1,682	1,682	0
検察運営費	3,730,091	3,675,351	54,740
諸謝金	12,464	12,464	0
報償費	5,100	5,100	0
職員旅費	132,369	163,694	△ 31,325
委員等旅費	1,335	1,323	12
司法警察職員修習旅費	3,988	4,769	△ 781
司法修習生旅費	3,731	3,736	△ 5
情報処理業務庁費	1,381,501	1,440,456	△ 58,955
検察業務庁費	2,149,233	2,003,806	145,427
調査活動費	40,370	40,003	367
(組織) 検察庁 計	114,377,218	112,443,226	1,933,992
矯正官署共通費	171,870,487	170,655,717	1,214,770
職員基本給	98,589,950	98,069,467	520,483
職員諸手当	46,913,864	46,174,676	739,188
超過勤務手当	19,442,092	19,441,265	827

項 目	令和2年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
非常勤職員手当	1,029,422	1,067,531	△ 38,109
短時間勤務職員給与	836,143	564,763	271,380
児童手当	1,958,550	2,063,815	△ 105,265
諸謝金	30,118	24,986	5,132
褒賞品費	1,889	1,872	17
職員旅費	288,415	282,595	5,820
赴任旅費	287,332	282,109	5,223
庁費	2,406,496	2,344,824	61,672
情報処理業務庁費	39,738	33,530	6,208
庁舎等撤去費	0	254,117	△ 254,117
土地建物借料	332	358	△ 26
自動車重量税	18,744	21,018	△ 2,274
国有資産所在市町村交付金	27,234	28,624	△ 1,390
交際費	168	167	1
矯正管理業務費	8,348,412	6,375,828	1,972,584
諸謝金	35,184	24,416	10,768
職員旅費	159,184	158,521	663
赴任旅費	139,210	157,823	△ 18,613
委員等旅費	34,569	34,717	△ 148
矯正管理業務庁費	7,180,597	5,203,222	1,977,375
看守等被服費	799,256	796,717	2,539
調査活動費	412	412	0
矯正収容費	42,898,209	43,572,341	△ 674,132
諸謝金	952,415	938,507	13,908
被収容者作業報奨金	1,681,028	1,779,737	△ 98,709
職業能力習得報奨金	7,005	7,966	△ 961
職業補導賞与金	45	45	0
被収容者作業死傷手当	11,156	11,278	△ 122
矯正教育死傷手当	993	989	4
職業補導死傷手当	49	49	0
収容業務旅費	471,435	447,009	24,426
作業業務旅費	117,675	116,610	1,065
護送旅費	408,296	425,073	△ 16,777
被収容者旅費	105,627	110,278	△ 4,651
帰住旅費	22,685	23,775	△ 1,090
収容諸費	22,296,233	21,702,855	593,378
作業諸費	2,801,282	3,103,342	△ 302,060

項 目	令和2年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
被収容者被服費	411,727	453,253	△ 41,526
作業場等借料	10,301	10,206	95
被収容者食糧費	8,600,018	9,238,862	△ 638,844
原材料費	199,199	197,657	1,542
賠償償還及払戻金	100	100	0
都道府県警察実費弁償金	4,800,940	5,004,750	△ 203,810
矯正施設民間開放推進費	19,232,333	18,330,815	901,518
職員旅費	330	326	4
矯正管理業務庁費	2,757,218	2,407,874	349,344
公共施設等維持管理運営費	16,474,785	15,922,615	552,170
(組織) 矯正官署 計	242,349,441	238,934,701	3,414,740
更生保護官署共通費	14,319,162	14,209,293	109,869
職員基本給	8,391,506	8,354,457	37,049
職員諸手当	4,424,414	4,348,090	76,324
超過勤務手当	300,335	303,285	△ 2,950
委員手当	27,495	27,495	0
短時間勤務職員給与	242,609	200,481	42,128
児童手当	103,610	111,545	△ 7,935
職員旅費	15,822	16,181	△ 359
赴任旅費	54,434	53,939	495
委員旅費	1,535	1,521	14
庁費	733,464	681,194	52,270
情報処理業務庁費	14,032	26,502	△ 12,470
庁舎等撤去費	0	74,546	△ 74,546
土地建物借料	852	1,141	△ 289
公共施設等維持管理運営費	7,747	7,575	172
自動車重量税	300	342	△ 42
国有資産所在市町村交付金	27	28	△ 1
交際費	980	971	9
更生保護活動費	13,220,697	13,237,708	△ 17,011
諸謝金	98,748	98,189	559
保護観察対象者等職業補導給付金	574,560	574,560	0
食事費給与金	926	1,073	△ 147
褒賞品費	19,766	19,823	△ 57
更生保護業務旅費	230,873	230,112	761
研修生旅費	32,875	34,067	△ 1,192
参考人等旅費	117	116	1

項 目	令和2年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
帰住援護旅費	3,430	3,400	30
更生保護業務庁費	2,077,446	2,013,602	63,844
被保護者被服費	7,401	7,091	310
土地建物借料	13,161	13,041	120
保護観察所入所者食糧費	12,551	12,551	0
更生保護委託費	5,430,965	5,377,099	53,866
保護司実費弁償金	4,717,878	4,852,984	△ 135,106
（組織）更生保護官署 計	27,539,859	27,447,001	92,858
法務局共通費	72,791,282	72,344,650	446,632
職員基本給	39,456,638	39,092,477	364,161
職員諸手当	20,458,498	20,125,489	333,009
超過勤務手当	3,841,323	3,935,244	△ 93,921
短時間勤務職員給与	2,349,511	2,166,281	183,230
児童手当	480,465	423,505	56,960
諸謝金	13,599	12,640	959
褒賞品費	44	43	1
職員旅費	201,441	199,768	1,673
赴任旅費	257,192	252,516	4,676
庁費	4,684,801	4,541,093	143,708
情報処理業務庁費	440,576	966,780	△ 526,204
庁舎等撤去費	49,642	73,329	△ 23,687
土地建物借料	382,832	383,537	△ 705
公共施設等維持管理運営費	164,499	161,267	3,232
自動車重量税	2,071	2,317	△ 246
国有資産所在市町村交付金	6,906	7,131	△ 225
交際費	1,244	1,233	11
登記事務処理費	54,181,449	52,385,354	1,796,095
委員手当	535,111	465,529	69,582
諸謝金	3,990	3,961	29
登記業務旅費	143,963	148,707	△ 4,744
委員等旅費	28,504	17,760	10,744
登記情報処理業務庁費	33,843,433	33,767,967	75,466
登記業務庁費	12,102,950	10,866,479	1,236,471
土地建物借料	119,675	120,321	△ 646
登記事項証明書交付事務等委託費	7,403,823	6,994,630	409,193
国籍等事務処理費	8,577,561	4,889,594	3,687,967
民事業務旅費	22,099	21,875	224

項 目	令和2年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
民事業務庁費	4,817,166	4,751,065	66,101
社会保障・税番号制度システム 整備費補助金	3,644,040	1,690	3,642,350
供託金利子	94,256	114,964	△ 20,708
人権擁護活動費	2,151,873	2,138,050	13,823
人権擁護業務旅費	28,033	28,892	△ 859
人権擁護業務庁費	781,964	787,210	△ 5,246
人権擁護委員実費弁償金	1,341,876	1,321,948	19,928
(組織) 法務局 計	137,702,165	131,757,648	5,944,517
出入国在留管理庁共通費	37,512,406	34,669,123	2,843,283
職員基本給	21,878,148	20,189,372	1,688,776
職員諸手当	10,614,453	9,757,458	856,995
超過勤務手当	3,069,278	2,801,175	268,103
短時間勤務職員給与	120,677	118,087	2,590
児童手当	237,385	253,930	△ 16,545
諸謝金	41	41	0
報償費	106	105	1
職員旅費	43,804	38,731	5,073
赴任旅費	141,725	123,688	18,037
庁費	1,310,984	1,321,879	△ 10,895
情報処理業務庁費	19,849	21,972	△ 2,123
庁舎等撤去費	34,628	0	34,628
土地建物借料	28,608	29,040	△ 432
公共施設等維持管理運営費	8,293	8,125	168
自動車重量税	3,648	4,937	△ 1,289
国有資産所在市町村交付金	611	417	194
交際費	168	166	2
出入国管理企画調整推進費	3,054,710	2,670,437	384,273
委員手当	71,917	71,137	780
諸謝金	77,479	76,802	677
職員旅費	17,867	16,342	1,525
委員等旅費	9,846	8,541	1,305
外国人招へい旅費	574	564	10
出入国管理業務庁費	274,993	278,285	△ 3,292
招へい外国人滞在費	144	141	3
調査活動費	547	537	10

項 目	令和2年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
中長期在留者居住地届出等事務委託費	1,361,346	1,178,091	183,255
外国人技能実習機構交付金	39,997	39,997	0
外国人受入環境整備交付金	1,200,000	1,000,000	200,000
出入国管理業務費	21,227,650	20,927,061	300,589
非常勤職員手当	28,839	28,822	17
諸謝金	563,815	482,323	81,492
出入国管理業務旅費	284,982	229,359	55,623
護送旅費	150,263	142,992	7,271
証人等旅費	56	56	0
被收容者旅費	47,392	46,173	1,219
情報処理業務庁費	10,550,627	10,507,440	43,187
出入国管理業務庁費	6,666,407	6,698,985	△ 32,578
收容諸費	1,514,327	1,450,052	64,275
審査官等被服費	72,893	67,158	5,735
被收容者被服費	885	868	17
土地建物借料	636,667	639,526	△ 2,859
調査活動費	2,494	2,471	23
被護送收容者食糧費	685,915	619,893	66,022
被收容者帰国支援事業委託費	22,088	10,943	11,145
(組織) 出入国在留管理庁 計	61,794,766	58,266,621	3,528,145
公安審査委員会	66,853	66,874	△ 21
職員基本給	23,303	23,687	△ 384
職員諸手当	14,093	13,746	347
超過勤務手当	810	810	0
委員手当	18,172	18,172	0
児童手当	540	480	60
諸謝金	132	131	1
職員旅費	260	256	4
委員旅費	437	431	6
庁費	9,017	9,039	△ 22
自動車重量税	0	35	△ 35
交際費	89	87	2
公安調査庁共通費	13,275,567	12,916,185	359,382
職員基本給	8,009,425	7,867,506	141,919
職員諸手当	4,018,260	3,901,724	116,536
超過勤務手当	531,496	437,902	93,594

項 目	令和2年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
児童手当	110,440	108,395	2,045
諸謝金	833	832	1
職員旅費	30,204	30,189	15
赴任旅費	37,255	36,246	1,009
庁費	467,362	460,268	7,094
情報処理業務庁費	10,821	16,839	△ 6,018
土地建物借料	3,496	3,465	31
公共施設等維持管理運営費	51,577	49,536	2,041
自動車重量税	3,372	2,266	1,106
交際費	1,026	1,017	9
破壊的団体等調査費	2,158,423	2,123,072	35,351
諸謝金	4,393	4,352	41
団体等調査旅費	124,127	117,283	6,844
参考人等旅費	60	59	1
団体等調査業務庁費	357,143	386,423	△ 29,280
公安調査官調査活動費	1,672,700	1,614,955	57,745
（組織）公安調査庁 計	15,433,990	15,039,257	394,733
法務省所管 合計	820,570,628	812,915,801	7,654,827

（参考） 国土交通省所管（観光庁一括計上）（国際観光旅客税財源充当事業）

（単位：千円）

項 目	令和2年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
国際観光旅客税財源観光振興費			
出入国管理業務庁費	8,184,447	7,062,941	1,121,506
（組織）観光庁 計	8,184,447	7,062,941	1,121,506

※ 国際観光旅客税財源充当事業については、「国際観光旅客税の使途に関する基本方針等について（平成29年12月22日決定）」に基づいて、観光庁において一括計上している。

イ 東日本震災復興特別会計
 (7) 令和2年度 政府職員予算定員及び俸給額表
 職 名 別 等 内 訳

適用を受ける俸給表及び職名	予算定員(人)	級 別 内 訳											俸給額(千円)
		11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	
法 務 省 共 通 費													
〔法 務 局〕													
一 般 職													
行政職俸給表(一)													
登 記 官	38		—	—	—	—	—	—	—	38	—	—	117,964

(備考) 1 この予算定員及び俸給額表の予算定員及び俸給額には、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」第7条第1項の俸給表を適用する特定任期付職員が含まれる。
 2 この予算定員及び俸給額表の職名は、必要に応じて代表的な職名又は包括的な職名を記載している。

(イ) 令和2年度 歳入予算額表
 復興庁その他の各省各庁所管 (法務省) (単位：千円)

款 ・ 項 ・ 目	令和2年度予算額	前年度予算額	対前年度 比較増△減額
雑 収 入	57	63 △	6
雑 収 入	57	63 △	6
労働保険料被保険者負担金	57	63 △	6
合 計			

(ウ) 令和２年度 歳出予算額科目別表

(単位：千円)

科 目	令和２年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
法務省共通費	227,155	324,355	△ 97,200
職員基本給	121,385	177,418	△ 56,033
職員諸手当	64,660	87,713	△ 23,053
超過勤務手当	13,479	18,348	△ 4,869
児童手当	1,800	3,000	△ 1,200
庁費	471	431	40
国家公務員共済組合負担金	25,360	37,445	△ 12,085
法務行政復興政策費	155,000	159,033	△ 4,033
登記業務旅費	656	1,207	△ 551
登記情報処理業務庁費	3,973	9,442	△ 5,469
登記業務庁費	84,043	82,659	1,384
土地建物借料	66,328	65,725	603
法務行政復興事業費	4,156,886	2,079,618	2,077,268
施設施工旅費	3,507	2,964	543
施設施工庁費	8,317	4,121	4,196
施設整備費	4,145,062	2,072,533	2,072,529
東日本大震災復興 日本司法支援センター運営費			
日本司法支援センター運営費	573,018	606,535	△ 33,517
交付金			
(組織) 復興庁 計	5,112,059	3,169,541	1,942,518

※ 東日本大震災復興特別会計は復興庁所管であり、同庁において一括計上している。

(2) 決算

令和元年度 法務省主管 一般会計歳入決算報告書

法務省主管 一般会計

当初予算額 (円)	歳入		合計 (円)	徴収決定済額 (円)	収納済収入額 (円)	不納欠損額 (円)	収納未済収入額 (円)	歳入予算額と収納 済収入額との差 (△は減)	歳入予算額と収納 済収入額との差 (△は減)
	予算額 (円)	追加 減少額 (△)							
98,633,468,000	98,633,468,000	0	98,633,468,000	98,478,727,717	96,441,734,290	10,847,315	26,146,112	△	2,191,733,710

部・款・項・目別区分及び各目の増減理由

部・款・項・目	歳入予算額		徴収決定済額 (円)	収納済収入額 (円)	不納欠損額 (円)	収納未済収入額 (円)	歳入予算額と収納 済収入額との差 (△は減)	増減理由
	予算額 (円)	追加 減少額 (△)						
政府財産整理収入								
国有財産処分収入								
国有財産売却収入								
土地売却収入	128,004		128,064	128,064	0	64		
98,633,340,000	96,478,599,653	96,441,606,226	10,847,315	26,146,112	△	2,191,733,774		
国有財産利用収入	847,929,000	896,034,015	890,425,496	32,191	42,505,496			
国有財産賃付収入	761,784,000	823,045,722	823,013,531	32,191	41,229,531			
土地及水面賃付料	195,977,000	217,059,627	0	0	21,082,627			土地の賃付面積が予定より多かったこと等のため
建物及物件賃付料	281,466,000	336,300,297	336,295,318	4,979	54,829,318			建物の賃付面積が予定より多かったこと等のため
公営住居賃付料	304,341,000	269,685,798	269,658,586	27,212	34,682,414			公務員宿舎の入居戸数が予定より少なかったこと等のため
国有財産使用収入								
公共施設等運営権対価収入	64,800,000	66,000,000	66,000,000	0	1,200,000			
利子収入	1,336,000	6,988,293	1,411,965	5,576,328	0	75,965		
97,785,420,000	95,362,565,638	95,351,180,730	26,113,921	2,224,239,270	△	2,224,239,270		
諸収入								
延納利子収入								
許可手数料								
手数料	48,379,302,000	48,629,126,360	48,629,126,360	0	0	249,824,360		電気通信回線による登記事項証明書の交付申請に係る手数料が予定より多かったこと等のため
渡前及没収金	44,215,327,000	40,090,603,511	40,090,603,511	0	△	4,124,723,489		
酒税	1,303,783,000	1,916,882,888	1,916,882,888	0	0	613,099,888		会社法（平成17年法律第86号）の適反による酒税が予定より多かったこと等のため
没収金	1,172,384,000	580,922,242	580,922,242	0	△	591,261,758		没収金の執行に代わる収入が予定より少なかったこと等のため
罰金及科金	41,739,160,000	37,592,798,381	37,592,798,381	0	0	4,146,361,619		道路交通法（昭和35年法律第105号）の違反による罰金が予定より少なかったこと等のため
弁償及返納金	889,380,000	2,230,001,319	2,199,346,188	5,067,949	25,587,182	1,309,966,188		訴訟費用弁償金が予定より少なかったこと等のため
弁償及返納金	562,233,000	466,595,312	440,219,164	4,938,579	21,437,569	1,222,013,836		訴訟費用弁償金が予定より少なかったこと等のため
返納金	327,147,000	1,763,406,007	1,759,127,024	129,370	4,149,613	1,431,981,024		民事訴訟保証金の返納金が予定より多かったこと等のため
物品売却収入								
不用品売却収入	94,748,000	782,877,497	782,877,497	0	0	688,129,497		没収品の売却がいかが予定より多かったこと等のため
矯正施設作業収入	3,844,525,000	3,530,152,536	3,530,152,536	0	0	314,372,474		
刑務所作業収入	3,838,611,000	3,525,368,398	3,525,368,398	0	0	313,242,602		賃金収入が予定より少なかったこと等のため
少年院職業指導収入	5,911,000	4,784,128	4,784,128	0	0	1,126,872		
雑収入	362,138,000	319,804,425	319,074,698	203,038	596,739	43,063,352		
労働保険料徴収金	37,299,000	42,517,629	42,517,629	0	0	5,218,629		
労働保険料徴収金	15,341,000	8,115,579	8,115,579	0	0	7,225,421		供託金の払戻しに係る入切手支払未済金が予定より少なかったこと等のため
労働保険料徴収金	22,000,000	3,004,306	2,527,267	0	477,039	1,121,733		損害賠償金に係る延滞金が予定より少なかったこと等のため
延滞金	122,044,000	128,996,889	128,996,889	0	0	6,952,889		
期満後収入	183,805,000	137,170,022	136,917,284	203,038	49,700	46,887,716		還付不能による刑事罰金金が予定より少なかったこと等のため
雑収入	98,633,468,000	96,441,734,290	10,847,315	26,146,112	△	2,191,733,710		

令和元年度 復興庁その他の各省各庁所管 (法務省) 東日本震災復興特別会計歳入決定計算書

復興庁その他の各省各庁所管 (法務省) 東日本震災復興特別会計

歳入		予 算 額		計		徴収決定済額 (円)	取納済歳入額 (円)	不 納 欠 損 額 (円)	取納未済歳入額 (円)	繰入予算額と取納 済歳入額との差 (△は減) (円)
当 初 予 算 額 (円)	予 算 補 正 額 (円)	予 算 補 正 額 (円)	予 算 補 正 額 (円)	予 算 補 正 額 (円)	予 算 補 正 額 (円)					
630,000				630,000	0	3,556,303	3,556,303	0	0	2,926,303

款・項・目別区分及び各目の増減理由

款・項・目	歳入予算額 (円)	徴収決定済額 (円)	取納済歳入額 (円)	不納欠損額 (円)	歳入予算額と取納 済歳入額との差 (△は減) (円)	増 減 理 由
雑収入	63,000	3,556,303	3,556,303	0	3,493,303	
雑収入	63,000	3,556,303	3,556,303	0	3,493,303	
労働保険料被保険者負担金	63,000	60,555	60,555	0	2,445	被保険者数が予定より少なかったこと等のため
雑 入	0	3,495,748	3,495,748	0	3,495,748	履行不能による違約金があったこと等のため
合 計	63,000	3,556,303	3,556,303	0	3,493,303	

2 令和元年公布法務省主管法律一覧

法 律 名	公布月日	法律 番号	施行年月日
1 裁判所職員定員法の一部を改正する法律	4.26	15	平成31年4月26日
2 民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律	5.17	2	公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（令和2年4月1日）
3 表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律	5.24	15	一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日（令和元年11月22日）
4 戸籍法の一部を改正する法律	5.31	17	一部の規定を除き、令和元年6月20日
5 司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律	6.12	29	一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日
6 民法等の一部を改正する法律	6.14	34	一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（令和2年4月1日）
7 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律	11.29	58	公布の日
8 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律	11.29	59	公布の日

法 律 名	公布月日	法律 番号	施行年月日
9 会社法の一部を改正する法律	12.11	70	一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日
10 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	12.11	71	一部の規定を除き、会社法改正法の施行の日

3 令和元年公布法務省主管政令一覧

政 令 名	公布月日	政令 番号	施行年月日
1 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令	3.15	38	平成31年4月1日
2 最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を定める政令を改正する政令	3.25	57	一部の規定を除き、平成31年4月1日
3 証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令	3.27	66	平成31年4月1日
4 法務省組織令の一部を改正する政令	3.29	81	平成31年4月1日
5 刑事訴訟法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	4.19	156	公布の日
6 検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令の一部を改正する政令	7.19	59	令和元年8月1日
7 更生保護法施行令の一部を改正する政令	7.19	60	令和元年8月1日
8 沖縄の復帰に伴う法務省関係法令の適用の特別措置等に関する政令及び沖縄弁護士に関する政令の一部を改正する政令	9. 6	85	一部の規定を除き、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日
9 復権令	10.22	131	公布の日

政 令 名	公布月日	政令 番号	施行年月日
10 令和元年台風第十九号による災害についての総合法律支援法第三十条第一項第四号の規定による指定等に関する政令	10.18	130	公布の日
11 表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律の施行期日を定める政令	11.13	158	公布の日
12 法務局における遺言書の保管等に関する政令	12.11	178	令和2年7月10日
13 民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	12.18	189	公布の日
14 民法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	12.18	190	公布の日

4 令和元年公布法務省令等一覧

省令 番号	省 令 名	公布 月 日	施行年月日
1	出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令の一部を改正する省令	1.17	研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第94号）の施行の日
2	登記事務委任規則の一部を改正する省令	1.18	平成31年2月1日
3	登記事務委任規則の一部を改正する省令	1.18	平成31年2月1日
4	指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令の一部を改正する省令	3. 5	平成31年3月29日
5	特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令	3.15	平成31年4月1日
6	出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令	3.15	平成31年4月1日
7	出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う法務省関係省令の整備等に関する省令	3.15	平成31年4月1日
8	更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令	3.19	公布の日
9	出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令	3.22	平成31年4月1日
10	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令	3.22	公布の日
11	供託規則の一部を改正する省令	3.25	平成31年3月29日
12	地方検察庁支部設置規則の一部を改正する省令	3.25	平成31年4月1日

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日
13	登記事務委任規則の一部を改正する省令	3.26	平成31年4月1日
14	総合法律支援法施行規則の一部を改正する省令	3.27	平成31年4月1日
15	不動産登記嘱託職員を指定する府令の一部を改正する省令	3.29	平成31年4月1日
16	商法施行規則の一部を改正する省令	3.29	商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律の施行の日(平成31年4月1日)
17	法務省組織規則の一部を改正する省令	3.29	平成31年4月1日
18	法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令	3.29	平成31年4月1日
19	刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正する省令	3.29	平成31年4月1日
20	少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正する省令	3.29	平成31年4月1日
21	矯正研修所組織規則の一部を改正する省令	3.29	平成31年4月1日
22	矯正管区組織規則の一部を改正する省令	3.29	平成31年4月1日
23	保護観察所組織規則の一部を改正する省令	3.29	平成31年4月1日
24	地方更生保護委員会事務局組織規則の一部を改正する省令	3.29	平成31年4月1日
25	法務総合研究所組織規則の一部を改正する省令	3.29	平成31年4月1日
26	入国者収容所組織規則	3.29	平成31年4月1日
27	地方出入国在留管理局組織規則	3.29	平成31年4月1日

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日
28	公安調査庁組織規則の一部を改正する省令	3.29	平成31年4月1日
29	不動産の管轄登記所等の指定に関する省令の一部を改正する省令	3.29	法務省組織令の一部を改正する政令の施行の日 (平成31年4月1日)
30	警察拘禁費用償還規則の一部を改正する省令	3.29	平成31年4月1日
31	人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の一部を改正する省令	3.29	平成31年4月1日
32	法務省定員規則の一部を改正する省令	3.29	平成31年4月1日
33	出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令	4.26	公布の日
1	民法第404条第3項に規定する期及び同条第5項の規定による基準割合の告示に関する省令	5. 8	民法の一部を改正する法律の施行の日
2	刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令	5.13	公布の日
3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第45条の2第1項の法務省令で定める情報を定める省令	6.20	戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）の施行の日（令和元年6月20日）
4	戸籍法施行規則等の一部を改正する省令	6.20	戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）の施行の日（令和元年6月20日）
5	出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令	6.26	公布の日
6	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令	6.28	令和元年7月1日

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日
7	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令	6.28	令和元年7月1日
8	弁護士となる資格に係る認定の手続等に関する規則の一部を改正する省令	6.28	令和元年7月1日
9	債権管理回収業に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令	6.28	令和元年7月1日
10	出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する省令	6.28	令和元年7月1日
11	供託規則の一部を改正する省令	6.28	令和元年7月1日
12	商業登記規則の一部を改正する省令	6.28	令和元年7月1日
13	動産・債権譲渡登記規則の一部を改正する省令	6.28	令和元年7月1日
14	電子公告規則の一部を改正する省令	6.28	令和元年7月1日
15	公証人法施行規則の一部を改正する省令	6.28	令和元年7月1日
16	公証人手数料令第25条の横書の証書の様式及び証書の枚数の計算方法を定める省令の一部を改正する省令	6.28	令和元年7月1日
17	指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令の一部を改正する省令	6.28	令和元年7月1日
18	証人等の被害についての給付に関する法律施行規則等の一部を改正する省令	6.28	令和元年7月1日
19	後見登記等に関する省令の一部を改正する省令	7. 1	令和元年7月1日
20	戸籍法施行規則等の一部を改正する省令	7. 1	令和元年7月1日
21	無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令	7. 1	令和元年7月1日

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日
22	電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則の一部を改正する省令	7. 1	令和元年 7 月 1 日
23	不動産登記規則の一部を改正する省令	7. 1	令和元年 7 月 1 日
24	出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令	7. 1	令和元年 7 月 24 日
25	更生保護事業法施行規則の一部を改正する省令	7. 1	令和元年 7 月 1 日
26	法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部を改正する省令	7.16	令和元年10月15日
27	出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令	7.23	出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（令和元年法務省令第24号）の施行の日（令和元年 7 月 24 日）
28	更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令	8. 2	公布の日
29	出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令	8.20	令和元年 9 月 14 日
30	更生保護事業法施行規則の一部を改正する省令	9. 6	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和元年 9 月 14 日）
31	保護司の選考に関する規則の一部を改正する省令	9. 9	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和元年 9 月 14 日）

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日
32	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令	9.13	令和元年9月14日
33	債権管理回収業に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令	9.13	令和元年9月14日
34	司法書士法施行規則及び土地家屋調査士法施行規則の一部を改正する省令	9.13	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和元年9月14日）
35	商業登記規則の一部を改正する省令	9.17	令和元年10月1日
36	供託規則の一部を改正する省令	9.17	令和元年10月1日
37	警察拘禁費用償還規則の一部を改正する省令	9.30	令和元年10月1日
38	保護司実費弁償金支給規則の一部を改正する省令	9.30	令和元年10月1日
39	刑の執行の免除の出願に関する臨時特例に関する省令	10.22	公布の日
40	刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令	11.19	道路交通法の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和元年12月1日）
41	不動産登記規則の一部を改正する省令	11.22	道路交通法の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和元年12月1日）
42	表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律施行規則	11.22	法の施行の日（令和元年11月22日）

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日
43	法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令	12.13	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年12月16日）
44	不動産登記規則の一部を改正する省令	12.13	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年12月16日）
45	出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令	12.13	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年12月16日）

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日
46	商業登記規則及び一般社団法人等登記規則の一部を改正する省令	12.13	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年12月16日）
47	動産・債権譲渡登記規則の一部を改正する省令	12.13	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年12月16日）
48	供託規則の一部を改正する省令	12.13	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年12月16日）

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日
49	電子公告規則の一部を改正する省令	12.13	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年12月16日）
50	沖縄弁護士に関する政令第4条第1項第2号に規定する法務省令で定める者を定める省令	12.13	令和元年12月14日
51	任意後見契約に関する法律第3条の規定による証書の様式に関する省令の一部を改正する省令	12.16	公布の日
52	戸籍法施行規則の一部を改正する省令	12.16	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年12月16日）

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日	
53	後見登記等に関する省令の一部を改正する省令	12.16	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年12月16日）	
54	会社計算規則の一部を改正する省令	12.27		公布の日
(共同府・省令)				
総務省1 法務省	住民基本台帳法施行令第30条の30及び出入国管理及び難民認定法施行令第6条第3項等に規定する通知の方法を定める省令の一部を改正する省令	3.15	平成31年4月1日	
法務省1 厚生労働省	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令	3.15	平成31年4月1日	
法務省1 厚生労働省	出生証明書の様式等を定める省令の一部を改正する省令	5.7	公布の日	
内閣府1 法務省	法務省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令	3.15	公布の日	
法務省2 厚生労働省	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令	3.26	平成31年4月1日	

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日
総務省1 法務省	住民基本台帳法施行令第30条の30及び出入国管理及び難民認定法施行令第8条第3項に規定する通知の方法を定める省令の一部を改正する省令	5.15	住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第152号）の施行の日（令和元年11月5日）
法務省1 農林水産省	家畜商営業保証金規則の一部を改正する省令	5. 7	公布の日
内閣府1 復興庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省	東日本大震災復興特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令	6.28	不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年7月1日）

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日
内閣府1 公正取引 委員会 個人情報 保護委員会 総務省 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 原子力規制 委員会	生産性向上特別措置法施行規則の一部を 改正する命令	6.24	不正競争防止法等の一部 を改正する法律の施行の 日（令和元年7月1日）
内閣府1 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省	水銀含有再生資源の管理に関する命令及 び水銀による環境の汚染の防止に関する 法律の規定に基づく立入検査等をする職 員の携帯する身分を示す証明書の様式を 定める命令の一部を改正する命令	6.28	公布の日

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日
内閣府1 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	犯罪による収益の移転防止に関する法律 施行規則の一部を改正する命令	6.21	令和元年7月1日
内閣府1 総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	認可特定保険業者等に関する命令の一部 を改正する命令	6.24	不正競争防止法等の一部 を改正する法律の施行の 日（令和元年7月1日）
内閣府1 法務省	社債、株式等の振替に関する命令の一部を 改正する命令	6.20	戸籍法の一部を改正する 法律の施行の日（令和元 年6月20日）
内閣府2 法務省	外国保険会社等供託金規則等の一部を改 正する命令	6.24	不正競争防止法等の一部 を改正する法律の施行の 日（令和元年7月1日）
内閣府1 法務省 財務省	特別振替機関の監督に関する命令の一部 を改正する命令	6.24	不正競争防止法等の一部 を改正する法律の施行の 日（令和元年7月1日）

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日
総務省2 法務省	戸籍の附票の写しの交付に関する省令等の一部を改正する省令	6.12	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和元年12月16日）
総務省1 法務省 経済産業省	電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令	6.26	不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年7月1日）
法務省1 財務省	輸出差止申立て等又は輸入差止申立て等に係る損害賠償供託金に関する規則の一部を改正する省令	6.28	令和元年7月1日
法務省2 厚生労働省	有料職業紹介事業保証金規則の廃止等に関する省令の一部を改正する省令	6.27	不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年7月1日）
法務省3 厚生労働省	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令	6.28	令和元年7月1日
法務省2 農林水産省	家畜商営業保証金規則の一部を改正する省令	6.27	不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年7月1日）
法務省1 経済産業省	許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則及び割賦販売法の一部を改正する法律附則第5条第3項の規定による営業保証金の取戻し等に関する省令の一部を改正する省令	6.26	不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年7月1日）

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日
法務省1 国土交通省	不正競争防止法等の一部を改正する法律 の施行に伴う法務省・国土交通省関係省 令の整理に関する省令	6.28	不正競争防止法等の一部 を改正する法律の施行の 日（令和元年7月1日）
内閣府2 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省	フロン類算定漏えい量等の報告等に関す る命令の一部を改正する命令	7. 1	不正競争防止法等の一部 を改正する法律の施行の 日（令和元年7月1日）
法務省4 厚生労働省	外国人の技能実習の適正な実施及び技能 実習生の保護に関する法律施行規則の一 部を改正する省令	9. 6	公布の日
法務省5 厚生労働省	外国人の技能実習の適正な実施及び技能 実習生の保護に関する法律施行規則の一 部を改正する省令	9.13	成年被後見人等の権利の 制限に係る措置の適正化 等を図るための関係法律 の整備に関する法律（令 和元年法律第37号）附則 第1条本文に規定する日

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日
内閣府3 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省	温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令	10.10	公布の日
内閣府2 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令	10.18	公布の日
内閣府3 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令	11. 8	道路交通法の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和元年12月1日）

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日
内閣府2 総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	許可特定保険業者等に関する命令の一部 を改正する命令	11.21	成年被後見人等の権利の 制限に係る措置の適正化 等を図るための関係法律 の整備に関する法律附則 第1条第2号に掲げる規 定の施行の日（令和元年 12月14日）
内閣府3 法務省	一般振替機関の監督に関する命令及び電 子記録債権法施行規則の一部を改正する 命令	11.21	成年被後見人等の権利の 制限に係る措置の適正化 等を図るための関係法律 の整備に関する法律附則 第1条第2号に掲げる規 定の施行の日（令和元年 12月14日）
内閣府2 法務省 財務省	特別振替機関の監督に関する命令の一部 を改正する命令	11.21	成年被後見人等の権利の 制限に係る措置の適正化 等を図るための関係法律 の整備に関する法律附則 第1条第2号に掲げる規 定の施行の日（令和元年 12月14日）
法務省6 厚生労働省	外国人の技能実習の適正な実施及び技能 実習生の保護に関する法律施行規則の一 部を改正する省令	11. 8	公布の日

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日
内閣府1 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 原子力規制 委員会 防衛省	関係行政機関が所管する法令に係る行政 手続等における情報通信の技術の利用に 関する法律施行規則の一部を改正する命 令	12.13	情報通信技術の活用によ る行政手続等に係る関係 者の利便性の向上並びに 行政運営の簡素化及び効 率化を図るための行政手 続等における情報通信の 技術の利用に関する法律 等の一部を改正する法律 の施行の日（令和元年12 月16日）
内閣府4 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省	温室効果ガス算定排出量等の報告等に関 する命令及びフロン類算定漏えい量等の 報告等に関する命令の一部を改正する命 令	12.16	情報通信技術の活用によ る行政手続等に係る関係 者の利便性の向上並びに 行政運営の簡素化及び効 率化を図るための行政手 続等における情報通信の 技術の利用に関する法律 等の一部を改正する法律 の施行の日（令和元年12 月16日）

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日
内閣府4 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令	12.13	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年12月16日）
総務省3 法務省	戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令の一部を改正する省令	12.13	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年12月16日）

5 令和元年主要訓令等一覧

(法務省訓令)

訓令 番号	題 名	月 日	施行年月日
1	上陸審判規程の一部を改正する訓令	3.27	31. 4. 1
2	検察庁事務章程の一部を改正する訓令	3.29	31. 4. 1
3	主任審査官，特別審理官，難民調査官，意見の聴取を行わせる入国審査官及び意見の聴取を行わせる難民調査官を指定する訓令の全部を改正する訓令	4. 1	31. 4. 1

(法務大臣訓令)

題 名 又 は 件 名	月日	記号番号	施行年月日
(秘書課)			
1 法務省特定秘密保護規程の一部を改正する訓令	3.29	秘総訓 1	31. 4. 1
2 法務省行政文書取扱規則の一部を改正する訓令	3.29	秘法訓 2	31. 4. 1
3 法務省公印規程の一部を改正する訓令	3.29	秘文訓 1	31. 4. 1
4 法務省行政文書管理規則の一部を改正する訓令	3.29	秘文訓 2	31. 4. 1
5 法務省の保有する個人情報の保護に係る権限又は事務の委任に関する訓令の一部を改正する訓令	3.29	秘個訓 1	31. 4. 1
6 法務省保有個人情報等保護管理規程の一部を改正する訓令	3.29	秘個訓 2	31. 4. 1
7 法務省の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の委任に関する訓令の一部を改正する訓令	4. 1	秘公訓 1	31. 4. 1
8 法務省特定秘密保護規程の一部を改正する訓令	12.10	秘総訓 1	元 .12.11

題 名 又 は 件 名	月日	記号番号	施行年月日
(人事課)			
1 法務省定員細則の一部を改正する訓令	3.29	人定訓 1	31. 4. 1
2 法務省人事評価実施規定の一部を改正する訓令	3.29	人服訓 3	31. 4. 1
3 法務省に勤務する職員の勤務時間に関する訓令の一部を改正する訓令	10. 7	人服訓 1	31.10. 7
4 贈与等報告書の閲覧手続等に関する訓令の一部を改正する訓令	12.23	人服訓 2	31.12.23
(会計課)			
1 出入国在留管理庁会計事務章程を定める訓令	3.29	会 訓 3	31. 4. 1
2 少年院会計事務章程等の一部を改正する訓令	3.29	会 訓 4	31. 4. 1
3 検察庁会計事務章程等の一部を改正する訓令	6.27	会 訓 1	元 . 7. 1
4 法務省所管契約事務取扱規程の一部を改正する訓令	7. 3	会 訓 2	元 . 7.16
5 法務省所管物品管理事務取扱規程の一部を改正する訓令	8.30	会 訓 3	元 . 9. 2
(施設課)			
1 法務省所管国有財産事務取扱規程の一部を改正する訓令	3. 7	施 訓 1	31. 4. 1
2 法務省所管工事取扱規程の一部を改正する訓令	6.28	施 訓 1	元 . 7. 1
(厚生管理官)			
1 法務省職員健康安全管理規程の一部を改正する訓令	3.29	厚 訓 1	31. 4. 1

題 名 又 は 件 名	月日	記号番号	施行年月日
2 法務省職員に対する児童手当及び児童手当法附則第2条第1項の給付の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する訓令の一部を改正する訓令	3.29	厚 訓 2	31. 4. 1
3 法務省職員健康管理規程の一部を改正する訓令 (刑事局)	5.10	厚 訓 1	元 . 5.10
1 統括捜査官の配置に関する規程の一部を改正する訓令	3.29	刑総訓 1	31. 4. 1
2 統括検務官の配置に関する規程の一部を改正する訓令	3.29	刑総訓 2	31. 4. 1
3 犯罪捜査のための通信傍受に関する規程の一部を改正する訓令	4.19	刑総訓 3	31. 6. 1
4 徴収事務規程の一部を改正する訓令	4.24	刑総訓 4	31. 5. 1
5 事件事務規程等の一部を改正する訓令 (矯正局)	6.28	刑総訓 6	元 . 7. 1
1 受刑者等の作業に関する訓令の一部を改正する訓令	3.29	矯成訓 4	31. 4. 1
2 統括矯正処遇官の配置等に関する訓令の一部を改正する訓令	3.29	矯総訓 1	31. 4. 1
3 少年院及び少年鑑別所における統括専門官の配置等に関する訓令の一部を改正する訓令	3.29	矯総訓 2	31. 4. 1
4 非行及び犯罪の防止に関する援助に関する訓令の一部を改正する訓令	3.29	矯少訓 1	31. 4. 1
5 矯正護身術術技検定規則の一部を改正する訓令	4. 1	矯成訓 1	31. 4. 1
6 矯正施設警備救援規程の一部を改正する訓令	4.25	矯成訓 6	31. 4.25
7 矯正緊急報告規程の一部を改正する訓令	4.25	矯成訓 7	31. 4.25

題 名 又 は 件 名	月日	記号番号	施行年月日
8 婦人補導院在院者又はその遺族に対する死亡手当金等の支給に関する訓令の一部を改正する訓令	5. 7	矯成訓 1	元 . 5. 7
9 在院者の死亡手当金等に関する訓令の一部を改正する訓令	5.13	矯少訓 1	元 . 5.13
10 矯正教育課程に関する訓令の一部を改正する訓令	5.15	矯少訓 2	元 . 5.31
11 矯正緊急報告規程等の一部を改正する訓令	7. 2	矯総訓 1	元 . 7. 2
12 矯正教育課程に関する訓令の一部を改正する訓令	8.19	矯少訓 3	元 . 9. 1
(保護局)			
1 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の規定による精神保健観察等に関する事務規程の一部を改正する訓令	6.20	保総訓 71	元 . 7. 1
2 恩赦上申事務規程及び国際受刑者移送法第25条に定める共助刑の執行の減軽又は免除に関する上申事務規程の一部を改正する訓令	6.24	保総訓 1	元 . 7. 1

(出入国在留管理庁長官訓令)

題 名 又 は 件 名	月日	記号番号	施行年月日
(出入国在留管理庁)			
1 出入国在留管理庁保有個人情報等保護管理規程	4. 1	総 訓 10	31. 4. 1
2 出入国在留管理庁本庁個人情報保護窓口設置要綱	4. 1	総 訓 11	31. 4. 1
3 出入国在留管理庁本庁情報公開窓口設置要綱	4. 1	総 訓 12	31. 4. 1
4 公文書等の閲覧に関する訓令	4. 1	総 訓 13	31. 4. 1
5 出入国在留管理庁の保有する個人情報の保護に係る権限又は事務の委任に関する訓令	4. 1	総 訓 14	31. 4. 1

題 名 又 は 件 名	月日	記号番号	施行年月日
6 出入国在留管理庁の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の委任に関する訓令	4. 1	総 訓 15	31. 4. 1
7 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律に係る法務省及び厚生労働省における行政不服審査法に基づく審理員の指名に関する訓令の一部を改正する訓令	4.22	管 訓 1	31. 4.22
8 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律に係る出入国在留管理庁及び厚生労働省における行政不服審査法に基づく審理員の指名に関する訓令	4.22	管 訓 3	31. 4.22

6 令和元年主要通達等一覧

題 名 又 は 件 名	月 日	記号番号	備 考
(秘書課)			
1 共有フォルダにおける行政文書の体系的保存及び名称付与標準化について	2.26	秘文 2	秘書課長通知
2 法務省行政文書管理規則運用細則の一部改正について	3.29	秘文 12	官房長通達
3 法務省秘密文書管理要領の一部改正について	3.29	秘文 13	官房長通達
4 「文書管理システムの運用管理について」の一部改正について	3.29	秘文 14	官房長通達
5 「文書管理システムと職員認証サービスとの連携について」の一部改正について	3.29	秘文 15	秘書課長通知
6 法務省行政文書取扱規則実施細則の一部改正について	3.29	秘法 1	秘書課長通知
7 文書搬送設備の取扱いについて	4. 1	秘文 16	秘書課長通知
8 法務省における公文書管理に関する通報窓口の設置について	4. 1	秘文 17	官房長通知
9 閲覧目録の作成について	4. 1	秘公 17	秘書課長通知
10 法務省情報公開事務取扱要領の全部改正について	4. 1	秘公 18	秘書課長通知
11 法務省保有個人情報管理委員会設置要綱の一部改正について	4. 1	秘個 6	官房長通知
12 行政機関個人情報保護法開示請求等事務処理の手引の送付についての一部改正について	4. 1	秘個 7	秘書課長通知
13 法務省における行政機関非識別加工情報の提供に関する手引の一部改正について	4. 1	秘個 8	秘書課長通知
14 「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」(平成31年3月25日付け内閣総理大臣決定)について	4.26	秘文 23	公文書監理官通知
15 法務省保有個人情報等保護管理規程解説の一部改正について	5. 8	秘個 1	官房長通知

題 名 又 は 件 名	月 日	記号番号	備 考
16 「共有フォルダにおける行政文書の電子的管理に関するマニュアル」及び「電子メールの選別及び保存の手順について」について	9.19	秘文 7	秘書課長通知
17 行政文書ファイル等の紛失等が発生した場合の報告について (人事課)	10.28	秘文 10	秘書課長依命通知
1 「非常勤職員及び職員以外の者に係る旅費支給上の職務又は職務の級について」の一部改正について	2. 5	人給 32	人事課長依命通知
2 「統一地方選挙における国家公務員の服務規律の確保について」及び「統一地方選挙に際しての職員の政治的行為の制限に関する違反防止について」について	2.28	人服 53	人事課長依命通知
3 「地方検察庁における宿直勤務について」の一部改正について	3.29	人服 107	人事課長依命通達
4 「矯正施設における監督当直勤務及び副監督当直勤務について」の一部改正について	3.29	人服 108	人事課長依命通達
5 「矯正施設における保安事務当直勤務について」の一部改正について	3.29	人服 109	人事課長依命通達
6 「矯正施設における医師当直勤務について」の一部改正について	3.29	人服 110	人事課長依命通達
7 職員の退職管理について	3.29	人服 111	人事課長通知
8 本省内部部局の職員の配置定員について	3.29	人定 14	人事課長依命通達
9 法務局及び地方法務局の職員の配置定員について	3.29	人定 15	人事課長依命通達
10 検察庁の職員の配置定員について	3.29	人定 16	人事課長依命通達
11 矯正研修所の職員の配置定員について	3.29	人定 17	人事課長依命通達
12 地方更生保護委員会の職員の配置定員について	3.29	人定 18	人事課長依命通達

題 名 又 は 件 名	月 日	記号番号	備 考
13 保護観察所の職員の配置定員について	3. 29	人定 19	人事課長依命通達
14 矯正管区の職員の配置定員について	3. 29	人定 20	人事課長依命通達
15 刑務所、少年刑務所及び拘置所の職員の配置定員について	3. 29	人定 21	人事課長依命通達
16 少年院の職員の配置定員について	3. 29	人定 22	人事課長依命通達
17 少年鑑別所の職員の配置定員について	3. 29	人定 23	人事課長依命通達
18 「法務省に置かれる官職の属する職制上の段階等について」の一部改正について	4. 1	人企 59	事務次官依命通達
19 一般職の職員の給与に関する法律に定める法務大臣の権限の委任について	4. 1	人給 51	人事課長依命通達
20 人事院規則 9－80（扶養手当）、人事院規則 9－54（住居手当）、人事院規則 9－24（通勤手当）及び人事院規則 9－89（単身赴任手当）に定める法務大臣の権限の委任について	4. 1	人給 52	人事課長依命通達
21 勤務時間管理員、給与事務担当者及び人事事務担当者の指名について	4. 1	人給 53	人事課長依命通達
22 勤勉手当の支給について	4. 1	人給 54	人事課長依命通達
23 「人事院規則 9－80（扶養手当）、人事院規則 9－54（住居手当）、人事院規則 9－24（通勤手当）及び人事院規則 9－89（単身赴任手当）に定める法務大臣の権限の委任について」の一部改正について	4. 1	人給 55	人事課長依命通達
24 「期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正について	4. 1	人給 56	人事課長依命通達
25 「期末手当及び勤勉手当の支給の一時差止処分について」の一部改正について	4. 1	人給 57	人事課長依命通達
26 「定年前早期退職について」の一部改正について	4. 1	人給 58	人事課長依命通達

題 名 又 は 件 名	月 日	記号番号	備 考
27 「退職手当の支給制限等について」の一部改正について	4. 1	人給 60	人事課長依命通達
28 「非常勤職員及び職員以外の者に係る旅費支給上の職務又は職務の級について」の一部改正について	4. 1	人給 61	人事課長依命通知
29 「職員の兼業等について」の一部改正について	4. 1	人服 118	人事課長通知
30 「職員のサービスの宣誓について」の一部改正について	4. 1	人服 117	人事課長依命通達
31 「級別定数の運用並びに初任給, 昇格, 昇給等の取扱いについて」の一部改正について	4.10	人給 81	人事課長依命通達
32 「研修による昇給について」の一部改正について	4.17	人給 94	人事課長通知
33 「法務省におけるハラスメントの防止等について」の一部改正について	4.17	人服 126	事務次官依命通達
34 「人事院規則 8 - 12 (職員の任免) 第 7 条第 2 項の規定に基づく官職の指定等について」の一部改正について	4.18	人任 121	人事課長通知
35 「期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正について	5.13	人給 9	人事課長依命通達
36 「級別定数の運用並びに初任給, 昇格, 昇給等の取扱いについて」の一部改正について	6. 4	人給 33	人事課長依命通達
37 「参議院議員通常選挙における国家公務員の服務規律の確保について」及び「参議院議員選挙に通常選挙に際しての職員の政治的行為の制限に関する違反防止について」について	6. 4	人服 60	人事課長依命通知
38 「人事統計報告の取扱いについて」の一部改正について	7. 9	人給 59	人事課長依命通達
39 人事評価における能力・実績主義の更なる徹底に向けた取組について	8. 8	人服 125	人事課長依命通知

題 名 又 は 件 名	月 日	記号番号	備 考
40 「超過勤務による疲労蓄積防止，業務の都合及びその他ワークライフバランス推進のための早出遅出勤務について」の一部改正について	10. 7	人服 168	人事課長依命通達
41 令和元年台風第19号の被害に伴う職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について	10.21	人服 180	人事課長依命通達
42 障害者の障害特性に応じた採用を丁寧に進めるための募集及び能力実証等に係る留意点について	10.21	人任 152	人事課長通知
43 「期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正について	11.22	人給 139	人事課長依命通達
44 給与法等の改正に伴う差額の支給等について	11.29	人給 145	人事課長依命通達
45 年末年始における綱紀の厳正な保持について	12.18	人服 262	事務次官通知
46 「職員の職務に係る倫理の保持について」の一部改正について	12.23	人服 264	事務次官通達
47 「任用関係の承認申請等の手続について」の一部改正について	12.24	人任 185	人事課長通知
(会計課)			
1 「政府調達に関する苦情処理体制の整備について」の一部改正について	1.10	会 85	会計課長通知
2 官公需発注に起因した業務による受注者の長時間労働の防止について	1.24	会 215	会計課長依命通知
3 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令の施行について	1.31	会 280	会計課長通知
4 「政府調達に関する苦情処理体制の整備について」の一部改正について	2. 7	会 314	会計課長通知
5 「政府調達に関する協定」等に基づく入札公告等の官報掲載方法の一部変更について	2. 7	会 315	会計課長通知

題 名 又 は 件 名	月 日	記号番号	備 考
6 平成31年度歳入・歳出予算科目区分の説明について	3.26	会 891	会計課長依命通達
7 「会計経理に係る行政文書の保存期間基準例」の一部改正について	4. 2	会 1078	会計課長・施設課長通達
8 法務省の計算証明に関する指定の一部改正について	4. 8	会 1104	会計課長依命通達
9 改元に伴う会計事務の取扱いについて	4. 9	会 1130	会計課長通知
10 公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証に係る公共工事の代価の前金払について	4.18	会 1213	会計課長依命通知
11 「平成31年度における法務省の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」の策定及び同方針の運用について	5. 9	会 25	会計課長依命通知
12 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱の一部改正について	5.27	会 136	会計課長通知
13 法務省の計算証明に関する指定の一部改正について	6.18	会 275	会計課長依命通達
14 「現金若しくは物品等の亡失等の事故又は予算執行職員の義務違反があった場合の法務大臣に対する報告について」等の一部改正について	6.27	会 343	会計課長通達
15 長時間労働につながる商慣行改善に向けた要請について	7. 8	会 430	会計課長通知
16 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱の一部改正について	7.22	会 520	会計課長通知
17 「令和元年度における法務省の中小企業者に関する契約の方針」の策定及び同方針の運用について	10.30	会 1204	会計課長・施設課長依命通知

題 名 又 は 件 名	月 日	記号番号	備 考
18 令和元年10月11日から同月14日までの間の暴風雨及び豪雨による災害により被災した地域の中小企業・小規模事業者に対する官公需における配慮について	11.15	会 1333	会計課長・施設課長依命通知
19 「会計事務職員研修及び会計事務職員契約管理研修の研修生候補者の推薦について」の一部改正について	12.17	会 1576	会計課長通達
(国際課)			
1 数次往復用公用旅券の保管、有効期間の管理及び返納について	7. 1	国 126	国際課長通知
(施設課)			
1 「工事等の入札及び契約に係る不正行為等に対する措置について」の一部改正について	4. 1	施 1341	会計課長・施設課長依命通達
2 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う工事請負契約等の取扱いについて	4.10	施 1762	施設課長通知
3 「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」等の一部改正について	6.28	施 346	施設課長通達
4 「使用承認を受け使用中の国有財産につき法務省所管の経費をもって工事を施した場合の取扱いについて」等の一部改正について	6.28	施 347	施設課長通知
5 「予算決算及び会計令第85条の基準等の取扱いについて」の一部改正について	7. 3	施 408	会計課長・施設課長依命通達
6 「予算決算及び会計令第85条の基準等の取扱いの運用について」の一部改正について	7. 3	施 409	会計課長・施設課長通知

題 名 又 は 件 名	月 日	記号番号	備 考
7 「『工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）』の運用について」の一部改正について	9.20	施 853	施設課長通知
8 「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」の一部改正について	9.20	施 854	施設課長通知
9 「法務省中長期施設整備構想の改定について（通知）」について	11.14	施 1161	事務次官通知
(厚生管理官)			
1 「法務省職員健康安全管理規程の運用について」の一部改正について	3.29	厚 61	事務次官依命通達
2 「本省における健康管理担当者等の指名について」の一部改正について	3.29	厚 62	事務次官通達
3 「法務省職員健康安全管理規程の運用について」の一部改正について	5.10	厚 9	事務次官依命通達
(司法法制部)			
1 「保護統計符号表の制定について」の一部改正について	3.27	司司 151	司法法制部長通知
2 刑事統計符号表の一部改正について	3.27	司司 152	司法法制部長通知
3 「少年矯正統計符号表の制定について」の一部改正について	3.27	司司 154	司法法制部長通知
4 矯正統計符号表の一部改正について	3.28	司司 153	司法法制部長通知
5 「少年矯正統計調査要領の制定について」の一部改正について	4.23	司司 195	司法法制部長依命通達
6 「矯正統計調査要領の制定について」の一部改正について	4.26	司司 199	司法法制部長依命通達
7 保護統計調査要領の一部改正について	5.31	司司 2	司法法制部長依命通達
8 刑事統計調査要領の一部改正について	10.17	司司 237	司法法制部長依命通達
9 「少年矯正統計調査要領の制定について」の一部改正について	12.18	司司 322	司法法制部長依命通達

題 名 又 は 件 名	月 日	記号番号	備 考
10 「矯正統計調査要領の制定について」 の一部改正について (民事局)	12.18	司司 325	司法法制部長依命 通知
1 商業登記等事務取扱手続準則の一部 改正について	2.26	民商 10	民事局長通達
2 「供託規則の一部改正に伴う電子情 報処理組織による供託等に関する供託 事務の取扱いについて」及び「供託規 則の一部改正等に伴う供託事務の取扱 いについて」の一部改正について	3.25	民商 31	民事局長・大臣官 房会計課長通達
3 民法及び家事事件手続法の一部を改 正する法律の施行に伴う不動産登記事 務の取扱いについて	6.27	民二 68	民事局長通達
4 「休眠会社及び休眠一般法人整理等 作業実施要領」の一部改正について	9.17	民商 82	民事局長通達
5 表題部所有者不明土地の登記及び管 理の適正化に関する法律の施行に伴う 不動産登記事務の取扱いについて	11.21	民二 599	民事局長通達
6 不動産登記規則の一部を改正する省 令の施行に伴う筆界特定手続に関する 事務の取扱いについて (刑事局)	12.13	民二 663	民事局長通達
1 犯罪捜査のための通信傍受に関する 規定の運用について	4.19	刑総 473	刑事局長依命通達
2 「刑事訴訟法等の一部を改正する法 律」の施行について	4.26	刑制 30	刑事局長依命通達
3 復権令に基づく恩赦事務の取扱いに ついて (矯正局)	10.22	刑総 521	刑事局長依命通達
1 「刑事施設視察委員会に対する協力 等について」の一部改正について	3.19	矯総 827	矯正局長通達

題 名 又 は 件 名	月 日	記号番号	備 考
2 「少年院視察委員会に対する協力等について」の一部改正について	3.19	矯総 828	矯正局長通達
3 「少年鑑別所視察委員会に対する協力等について」の一部改正について	3.19	矯総 829	矯正局長通達
4 「管区外の少年院を指定すべき者の取扱いについて」の一部改正について	3.25	矯少 21	矯正局長通達
5 「被収容者の外部交通に関する訓令の運用について」の一部改正について	3.27	矯成 798	矯正局長依命通達
6 「被収容者の書籍等の閲覧に関する訓令の運用について」の一部改正について	3.27	矯成 799	矯正局長依命通達
7 「受刑者の集団編成に関する訓令の運用について」の一部改正について	3.28	矯成 820	矯正局長依命通達
8 「受刑者の移送について」の一部改正について	3.28	矯成 822	矯正局長依命通達
9 「矯正職員の任用・昇進等の基準について」の一部改正について	3.28	矯総 926	人事課長・矯正局長通達
10 「刑務作業の事務取扱いに関する訓令の運用について」の一部改正について	3.29	矯成 850	矯正局長依命通達
11 矯正就労支援情報センター室における就労支援等の実施について	3.29	矯成 853	矯正局長通達
12 「刑事施設の保安表彰に関する訓令の運用について」の一部改正について	3.29	矯成 844	矯正局長依命通達
13 「全国矯正職員剣道試合規則について」の一部改正について	3.29	矯成 857	矯正局長通達
14 「矯正施設文書取扱規程の実施細目について」の一部改正について	3.29	矯総 955	矯正局長依命通達
15 「武功功労者の昇進等について」の一部改正について	3.29	矯総 953	矯正局長通達
16 「在所者の書籍等の閲覧に関する訓令の運用について」の一部改正について	4.15	矯少 46	矯正局長依命通達
17 「在所者の外部交通に関する訓令の運用について」の一部改正について	4.15	矯少 47	矯正局長依命通達

題 名 又 は 件 名	月 日	記号番号	備 考
18 「在院者の外部交通に関する訓令の運用について」の一部改正について	4.15	矯少 48	矯正局長依命通達
19 「在院者の書籍等の閲覧に関する訓令の運用について」の一部改正について	4.15	矯少 49	矯正局長依命通達
20 「矯正施設警備救援規程の運用について」の一部改正について	4.25	矯成1057	矯正局長依命通達
21 特別機動警備隊の運用について	4.25	矯成1058	矯正局長依命通達
22 「矯正職員の研修に関する訓令の運用について」の一部改正について	5.21	矯総 202	矯正局長依命通達
23 「受刑者及び少年院在院者に対する就労支援の実施について」の一部改正について	6.10	矯成 339	矯正局長通達
24 主任副看守長について	6.19	矯総 576	事務次官通達
25 「刑務官の階級について」の一部改正について	6.19	矯総 577	矯正局長通達
26 「作業用主要機械の管理要領について」の一部改正について	6.28	矯総 736	会計課長・矯正局長通達
27 「国際受刑者移送法等に基づく受入移送及び送出移送の実施について」の一部改正について	7. 1	矯総 738	矯正局長・保護局長通達
28 「受刑者等の作業に関する訓令の運用について」等の一部改正について	7.16	矯総 878	矯正局長通達
29 「矯正施設収容中の者に対する国民年金制度に関する指導等について」の一部改正について	9.12	矯成1112	矯正局長通達
30 「法務省式心理検査の活用について」の一部改正について	12. 6	矯少 104	矯正局長通達
31 「家庭裁判所等の求めによる鑑別の実施に関する訓令の運用について」の一部改正について	12. 6	矯少 105	矯正局長依命通達

題 名 又 は 件 名	月 日	記号番号	備 考
(保護局)			
1 更生保護委託費の効率的かつ効果的な執行について	2.20	保更 10	総務課長, 更生保護振興課長, 観察課長通知
2 更生保護法人等に対する適正な指導監督について	3. 8	保更 20	更生保護振興課長通知
3 82条調査・調整の拡充の試行について	3.25	保観 8	保護局長通達
4 82条調査・調整の拡充の試行に関する通達の発出について	3.25	保観 9	保護局長通知
5 C F P 試行要領の一部改正について	3.27	保観 14	保護局長通達
6 薬物中間処遇の試行について	3.28	保観 16	保護局長通達
7 「保護司の安定的確保に関する基本的指針(改訂版)」及び「保護司の安定的確保のための10のアクションプラン」について	3.29	保更 41	保護局長通知
8 「医療観察事件事務の管理等について」の一部改正について	4.16	保総 114	保護局長通達
9 心神喪失者等医療観察法の規定による精神保健観察等における業務協力者謝金の支給手続について	4.23	保総 117	総務課長通知
10 「社会貢献活動実施要領の制定について」の全部改正について	5. 7	保観 29	保護局長通達
11 再犯防止対策の推進に向けた保護司活動に関する地方公共団体への協力依頼について	5. 8	保更 2	保護局長通達
12 恩赦上申事務規程の解説の送付について	6.11	保総 53	総務課長通知
13 国際受刑者移送法第25条に定める共助刑の執行の減軽又は免除に関する上申事務規程解説の送付について	6.11	保総 54	恩赦管理官通知
14 「更生保護法人の登記申請等について」の一部改正について	6.12	保更 38	更生保護振興課長通知

題 名 又 は 件 名	月 日	記号番号	備 考
15 「「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設出所者等に対する処遇の充実等について」の運用について」の一部改正について	6.12	保更 39	更生保護振興課長通知
16 「「フォローアップ事業の委託の実施について」の運用について」の一部改正について	6.12	保更 40	総務課長, 更生保護振興課長, 観察課長通知
17 「更生保護委託費支弁基準第6条の3の運用に関する留意事項について」の一部改正について	6.12	保更 41	総務課長, 更生保護振興課長通知
18 「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務の運用について」の一部改正について	6.24	保観 9	矯正局長, 保護局長依命通達
19 「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務の運用について」の一部改正に係る趣旨等について	6.24	保観 10	更生保護振興課長, 観察課長通知
20 「社会復帰調整官スーパーバイザー養成等研修実施要綱の制定について」の一部改正について	6.28	保総 78	保護局長通達
21 暴力防止プログラム（児童虐待防止版）試行要領の制定について	7.16	保観 23	保護局長通達
22 刑事施設を満期釈放される者の更生保護施設等での円滑な受入れのための釈放前の調整に関する取組の試行について	8.21	保観 35	矯正局長, 保護局長通達
23 即位の礼に当たり行う特別恩赦基準の運用について	10.22	保総 226	刑事局長, 矯正局長, 保護局長依命通達
24 即位の礼に当たり行う特別恩赦基準の事務処理について	10.22	保総 227	総務課長通知
25 即位の礼に当たり行う特別恩赦基準に関する解説の送付について	10.22	保総 228	総務課長通知

題 名 又 は 件 名	月 日	記号番号	備 考
26 新任の保護司候補者の推薦時における年齢制限にかかる例外規定の弾力的な運用について (人権擁護局)	12.25	保総 303	総務課長, 更生保護振興課長通知
1 平成31年度啓発活動重点目標及び強調事項について	2.25	権啓 32	人権擁護局長通達
2 インターネット上の不当な差別的言動に係る案の立件及び処理について	3. 8	権調 15	調査救済課長依命通知
3 児童虐待防止対策の抜本的強化について	3.27	権調 27	調査救済課長, 人権啓発課長通知
4 人権相談対応を支援する研修の実施について (通知)	4.22	権総 140	人権擁護局長, 全国人権擁護委員連合会会長通知
5 令和元年度「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」について	9.19	権啓 21	人権擁護局長通達
6 「第71回人権週間」について	10. 3	権啓 24	人権擁護局長通達
7 インターネット上の人権侵害情報による人権侵犯事件に関する処理方法について	10.16	権調 48	調査救済課長依命通知
(出入国在留管理庁)			
1 モルドバ外交・公用旅券所持者に対する査証免除措置に係る「入国・在留審査要領」の一部改正について	2.12	管在 907	入国管理局長通達
2 「入国・在留審査要領」の一部改正等について	2.15	管在1018	入国管理局長通達
3 「入国・在留審査要領」の一部改正について	2.18	管在1094	入国管理局長通達
4 エクアドル外交旅券所持者に対する査証免除措置に係る「入国・在留審査要領」の一部改正について	2.25	管在1255	入国管理局長通達
5 「入国・在留審査要領」の一部改正等について	3.22	管在1930	入国管理局長通達

題 名 又 は 件 名	月 日	記号番号	備 考
6 我が国とリトアニア共和国との間の ワーキング・ホリデー制度の導入に伴 う取扱いについて	3.26	管在2011	入国管理局長通達
7 上陸審判要領の一部改正について	3.27	管審1667	入国管理局長通達
8 上陸審判規程の一部を改正する訓令 の施行について	3.27	管審1670	入国管理局長通知
9 「入国・在留審査要領」の一部改正 について	3.27	管在2068	入国管理局長通達
10 本省への報告等の確実な履行の徹底 について	3.28	管総1198	入国管理局長通達
11 難民認定事務取扱要領の一部改正に ついて	3.29	管総1235	入国管理局長通達
12 「乗客予約記録（P N R）及び事前 旅客情報（A P I）運用要領」の一部 改正について	3.29	管情 580	入国管理局長通達
13 違反審判規程の一部を改正する訓令 の施行について	3.29	管審1671	入国管理局長通知
14 違反審判要領の一部改正について	3.29	管審1672	入国管理局長通達
15 「自動化ゲートシステム事務処理要 領」の一部改正について	3.29	管在2173	入国管理局長通達
16 出入国在留管理庁情報公開審査基準 について	4. 1	管総 27	出入国在留管理庁 長官通達
17 出入国在留管理庁における行政機関 個人情報保護法に基づく処分に係る審 査基準について	4. 1	管総 28	出入国在留管理庁 長官通達
18 出入国在留管理庁における保有個人 情報の開示方法に関する要領について	4. 1	管総 29	出入国在留管理庁 長官通達
19 教練実施要領について	4. 1	管警 1	出入国在留管理庁 次長通達
20 拳銃等の取扱いについて	4. 1	管警 2	出入国在留管理庁 次長通達
21 通常点検実施要領について	4. 1	管警 3	出入国在留管理庁 次長通達
22 違反調査要領の一部改正について	4. 1	管警 4	出入国在留管理庁 次長通達

題 名 又 は 件 名	月 日	記号番号	備 考
23 「入国・在留審査要領」の一部改正について	4.24	管管 150	出入国在留管理庁 長官通達
24 仮放免取扱要領の一部改正について	5.15	管警 10	出入国在留管理庁 長官通達
25 ボリビア外交・公用旅券所持者に対する査証免除措置に係る「入国・在留審査要領」の一部改正について	5.28	管入 288	出入国在留管理庁 長官通達
26 パラオ外交・公用旅券所持者に対する査証免除措置に係る「入国・在留審査要領」の一部改正について	6. 3	管入 411	出入国在留管理庁 長官通達
27 難民審査請求事務取扱要領の一部改正について	6.21	管入 271	出入国在留管理庁 長官通達
28 タイ王国 I C 一般旅券を所持して短期滞在の目的で入国するタイ人に対する査証免除措置の継続に係る「入国・在留審査要領」の一部改正について	6.28	管入 726	出入国在留管理庁 長官通達
29 「オンライン申請審査要領」の一部改正について	7.16	管管 380	出入国在留管理庁 長官通達
30 「自動化ゲートシステム事務処理要領」の一部改正について	7.19	管入1096	出入国在留管理庁 長官通達
31 「入国・在留審査要領」の一部改正等について	7.23	管入1186	出入国在留管理庁 長官通達
32 「オンライン申請審査要領」の一部改正について	8. 5	管管 726	出入国在留管理庁 長官通達
33 「入国・在留審査要領」の一部改正について	8.16	管管 909	出入国在留管理庁 長官通達
34 オマーン外交・公用旅券所持者に対する査証免除措置に係る「入国・在留審査要領」の一部改正について	8.16	管入1497	出入国在留管理庁 長官通達
35 「入国・在留審査要領」の一部改正等について	8.28	管入1680	出入国在留管理庁 長官通達
36 被收容者の指紋及び写真の取扱要領の一部改正について	8.29	管警 95	出入国在留管理庁 長官通達

題 名 又 は 件 名	月 日	記号番号	備 考
37 ナウル及びソロモン外交・公用旅券 所持者に対する査証免除措置に係る「入 国・在留審査要領」の一部改正につい て	9.27	管入2044	出入国在留管理庁 長官通達
38 「入国・在留審査要領」の一部改正 について	9.30	管管1775	出入国在留管理庁 長官通達
39 「自動化ゲートシステム事務処理要 領」の一部改正について	11.12	管入2490	出入国在留管理庁 長官通達
40 「入国・在留審査要領」の一部改正 について	11.29	管管2879	出入国在留管理庁 長官通達
41 「入国・在留審査要領」の一部改正 について	12.12	管管3181	出入国在留管理庁 長官通達
42 「オンライン申請審査要領」の一部 改正について	12.16	管管3202	出入国在留管理庁 長官通達
43 違反審判要領の一部改正について	12.25	管審1709	出入国在留管理庁 長官通達

7 令和元年法務省主要行事等一覧

行 事 等 の 名 称	実 施 月 日
(秘書課)	
(会 同)	
検察長官会同	2.20・21
検事長会同	2.19, 7.2, 11.19
(式 典)	
春の叙勲による勲章伝達式	5.24
第32回危険業務従事者叙勲による勲章伝達式	5.28
春の藍綬褒章及び黄綬褒章伝達式	5.30
秋の叙勲による勲章伝達式	12.11
第33回危険業務従事者叙勲による勲章伝達式	12.13
秋の藍綬褒章及び黄綬褒章伝達式	12.17
(人事課)	
司法試験	5.15・16・18・19
司法試験予備試験短答式試験	5.19
法務省専門職員（人間科学）採用試験	6.9, 7.9～12
副検事の選考筆記試験	7.8
検察官特別考試筆記試験	7.9～7.11
司法試験予備試験論文式試験	7.14・15
刑務官採用試験	9.15, 10.17～23
副検事の選考口述試験	10.4
司法試験予備試験口述試験	10.26・27
(会計課)	
少年施設予算担当課長等会同	6.6
法務局・地方法務局会計課長会同	6.7
地方出入国在留管理局・入国者収容所総務課長・会計課長 会同	6.10
地方更生保護委員会事務局総務課長・会計課長及び保護観 察所企画調整課長会同	6.11
検察庁会計課長会同	6.12

行 事 等 の 名 称	実 施 月 日
(施設課)	
第8回アジア矯正建築会議	10.28～11.1
(民事局)	
法務局長事務打合せ会	1.16・17
法務局・地方法務局会計課長会同	6.6・7
法務局長・地方法務局長会同	6.20・21
法務局・地方法務局首席登記官会同	9.25
法務局・地方法務局次長会同	9.27
法務局総務・民事行政部長会同	10.2・3
法務局・地方法務局戸籍・国籍課長会同	10.8
法務局民事行政調査官事務打合せ会	10.18
法務局・地方法務局庶務・職員・総務課長会同	10.25
法務局長事務打合せ会	12.4・5
(刑事局)	
司法修習生指導担当検事協議会	1.18
検察長官会同	2.20・21
副検事会同	3.7
検察庁会計課長会同	6.12
検察庁事務局長会同	6.18
公判担当検事会同	7.10
令和元年度検察官・国税査察官合同中央協議会	9.5・6
全国財政経済係検事会同	10.3
全国次席検事会同	10.31・11.1
令和元年度検察官・国税査察官合同地方協議会（第1回）	11.13・14
検務実務家会同	11.14
令和元年度検察官・国税査察官合同地方協議会（第2回）	12.5・6
高等検察庁事務局長協議会	12.17
(矯正局)	
(会 同)	
矯正管区長等協議会	1.11
矯正管区長等協議会	5.31

行 事 等 の 名 称	実 施 月 日
少年施設予算担当課長等会同	6.6
刑事施設長会同	6.3・4
少年院長会同	6.19
女子刑事施設協議会	7.4・5
少年鑑別所長会同	7.11
被収容者処遇対策協議会	7.18
少年院処遇問題協議会	10.7
矯正管区長等協議会	10.11
鑑別・観護処遇・地域援助協議会	10.16
矯正医療対策協議会	10.23
矯正管区第二部長等協議会	10.29
矯正管区第三部長等協議会	11.12・13
矯正管区首席管区監査官等協議会	11.7・8
矯正管区第一部長等協議会	12.2・3
(その他)	
全国刑務所作業製品展示即売会(第59回全国矯正展)	5.31・6.1
矯正施設所在自治体会議設立総会	6.12
(保護局)	
(会 同)	
地方更生保護委員会事務局長協議会	4.19
地方更生保護委員会事務局総務課長・会計課長及び保護観 察所企画調整課長会同	6.11
地方更生保護委員会委員長・保護観察所長会同	6.27・28
地方更生保護委員会委員長会同	6.28
地方更生保護委員会委員長会同	10.16・17
地方更生保護委員会事務局首席・統括審査官等及び保護観 察所首席・統括保護観察官会同	11.8
地方更生保護委員会事務局長会同	11.13・14
(その他)	
平成30年度医療観察制度中央連絡協議会	1.17
平成30年度地方保護司連盟及び保護司会連合会会長等協議 会	2.19

行 事 等 の 名 称	実 施 月 日
平成31年度地方保護司連盟及び保護司会連合会会長等協議会	5.23
保護司特別功労章授与式	5.23
第56回“日本更生保護女性の集い”	6.13
平成31年度地方更生保護委員会新任委員セミナー	6.18・19
更生保護制度施行70周年記念全国大会	10.7
令和元年度更生保護女性会員中央研修	10.23・24
第60回BBS会員中央研修会	11.23・24
(人権擁護局)	
平成30年度人権シンポジウム「インターネットと人権 ～あなたの子どもを加害者にさせないために」(横浜市)	1.19
全国一斉「子どもの人権110番」強化週間	8.29～9.4
ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」(静岡市)	8.31
人権擁護委員に対する法務大臣表彰式	10.28
令和元年度人権シンポジウム「震災と人権 人権的観点から被災者支援・避難所運営を考える」(札幌市)	9.29
人権シンポジウム「企業と人権～いま、企業に求められるもの～」(東京都中央区)	10.29
全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間	11.18～24
第71回人権週間	12.4～10
令和元年度北朝鮮人権侵害問題啓発週間	12.10～16
政府主催国際シンポジウム「グローバルな課題としての拉致問題の解決に向けた国際連携」(東京都千代田区)	12.14
(出入国在留管理庁)	
地方出入国在留管理局・入国者収容所総務課長・会計課長会同	6.10
地方出入国在留管理局長・入国者収容所長会同	6.25
地方出入国在留管理局審査監理官・首席審査官会同	10.3～4
地方出入国在留管理局・入国者収容所警備監理官・首席入国警備官会同	11.13

8 令和元年法務省主要人事一覧

職 名	平成31年1月1日現在	令和元年12月31日までの異動
本 省		
法 務 大 臣	山 下 貴 司	森 まさこ (元.10.31)
法 務 副 大 臣	平 口 洋	義 家 弘 介 (元. 9.13)
大 臣 政 務 官	門 山 宏 哲	宮 崎 政 久 (元. 9.13)
事 務 次 官	黒 川 弘 務	辻 裕 教 (31. 1.18)
官 房 長	小 山 太 士	川 原 隆 司 (31. 1.18)
官房政策立案総括審議官	金 子 修	西 山 卓 爾 (31. 1.18)
官房公文書監理官	(31.4.1組織改編により新設)	椿 百合子 (31. 4. 1)
官房サイバーセキュリティ・情報化審議官	今 福 章 二	古 田 康 輔 (31. 1.18)
官 房 審 議 官	山 内 由 光	
官 房 審 議 官	筒 井 健 夫	竹 内 努 (元. 7.16)
官 房 審 議 官	加 藤 俊 治	保 坂 和 人 (31. 1.18)
官 房 審 議 官	西 山 卓 爾	石 井 隆 (31. 1.18)
官 房 審 議 官	清 野 正 彦	
官 房 審 議 官	大 橋 哲	
官 房 審 議 官	佐々木 聖 子	(31.4.1組織改編により廃止)
官 房 参 事 官	大 原 義 宏	深 野 友 裕 (31. 1.18)
官 房 参 事 官	竹 林 俊 憲	
官 房 参 事 官	是 木 誠	
官 房 参 事 官	初 又 且 敏	関 善 貴 (31. 4.15)
官 房 参 事 官	内 野 宗 揮	
官 房 参 事 官	古 宮 久 枝	
官 房 参 事 官	澁 谷 勝 海	日 暮 直 子 (31. 4. 1)
官 房 参 事 官	花 村 博 文	(31.4.1組織改編により廃止)

職 名	平成31年 1 月 1 日現在	令和元年12月31日までの異動
秘 書 課 長	松 本 裕	吉 川 崇 (31. 1.18)
人 事 課 長	伊 藤 栄 二	濱 克 彦 (元. 7.16)
会 計 課 長	松 下 裕 子	野 口 宣 大 (元. 7.16)
国 際 課 長	松 井 信 憲	柴 田 紀 子 (元. 7.16)
施 設 課 長	佐 藤 淳	佐久間 佳 枝 (31. 4. 1)
厚 生 管 理 官	岩 坂 敏 光	藁 谷 和 彦 (31. 4. 1)
司 法 法 制 部 長	小 出 邦 夫	金 子 修 (元. 7.16)
司 法 法 制 課 長	福 原 道 雄	
審 査 監 督 課 長	三 宅 啓 介	
民 事 局 長	小野瀬 厚	小 出 邦 夫 (元. 7.16)
総 務 課 長	野 口 宣 大	松 井 信 憲 (元. 7.16)
民 事 第 一 課 長	杉 浦 直 紀	
民 事 第 二 課 長	村 松 秀 樹	
商 事 課 長	宮 崎 拓 也	
民 事 法 制 管 理 官	堂 蘭 幹一郎	
刑 事 局 長	辻 裕 教	小 山 太 士 (31. 1.18)
総 務 課 長	吉 川 崇	佐 藤 剛 (元. 7.16)
刑 事 課 長	濱 克 彦	大 原 義 宏 (31. 1.18)
公 安 課 長	内 藤 惣一郎	上 原 龍 (31. 1.18)
刑 事 法 制 管 理 官	保 坂 和 人	吉 田 雅 之 (元. 7.16)
国 際 刑 事 管 理 官	東 山 太 郎	松 本 麗 (元. 7.16)
矯 正 局 長	名 執 雅 子	
総 務 課 長	松 村 憲 一	花 村 博 文 (31. 4. 1)
成 人 矯 正 課 長	中 川 忠 昭	
少 年 矯 正 課 長	小 山 定 明	
矯 正 医 療 管 理 官	針 田 哲	
保 護 局 長	畝 本 直 美	今 福 章 二 (31. 1.18)
総 務 課 長	古 田 康 輔	瀧 澤 一 弘 (31. 1.18)
更 生 保 護 振 興 課 長	古 川 芳 昭	押 切 久 遠 (31. 4. 1)
観 察 課 長	大 場 玲 子	

職 名	平成31年 1 月 1 日現在	令和元年12月31日までの異動
人 権 擁 護 局 長	高 嶋 智 光	菊 池 浩 (31. 4. 1)
総 務 課 長	佐久間 佳 枝	丸 山 嘉 代 (31. 4. 1)
調 査 救 済 課 長	大 橋 光 典	
人 権 啓 発 課 長	中 村 誠	土 手 敏 行 (31. 4. 1)
訟 務 局 長	館 内 比佐志	
訟 務 企 画 課 長	松 本 明 敏	小 原 一 人 (31. 4. 1)
民 事 訟 務 課 長	山 口 浩	伊 藤 清 隆 (31. 4. 1)
行 政 訟 務 課 長	須 賀 康太郎	
租 税 訟 務 課 長	保木本 正 樹	間 野 明 (31. 4.10)
訟 務 支 援 管 理 官	小 林 康 彦	山 口 浩 (31. 4. 1)
入 国 管 理 局 長	和 田 雅 樹	} (31.4.1組織改編により廃止)
総 務 課 長	佐 藤 剛	
入 国 在 留 課 長	丸 山 秀 治	
審 判 課 長	岡 本 章	
警 備 課 長	君 塚 宏	
出入国管理情報官	福 原 申 子	
(施設等機関)		
法 務 総 合 研 究 所 長	佐久間 達 哉	大 場 亮太郎 (31. 1.18)
矯 正 研 修 所 長	小 山 和 己	小 出 稔 (31. 4. 1)

職 名		平成31年 1 月 1 日現在	令和元年12月31日までの異動
(地方支分部局) (法 務 局 長)			
東 京	京	岩 山 伸 二	山 西 宏 紀 (元.11. 8)
大 阪	阪	杉 浦 徳 宏	
名 古 屋	屋	杉 本 秀 敏	
広 島	島	醍 醐 邦 治	堀 恩 恵 (31. 4. 1)
福 岡	岡	鎌 倉 克 彦	伊 藤 武 志 (31. 4. 1)
仙 台	台	西 江 昭 博	
札 幌	幌	堀 恩 恵	須 藤 義 明 (31. 4. 1)
高 松	松	石 山 順 一	中 崎 俊 彦 (31. 4. 1)
(矯正管区長)			
東 京	京	島 孝 一	
大 阪	阪	東小藺 誠	本 田 久 人 (31. 4. 1)
名 古 屋	屋	松 田 治	柿 崎 伸 二 (31. 4. 1)
広 島	島	高 橋 真次郎	大 橋 直 三 (31. 4. 1)
福 岡	岡	黒 柳 誠	景 山 城 佳 (31. 4. 1)
仙 台	台	角 田 康 彦	竹 田 収 (31. 4. 1)
札 幌	幌	柿 崎 伸 二	朝 倉 太 (31. 4. 1)
高 松	松	小 林 弘 明	赤 羽 和 久 (31. 4. 1)
(地方更生保護) (委員会委員長)			
関 東	東	吉 田 研一郎	
近 畿	畿	荒 木 龍 彦	
中 部	部	齋 場 昌 宏	
中 国	国	稲 葉 保	幸 島 聡 (31. 4. 1)
九 州	州	西瀬戸 伸 子	稲 葉 保 (31. 4. 1)
東 北	北	幸 島 聡	田 中 一 哉 (31. 4. 1)
海 道	道	永 井 文 昭	
四 国	国	井 坂 巧	岡 坂 吉 朗 (31. 4. 1)

職 名	平成31年 1 月 1 日現在	令和元年12月31日までの異動
(地方入国管理局長)		
東 京	福 山 宏	{ (31.4.1組織改編により廃止)
大 阪	建 山 宜 行	
名 古 屋	藤 原 浩 昭	
広 島	田 口 敬 治	
福 岡	石 岡 邦 章	
仙 台	山 本 広 行	
札 幌	堀 場 淳	
高 松	北 村 晃 彦	
外 局		
(出入国在留管理庁)		
出入国在留管理庁長官	{ (31.4.1組織改編により新設)	佐々木 聖 子 (31. 4. 1)
出入国在留管理庁次長		高 嶋 智 光 (31. 4. 1)
審 議 官		佐 藤 淳 (31. 4. 1)
審 議 官		道 井 緑一郎 (31. 4. 1)
総 務 課 長		東 山 太 郎 (元. 7.16)
政 策 課 長		福 原 申 子 (31. 4. 1)
参 事 官		片 山 真 人 (31. 4. 1)
出 入 国 管 理 部 長		石 岡 邦 章 (31. 4. 1)
出 入 国 管 理 課 長		木 村 久 義 (31. 4. 1)
審 判 課 長		磯 部 哲 郎 (元.10.25)
警 備 課 長		岡 本 章 (元.10.25)
在 留 管 理 支 援 部 長		丸 山 秀 治 (31. 4. 1)
在 留 管 理 課 長		根 岸 功 (31. 4. 1)
在 留 支 援 課 長		平 嶋 壮 州 (31. 4. 1)
情 報 分 析 官		近 江 愛 子 (元.10.25)

職 名	平成31年 1 月 1 日現在	令和元年12月31日までの異動
(地方出入国在留管理局長)		
東 京	(31.4.1組織改編により新設)	福 山 宏 (31. 4. 1)
大 阪		川 村 修 行 (31. 4. 1)
名 古 屋		佐 野 豪 俊 (元. 8.26)
広 島		田 口 敬 治 (31. 4. 1)
福 岡		君 塚 宏 (31. 4. 1)
仙 台		山 本 広 行 (31. 4. 1)
札 幌		北 村 晃 彦 (31. 4. 1)
高 松		清 水 洋 樹 (31. 4. 1)
(公安審査委員会)		
公安審査委員会委員長	房 村 精 一	
(公安調査庁)		
公 安 調 査 庁 長 官	中 川 清 明	
公 安 調 査 庁 次 長	浦 田 啓 一	
公安調査庁研修所長	丸 谷 明 彦	
(公安調査局長)		
関 東	佐 藤 裕 一	井 上 滋 文 (31. 4. 1)
近 畿	植 田 康 文	
中 部	片 山 基 司	
中 国	井 上 滋 文	中 村 正 彦 (31. 4. 1)
九 州	渡 邊 修	鈴 木 孝 二 (31. 4. 1)
東 北	玉 崎 裕 幸	浅 野 栄 二 (31. 4. 1)
北 海 道	岡 村 雅 弘	
四 国	日下部 清 次	西 河 素 史 (31. 4. 1)

職 名	平成31年 1 月 1 日現在	令和元年12月31日までの異動
検 察 庁 (最高検察庁)		
検 事 総 長	稲 田 伸 夫	
次 長	堺 徹	
事 務 局 長	山 口 博 之	北 條 潔 (31. 4. 1)
(高等検察庁)		
(検 事 長)		
東 京	八 木 宏 幸	黒 川 弘 務 (31. 1.18)
大 阪	上 野 友 慈	
名 古 屋	林 眞 琴	
広 島	稲 川 龍 也	小 川 新 二 (元. 9. 2)
福 岡	榊 原 一 夫	
仙 台	大 谷 晃 大	
札 幌	井 上 宏	
高 松	小 川 新 二	甲 斐 行 夫 (元. 9. 2)
(事 務 局 長)		
東 京	桂 大 輔	直 江 啓 司 (31. 4. 1)
大 阪	森 田 久 弘	坂 本 淳 (31. 4. 1)
名 古 屋	北 條 潔	江 崎 孝 司 (31. 4. 1)
広 島	坂 本 淳	加 畑 和 宏 (31. 4. 1)
福 岡	直 江 啓 司	田 邊 孝 文 (31. 4. 1)
仙 台	江 崎 孝 司	岩 坂 敏 光 (31. 4. 1)
札 幌	田 邊 孝 文	中 山 敏 之 (31. 4. 1)
高 松	加 畑 和 宏	嶋 田 憲 明 (31. 4. 1)
(地方検察庁)		
(検 事 正)		
東 京	甲 斐 行 夫	曾 木 徹 也 (元. 9. 2)
横 濱	中 原 亮 一	
さい たま	東 弘	上 富 敏 伸 (31. 1.18)
千 葉	北 村 篤 晃	
水 戸	片 岡 敏 晃	
宇 都 宮	阪 井 博	廣 瀬 勝 重 (元. 7.16)
前 橋	片 山 巖	大 圖 明 (31. 4.17)

職 名		平成31年 1 月 1 日現在	令和元年12月31日までの異動
静 岡	歌 古 津	神 村 昌 通	
甲 府		宮 川 博 行	
長 野		吉 田 誠 治	宇 川 春 彦 (31. 1.18)
新 潟		関 隆 男	岩 山 伸 二 (元.11. 8)
大 阪		北 川 健太郎	田 辺 泰 弘 (元.11. 8)
京 都		田 中 素 子	廣 上 克 洋 (元. 7.16)
神 戸		杉 山 治 樹	田 中 素 子 (元. 7.16)
奈 良		菊 池 浩	山 口 英 幸 (31. 1.28)
大 津		吉 池 浩 嗣	木 村 匡 良 (元. 9.11)
和 名		山 本 幸 博	
	兄	片 岡 弘	
		長 谷 透	松 本 裕 (31. 1.18)
岐 原		原 島 肇	八 澤 健三郎 (元. 7.16)
福 井		秋 山 仁 美	
金 沢		森 脇 尚 史	植 村 誠 (元.11. 8)
富 山		佐 藤 隆 文	新 田 智 昭 (31. 3.11)
広 島		山 下 隆 志	片 山 巖 (31. 4.17)
山 口		矢 本 忠 嗣	古 谷 伸 彦 (元.11. 8)
岡 山		畑 野 隆 二	矢 本 忠 嗣 (元.11. 8)
鳥 取		植 村 誠	岡 俊 介 (元.11. 8)
松 江		佐 藤 光 代	勝 山 浩 嗣 (元. 9.11)
福 岡		堀 嗣 亜貴	
佐 賀		恒 川 由理子	小弓場 文 彦 (元.11.29)
長 崎		仁 田 良 行	吉 池 浩 嗣 (元. 9.11)
大 分		木 村 泰 昌	永 幡 無二雄 (31. 1.28)
熊 本		中 村 周 司	木 村 泰 昌 (31. 1.28)
鹿 島		古 谷 伸 彦	石 崎 功 二 (元.11. 8)
宮 崎		早 川 幸 延	加 藤 俊 治 (31. 3.11)
那 覇		中 村 孝	
仙 台		畔 柳 章 裕	森 本 和 明 (31. 3.11)
福 島		佐 野 仁 志	早 川 幸 延 (31. 3.11)
山 形		吉 田 久	伊 藤 栄 二 (元. 7.16)
盛 岡		佐 藤 美由紀	飯 島 泰 (31. 4.17)
秋 田		木 村 匡 良	鈴 木 眞理子 (元. 9.11)

職	名	平成31年1月1日現在	令和元年12月31日までの異動
青	森	西村尚芳	高橋真(元. 7.16)
札	幌	小澤正義	林秀行(元. 7.16)
函	館	山本真千子	森隆志(元.11. 8)
旭	川	長谷川保	山田利行(元. 7.16)
釧	路	尾崎寛生	
高	松	千田恵介	西村尚芳(元. 7.16)
徳	島	互敦史	小沢正明(元.11. 8)
高	知	山西宏紀	高橋孝一(元. 9.11)
松	山	白木功	

9 第198回通常国会提出法律案審議経過一覧

(H31.1.28～.R1.6.26 150日間)

件名 区分	閣議	国会		衆議院					参議院					公布 月日	法律 番号	施行 月日	備考
		提出 月日	番 号	委員会				本採 決月 議日	委員会				本採 決月 議日				
				付託 月日	提案 理由	審議 日	採決 月日		付託 月日	趣旨 説明	審議 日	採決 月日					
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	2/12	2/12 衆17:00 参17:02	19	3/14	3/15	3/22	3/22	3/26	4/15	4/16	4/18	4/18	4/19	4/26	15	平成31年4月26日	趣旨説明要求：立憲、国民、共産、 維新、社保
民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律案	2/19	2/19 衆17:00 参17:02	28	3/19	3/26	4/2,4/3,4/10,4/12	4/12	4/16	4/22	4/23	4/25,5/9	5/9	5/10	5/17	2	公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日	本会議登壇：3/19（衆） 附帯決議（衆、参） 趣旨説明要求：立憲、国民、共産、 維新、社保
表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律案	2/22	2/22 衆17:00 参17:02	30	4/23	4/24	4/26	4/26	5/10	5/13	5/14	5/16	5/16	5/17	5/24	15	一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日	附帯決議（衆、参） 趣旨説明要求：立憲、国民、共産、 維新、社保
司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案	3/12	3/12 参17:02 衆17:04	46	5/28	5/29	5/31	5/31	6/6	4/8	4/9	4/11	4/11	4/12	6/12	29	公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日	参先議 附帯決議（衆） 趣旨説明要求：立憲、国民、共産、 維新、社保
戸籍法の一部を改正する法律案	3/15	3/15 参17:00 衆17:02	50	5/7	5/8	5/10	5/10	5/16	5/20	5/21	5/23	5/23	5/24	5/31	17	一部の規定を除き、令和元年6月20日	趣旨説明要求：立憲、国民、共産、 維新、社保
民法等の一部を改正する法律案	3/15	3/15 衆17:00 参17:02	51	5/14	5/15	5/17,5/22,5/24	5/24	5/28	5/29	5/30	6/4,6/6	6/6	6/7	6/14	34	公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日	趣旨説明要求：立憲、国民、共産、 維新、社保

区 分 件 名	閣 議	国 会		衆 議 院					参 議 院					公 布 月 日	法 律 番 号	施 行 月 日	備 考
		提 出 月 日	番 号	委 員 会				本 採 決 月 日	委 員 会				本 採 決 月 日				
				付 託 月 日	提 案 理 由	審 議 日	採 決 月 日		付 託 月 日	趣 旨 説 明	審 議 日	採 決 月 日					
(議員立法)																	
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案		(195) 12/6	(195) 衆 8	(196) 1/22 (197) 10/24 (198) 1/28													提出者：山尾志桜里（衆・立）外6名 継続審査（第195回提出） 趣旨説明要求：国民、維新
民法の一部を改正する法律案		(196) 6/14	(196) 衆 37	(196) 7/18 (197) 10/24 (198) 1/28													提出者：山尾志桜里（衆・立）外4名 継続審査（第196回提出） 趣旨説明要求：維新
民法の一部を改正する法律案		(198) 6/3	(198) 衆 15	(198) 6/25													提出者：西村智奈美（衆・立）外5名 継続審査（第198回提出）
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案		(198) 6/21	(198) 衆 35	(198) 6/25													提出者：平野博文（衆・国）外5名 継続審査（第198回提出）

10 第200回臨時国会提出法律案審議経過一覧

(R1.10.4～.R1.12.9 67日間)

区 分 件 名	閣 議	国 会		衆 議 院					参 議 院					公 布 月 日	法 律 番 号	施 行 月 日	備 考
		提 出 月 日	会 番 号	委 員 会				本 採 決 月 議 日	委 員 会				本 採 決 月 議 日				
				付託 月 日	提案 理由	審 議 日	採決 月 日		付託 月 日	趣旨 説明	審 議 日	採決 月 日					
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案	10/11	10/11 衆17:00 参17:02	3	10/24	10/29	11/13	11/13	11/14	11/18	11/19	11/21	11/21	11/22	11/29	58	令和元年11月29日	趣旨説明要求：立国社、共産、維新
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案	10/11	10/11 衆17:00 参17:02	4	10/24	10/29	11/13	11/13	11/14	11/18	11/19	11/21	11/21	11/22	11/29	59	令和元年11月29日	趣旨説明要求：立国社、共産、維新
会社法の一部を改正する法律案	10/18	10/18 衆17:00 参17:02	10	11/12	11/15	11/19,11/20,11/22	11/22	11/26	11/27	11/28	11/28,12/3	12/3	12/4	12/11	70	一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日	本会議登壇：11/12(衆)11/27(参) 修正案(衆) 趣旨説明要求：立国社、共産、維新
会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	10/18	10/18 衆17:00 参17:02	11	11/12	11/15	11/19,11/20,11/22	11/22	11/26	11/27	11/28	11/28,12/3	12/3	12/4	12/11	71	一部の規定を除き、会社法の一部を改正する法律案の施行の日	本会議登壇：11/12(衆)11/27(参) 修正案(衆) 趣旨説明要求：立国社、共産、維新
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案	10/18	10/18 衆17:00 参17:02	12	11/26	11/27	11/29	11/29	12/3	12/9								継続審査 附帯決議(衆) 趣旨説明要求：立国社、共産、維新

区 分 件 名	閣 議	国 会		衆 議 院					参 議 院				公 布 月 日	法 律 番 号	施 行 月 日	備 考
		提 出 月 日	番 号	委 員 会			本 採 決 月 議 日	委 員 会			本 採 決 月 議 日					
				付 託 月 日	提 案 理 由	審 議 日		採 決 月 日	付 託 月 日	趣 旨 説 明		審 議 日				
(議員立法)																
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案		(195) 12/6	(195) 衆 8	(196) 1/22 (197) 10/24 (198) 1/28 (199) 8/1 (200) 10/4												提出者：山尾志桜里（衆・立）外6名 継続審査（第195回提出） 趣旨説明要求：維新
民法の一部を改正する法律案		(196) 6/14	(196) 衆 37	(196) 7/18 (197) 10/24 (198) 1/28 (199) 8/1 (200) 10/4												提出者：山尾志桜里（衆・立）外4名 継続審査（第196回提出） 趣旨説明要求：維新
民法の一部を改正する法律案		(198) 6/3	(198) 衆 15	(198) 6/25 (199) 8/1 (200) 10/4												提出者：西村智奈美（衆・立）外5名 継続審査（第198回提出） 趣旨説明要求：維新
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案		(198) 6/21	(198) 衆 35	(198) 6/25 (199) 8/1 (200) 10/4												提出者：平野博文（衆・国）外5名 継続審査（第198回提出） 趣旨説明要求：共産、維新

11 年 表

(平成31年 1 月 1 日～令和元年12月31日)

月 日	事 項
1月 8日 ～12日	法務大臣が政府要人との意見交換等のため香港及びインドに出張
1月17日	ウズベキスタン雇用・労働関係大臣が法務大臣を表敬訪問
2月26日	名寄法務総合庁舎落成記念式典
3月11日	シンガポール上級国務大臣（法務・保健担当）が法務大臣を表敬訪問
3月27日	タイ労働大臣が法務大臣を表敬訪問
4月 3日	ベトナム司法大臣が法務大臣を表敬訪問
4月23日	ブータン労働・人的資源大臣が法務大臣を表敬訪問
5月 1日 ～5日	法務大臣が政府及び国際機関の要人との意見交換等のためアメリカに出張
5月24日	春の叙勲による勲章伝達式
5月28日	第32回危険業務従事者叙勲による勲章伝達式
5月28日	国際移住機関（I O M）事務局長が法務大臣を表敬訪問
5月30日	春の藍綬褒章及び黄綬褒章伝達式
6月19日	スリランカ通信・海外雇用・スポーツ大臣が法務大臣を表敬訪問
7月 1日 ～31日	第68回“社会を明るくする運動”強調月間
7月24日 ～27日	法務大臣が政府及び国際機関の要人との意見交換等のためフィリピン及びインドネシアに出張
8月27日	国連開発計画（U N D P）総裁が法務大臣を表敬訪問
10月 1日 ～ 7日	第59回法の日週間
10月 9日	バングラデシュ海外居住者福祉厚生・海外雇用省大臣が法務大臣を表敬訪問
10月23日	コロンビア外務大臣が法務大臣を表敬訪問

月 日	事 項
10月24日	キルギス外務大臣が法務大臣を表敬訪問
10月24日	イラン副大統領が法務大臣を表敬訪問
11月 5日	ロシア司法大臣が法務大臣を表敬訪問
12月11日	秋の叙勲による勲章伝達式
12月13日	第33回危険業務従事者叙勲による勲章伝達式
12月10日 ～14日	法務大臣が政府要人との意見交換等のためミャンマー及びタイに出張
12月17日	秋の藍綬褒章及び黄綬褒章伝達式

法 務 年 鑑 令和元年 【非売品】

令和 2 年 11 月発行

法務省大臣官房司法法制部司法法制課

〒100-8977 東京都千代田区霞が関 1 丁目 1 番 1 号

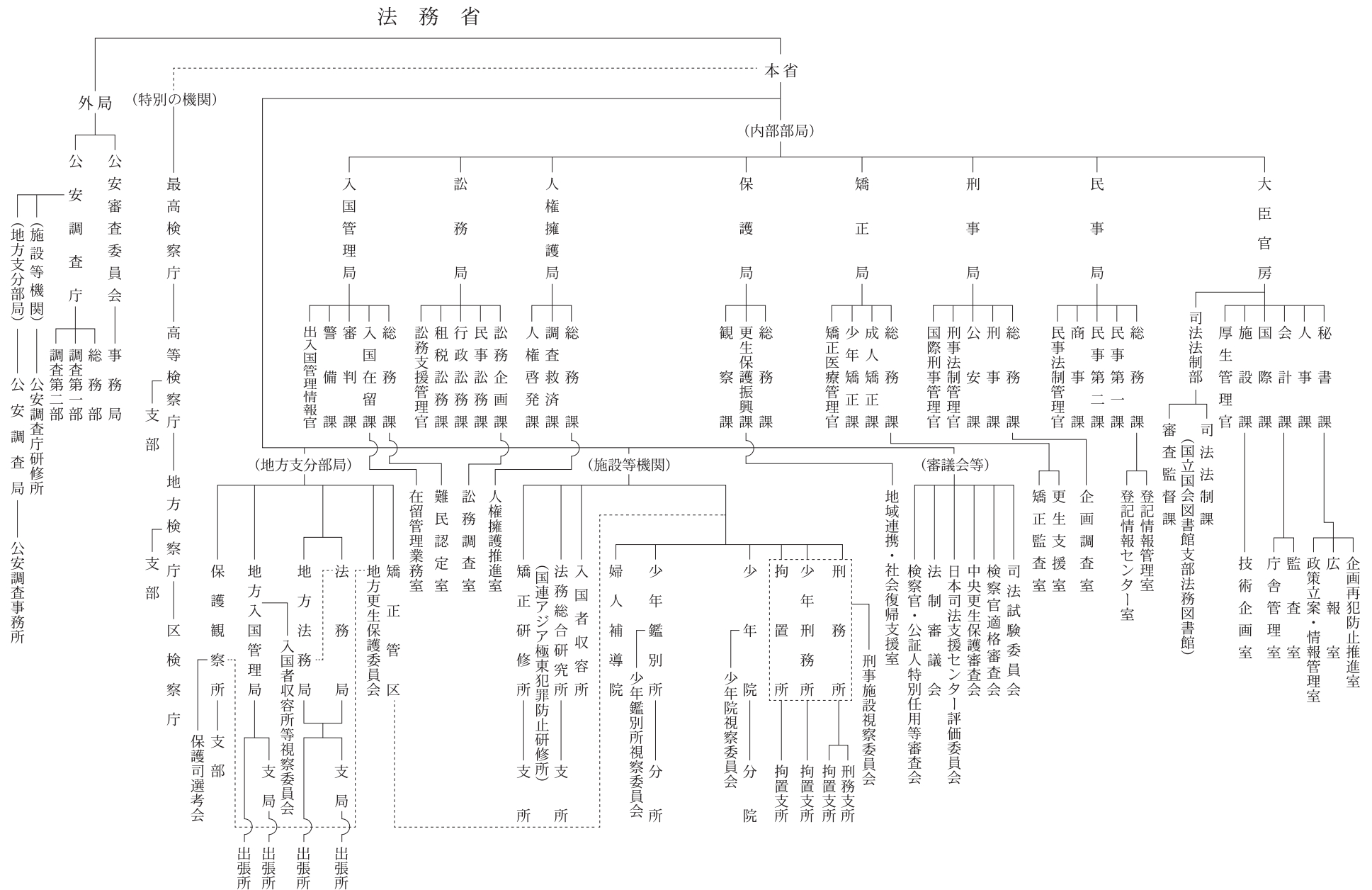
電話 03 (3580) 4111 内線 2366

<http://www.moj.go.jp/> (法務省ホームページ)

法 務 省 機 構 図

(平成31年1月1日現在)

〔備考 令和元年12月31日現在の機構図は、巻頭見返しを参照〕





この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。